



練馬区勢概要

令和8年版（2026年版）



練馬区 の 歌

—— わが街・練馬 ——

詞 作 子 悦
補作 幸 伍
曲 野 永 崎
ひさ 久 松 川
まっ かわ

一、花と緑につつまれて
わが街・練馬をあるいてごらん
春がきたよと こぶし咲き
梅の香りの漂うなかで
きつと元気が出るでしょう

二、朝の光に照らされて
わが街・練馬をあるいてごらん
夏がくるよと つつじ咲き
土の香りの漂うなかで
きつと元気が出るでしょう

三、かわいい声に囲まれて
わが街・練馬をあるいてごらん
秋の実りよ 子供たち
虹の七色輝くなかで
きつと元気が出るでしょう

四、錦の落葉踏みしめて
わが街・練馬をあるいてごらん
冬鳥たちも 飛んできて
地球の明日を夢みるなかで
きつと元気が出るでしょう

♩ = 116

mf

1 はな と ーみどりに つ つ ーま れ て }
 (2 あさ) の ーひかりに て ら ーさ れ て } 1~4 わ が まちねりま
 (3 かわ) い いこえーに か こ ーま れ て }
 (4 にし) き のおちー ば ふ み ーし め て

mp

を ある い て ご ら ん { は る が き た よ と こ
 { な つ が く る よ と こ
 { あ き の み の り よ こ
 { ふ ゆ ど り た ち ー も と

mf

ぶ ーし さ き う め の か お り の た だ よ う な か で }
 つ ーじ さ き つ ち の か お り の た だ よ う な か で } 1~4 き っ
 ど ーも た ち に じ の な な い ろ か が や く な か で }
 ん ーで き て ち き ゆ う の あ し た を ゆ め み る な か で

1. 2. 3. 4.

と げ ん き が で る で し ょ う 2 あ さ う
 3 か わ
 4 に し

「練馬区の歌—わが街・練馬—」は、歌を通じて、区民に、ふるさと練馬への親しみと地域とのふれあいを深めてもらうために作られた。この歌は、区民代表や学識経験者などで構成する「区の歌制作委員会」が制作をしたもので、歌詞は区民から公募し、曲も区内在住の作曲家によって作られた区民参加による手づくりの歌である。平成元年10月8日、今後、広く区民に愛唱されることを願って、「ふるさと練馬まつり」の席で発表された。

練馬区勢概要

令和 8 年版
(2026年版)

練 馬 区

この区勢概要は、「第3次 みどりの風吹くまちビジョン」でお示した施策の体系に沿って、令和7年度に実施した事業を紹介しています。多くの皆様に、区政について一層のご理解を頂ければ幸いに存じます。

本書の編集に際し、区内の各官公署やその他の機関から資料を提供して頂くなど、多くのご協力を頂きました。心から御礼申し上げます。

<凡例>

- 1 本書の構成は、「第3次みどりの風吹くまちビジョン」の施策の体系を基本とした。本書では、名称を『ビジョン』と省略する（序章の「1 区の計画」を除く。）。
各章内は、章・大見出し・中見出し・小見出しで構成される。各章は『ビジョン』の施策の柱と、各大見出しは『ビジョン』における施策名・番号と対応する（一部、章内の施策全般に係る内容を記載した部分を除く。）。
施策の体系（施策の柱および施策名・番号）は、24～25ページ〔施策の体系と戦略計画・個別計画の関連図（第3次みどりの風吹くまちビジョン）〕に掲載している。
- 2 本書は、ほかの区域と区別する必要のない限り、「練馬区」の名称を省略する。
- 3 グラフ・表等の資料の出所は、練馬区の各部課において作成したものについては省略する。
- 4 本書は、令和7年または7年度の統計資料を基準とし、併せて、以前のものも比較対象のため掲載する。なお、一部8年度以降の内容も掲載している。
- 5 統計表の基準時・期間はつぎのとおりとする。
「年次」暦年間（1月～12月）
「年度」会計年度間（4月～翌年3月）
- 6 統計表中の符号の用途はつぎのとおりとする。
「－」皆無または該当数値なし
「---」資料なし
「0」単位未満
「△」減
- 7 統計表中の数値の単位未満は、四捨五入することを原則とした。したがって、合計と内訳が一致しない場合もある。
- 8 練馬区の発行している事業案内冊子の誌名・発行元等を「関連文書一覧」として掲載した。

目 次

練馬区この1年 1

練馬区のあらまし 7

1 地勢	8
位置、面積／地形／地質／町名図／地名の由来／区の紋章／区の花と木	
2 歴史	10
原始・古代／中世／近世／近代	
3 人口	12
人口の推移／人口構成／世帯の状況／人口密度／本籍人口／住民基本台帳	
4 気象	19

序章 区政の推進と財政 21

1 区の計画	22
(1) グランドデザイン構想	22
位置付け／構成	
(2) 第3次みどりの風吹くまちビジョン	22
位置付け／『第3次ビジョン』の構成	
(3) 区民の要望	23
区民意識意向調査／施策の体系と戦略計画・個別計画の関連図（第3次みどりの風吹くまちビジョン）	
2 区政のしくみ	26
(1) 議決機関（区議会）	26
区議会のはたらき／本会議と委員会／令和7年～令和8年の区議会／練馬区議会議員名簿	
(2) 執行機関（区長・行政委員会など）	32
区長と補助機関／行政委員会、行政委員／練馬区機構図／練馬区の附属機関	
(3) 参政の状況	41
選挙権と選挙人名簿登録者数／選挙区／衆議院議員選挙／練馬区長選挙／明るい選挙のために／主権者教育	
(4) 新たな区政の創造	44
特別区制度改革／地方分権の推進	
3 財政	45
(1) 特別区財政制度の現状	45
都区財政調整制度／起債の発行／地方交付税／国庫支出金	
(2) 令和8年度当初予算	46
当初予算編成に当たっての基本方針／一般会計／特別会計／8年度一般会計予算／8	

年度特別会計予算／8年度『ビジョン』に掲げた施策の柱と戦略計画ごとの主な取組	
(3) 令和6年度決算	66
一般会計／特別会計／財政指標／6年度一般会計決算／6年度特別会計決算	
4 税・財産	69
(1) 区政を支える特別区税	69
特別区税	
(2) 都税	70
(3) 国税	71
(4) 区税負担の公平性を確保する	71
適正な課税／確実な収納事務	
(5) 財産	71
(6) 健全な財政運営を行う	72
公有財産等の活用と管理／練馬区土地開発公社／地価公示	
5 医療保険・年金制度	73
(1) 国民健康保険	73
国民健康保険の役割と運営主体／加入状況／保険給付の概要／医療費／国民健康保険料／財政状況／安定した事業運営のために／保健事業	
(2) 後期高齢者医療制度	75
制度の運営／被保険者／保険給付の概要／保健事業／後期高齢者医療保険料	
(3) 国民年金	77
国民年金事業の運営／年金加入状況／国民年金保険料／年金等の給付／練馬年金事務所	
6 区内の公共機関	79
(1) 警察	79
(2) 消防	79

第1章 子どもたちの笑顔輝くまち 81

10 教育・子育てに関する施策の方針と計画	82
(1) 練馬区総合教育会議による教育・子育て行政のさらなる活性化	82
練馬区総合教育会議と「練馬区教育・子育て大綱」	
(2) 練馬区教育振興基本計画	82
教育振興基本計画 中間見直し	
(3) 練馬区子ども・子育て支援事業計画	82
第3期練馬区子ども・子育て支援事業計画の策定	
11 子どもの教育・保育の充実	83
(1) 家庭での子育てを支える	83

親子で交流できる場／多様な子育て支援事業	
(2) 就学前の子どもの成長を支える	84
区立保育所・私立保育所／地域型保育事業／その他の保育制度／待機児童解消に向けて／保育水準の維持向上／幼稚園の現況／練馬こども園	
12 子どもと子育て家庭の支援の充実	87
(1) 地域で子育てを支える	87
相談支援体制／児童虐待防止／区立保育所子育て支援事業／練馬こどもまつり	
(2) 手当・助成	88
児童手当等の支給	
13 子どもの居場所と成長環境の充実	90
(1) 学童期の子どもの成長を支える	90
学童クラブ／学校応援団／練馬型放課後児童対策事業「ねりっこクラブ」／ねりっこプラス／民間学童クラブ事業／児童館（室）	
14 教育の質の向上	92
(1) 小・中学校の教育内容を充実する	92
ICTを活用した教育内容の充実／人権教育および豊かな心を育成する教育を推進するために／学校図書館の充実／教育情報の発信／確かな学力の定着・向上と主体的に学ぶことができる子どもを育てる教育を推進するために／小中一貫教育の推進／教員研修等の充実／教員の働き方改革／英語教育の充実	
(2) 教育環境を充実する	93
施設の整備／小・中学校の現況／学校選択制度／教材等の整備／区立学校の適正配置	
(3) 児童・生徒の健やかな体の成長を促す	95
校外学習／学校災害／アレルギー疾患対策／学校給食	
(4) 小学校就学前からの切れ目のない取組を展開	95
幼保小連携の推進／家庭教育支援事業の実施	
15 家庭や地域と連携した教育の推進	97
(1) 学校との連携を推進する	97
家庭および地域社会に開かれ、信頼される学校づくりを推進するために／学校評議員制度／学校安全安心ボランティア事業／学校安全対策事業／教育委員と児童・生徒との意見交換会／広報活動	
(2) 家庭・学校・地域で連携して青少年の健全育成を推進する	97
青少年育成活動方針目標／家庭・地域社会の教育力の向上／練馬区青少年問題協議会／練馬区青少年対策連絡会／青少年育成地区委員会／青少年委員会／健全で安全な社会環境づくりと非行防止の推進／学習の機会の充実	

(3) 青少年の自主的な活動を支援する	99
社会参加の促進／青少年の活動の場／少年自然の家／青少年館	

16 支援が必要な子どもたちへの取組の充実 …101

(1) 支援が必要な子どもと子育て家庭を応援する	101
相談と指導／就学援助／いじめ・不登校などへの対応／学習支援事業／区立小・中学校等における医療的ケア児への支援の充実／ヤングケアラーへの支援の充実／社会的養護経験者の支援の取組／特別支援教育	

第2章 高齢者が住みなれた地域で暮らせるまち …105

21 高齢者の在宅生活を支える仕組みづくり …106

(1) 「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定	106
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	
(2) 地域での生活を支援するサービス等を拡充	106

<地域で高齢者を支える>

地域包括支援センターの設置／包括的支援事業／高齢者の総合相談・医療と介護の相談窓口／高齢者支え合いサポーター育成研修の実施／生活支援コーディネーターの配置／高齢者見守りネットワークの構築／ひとり暮らし高齢者等訪問支援事業

<高齢者等への支援>

地域支援事業／三療サービス／三療サービス(施設内サービス)／ひとり暮らし高齢者等に対する給付／高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業／高齢者自立支援用具給付および住宅改修給付事業／車いす等の貸与事業

<要介護・要支援高齢者への支援>

介護保険制度／相談・苦情／保険給付／市町村特別給付／利用者負担の軽減／要介護高齢者の在宅支援サービス／緊急一時宿泊事業／高齢者在宅生活あんしん事業／認知症対策事業／介護学べるサロン／もの忘れ検診／チームオレンジ活動

<在宅療養の推進>

医療介護従事者への研修機会の提供／在宅療養に従事する多職種連携の推進／サービス提供体制の充実／区民への啓発、家族への支援

22 介護施設の整備と介護人材の確保 …113

(1) 介護施設の整備と介護人材の確保	113
老人ホーム／介護老人保健施設／地域密着型サービス／事業者状況／社会福祉法人練馬	

区社会福祉事業団／福祉人材の確保・育成・
定着支援

23 元気高齢者の社会参加・フレイル予防の

推進 116

(1) 高齢者の多様な社会参加の促進 116

老人クラブ・文化祭など／高齢者サークル事業助成／公益社団法人練馬区シルバー人材センター／高齢者就業・社会参加支援事業／高齢者の生活ガイド／高齢者いきいき健康事業／敬老祝品／高齢者みんな健康プロジェクト／公衆浴場活用事業「フロ・マエ・フィットネス」／オンラインによる介護予防事業・スマホ事業／高齢者施設

(2) 介護予防の推進 118

介護予防・日常生活支援総合事業

第3章 安心を支える福祉と

医療のまち 119

31 障害者の地域生活を支える 120

(1) 総合相談体制を構築する 120

相談支援の充実／手帳の交付

(2) サービス提供体制を拡充する 121

障害者総合支援法／「障害者総合支援法」による障害福祉サービス等／「障害者総合支援法」以外の障害福祉サービス／障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の推進／障害者が地域で暮らし続けられる基盤の整備／福祉園等／中村橋福祉ケアセンター（旧心身障害者福祉センター）／しらゆり荘／こども発達支援センター

(3) 障害者の就労を推進する 125

練馬区障害者就労支援センター（レインボーワーク）／就労移行支援事業所／就労継続支援B型事業所／就労定着支援事業所

(4) 障害者の社会生活を支援する 126

精神保健福祉／心身障害者福祉集会所／福祉手当と年金、医療費助成／啓発活動等の推進／福祉大会

32 生活の安定に向けた自立の応援 127

(1) 生活の安定に向けた自立支援を行う 127

生活保護／法外援護／生活困窮者自立支援事業／戦争犠牲者の援助／中国残留邦人等への支援／各種資金貸付制度などの運営／生活の安定と自立のために／生活困窮世帯エアコン購入費助成事業／母子生活支援施設／練馬区ひとり親家庭自立応援プロジェクトの実施／困難な問題を抱える女性への支援の強化

33 地域福祉の推進 131

(1) みんなでつくる

誰もが安心して暮らせるまち 131
練馬区地域福祉計画

(2) 区民との協働と地域の支え合いを

推進する 131

民生・児童委員／つながるカレッジねりま（福祉分野）／地域福祉コーディネーターによる地域福祉の基盤づくり／やさしいまちづくり支援事業／こどもだんらん食堂支援事業／非営利地域福祉活動団体への補助金交付／福祉有償運送の支援

(3) 誰もが安心して生活できる

環境を整える 132
指導監査（検査）・運営指導および社会福祉法人の設立認可／保健福祉サービス苦情調整委員の設置

(4) 再犯を防止し安全・安心な地域社会を

実現する 132

練馬区保護司会／練馬区更生保護女性会

(5) ユニバーサルデザインのまちづくりを

進める 132

ユニバーサルデザイン体験教室／情報通信

技術を活用した情報バリアフリーの推進

(6) 権利擁護が必要な人への支援を

充実する 132

権利擁護センター「ほっとサポートねりま」

／地域福祉権利擁護事業等の実施

(7) 練馬区社会福祉協議会との連携 133

社会福祉法人練馬区社会福祉協議会（社協）

34 医療環境の充実 134

(1) 医療機関の役割分担と連携 134

休日・夜間救急医療／心身障害者（児）・要介護高齢者歯科診療

(2) 病床の確保 135

順天堂大学医学部附属練馬病院／公益社団法人地域医療振興協会練馬光が丘病院／慈誠会・練馬高野台病院／慈誠会・光が丘病院

(3) 在宅療養の推進 135

在宅医療提供体制の充実／在宅療養の推進

(4) 災害時医療救護体制の構築 135

医療機関の役割分担と連携／医療救護所訓練の実施

35 健康づくりの推進 137

(1) 健康づくりを支援する 137

健康都市練馬区宣言／健康づくりサポートプラン／乳幼児と親の健康づくり／出産・子育て応援事業／バースデーサポート事業／学校保健の充実／成人の健康推進／こころの健康問題を抱える人等への支援

(2) 食育を推進する環境づくり	141
練馬区食育推進ネットワーク会議／生涯を通じた食育の推進／食育推進ボランティア	
(3) 健康に関する危機管理を行う	142
予防接種／感染症対策	
(4) 安全な衛生環境を確保する	144
食品衛生／食品衛生普及啓発活動／環境衛生／ペット動物の飼養／ねずみ・害虫対策／医療監視・指導／薬事衛生／免許申請などの取扱い	

第4章 安全・快適、 みどりあふれるまち 147

40-1 良好な地域環境を作る	148
(1) まちづくりで環境に配慮する	148
(2) 公害問題の解決を図り、地球環境の保全・改善を推進する	148
大気汚染／練馬区アスベスト飛散防止条例／事業所の有害化学物質適正管理に関する規制指導／事業所の土壤汚染対策に関する規制指導／放射線量の測定／水質汚濁／公害に関する苦情および相談の処理事務	
(3) まちの美化を進める	150
「ポイ捨て・落書防止条例」および「歩行喫煙等の防止条例」の施行／カラス対策／アラビグマ・ハクビシン対策／空き家およびいわゆる「ごみ屋敷」対策の推進／あき地管理	
40-2 地域特性を活かしたまちづくりの推進	152
(1) 計画的な土地利用を誘導し、良好な市街地を形成する	152
地域地区制度／地区計画制度によるまちづくり／「練馬区風致地区条例」に基づく事務／優良宅地の認定審査	
(2) 区民・事業者とともにまちづくりを進める	153
練馬区まちづくり条例／区民・事業者・区の協働によるまちづくり／「練馬区まちづくり条例」に基づく開発調整／建築紛争の予防・調整／建築協定／「練馬区福祉のまちづくり推進条例」等によるバリアフリー整備／土地区画整理事業の推進／公益財団法人練馬区環境まちづくり公社	
(3) 調和のとれた都市景観を形成する	155
景観形成のルールづくり／景観まちづくり／景観に関する届出	
41 災害に強い安全なまちづくり	156
(1) まちの防災性を向上する	156
防災まちづくりの推進／都市計画道路事業	

に合わせた延焼遮断帯の形成／建築物の規制と誘導	
(2) 災害に強いまちをつくる	156
密集住宅市街地整備促進事業／防災まちづくり事業／感震ブレーカーの無償貸与／消火用スタンドパイプの設置／無電柱化の推進／河川の改修／雨水貯留浸透施設の設置／雨水流出抑制施設の整備／地下室等設置に係る浸水対策の届出／ねりま情報メール・練馬区公式X (旧Twitter)・LINE【防災気象情報】／橋りょう／街路灯等の省エネルギー化促進	
(3) 災害に強いまちの実現に向けた取組を支援する	159
旧耐震建築物等の耐震化に係る助成および支援事業／ブロック塀等撤去費用助成について／マンホールトイレ等整備費用助成／感震ブレーカー購入費補助／狭あい道路の拡幅などに係る費用の助成等	
(4) 上・下水道の整備	160
上水道／下水道	
42 地域防災力の向上	161
(1) 自然災害に対する体制を強化する	161
練馬区災害対策条例／災害対応力の向上／災害対策関連計画／防災センター／備蓄対策／飲料水の確保／帰宅困難者対策／区民防災組織／防災訓練／防災企画展／防災功労者・功労団体表彰／普及啓発活動／ねりま防災カレッジ事業／各種団体との協定	
43 安全・安心な地域づくり	166
(1) 犯罪等に対する体制を強化する	166
練馬区民の安全と安心を推進する条例／「街かど安全 72 万区民の目」警戒運動／地域防犯防火連携組織／パトロール団体／消防団／防犯設備整備費および防犯カメラ維持管理費の補助制度／ねりま情報メール・練馬区公式X (旧Twitter)・LINE【安全・安心情報】／安全・安心パトロールカー／街頭消火器の設置	
(2) 安全な道路環境の整備	167
交通安全啓発／交通安全計画／区民交通傷害保険	
44 鉄道・道路など交通インフラの整備	168
(1) 公共交通を充実する	168
区内交通の現状と「練馬区地域公共交通計画」／都営大江戸線／西武池袋線／西武新宿線／東武東上線／東京メトロ有楽町線・副都心線／鉄道駅のバリアフリー化／エイトライナー／バス交通	
(2) 道路交通ネットワークを形成し、	

沿道を整備する	171	家庭等におけるエネルギーセキュリティ確保／地域コジェネレーションシステムの運用／電動車を活用した非常用電源の確保	183
区内の道路事情／都市計画道路の整備状況／東京外かく環状道路／都市計画道路沿道地域のまちづくり／沿道地区計画制度によるまちづくり／生活幹線道路の整備／生活道路／私道整備助成制度		48 ごみの発生抑制とリサイクルの推進	184
(3) 快適な道路環境を整備する	174	(1) 23区における清掃リサイクル事業の仕組み	184
練馬区自転車利用総合計画／駅周辺の放置自転車等の状況／自転車駐車場の整備／自転車通行空間の整備／レンタサイクルシステム／自動車駐車場の運営		(2) ごみの発生を抑制する	184
45 地域生活を支える駅周辺のまちづくり	176	ごみの発生抑制の計画的推進／普及啓発の推進／生ごみの発生抑制／食品ロス削減の取組／リサイクルセンター／再使用の促進	
(1) まちの拠点機能を向上させる	176	(3) リサイクルを進める	185
駅周辺地区の整備／練馬駅周辺整備／石神井公園駅周辺整備／上石神井駅周辺整備／生活拠点の整備		庁舎等区立施設でのリサイクルの推進／効率的な資源回収システムの構築／事業者との連携／練馬区資源循環センター	
46 みどりの保全と創出	178	(4) ごみの適正処理を進める	187
(1) みどりのネットワークの形成	178	ごみ排出ルールの確立／資源・ごみの排出実態調査／一般廃棄物処理業の許可／災害時に発生する廃棄物処理	
みどりのネットワーク形成の推進／みどりの拠点づくりを進める長期プロジェクト／特色ある公園の整備／既存公園の改修・公園トイレのリニューアル／区立公園等の維持管理／みどりの普及啓発施設／公共施設の樹木管理／民有樹林地の保全／地域ぐるみでの沿道緑化の推進／緑化計画の事前協議／樹木等伐採の届出／緑化委員会		49 住まい確保のサポート	189
(2) みどりを育むムーブメントの輪を広げる	180	(1) 良質な住まいづくりを支援する	189
みどりの活動を支える人材の育成／地域に根差した活動の拡充・支援／みどりの魅力を伝える情報発信の強化／練馬みどりの葉っぱい基金		分譲マンションに関する支援事業／住宅修築資金の融資あっせん／マンション管理計画認定制度／長期優良住宅の認定	
47 脱炭素社会の実現	182	(2) 公共賃貸住宅を管理・運営する	189
(1) ゼロカーボンシティの表明	182	区が管理する住宅／他の公共住宅	
(2) 「練馬区環境基本条例」と「環境都市練馬区宣言」	182	(3) だれもが安心して暮らせる住まいづくりを促進する	190
練馬区環境審議会		区立高齢者集合住宅／他的高齢者向け公共住宅	
(3) 練馬区環境基本計画	182	(4) 住まい探しを支援する	190
(4) 住宅等の消費エネルギー削減	182	住まい確保支援事業／住宅確保要配慮者専用賃貸住宅への補助制度／練馬区居住支援協議会	
既存住宅の省エネ化・再エネ導入支援			
(5) 環境に配慮したライフスタイルの推進	182		
エコライフチェック事業／練馬区地球温暖化対策地域協議会（ねり☆エコ）の活動			
(6) 区の率先行動	183		
事業執行における環境配慮の徹底／区立施設の省エネ対策等／区立施設への再エネ設備の導入／低公害車の導入と電動化の拡大／プラスチック削減の取組			
(7) 災害時のエネルギーセキュリティの確保			

第5章 いきいきと心豊かに暮らせるまち 191

51 企業活動の活性化に向けた支援の充実	192
(1) 練馬区の産業振興施策	192
区の産業構造と特性／一般社団法人練馬区産業振興公社との連携	
(2) 中小企業の経営を支援する	193
中小企業サポートガイドブックの発行／産業融資による支援／練馬ビジネスサポートセンターによる支援／商工業団体との連携強化、各種団体への支援／中小企業等地域貢献事業補助／練馬産業見本市／練馬ビジネスチャンス交流会／人材確保に対する支援／デジタル	

化体験事業／練馬区情報発信支援事業／区民・産業プラザの運営／キャッシュレス決済ポイント還元事業 (3) 中小企業の勤労者と就労を支援する … 196 福利厚生事業への支援／勤労者への支援／勤労福祉会館およびサンライフ練馬の運営 (4) 消費者の自立を支援する … 197 消費者意識の啓発／消費者の安全の確保／石神井公園区民交流センターの運営 52 魅力ある商店街づくり … 199 (1) 魅力的な商店街づくりを進める … 199 魅力ある個店づくり／商店街の賑わい創出・活性化／商店街振興への取組／商店街連合会等との連携／スマート商店街プロジェクトの更なる展開 53 都市農業の振興と都市農地の保全 … 200 (1) 農の活きるまち練馬 … 200 意欲的な都市型農業経営の支援／練馬の都市農業の特色を活かした魅力の発信／都市農地の保全に向けた取組の推進／全国都市農業フェスティバルの開催 54 文化・生涯学習・スポーツの振興 … 205 (1) 区民の文化芸術・生涯学習活動を支援する … 205 文化芸術・生涯学習施策の推進／文化芸術の振興に関する事業／映像文化施策の推進／公益財団法人練馬区文化振興協会／練馬文化センター／大泉学園ホール（大泉学園ゆめりあホール）／練馬区立美術館／石神井公園ふるさと文化館／生涯学習センター／向山庭園／学校施設の地域開放推進／学校施設の一般利用 (2) 読書活動を支援する … 209 図書館 (3) 文化財を保存・活用・継承する … 211 文化財保護の推進／文化財の指定・登録／文化財保護のための主な事業／文化財保護推進員／尾崎遺跡資料展示室 (4) 区民のスポーツ活動を支援する … 213 スポーツ施設の整備／スポーツの機会の充実／地域スポーツ指導者等の育成／総合型地域スポーツクラブ／練馬こぶしハーフマラソン／デフリンピック開催に合わせた機運醸成の取組 55 練馬の魅力づくりと練馬ならではの観光の推進 … 216 (1) 練馬の魅力の発信 … 216 広報キャンペーンの実施／スタジオツアー東京の開設に合わせた練馬の魅力発信	
--	--

(2) 「練馬ならではの観光」の推進 … 216 練馬の魅力を体感できる仕組みづくり (3) 練馬の魅力を感じるイベントづくり … 217 第 48 回練馬まつり／第 38 回照姫まつり／アニメプロジェクト in 大泉 2025 (4) 風を感じるまちづくり … 218 散策しやすいまちづくり 56 平和と人権の尊重、男女共同参画の推進 … 219 (1) 平和を尊ぶ心を育む … 219 平和推進事業 (2) 人権の尊重と男女共同参画を進める … 219 人権尊重の理解を深めるための啓発／第 6 次練馬区男女共同参画計画／男女平等意識を高める啓発事業／配偶者等暴力被害者への支援と性暴力等の防止／男女共同参画センターの運営	
---	--

第 6 章 区民とともに区政を進める … 223

61 地域コミュニティの活性化と協働の推進 … 224 (1) 区民の自主的な活動を尊重した支援と連携 … 224 町会・自治会の活動支援／町会・自治会のデジタル活用支援／地域活動団体の支援／区民協働交流センター／相談情報ひろば／地域情報コーナー／ねりま協働ラボ／つながるカレッジねりま／地区祭補助事業 (2) 地域活動を支える機会・場の充実を行う … 226 活動と交流の場の提供／区役所会議室の活用／指定葬儀場使用料助成事業 62 多文化共生、国際・都市交流の推進 … 229 (1) 各国文化の相互理解 … 229 相互理解の促進と生活支援／友好都市等との交流 63 区政改革の推進 … 231 (1) 区政の改革に向けて … 231 区政改革推進会議／取組体制強化プラン～区民協働 DX 人事・人材育成～ (2) DX で区民と区政を直につなぐ … 231 “行かない・書かない” デジタル区役所の実現／アナログからデジタルへの業務改革 (3) 開かれた区政に向けた情報発信の充実と区民要望への迅速な対応 … 234 主な広報出版物／その他の広報活動／区民情報ひろばの運営／区政資料管理体制の整備／情報公開と個人情報保護／主な広聴活動／区民相談 (4) 行政需要に柔軟に対応するための人材育成・体制整備 … 236	
---	--

資料編	239
区内の指定・登録文化財	240
練馬区の年表	242
関連文書一覧	260

練馬区この1年

令和7年4月～令和8年3月



令和8年3月 北庁舎オープン

7年4月

1日 光が丘医療福祉プラザを開設

光が丘2丁目の練馬光が丘病院跡施設を活用し、区内初の医療と介護の複合施設である「光が丘医療福祉プラザ」を開設した。区内初となる緩和ケア病床、介護医療院のほか、介護福祉士養成施設等によって構成する。医療機関や介護事業所と連携し、入院から在宅生活に至るまで切れ目のない医療・介護サービスを提供する。



建物外観

1日 小・中学校全校と区立施設に実質再エネ100%の電力を導入

区立施設等から排出されるCO₂排出量を削減するため、区役所練馬庁舎（6年度導入）に加えて、新たに区立小・中学校全校（改修・改築中の5校を除く）および区立施設71施設の計164施設へ、実質再エネ100%電力を導入した。

1日 「ねりま羽ばたく若者応援プロジェクト」始動

児童養護施設や里親のもとで育った若者の不安を解消し、自立を支援するため、都内で初めて、都児童相談所連携型の社会的養護自立支援事業「ねりま羽ばたく若者応援プロジェクト」を開始した。

生まれ育った環境によらず、自らの意思で希望する未来を切り拓いていけるよう、生活の支援、居場所の支援、周知・啓発事業を実施する。

1日 新たな寄付メニュー6件を創設

区の取組を応援してもらうため、新たに6件の寄付メニューを創設した。このうち、「全国都市農業フェスティバル2025を応援」、「新美術館・図書館をみんなでつくろう」、「平成つつじ公園リニューアルプロジェクト」については、目標額を設定したクラウドファンディング型として募集し、「ねりま羽ばたく若者応援プロジェクト」、「医療的ケア児・障害児とその家族を応援!」、「ひとり親家庭の子ども達を応援!体験格差解消プロジェクト」については、目標額を設定しない形で募集した。

21日 練馬区住まいの防犯対策緊急助成事業を開始

地域の防犯意識向上と対策強化を推進していくため、防犯カメラやカメラ付インターホンなどの防犯対策物品を購入・設置した人へ、費用の一部助成を開始した。

5月

14日 練馬区母子保健オンライン相談を開始

妊娠や子育ての不安・悩みなどをいつでも気軽に相談できる、24時間365日のメール相談「いつでも相談」、区役所閉庁時間のビデオ電話やチャットによる「夜間オンライン相談」、助産師とのチャットによる「日中オンライン相談」を開始した。

27日 ICT機器を活用した在宅介護の負担軽減のためのモデル事業を開始

在宅介護サービスを提供する事業所職員および利用者本人・家族の負担軽減のため、睡眠状況をリアルタイムに把握できるICT機器を活用したモデル事業を開始するにあたり、区、練馬区介護サービス事業者連絡協議会、パラマウントベッド（株）の三者で協定を締結した。

6月

9日 第77代区議会議長に上野ひろみ氏、第79代副議長に鈴木たかし氏が就任

新議長に上野ひろみ氏（自民党）、新副議長に鈴木たかし氏（公明党）が選出された。

7月

1日 「こども誰でも通園事業」を試行実施

8年度から全国で本格実施する「こども誰でも通園事業」(※)について、区独自に対象年齢や利用時間の拡大を行い、区内保育所・幼稚園の計10か所で試行実施を開始した。

※こども誰でも通園事業：

保護者の就労要件を問わず、0歳児から2歳児までを定期的に保育所等で預かる事業



区内の幼稚園で実施の様子

7日 「いきいきコスメプロジェクトねりま」に係る連携協定を締結

ひとり親家庭や生活困窮、DV・児童虐待により居場所がないなど困難な問題を抱える女性等の社会参加や自立促進に繋げるため、(一社)バンクフォースマイルズと協定を締結し、化粧品等を詰め合せたコスメギフトを無償配布するプロジェクトを開始した。

22日 区立学童クラブに昼食配達のサービスを導入

保護者の負担軽減を図るため、夏休み期間の平日に、保護者の注文に応じて昼食(弁当)が配達されるサービスを区立学童クラブ27クラブ、区立ねりっこ学童クラブ62クラブに導入した。また、8年3月の春休み期間の平日には、民間学童クラブ3クラブにも導入した。

8月

1日 区の人口が75万人を超える

独立78周年となる8月1日時点の区の登録人口(住民基本台帳に登録された人口、外国人を含む)が750,022人となり、75万人を超えた。

20日 物価上昇に直面する介護・障害・保育事業者等に給付金を支給

都が行う物価高騰緊急対策支援金とあわせた区独自の緊急対策として、物価上昇に直面する介護・障害福祉サービス事業所や教育・子育て施設の負担軽減を目的に、予算総額約3.2億円の「施設等運営支援臨時給付金」の支給を決定した。

21日 新美術館・貫井図書館のパネル展を開催

区立美術館・貫井図書館の改築と周辺のまちづくりを行うプロジェクトの一環として、新しい美術館・図書館の設計をはじめとする再整備の取組を、8月28日まで区役所アトリウムでパネルや模型、動画を用いて紹介した。

9月

16日 区の魅力発信動画「かとしとさがす“ねりま推し”」を公開

区とゆかりのある元日向坂46の加藤史帆さんを起用したショート動画シリーズ「かとしとさがす“ねりま推し”」をInstagram「ねり丸の#ねりま推し」で公開した。

「農業」「公園」「文化・芸術」をテーマにした計3本の動画で、区内の小学校を舞台に、加藤さんと小学生が練馬の魅力を再発見するストーリーとなっている。8年3月31日をもって配信を終了した。

10月

1日 ひとり親家庭向け学習クーポン事業を開始

ひとり親家庭の学習の機会を確保するため、児童扶養手当受給世帯等のうち、中学校1・2年生、高校1・2年生の生徒を対象に、区に登録された学習塾や家庭教師などに利用できるクーポン方式による助成事業を開始した。

19日 「ねりまスポーツひろば」を開催

東京2025デフリンピック機運醸成イベントとして、「ねりまスポーツひろば」を練馬総合運動場公園で開催した。デフ卓球日本代表の山田瑞恵選手によるトーク&デモンストレーションや様々なスポーツを体験できるコーナーを設置した。同日夜には約3,000人の来場者がランタンを打ち上げる「ねりまランタンナイト」も開催した。



イベントの様子

21日 感震ブレーカー購入費の補助事業を開始

6年度から避難行動要支援者や防災まちづくり事業実施地区内の木造住宅世帯に対して感震ブレーカーの無償貸与を行っている。大規模地震時の出火防止対策をさらに強化していくため、区内全域の木造住宅世帯を対象に、感震ブレーカー購入費用の一部を補助する事業を開始した。

11月

10日 粗大ごみ収集の運搬システム構築に関する連携協定を締結

収集運搬体制の持続可能性向上を目指し、DXを活用した粗大ごみ収集運搬業務の効率化と円滑化、作業員のスキル平準化に関する実証実験を行うため、小田急電鉄（株）と連携協定を締結した。小田急電鉄（株）は区の委託業者が運用している粗大ごみ受付システムとの連携が可能であることから、実証実験を通じてシステム開発を行い、その後、運用開始を予定している。

11日 手話通訳者による「電話代理支援サービス」を開始

聴覚等に障害のある人が通訳コールセンターを介して区役所や区立施設等に電話で問い合わせができるサービスを開始した。ビデオ通話を受けたオペレーターが区役所に電話をかけることで双方のやり取りをリアルタイムにつなぐ。手話のほか筆談や文字チャットによる問い合わせにも対応する。

15日 「全国都市農業フェスティバル2025」を開催

全国から32自治体が参加し、15・16日の2日間にわたり都立光が丘公園等で開催した。練馬大根や参加自治体による農産物の販売、特産物等を使用したメニューを提供するキッチンカーの出店、親子で楽しめるワークショップ、農業者とスペシャルゲストによるトークライブ等が行われた。2日間で約75,000人が来場した。



農産物販売の様子

16日 障害児を兄弟姉妹にもつ子ども（きょうだい児）を対象に新たな支援事業を開始

孤独感や精神的な負担を感じやすい傾向にあるきょうだい児の不安を解消し、家族を支援するため、小学生以下の子どもを対象に、きょうだい児同士の交流を目的としたレクリエーション活動と、主に中学生以上を対象に、きょうだい児と同じ経験を持つ相談員（ピアサポーター）による相談事業を開始した。

20日 練馬区獣医師会および（学）立志舎と連携・協力に関する三者協定を締結

練馬区獣医師会および（学）立志舎と、動物分野での連携・協力に関する三者協定を締結した。協定に基づき、三者が連携してペットの適正飼育やマナーアップなどの啓発に取り組むほか、災害時のペットの保護・管理体制を強化する。



協定締結式

22日 「ねりまママパパてらす講座」を開始

子育て中のママやパパが講師となり、子ども・子育て家庭向けに実施する自主講座などを支援する新たな取組として、「ねりまママパパてらす講座」を開始した。

3月21日には、地域とのつながりを広げ、子育てを支え合えるよう、子育て支援団体や地域で活動する保護者などが集まる「ねりまママパパてらす 子育て応援フェス 2026」を区民・産業プラザで初めて開催した。

12月

22日 東京2025デフリンピックメダリストに練馬区民栄誉賞を顕彰

東京2025デフリンピックでメダルを獲得した区にゆかりのある4選手に練馬区民栄誉賞を顕彰した。陸上の山田真樹選手、空手の森こころ選手、卓球の山田瑞恵選手、サッカーの原口凌輔選手が受賞し、区役所で顕彰式が行われた。



区役所アトリウムでの出迎えの様子

26日 物価上昇に直面する区民・事業者支援として総額約59.5億円の補正予算案を可決

令和7年第一回練馬区議会臨時会が開催され、「令和7年度一般会計補正予算案（補正第3号）」が原案どおり可決された。

低所得世帯への給付金、物価高対応子育て応援手当および施設等運営支援臨時給付金の支給や、キャッシュレス決済ポイント還元事業、住まいの防犯対策費助成など総額59億5,281万2千円を計上した。

8年2月

1日 外国人介護職員向け交流会を開催

区民・産業プラザのココネリホールで、区内の介護・障害福祉サービス事業所や病院で働く外国人介護職員向けの交流会を初めて開催した。事業所内での意思疎通が難しいと感じることが多い外国人介護職員が、地域で孤立することなく、安心して働き続けられるよう親睦を図ることで、介護人材の確保・育成・定着を目指す。

24日 民間ビルを借用し北庁舎をオープン

区民サービスの充実と業務量の増大に伴う執務スペースの確保のため、民間ビルを借用し、一部組織を移転しオープンした。



オープンした北庁舎

3月

22日 「ねりまみどりフェスタ」を初開催

区内の憩いの森等で活動する団体や、みどりに関わる事業者など18団体と協力して、みどりや生きものと直接ふれあい、練馬のみどりの魅力を感じられるイベントを都立光が丘公園で初めて開催した。



フェスタの様子

24日 使用済み食用油の資源化促進に関する協定を締結

区が回収した家庭や区立小・中学校から排出される使用済み食用油を全量、持続可能な航空燃料（SAF）に資源化するため、「持続可能な社会の構築に向けた使用済み食用油の資源化促進に係る連携および協力に関する協定」を、国産 SAF 製造・供給等を行う日揮ホールディングス（株）、（株）レボインターナショナルおよび（同）SAFFAIRE SKY ENERGY と締結した。

※ SAF：

Sustainable Aviation Fuel の略。使用済み食用油、サトウキビなどのバイオマス燃料、廃棄物などを原料とするジェット燃料



豊玉リサイクルセンターに置かれている回収ボックスの様子

26日 日本大学芸術学部と連携して制作した区内事業者の PR 動画を公開

区内中小企業等の魅力的な商品やサービスの積極的な情報発信を支援するため、日本大学芸術学部と連携し、学生視点や若者の柔軟な発想を取り入れた PR 動画を制作した。7年度は、練馬ビジネスサポートセンターホームページ内の事業者情報発信サイト「ねりま PR チャンネル」で4本の企業 PR 動画を公開した。



動画制作の様子

27日 災害時に発生する廃棄物の処理に関する協定を締結

災害時に発生する廃棄物の処理の実効性向上に向け、車両等の供給、仮置場の監理・運営、資機材（敷鉄板）の供給について協力体制を確保するため、災害時に発生する廃棄物の処理に関する協定を4者（東京都環境衛生事業協同組合練馬区支部、練馬区リサイクル事業協同組合、（一社）東京都産業資源循環協会、江戸鉄（株））と締結した。

練馬区のあらし

1	地勢		8
2	歴史		10
3	人口		12
4	気象		19



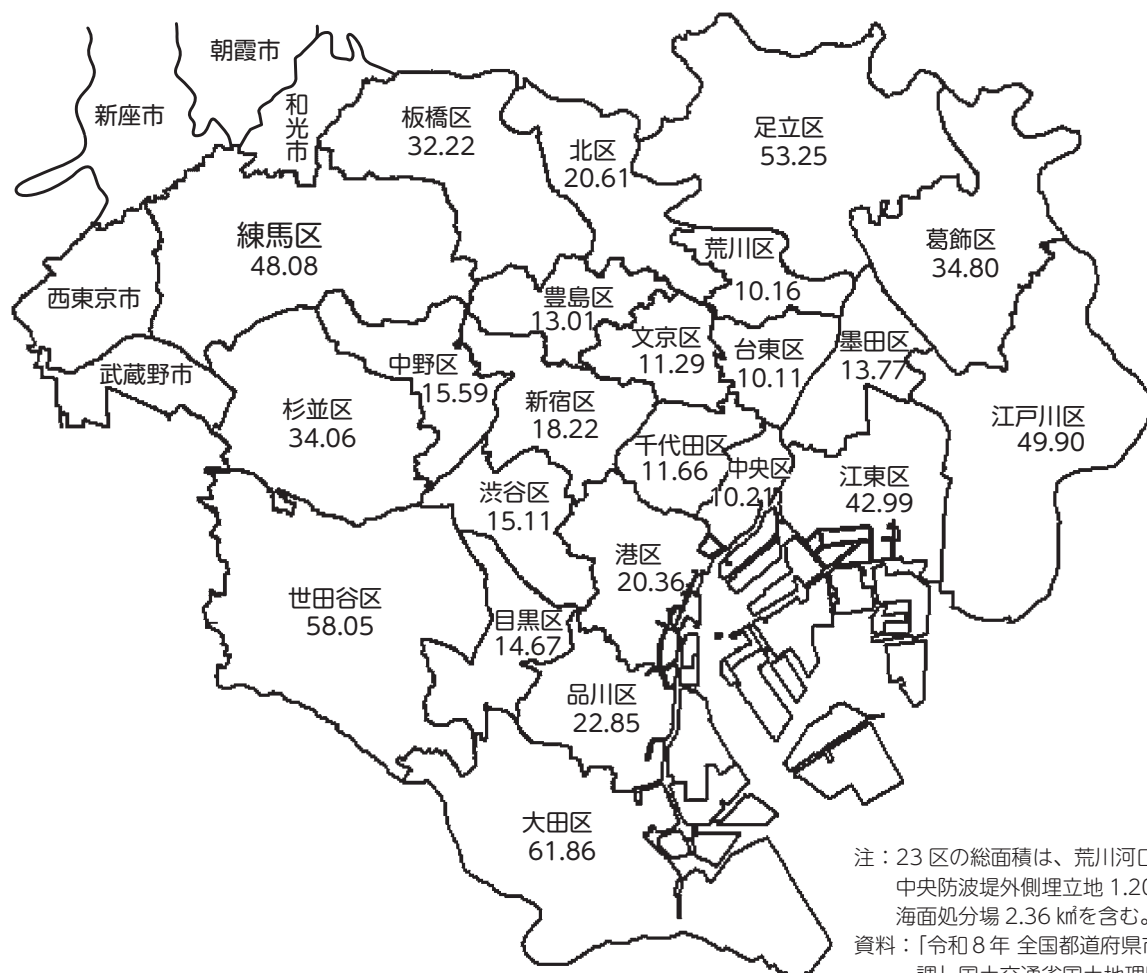
寄贈された写真から「石神井公園ボート池（昭和10年代）」

1 地 勢

〔23区の位置と面積〕（単位：km²）

23区の総面積 627.51km²

8年1月1日現在



●位置、面積

練馬区は、東京都 23 区の北西部に位置し、北東から南にかけては板橋区、豊島区、中野区、杉並区に接し、西から南西にかけては西東京市、武蔵野市との境をもち、北は埼玉県の新座市、朝霞市、和光市に接している。

経・緯度でみると、東経 139 度 33 分 46 秒～139 度 40 分 52 秒、北緯 35 度 42 分 43 秒～35 度 46 分 46 秒に位置している。なお、練馬区役所の位置は、東経 139 度 39 分 8 秒、北緯 35 度 44 分 8 秒である。

一方、練馬区の面積は 48.08km²で東西約 10km、南北約 4～7km のほぼ長方形である。

東京都の総面積 2,199.94km²に対し、練馬区はその約 2.2%、23 区の総面積 627.51km²に対し約 7.7%に当たり、23 区の中では大田区、世田谷区、足立区、江戸川区に次いで 5 番目の広さである。

●地 形

練馬区は、ほとんど高低差のないならかな地形をしている。

地盤高でみると、西側が高く東側へ行くにつれて低くなっている。水準基標によると、関町北四丁目（石神井高校内）では海拔 54.01m、桜台二丁目（開進第三小学校向側）では海拔 34.16m となり、起伏の少ない台地状となっている（資料：「水準基標測量成果表」東京都土木技術支援・人材育成センター）。

この台地は武蔵野台地といわれる洪積台地である。

●地 質

練馬区の地質は、地質年代からみると比較的新しい時代に形成された地層で、台地は洪積層、低地は沖積層からなっている。

〔町名図〕



洪積層は、上部の関東ローム層、中部の粘土砂の互層、下部の砂礫層から構成されている。この台地の洪積層と、低地の沖積層の基盤になっているのが第三紀層である。

武蔵野台地の表面は、ローム層で厚く覆われていて水を得ることができないが、ローム層の下には粘土と小石の累層があって水を含んでおり、そうした層が谷の底、谷の側壁、段丘の崖の下などに露出して湧水となる。三宝寺池、富士見池や井頭池（弁天池）は、こうした湧水からできた池である（資料：「昭和44年練馬区地下水調査報告書」）。

●地名の由来

「ねりま」という地名の由来には、「関東ローム層の赤土を黏ったところを『黏場』^{ねりば}といった」、「石神井川流域の低地の奥まったところに沼＝『根沼』^{ねぬま}が多かった」、「奈良時代、武蔵国に『乗漕』^{のりぬま}という宿駅があった」、「中世、豊島氏の家臣に馬術の名人がおり、馬を馴らすことを『ねる』といった」などの諸説があり、定説はない。

●区の紋章

ネリマの「ネ」の字と「馬のひづめ」を組み合わせで図案化したもので、約900点の応募作品から選定された。

練馬区が平和で、健康で、明るいまちに発展していくようにという願いをこめて、昭和28年12月に制定された。



〔区の紋章〕

●区の花と木

美しい花と豊かなみどりの住みよいまちづくりを進めるために、区のシンボルとなる花と木を区民から公募し、昭和46年4月、花は「ツツジ」、木は「コブシ」を選定した。



〔区の花 ツツジ〕



〔区の木 コブシ〕

2 歴 史

●原始・古代

練馬に人が住み始めたのは、約3万年前の旧石器時代からとされている。これを示すものとして、石神井川や白子川流域などから旧石器時代の遺跡が発見されている。

旧石器時代に続く縄文時代の遺跡は、石神井川、白子川、江古田川（中新井川）流域などで発見されており、池淵遺跡（石神井町五丁目、一部が公園として保存されている。）などがある。数は少ないが、弥生時代の遺跡も石神井川や白子川流域で発見されており、人々が川沿いに定住していたと考えられる。

このほか、古墳時代から歴史時代にかけての遺跡も区内各所で発見されている。氷川台一丁目の城北中央公園内の栗原遺跡には、7～8世紀ごろの竪穴住居が復元されており、古代の住居が点在していた当時の集落の様子を語っている。

大化の改新後、律令制が徐々に整い、地方には国府を中心に国郡の制度が敷かれた。練馬は、律令国家の行政区域では、武蔵国豊島郡に属した。豊島郡は現在の千代田・中央・台東・文京・荒川・北・板橋・新宿・豊島・練馬の10区にまたがる広い地域を占めていた。この当時、練馬地域は石神井川や白子川流域など、限られた地域に集落が営まれたものの、大半は原野だったと推測されている。

●中 世

平安時代末期、武蔵国豊島郡においては、秩父平氏の豊島氏が勢力を広げていった。豊島氏は最初の拠点として、荒川沿岸で石神井川河口に近い現在の北区上中里に平塚城を築いた。さらに、豊島氏の領主的支配の手が石神井川流域をさかのぼり、練馬の地域に進出したのは南北朝時代と伝えられている。室町時代頃までには、練馬城（向山3-25他）や石神井城（三宝寺池南側台地）を築いた。

豊島氏による練馬の開発の様子は明らかでないが、城が築かれたところは豊かな水源地であった。また、この時代の城は、武士の居館の周囲に土塁を積み上げたり、空堀を巡らす程度の規模の小さいものであったとされている。15世紀半ば、鎌倉公方（古河公方）足利氏と関東管領上杉氏が対立し、関東は戦国時代^{どうかん}に突入する。その中で、石神井城主豊島泰経と太田道灌の戦いも起きた。

この戦いで、長年にわたって練馬の地を支配してきた豊島氏は滅び、太田氏の支配を受けることとなった。

その後、小田原北条氏の支配へと移り変わった。

●近 世

天正18年（1590年）、徳川家康が江戸城に入った。江戸幕府開府後、練馬の村々は、大部分が幕領に、一部が大名と旗本の知行地になった。

この当時の練馬の農業は、水に恵まれない土地柄で田の面積も限られていたため、農地のほとんどが畑であり、練馬の農民は幕府が開発した上水を利用した。玉川上水から分水して造られた千川上水は、宝永4年（1707年）に農業用水として用いることが許され、練馬の農業にとっては貴重な水資源となった。



〔暗きよになる前の千川上水〕

江戸時代中期には、江戸の発展に伴い、大根、ゴボウ、ナス、イモなどを江戸市中に供給する一大近郊農村となった。特に大根は、黒ボク土といわれるきめ細かい土壌に適していた。また、保存食としてのたくあん漬が根付いたのもこのころであった。

●近 代

慶応3年（1867年）10月大政奉還となり、明治新政府が京都の地に生まれた。この京都の新政府が討幕達成のために東征の軍を江戸に下した。慶応4年（1868年）4月の江戸城開城により、江戸は新政府の手に握られ、同年7月17日、東京と改称された。同年同月、府政機関として東京府を新設した。同年9月8日、元号を明治と改めた。

練馬の村々も明治元年（1868年）武蔵県に、翌2年に品川県に編入されるなどの経緯を経たのち、明治11年（1878年）には、「郡区町村編制法」で東京府北豊島郡の一部へと移り変わった。

東京が日本の首都、政治の中心として発展するに従い、練馬は東京市民への野菜の供給地として重要性を増し、有名なたくあん漬も軍隊などの需要増加により、盛んに生産されるようになった。



〔練馬大根干し風景（昭和 10 年頃）〕

※独立後の年表は、242ページを参照

大正期に営業を開始した東武東上線や武蔵野鉄道（現在の西武池袋線）は利用者が少なく、一時は貨物の運搬が中心だったといわれている。



〔大泉学園駅周辺の様子（大正 14 年頃）〕

練馬の人口は明治 7 年（1874 年）に約 1 万 2 千人、50 年後の大正 14 年（1925 年）には約 3 万人と緩やかな増加ぶりであった。

しかし、大正 12 年（1923 年）の関東大震災を境に、都心から周辺地域への人口の流出、交通の発達に伴う工場の進出等により、練馬は次第に姿を変えた。

昭和 7 年（1932 年）、東京市が 35 区制になると、練馬地区を含む板橋区が成立した。

昭和 21 年（1946 年）9 月、第 1 次の地方制度の改革があり、主権在民の地方自治制度に改められた。昭和 22 年（1947 年）3 月 15 日、それまでの東京 35 区制は 22 区制となった。練馬地区はこのとき、まだ板橋区に属していたが、独立を求める人々の努力が実を結び、昭和 22 年 8 月 1 日、練馬区は板橋区から独立し、23 番目の特別区となった。



〔独立当時の区役所庁舎（開進第三小学校講堂）〕

3 人 口

区の人口・世帯数は、住民基本台帳によると8年1月1日現在750,559人、400,678世帯である。

23区別に見ると、人口は世田谷区の約92万9千人に次いで2番目となっている。

なお、練馬区における外国人住民数は、8年1月1日現在29,662人で、区の総人口に占める割合は約4.0%となっている。

●人口の推移

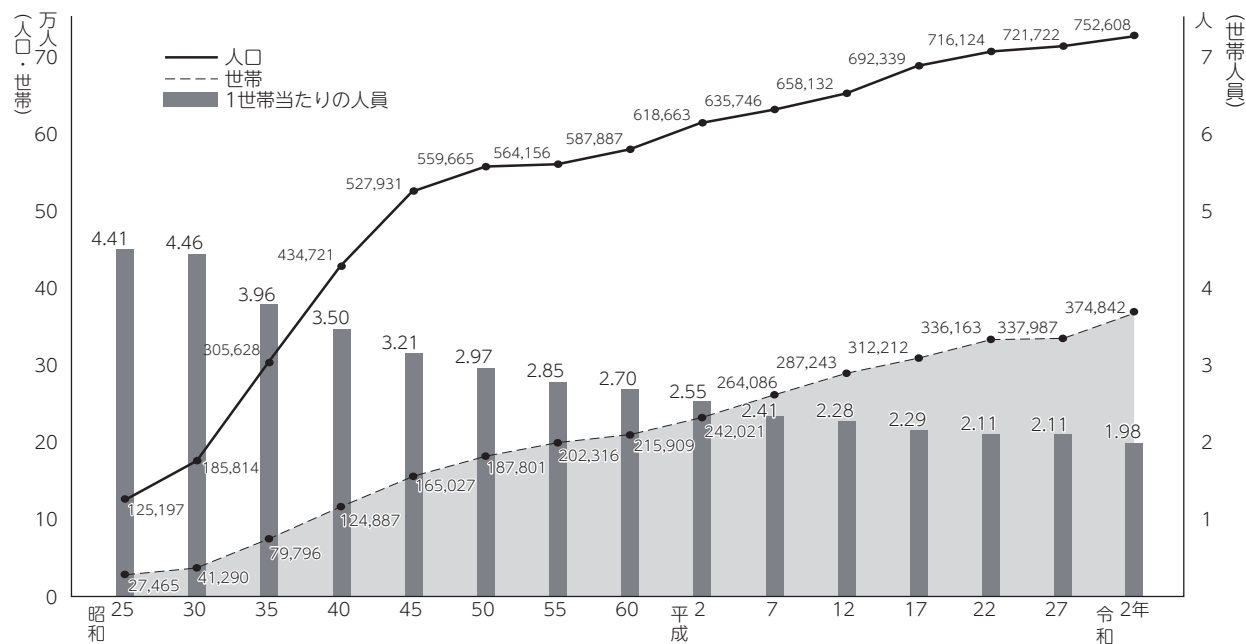
区の人口は、昭和22年の独立当時は約11万人であった。人口増加は30年代前半から40年代半ばにかけての高度経済成長に呼応して著しく、毎年2～3万人の増加で推移した。40年代に入ると、それまでの急激な

人口増加の要因であった社会増（転入超過）は急減し、46年からは社会減（転出超過）に転じている。また自然増減（出生数－死亡数）も47年から減少し始め、53年から56年に、わずかではあるが人口が減少した時期もあった。

61年、光が丘地区等の開発に伴い約1万1千人が増加し、都内でも際立って大きい伸びを示した。その後も今日まで通増し続け、平成20年4月には総人口70万人を突破した。

24年7月から外国人が住民基本台帳の適用対象となった。そのため住民基本台帳の人口は、外国人住民を加えた数となっている。

〔国勢調査による人口・世帯数の推移〕



注：1世帯当たりの人員は「施設等の世帯」を除いた「一般世帯」についての数値である。

資料：国勢調査結果報告

〔各年中の人口動態〕

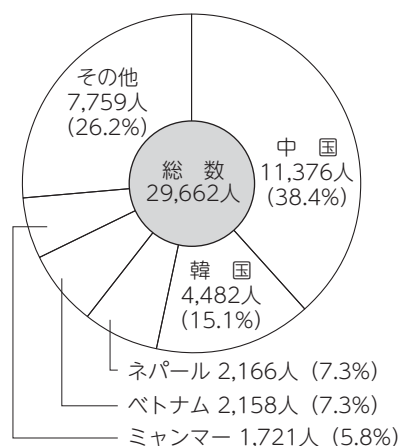
(単位：人) 各年1～12月

年次	全体の増減人口	他県との移動			都内間の移動増減人口	自然動態			その他の増減人口
		転出・入の差	転入	転出		自然増加人口	出生	死亡	
3	△1,741	△1,159	21,094	22,253	1,843	△1,302	5,341	6,643	△1,123
4	556	337	21,969	21,632	910	△2,234	5,217	7,451	1,543
5	2,626	1,847	22,610	20,763	1,404	△2,285	4,988	7,273	1,660
6	4,387	3,062	23,233	20,171	1,562	△2,595	4,876	7,471	2,358
7	4,632	2,890	22,825	19,935	1,714	△2,429	4,960	7,389	2,457

注：「その他の増減人口」は、職権による記載・消除、海外との転出入数である。

資料：「人口の動き」(都総務局統計部)

〔外国人住民人口〕 8年1月1日



〔世帯数と人口の推移〕

各年 1 月 1 日現在

年 次	世帯数 (世帯)	総人口 (人)	日本人の人口 (人)			外国人の人口 (人)			対前年比増加人口	
			総 数	男	女	総 数	男	女	実数 (人)	率 (%)
昭和 22 年	24,399	111,792	111,792	58,322	53,470	—	—	—	—	—
30	42,629	174,795	173,950	88,410	85,540	845	—	—	11,720	7.19
40	125,086	407,033	404,629	206,180	198,449	2,404	—	—	23,036	6.00
50	194,579	548,235	544,961	278,366	266,595	3,274	1,808	1,466	3,610	0.66
53	202,918	561,452	558,119	283,595	274,524	3,333	1,798	1,535	3,481	0.62
54	204,237	561,239	558,015	283,102	274,913	3,224	1,726	1,498	△ 213	△ 0.04
55	204,764	560,249	556,944	282,177	274,767	3,305	1,782	1,523	△ 990	△ 0.18
56	205,804	559,716	556,482	282,284	274,198	3,234	1,758	1,476	△ 533	△ 0.10
57	207,350	559,368	556,003	282,016	273,987	3,365	1,831	1,534	△ 348	△ 0.06
58	209,939	561,868	558,387	283,535	274,852	3,481	1,860	1,621	2,500	0.45
59	214,723	569,759	566,055	287,170	278,885	3,704	1,992	1,712	7,891	1.40
60	220,105	578,920	574,885	291,388	283,497	4,035	2,131	1,904	9,161	1.61
61	222,874	587,326	583,031	294,614	288,417	4,295	2,229	2,066	8,406	1.45
62	229,415	599,134	594,325	300,039	294,286	4,809	2,474	2,335	11,808	2.01
63	234,583	606,007	600,655	303,546	297,109	5,352	2,684	2,668	6,873	1.15
64	239,297	613,258	606,501	306,491	300,010	6,757	3,681	3,076	7,251	1.20
平成 2 年	243,366	616,826	609,645	307,637	302,008	7,181	3,775	3,406	3,568	0.58
3	247,600	620,679	612,975	309,084	303,891	7,704	3,950	3,754	3,853	0.62
4	253,516	627,269	618,402	311,631	306,771	8,867	4,567	4,300	6,590	1.06
5	258,219	630,759	621,140	312,543	308,597	9,619	4,971	4,648	3,490	0.56
6	261,193	632,478	622,415	312,575	309,840	10,063	5,135	4,928	1,719	0.27
7	264,547	634,785	624,754	313,408	311,346	10,031	5,046	4,985	2,307	0.36
8	268,548	637,448	627,662	314,412	313,250	9,786	4,916	4,870	2,663	0.42
9	272,482	641,017	631,140	315,654	315,486	9,877	4,848	5,029	3,569	0.56
10	277,532	645,859	635,827	317,822	318,005	10,032	4,864	5,168	4,842	0.76
11	282,976	651,901	641,821	320,505	321,316	10,080	4,870	5,210	6,042	0.94
12	287,745	657,119	646,729	322,436	324,293	10,390	4,968	5,422	5,218	0.80
13	292,305	662,383	651,618	324,905	326,713	0,765	5,065	5,700	5,264	0.80
14	297,517	668,842	657,377	327,636	329,741	11,465	5,332	6,133	6,459	0.98
15	302,605	674,912	662,885	330,328	332,557	12,027	5,640	6,387	6,070	0.91
16	306,942	679,863	667,512	332,385	335,127	12,351	5,740	6,611	4,951	0.73
17	310,889	684,365	672,251	334,398	337,853	12,114	5,492	6,622	4,502	0.66
18	314,248	686,237	674,123	334,898	339,225	12,114	5,488	6,626	1,872	0.27
19	318,925	691,230	678,869	337,029	341,840	12,361	5,554	6,807	4,993	0.73
20	324,194	697,174	684,107	339,385	344,722	13,067	5,825	7,242	5,944	0.86
21	329,290	702,922	689,187	341,481	347,706	13,735	6,145	7,590	5,748	0.82
22	332,307	706,449	692,450	342,512	349,938	13,999	6,202	7,797	3,527	0.50
23	333,414	707,280	693,368	342,158	351,210	13,912	6,035	7,877	831	0.12
24	335,465	707,903	694,886	342,261	352,625	13,017	5,679	7,338	623	0.09
25	344,228	709,262	696,522	342,647	353,875	12,740	5,613	7,127	1,359	0.19
26	347,096	711,212	698,354	343,353	355,001	12,858	5,741	7,117	1,950	0.27
27	350,732	714,656	701,104	344,156	356,948	13,552	6,138	7,414	3,444	0.48
28	355,564	719,109	704,447	345,341	359,106	14,662	6,659	8,003	4,453	0.62
29	360,633	723,711	707,289	346,119	361,170	16,422	7,566	8,856	4,602	0.64
30	365,725	728,479	710,239	346,719	363,520	18,240	8,438	9,802	4,768	0.66
31	370,567	732,433	712,780	347,090	365,690	19,653	9,189	10,464	3,954	0.54
令和 2 年	377,837	739,435	717,945	349,021	368,924	21,490	9,925	11,565	7,002	0.96
3	380,495	740,099	719,971	349,575	370,396	20,128	9,464	10,664	664	0.09
4	381,830	738,358	719,529	348,931	370,598	18,829	8,805	10,024	△ 1,741	△ 0.24
5	385,142	738,914	718,101	347,906	370,195	20,813	9,743	1,070	556	0.08
6	389,715	741,540	718,345	347,707	370,638	23,195	11,032	12,163	2,626	0.36
7	395,526	745,927	719,396	347,772	371,624	26,531	12,732	13,799	4,387	0.59
8	400,678	750,559	720,897	348,372	372,525	29,662	14,280	15,382	4,632	0.62

注：①昭和 22 年 1 月 1 日は、練馬区独立以前のため、数値は独立後の 22 年 10 月 1 日の臨時国勢調査時のものである。

②昭和 30 年～平成 24 年の「世帯数」は外国人を含まない。

③昭和 30 年～42 年の「日本人の人口」は住民登録による数値であり、43 年以降は住民基本台帳の日本人の数値である。

④昭和 30 年～平成 24 年の「外国人の人口」は外国人登録による数値であり、25 年からは住民基本台帳の外国人住民の数値である。

資料：「東京都統計年鑑」（都総務局統計部調整課）

●人口構成

住民基本台帳による8年1月1日現在の人口（外国人住民を含む。）構成は、つぎのとおりである。

1 男女別構成

男性 362,652 人（48.3%）、女性 387,907 人（51.7%）で前年と比較すると男性は2,148人増加し、女性は2,484人増加している。人口性比（女性 100 人に対する男性の数）は93.5 で、23 区平均の 96.2 よりも低くなっている。

2 年齢構成

年齢構成では 50 歳代が 115,236 人（15.4%）と最も多く、次いで 40 歳代 105,268 人（14.0%）、30 歳代 103,078 人（13.7%）、20 歳代 98,617 人（13.1%）の順になっている。

年齢 3 区分別人口構成では、年少人口（0～14 歳）が 83,589 人（11.1%）で、前年より 732 人の減、生産年齢人口（15～64 歳）は 501,992 人（66.9%）で 4,323 人の増、老年人口（65 歳以上）は、164,978 人（22.0%）で 1,041 人の増となっている。また、平均年齢は 45.56 歳で、前年に比べ 0.06 歳上昇している。

●世帯の状況

住民基本台帳による 8 年 1 月 1 日現在の世帯数は 400,678 世帯である。一世帯当たりの人員数は 1.87 人で、23 区平均 1.75 人と比べて 0.12 人多くなっている。

●人口密度

住民基本台帳による 8 年 1 月 1 日現在の人口密度は 15,611 人／km² であり、町丁別では下図のような分布となっている。

●本籍人口

戸籍制度は、国民の出生から死亡までの親子関係、婚姻関係などの重要な身分関係を公に記録・証明するものである。戸籍事務は、全国統一的手続を必要とするため国の事務とされてきたが、平成 12 年 4 月 1 日から、区市町村による法定受託事務とされた。

7 年度末現在、本籍数 240,264 戸、本籍人口 573,604 人で、前年同期に比べ 1,177 戸の増、612 人の増となっている。

区の戸籍事務としては、婚姻届、離婚届、出生届など諸届の受理と、身分関係を公証する戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）、記載事項証明書等の発行を行っている。

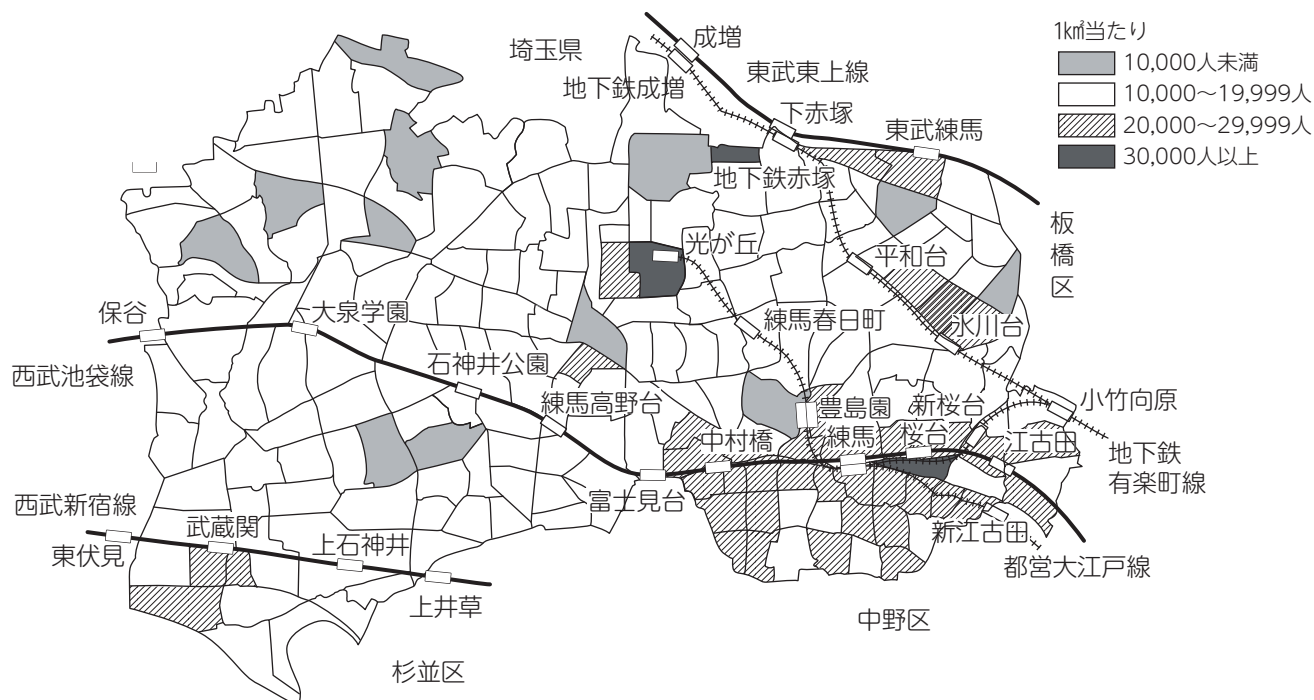
なお、平成 13 年 1 月 1 日に戸籍の電算化を行った。

また、虚偽の届出による戸籍の偽造事件や、他人になりすましての戸籍証明書の不正取得を防止するため、15 年 6 月から来庁者の本人確認を実施している。20 年 5 月 1 日から、この本人確認は「戸籍法」に規定される制度となった。

6 年 3 月 1 日からは、本籍地以外の市区町村の窓口でも戸籍証明書等の請求が可能となる戸籍の広域交付を開始した。

〔町丁別人口密度〕

8年1月1日現在



〔戸籍の届出件数〕

(単位：件) 7年度

届出別	件数
出生届	6,494
死亡届	9,143
婚姻届	7,331
離婚届	1,461
転籍届	2,375
その他の届	3,321

●住民基本台帳

住民基本台帳制度は、住民の届出により、その居住関係を公に記録・証明するものである。

区では、選挙、国民健康保険、国民年金事務など、住民に関する事務に利用している。

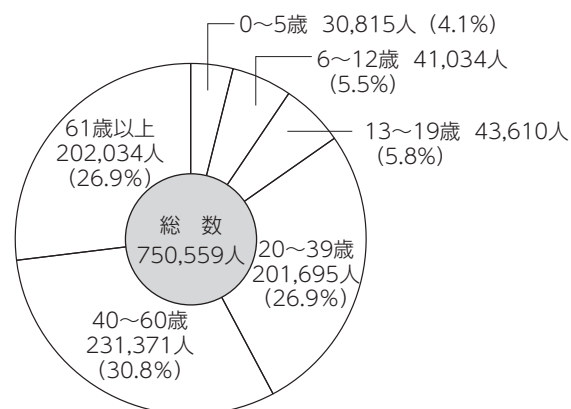
〔住民基本台帳事務の取扱件数〕

(単位：件) 7年度

届出別	件数
転入届	37,751
転出届	36,099
転居届	11,800
世帯変更届	4,278

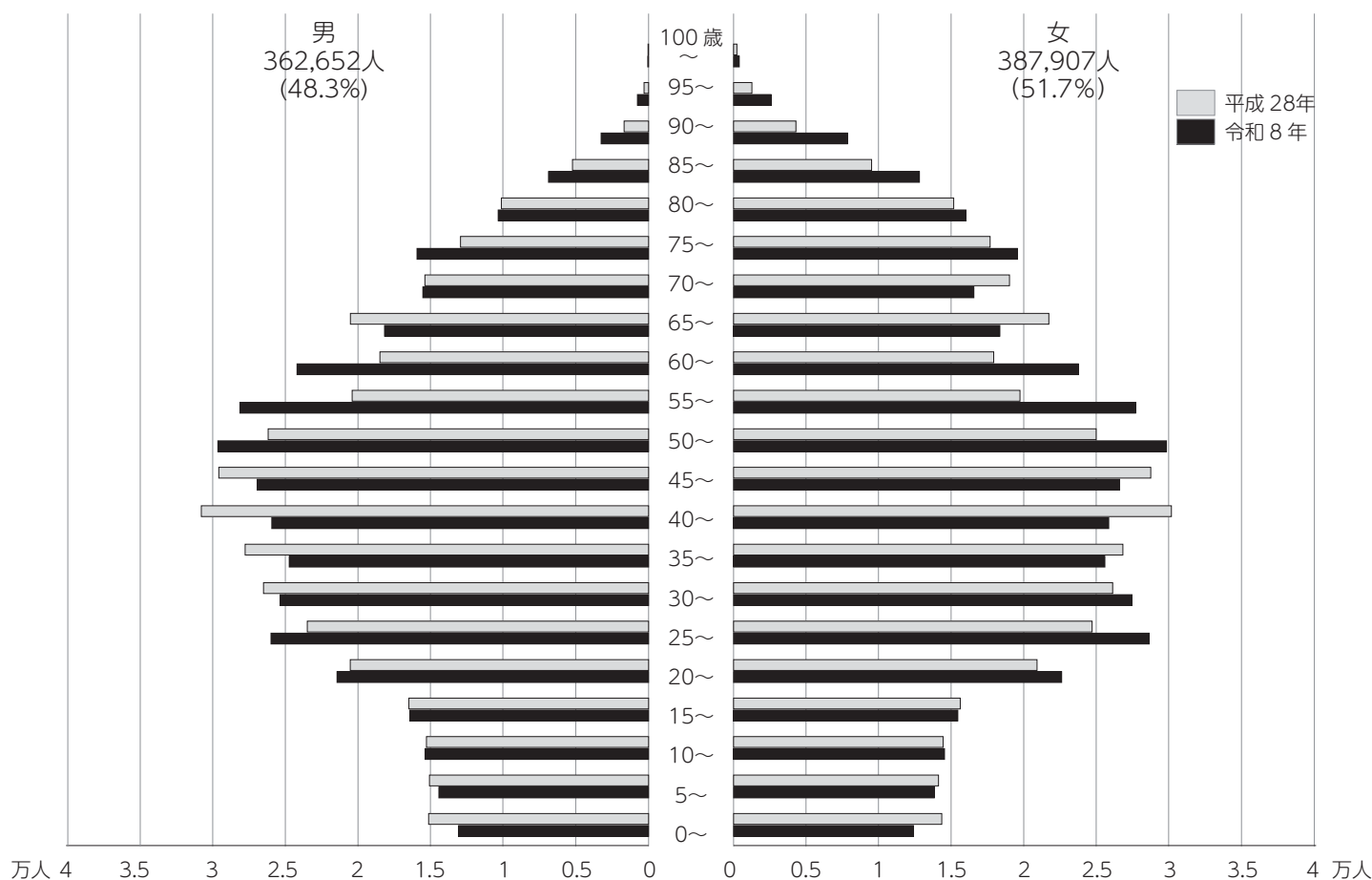
〔住民基本台帳年齢別人口（外国人住民を含む。）〕

8年1月1日現在



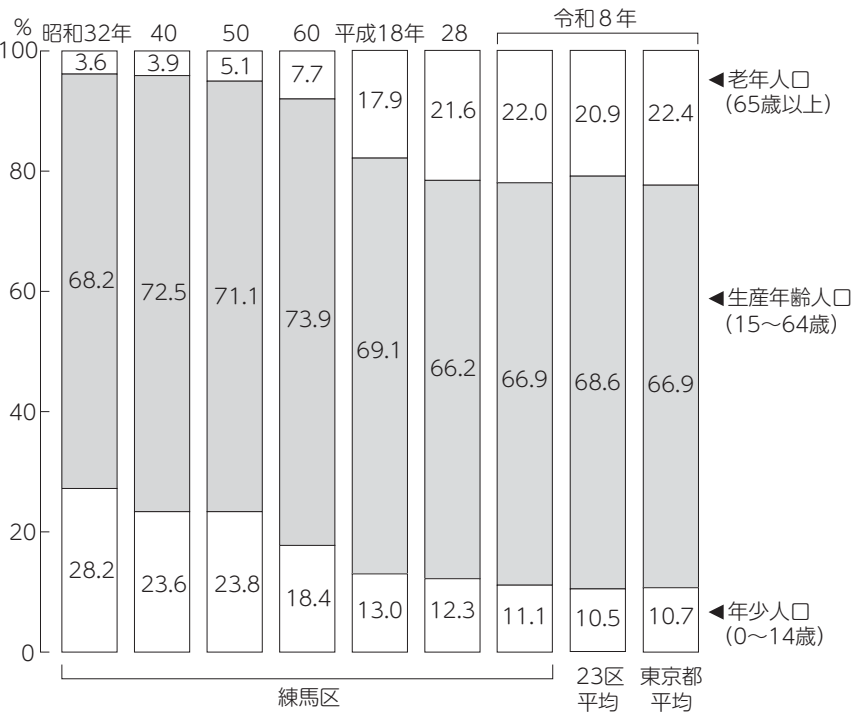
〔住民基本台帳による男女別・年齢別人口（平成28年・令和8年比較）〕

各年1月1日現在



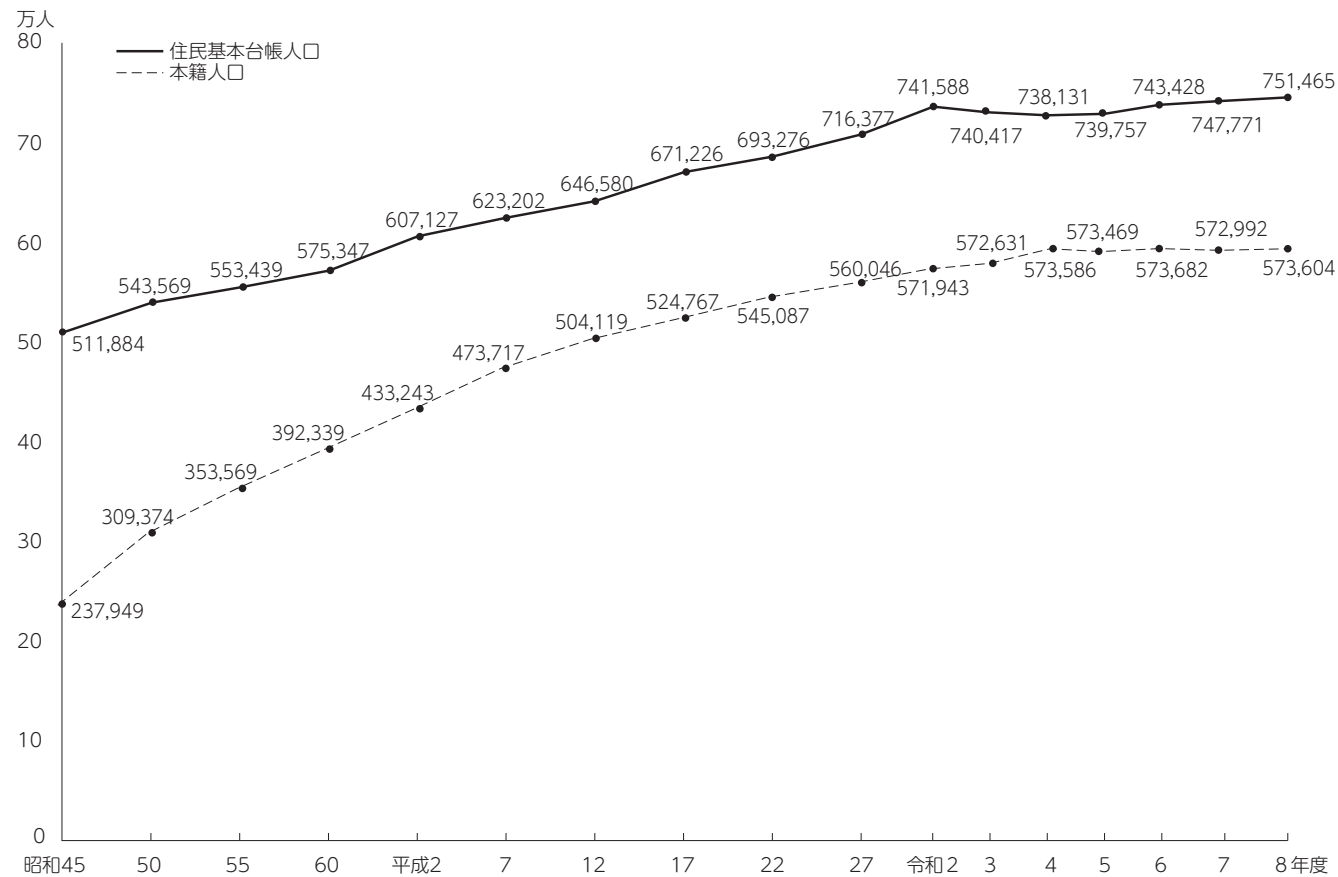
資料：「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」（都総務局統計部）

〔住民基本台帳による年齢3区分別人口構成の推移〕 各年1月1日現在



注：平成24年7月の法改正により、25年から住民基本台帳人口は、外国人住民を含む。
資料：「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」（都総務局統計部）

〔本籍人口と住民基本台帳人口の推移〕 各年4月1日現在



注：平成24年7月の法改正により、25年から住民基本台帳人口は、外国人住民を含む。

〔町丁別の面積、世帯数、人口、人口密度（外国人住民を含む）〕

8年1月1日現在

町丁目	面積 (km ²)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	人口密度 (人/km ²)	町丁目	面積 (km ²)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	人口密度 (人/km ²)
総計	48.080	400,678	750,559	15,611					
旭丘 1丁目	0.218	3,565	5,080	23,303	貫井 4丁目	0.266	2,335	4,494	16,895
2丁目	0.193	1,600	2,463	12,762	5丁目	0.146	1,487	2,630	18,014
小竹町 1丁目	0.248	3,246	5,230	21,089	錦 1丁目	0.200	1,999	3,687	18,435
2丁目	0.269	2,681	4,401	16,361	2丁目	0.152	1,381	2,747	18,072
栄町	0.167	2,733	4,198	25,138	氷川台 1丁目	0.149	120	209	1,403
羽沢 1丁目	0.071	978	1,410	19,859	2丁目	0.161	1,470	3,029	18,814
2丁目	0.229	2,013	3,443	15,035	3丁目	0.232	3,081	5,204	22,431
3丁目	0.165	1,077	2,055	12,455	4丁目	0.240	2,893	5,253	21,888
豊玉上 1丁目	0.174	1,582	2,350	13,506	平和台 1丁目	0.198	1,726	3,491	17,631
2丁目	0.138	3,036	4,321	31,312	2丁目	0.158	1,710	3,132	19,823
豊玉中 1丁目	0.135	1,453	2,478	18,356	3丁目	0.199	2,216	4,448	22,352
2丁目	0.154	2,172	3,443	22,357	4丁目	0.170	1,679	3,077	18,100
3丁目	0.147	2,040	3,150	21,429	早宮 1丁目	0.328	3,258	5,893	17,966
4丁目	0.103	895	1,964	19,068	2丁目	0.310	2,275	4,253	13,719
豊玉南 1丁目	0.109	1,275	2,287	20,982	3丁目	0.295	2,472	4,997	16,939
2丁目	0.155	1,198	2,115	13,645	4丁目	0.253	2,225	4,578	18,095
3丁目	0.194	2,354	4,601	23,716	春日町 1丁目	0.394	2,396	4,673	11,860
豊玉北 1丁目	0.121	1,721	2,615	21,612	2丁目	0.305	2,508	4,636	15,200
2丁目	0.120	1,763	2,710	22,583	3丁目	0.245	2,426	4,366	17,820
3丁目	0.155	2,293	3,256	21,006	4丁目	0.306	2,310	4,417	14,435
4丁目	0.154	2,894	4,238	27,519	5丁目	0.261	2,343	4,494	17,218
5丁目	0.143	2,713	3,856	26,965	6丁目	0.247	2,127	4,144	16,777
6丁目	0.121	1,995	3,366	27,818	高松 1丁目	0.229	1,562	3,032	13,240
中村 1丁目	0.148	1,244	2,393	16,169	2丁目	0.208	1,264	2,541	12,216
2丁目	0.156	1,788	3,516	22,538	3丁目	0.218	1,308	3,161	14,500
3丁目	0.193	2,354	4,118	21,337	4丁目	0.229	1,721	3,544	15,476
中村南 1丁目	0.215	2,078	4,102	19,079	5丁目	0.235	1,495	2,886	12,281
2丁目	0.168	2,472	4,300	25,595	6丁目	0.263	1,500	3,100	11,787
3丁目	0.131	1,634	3,162	24,137	北町 1丁目	0.260	3,303	5,191	19,965
中村北 1丁目	0.122	2,216	3,631	29,762	2丁目	0.250	3,461	6,385	25,540
2丁目	0.124	1,869	3,246	26,177	3丁目	0.134	1,929	3,384	25,254
3丁目	0.080	1,425	2,112	26,400	4丁目	0.248	679	679	2,738
4丁目	0.122	1,795	2,886	23,656	5丁目	0.139	1,419	2,516	18,101
桜台 1丁目	0.206	3,498	5,271	25,587	6丁目	0.178	1,710	2,815	15,815
2丁目	0.244	2,708	4,650	19,057	7丁目	0.210	1,739	2,980	14,190
3丁目	0.285	2,762	5,033	17,660	8丁目	0.215	2,261	3,806	17,702
4丁目	0.151	2,365	3,684	24,397	田柄 1丁目	0.275	2,502	4,908	17,847
5丁目	0.241	2,104	3,986	16,539	2丁目	0.399	3,856	7,087	17,762
6丁目	0.258	1,802	3,621	14,035	3丁目	0.318	2,488	5,270	16,572
練馬 1丁目	0.206	2,879	4,235	20,558	4丁目	0.414	3,356	7,326	17,696
2丁目	0.267	1,849	3,057	11,449	5丁目	0.255	2,013	4,122	16,165
3丁目	0.134	2,561	3,783	28,231	光が丘 1丁目	0.071	1,584	2,527	35,592
4丁目	0.187	2,306	3,821	20,433	2丁目	0.256	2,558	5,076	19,828
向山 1丁目	0.091	1,228	1,905	20,934	3丁目	0.287	4,026	8,759	30,519
2丁目	0.155	1,352	2,515	16,226	4丁目	0.609	-	-	-
3丁目	0.285	1,233	2,318	8,133	5丁目	0.164	1,604	3,135	19,116
4丁目	0.223	2,176	4,196	18,816	6丁目	0.078	490	1,015	13,013
貫井 1丁目	0.207	2,838	5,131	24,787	7丁目	0.206	2,580	5,590	27,136
2丁目	0.184	2,500	4,159	22,603	旭町 1丁目	0.246	1,982	4,236	17,220
3丁目	0.266	3,006	5,032	18,917	2丁目	0.295	2,726	4,603	15,603

町丁目	面積 (km ²)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	人口密度 (人/km ²)	町丁目	面積 (km ²)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	人口密度 (人/km ²)
旭 町 3丁目	0.229	2,509	4,244	18,533	下石神井 3丁目	0.173	1,142	2,384	13,780
土 支 田 1丁目	0.244	1,643	3,518	14,418	4丁目	0.224	2,067	3,581	15,987
2丁目	0.294	1,537	3,392	11,537	5丁目	0.159	1,374	2,656	16,704
3丁目	0.310	1,882	4,264	13,755	6丁目	0.229	1,663	3,565	15,568
4丁目	0.333	1,515	3,375	10,135	立 野 町	0.357	2,577	5,569	15,599
富士見台 1丁目	0.168	1,583	3,121	18,577	関 町 東 1丁目	0.222	2,203	3,875	17,455
2丁目	0.232	2,370	4,136	17,828	2丁目	0.096	1,072	1,558	16,229
3丁目	0.256	2,314	4,262	16,648	関 町 南 1丁目	0.173	1,388	2,494	14,416
4丁目	0.303	1,924	4,122	13,604	2丁目	0.277	2,301	4,535	16,372
南 田 中 1丁目	0.174	1,283	2,522	14,494	3丁目	0.272	2,247	4,470	16,434
2丁目	0.171	1,017	1,938	11,333	4丁目	0.326	3,729	7,599	23,310
3丁目	0.189	1,486	2,647	14,005	関 町 北 1丁目	0.142	2,276	3,551	25,007
4丁目	0.201	1,617	3,127	15,557	2丁目	0.206	2,970	4,758	23,097
5丁目	0.193	1,334	2,301	11,922	3丁目	0.361	2,304	4,208	11,657
高 野 台 1丁目	0.196	1,899	3,486	17,786	4丁目	0.352	2,227	4,163	11,827
2丁目	0.164	1,705	3,370	20,549	5丁目	0.283	2,491	5,310	18,763
3丁目	0.237	1,645	3,007	12,688	東 大 泉 1丁目	0.270	2,591	4,868	18,030
4丁目	0.144	1,316	2,601	18,063	2丁目	0.417	3,081	6,354	15,237
5丁目	0.183	1,526	3,218	17,585	3丁目	0.324	2,773	4,984	15,383
谷 原 1丁目	0.231	1,063	2,231	9,658	4丁目	0.224	1,859	3,095	13,817
2丁目	0.141	899	1,754	12,440	5丁目	0.350	2,246	4,170	11,914
3丁目	0.163	897	2,100	12,883	6丁目	0.442	3,524	6,508	14,724
4丁目	0.191	843	2,001	10,476	7丁目	0.402	2,947	5,966	14,841
5丁目	0.227	1,453	3,284	14,467	西大泉町	0.002	13	31	15,500
6丁目	0.178	1,022	2,250	12,640	西 大 泉 1丁目	0.274	1,974	3,967	14,478
三 原 台 1丁目	0.237	2,014	4,236	17,873	2丁目	0.329	1,306	2,926	8,894
2丁目	0.156	951	2,113	13,545	3丁目	0.298	1,790	3,733	12,527
3丁目	0.235	1,482	3,160	13,447	4丁目	0.350	1,666	3,927	11,220
石神井町 1丁目	0.237	1,758	3,008	12,692	5丁目	0.382	2,212	4,652	12,178
2丁目	0.275	2,529	4,658	16,938	6丁目	0.183	1,312	2,821	15,415
3丁目	0.163	1,995	3,252	19,951	南 大 泉 1丁目	0.333	2,277	4,917	14,766
4丁目	0.196	1,819	3,503	17,872	2丁目	0.281	1,956	4,306	15,324
5丁目	0.301	971	1,727	5,738	3丁目	0.337	2,253	4,708	13,970
6丁目	0.208	1,669	3,141	15,101	4丁目	0.365	3,214	6,300	17,260
7丁目	0.248	2,173	4,181	16,859	5丁目	0.362	2,346	4,629	12,787
8丁目	0.305	2,246	4,373	14,338	6丁目	0.121	849	1,863	15,397
石神井台 1丁目	0.366	762	1,641	4,484	大 泉 町 1丁目	0.495	2,412	5,236	10,578
2丁目	0.313	2,266	4,646	14,843	2丁目	0.467	2,260	4,720	10,107
3丁目	0.311	2,772	5,308	17,068	3丁目	0.409	1,763	3,704	9,056
4丁目	0.284	2,225	4,569	16,088	4丁目	0.344	1,719	3,785	11,003
5丁目	0.261	1,800	3,921	15,023	5丁目	0.227	1,050	2,148	9,463
6丁目	0.224	1,388	2,986	13,330	6丁目	0.136	1,160	2,313	17,007
7丁目	0.225	2,288	3,785	16,822	大泉学園町 1丁目	0.235	1,473	3,175	13,511
8丁目	0.257	1,796	3,921	15,257	2丁目	0.333	2,046	3,990	11,982
上石神井 1丁目	0.339	3,547	5,435	16,032	3丁目	0.362	1,399	3,302	9,122
2丁目	0.309	2,669	4,486	14,518	4丁目	0.382	1,903	4,146	10,853
3丁目	0.345	2,896	5,841	16,930	5丁目	0.383	2,212	4,739	12,373
4丁目	0.353	2,775	4,828	13,677	6丁目	0.426	2,328	5,059	11,876
上石神井南町	0.177	1,194	2,332	13,175	7丁目	0.399	2,359	4,851	12,158
下石神井 1丁目	0.166	1,350	2,730	16,446	8丁目	0.355	2,181	4,545	12,803
2丁目	0.214	1,643	3,313	15,481	9丁目	0.336	61	61	182

4 気 象

7 年は、北日本を中心に暖かい空気に覆われやすかったため、年平均気温はかなり高く、全国的に高気圧に覆われやすく晴れた日が多く、年間日照時間はかなり多かった。東日本の太平洋側では冬と夏から秋に低気圧や前線の影響を受けにくかったため、年降水量はかなり少なかった。アメダス（練馬）の年降水量は、1130.5mm を観測し、統計開始以降（注 1）、最も少なかった。

1 月：

冬型の気圧配置や高気圧に覆われて晴れの日が多かったが、気圧の谷や湿った空気の影響で曇りや雨の日もあった。月平均気温は高く、月間日照時間は多く、月降水量（注 2）は少なかった。

2 月：

期間のはじめに前線を伴った低気圧の影響で雨の日があった後は、冬型の気圧配置や高気圧に覆われておおむね晴れの日が続いた。なお、東京の月間日照時間は 217.0 時間となり、2 月として月間日照時間の多い方から 3 位（統計期間：明治 24 年 2 月～7 年 12 月）となった。月平均気温は高く、月間日照時間はかなり多く、月降水量はかなり少なかった。

練馬の月降水量は 5.0mm で少ない方の 1 位（注 1）となった。

3 月：

中旬までは高気圧と低気圧が交互に通過したため数日の周期で変化したが、下旬は高気圧に覆われて晴れの日が多くなった。3 日から 5 日にかけてと 8 日、19 日には雪が降り、4 日、5 日は東京で日最深積雪 1 センチを観測した。一方、26 日には、東京の 3 月の日最高気温として高い方から 2 位となる 25.9℃を観測し、28 日には同じく 3 位となる 25.7℃を観測した。なお、東京で 24 日にさくらの開花を、30 日に満開を観測した。また、25 日から 26 日にかけて黄砂を観測した。月平均気温は高く、月間日照時間は少なく、月降水量は多くなった。

4 月：

期間の中頃は高気圧に覆われて晴れの日が多かったが、他の期間は高気圧と低気圧・気圧の谷が交互に通過し、数日の周期で変化した。1 日の夜は低気圧の影響で大雨となった。11 日は前線を伴った低気圧の影響で雨や雷雨となった。月平均気温は高く、月間日照時間は平年並、月降水量は多くなった。

5 月：

期間のはじめから中頃にかけて数日の周期で変化した。期間の終わりは低気圧や湿った空気の影響で曇りや雨の日が多くなった。2 日は本州の南岸を通過した低気圧の影響で大雨となった。31 日は上空に寒気を伴う低気圧の影響で雨や雷雨となった。なお、関東甲信地方は 5 月 22 日ごろに梅雨入りした。月平均気温は高く、月間日照時間は少なく、月降水量は多くなった。

練馬の月降水量は 189.0mm で多い方の 1 位（注 1）となった。

6 月：

前半は、前線や低気圧の影響で曇りや雨の日が多かった。後半は、25 日と 26 日に台風第 2 号から変わった熱帯低気圧の影響で雨となったが、その他の日は、日本付近への太平洋高気圧の張り出しが強く晴れか曇りとなり、日平均気温がかなり高くなる日が続いた。東京の月平均気温は 24.7℃（平年値からの偏差 +2.8℃）となり、6 月として高い方から 1 位（注 3）となった。なお、関東甲信地方は 6 月 28 日ごろ梅雨明けした。月平均気温はかなり高く、月間日照時間はかなり多く、月降水量は少なくなった。

練馬の月平均気温は 24.9℃で高い方から 1 位（注 1）となった。

7 月：

本州付近への太平洋高気圧の張り出しが強く、晴れて気温のかなり高い日が多くなった。一方、10 日には雷雨があり、14 日から 16 日にかけては台風第 5 号などの影響を受け曇りや雨となった。月平均気温はかなり高く、月間日照時間はかなり多く、月降水量はかなり少なくなった。

8月：

太平洋高気圧に覆われて晴れて気温のかなり高い日が多くなった。東京では月平均気温が 29.6℃となり 8 月として高い方から 1 位（注 3）となった。なお、東京の夏（6 月～8 月）の 3 か月平均気温についても高い方から 1 位となった。月平均気温はかなり高く、月間日照時間は多く、月降水量は少なくなった。
練馬の月平均気温は 29.6℃で高い方から 1 位（注 1）となった。

9月：

太平洋高気圧に覆われて晴れて気温のかなり高い日が多くなった。5 日は台風第 15 号の影響で大雨となり、11 日と 18～19 日は、前線や上空の寒気の影響で雨や雷雨となり大雨になったところもあった。東京では月平均気温が 26.5℃となり 9 月として高い方から 3 位（注 3）となった。月平均気温はかなり高く、月間日照時間は多く、月降水量は平年並となった。

10月：

期間のはじめは太平洋高気圧に覆われて晴れて気温のかなり高い日があったが、他の期間は、前線や湿った空気の影響で曇りや雨の日が多くなった。特に、9 日は台風第 22 号の影響で伊豆諸島南部では猛烈な風を伴う大雨となった。月平均気温は高く、月間日照時間はかなり少なく、月降水量は少なくなった。

11月：

前半は高気圧と低気圧・前線が交互に通過し数日の周期で変化したが、後半は、高気圧に覆われて晴れの日が多くなった。なお、3 日は西高東低の冬型の気圧配置となり北西の風が強まったため、東京地方では「木枯らし 1 号」が吹いた。月平均気温は平年並、月間日照時間は多く、月降水量はかなり少なくなった。
練馬の月降水量は 9.5mm で少ない方の 1 位（注 1）となった。

12月：

下旬に数日の周期で変化するなど雨の日もあったが、冬型の気圧配置や高気圧に覆われて晴れの日が多くなった。月平均気温は高く、月間日照時間は平年並、月降水量は少なくなった。

- 注 1：本文章内で使用している練馬の記録の統計期間は平成 24 年 12 月～7 年 12 月である。
- 注 2：東京での気温、日照時間、降水量の階級区分（「低い」「平年並」「高い」など）は、平成 3 年から 2 年の 30 年間の観測値をもとに決めている。
- 注 3：東京の月平均気温の統計期間は明治 8 年 7 月から 7 年 12 月である。

〔練馬地域気象観測所 気温・降水量〕													7年
区分 \ 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年間
平均気温 (℃)	5.6	5.6	10.3	15.4	18.9	24.9	28.6	29.6	26.2	18.1	11.8	7.3	16.9
平均最高気温 (℃)	11.3	11.4	16.1	21.1	23.8	30.2	34.1	35.2	31.1	21.8	16.9	12.5	22.1
平均最低気温 (℃)	0.7	0.2	5.3	10.3	14.7	21.0	24.7	25.5	22.5	15.3	7.3	2.3	12.5
降水量 (mm)	27.5	5.0	128.5	127.0	189.0	112.5	91.0	85.5	240.0	88.0	9.5	27.0	1130.5

注：月平均は、日平均気温、日最高気温、日最低気温をそれぞれ月毎に平均した値である。

序章

区政の推進と財政

1 区の計画	22	4 税・財産	69
2 区政のしくみ	26	5 医療保険・年金制度	73
3 財政	45	6 区内の公共機関	79



富士見中学校高等学校にて参議院議員選挙の模擬投票を実施

1 区の計画

(1) グランドデザイン構想

●位置付け

区が目指す将来像を区民と共有しながら区政を更に前に進めるため、おおむね10年後から30年後の将来像を示す「グランドデザイン構想」を平成30年6月に公表した。

●構成

「グランドデザイン構想」は、「暮らし」「都市」「区民参加と協働」の3つの分野で構成する。

1 暮らしのグランドデザイン

子ども、高齢者、文化芸術、みどりなど、8つのテーマを設定し、10年後の暮らしの姿を8人の区民の物語として描くとともに、テーマに対する区の基本姿勢と取組の方向性を示している。

2 都市のグランドデザイン

4つのテーマを設定して、30年後のまちの姿をビジュアルに描くことにより、具体的なまちのイメージを表現している。

3 区民参加と協働のグランドデザイン

地域に根差した区民の自発的な活動が、区内のいたるところで活発に展開され、区民や団体そして区が協働して、練馬ならではの新たな自治を創造する道筋を明らかにしている。

(2) 第3次みどりの風吹くまちビジョン

●位置付け

平成30年6月に策定した「グランドデザイン構想」の実現に向けて、これまでの政策を着実に継続・発展させ、その上に立ち、みどり、文化、スポーツ、都市インフラなど区民生活をより豊かにする施策に更に力を入れていく必要がある。構想実現に向けた政策展開を明らかにするため、区の新たな総合計画（地方版総合戦略^(※)）として、「第3次みどりの風吹くまちビジョン」を6年3月に策定した。

※地方版総合戦略：

まち・ひと・しごと創生法第9条および第10条に基づく「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」および「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」のこと。

都道府県および区市町村は、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を勘案し策定が求められている。

●『第3次ビジョン』の構成

「グランドデザイン構想実現」への道筋を示す「基本計画」と、具体的な実行計画である「アクションプラン」の二部構成である。

1 基本計画

「6つの施策の柱」を示し、柱ごとに「区の基本姿勢」や「施策の方向性」とともに、施策をけん引する「リーディングプロジェクト」を設けている。計画期間は5年間（6～10年度）である。

2 アクションプラン

(1) 戦略計画

計画期間は5年間（6～10年度）とし、5年後の目標、5か年の取組を提示している。

① 施策の柱1 子どもたちの笑顔輝くまち

- 戦略計画1 子育てのかたちを選択できる社会の実現
- 戦略計画2 子どもの成長に合わせた切れ目のないサポートの充実
- 戦略計画3 学齢期の子どもや若者の居場所の充実
- 戦略計画4 夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成

② 施策の柱2 高齢者が住みなれた地域で暮らせるまち

- 戦略計画5 高齢者地域包括ケアシステムの深化・推進
- 戦略計画6 元気高齢者の活躍と健康づくり・フレイル予防の推進

③ 施策の柱3 安心を支える福祉と医療のまち

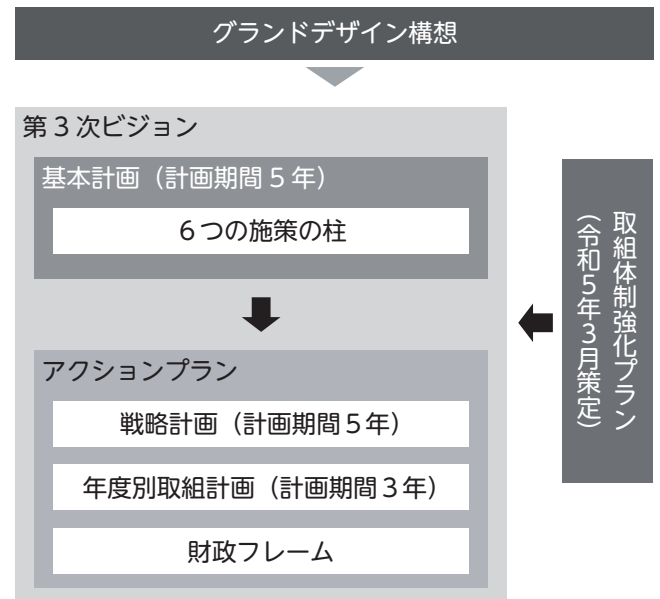
- 戦略計画7 障害者が地域で暮らし続けられる基盤の整備
- 戦略計画8 ひとり親家庭や生活困窮世帯等の自立を応援
- 戦略計画9 民間ならではの多様な活動と連携した地域福祉の推進
- 戦略計画10 安心して医療が受けられる体制の整備
- 戦略計画11 身体とこころの健康づくりを応援

- ④ 施策の柱4 安全・快適、みどりあふれるまち
- 戦略計画12 地域の災害リスクに応じた「攻めの防災」
- 戦略計画13 みどり豊かで快適な空間を創出する交通インフラの整備
- 戦略計画14 人々の移動を支える交通体系の構築
- 戦略計画15 快適な住宅都市を実現するまちづくりの推進
- 戦略計画16 練馬のみどりを未来へつなぐ
- 戦略計画17 脱炭素社会の実現に向けた環境施策の展開
- ⑤ 施策の柱5 いきいきと心豊かに暮らせるまち
- 戦略計画18 意欲ある事業者の支援と商店街の魅力づくり
- 戦略計画19 生きた農と共存するまち練馬
- 戦略計画20 みどりの中で優れた文化芸術を楽しめるまち
- 戦略計画21 みどりの中で誰もがスポーツを楽しめるまち
- ⑥ 施策の柱6 区民とともに区政を進める
- 戦略計画22 地域コミュニティの活性化と区民協働の推進
- 戦略計画23 DXで区民と区政を直につなぐ※
- ※官民データ活用推進基本法第9条第3項において策定が求められている、「市町村官民データ活用推進計画」の性格を併せ持つ。

(2) 年度別取組計画

「戦略計画」に基づく具体的な取組と事業費を提示している。併せて、アクションプランの実現性を担保するため、「財政フレーム」を提示している。計画期間は3年間（6～8年度）である。

〔第3次ビジョン体系図〕

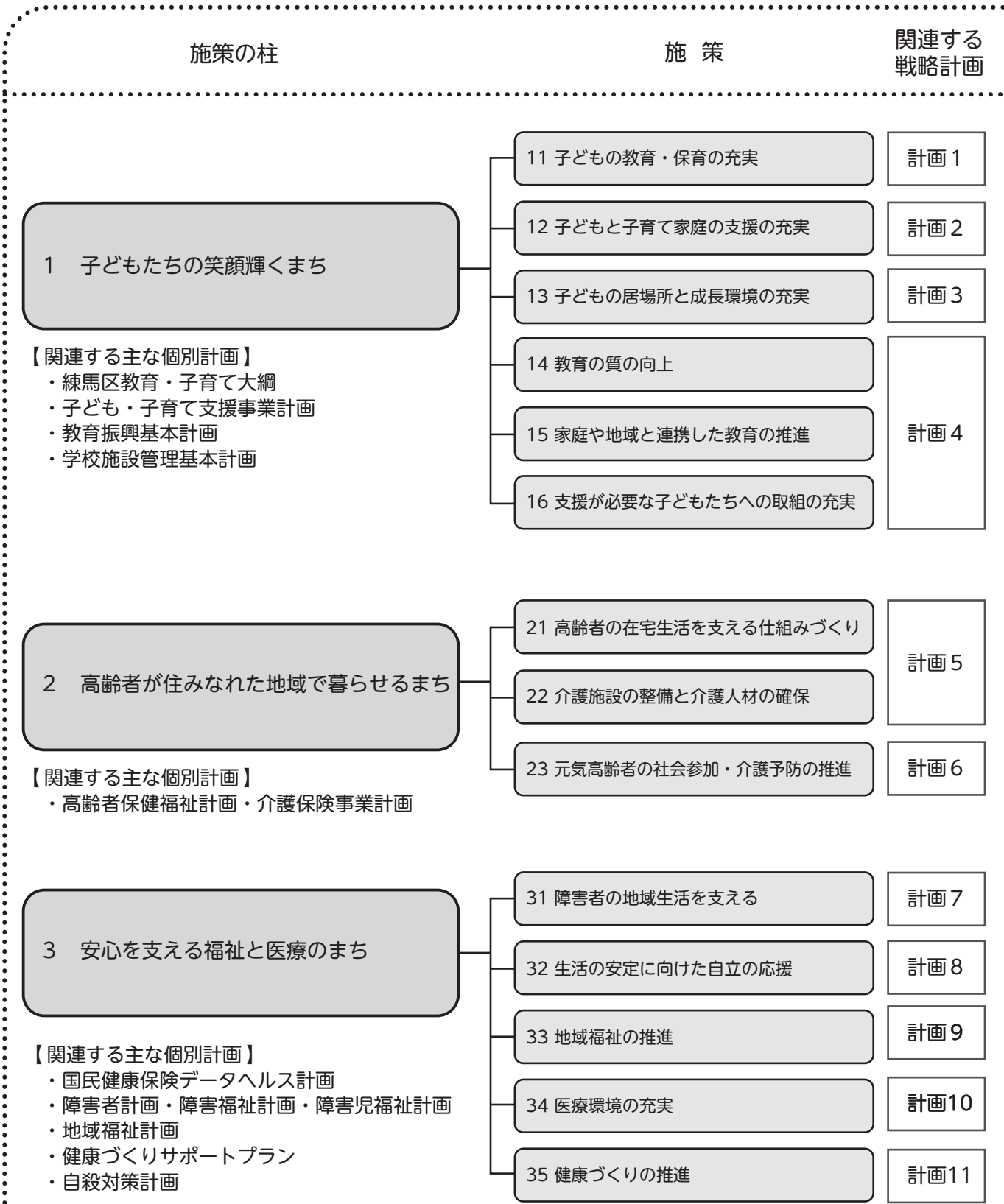


(3) 区民の要望

●区民意識意向調査

区では毎年、区民意識意向調査を行い、区民要望の把握に努めている。7年度調査の「特に力を入れてほしいと思う施策」では、「鉄道・道路・バス交通など都市インフラの整備」、「子育て支援」、「医療環境の充実」、「高齢者福祉」、「駅周辺のまちづくり」が上位を占めた。

〔施策の体系と戦略計画・個別計画の関連図（第3次みどりの風吹くまちビジョン）〕



※ 複数の施策に関連する戦略計画は、最も関連性の高い施策に対応して表示しています。
戦略計画の表示がない施策も、戦略計画に関連事業があります。

施策の柱	施 策	関連する戦略計画
4 安全・快適、みどりあふれるまち 【関連する主な個別計画】 ・都市計画マスタープラン ・地域防災計画 ・耐震改修促進計画 ・国土強靱化地域計画 ・総合治水計画 ・都市交通マスタープラン ・公共交通空白地域改善計画 ・景観計画 ・自転車利用総合計画 ・無電柱化推進計画 ・みどりの総合計画 ・環境基本計画 ・一般廃棄物処理基本計画 ・空き家等対策計画 ・住宅マスタープラン	41 災害に強い安全なまちづくり 42 地域防災力の向上 43 安全・安心な地域づくり 44 鉄道・道路など都市インフラの整備 45 地域生活を支える駅周辺のまちづくり 46 みどりの保全と創出 47 脱炭素社会の実現 48 ごみの発生抑制とリサイクルの推進 49 住まい確保のサポート	計画12 計画13・14 計画15 計画16 計画17 計画5 計画15
5 いきいきと心豊かに暮らせるまち 【関連する主な個別計画】 ・産業振興ビジョン ・男女共同参画計画	51 企業活動の活性化に向けた支援の充実 52 魅力ある商店街づくり 53 都市農業の振興と都市農地の保全 54 文化・生涯学習・スポーツの振興 55 練馬の魅力づくりと練馬ならではの観光の推進 56 平和と人権の尊重、男女共同参画の推進	計画18 計画19 計画20・21
6 区民とともに区政を進める 【関連する主な個別計画】 ・区政改革計画 ・公共施設等総合管理計画 ・人事・人材育成改革プラン ・取組体制強化プラン ・職員定数管理計画	61 地域コミュニティの活性化と協働の推進 62 多文化共生、国際・都市交流の推進 63 区政改革の推進	計画22 計画23

2 区政のしくみ

区の機関は、議決機関（区議会）と執行機関（区長等）から構成されている。区議会および区長は、区民の直接選挙によって選ばれ、それぞれが区民の代表機関として権限と役割を分担し、相互の抑制、均衡により円滑な自治運営を図っている。

また、区では、区民、議会、執行機関の三者が力を合わせて区政を進めるための基本的なルールとして「練馬区政推進基本条例」を制定し、区民、議会、執行機関のそれぞれの役割と責務、区政運営の基本原則などを定めている。

(1) 議決機関（区議会）

議決機関である区議会は、区民から選挙によって選ばれた議員（条例定数 50 人・任期 4 年）で構成される合議制の機関である。

区議会を代表し、統括する議長には第 77 代議長として上野ひろみ議員、副議長には第 79 代副議長として鈴木たかし議員が、ともに7年6月9日に就任した。

なお、8 年 6 月 5 日に第 78 代議長としてかしまさお議員、第 80 代副議長として星野あつし議員が就任した。

●区議会のはたらき

区議会の本来的な仕事は議決であり、議決を必要とする事項は、(1) 条例の制定・改廃 (2) 予算の決定 (3) 決算の認定 (4) 区の税金・使用料・手数料の決定 (5) 条例で定める契約の締結などである。また、区政の適正な運営を期するため、執行機関を監視するのも役割の一つである。さらに、区議会は住民から出された請願・陳情を審査し、採択したものは区長に送付し、その処理経過の報告を受けている。

〔議案等議決件数〕 (単位：件) 7 年 1 月～12 月

区分	可決	否決	承認	認定
条 例	84	—	—	—
規 則	—	—	—	—
予 算	15	—	—	—
決 算	—	—	—	4
契約・買入れ	35	—	—	—
区道認定・変更等	18	—	—	—
区長専決処分事項の承認	—	—	1	—
選任・任命の同意	4	—	—	—
特別委員会の設置	—	—	—	—
指定管理者の指定	28	—	—	—
意見書	1	—	—	—
決 議	—	—	—	—
その他	9	—	—	—
計	194	—	1	4

〔常任委員会および委員会開催状況〕

7 年 12 月 31 日現在

委員会名	所管事項	委員名（◎委員長、○副委員長）			開催数
企画総務委員会 定数 10 人	区長室、企画部、危機管理室、総務部、会計管理室、選挙管理委員会および監査委員の所管に関する事項ならびに他の常任委員会の所管に属しない事項	◎西野こういち かしまさお やくし辰哉 吹田ひでとし	○つじ 誠心 酒井 妙子 富田けんじ	小泉 純二 倉田れいか 高口ようこ	21 回
区民生活委員会 定数 10 人	区民部、産業経済部、地域文化部および農業委員会の所管に関する事項	◎井上勇一郎 しばたさちこ 小松あゆみ 山口あきこ	○浜田ゆきひろ 鈴木たかし 渡辺てる子	上野ひろみ のださちこ ももかわ一郎	21 回
保健福祉委員会 定数 10 人	福祉部および健康部の所管に関する事項	◎高橋しんご 笠原ともこ 有馬 豊 しもだ 玲	○沢村信太郎 佐藤じゅんや かとうぎ桜子	小林みつぐ 西田まちこ やない克子	19 回
都市整備委員会 定数 10 人	環境部、都市整備部および土木部の所管に関する事項	◎藤井たかし 田中よしゆき 島田 拓 白石けい子	○山田かずよし 星野あつし 石森 愛	かしわざき強 石黒たつお 池尻 成二	19 回
文教児童青少年委員会 定数 10 人	教育委員会の所管に関する事項	◎佐藤 力 かわすみ雅彦 のむら 説 山崎まりも	○柳沢よしみ 吉田ゆりこ たかはし純	福沢 剛 水上 明子 岩瀬たけし	21 回

注：各常任委員会の委員は、7 年 6 月 9 日就任。委員会の開催数は 7 年 1 月～12 月の期間

●本会議と委員会

区議会は、条例により年4回（2・6・9・11月）開かれる定例会と、特定の案件を審議するため必要に応じて召集される臨時会がある。

議会の議決は、本会議で行わなければその効力を生じないが、区の仕事は複雑多岐にわたっており、議会としても能率的かつ専門的な審査を必要とするため、いくつかの分野に分けて、委員会を設けている。

委員会には、常任委員会、議会運営委員会および特

別委員会がある。常任委員会は、企画総務、区民生活、保健福祉、都市整備、文教児童青少年の5委員会が設置されている。また、議会運営委員会は議会全般について協議するため設置されている。特別委員会は、必要がある場合に設置することとなっており、総合・災害対策等、医療・高齢者等、みどり・環境等、交通対策等の4委員会が設置されている。

本会議および各委員会は受付で傍聴券に記入のうえ、傍聴することができる。

〔議会運営委員会および委員会開催状況〕

7年12月31日現在

委員会名	所管事項	委員名（◎委員長、○副委員長）	開催数
議会運営委員会 定数17人 欠員3人	(1) 議会の運営に関する事項 (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 (3) 議長の諮問に関する事項	◎かしまさお かしわざき強 西野こういち 有馬 豊 たかはし純 ○酒井 妙子 かわすみ雅彦 石黒たつお やくし辰哉 かとうぎ桜子 小泉 純二 つじ 誠心 井上勇一郎 富田けんじ	27回

注：議会運営委員会の委員は、7年6月9日就任。委員会の開催数は7年1月～12月の期間

〔特別委員会および委員会開催状況〕

7年12月31日現在

委員会名	設置目的	委員名（◎委員長、○副委員長）	開催数
総合・災害対策等 特別委員会 定数13人	(1) 地域防災についての調査研究 (2) 危機管理指針についての調査研究 (3) 地方分権の推進および財政権拡充についての調査研究 (4) 練馬区立総合体育館の改築等についての調査研究	◎小林みつぐ 上野ひろみ 酒井 妙子 渡辺てる子 ももかわ一郎 ○富田けんじ 浜田ゆきひろ 井上勇一郎 岩瀬たけし 福沢 剛 吉田ゆりこ のむら 説 しもだ 玲	11回
医療・高齢者等 特別委員会 定数13人	(1) 地域医療の環境整備についての調査研究 (2) 病床の確保についての調査研究 (3) 高齢者施策についての調査研究 (4) 介護保険制度についての調査研究	◎星野あつし つじ 誠心 山田かずよし やくし辰哉 やない克子 ○かわすみ雅彦 笠原ともこ 石黒たつお 沢村信太郎 かしまさお 柳沢よしみ 有馬 豊 かとうぎ桜子	14回
みどり・環境等 特別委員会 定数12人	(1) 清掃リサイクルについての調査研究 (2) 脱炭素化の推進についての調査研究 (3) みどりの保全・創出に係る区民協働の推進についての調査研究 (4) みどりの啓発機能をもつ緑地、庭園等についての調査研究	◎小泉 純二 高橋しんご のださちこ 高口ようこ ○佐藤じゅんや 西野こういち 島田 拓 山崎まりも しばたさちこ 倉田れいか 石森 愛 白石けい子	12回
交通対策等 特別委員会 定数12人	(1) バス交通等地域間交通についての調査研究 (2) 都営地下鉄大江戸線の延伸および沿線まちづくりについての調査研究 (3) 東京外かく環状道路についての調査研究 (4) 西武線連続立体および事業化に伴うまちづくりについての調査研究	◎田中よしゆき かしわざき強 水上 明子 池尻 成二 ○西田まちこ 佐藤 力 小松あゆみ 山口あきこ 藤井たかし 鈴木たかし たかはし純 吹田ひでとし	13回

注：各特別委員会の委員は、7年6月9日就任。委員会の開催数は7年1月～12月の期間

〔予算・決算特別委員会および委員会開催状況〕

7年12月31日現在

委員会名	開催期間	所管事項	委員名（◎委員長、○副委員長）	開催数
予算特別委員会	7年2月18日～ 7年3月12日	令和6年度補正予算の審査 令和7年度予算の審査	◎田中よしゆき ○白石けい子 議長を除く全議員	14回
予算特別委員会	7年10月2日	令和7年度補正予算の審査	◎福沢 剛 ○水上 明子 議長を除く全議員	5回
	7年10月6日			
	7年11月28日			
	7年12月9日			
	7年12月26日			
決算特別委員会	7年9月5日～ 7年10月8日	令和6年度決算の審査	◎吉田ゆりこ ○小松あゆみ 議長を除く全議員	12回

●令和7年～令和8年の区議会

1 第一回定例会（7年2月6日～3月14日）

定例会の初日に区長から「令和7年度当初予算案」「令和6年度補正予算案」「大江戸線の延伸」「美術館・貫井図書館の全面リニューアル」などについての所信表明があり、これを受けて12人の議員が一般質問を行った。

議案として区長から「令和7年度練馬区一般会計予算」「令和6年度練馬区一般会計補正予算」「練馬区地域包括支援センターの人員および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」など46議案が、議員から「練馬区議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例」の1議案が提出された。

審議の結果、すべての議案を原案どおり可決した。

2 第二回定例会（7年6月2日～6月24日）

6月9日に議長及び副議長の選挙を行い、議長に上野ひろみ議員、副議長に鈴木たかし議員をそれぞれ選出した。新議長のもと常任、議会運営、特別の各委員会の委員の選任を行った。

6月10日に区長から「大江戸線の延伸」「ねりま羽

ばたく若者応援プロジェクトの開始」「困難な問題を抱える若年女性支援事業の開始」などについての所信表明があり、これを受けて11人の議員が一般質問を行った。

議案として区長から「練馬区立男女共同参画センター条例の一部を改正する条例」「練馬区立石神井松の風文化公園条例の一部を改正する条例」「練馬区保育所保育料条例の一部を改正する条例」など52議案が、議員から「東京都後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙における候補者の推薦について」の1議案が提出された。

審議の結果、全ての議案を原案どおり可決した。

3 第三回定例会（7年9月5日～10月10日）

定例会の初日に区長から「補正予算案」「大江戸線延伸の促進」「美術館・貫井図書館の再整備」などについての所信表明があり、これを受けて12人の議員が一般質問を行った。

議案として区長から「令和6年度練馬区一般会計歳入歳出決算」「令和7年度練馬区一般会計補正予算」「練馬区女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例」「練

〔練馬区議会議員名簿〕

議員定数 50 人 在職議員 50 人 8 年 7 月 24 日現在

氏 名	会 派	電 話	住 所	氏 名	会 派	電 話	住 所
小 林 み つ ぐ	自民党	3999-3471	〒 176-0024 中村 1-3-3	井 上 勇 一 郎	練馬会議	3926-7146	〒 176-0022 向山 3-1-32
小 泉 純 二	自民党	3970-8615	〒 179-0074 春日町 6-6-39-603	西 田 ま ち こ	練馬会議	090-5307-7817	〒 176-0022 向山 3-26-4
藤 井 た か し	自民党	5905-0533	〒 178-0065 西大泉 3-29-20	の だ さ ち こ	練馬会議	080-4131-5544	〒 177-0051 関町北 2-17-16-205
かしわざき強	自民党	3924-7789	〒 178-0062 大泉町 4-34-5	水 上 明 子	練馬会議	080-9099-0808	〒 176-0001 練馬 1-20-8-2F
福 沢 剛	自民党	6317-7044	〒 176-0006 栄町 1-2-901	有 馬 豊	共産党	3997-4191	〒 177-0041 石神井町 2-8-27
上 野 ひ ろ み	自民党	3939-0646	〒 179-0073 田柄 4-36-34	島 田 拓	共産党	5997-5014	〒 179-0071 旭町 1-1-15
田中よしゆき	自民党	5903-9417	〒 177-0044 上石神井 4-8-8	の む ら 説	共産党	3991-7008	〒 176-0002 桜台 1-6-11
かわすみ雅彦	自民党	6761-0007	〒 177-0042 下石神井 2-34-5-101	や く し 辰 哉	共産党	6766-0810	〒 178-0061 大泉学園町 2-1-17-101
かしままさお	自民党	6904-4363	〒 178-0064 南大泉 3-9-22	小 松 あ ゆ み	共産党	3825-9122	〒 177-0034 富士見台 2-18-10
しばたさちこ	自民党	3921-0303	〒 178-0063 東大泉 3-4-3-204	かとうぎ桜子	インクル	3978-4154	〒 178-0063 東大泉 3-1-18-102
高 橋 し ん ご	自民党	090-5778-6525	〒 179-0085 早宮 2-10-3	岩 瀬 た け し	インクル	5935-4071	〒 178-0061 大泉学園町 2-10-1
佐 藤 力	自民党	4500-1756	〒 179-0076 土支田 1-6-19	高 口 よ う こ	インクル	080-7746-8648	〒 176-0002 桜台 3-42-29 荒川方
つ じ 誠 心	自民党	080-1957-2758	〒 179-0081 北町 6-35-27	白 石 け い 子	こもんず	3990-3107	〒 179-0075 高松 3-24-19
笠 原 と も こ	自民党	3990-3773	〒 177-0034 富士見台 1-26-19	山 口 あ き こ	こもんず	080-3358-0987	〒 178-0063 東大泉 7-35-28-1F
浜田ゆきひろ	自民党	3577-3015	〒 176-0021 貫井 3-14-8-1F	石 森 愛	こもんず	050-3595-0090	〒 177-0041 石神井町 3-25-4-502
吉 田 ゆ り こ	公明党	3933-3489	〒 179-0081 北町 6-35-27	富 田 け ん じ	立憲民主	6915-7247	〒 179-0083 平和台 4-10-4-6F
柳 沢 よ し み	公明党	3594-7510	〒 177-0051 関町北 5-5-8-505	渡 辺 て る 子	立憲民主	090-6925-6097	〒 178-0063 東大泉 5-36-17-303
酒 井 妙 子	公明党	6909-2960	〒 179-0072 光が丘 3-3-4-922	た か は し 純	立憲民主	070-2426-5787	〒 177-0051 関町北 2-22-13-402
西野こういち	公明党	6272-4249	〒 176-0021 貫井 3-22-11	や な い 克 子	生活ネット	3993-4899	〒 177-0051 関町北 5-17-4
鈴木たかし	公明党	5933-0705	〒 178-0062 大泉町 3-19-16	山 崎 ま り も	生活ネット	3993-4899	〒 179-0072 光が丘 3-3-4-220
星 野 あ つ し	公明党	3979-8644	〒 179-0071 旭町 3-3-3	池 尻 成 二	つながる	5933-0108	〒 178-0063 東大泉 5-6-9
佐藤じゅんや	公明党	6780-8466	〒 176-0003 羽沢 1-22-16-410	沢 村 信 太 郎	無所属の会	6824-5987	〒 177-0035 南田中 3-21-7
山田かずよし	練馬会議	3991-3087	〒 176-0012 豊玉北 5-2-14	し も だ 玲	無所属	050-3588-0693	〒 177-0041 石神井町 3-25-8-302
倉 田 れ い か	練馬会議	3923-5672	〒 177-0031 三原台 2-4-7-1A	ももかわ一郎	参政党	6824-1612	〒 179-0083 平和台 3-23-14-201
石 黒 た つ お	練馬会議	090-1667-1192	〒 178-0064 南大泉 2-2-33	吹田ひでとし	維新の会	080-3525-2317	〒 176-0024 中村 3-34-6-302

〔注〕会派名称
自民党：練馬区議会自由民主党、公明党：練馬区議会公明党、
練馬会議：練馬区議会国民民主党・無所属・都民ファーストの会、
共産党：日本共産党練馬区議団、インクル：インクルーシブな練馬をめざす会、
こもんず：ねりまこもんず、立憲民主：練馬区議会立憲民主党、
生活ネット：生活者ネットワーク、つながる：つながる市民・練馬、無所属の会：練馬無所属の会、
無所属：練馬区議会無所属、参政党：練馬区議会参政党、維新の会：練馬区議会日本維新の会

馬区乳児等通園支援事業の設備および運営の基準に関する条例」など 24 議案が提出された。

審議の結果、全ての議案を原案どおり可決した。

4 第四回定例会（7年 11 月 28 日～12 月 12 日）

定例会の初日に区長から「全国都市農業フェスティバル 2025 の開催」「大江戸線の延伸」などについての所信表明があり、これを受けて 11 人の議員が一般質問を行った。

議案として区長から「練馬区廃棄物の処理および清掃に関する条例の一部を改正する条例」「指定管理者の指定」「令和 7 年度練馬区一般会計補正予算」など 66 議案が、委員会から「固定資産税及び都市計画税の軽減措置等の継続を求める意見書」の 1 議案が提出された。

審議の結果、全ての議案を原案どおり可決した。

5 第一回臨時会（7年 12 月 26日）

区長から、「令和 7 年度練馬区一般会計補正予算」の 1 議案が提出され、原案どおり可決した。

6 第一回定例会（8年 2 月 5 日～3 月 13 日）

定例会の初日に区長から 3 期 12 年間を振り返りながら、「区政運営の基本」「行財政運営」「令和 8 年度予算案」「各分野における主な取組」などについての所信表明があり、これを受けて 11 人の議員が一般質問を行った。

議案として区長から「令和 8 年度練馬区一般会計予算」「令和 7 年度練馬区一般会計補正予算」「練馬区介護保険条例の一部を改正する条例」「練馬区国民健康保険条例の一部を改正する条例」など 38 議案が、議員から「不合理な税制改正に反対する意見書」の 1 議案が提出された。

審議の結果、全ての議案を原案どおり可決した。

【請願・陳情審査件数】 (単位：件) 7 年 1～12月

		区分	件 数	審査結果				
				採 択	不 採 択	取 り 下 げ	付 託 替 え	継 続 審 査
委員会								
常任委員会	企画総務		－	－	－	－	－	－
			12	－	3	－	－	9
	区民生活		2	1	－	－	－	1
			6	－	3	－	－	3
	保健福祉		－	－	－	－	－	－
			8	－	3	－	－	5
	都市整備		3	－	2	－	－	1
			8	2	3	－	－	3
	文教児童青少年		1	－	1	－	－	－
			16	1	7	－	－	8
議会運営			－	－	－	－	－	
		1	－	1	－	－	－	
特別委員会	総合・災害対策等		－	－	－	－	－	－
			1	－	－	－	－	1
	医療・高齢者等		－	－	－	－	－	－
			1	－	1	－	－	－
	みどり・環境等		－	－	－	－	－	－
			3	－	－	－	－	3
	交通対策等		－	－	－	－	－	－
			6	2	－	－	－	4
予算								
決算								
計			6	1	3	－	－	2
			62	5	21	－	－	36

注：①件数の上段は請願、下段は陳情
②件数は、前年からの継続分および分割付託を含む。
採択、不採択、取り下げには、一部採択、一部不採択、一部取り下げを含むため件数と一致しない場合がある。

【会派別構成】 (単位：人) 8 年 7 月 24 日現在

会派名	人員
練馬区議会自由民主党	15
練馬区議会公明党	7
練馬区議会国民民主党・無所属・都民ファーストの会	7
日本共産党練馬区議団	5
インクルーシブな練馬をめざす会	3
ねりまこもんず	3
練馬区議会立憲民主党	3
生活者ネットワーク	2
つながる市民・練馬	1
練馬無所属の会	1
練馬区議会無所属	1
練馬区議会参政党	1
練馬区議会日本維新の会	1
計	50

〔歴代議長〕

					党別						党別
1	上野徳次郎	昭和 22.10.11	～	23.11.15	自由党	51	関口 和雄	11. 6.11	～	12. 7.14	自民党
2	桜井 米蔵	23.11.15	～	24.11.25	//	52	土屋 新一	12. 7.14	～	13. 7.11	民主党
3	小口 政雄	24.11.25	～	25.10.30	//	53	小林みつぐ	13. 7.11	～	14. 7.16	自民党
4	梅内 正雄	25.10.30	～	26. 9.19	//	54	村上 悦栄	14. 7.16	～	15. 5.29	//
5	篠田 鎮雄	26.10.29	～	27.10.29	//	55	中島 力	15. 6.12	～	16. 6.18	//
6	梅内 正雄	27.10.29	～	28.12. 2	//	56	小林みつぐ	16. 6.18	～	17. 7.22	//
7	井口 仙蔵	28.12. 2	～	29.12.22	//	57	本橋まさとし	17. 7.22	～	18. 6.28	//
8	塚田 洪憲	29.12.22	～	30. 9.19	//	58	村上 悦栄	18. 6.28	～	19. 5.29	//
9	井口 仙蔵	30.10.20	～	31.10.29	自民党	59	関口 和雄	19. 6.11	～	20. 6.20	//
10	井口 仙蔵	31.10.29	～	32.11.29	//	60	しばざき幹男	20. 6.20	～	21. 6.17	//
11	梅内 正雄	32.11.29	～	34. 3.18	//	61	本橋 正寿	21. 6.17	～	22. 6.17	//
12	林 亮海	34. 3.18	～	34. 9.19	//	62	西山きよたか	22. 6.17	～	23. 5.29	//
13	上野徳次郎	34.10.23	～	35.12.27	//	63	小川けいこ	23. 6.13	～	24. 6.22	//
14	桜井 米蔵	35.12.27	～	37. 2. 9	//	64	藤井たかし	24. 6.22	～	25. 6.28	//
15	梅内 正雄	37. 2. 9	～	37.12.22	//	65	小泉 純二	25. 6.28	～	26. 6.20	//
16	橋本銀之助	37.12.22	～	38. 9.19	//	66	村上 悦栄	26. 6.20	～	27. 5.29	//
17	井口 仙蔵	38.10.23	～	40. 3.10	//	67	かしわざき強	27. 6.12	～	28. 6.17	//
18	越後 幹雄	40. 3.10	～	42. 5. 2	//	68	田中ひでかつ	28. 6.17	～	29. 7. 7	//
19	長谷川安正	42. 7.11	～	43. 7.16	//	69	小林みつぐ	29. 7. 7	～	30. 6.27	//
20	小柳 信子	43. 7.16	～	44. 7.24	//	70	福沢 剛	30. 6.27	～令和 元.	5.29	//
21	橋本銀之助	44. 7.24	～	45. 7.11	//	71	上野ひろみ	元. 6.13	～	2. 6. 5	//
22	橋本銀之助	45. 7.11	～	46. 5.29	//	72	小泉 純二	2. 6. 5	～	3. 6. 4	//
23	塚田 洪憲	46. 7. 6	～	47. 7.19	//	73	かしわざき強	3. 6. 4	～	4. 6. 7	//
24	横山 繁雄	47. 7.19	～	48. 7.28	//	74	藤井たかし	4. 6. 7	～	5. 5.29	//
25	関口 三郎	48. 7.28	～	49. 7.30	//	75	田中よしゆき	5. 6. 9	～	6. 6. 7	//
26	田口阿久理	49. 7.30	～	50. 5.29	//	76	福沢 剛	6. 6. 7	～	7. 6. 9	//
27	楠 直正	50. 6.23	～	51. 7. 9	//	77	上野ひろみ	7. 6. 9	～	8. 6. 5	//
28	横山 繁雄	51. 7. 9	～	52. 7.27	//	78	かしまさお	8. 6. 5	～		//
29	内田仙太郎	52. 7.27	～	53. 7.14	//						
30	豊田 三郎	53. 7.14	～	54. 5.29	//						
31	貫井 武夫	54. 6.22	～	55. 7.10	//						
32	上野 定雄	55. 7.10	～	56. 7.21	//						
33	矢崎 久雄	56. 7.21	～	57. 7. 6	//						
34	大野喜三郎	57. 7. 6	～	58. 5.29	//						
35	貫井 武夫	58. 6.15	～	59. 7.10	//						
36	上野 定雄	59. 7.10	～	60. 7.19	//						
37	田中 確也	60. 7.19	～	61. 7.24	//						
38	望月 泰治	61. 7.24	～	62. 5.29	//						
39	楠 直正	62. 6.15	～	63. 7.13	//						
40	椎名 貞夫	63. 7.13	～平成 元.	7.21	公明党						
41	山田左千夫	元. 7.21	～	2. 7.13	自民党						
42	渡辺 耕平	2. 7.13	～	3. 5.29	//						
43	関口 和雄	3. 6.13	～	4. 7. 2	//						
44	吉野 信義	4. 7. 2	～	5. 7.29	//						
45	大橋 静男	5. 7.29	～	6. 7.12	//						
46	中島 力	6. 7.12	～	7. 5.29	//						
47	高橋かずみ	7. 6. 9	～	8. 6.25	//						
48	関口 三郎	8. 6.25	～	9. 7.24	//						
49	浅沼 敏幸	9. 7.24	～	10. 6.19	無所属						
50	関口 和雄	10. 6.19	～	11. 5.29	自民党						

〔歴代副議長〕

					党別				党別		
1	小口 政雄	昭和 22.10.11	～	23.11.15	自由党	51	西川 康彦	9. 7.24	～	10. 6.19	公明
2	塚田 洪憲	23.11.15	～	24.11.25	//	52	冨塚 辰雄	10. 6.19	～	11. 5.29	//
3	内田建三郎	24.11.25	～	25.10.30	//	53	秋本 和昭	11. 6.11	～	12. 7.14	公明党
4	豊田 勝夫	25.10.30	～	26. 9.19	//	54	武藤 昭夫	12. 7.14	～	13. 7.11	共産党
5	大野 政吉	26.10.29	～	27.10.29	//	55	山田 哲丸	13. 7.11	～	14. 7.16	公明党
6	加山 峯吉	27.10.29	～	28.12. 2	//	56	斉藤 宗孝	14. 7.16	～	15. 5.29	//
7	橋本銀之助	28.12. 2	～	29.12.22	//	57	西川 康彦	15. 6.12	～	16. 6.18	//
8	永盛勇三郎	29.12.22	～	30. 9.19	//	58	岩崎 典子	16. 6.18	～	17. 7.22	//
9	一野 義純	30.10.20	～	31.10.29	自民党	59	斉藤 宗孝	17. 7.22	～	18. 6.28	//
10	松本 茂	31.10.29	～	32. 8.30	//	60	秋本 和昭	18. 6.28	～	19. 5.29	//
11	豊田 勝夫	32. 8.30	～	32.11.29	//	61	宮原 義彦	19. 6.11	～	20. 6.20	//
12	山下 新吉	32.11.29	～	34. 3.18	社会党	62	田代 孝海	20. 6.20	～	21. 6.17	//
13	大戸 淳三	34. 3.18	～	34. 9.19	自民党	63	岩崎 典子	21. 6.17	～	22. 6.17	//
14	矢ヶ崎信夫	34.10.23	～	35.12.27	//	64	内田ひろのり	22. 6.17	～	23. 5.29	//
15	越後 幹雄	35.12.27	～	37. 2. 9	//	65	斉藤 静夫	23. 6.13	～	24. 6.22	//
16	荒井 澄雄	37. 2. 9	～	37.12.22	社会党	66	うすい民男	24. 6.22	～	25. 6.28	//
17	並木 亀吉	37.12.22	～	38. 9.19	自民党	67	吉田ゆりこ	25. 6.28	～	26. 6.20	//
18	長谷川安正	38.10.23	～	39. 5.27	//	68	柳沢よしみ	26. 6.20	～	27. 5.29	//
19	宇野津定三	39. 5.27	～	40. 3.10	公明党	69	内田ひろのり	27. 6.12	～	28. 6.17	//
20	横山 倉吉	40. 3.10	～	42. 5. 2	自民党	70	光永 勉	28. 6.17	～	29. 7. 7	//
21	榎本 喜芳	42. 7.11	～	43. 7.16	社会党	71	酒井 妙子	29. 7. 7	～	30. 6.27	//
22	木下喜三郎	43. 7.16	～	44. 7.24	//	72	西野こういち	30. 6.27	～	令和 元. 5.29	//
23	本橋弘三郎	44. 7.24	～	45. 7.11	//	73	宮原よしひこ	元. 6.13	～	2. 6. 5	//
24	木下喜三郎	45. 7.11	～	46. 5.29	//	74	うすい民男	2. 6. 5	～	3. 6. 4	//
25	岡本 和男	46. 7. 6	～	47. 7.19	//	75	吉田ゆりこ	3. 6. 4	～	4. 6. 7	//
26	本橋弘三郎	47. 7.19	～	48. 7.28	//	76	柳沢よしみ	4. 6. 7	～	5. 5.29	//
27	土屋 新一	48. 7.28	～	49. 7.30	//	77	酒井 妙子	5. 6. 9	～	6. 6. 7	//
28	藤代権兵衛	49. 7.30	～	50. 5.29	//	78	西野こういち	6. 6. 7	～	7. 6. 9	//
29	小池 広司	50. 6.23	～	51. 7. 9	公明党	79	鈴木たかし	7. 6. 9	～	8. 6. 5	//
30	小林としたか	51. 7. 9	～	52. 7.27	//	80	星野あつし	8. 6. 5	～		//
31	椎名 貞夫	52. 7.27	～	53. 7.14	//						
32	安藤 美義	53. 7.14	～	54. 5.29	//						
33	宇野津定三	54. 6.22	～	55. 7.10	//						
34	田中てるみ	55. 7.10	～	56. 7.21	//						
35	小池 広司	56. 7.21	～	57. 7. 6	//						
36	小林としたか	57. 7. 6	～	58. 5.29	//						
37	椎名 貞夫	58. 6.15	～	59. 7.10	//						
38	田中 保徳	59. 7.10	～	60. 7.19	//						
39	竹内 智久	60. 7.19	～	61. 7.24	//						
40	俵頭 功	61. 7.24	～	62. 5.29	//						
41	小林 利孝	62. 6.15	～	63. 7.13	//						
42	吉野 信義	63. 7.13	～	平成 元. 7.21	自民党						
43	田中 保徳	元. 7.21	～	2. 7.13	公明党						
44	竹内 智久	2. 7.13	～	3. 5.29	//						
45	椎名 貞夫	3. 6.13	～	4. 7. 2	//						
46	白井 繁雄	4. 7. 2	～	5. 7.29	//						
47	冨塚 辰雄	5. 7.29	～	6. 7.12	//						
48	秋本 和昭	6. 7.12	～	7. 5.29	//						
49	俵頭 功	7. 6. 9	～	8. 6.25	公明						
50	斉藤 宗孝	8. 6.25	～	9. 7.24	//						

(2) 執行機関（区長・行政委員会など）

区的意思決定機関（議決機関）である区議会に対し、決定された意思の実施機関（執行機関）として、区長および行政委員会、行政委員が置かれ、さらに、補助機関として副区長、会計管理者およびその他の職員が置かれている。また、附属機関として区政に必要な調査・審議を行う各種の協議会、審議会等が設けられている。

●区長と補助機関

1 区長

区長は区を代表し、その事務全般を統括する執行機関で、任期は4年である。

昭和49年6月の「地方自治法」の改正により、区民による直接選挙制度が復活し、翌年4月27日に初の選挙が行われた。

8年4月12日に行われた区長選挙の結果、吉田健一が選出され、第21代区長に就任した。

2 副区長（助役）、会計管理者（収入役）

区長を補佐する副区長は、区長が区議会の同意を得て選任し、任期は4年である。練馬区では、副区長の定数を2人とし、宮下泰昌と大木裕子が在任している。

また、会計事務をつかさどる機関である会計管理者は、職員の中から区長が命ずる。

なお、平成18年の「地方自治法」改正以前は、助役および収入役が置かれていた。

〔歴代区長〕

1	臼井 五十三	昭和	22. 9. 20	～	26. 9. 19
2	須田 操		26. 9. 20	～	30. 9. 19
3	〃		30. 11. 9	～	34. 11. 8
4	〃		34. 12. 3	～	38. 12. 2
5	〃		38. 12. 26	～	42. 6. 21
6	片健 治		43. 7. 29	～	47. 7. 28
7	田畑 健介		48. 10. 16	～	50. 4. 26
8	〃		50. 4. 27	～	54. 4. 26
9	〃		54. 4. 27	～	58. 4. 26
10	〃		58. 4. 27	～	62. 4. 26
11	岩波 三郎	平成	62. 4. 27	～	3. 4. 26
12	〃		3. 4. 27	～	7. 4. 26
13	〃		7. 4. 27	～	11. 4. 26
14	〃		11. 4. 27	～	15. 4. 26
15	志村 豊志郎		15. 4. 27	～	19. 4. 26
16	〃		19. 4. 27	～	23. 4. 26
17	〃		23. 4. 27	～	26. 2. 23
18	前川 燿男		26. 4. 20	～	30. 4. 19
19	〃	令和	30. 4. 20	～	4. 4. 19
20	〃		4. 4. 20	～	8. 4. 19
21	吉田 健一		8. 4. 20	～	在任中

〔歴代副区長〕

1	関口 和雄	平成	19. 4. 1	～	19. 6. 12
2	〃		19. 6. 13	～	23. 6. 12
3	琴尾 隆明		23. 6. 14	～	27. 6. 13
4	山内 隆夫		26. 6. 20	～	30. 6. 19
5	黒田 孝夫		27. 6. 15	～	令和元. 6. 14
6	山内 隆夫		30. 6. 20	～	4. 6. 19
7	小西 将雄	令和	元. 6. 15	～	5. 6. 14
8	森田 泰子		4. 6. 20	～	8. 6. 19
9	宮下 泰昌		5. 6. 15	～	在任中
10	大木 裕子		8. 6. 20	～	在任中

〔歴代助役〕

1	小林 四郎	昭和	22. 12. 4	～	26. 12. 3
2	〃		26. 12. 4	～	30. 12. 3
3	〃		30. 12. 4	～	34. 12. 3
4	〃		34. 12. 10	～	38. 12. 9
5	星義 文		39. 5. 27	～	42. 6. 21
6	金子 光		43. 9. 3	～	47. 9. 2
7	三浦 忠正		48. 10. 29	～	52. 10. 28
8	〃		52. 10. 29	～	56. 10. 28
9	〃		56. 10. 29	～	60. 10. 28
10	中園 啓一		58. 6. 21	～	62. 6. 13
11	三浦 忠正		60. 10. 29	～	62. 4. 25
12	三石 辰雄	平成	62. 6. 26	～	3. 6. 25
13	〃		3. 6. 26	～	7. 6. 25
14	〃		7. 6. 26	～	11. 6. 25
15	志村 豊志郎		11. 6. 26	～	15. 2. 12
16	関口 和雄		15. 6. 13	～	19. 3. 31

〔歴代収入役〕

1	原 鋳二	昭和	22. 12. 4	～	26. 12. 3
2	〃		26. 12. 4	～	30. 12. 3
3	〃		30. 12. 4	～	34. 12. 3
4	〃		34. 12. 10	～	38. 12. 9
5	栗林 繁実		39. 5. 27	～	43. 5. 26
6	寺本 静雄		43. 9. 3	～	47. 9. 2
7	山本 佳二		48. 10. 29	～	52. 10. 28
8	〃		52. 10. 29	～	56. 10. 28
9	中園 啓一		56. 10. 29	～	58. 6. 20
10	本田 久夫		58. 6. 21	～	62. 6. 13
11	〃	平成	62. 6. 26	～	3. 6. 25
12	〃		3. 6. 26	～	7. 6. 25
13	〃		7. 6. 26	～	11. 6. 25
14	小林 勝郎		11. 6. 26	～	15. 6. 25
15	〃		15. 6. 26	～	19. 6. 25

3 職員

区の職員数は、8年4月1日現在4,131人である。内訳は本ページの組織別職員数のとおりである。職員数は一般職に属する職員数であり、再任用職員のうち短時間勤務の者、休職者、他団体への派遣職員、会計年度任用職員を除く。

なお、上記のほかに、小・中学校の教員2,690人および学校関係の栄養士、事務職員の一部145人は、都の任用の職員で右表のとおりである（8年5月1日現在）。

〔組織別職員数〕

区 分	職員数	職種別		
		事務系	福祉・技術系	技能・業務系
総計	4,131	2,120	1,678	333
技監	1		1	
区長室	40	40		
広聴広報課	34	34		
秘書課	6	6		
企画部	65	64	1	
企画課	24	23	1	
財政課	13	13		
情報政策課	28	28		
危機管理室	41	41		
危機管理課	41	41		
総務部	254	151	98	5
総務課	41	41		
文書法務課	16	16		
情報公開課	9	9		
経理用地課	30	22	3	5
人権・男女共同参画課	13	9	4	
職員課	36	36		
人材育成課	13	13		
施設管理課	96	5	91	
区民部	434	433	1	
戸籍住民課	220	220		
税務課	51	51		
収納課	80	80		
国保年金課	83	82	1	
産業経済部	58	58		
経済課	21	21		
商工観光課	16	16		
都市農業課	21	21		
地域文化部	184	151	33	
地域振興課	119	87	32	
文化・生涯学習課	34	33	1	
スポーツ振興課	31	31		
福祉部	665	411	248	6
管理課	53	37	16	
障害者施策推進課	129	36	87	6
生活福祉課	38	31	7	
練馬総合福祉事務所	91	62	29	
光が丘総合福祉事務所	75	46	29	
石神井総合福祉事務所	84	51	33	
大泉総合福祉事務所	70	40	30	
高齢社会対策課	29	23	6	
高齢者支援課	26	17	9	
介護保険課	70	68	2	
健康部（練馬区保健所）	266	109	157	
健康推進課	49	33	16	
生活衛生課	44	6	38	

〔東京都任用の教職員数〕

（単位：人）8年5月1日現在

区 分	総 数	教 員	その他
小学校	1,934	1,838	96
中学校	901	852	49
計	2,835	2,690	145

注：その他は、事務職員、栄養士

（単位：人）8年4月1日現在

区 分	職員数	職種別		
		事務系	福祉・技術系	技能・業務系
保健予防課	34	24	10	
豊玉保健相談所	28	7	21	
北保健相談所	18	4	14	
光が丘保健相談所	19	7	12	
石神井保健相談所	32	9	23	
大泉保健相談所	17	6	11	
関保健相談所	15	4	11	
地域医療課	10	9	1	
環境部	273	80	22	171
環境課	39	29	10	
みどり推進課	24	13	11	
清掃リサイクル課	28	20		8
練馬清掃事務所	96	8	1	87
石神井清掃事務所	86	10		76
都市整備部	189	65	124	
都市計画課	33	15	18	
東部地域まちづくり課	65	26	39	
開発調整課	26	5	21	
建築課	54	10	44	
住宅課	11	9	2	
土木部	220	64	155	1
管理課	48	21	27	
道路公園課	81	15	65	1
計画課	77	19	58	
交通安全課	14	9	5	
会計管理室	22	22		
教育委員会事務局	1,379	393	836	150
教育振興部	200	182	10	8
教育総務課	41	37		4
学務課	30	29	1	
学校施設課	28	25	3	
保健給食課	23	16	3	4
教育指導課	28	28		
学校教育支援センター	19	16	3	
光が丘図書館	31	31		
こども家庭部	1,114	193	826	95
子育て支援課	183	64	113	6
保育課	811	81	641	89
青少年課	25	21	4	
子ども家庭支援センター	95	27	68	
小学校	45			45
幼稚園	20	18		2
選挙管理委員会事務局	14	13	1	
監査事務局	8	7	1	
農業委員会事務局				
議会事務局	18	18		

●行政委員会、行政委員

区には、つぎの行政委員会、行政委員があり、それぞれ事務局において必要な事務を執行している。

1 教育委員会

教育に関する事務は、政治的中立や住民の意思の反映が強く要請されることから、区長から独立した行政委員会として、教育委員会が設置されている。委員会は、区長が区議会の同意を得て任命する教育長および4人の委員で組織され、任期は教育長が3年、その他の委員は4年である。

教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。

8年7月1日現在の教育長と教育委員の氏名および任期はつぎのとおりである。

- 教育長 三浦 康彰 (6.7.1 ~ 9.6.30)
- 委員 大石 光宏 (7.12.19 ~ 11.12.18)
- 委員 仲山 英之 (8.6.20 ~ 12.6.19)
- 委員 森山 瑞江 (5.10.16 ~ 9.10.15)
- 委員 小林 三保 (6.6.20 ~ 10.6.19)

〔歴代教育長〕

				昭和				
1	星	義	文	27. 11. 1	~	28. 3. 31		
2		//		28. 4. 1	~	31. 9. 30		
3	松	尾	周 男	31. 10. 1	~	35. 9. 30		
4	栗	林	繁 実	35. 10. 8	~	39. 5. 26		
5	上	野	唯 郎	39. 7. 22	~	39. 10. 6		
6		//		39. 10. 7	~	43. 10. 6		
7	黒	田	新 市	43. 10. 14	~	47. 10. 13		
8	岩	波	三 郎	48. 10. 29	~	52. 10. 28		
9		//		52. 10. 29	~	56. 10. 28		
10		//		56. 10. 29	~	60. 10. 28		
11		//		60. 10. 29	~	62. 1. 17		
						平成		
12	下	田	迪 雄	62. 7. 1	~	元. 10. 28		
13		//		元. 10. 29	~	5. 10. 28		
14		//		5. 10. 29	~	9. 10. 28		
15		//		9. 10. 29	~	11. 6. 25		
16	蘭	部	俊 介	11. 7. 1	~	13. 10. 28		
17		//		13. 10. 29	~	17. 10. 28		
18		//		17. 10. 29	~	21. 10. 28		
19		//		21. 10. 29	~	23. 6. 28		
20	河	口	浩	23. 6. 29	~	25. 10. 28		
21		//		25. 10. 29	~	27. 6. 30		
22		//		27. 7. 1	~	30. 6. 30		
						令和		
23		//		30. 7. 1	~	3. 6. 30		
24	堀	和	夫 彰	3. 7. 1	~	6. 6. 30		
25	三	浦	康 彰	6. 7. 1	~	在任中		

2 選挙管理委員会

区の選挙をはじめ、都、国の選挙および選挙に係る事務を管理、執行する合議制の機関で、4人の委員で構成されている。委員は、選挙権を有する者の中から区議会において選挙される。任期は4年である。

8年4月1日現在の選挙管理委員の氏名および任期はつぎのとおりである。

- 委員長 浅沼 敏幸
- 委員 坂口 猛、猿田 暁生、薄井 民男 (任期は、7.12.19~11.12.18)

3 監査委員

監査委員は、区の財務および行政に関する事務の執行等を監査する独任制の機関で、定数は4人である。委員は、区長が議会の同意を得て、識見を有する者および区議会議員の中から、それぞれ2人を選任する。任期は前者が4年で、後者は議員の任期による。識見を有する者のうち1人は常勤である。また、代表監査委員は、識見を有する者のうちから選任される。

8年6月5日現在の監査委員の氏名および任期はつぎのとおりである。

- 識見を有する者 市村 保 (7.4.1~11.3.31) (常勤監査委員)
- 識見を有する者 萩野 うたみ (5.3.8~9.3.7)
- 区議会議員 田中よしゆき (8.6.5~在任中)
- 区議会議員 井上 勇一郎 (8.6.5~在任中)

〔7年度の監査等実施状況〕

- (1) 定期監査等
 - ① 実績
 - ・47課 95施設
 - ・工事監査 8か所
 - ・財政援助団体等 27団体
 - ② 監査結果
 - ・指摘事項 0件
- (2) 例月現金出納検査
- (3) 決算・基金運用状況審査、健全化判断比率審査
- (4) 住民監査請求
 - 監査請求件数 0件
- (5) 行政監査
 - テーマ「区立施設の管理・運営手法について」

4 農業委員会

農業委員会は、「農地法」等法令による事項、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、農業一般に関する調査および情報の提供等を行っている。

平成28年4月の法改正により委員の公選制が廃止され、区長の任命制に変更となった。29年7月に新制度による改選が行われ、現在の委員は15人で構成される。任期は3年である。

8年4月1日現在の委員は、つぎのとおりである。

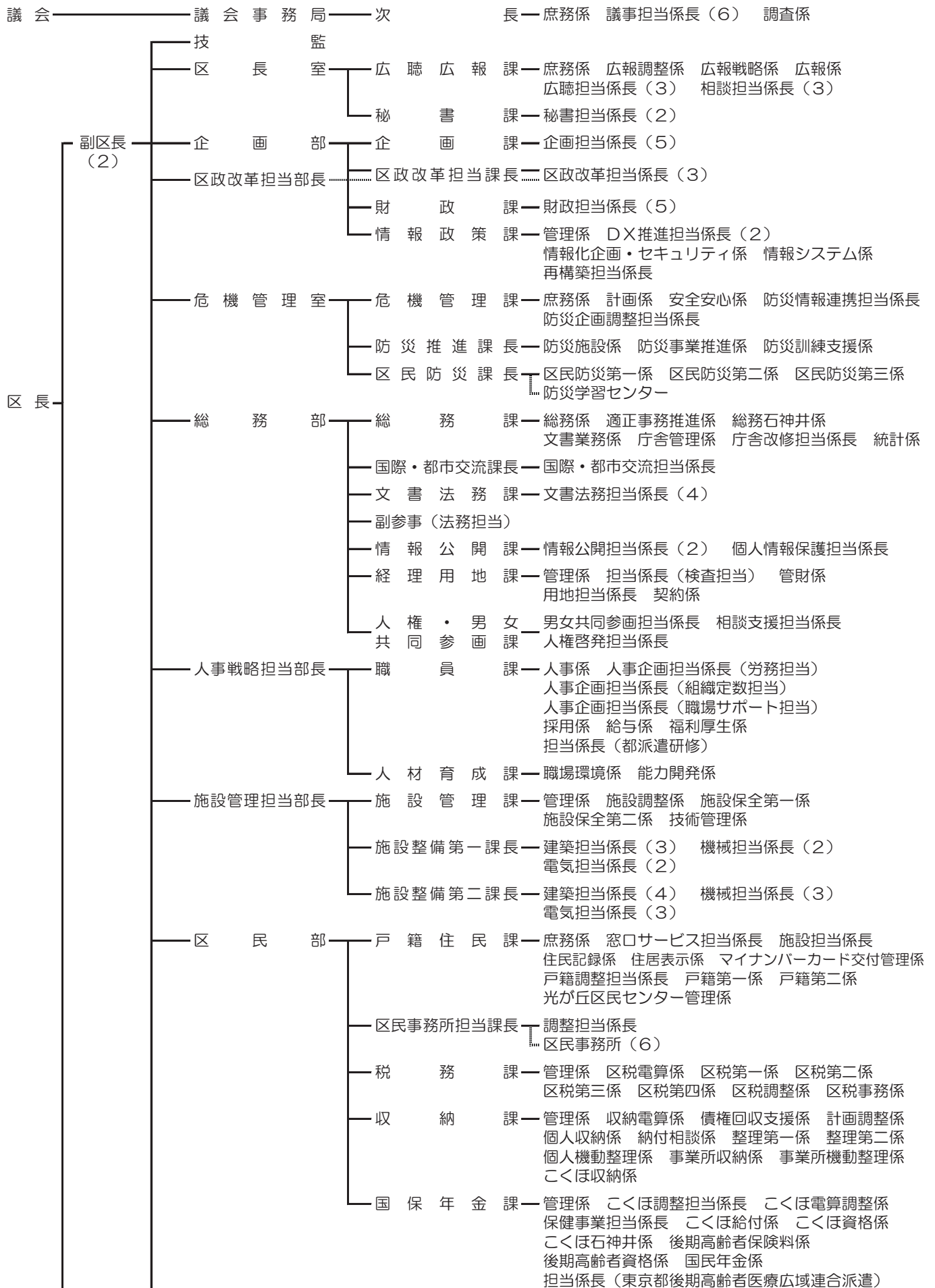
- 会長 尾崎 賀一
- 副会長 田中 聖晃、篠田 政巳
- 委員 相原 和彦、榎本 重恭、加藤 直正
- 神田 靖仁、酒井 利博、櫻井 祐次
- 篠 貞夫、荘埜 晃一、橋本 良子
- 保戸塚 武彦、宮部 光夫、渡邊 仁 (任期は、5.7.30~8.7.29)

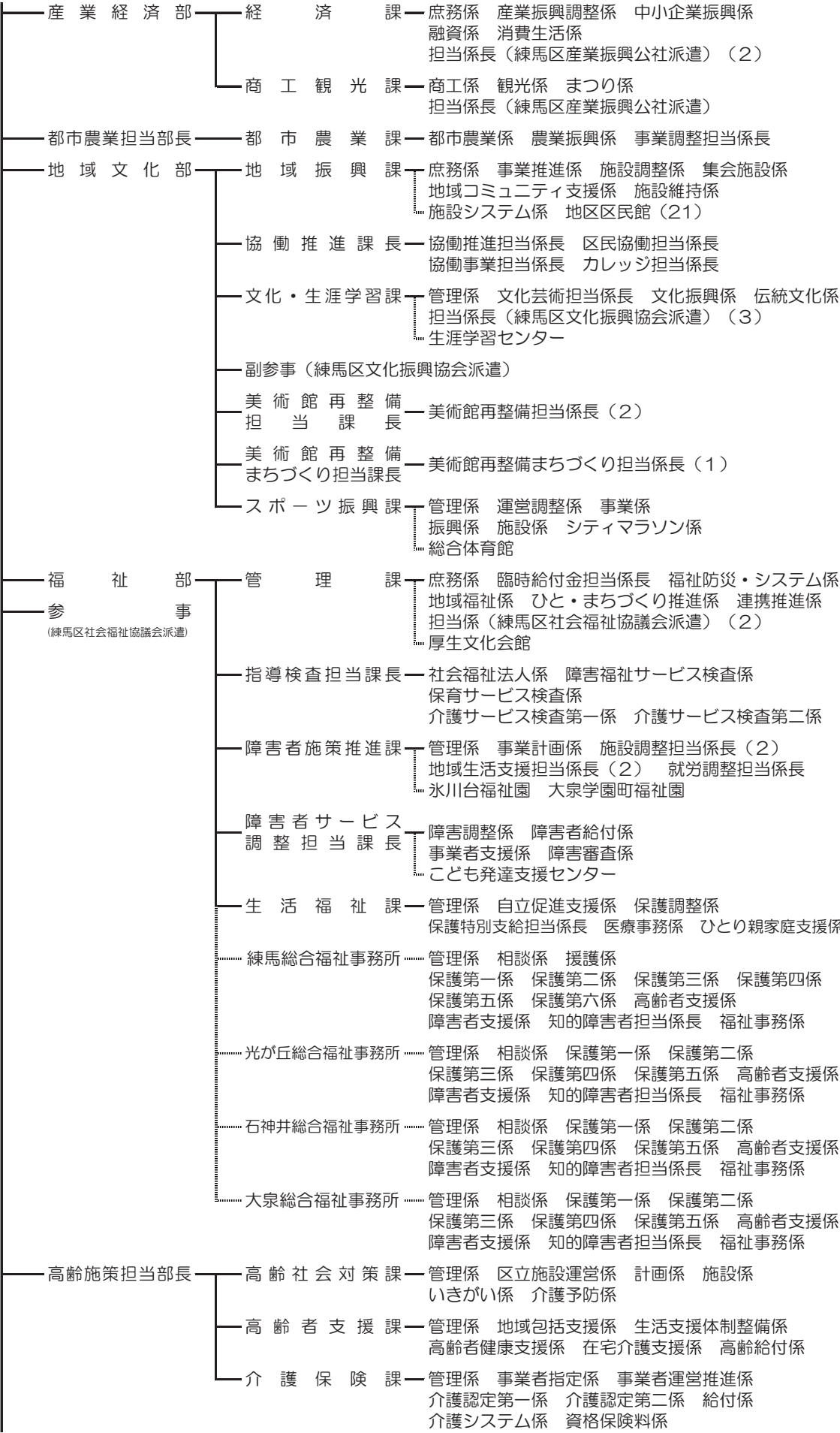
5 人事委員会

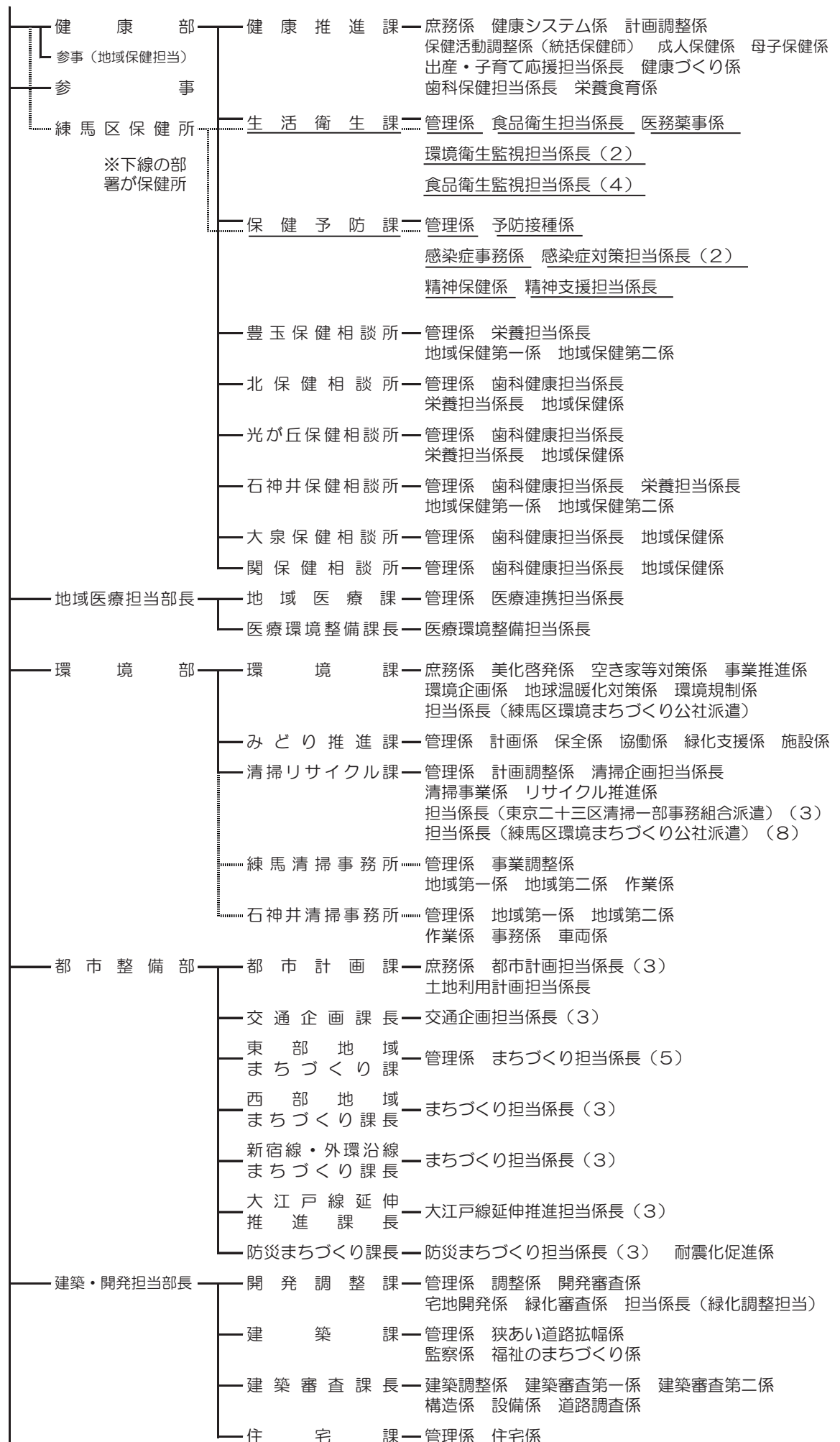
特別区の人事委員会は、23特別区が共同して設置している一部事務組合である特別区人事・厚生事務組合の一機関として設置され、23特別区共同の人事機関として機能している。

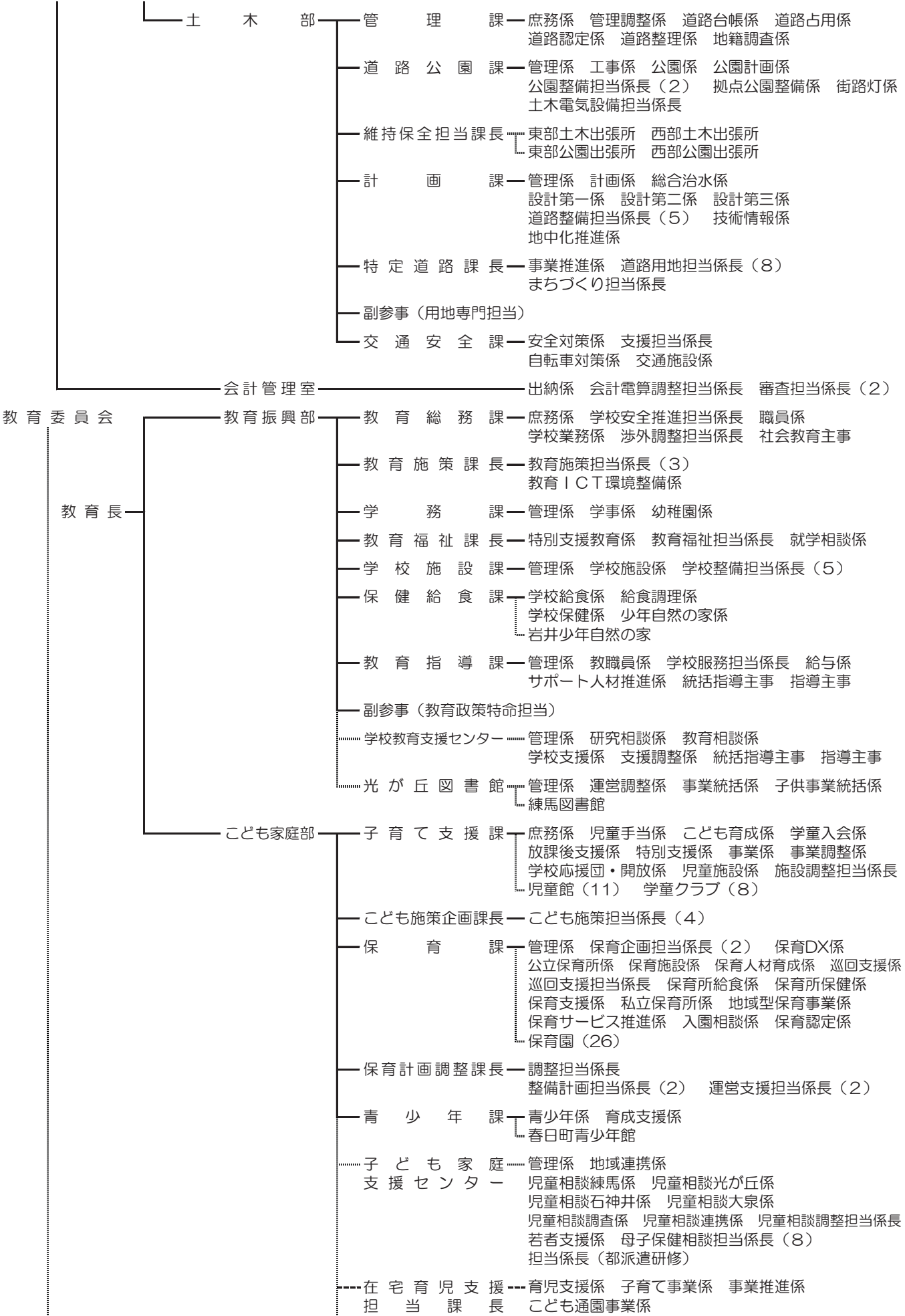
〔練馬区機構図〕

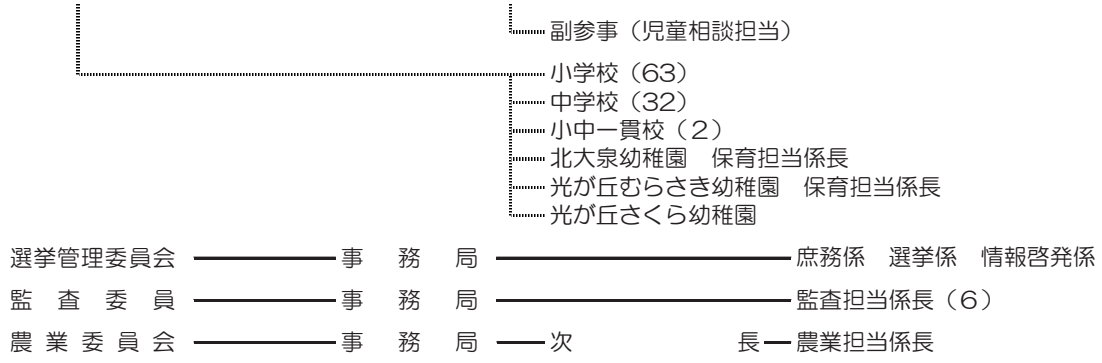
8年4月1日現在











〔練馬区の附属機関〕

8年3月31日現在

名 称 (根拠法令)	定数 任期	構 成	職務のあらまし
防災会議 (法・条例)	50人以内 2年	都、警察、消防、自衛隊、指定公共機関、学識経験者および区民防災組織等、区職員	地域防災計画の作成、区の地域に係る防災に関する重要事項の審議
安全・安心協議会 (条例)	60人以内 2年	区民、関係団体の代表者、関係行政機関の職員、区職員	安全に安心して暮らせるまちづくりの推進に関する基本事項・必要事項についての審議
国民保護協議会 (法・条例)	50人以内 2年	都、警察、消防、自衛隊、指定公共機関、学識経験者および区民防災組織等、区職員	国民保護計画・変更等の審議
特別職報酬等および議会政務活動費審議会 (条例)	10人以内 2年	区民、区内公共的団体等代表者	特別職報酬額等の適否についての審議
行政不服審査会 (法・条例)	3人 2年	法律または行政に関する学識経験者	行政庁の処分または不作為に係る不服申立てについての調査・審議
情報公開および個人情報保護審査会 (条例)	5人以内 2年	学識経験者	公文書非公開決定等の処分に関する不服申立てについての審査
情報公開および個人情報保護運営審議会 (条例)	13人以内 2年	区民、学識経験者	情報公開および個人情報保護制度の運営に関する重要事項の審議
財産価格審議会 (条例)	13人以内 2年	学識経験者、区職員	公有財産の管理・処分、財産の取得に関する価格の評定
国民健康保険運営協議会 (法・条例)	24人 3年	被保険者、保険医・保険薬剤師、公益および被用者保険等保険者の各代表者	国民健康保険事業の運営に関する重要事項の審議
文化財保護審議会 (条例)	10人以内 2年	学識経験者	文化財の保存・活用についての調査・審議
美術館運営協議会 (条例)	19人以内 2年	学識経験者、区議会議員、区民、美術団体関係者、学校教育関係者	美術館の運営方針および事業計画の協議
民生委員推薦会 (法・政令・規則)	14人以内 3年	社会福祉関係団体代表者、民生委員、学識経験者、区議会議員等	民生委員候補者の推薦
保健福祉サービス苦情調整委員 (条例)	5人以内 2年	保健・福祉・法律等に関する学識経験者	区や民間事業者が行う保健福祉サービスの利用に関する苦情の申立てについての調査・調整など
地域包括ケア推進協議会 (法・条例)	21人以内 3年	被保険者、居宅サービス等の利用者等、医療従事者、保健もしくは福祉関係団体の職員または従事者、指定居宅サービス事業者等の職員、学識経験者	地域包括支援センター、地域密着型サービスおよび生活支援体制整備事業に関する事項の審議
介護保険運営協議会 (条例)	25人以内 3年	被保険者、医療保険者の職員、医療従事者、福祉関係団体の職員または従事者、介護サービス事業者の職員、学識経験者	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画および介護保険事業の運営に関する重要な事項の審議
介護認定審査会 (法・条例)	280人以内 2年	保健・医療・福祉に関する学識経験者	要介護認定における審査・判定業務
障害者給付審査会 (法・条例)	60人以内 2年	障害者の実情に通じた者で、障害者保健福祉の学識経験者	障害支援区分認定における審査・判定業務
感染症診査協議会 (法・条例)	4人以上 2年	感染症指定医療機関の医師、感染症の患者の医療に関する学識経験者、法律に関する学識経験者、医療および法律以外の学識経験者	感染症指定医療機関への勧告入院および入院期間延長の要否、感染症患者の医療についての公費負担に関する審議、感染症法に基づく就業制限に関する審議
大気汚染障害者認定審査会 (条例)	10人以内 2年	医学に関する学識経験者	医療費助成の認定に関する調査・審議
環境審議会 (条例)	25人以内 2年	区民、事業者、学識経験者等	区の環境保全に関する基本的事項についての調査・審議
空家等および不良居住建築物等適正管理審議会 (条例)	10人以内 2年	法律、建築、医療、福祉等に関する学識経験者	法令に基づく認定・勧告等に関する審議
緑化委員会 (条例)	20人以内 2年	区民等、区議会議員、学識経験者	みどりの保全および創出に関する重要事項の調査・審議

名 称 (根拠法令)	定数 任期	構 成	職務のあらまし
都市計画審議会 (法・条例)	30人以内 2年	区民、学識経験者、区議会議員、関係行政機関職員	都市計画、まちづくり、景観などに関する調査・審議など
建築審査会 (法・条例)	5人 2年	法律・経済・建築・都市計画・公衆衛生・行政の学識経験者	特定行政庁の許可等に対する同意、審査請求に対する裁決など
建築紛争調停委員会 (条例)	7人以内 2年	法律・建築・環境等の学識経験者	建築に係る紛争の調停など
自転車駐車対策協議会 (法・条例)	20人以内 2年	区民、学識経験者、区議会議員、関係行政機関職員、鉄道事業者職員	自転車の駐車対策に関する重要事項の調査・審議
青少年問題協議会 (法・条例)	36人 2年	区民、学識経験者、区議会議員、関係行政機関職員、区職員	青少年施策の基本的な方針や問題についての審議など
子ども・子育て会議 (法・条例)	15人以内 2年	子どもの保護者、事業主を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、学識経験者等	子ども・子育て施策の総合的かつ計画的な推進、特定教育・保育施設等の利用定員についての審議など

(3) 参政の状況

●選挙権と選挙人名簿登録者数

選挙人名簿登録者数は、8年3月2日現在、623,534人で、23区中3番目となっている。

区内71か所の投票所を設け、各種選挙を行っている。

●選挙区

練馬区における衆議院小選挙区の区割りは、東京都第9区と新宿区・中野区・豊島区の一部との合区になる東京都第10区に分割されていたが、公職選挙法の一部を改正する法律（区割り改定法）が4年11月28日公布され、同年12月28日から施行されたため、東京都第9区と東京都第28区に分割されている（詳しくは下記区分と右下図を参照）。

〔住所地別の衆議院小選挙区分〕

東京都第28区
旭丘、旭町、春日町、北町、向山、小竹町、栄町、桜台、高松1～5丁目、田柄、豊玉上、豊玉北、豊玉中、豊玉南、中村、中村北、中村南、錦、貫井（※1）、練馬、羽沢、早宮、光が丘、冰川台、富士見台3丁目の一部（※2）、平和台、谷原1丁目

※1：貫井1～3・5丁目、4丁目の一部（1～27番、29番1～3・5～7・23～26号、30番1～8・11～25号、31～43番、47番1～17・49・53～62号）

※2：富士見台3丁目（1～19番、20番1～5・11～14号、21～37番、47番1～4・8号、48～54番、55番1～5・18～23号）

東京都第9区
上記を除く練馬区の全域

〔公職選挙法に基づく選挙〕

選挙名	選挙区	定数(人)	任期(年)	公(告)示日
区長選挙	練馬区	1	4	選挙期日 7日前まで
区議会議員選挙	練馬区	50		
都知事選挙	東京都	1		選挙期日 17日前まで
都議会議員選挙	練馬区 (東京都)	7 (127)		選挙期日 9日前まで
衆議院議員選挙	(小選挙区選出) 東京都(全国)	30 (289)	4	選挙期日 12日前まで
	(比例代表選出) 東京ブロック(全国)	19 (176)		
参議院議員選挙 (※)	東京都 (選挙区選出)	12 (148)	6	選挙期日 17日前まで
	全 国 (比例代表選出)	100		

※：参議院議員選挙は3年ごとに半数を改選

〔衆議院小選挙区の区割り〕



●衆議院議員選挙

8 年 2 月 8 日に衆議院議員選挙および最高裁判所裁判官国民審査が執行された。解散に伴う選挙であった。区全体の投票率は、61.05%で前回（6 年）より3.51ポイント上回った。

●練馬区長選挙

8 年 4 月12日に練馬区長選挙が執行された。任期満了に伴う選挙であった。区全体の投票率は、36.71%で前回（4 年）より4.76ポイント上回った。

●明るい選挙のために

各種の講座、小学生・中学生・高校生対象のポスターコンクール、広報紙「ねりま白ばらだより」の発行などにより、明るい選挙の推進と棄権防止のための啓発活動を行っている。

これらの啓発活動は、明るい選挙推進協議会（委員 14 人で構成）および同協議会から委嘱された明るい選挙推進委員 129 人が、それぞれの地域で「話しあい活動」を主体とし、さまざまな方法により進めている。

●主権者教育

社会に参加し、自ら考え、判断する主権者を育てるために、学校等と連携し、若者の政治意識の向上や将来の有権者である子どもたちの意識醸成に取り組んでいる。

〔主権者教育関係事業〕		7 年度
事業名	実績など	
明るい選挙啓発ポスターコンクール	25 校	1,694 人
小学生選挙体験教室	模擬投票および開票事務 22 校	1,798 人
中学生啓発講座	1 校	540 人
高校での出前授業・模擬投票	7 校	4,950 人
特別支援学校での出前授業・模擬投票	2 校	106 人
SNS による啓発	発信数	272 回
選挙啓発サポーター	82 人	



〔令和 7 年度明るい選挙啓発ポスターコンクール〕
公益財団法人明るい選挙推進協会会長・都道府県選挙管理委員会連合会会長賞
東京都最優秀賞

〔選挙別当日有権者数・投票者数・投票率〕

選挙名・執行年月日	当日有権者数(人)			投票者数(人)			投票率(%)		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
都議会議員選挙 7.6.22	608,634	290,950	317,684	308,281	147,809	160,472	50.65	50.80	50.51
参議院議員選挙 7.7.20									
東京都選出 (※)	622,527	297,827	324,700	389,062	188,529	200,533	62.50	63.30	61.76
比例代表選出 (※)				389,039	188,520	200,519	62.49	63.30	61.76
都知事選挙 6.7.7	610,725	292,193	318,532	377,508	180,385	197,123	61.81	61.73	61.88
区長選挙 8.4.12	609,717	291,438	318,279	223,811	105,161	118,650	36.71	36.08	37.28
衆議院議員選挙 8.2.8									
小選挙区選出(東京都第9区) (※)	307,896	147,126	160,770	187,897	91,202	96,695	61.03	61.99	60.14
小選挙区選出(東京都第28区) (※)	314,452	150,635	163,817	192,054	93,145	98,909	61.08	61.83	60.38
比例代表選出 (※)	622,348	297,761	324,587	379,965	184,358	195,607	61.05	61.91	60.26
最高裁判所裁判官国民審査 (※)	622,347	297,761	324,586	364,612	176,585	188,027	58.59	59.30	57.93
区議会議員選挙 5.4.23	603,766	289,261	314,505	260,818	123,187	137,631	43.20	42.59	43.76

※：在外投票分を含む。

〔選挙別・党派別得票率〕

選挙名・執行年月日	有効 投票数	自由 民主党	公明党	立憲 民主党	中道 改革連合	日本 共産党	国民 ファースト の会	国民 民主党	日本維新 の会	参政党	れいわ 新選組	無所属 その他
	票	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
都議会議員選挙 7.6.22	304,497	13.36	9.90	11.29	—	8.28	16.87	9.79	3.51	10.29	5.19	11.53
参議院議員選挙 7.7.20												
東京都選出 (※)	381,833	14.93	8.25	13.77	—	8.00	—	18.98	5.21	10.26	3.51	17.10
比例代表選出 (※)	382,214	17.21	7.29	12.19	—	6.24	—	16.20	5.51	11.65	5.39	18.32
都知事選挙 6.7.7	374,595	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100.00
区長選挙 8.4.12	220,110	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100.00
衆議院議員選挙 8.2.8												
小選挙区選出(東京都第9区) (※)	183,410	43.03	—	—	30.63	—	—	17.81	—	8.53	—	—
小選挙区選出(東京都第28区) (※)	188,423	36.64	—	—	22.02	6.92	—	15.34	9.95	9.13	—	—
比例代表選出 (※)	376,850	32.77	—	—	16.52	5.86	—	11.79	5.61	6.31	2.64	18.50
区議会議員選挙 5.4.23	255,829	27.94	13.65	9.23	—	8.60	5.31	3.74	5.87	1.39	1.70	22.58

※：在外投票分を含む。

(4) 新たな区政の創造

●特別区制度改革

1 特別区制度改革のあゆみ

練馬区を始めとする特別区は、昭和 22 年に設置された後、27 年の「地方自治法」改正により東京都の内部団体として位置付けられ、自治体としての権限も大幅に制限されていた。

このため、特別区は国に対し、特別区を「基礎的な地方公共団体」として法的に位置付けること、清掃事業など住民に身近な事務を移管することなど、制度改革の実現に向けた法令改正の要請を重ねた。

平成 10 年 4 月に成立した「地方自治法等の一部を改正する法律」が、12 年 4 月に施行されたことにより、特別区制度改革がようやく実現の運びとなった。

12 年の制度改革においては、都区の財源配分をめぐるつぎの 5 つの課題が積み残された。

- ① 「市町村事務」の役割分担を踏まえた財源配分
- ② 都に留保した清掃関連経費の取扱い
- ③ 小・中学校の改築需要への対応
- ④ 都市計画交付金の配分
- ⑤ 国等の大きな制度改革に応じた配分割合の変更

これら 5 課題に対する都区の見解には大きな隔たりがあったが、都区のあり方について、新たな検討組織による検討結果に従い整理することとし、暫定的な決着を見た。

2 都区のあり方の検討

平成 18 年 11 月に都と特別区は、今後の都区のあり方について根本的かつ発展的に検討するため、都区のあり方検討委員会を設置した。検討状況については、つぎのとおりである。

(1) 都区の事務配分

検討対象事務 444 項目の基本的な方向付けを終え、53 項目が区へ移管する方向で検討する事務とされた。このうち、児童相談行政のあり方については、都区のあり方検討委員会とは切り離して、別途整理することとされ、平成 24 年 2 月に都区間で検討会を設置した。

(2) 特別区の区域のあり方

都と区市町村が平成 21 年 11 月に共同設置した、東京の自治のあり方研究会の検討結果を踏まえて検討することとしており、27 年 3 月に最終報告が取りまとめられた。

(3) 都区の税財政制度

都区の事務配分、特別区の区域のあり方の検討を踏まえて検討することとしているが、具体的な議論を行う状況に至っていない。

●地方分権の推進

地方分権は、地域の課題に対し、区が自らの意思と責任で対応できる範囲を広げるものであり、区政運営の重要な課題である。

1 第一次分権改革（平成 5～12 年）

平成 11 年 7 月に「地方分権一括法」が成立し、12 年 4 月に施行されたことにより、機関委任事務の廃止等の改革が実施された。

2 第二次分権改革（平成 18 年～）

内閣府に設置された地方分権改革推進委員会が 4 次にわたって行った勧告を踏まえ、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第 1 次一括法～第 4 次一括法）が順次成立し、法律等における義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大や基礎自治体への権限移譲等が図られた。

平成 26 年からは、従来の国主導による「委員会勧告方式」に替えて、個々の地方公共団体等から地方分権改革に関する提案を広く募集する「提案募集方式」が導入された。27 年 6 月には、地方公共団体等からの提案等を踏まえ、国から地方公共団体または都道府県から指定都市等への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を内容とする「第 5 次一括法」が公布された。それ以降も、第 6 次から第 15 次の「一括法」が公布（第 16 次は閣議決定）されており、地方の発意に基づく規制緩和や事務・権限の移譲が進められている。

今後、区は、国および広域自治体との役割分担の見直しなど、更なる地方分権の推進と事務権限の拡充に見合う税財源の移譲や超過負担の解消等財政基盤の強化に努めていく。

3 財 政

練馬区など特別区は、他の市町村と同じく住民に最も身近な自治体であるが、大都市行政の一体性を保つ上で、財政面においてもさまざまな特徴がある。

(1) 特別区財政制度の現状

●都区財政調整制度

特別区は、本来「市が行う事務」を担うこととされているが、一方で特別区行政の一体性確保の観点から「市が行う事務」のうち一部を都が行っている。

また、一般的には市町村の財源とされている3税（固定資産税、市町村民税法人分、特別土地保有税）についても、こうした特殊性から特別区の地域においては都が課税、徴収する特例的な扱いとなっている。

都区財政調整制度とは、この3税と法人事業税交付対象額および固定資産税減収補填特別交付金との合算額を都区の共有財源として、特別区と都の事務配分に相応してその役割に見合った財源配分を行うとともに、特別区間の著しい財源の偏りを調整し、行政水準の均衡を図るための制度である。

この共有財源のうち、7年度は56%が特別区交付金として財源の不足する区に配分された。

8年度における、練馬区の一般会計当初予算に占める割合は30.7%であり、一番大きな財源となっている。

●起債の発行

財政負担の平準化や世代負担の公平化のため、地方債の発行を行うことができる。発行に当たっては、都知事に事前協議を行う。なお、平成24年度から、一部について届出制が導入されている。

●地方交付税

地方交付税は、国が徴収した税金の一定部分を自治体の財政力の違いに応じて配分するものである。

特別区は、東京都の大都市分として一括算定されるため、直接の交付対象団体とはなっていない。

7年度の交付税算定結果では、都は財源の豊かな富裕団体と国からみなされ、地方交付税は不交付となっている。

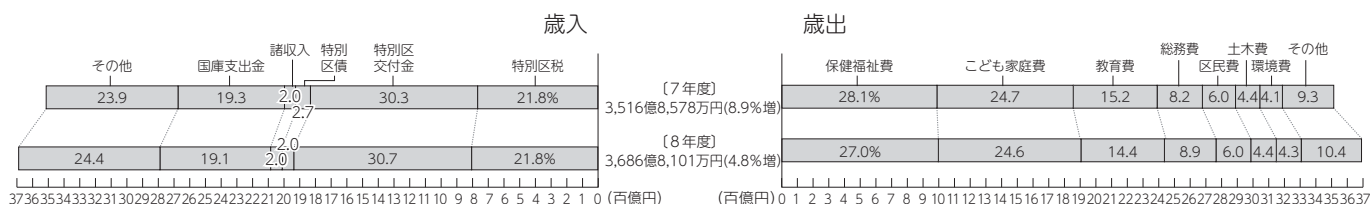
●国庫支出金

国庫支出金は、国が地方公共団体の支出する特定の事業に要する経費について交付する支出金であるが、実際に必要な経費に見合うだけの金額が交付されないため、いわゆる超過負担が生じている。

また、これまで、平成16年度からの三位一体改革により、一部国から地方公共団体への税源移譲が行われたものの、各種補助金は削減されている。

区では、分権型社会の実現のため、地方分権改革の推進と地方が担う役割に見合う地方税源の充実を国に要望している。

〔一般会計歳入歳出（当初）額の推移〕



(2) 令和 8 年度当初予算

●当初予算編成に当たっての基本方針

1 区財政を取り巻く状況

現在、我が国の経済は緩やかな回復局面にあるものの、潜在成長力は伸び悩み、賃金の伸びは物価上昇に追いつかず、食料品を中心とした物価上昇により、個人消費は力強さを欠く状況が続いている。米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクや、金融資本市場の変動等の影響にも引き続き注意する必要がある。

国の財政は、少子化の進行、経済の低迷、国際的な地位の低下など、嘗てない国家的危機に直面するなかで、国と地方を合わせた債務残高は既にGDPの2倍を超え、政策選択の幅が狭められている。成長に向けた投資拡大と生産性向上を伴う「成長型経済」への移行は道半ばであり、未だ先行きは不透明な状況にある。

区においても、危機感を持って財政運営に取り組む必要がある。特別区財政調整交付金などの歳入は現時点では増加傾向にあるものの、ふるさと納税による特別区民税の減収は年々拡大しており、来年度は64億円となる見込みである。また、税源偏在は是正の名のもとに、国が東京の財源を更に収奪する動きが見受けられ、予断を許さない状況にある。歳出は、区の判断で抑制・削減が困難な義務的経費が予算の5割を占めるなど、区財政の自由度は低いものとなっている。建設コストが高騰するなか、老朽化した区立施設が一斉に更新時期を迎え、改修・改築に多額の経費を要しているほか、災害対策や遅れている都市インフラの整備等にも着実に取り組まなければならない。物価や賃金の上昇に伴う財政負担も一層増大している。

歳入増を上回る歳出拡大により、歳入一般財源の不足が見込まれることから、基金・起債合わせて185億円の活用を見込んでいる。今後も同様のペースで基金や起債の活用を続ければ、基金は数年で底をつき、起債残高が大幅に増加する可能性がある。

将来に渡って持続可能な財政運営を堅持するためには、施策の優先順位を見極め、不要不急の歳出を削減し、限りある財源を効果的・効率的に活用していかなければならない。

2 「改革ねりま」12年の歩み

区はこれまで、「改革ねりま」を旗印に、参加と協働を根幹に据えた区政運営を進め、政策面では数々の「練馬区モデル」を展開してきた。

区独自の幼保一元化施設「練馬こども園」の創設、新型コロナワクチン接種体制の構築、東京都練馬児童相談所の設置をはじめ、ねりっこクラブの創設、地域包括支援センターの体制強化、ひとり親家庭自立応援プロジェクト、重度障害者グループホームの整備拡大、

病床1,000床の大幅増などを実現してきた。ねりま羽ばたく若者応援プロジェクト、医療的ケアにも対応した重度障害者の地域生活支援拠点の整備、困難な問題を抱える女性への支援の強化など、時代の変化に伴う新たな課題への対応にも取り組んでいる。世界都市農業サミット、全国都市農業フェスティバルの開催など都市農業の振興を図り、西武新宿線の高架化、道路・公園・公共交通の整備など、まちづくりも着実に進んでいる。区政最大の課題である大江戸線の延伸は、都が事業化に向けた検討結果を公表し、新たな段階に入った。

3 大江戸線延伸を基軸に、更なる発展に向けて取り組む予算編成

練馬区は今、更なる発展の時を迎えている。練馬区の福祉医療サービスは飛躍的に充実し、都市インフラの整備も着実に進んでいる。区の人口は75万人を超え、今後も増加を続ける見込みである。

今後は、実現に向けて大きく前進した大江戸線の延伸を基軸として、福祉医療サービスを更に充実し、文化・スポーツ・みどりなど、区民生活をより豊かにする施策を組み合わせ、一体で取り組んでいく。

予算編成にあたっては、既存の施策事業の見直しを徹底し、歳出削減に取り組むとともに、国・都支出金などの特定財源の確保に努めた。新たな寄付メニューを創設するなど、自主財源の確保にも取り組んでいる。学校改築、公園整備など社会資本形成に資する事業には、基金の活用とともに、後年度負担に配慮しつつ起債を積極的に活用している。

厳しい財政状況のなかにあっても、持続可能な財政運営を堅持しつつ、グランドデザイン構想で示した将来像の実現に向け、全力で取り組んでいく。

●一般会計

8年度当初予算における一般会計は3,686億8,101万円で、7年度当初予算に比べて4.8%の増となっている。

●特別会計

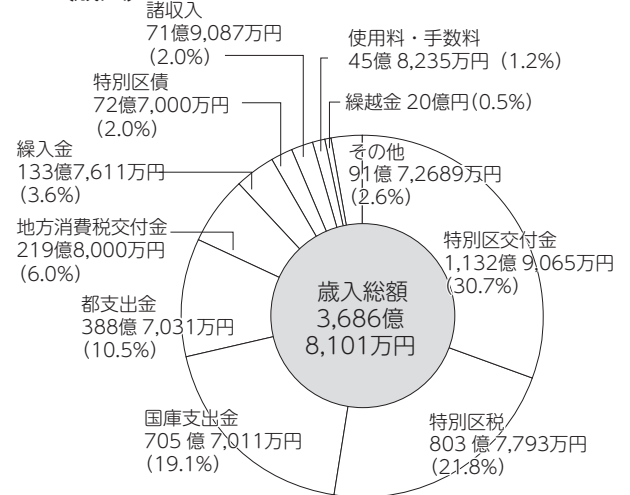
特別会計は、国民健康保険事業会計681億858万円（前年度比5.4%増）、介護保険会計653億5,589万円（同2.0%増）、後期高齢者医療会計215億6,620万円（同5.9%増）である。

8年度一般会計予算

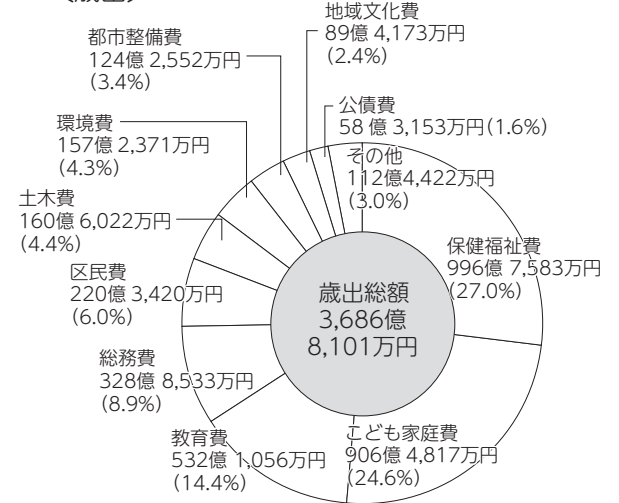
〔歳入〕

区 分	予算額	構成比	前年度	増減率
	千円	%	千円	%
特別区税	80,377,931	21.8	76,521,905	5.0
地方譲与税	1,072,000	0.3	1,045,000	2.6
利子割交付金	273,000	0.1	350,000	△ 22.0
配当割交付金	2,300,000	0.6	1,570,000	46.5
株式等譲渡所得割交付金	2,917,000	0.8	2,400,000	21.5
地方消費税交付金	21,980,000	6.0	19,550,000	12.4
環境性能割交付金	1	0.0	290,000	△ 100.0
地方特例交付金	910,541	0.2	520,000	75.1
特別区交付金	113,290,648	30.7	106,434,576	6.4
交通安全対策特別交付金	54,000	0.0	57,000	△ 5.3
分担金及び負担金	76,982	0.0	1,026,434	△ 92.5
使用料及び手数料	4,582,345	1.2	5,105,051	△ 10.2
国庫支出金	70,570,105	19.1	67,989,130	3.8
都支出金	38,870,305	10.5	34,568,666	12.4
財産収入	1,554,276	0.4	899,558	72.8
寄付金	14,901	0.0	13,001	14.6
繰入金	13,376,105	3.6	15,063,076	△ 11.2
繰越金	2,000,000	0.5	2,000,000	0.0
諸収入	7,190,865	2.0	6,959,378	3.3
特別区債	7,270,000	2.0	9,323,000	△ 22.0
合 計	368,681,005	100.0	351,685,775	4.8

〔歳入〕



〔歳出〕



〔歳出（目的別）〕

区 分	予算額	構成比	前年度	増減率
	千円	%	千円	%
議会費	1,071,358	0.3	1,047,658	2.3
総務費	32,885,325	8.9	28,965,089	13.5
区民費	22,034,197	6.0	20,916,502	5.3
産業経済費	5,678,150	1.5	3,658,348	55.2
地域文化費	8,941,727	2.4	8,514,221	5.0
保健福祉費	99,675,833	27.0	98,843,953	0.8
環境費	15,723,709	4.3	14,235,630	10.5
都市整備費	12,425,515	3.4	10,672,329	16.4
土木費	16,060,217	4.4	15,330,585	4.8
教育費	53,210,563	14.4	53,534,938	△ 0.6
こども家庭費	90,648,172	24.6	86,806,574	4.4
公債費	5,831,531	1.6	4,576,972	27.4
諸支出金	4,394,708	1.2	4,482,976	△ 2.0
予備費	100,000	0.0	100,000	0.0
合 計	368,681,005	100.0	351,685,775	4.8

〔歳出（性質別）〕

性質別経費	予算額	構成比	前年度	増減率
	千円	%	千円	%
義務的経費	179,784,385	48.8	169,601,424	6.0
人件費	53,565,756	14.5	48,803,998	9.8
扶助費	120,388,122	32.7	116,224,313	3.6
公債費	5,830,507	1.6	4,573,113	27.5
投資的経費	41,198,721	11.2	42,554,452	△ 3.2
普通建設事業費	41,198,721	11.2	42,554,452	△ 3.2
その他の経費	147,697,899	40.1	139,529,899	5.9
物件費	83,873,004	22.7	80,142,711	4.7
維持補修費	4,549,259	1.2	3,763,860	20.9
補助費等	26,220,286	7.1	23,768,424	10.3
積立金	5,205,133	1.4	4,791,582	8.6
投資及び出資金	0	0.0	0	0.0
貸付金	2,737,790	0.7	2,930,190	△ 6.6
繰出金	25,012,427	6.8	24,033,132	4.1
予備費	100,000	0.0	100,000	0.0
合 計	368,681,005	100.0	351,685,775	4.8

8年度特別会計予算

〔国民健康保険事業会計〕

区 分	予算額	構成比	前年度	増減率
(歳入)	千円	%	千円	%
国民健康保険料	18,150,723	26.6	17,742,962	2.3
一部負担金	1	0.0	1	0.0
使用料及び手数料	142	0.0	138	2.9
国庫支出金	2	0.0	11,298	△ 100.0
都支出金	43,256,047	63.5	40,692,353	6.3
財産収入	1	0.0	1	0.0
繰入金	6,427,866	9.4	5,901,285	8.9
繰越金	200,000	0.3	200,004	0.0
諸収入	73,793	0.1	79,596	△ 7.3
特別区債	1	0.0	1	0.0
歳入合計	68,108,576	100.0	64,627,639	5.4
(歳出)				
総務費	1,762,299	2.6	1,808,637	△ 2.6
保険給付費	42,901,720	63.0	40,142,308	6.9
国民健康保険事業費納付金	22,425,600	32.9	21,648,358	3.6
財政安定化基金拠出金	1	0.0	1	0.0
保健事業費	668,402	1.0	677,781	△ 1.4
諸支出金	150,554	0.2	150,554	0.0
予備費	200,000	0.3	200,000	0.0
歳出合計	68,108,576	100.0	64,627,639	5.4

〔介護保険会計〕

区 分	予算額	構成比	前年度	増減率
(歳入)	千円	%	千円	%
介護保険料	13,204,712	20.2	13,114,178	0.7
国庫支出金	14,957,097	22.9	14,619,657	2.3
支払基金交付金	17,397,960	26.6	17,048,521	2.0
都支出金	9,405,761	14.4	9,252,702	1.7
財産収入	42,507	0.1	25,881	64.2
繰入金	10,323,451	15.8	10,006,512	3.2
繰越金	22,567	0.0	23,040	△ 2.1
諸収入	1,839	0.0	1,595	15.3
歳入合計	65,355,894	100.0	64,092,086	2.0
(歳出)				
保険給付費	63,131,346	96.6	61,879,780	2.0
財政安定化基金拠出金	1	0.0	1	0.0
地域支援事業費	1,858,858	2.8	1,847,465	0.6
基金積立金	42,512	0.1	25,886	64.2
諸支出金	323,177	0.5	338,954	△ 4.7
歳出合計	65,355,894	100.0	64,092,086	2.0

〔後期高齢者医療会計〕

区 分	予算額	構成比	前年度	増減率
(歳入)	千円	%	千円	%
後期高齢者医療保険料	11,210,540	52.0	10,306,882	8.8
使用料及び手数料	1	0.0	1	0.0
広域連合支出金	573,645	2.7	560,193	2.4
繰入金	9,734,141	45.1	9,450,040	3.0
繰越金	27,861	0.1	27,012	3.1
諸収入	20,015	0.1	15,712	27.4
歳入合計	21,566,203	100.0	20,359,840	5.9
(歳出)				
総務費	239,914	1.1	233,804	2.6
広域連合拠出金	20,058,404	93.0	18,891,312	6.2
保健事業費	862,954	4.0	858,641	0.5
葬祭費	378,000	1.8	350,000	8.0
諸支出金	21,931	0.1	21,083	4.0
予備費	5,000	0.0	5,000	0.0
歳出合計	21,566,203	100.0	20,359,840	5.9

施策の柱 1	【戦略計画 1】子育てのかたちを選択できる社会の実現 〔8,226 百万円〕
子どもたちの笑顔 輝くまち	1 保育サービスの充実 施設改修等補助金の対象施設に小規模保育事業所を追加し、引き続き保育ニーズの高い1・2歳児の定員増につながる保育環境の整備に取り組む。
	○私立保育所等施設改修費補助金 〔62 百万円〕
	障害児保育の充実や受入促進のため、私立認可保育所へ発達に心配のある児童を対象とした職員の加配に対する区独自の補助を新設するほか、私立保育所等への巡回指導を行う。引き続き、認証保育所への障害児受入に対する補助や、障害児1人に対し、職員1人を配置できるよう、地域型保育施設への区独自の上乗せ給付を行う。
	★発達に心配のある児童への職員加配に対する区独自補助の新設 〔197 百万円〕
	○私立保育所等障害児保育巡回指導の充実 〔11 百万円〕
	○認証保育所障害児受入促進事業補助金の継続 〔10 百万円〕
	○地域型保育施設への区独自の上乗せ給付の継続 〔5 百万円〕
	国の職員配置基準に区独自で上乗せをし、人的体制の確保を進める。また、国による保育士等の処遇改善に区独自で対象者を拡大し、支援する。
	○区独自の職員加配・処遇改善の継続 〔7,259 百万円〕
	2 「練馬こども園」の拡大
	1・2歳児の保育ニーズに対応するため、区独自で運営費補助、人材確保支援を実施し、低年齢型（3歳未満児の預かり保育）を推進する。
	7年度中に3園を認定し、1・2歳児の定員を拡大する。
	★練馬こども園低年齢型運営支援補助金の新設 〔81 百万円〕
	3 保育所等における虐待通報対応の充実
	7年10月施行の児童福祉法改正を受け、虐待の未然防止と早期発見に迅速に対応するために、全ての保育施設等を対象にした通報・相談窓口を設置する。
	★虐待通報・相談窓口の開始 〔10 百万円〕
	4 こども誰でも通園事業の本格実施
	8年度から全国の自治体で「こども誰でも通園制度」が開始される。7年度の試行を踏まえ、区独自に利用時間や事業者への運営費補助の拡充を行い、8年4月から実施する。
	○こども誰でも通園事業の本格実施 〔146 百万円〕
	5 立野町こども施策関連用地を活用した保育施設等の整備
	6年度に取得した立野町の区有地に、認可保育所を誘致し、あわせて、地域に必要な子育て支援サービスを充実する。8年度は事業者が整備に着手する。
	○保育・子育て支援サービス施設の整備 〔50 百万円〕
	6 ベビーシッター利用支援事業の拡充
	ベビーシッターを利用した際の利用料の一部を補助する「ベビーシッター利用支援事業」の対象を未就学児から小学3年生までに拡充する。
	○ベビーシッター利用支援事業の拡充 〔351 百万円〕
	7 子育てのひろばの拡充
	「民設子育てのひろば」について、週6日・7日型等の補助制度を新設し、より利用しやすくなるよう開設日時を拡大する。
	○運営費補助金の拡充 〔44 百万円〕

施策の柱 1	【戦略計画2】子どもの成長に合わせた切れ目のないサポートの充実
子どもたちの笑顔 輝くまち	【戦略計画3】学齢期の子どもや若者の居場所の充実 [4,779 百万円]
	1 妊娠期から出産後の支援の充実
	不妊治療に取り組む方を支援するため、保険診療の対象とならない先進医療にかかる費用の助成を開始する。
	産後間もない母子の健康管理と子育ての不安を解消するため、都内共通受診方式による産婦健康診査および1か月児健康診査にかかる費用の助成を開始する。また、助産師に育児等の相談ができる「産後ケア事業」をより安心して利用できるように、実施事業者の施設改修費用等の助成を新たに実施する。
	★特定不妊治療（先進医療）助成事業の開始 [11 百万円]
	★産婦健康診査、1か月児健康診査費用助成事業の開始 [76 百万円]
	★産後ケア施設改修費用等助成事業の実施 [8 百万円]
	2 発達等に心配のある子への支援の充実
	発達等に心配のある子の早期発見・気づきにつなげるため、新たに5歳児健康診査を実施するとともに、こども発達支援センターにおいては就学までに実施できる短期間の療育プログラムを開始する。教員や保育士等が、発達障害児の支援に関する困りごとをこども発達支援センターや民間支援機関等の専門機関に気軽に相談できるよう、発達支援ホットラインを開設する。
	★5歳児健康診査の開始 [14 百万円]
	★短期療育プログラムの開始 [11 百万円]
	★支援者向け発達支援ホットラインの開設 [7 百万円]
	3 ねりま羽ばたく若者応援プロジェクトの充実
	7年度から、児童養護施設や里親のもとで育った若者（社会的養護経験者）の不安を解消し、自立を支援するため、都内で初めて、都児相連携型の社会的養護自立支援事業を開始した。
	8年度から、居場所の選択肢を広げ、気軽に足を運べるよう、民間カフェでも実施する。また、日本大学芸術学部と連携し、主に若者をターゲットにした広報を行い、周知啓発を強化する。即時に居所の確保が必要な場合には、ホテルカデンツァ東京と協力し、生活場所がなくならないように支援する。
	○ねりま羽ばたく若者応援プロジェクトの充実 [42 百万円]
	4 ねりっこクラブ実施校の拡大・ひろば事業の充実
	学童クラブとひろば事業を一体的に行う「ねりっこクラブ」は、早期全校実施に向け、来年度新たに2校で開設し、64校に拡大する。新たに運営を開始する2校の学童クラブは「東京都認証学童クラブ」の認証を取得する。学童クラブの待機児童を対象に、区独自の待機児童対策「ねりっこプラス」を引き続き実施する。「ねりっこひろば」は午後4時半までとしている冬の実施時間を見直し、年間を通じて午後5時までとする。
	○ねりっこクラブの拡大（62校→64校）・ねりっこプラスの継続
	○ひろば事業の実施
	[4,461 百万円]
	5 小学生の朝の居場所事業の実施
	小学校始業前の安全・安心な子どもの居場所を確保するために、見守り員が児童を見守る「朝の居場所事業」を試行実施する。
	★朝の居場所事業（モデル校5校）の試行実施 [5 百万円]
	6 児童館の開館日等の拡大
	8年4月から、指定管理者が運営する児童館を4館から6館とし、日曜・祝休日および平日夜間の利用を拡大する。

施策の柱 1

子どもたちの笑顔 輝くまち

みらい青空学園に併設して新たに開館する「みらい青空児童館」では、授乳・おむつ替えのスペースを備えた乳幼児専用室や、バンド練習ができる防音の音楽室を新設し、乳幼児親子や中高生の利用拡大を進める。

★北大泉児童館、北町児童館の指定管理者制度の適用 [137 百万円]

★みらい青空児童館の開館 [3 百万円]

7 中高生の居場所の充実

全児童館に Wi-Fi を整備し、中高生が校外学習や趣味の活動ができる環境を整備する。

★児童館の Wi-Fi 整備 [4 百万円]

【戦略計画 4】夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成

[20,222 百万円]

1 ICT を活用した教育内容の充実

大型の電子黒板（75 型）の導入等、教室用 ICT 機器を更新し、見やすさ・操作性・連携機能を強化する。

児童生徒が日常的に SNS や AI に触れる機会が増える中で、適切な行動をとれるよう、情報モラル講習の対象を、全児童生徒、幼稚園の保護者、教員に拡充する。

★教室用 ICT 機器の更新 [332 百万円]

○情報モラル教育の拡充 [8 百万円]

2 小中学校の改築等の推進

児童生徒の安全で快適な教育環境を保持するため、区立小・中学校の校舎等の改築等を推進する。

災害時の避難拠点としての役割を持つ武道場に、引き続き空調を設置する。また、普通教室等の空調機を継続して更新する。トイレの洋式化や床ドライ化などについては、1 系統目の改修を完了しているため、順次 2 系統目以降の改修に取り組む。

○校舎改築等（設計 12 校、改築工事 6 校、長寿命化工事 3 校） [16,591 百万円]

○普通教室空調更新等（小学校 29 校・中学校 15 校） [108 百万円]

○トイレの洋式化等整備（小学校 4 校・中学校 2 校） [728 百万円]

3 教員の働き方改革

「練馬区立学校（園）の教員の働き方改革推進プラン」に基づき、学校生活支援員や部活動指導員の配置拡大を進め、教員の負担軽減に取り組む。また、小学校低学年の学級担任を補佐するエデュケーション・アシスタント職を新設する。

○学校生活支援員、部活動指導員の配置拡大 [1,490 百万円]

★エデュケーション・アシスタント職の新設（98 人） [427 百万円]

4 部活動の地域展開

地域の方々が中心となって運営する「総合型スポーツクラブ（SSC）」と協働し、休日の地域クラブ活動を拡充し、毎週日曜日に通年実施する。

○SSC による地域クラブ活動の充実 [4 百万円]

5 就学援助費等の充実

学校用品費等の一部を援助することで生活困窮世帯の経済的負担を軽減するため、就学援助費の認定基準額を引き上げ、対象者を拡充する。また、就学援助認定者等に支給している入学準備費を引き上げる（小学校 91,600 円、中学校 101,000 円）。

○就学援助費等の充実 [506 百万円]

6 子ども・保護者・学校の総合調整を担う組織の設置

教育委員会内に、一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな支援が必要な子どもたちの対応方針について調整等を行う「（仮称）教育福祉課」を設置する。福祉職、心理職等の専門的人材を配置し、特別な配慮が必要な児童生徒や保護者、学校への支援を強化する。

★就学に関する相談窓口の新設 [10 百万円]

施策の柱 1 子どもたちの笑顔 輝くまち	○就学相談における発達検査の充実 [6 百万円] ★就学前教育相談の実施（年 3 回） [1 百万円] 7 若者ケアラーへの支援の充実 新たに日本大学芸術学部と連携し、主に若者をターゲットにした広報を行い、周知啓発を強化する。 ○若者ケアラーへの支援の充実 [11 百万円] ※発達に心配のある子どもへの支援の強化（再掲） (1) 子ども・家庭への支援 ★5 歳児健康診査の開始 [P. 50] ★短期療育プログラムの開始 [P. 50] ○学校生活支援員の配置拡大 [P. 51] ★就学前教育相談の実施 [P. 52] (2) 支援体制の整備 ★発達に心配のある児童への保育職員加配に対する補助の新設 [P. 49] ★支援者向け発達支援ホットラインの開設 [P. 50] ★就学に関する相談窓口の新設 [P. 51] ○就学相談における発達検査の充実 [P. 52]
施策の柱 2 高齢者が住みなれた 地域で暮らせるまち	【戦略計画 5】 高齢者地域包括ケアシステムの深化・推進 [751 百万円] 1 地域包括支援センターの機能強化 地域包括ケアシステムの中核機関である地域包括支援センターをより身近で利用しやすい窓口とするよう、機能強化を進める。 ★オンライン相談等の開始（全 27 か所） [2 百万円] ○地域包括支援センターの区立施設等への移転 [10 百万円] 8 年度移転（1 か所）第 2 育秀苑 ⇒ みらい青空学園 10 年度移転（1 か所）練馬 ⇒ 厚生文化会館 2 介護保険施設等の整備 身体機能の低下などで自立した生活に不安がある高齢者向けの施設である都市型軽費老人ホームの整備を促進する。 特別養護老人ホームについては、今後、開設から 20 年以上が経つ施設が増えてくることから、改修・改築の補助制度を開始する。 ○都市型軽費老人ホーム [153 百万円] 整備費補助 1 施設（9 年度 開設予定） ★特別養護老人ホーム [586 百万円] 大規模改修費補助 2 施設 合築費補助（関町・富士見台特養） 【戦略計画 6】 元気高齢者の活躍と健康づくり・介護予防の推進 [230 百万円] 1 街かどケアカフェの充実 交流・相談・介護予防の場となる街かどケアカフェを、敬老館の機能転換により増設する。また、地域団体によるサロン型の活動を支援し、充実する。 ○街かどケアカフェの充実 [212 百万円] 区立施設活用 : 8 か所 ⇒ 9 か所（1 か所増） 地域サロン連携：41 か所 ⇒ 44 か所（3 か所増）

施策の柱 2 高齢者が住みなれた地域で暮らせるまち	2 フレイル予防の充実 公衆浴場の営業時間前に体操等を行う「フロ・マエ・フィットネス」や地域団体が会食・口腔ケア講座などを行う「食のほっとサロン」の実施会場を拡充し、高齢者のフレイル予防と社会参加を促進する。 ○フロ・マエ・フィットネスの充実 [9 百万円] 9 か所 ⇒ 11 か所 (2 か所増) ○食のほっとサロンの充実 [9 百万円] 18 か所 ⇒ 22 か所 (4 か所増)
施策の柱 3 安心を支える福祉と医療のまち	【戦略計画 7】 障害者が地域で暮らし続けられる基盤の整備 [449 百万円] 1 重度障害者への支援の充実 石神井町二丁目 (旧石神井町福祉園用地) に、ショートステイや相談機能、地域の交流拠点等の機能を備えた重度障害者グループホームを開設する。三原台二丁目には、通い・生活の場や専門人材の育成、医療型ショートステイ、相談支援機能を併せ持つ、医療的ケアに対応した地域生活支援拠点の整備を目指す。 中村橋福祉ケアセンター等において、医療的ケアが必要な重度障害者の通所定員と通所日数を拡大する。また、常に医療的ケアを必要とするため、これまで福祉園等の送迎バスを利用できていなかった重度障害者の送迎支援を 8 年度から順次開始する。 ★重度障害者の地域生活支援拠点の開設・整備 [39 百万円] ○重度障害者の通所定員・通所日数の拡大 [21 百万円] ★重度障害者の送迎支援の開始 [47 百万円] 2 医療的ケアに対応したショートステイの充実 医療的ケアをしている家族の負担を軽減するため、7 年 4 月に開設した光が丘医療福祉プラザにおいて、区内 2 か所目の医療型ショートステイを開始する。 ○医療型ショートステイ運営費補助 [4 百万円] (練馬光が丘病院、光が丘医療福祉プラザ) 3 学びと余暇の支援の充実 障害者が日中活動や仕事の帰り道、休日等に充実した時間を過ごせるよう、区内 4 か所の障害者地域生活支援センターにおいて、地域団体と連携し、学びと余暇に関するプログラムを充実する。 通所介助等で移動支援を利用している障害者が、余暇時間においても支援を受けられるよう、移動支援の支給時間数を充実する。 ○障害者地域生活支援センター運営費 [316 百万円] 4 ICT を活用した意思疎通支援事業の充実 障害者の意思疎通を支援する様々なツールの相談や操作方法のサポートを行うために中村橋福祉ケアセンターに設置している障害者 ICT 相談窓口で試用できる機器を充実する。 区内 48 か所で実施している遠隔手話通訳の窓口は、更に実施場所を拡大する。 ○障害者 ICT 相談窓口の充実 [2 百万円] ○遠隔手話通訳設置場所の拡大 [3 百万円] 5 ペアレントプログラム、障害児のきょうだい児支援の充実 発達に課題を抱える児童の保護者等が参加して子育てのポイント等を学ぶペアレントプログラムや、障害児を兄弟姉妹にもつ児童 (きょうだい児) と保護者等を対象としたレクリエーション事業を充実する。 ○ペアレントプログラムの充実 [3 百万円] ○障害児のきょうだい児支援の充実 [1 百万円]

施策の柱 3

安心を支える福祉と
医療のまち

6 入浴サービス事業の充実

7 年 11 月にリニューアルオープンした中村橋福祉ケアセンターにおいて新たに配備した機械浴槽を活用し、センター利用者の支援プログラムとして実施している入浴事業を、8 年度からセンター利用者以外の障害者も利用できるようにする。

○入浴サービス事業の充実 [5 百万円]

7 日常生活用具の充実

在宅の障害者等の日常生活を支援するため、日常生活用具の対象品目を追加し、既存品目の給付限度額を引き上げる。

○日常生活用具の充実 [5 百万円]

対象品目の追加 : 人工内耳用電池・充電器、視覚障害者用誘導装置、
介護用抱っこ紐など

給付限度額の引上げ: 電気式たん吸引器、視覚障害者用拡大読書器など

8 災害時への備えの充実

停電時でも医療機器の利用を継続するために必要な蓄電池等について、給付対象者を拡大する。また、災害時に障害者等が援助を必要とすることを周囲に知らせるために有効な「災害時援助用バンダナ」を各避難拠点や福祉避難所に配備する。

○蓄電池等（日常生活用具）給付対象者の拡大 [1 百万円]

人工呼吸器利用者⇒人工呼吸器、電気式たん吸引器その他医療機器利用者

★災害時援助用バンダナの配備 [2 百万円]

【戦略計画 8】ひとり親家庭や生活困窮世帯等の自立を応援

[62 百万円]

1 ひとり親家庭自立応援プロジェクトの充実

ひとり親家庭の様々な相談に応じる総合相談窓口（本庁舎 10 階）において、弁護士による法律相談やファイナンシャルプランナーによる家計相談に加え、新たに心理士によるメンタルヘルス相談や同じような境遇を持った方によるピア相談を開始する。

○ひとり親家庭自立支援包括事業 [46 百万円]

2 困難な問題を抱える女性への支援の強化

DV 等の被害者を早期発見し、適切な支援に繋ぐため、現在行っている対面・電話での相談に加えて、気軽に相談できる LINE 相談を開始する。

10 ～ 20 代の女性が気軽に立ち寄れ、相談・支援のきっかけとなるよう、民間団体との協働により実施している居場所事業の開催回数および会場を拡充する。

○配偶者等暴力に関する LINE 相談事業の開始 [7 百万円]

○若年女性のための居場所事業の充実 [2 百万円]

3 生活困窮者への支援体制の強化

生活に困窮する就職氷河期世代の支援ニーズを把握するため、社会福祉協議会と協働し、当事者・支援機関への調査を行う。調査結果を踏まえ、支援策をまとめる。

★就職氷河期世代への支援策の検討 [7 百万円]

【戦略計画 9】民間ならではの多様な活動と連携した地域福祉の推進

[56 百万円]

1 権利擁護支援事業の充実

高齢者等の社会的な孤立による不安を解消するため、身寄りのない高齢者等への支援策として「ねりま架け橋プロジェクト～ひとりにしない～」を開始する。

★身寄りのない高齢者等への支援 [56 百万円]

（終活情報登録事業、終身サポート事業～そなえ・あんしん 365 ～）

施策の柱 3 安心を支える福祉と医療のまち	【戦略計画 10】 安心して医療が受けられる体制の整備 〔30 百万円〕 1 在宅医療提供体制の充実 練馬区医師会医療連携・在宅医療サポートセンターと連携し、在宅医療を行う医療機関の休日夜間診療等を支援する。また、新たに在宅医療に参入する医療機関を支援するためにチューター制度を開始する。 ○在宅医療連携推進事業補助 〔30 百万円〕 【戦略計画 11】 身体とこころの健康づくりを応援 〔226 百万円〕 1 治療等に伴う外見の変化に対する支援の充実 がん患者が治療と仕事・子育てなどを両立できるように助成しているウィッグ等の購入費用について、助成の対象をがん患者以外の方にも拡大する。 ○がん患者等アピアランスケア費用助成 〔42 百万円〕 2 RS ウイルス感染症定期予防接種の開始 乳幼児が感染すると重症化のおそれがある RS ウイルス感染症について、妊婦が接種を受けることで胎児に抗体が移る「母子免疫ワクチン」の接種を開始する。 ★RS ウイルス感染症定期予防接種の開始（自己負担なし） 〔182 百万円〕 3 地域猫活動の推進 地域にいる飼い主のいない猫の問題を解決するために活動するボランティアへの支援を充実し、地域環境の改善を図る。 ○去勢・不妊手術費補助 〔2 百万円〕 オス： 8,000 円／頭 ⇒ 20,000 円／頭 メス： 15,000 円／頭 ⇒ 28,000 円／頭
施策の柱 4 安全・快適、みどりあふれるまち	【戦略計画 12】 地域の災害リスクに応じた「攻めの防災」 〔3,091 百万円〕 1 地震・火災に対する防災まちづくりの推進 (1) 木造住宅密集地域の防災まちづくりの推進 老朽木造住宅が密集する地域の改善に向け、桜台東部地区および貫井・富士見台地区では、道路拡幅や地区計画策定に向けた取組を進める。 区独自に指定した防災まちづくり推進地区（田柄、富士見台駅南側、下石神井）では、各種助成制度の個別勧奨などを実施し活用を促進する。 建替え困難な不接道空家の増加が懸念される田柄地区を、23 区では初となる「空家等活用促進区域」に指定し、建替え等を促進する。 ○密集住宅市街地整備促進事業の推進（桜台東部、貫井・富士見台） 〔472 百万円〕 ○防災まちづくりの推進（田柄、富士見台駅南側、下石神井） 〔35 百万円〕 ★空家等活用促進区域における不接道宅地の建替え促進 〔1 百万円〕 (2) 耐震化の促進 新たに、木造住宅を対象とした無料の耐震診断実施制度を創設するほか、住宅や分譲マンションへの助成の拡充やアドバイザー派遣助成の対象拡大など、支援や助成を充実する。 ○建築物の耐震化促進 〔477 百万円〕 (3) 避難所の生活環境の充実 避難所用テントを配備し、配慮の必要な避難者の避難生活を支援する。また、従来型の毛布を圧縮毛布に切り替え、避難拠点倉庫のスペースを創出し集中備蓄倉庫から必要物資を移し替え、避難所開設時の円滑な運営を目指す。 ○避難所の備蓄物資の充実 〔265 百万円〕

施策の柱 4

安全・快適、みどり あふれるまち

2 水害への対策

練馬区総合治水計画に基づき、都が実施する河川・下水道の整備と連携し、流域対策を進めるため、公共施設等への雨水流出抑制施設設置を行うとともに、個人住宅などに対して雨水浸透施設の設置費用を助成する。

○公共施設（道路）に雨水流出抑制施設を設置 [40 百万円]

○個人住宅などへの雨水浸透施設の設置費用の助成 [4 百万円]

3 地域の防災力の強化

(1) 中高層マンション防災対策の推進

発災時における在宅避難を推進するため、中高層マンション防災会に携帯トイレを配付し防災意識の向上を図る。あわせて敷地内への応急給水栓やマンホールトイレの整備費用の助成を行う。

★マンション防災会向け携帯トイレ配布 [20 百万円]

○中高層住宅における応急給水栓などの整備費用助成 [6 百万円]

(2) 消火用スタンドパイプの設置拡大

地域の初期消火体制を強化するため、消火用スタンドパイプの区立施設やコンビニなどへの街頭設置を、これまでの防災まちづくり事業実施地区から区内全域に拡大し、実践的な訓練を重ねていく。

○スタンドパイプの購入・設置 [2 百万円]

(3) 感震ブレーカーの設置の推進

防災まちづくり事業実施地区の木造住宅世帯や避難行動要支援者に対し、感震ブレーカーを貸与する。あわせてこれ以外の区内全域の木造住宅世帯に対し、感震ブレーカー購入費補助を行い、発災後の通電火災発生を未然に防止する。

○感震ブレーカーの貸与・取付 [28 百万円]

★感震ブレーカー購入補助 [24 百万円]

(4) 出火防止啓発事業の実施

出火防止啓発セット（モバイルバッテリー用防災ケース）を防災訓練等の参加者に配布し、出火の危険性と対策への意識向上を図る。

★出火防止啓発セット（モバイルバッテリー用防災ケース）の配布 [9 百万円]

4 都市インフラの計画的更新

橋梁の計画的な更新、道路陥没対策、街路灯・公園灯の LED 化、公園遊具の予防保全型管理により、都市インフラを計画的に更新していく。

○都市インフラの計画的更新 [1,708 百万円]

【戦略計画 13】みどり豊かで快適な空間を創出する交通インフラの整備

[5,676 百万円]

1 都市計画道路・生活幹線道路の整備

交通の円滑化、災害時の交通確保、みどりの創出など、多様な機能を担う都市計画道路や生活幹線道路の整備を着実に進める。

○都市計画道路の整備（区画街路 1 号線など 9 区間） [1,431 百万円]

○生活幹線道路の整備（主要区道 3 号線など 5 区間） [756 百万円]

2 大江戸線の延伸

大江戸線の延伸は、都内はもとより、東京圏全体が更に発展するために欠かせない事業である。都が公表した事業化に向けた検討結果では、2040 年頃の開業を想定し、区の財政負担など、一定条件のもとで課題であった収支採算性が確保できると見込まれ、大江戸線の延伸は大きく前進した。

延伸の実現に向け、区は受益に相応した一定の負担と鉄道施設整備への協力を行うなど、地元自治体としての役割を果たすため、大江戸線延伸推進基金を更に 30 億円積み

施策の柱 4

安全・快適・みどり あふれるまち

増し、今後も計画的に積み増していく。

○大江戸線延伸推進基金の積増し（累計 155 億円） [3,000 百万円]

3 西武新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）の立体化

連続立体交差事業および側道整備事業について、工事着手に向け、都や鉄道事業者、沿線区市と連携して用地取得等に取り組む。

○西武新宿線連続立体交差事業などの推進 [393 百万円]

4 自転車駐車場の整備

氷川台駅周辺では、放射 36 号線の整備に伴う将来の自転車駐車場の不足に備え、仮称氷川台駅第十一自転車駐車場を整備する。仮称氷川台駅第十二自転車駐車場は、7 年度の基本設計に引き続き、実施設計を実施する。

武蔵関駅周辺では、西武新宿線連続立体交差事業等の実施に伴う自転車駐車場の不足に備え、仮称武蔵関駅南第三自転車駐車場を整備する。

○自転車駐車場 設計・整備 [96 百万]

【戦略計画 14】人々の移動を支える交通体系の構築

[88 百万]

1 新たな地域公共交通計画の策定

6・7 年度の検討等を踏まえ、従来の都市交通マスタープラン、公共交通空白地域改善計画に代わる地域公共交通計画について、8 年度を目途に策定する。

○地域公共交通計画の策定 [23 百万円]

2 デマンドタクシー等の実証実験

デマンド交通などの新たな交通手段の導入に向けて取り組む。6・7 年度に実証実験を行った南大泉・東大泉地域において、引き続き追加の実証実験を行う。

一般路線バスが廃止された大泉町・大泉学園町地域において、地域の方々と話し合いを行い、新たな交通手段の実証実験に向け検討を進める。

○実証実験の実施 [47 百万円]

3 駅周辺のバリアフリー化

駅ホームの安全性向上のため、ホームドア整備を促進している。8 年度に、中村橋駅、富士見台駅、新桜台駅、9 年度に大泉学園駅の整備が予定されており、着実に整備されるよう、引き続き鉄道事業者と連携していく。

石神井公園駅周辺（石神井公園駅、男女共同参画センター）で、駅と主要な公共施設を結ぶ経路（アクセスルート）のバリアフリー整備等を実施する。

○バリアフリー整備の推進 [18 百万円]

【戦略計画 15】快適な住宅都市を実現するまちづくりの推進

[5,036 百万円]

1 さらなる発展に向けたまちづくりの検討

都市基盤整備の進捗を踏まえ、練馬区のさらなる発展に向けた、交通利便性・駅周辺の賑わい創出・快適な住環境の確保など、都市機能を向上させるまちづくりについて、改めて検討を進める。

○さらなる発展に向けたまちづくりの検討 [31 百万円]

2 大江戸線新駅予定地周辺のまちづくり

延伸の事業化に向け、延伸後のまちの姿を明確に示すため、これまで取り組んできた延伸地域のまちづくりに、駅前空間の整備内容を加えた「大江戸線延伸一沿線まちづくりデザイナー」を策定する。

（仮称）大泉学園駅予定地周辺では、バス等への円滑な乗り換えやイベントなどを開催できる駅前広場の整備、建物の共同化による駅前にふさわしいまちづくりの検討を進める。

（仮称）大泉町駅予定地周辺では、駅周辺の道路ネットワークや駅前広場のあり方に

施策の柱 4

安全・快適・みどり あふれるまち

ついて検討し、地域資源を活かした拠点づくりを進める。

○大江戸線新駅予定地周辺のまちづくり [71 百万円]

3 西武新宿線沿線のまちづくり

上石神井駅周辺では、6 年度に地権者により設立された再開発準備組合の活動を支援するとともに、外環の 2 を渡る立体横断施設や、車両留置施設の跡地利用について検討する。また、地区内各事業に対する周辺住民の理解を深めるため、3D 都市モデルを作成する。

武蔵関駅周辺では、駅周辺の賑わいと良好な住環境の維持保全を目指し、8 年度に地区計画決定する。駅北口では、建築物共同化を検討する。

上井草駅周辺では、杉並区と連携しながら良好な住環境の維持保全を目指し、地区計画等を活用したまちづくりを進める。

○西武新宿線沿線のまちづくり [27 百万円]

4 都市計画道路沿道のまちづくり

都市計画道路の整備にあわせて、地区計画等を活用し、沿道の利便性と周辺環境が調和したまちづくりを進める。

○放射 35 号線および放射 36 号線沿道地区のまちづくり [381 百万円]

○外環道および外環の 2 沿道地区のまちづくり [9 百万円]

○補助 156 号線沿道地区のまちづくり [5 百万円]

○大泉学園駅南側地区のまちづくり [18 百万円]

5 石神井公園駅南口西地区市街地再開発事業の支援など

10 年 4 月の竣工に向け、施行者である再開発組合が新築工事を進めている。引き続き、円滑な事業実施に向けて組合の取組を支援する。南口商店街では、地域の方々が検討する街並み整備に向けた計画策定を支援するとともに、無電柱化の検討を進める。

また、石神井庁舎から再開発ビルの一部に、区民生活に密着した行政サービスの機能を移転する。8 年度は、床取得に向けた不動産鑑定を実施する。

○石神井公園駅南口西地区市街地再開発事業の支援など [4,484 百万円]

○再開発ビルの床取得に向けた不動産鑑定 [4 百万円]

6 住宅の適正管理と活用の促進

(1) 空き家等対策

司法書士会など専門家 6 団体の協力を得て、管理不全状態の空き家の所有者に対し、個々の課題に応じた専門家をチームで派遣するアウトリーチ型の支援を新たに行う。

「空家等活用促進区域」に指定する田柄地区において、不接道の狭小敷地の空家活用に取り組む専門家団体を支援する。

★専門家支援チームの派遣 [1 百万円]

★「空家等活用促進区域」における取組支援 [4 百万円]

(2) マンション管理の適正化

「マンション管理適正化推進計画（8 年 3 月策定予定）」に基づき、管理不全の兆候があるマンションに対する助言・指導を行う。

★計画に基づく助言・指導の実施 [1 百万円]

【戦略計画 16】練馬のみどりを未来へつなぐ [1,277 百万円]

1 みどりの拠点づくりを進める長期プロジェクト

稲荷山公園では、説明会やオープンハウス等を行い、整備に向けたロードマップを策定する。あわせて、第一期実施計画案を作成する。清水山の森等では、引き続き健全な樹林地管理を目指した自然環境調査等を実施する。

大泉井頭公園では、地域住民等への意見聴取等を行い、基本構想を策定する。

施策の柱 4

安全・快適・みどり あふれるまち

○稲荷山公園の整備に向けた検討および清水山の森の健全な樹林地管理の取組、大泉井頭公園基本計画の整備に向けた検討 [59 百万円]

2 特色ある公園等の整備

特色ある公園等の整備に向けた取組を進める。平成つつじ公園は、ツツジの魅力を伝え広げ、一層魅力的な公園となるよう、9年度の完成を目指して全面改修工事に着手する。トイレについては、8年度中にリニューアルを完了する。西大泉こさくっぱら緑地は、9年度の完成を目指してボール遊び場の整備を含む拡張工事に着手し、約 7,100 m²から約 15,200 m²に拡張する。

○平成つつじ公園（整備） [363 百万円]

○西大泉こさくっぱら緑地拡張（整備） [123 百万円]

○その他 [677 百万円]

【8年度整備完了予定（1か所）】

（拡張） ・石神井松の風文化公園（整備）

[再掲 ※ P. 63]

【9年度以降整備完了予定（9か所）】

（新設） ・（仮称）大泉学園町六丁目公園（設計・整備）

・（仮称）西本村の森緑地（設計）

・（仮称）田柄二丁目公園（設計）

・（仮称）南田中の森緑地（設計）

・（仮称）富士見台一丁目公園（基本計画）

（拡張） ・こどもの森緑地（設計）

・やくも公園（設計）

・おくらやまの森緑地（事業認可、用地買収）

（改修） ・たけした公園（整備）

3 既存公園の改修・公園トイレのリニューアル

7年度に区内 12 か所で開催したオープンハウスでの意見等を踏まえ、老朽化への対応や多様化するニーズに応じた公園づくりを計画的に進めるため、8年度に「（仮称）公園等改修計画」を策定する。6年度に策定した「公園トイレリニューアル方針」に基づき、トイレのリニューアルを進める。

○（仮称）公園等改修計画策定 [10 百万円]

○計画に基づくトイレのリニューアル [17 百万円]

（改修 2 か所、修繕 4 か所）

平成つつじ公園（整備）、たけした公園（整備）、やくも公園（設計）

[再掲 ※ P. 59]

4 田柄川緑道の再整備着手

道路機能の改善とみどりの軸にふさわしい緑道の再整備に向けて、7年度に地域住民とともに検討した改修方針を基に、設計を行う。

○田柄川緑道改修設計 [14 百万円]

5 みどりを育むムーブメントの輪を広げる

区民協働花壇管理団体の活動状況を広く区民に紹介するマップを新たに発行するとともに、花壇の魅力や日頃の活動などについて語り合うシンポジウムを開催する。

管理団体が花壇づくりの悩みを相談できる、つながるカレッジねりま「コミュニティ・ガーデナーコース」のフォローアップ講座を、年 2 回から 6 回に拡大する。

憩いの森や緑地の区民管理団体が実施する自然観察会などのイベントをスタンプラリーでつなぐ「ねりまの森こどもフェスタ」を開催し、イベントの実施回数を 10 回から 12 回に拡大する。

開園 10 周年を迎える四季の香ローズガーデンにおいて、シンボルローズ「四季の香」

施策の柱 4

安全・快適、みどり
あふれるまち

と他自治体のバラとの交換セレモニーや、著名なバラの育種家によるトークイベントなど、周年記念事業を実施する。

- ★区民協働花壇のマップ作成・シンポジウムの開催 [1 百万円]
- 「コミュニティ・ガーデナーコース」の拡大 [10 百万円]
- ねりまの森こどもフェスタの拡大 [1 百万円]
- ★四季の香ローズガーデン 10 周年記念事業の実施 [2 百万円]

【戦略計画 17】 脱炭素社会の実現に向けた環境施策の展開 [1,823 百万円]

1 脱炭素社会を目指した取組の推進

(1) カーボンニュートラル化設備設置補助金の実施

既存住宅の省エネ化・再エネ導入を促進するため、設備設置補助を実施する。7 年度は省エネ効果が高い高断熱窓・ドアの導入支援に重点的に取り組むため、補助額を大幅に引き上げた。事業者による高断熱窓の体験・相談会を区役所アトリウムで開催するなど、引き続き、区民への周知・啓発を強化しながら、取り組みを進める。

- カーボンニュートラル化設備設置補助金 [83 百万円]

(2) 区立施設への再エネ電力の導入

6 年度から区役所練馬庁舎に、7 年度から小中学校全校（改修・改築中の 5 校を除く）と区立施設を合わせて 165 施設に実質再エネ 100%の電力を導入している。8 年度は、再エネ電力導入を更に加速しながらコスト削減を図る。低圧電力を使用する施設も含めた 276 施設に導入を拡大し、年間約 2.0 万 t の CO₂排出量を削減する。

- 再エネ 100%電力の導入 [1,369 百万円]

(3) 燃料電池ごみ収集車の試験導入

都が進める運輸部門の脱炭素化事業と連携して、走行時に CO₂を一切排出しない、燃料電池ごみ収集車を試験導入する。

- ★試験導入 [2 百万円]

(4) 使用済食用油の SAF への資源化

家庭から排出される使用済食用油と小中学校等の区立施設から排出される使用済食用油の全量を持続可能な航空燃料 (SAF) に資源化する取組を進める。

- ★使用済食用油の SAF への資源化の取組実施 [—]

※ SAF への資源化に取り組む企業と協定を締結することにより実施するため、新たな経費は生じない。

2 カーボン・オフセット事業の開始

友好都市・長野県上田市と連携し、市の森林整備で得られた CO₂吸収量を、区の CO₂排出量と相殺するカーボン・オフセット事業を開始する。あわせてベルデ武石に森林整備で発生した間伐材を活用したベンチ等を設置し、CO₂を吸収・固定する森林の効果等を周知する。

- ★カーボン・オフセット等 [5 百万円]

3 製品プラスチックの回収・資源化の開始

8 年 10 月から現在可燃ごみとして収集している製品プラスチックを、既に資源化している容器包装プラスチックとあわせて一括回収する。住民説明会の開催、動画の配信、冊子「練馬区資源・ごみの分け方と出し方」の全戸配布など、様々なツールを活用して周知する。

- ★製品プラスチック分別回収・資源化の実施 [311 百万円]
- 住民周知 [38 百万円]

施策の柱 4 安全・快適・みどり あふれるまち	4 粗大ごみ収集のキャッシュレス決済の導入 区民の利便性向上を図るため、8年度から、粗大ごみ収集のオンライン申請時のキャッシュレス決済を導入する。 ★キャッシュレス決済導入 [9百万円] 5 新たな一般廃棄物処理基本計画の策定 現行の第4次一般廃棄物処理基本計画に基づき、不燃ごみの中から金属類の選別・資源化などに取り組んだ結果、区民1人1日あたりのごみ収集量は、23区でトップクラスの少なさになっている。 現行計画の策定後、元年10月に「食品ロス削減推進法」が、4年4月に「プラスチック資源循環促進法」が施行された。 こうした社会状況の変化や7年度に実施した区民・事業者アンケート、資源・ごみ排出実態調査等の結果を踏まえ、更なるごみの減量・資源化を推進するため、新たな一般廃棄物処理基本計画を策定する。 ★計画の策定 [6百万円]
施策の柱 5 いきいきと心豊かに 暮らせるまち	【戦略計画 18】意欲ある事業者の支援と商店街の魅力づくり [115百万円] 1 企業の成長戦略を促す経営支援の充実 専門相談員による出張相談事業の実施 “まちに出向き、地域企業の成長を後押し” 練馬ビジネスサポートセンターの中小企業診断士が、企業の現場に訪問し、経営課題の解決をサポートする。 地域の金融機関と情報交換し、巡回しながら事業計画の策定を支援する。 業務効率化やデジタル化、人材確保、事業承継など幅広い相談にも対応し、具体的な改善策の提示から実行まで伴走支援して、企業の成長につなげる。 ○専門相談員による出張相談事業の実施 [5百万円] 2 意欲ある商店会や個店をサポート (1) 新たな形態でイベントを実施する商店会等への支援 個店同士、商店会と企業など、新たな形態で連携して取り組むイベントに対して補助を実施する。 ○商店街地域連携イベント支援事業の実施 [23百万円] ○個店連携イベント支援事業の実施 [9百万円] (2) 空き店舗を活用した商店街の賑わい創出の支援 商店街が実施する、空き店舗を活用した魅力的な店舗の誘致活動を支援し、商店街の魅力向上や活性化を図る。 ○空き店舗活用商店街支援事業の実施 [22百万円] (3) スマート商店街プロジェクトの更なる展開 商店街のデジタル化を進めるため練馬区商店街連合会と連携して、デジタル技術を活用した商店街の利用促進につながる取組等を支援する。 ○商店街デジタル化セミナーの実施等 [21百万円] 3 公衆浴場への燃料費助成の拡充 助成対象に電気代と水道代を加え、助成金額を月額5万円から10万円へ増額する。 ○燃料費等助成 [20百万円] 4 ねり丸15周年をプロモーション 練馬区公式アニメキャラクターねり丸が誕生してから15年を迎え、さらに愛着を持ってもらえるよう区立小学校の全児童へ、ねり丸を配した自由帳を配布する。また、ねり丸の着ぐるみの利用希望が多いことから、追加で着ぐるみを製作する。 ★ねり丸プロモーション事業 [15百万円]

施策の柱 5

いきいきと心豊かに
暮らせるまち

【戦略計画 19】 生きた農と共存するまち練馬 [911 百万円]

1 個々の営農状況に応じた支援

農業経営の改善に取り組む認定農業者、都市型認定農業者に対し、生産性向上に資するパイプハウス設置や農業用機械等の購入を支援する。

○認定農業者等の支援 [119 百万円]

2 区民農園の整備

高松三丁目に整備する区民農園の用地の取得および令和 9 年度の開設を目指し設計を行う。

○区民農園の整備（設計 1 園） [510 百万円]

3 「麦畑事業」の開始（高松みらいのはたけ拡張用地の取得・整備）

「麦畑事業」を開始し、麦の栽培が盛んであった武蔵野の原風景を再現する。令和 9 年度開設を目指し、8 年度は農の風景育成地区内の高松二丁目に高松みらいのはたけ拡張用地を取得し、施設の設計を行う。

○高松みらいのはたけ経費 [282 百万円]

【戦略計画 20】 みどりの中で優れた文化芸術を楽しむまち [216 百万円]

1 美術館・貫井図書館の全面リニューアル推進

7 年度に予定していた再整備に係る解体工事は見送ることとしたが、再整備計画は区民生活をより豊かにする上で欠かせないものであり、その方針に変更はなく、引き続き建設市場の動向を注視しながら、適切に判断していく。

8 年度は、建設業界へのヒアリング調査や資材価格等の動向把握、工事発注方法の研究とともに、機運醸成の取組を進める。

中村橋駅周辺において「だれもがアートを感じられるまち」を目指す。「美術のまち構想」に基づき、駅周辺で段階的に、アートの要素を取り入れたデザインラッピング等を進めるとともに、アートマルシェにおいてアートスポットを設置する。

○市場調査等支援委託 [11 百万円]

○中村橋駅周辺のまちなみ整備の推進 [12 百万円]

2 「もっともっとアートプロジェクト」の展開

文化芸術の魅力を総合的に発信する広報展開に取り組む。8 年度は、SNS を活用した広報展開として、ねりま推しのインスタグラムにおいて、区や区民主催のイベント情報、著名人の出演企画などを随時発信していく。地域で文化芸術活動をしている区民や団体との意見交換を行い、新たな文化芸術事業を検討する。

★「もっともっとアートプロジェクト」の展開 [3 百万円]

3 野見山暁治氏宅の取得・保存

練馬区名誉区民で画家の故・野見山暁治氏が晩年まで創作活動を行っていた自宅兼アトリエを取得し、保存する。野見山氏の創作風景を観覧し、解説を聞くことができるアトリエツアー等を開催する。

★野見山暁治氏宅の取得・保存 [170 百万円]

4 図書館資料の豊玉受取窓口の移転

図書館資料の「豊玉受取窓口」を桜台駅高架下に移転し、利用者の利便性の向上を図る。9 年度の開設に向け、8 年度は測量・設計に着手する。

○移転に向けた整備 [20 百万円]

施策の柱 5	【戦略計画 21】 みどりの中で誰もがスポーツを楽しめるまち 〔600 百万円〕
いきいきと心豊かに暮らせるまち	1 誰もがスポーツを楽しめる環境の充実 石神井松の風文化公園の拡張部分に、フットサル・テニス兼用コートや、スケートボード等が行える広場などを整備する。8 年度末に開設予定。 総合体育館改築に向けて、練馬区のスポーツ施設の中核となる総合体育館のあるべき姿について、施設規模や事業手法その他改築に向けた諸条件を整理するため、基礎調査を行う。 ○石神井松の風文化公園拡張整備 〔453 百万円〕 ★総合体育館の改築に向けた基礎調査 〔 — 〕 ※令和 9 年度債務負担行為〔限度額 19 百万円〕 2 ユニバーサルスポーツの機会の充実 パラリンピック種目であるボッチャの交流大会において、難易度を抑えた「スクエアボッチャ」のミニ大会を新たに開催する。 障害の有無にかかわらず一緒にスポーツを楽しめるスポーツ・レクリエーション教室は、会場を都立学校から区立体育館に移行し、種目数を増やすとともに、区ゆかりのデフサッカー選手を招聘し、デフスポーツの啓発を行う。 障害児ダンス教室は、開催拠点を 2 地区から 3 地区に増やすとともに、半期開催から通年開催に拡充する。また、区主催のスポーツイベントの場において、ダンス発表を行う。 ○ボッチャ交流大会の充実 〔1 百万円〕 ○スポーツ・レクリエーション教室の充実 〔1 百万円〕 ○障害児ダンス教室の充実 〔1 百万円〕 3 練馬こぶしハーフマラソンの魅力向上 9 年 3 月開催予定の練馬こぶしハーフマラソンは、第 10 回記念大会として、ランナーから復活の声が多かった「すずしろ汁」の限定復活、参加賞 T シャツのデザイン公募、ゲストランナー増員などを行い、魅力向上を図る。 ○練馬こぶしハーフマラソン 第 10 回記念大会の開催 〔144 百万円〕
施策の柱 6	【戦略計画 22】 地域コミュニティの活性化と区民協働の推進 〔941 百万円〕
区民とともに区政を進める	1 町会・自治会活動の支援 町会・自治会の課題解決に向けた助言等を行うコンサルタント派遣事業について、新たに 1 団体支援する。 町会・自治会活動のデジタル化支援について、従来のデジタル活用支援に加え、新たに個別出張支援を実施する。 町会・自治会の自主的な活動に対する自治活動推進補助金について、物価上昇などの社会情勢を反映し、補助金額を引き上げるとともに、イベントを実施する場合の費用を新たに支援する。 地区祭補助金について、複数会場で実施する地区に対して加算を行う。 ○町会・自治会活動へのコンサルタント派遣 〔4 百万円〕 ○町会・自治会のデジタル活用支援 〔3 百万円〕 ○自治活動推進協力費の拡充 〔37 百万円〕 世帯割 1 世帯当たり 120 円→240 円 基礎割 500 世帯以下の団体 15,000 円→30,000 円 以降 500 世帯増える毎に 5,000 円増額 ★町会・自治会まち活サポート事業 〔16 百万円〕 イベントを実施する場合 200,000 円を上限に支援 ○地区祭補助金の拡充 〔18 百万円〕 複数会場で実施する場合 1 会場あたり 10 万円を上限に加算

施策の柱 6

区民とともに区政を進める

2 外国人に開かれた地域づくり

外国人に開かれた地域づくりに向け、外国人施策のあり方の方針づくりを引き続き検討していく。

8年度は新たに、来日直後の外国人等を対象に、地域生活に必要なルールへの理解を深めてもらうため「生活オリエンテーション事業」を開始する。また、主要な窓口でタブレットを活用した「オンライン映像通訳」の導入や、初級日本語講座において、オンライン開催も開始する。

★外国人向けの生活オリエンテーション事業 [1 百万円]

★オンライン映像通訳の導入 [12 百万円]

(区民事務所、国保年金課、福祉事務所、保健相談所、子ども家庭支援センターなど)

○初級日本語講座のオンライン開催 [1 百万円]

3 団体同士の協働の取組を促進

区と町会・自治会、NPO、ボランティア団体等との協働によって地域課題の解決に取り組む「ねりま協働ラボ」を7年度から実施している。8年度は、新たに採択した6つの事業を支援し、課題の解決に向けて取り組む。

○ねりま協働ラボの実施 [7 百万円]

未来創造チャレンジ部門（区との協働で取り組む事業） 新規1事業

コラボチャレンジ部門（団体同士の協働で取り組む事業） 新規5事業

4 地域施設の整備

平和台1丁目に、区内2か所目の地域活動倉庫を開設する。さらに、西大泉地区区民館と関町北地区区民館の大規模改修工事を行うとともに、春日町南地区区民館と立野地区区民館の大規模改修工事設計を行うなど、地域施設の改修を順次進める。

○地域活動倉庫整備 [18 百万円]

(令和8年10月 利用開始予定)

○西大泉地区区民館 大規模改修工事 [442 百万円]

(令和8年8月 工事完了予定)

○関町北地区区民館 大規模改修工事 [273 百万円]

(令和9年度 工事完了予定)

○春日町南地区区民館 大規模改修実施設計 [40 百万円]

★立野地区区民館 大規模改修基本設計 [15 百万円]

5 特別区区民葬儀における助成制度の創設

8年度から当面の間、区民葬儀利用者のうち、特別区が指定する民営火葬場を利用した区民を対象とする、23区共通の助成制度を創設する。

★特別区区民葬儀における助成制度の創設 [54 百万円]

【戦略計画 23】 DX で区民と区政を直につなぐ

[3,578 百万円]

1 窓口情報提供システムの更新と窓口・待合スペースの拡充

区民事務所、戸籍、税務、子育て支援課、保育課などの17か所の窓口で運用している窓口情報提供システムを更新する。オンライン発券の導入等により、窓口での待ち時間の短縮や利便性の向上を図る。

本庁舎2階戸籍住民課、10階こども家庭部の窓口・待合スペースを拡充し、利便性の向上と混雑緩和に取り組む。

○窓口情報提供システムの更新 [56 百万円]

★執務室等環境整備委託料 [160 百万円]

2 子育てスタート応援券の電子化

これまで紙で交付していた「子育てスタート応援券」をスマホで利用できるよう電子化を進める。9年度からの運用開始に向けて、8年度にシステムを構築する。

施策の柱 6

区民とともに区政を進める

★子育てスタート応援券の電子化

[4 百万円]

3 区公式ホームページのリニューアル

トップページから直感的に目的の情報へ到達出来るナビゲーションやスマートフォン向けの表示と操作性も重視したホームページを目指すための再構築を行う。また生成 AI チャットボットを導入し、曖昧な質問にも柔軟に回答するとともに、区公式ホームページの全情報を参照して区民からの問い合わせに対応する。

★コンテンツマネジメントシステム再構築委託料

[36 百万円]

4 アナログからデジタルへの業務改革

国が整備するガバメントクラウドを活用した標準システムへの移行を実施する。あわせて業務プロセスの見直しを行い、区民サービス向上と業務効率化を図る。

人材育成部門と連携しながら、7 年度に引き続きデジタル人材育成プログラムを実施する。

○標準システムへの移行

[3,284 百万円]

○DX を推進する中心的役割を担う職員の育成

[38 百万円]

(3) 令和6年度決算

●一般会計

6年度における一般会計決算額は、歳入 3,377 億 9,519 万円(前年度 3,235 億 8,800 万円)、増減率 4.4% (前年度 0.5%)、歳出 3,295 億 7,251 万円 (前年度 3,152 億 4,009 万円)、増減率 4.5% (前年度 1.0%) で、前年度に比べて歳入で 142 億 719 万円の増、歳出で 143 億 3,242 万円の増となった。

歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は 82 億 2,268 万円 (前年度比 1.5%減) の黒字となった。

1 歳入

歳入のうち、一般財源の構成比は 62.4% で、前年度 (62.0%) と比べ、0.4 ポイント増となった。一般財源の内訳としては特別区税 21.2%、特別区交付金 31.6% と、この二つで 52.8% となっている。

特定財源の構成比は 37.6% で、前年度 (38.0%) と比べ、0.4 ポイント減となった。

さらに、財源が自主的に調達できるか否かで区分した自主・依存財源別でみると、自主財源 (区税、諸収入、繰入金、使用料など) は 27.9% (前年度 29.9%)、依存財源 (国庫支出金、都支出金、地方債など) が 72.1% (前年度 70.1%) であり、自主財源の構成比は 2.0 ポイント減となった。

2 歳出

目的別 (科目別) の構成比でみると、保健福祉費、こども家庭費、教育費、総務費の順となった。前年度に比べて、都市整備費、総務費、教育費等が増となる一方、地域文化費、産業経済費、諸支出金等が減となった。

性質別にみると、義務的経費、投資的経費、その他の経費に分けられる。

義務的経費は 1,801 億 6,532 万円で、前年度に比べて人件費が 11.9% の増、扶助費が 4.8% の増、公債費が 3.8% の増となった結果、義務的経費は 6.5% の増となった。歳出全体に占める構成比は 54.7% と前年度に比べ 1.0 ポイント増となった。

投資的経費は 271 億 9,149 万円で、前年度に比べて 11.5% の減、歳出全体に占める構成比は 8.2% と前年度に比べ 1.5 ポイント減となった。

その他の経費は 1,222 億 1,570 万円で、前年度に比べて 6.0% の増となった。構成比でみると物件費が大きく、以下、繰出金、補助費等の順となった。

3 特別区債

特別区債の歳入額は 32 億 5,500 万円で、前年度に比べて 4.1% 減となった。このうち、教育債が 26 億 9,000 万円で構成比は 82.6% であり、土木債が 5 億 6,500 万円で、構成比は 17.4% である。

また、特別区債の 6 年度の未償還元金は、547 億 5,753 万円である。

●特別会計

特別会計のうち、国民健康保険事業会計は、前年度に比べ歳入、歳出とも 1.2% の増となった。

つぎに介護保険会計は、歳入で 1.5%、歳出で 1.7% の増、後期高齢者医療会計は歳入、歳出とも 7.0% の増となった。

なお、公共駐車場会計は 6 年度から一般会計で経理することとなった。

●財政指標

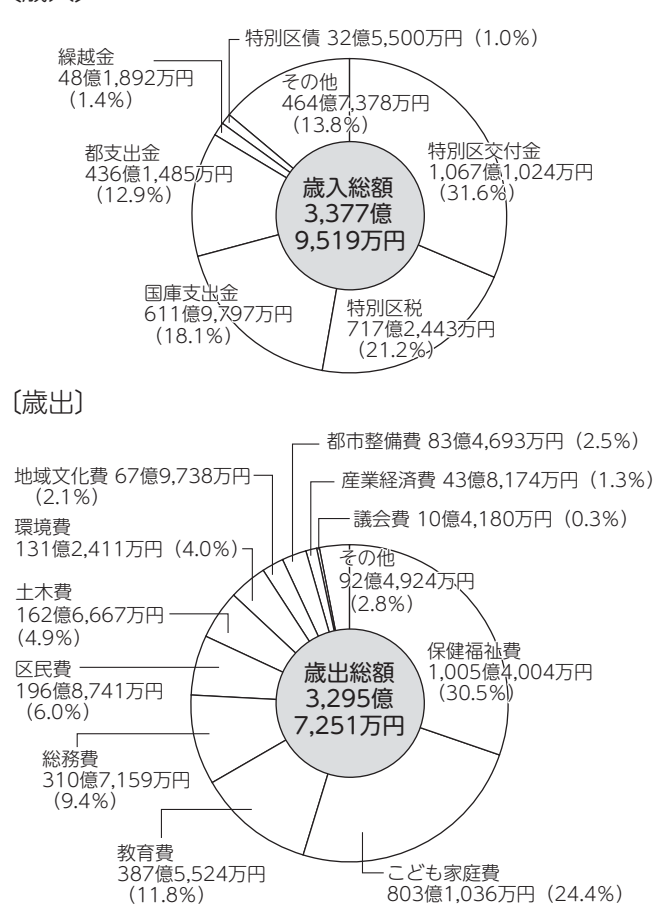
地方公共団体の財政状況の分析に用いる普通会計決算上の指標は、財政力指数が 0.45 (前年度 0.46)、実質収支比率が 3.0% (前年度 3.7%)、実質公債費比率が Δ 2.1% (前年度 Δ 2.5%)、公債費負担比率が 2.2% (前年度 2.2%)、経常収支比率が 81.3% (前年度 80.6%) であった。

6 年度一般会計決算

〔歳入〕

区 分	予算現額	決算額	構成比	収入率	前年度	増減率
	千円	千円	%	%	千円	%
特別区税	71,269,203	71,724,425	21.2	100.6	72,656,390	△ 1.3
地方譲与税	1,051,675	1,085,383	0.3	103.2	1,083,448	0.2
利子割交付金	348,000	388,120	0.1	111.5	281,057	38.1
配当割交付金	1,610,000	1,999,309	0.6	124.2	1,495,386	33.7
株式等譲渡所得割交付金	2,400,000	2,917,901	0.9	121.6	1,606,553	81.6
地方消費税交付金	18,220,000	17,884,763	5.3	98.2	17,067,909	4.8
環境性能割交付金	350,000	398,180	0.1	113.8	298,632	33.3
地方特例交付金	3,990,672	3,990,672	1.2	100.0	556,846	616.7
特別区交付金	105,931,833	106,710,239	31.6	100.7	100,902,215	5.8
交通安全対策特別交付金	63,000	54,936	0.0	87.2	57,211	△ 4.0
分担金及び負担金	1,006,177	1,015,450	0.3	100.9	1,187,339	△ 14.5
使用料及び手数料	4,920,267	4,910,007	1.5	99.8	4,980,290	△ 1.4
国庫支出金	62,082,507	61,197,974	18.1	98.6	60,104,809	1.8
都支出金	46,386,370	43,614,845	12.9	94.0	39,954,881	9.2
財産収入	623,450	988,593	0.3	158.6	537,244	84.0
寄付金	78,719	179,770	0.1	228.4	218,363	△ 17.7
繰入金	8,837,315	1,833,489	0.5	20.7	4,301,363	△ 57.4
繰越金	4,818,916	4,818,917	1.4	100.0	4,949,102	△ 2.6
諸収入	8,468,075	8,823,528	2.6	104.2	7,945,342	11.1
特別区債	3,654,000	3,255,000	1.0	89.1	3,395,643	△ 4.1
自動車取得税交付金	3,692	3,692	0.0	100.0	7,981	△ 53.7
計	346,113,871	337,795,193	100.0	97.6	323,588,004	4.4

〔歳入〕



〔歳出（目的別）〕

区 分	予算現額	決算額	構成比	執行率	前年度	増減率
	千円	千円	%	%	千円	%
議会費	1,067,063	1,041,801	0.3	97.6	1,003,301	3.8
総務費	31,986,311	31,071,594	9.4	97.1	25,533,164	21.7
区民費	20,107,905	19,687,409	6.0	97.9	20,675,801	△ 4.8
産業経済費	5,234,675	4,381,743	1.3	83.7	5,445,290	△ 19.5
地域文化費	7,166,018	6,797,376	2.1	94.9	9,351,629	△ 27.3
保健福祉費	108,613,442	100,540,036	30.5	92.6	100,449,694	0.1
環境費	13,490,996	13,124,107	4.0	97.3	12,966,650	1.2
都市整備費	8,584,183	8,346,928	2.5	97.2	6,783,025	23.1
土木費	16,642,560	16,266,674	4.9	97.7	14,627,942	11.2
教育費	40,010,881	38,755,238	11.8	96.9	33,911,533	14.3
子ども家庭費	83,856,013	80,310,365	24.4	95.8	75,152,391	6.9
公債費	4,856,539	4,855,436	1.5	100.0	4,581,980	6.0
諸支出金	4,397,285	4,393,807	1.3	99.9	4,757,687	△ 7.6
予備費	100,000	0	0.0	0.0	0	-
計	346,113,871	329,572,514	100.0	95.2	315,240,087	4.5

〔歳出（性質別）〕

区 分	決算額	構成比	前年度	増減率
	千円	%	千円	%
義務的経費	180,165,321	54.7	169,226,205	6.5
人件費	45,553,397	13.8	40,722,142	11.9
扶助費	128,395,681	39.0	122,518,263	4.8
公債費	6,216,243	1.9	5,985,800	3.8
投資的経費	27,191,492	8.2	30,726,337	△ 11.5
普通建設事業費	27,191,492	8.2	30,726,337	△ 11.5
災害復旧事業費	0	0.0	0	-
失業対策事業費	0	0.0	0	-
その他の経費	122,215,701	37.1	115,287,545	6.0
物件費	57,659,875	17.5	54,647,407	5.5
維持補修費	3,118,627	0.9	2,970,002	5.0
補助費等	23,969,705	7.3	23,278,704	3.0
積立金	8,826,862	2.7	4,975,753	77.4
投資及び出資金貸付金	2,899,546	0.9	3,267,346	△ 11.3
繰出金	25,741,086	7.8	26,148,333	△ 1.6
計	329,572,514	100.0	315,240,087	4.5

6 年度特別会計決算
〔国民健康保険事業会計〕

区 分	予算現額	決算額	構成比
(歳入)	千円	千円	%
国民健康保険料	18,472,052	18,513,132	28.2
一部負担金	2	0	0.0
使用料及び手数料	1	153	0.0
国庫支出金	62,646	62,646	0.1
都支出金	42,079,354	40,761,850	62.1
財産収入	1	0	0.0
繰入金	5,825,685	5,645,786	8.6
繰越金	573,795	573,795	0.9
諸収入	71,398	71,219	0.1
特別区債	1	0	0.0
計	67,084,935	65,628,581	100.0
(歳出)			
総務費	1,486,722	1,430,013	2.2
保険給付費	41,680,459	39,972,004	61.5
国民健康保険事業費納付金	22,521,495	22,521,492	34.6
財政安定化基金拠出金	1	0	0.0
保健事業費	661,471	605,329	0.9
諸支出金	534,787	494,637	0.8
予備費	200,000	0	0.0
計	67,084,935	65,023,475	100.0

〔介護保険会計〕

区 分	予算現額	決算額	構成比
(歳入)	千円	千円	%
介護保険料	13,127,686	13,509,808	21.0
国庫支出金	15,174,460	15,189,529	23.7
支払基金交付金	16,966,152	16,667,555	26.0
都支出金	9,387,477	9,229,335	14.4
財産収入	4,502	4,447	0.0
繰入金	9,832,222	9,023,841	14.1
繰越金	585,062	585,062	0.9
諸収入	4,784	8,834	0.0
計	65,082,345	64,218,411	100.0
(歳出)			
保険給付費	61,432,252	60,203,854	94.4
財政安定化基金拠出金	1	0	0.0
地域支援事業費	3,034,329	2,952,306	4.6
基金積立金	175,636	175,636	0.3
諸支出金	440,127	437,791	0.7
計	65,082,345	63,769,587	100.0

〔後期高齢者医療会計〕

区 分	予算現額	決算額	構成比
(歳入)	千円	千円	%
後期高齢者医療保険料	10,085,695	10,139,936	51.0
使用料及び手数料	1	25	0.0
広域連合支出金	543,620	532,625	2.7
繰入金	9,200,258	9,100,345	45.8
繰越金	25,376	25,376	0.1
諸収入	66,025	65,028	0.3
計	19,920,975	19,863,335	100.0
(歳出)			
総務費	204,393	193,493	1.0
広域連合拠出金	18,524,574	18,524,570	93.4
保健事業費	812,307	743,998	3.8
葬祭費	350,000	350,000	1.8
諸支出金	24,701	24,262	0.1
予備費	5,000	0	0.0
計	19,920,975	19,836,323	100.0

4 税・財産

区は、特別区民税（個人分）、軽自動車税、特別区たばこ税、入湯税の4税を「特別区税」として課税している。また、特別区民税（個人分）と合わせ、都民税（個人分）（都税）と森林環境税（国税）を課税・徴収している。

市町村民税（法人分）、固定資産税、特別土地保有税の3税は、一般には市町村が課税・徴収するが、特別区の地域においては、「都税」として都が特例により課税・徴収し、都区財政調整制度の原資となっている。

なお、特別土地保有税は平成15年度以降、新たな課税を停止している。また、都市計画税、事業所税についても、都が特例により課税・徴収しており、それぞれ都市計画事業や都市環境の整備等の費用に充てられている。

区民や区内事業者に対する固定資産税などの都税は練馬都税事務所（一部の税目は、豊島・新宿の各都税事務所で扱う。）が、所得税など国税は練馬東税務署

と練馬西税務署が課税・徴収している。

(1) 区政を支える特別区税

●特別区税

区の7年度特別区税収入額は793億4,872万円（前年度比10.6%増）であり、区一般会計歳入額の21.8%を占めている。また、特別区税収入額に対する区民1人当たりの年間負担額は、106,376円（前年度比10.0%増）であった。

1 特別区民税（個人分）

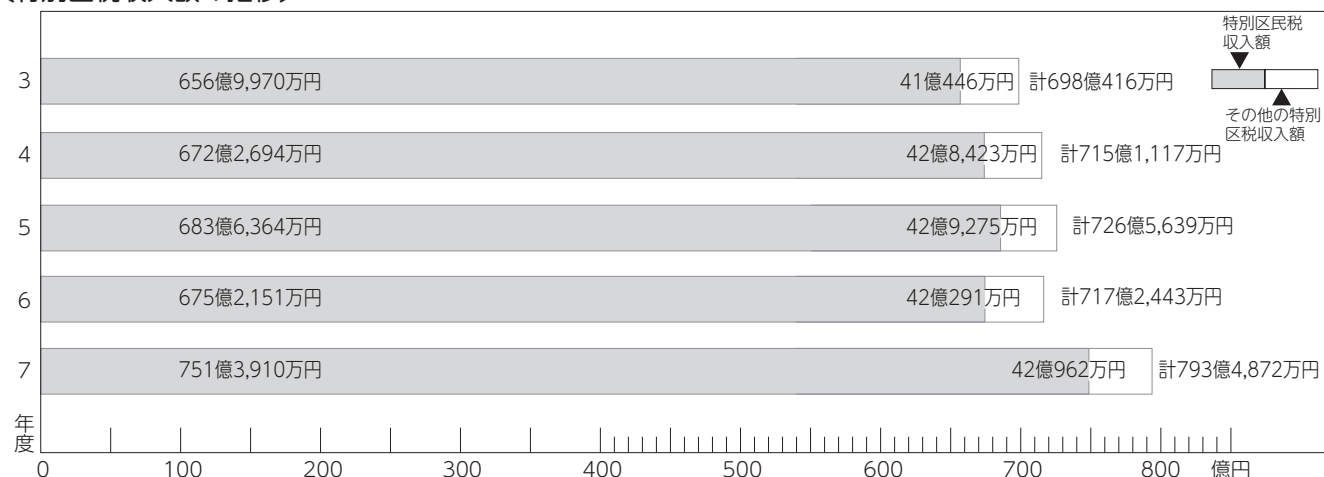
7年度の収入額は751億3,910万円で、特別区税に占める割合は94.6%と最も高い。前年度に比べ、11.3%増であった。

また、納税義務者数は435,240人で、6年度に比べ2.5%増であった。

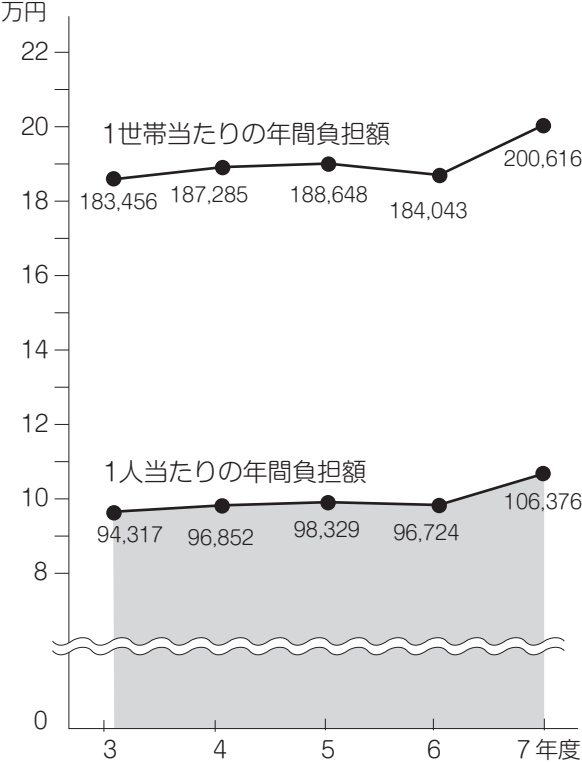
〔特別区税の収入状況（対前年度比較）〕

税 目	6 年度				7 年度			
	調定額	収入額（収入率）	前年比	構成比	調定額	収入額（収入率）	前年比	構成比
	千円	千円 (%)	%	%	千円	千円 (%)	%	%
特別区民税								
現年課税分	67,593,830	66,994,629 (99.1)	△ 1.2	93.4	75,389,117	74,594,577 (98.9%)	11.3%	93.9%
滞納繰越分	939,704	526,885 (56.1)	0.2	0.7	977,645	544,526 (55.7%)	3.3%	0.7%
小 計	68,533,534	67,521,514 (98.5)	△ 1.2	94.1	76,366,762	75,139,103 (98.4%)	11.3%	94.6%
軽自動車税								
現年課税分	448,387	441,236 (98.4)	2.9	0.6	465,540	457,920 (98.4%)	3.8%	0.6%
滞納繰越分	10,589	3,883 (36.7)	△ 17.9	0.0	10,698	4,060 (38.0%)	4.6%	0.0%
小 計	458,976	445,119 (97.0)	2.7	0.6	476,238	461,980 (97.0%)	3.8%	0.6%
特別区たばこ税								
現年課税分	3,719,169	3,719,169 (100.0)	△ 2.6	5.2	3,707,423	3,707,423 (100.0%)	△ 0.3%	4.7%
滞納繰越分	—	—	—	—	—	—	—	—
小 計	3,719,169	3,719,169 (100.0)	△ 2.6	5.2	3,707,423	3,707,423 (100.0%)	△ 0.3%	4.7%
入湯税								
現年課税分	38,623	38,623 (100.0)	△ 2.9	0.1	40,210	40,210 (100.0%)	4.1%	0.1%
滞納繰越分	—	—	—	—	—	—	—	—
小 計	38,623	38,623 (100.0)	△ 2.9	0.1	40,210	40,210 (100.0%)	4.1%	0.1%
合 計	72,750,302	71,724,425 (98.6)	△ 1.3	100.0	80,590,633	79,348,716 (98.5%)	10.6%	100.0%

〔特別区税収入額の推移〕



〔特別区税負担額の推移〕



2 軽自動車税

7年度の収入額は4億6,198万円で、特別区税全体の0.6%を占めており、対前年度の伸び率は、3.8%増であった。

また、軽自動車税の現年課税件数（過年度分を含む。）は74,173件で6年度に比べて691件の増であった。

〔軽自動車税車種別課税件数（現年課税分）〕 7年度

車 種		件数 (件)	前年比 (%)	構成比 (%)
原動機付自転車	50cc 以下	11,832	△ 2.5	16.0
	90cc 以下	1,421	△ 4.6	1.9
	125cc 以下	9,916	0.3	13.4
	ミニカー	546	5.6	0.7
軽自動車	二輪	8,005	△ 1.5	10.7
	(うち、被けん引車)	77	△ 4.9	0.1
	三輪	3	0.0	0.0
	四輪（乗用）	21,311	1.4	28.7
	四輪（貨物）	11,771	0.7	15.9
	雪上車	1	0.0	0.0
	農耕作業用	143	2.9	0.2
	その他	250	△ 1.6	0.3
	二輪の小型自動車	8,974	9.2	12.1
合 計		74,173	0.9	100.0

3 特別区たばこ税

7年度の収入額は37億742万円で、特別区税全体の4.7%を占めている。前年度に比べ、0.3%の減であった。たばこの売り渡し本数は5億6,585万本で、6年度に比べ179万本、0.3%の減であった。

4 入湯税

7年度の収入額は4,021万円であった。課税対象となる入湯客数は、268,065人であった。

(2) 都税

6年度都税収入は、前年度より約3,980億円増の6兆7,423億円となった。

6年度の練馬都税事務所の都税収入については、前年度より約31億312万円増の1,055億3,496万円である。この数値は、都税収入全体の約1.6%を占め、税収の規模は23区中12番目である。

収入状況は、収入全体の主要を占める固定資産税・都市計画税が3.4%の増、個人都民税が1.4%の減であった。全体としては、前年度の3.0%の増収となった。

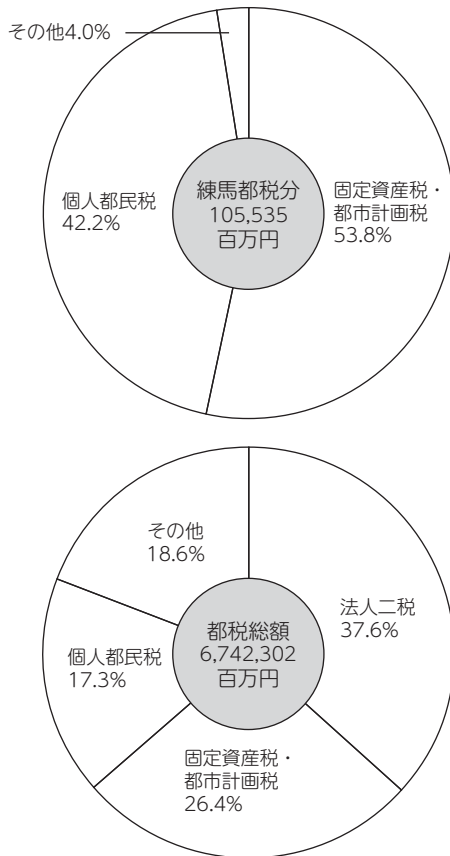
なお、法人二税、個人事業税、自動車税種別割、事業所税、および軽油引取税については、課税事務のブロック化により、練馬都税事務所については、滞納分がブロック所から徴収引継される。このため、練馬都税事務所の都税収入の特徴は、法人二税が収入全体の一定割合を占める都税全体と異なり、固定資産税・都市計画税の割合が高いことである。

〔練馬都税事務所の収入状況〕

税 目	5年度		6年度	
	税額	構成比	税額	構成比
	百万円	%	百万円	%
個 人 都 民 税	45,184	44.1	44,564	42.2
法 人 二 税	152	0.1	110	0.1
個 人 事 業 税	100	0.1	97	0.1
不 動 産 取 得 税	1,909	1.9	3,816	3.6
自 動 車 税 種 別 割	166	0.2	154	0.1
固 定 資 産 税	45,093	44.0	46,703	44.3
都 市 計 画 税	9,827	9.6	10,089	9.6
事 業 所 税	1	0.0	1	0.0
合 計	102,432	100.0	105,535	100.0

注：①現年課税分と滞納繰越分の合計
②還付未済分を含む。
資料：練馬都税事務所

〔6年度都税収入構成比〕



資料：練馬都税事務所

(3) 国税

6年度、練馬区内税務署の国税徴収決定済額の総額は約2,490億円であった。

〔国税徴収決定済額の推移（練馬区内税務署分）〕

(単位：百万円)

税 目	5年度	6年度
源泉所得税	204	172
源泉所得税及復興特別所得税	40,434	37,513
申告所得税	465	426
申告所得税及復興特別所得税	45,183	49,008
法人税	30,038	34,219
地方法人税	3,213	3,659
相続税（※1）	51,660	51,372
消費税	18	17
消費税及地方消費税	63,131	72,237
その他（※2）	213	341
計	234,559	248,964

注：係数は速報値である。

※1：「相続税」には贈与税を含む。

※2：「その他」は、酒税、たばこ税及たばこ特別税、たばこ税、揮発油及地方揮発油税、復興特別法人税、地価税、国際観光旅客税、石油石炭税、旧税、電源開発促進税、揮発油税及地方道路税、石油ガス税、自動車重量税、航空機燃料税、印紙収入の合計

(4) 区税負担の公平性を確保する

●適正な課税

特別区民税・都民税（住民税）を適正に課税するため、扶養関係等の調査や区民および事業所（特別徴収義務者）への申告等についての指導、税務署や都税事務所と連携した申告勧奨等についての広報活動（区報・区公式ホームページ）を行っている。

●確実な収納事務

区役所本庁舎4階収納課、区民事務所および金融機関窓口のほか、口座振替、コンビニエンスストア、ペイジー、スマートフォンを利用したモバイルレジックレジット、PayPay 請求書払いなど、複数の納付方法を整備することで納期内納税を促進し、収納率の向上に取り組んでいる。

滞納者に対しては、納付案内センターからの電話による早期のお知らせや、訪問員の個別訪問による区への連絡勧奨を行っている。また、滞納者の生活状況を踏まえ、担税力を的確に判断し、差押えなどの滞納処分を積極的に行うことにより滞納額の圧縮と歳入の確保に努めている。

〔特別区税収納率の推移〕

(単位：%)

年 度	5	6	7
収納率	98.5	98.6	98.5

〔特別区税滞納額の推移〕

(単位：千円 端数切り捨て)

年 度	5	6	7
滞納額	957,661	968,452	1,145,320

(5) 財産

区が所有する財産は、公有財産、物品、債権、基金に分けられる。

公有財産は、土地、建物、工作物等の不動産や有価証券等であり、物品は各種備品、機器等の動産をいう。

基金は特定の目的のために資金を積み立てたり運用するものである。7年度現在、基金の種類は12となっている。

種 別	数 量	推定価格	摘 要
土 地	3,035,688㎡	9,011億 8,637万円	庁舎、学校等の敷地面積
建 物	1,156,875㎡	1,681億 7,290万円	庁舎、学校等建物の延べ面積
工作物等	－	112億 4,022万円	プール、公園施設等
無体財産権	12件	1,538万円	区公式アニメキャラクター「ねり丸」の著作権等
有価証券	2,650株	(額面) 4,250万円	株式
出資による権利	－	4億 9,934万円	練馬区環境まちづくり公社出捐金、練馬区文化振興協会出捐金等
物品（特別整備備品）	3,175点	83億 1,795万円	各種事務用機器、機械、車両等
債 権	－	145億 9,816万円	練馬区土地開発公社資金貸付金等
基 金	(積立基金)	1,404億 3,580万円	財政調整基金、減債基金、まちづくり基金、区営住宅整備基金、福祉基金、みどりを育む基金、施設整備基金、大江戸線延伸推進基金、文化芸術振興基金、医療環境整備基金、介護保険給付準備基金
	(運用基金)	158億 2,600万円	用地取得基金

(6) 健全な財政運営を行う

●公有財産等の活用と管理

区有地等のうち、更地および低利用・暫定利用の土地で、公園用地等利用目的が明確になっている用地については、積極的に事業化を推進する。

なお、事業化まで長期間を要する用地は、地域開放などの暫定利用を行う。

●練馬区土地開発公社

練馬区土地開発公社は、区に代わって公共用地の先行取得を行うため、「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づいて区が設立した特別法人である。

練馬区土地開発公社は、民間資金を積極的に活用し、機動的かつ弾力的な土地取得を行うことにより、まちづくりの重要な役割を担っていくものである。

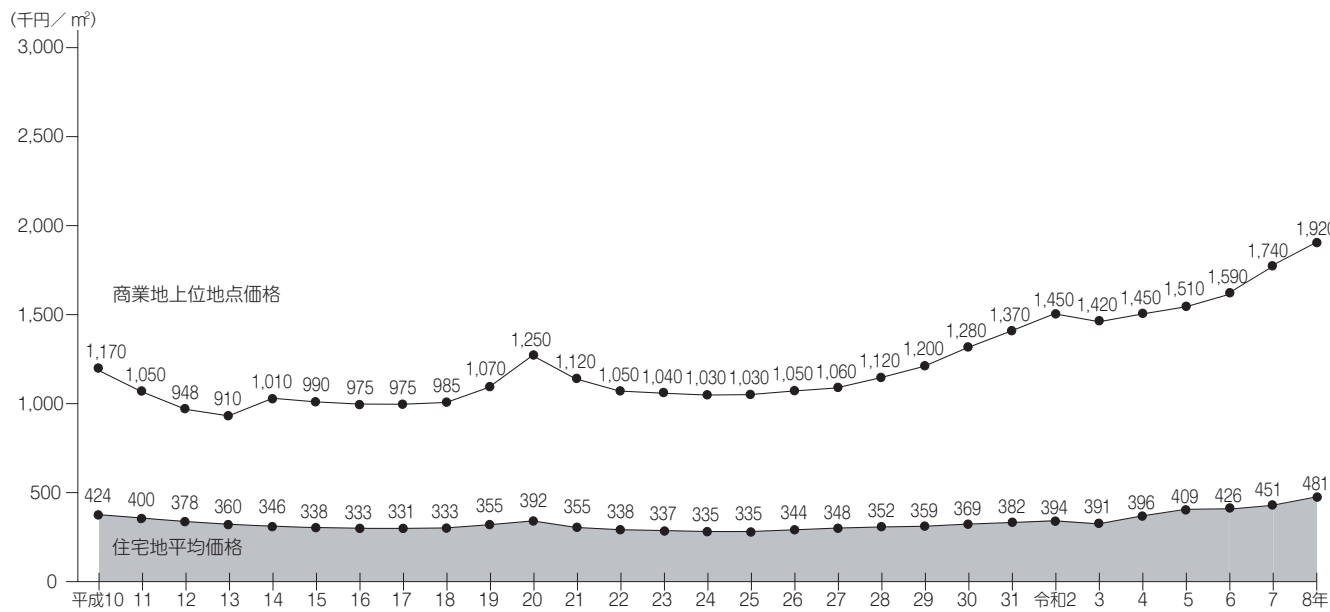
7年度の事業実績は土地取得が6,284.24㎡、売却が4,283.14㎡であった。

●地価公示

地価公示制度は、国が標準的な土地を選び判定した適正な価格を公示して、土地の売買などに際し、指標として活用できるようにしたものである。

区では地価公示図書を閲覧できるようにし、土地の適正な取引に役立つよう努めている。

[地価公示価格の推移（各年 1 月現在）]



資料：「地価公示」（国土交通省土地鑑定委員会）

5 医療保険・年金制度

(1) 国民健康保険

【関連文書：「ねりまの国保」練馬区区民部国保年金課】

●国民健康保険の役割と運営主体

わが国は、全ての国民が何らかの公的医療保険に加入し、相互に支え合う国民皆保険制度をとっている。

国民健康保険は、会社等の各種の医療保険の加入者以外が加入する医療保険制度であり、区市町村がその運営の主体（保険者）として、加入者（被保険者）から保険料を徴収し、保険給付を行っている。

平成 30 年度からは都道府県も保険者となり、区市町村とともに国民健康保険の運営を行っている。

●加入状況

区における国民健康保険の加入状況は下表のとおりとなっている。

〔国民健康保険の加入状況〕 各年度末現在		
年度	世帯数	被保険者数
	世帯 (%)	人 (%)
5	93,290 (23.8)	126,559 (17.0)
6	92,323 (23.2)	123,449 (16.5)
7	91,809 (22.8)	121,428 (16.1)

注：（ ）内は区全体に対する割合

●保険給付の概要

被保険者の疾病、負傷、出産、死亡に対して給付を行う。

1 療養の給付

被保険者が保険医療機関等の窓口で医療費の一部負担金として3割を支払い、残りの7割相当分を保険者（区）が負担する。

70～74 歳の一部負担金の割合は 2 割（現役並み所得者は 3 割）である。

0～6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの一部負担金の割合は 2 割である。

2 療養費

資格確認ができずに診療を受けたときなど、医療費を全額自己負担した場合は、後日、申請に基づき、審査により保険で認められたもののうち一部負担金以外の部分について給付を行う。

3 入院時食事療養費

入院中の食事代から、定額の自己負担分（低所得者は減額制度あり）を差し引いた金額を保険者が負担する。

4 高額療養費の支給

1 か月間に支払った一部負担金が自己負担限度額を超えた場合、超えた分について申請により給付を行う。

5 高額医療・高額介護合算療養費の支給

国民健康保険・介護保険の両方を利用し、年間（8 月 1 日から翌年の 7 月 31 日まで）の医療費と介護サービス費の自己負担額が世帯の負担限度額を超えた場合、超えた分について申請により給付を行う。

6 その他の給付

出産については出産育児一時金 50 万円、死亡については葬祭費 7 万円の給付を行う。

〔給付の内容〕

7 年度

種類	件数（件）	金額（千円）
療養給付費	2,092,652	33,917,843
療養費	59,281	471,711
高額療養費	84,730	5,372,111
出産育児一時金	303	151,500
葬祭費	651	45,570
結核・精神医療給付金	60,836	62,509
傷病手当金	0	0

注：①療養給付費は、入院時食事療養費・入院生活療養費を含む。

②上記の数値は、厚生労働省提出資料の様式によるため、決算の数値とは異なる場合がある。

〔高額療養費の自己負担限度額〕

〔70 歳以上 75 歳未満〕

所得区分		外来 (個人単位)	外来＋入院（世帯単位）	
			3 回目まで	4 回目以降
現役 並み 所得 (※ 1)	Ⅲ	252,600 円＋ (総医療費 10 割－842,000 円)×1%	140,100 円	
	Ⅱ	167,400 円＋ (総医療費 10 割－558,000 円)×1%	93,000 円	
	Ⅰ	80,100 円＋ (総医療費 10 割－267,000 円)×1%	44,400 円	
一般 (※ 2)		18,000 円 (年間上限 144,000 円) (※ 3)	57,600 円	44,400 円
住民税 非課税 (※ 4)	Ⅱ	8,000 円	24,600 円	
	Ⅰ	8,000 円	15,000 円	

注：75 歳に到達する月（1 日生まれの人を除く。）は、上記の自己負担限度額が個人について 2 分の 1 になる。世帯ごとの自己負担限度額は上記のとおり。

※ 1：国保加入者のうち、70 歳以上で住民税課税所得金額が下記のいずれかに該当する人が 1 人でもいる世帯
Ⅲ…住民税課税所得金額 690 万円以上
Ⅱ…住民税課税所得金額 380 万円以上
Ⅰ…住民税課税所得金額 145 万円以上

※ 2：現役並み所得Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ / 住民税非課税Ⅰ・Ⅱのいずれにも該当しない世帯

※ 3：毎年 8 月 1 日から翌年 7 月 31 日までに外来で支払った一部負担金を個人ごとに合算し、年間上限額を超えた場合、超えた分について申請により払戻しを行う。

※ 4：Ⅱ…世帯主と国保加入者全員が住民税非課税の世帯
Ⅰ…住民税非課税世帯のうち、所得が一定基準以下（年金収入のみの場合、それぞれの年金収入が 806,700 円以下）の世帯

〔70 歳未満〕

所得区分	判定基準 (旧ただし書き所得 ※ 1)	3 回目まで	4 回目以降
ア	901 万円超	252,600 円＋ (総医療費 10 割－842,000 円)×1%	140,100 円
イ	600 万円超～ 901 万円以下	167,400 円＋ (総医療費 10 割－558,000 円)×1%	93,000 円
ウ	210 万円超～ 600 万円以下	80,100 円＋ (総医療費 10 割－267,000 円)×1%	44,400 円
エ	210 万円以下	57,600 円	44,400 円
オ	住民税非課税(※ 2)	35,400 円	24,600 円

※ 1：前年（1～12 月）の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から住民税基礎控除額 43 万円（合計所得金額が 2,400 万円を超えると、段階的に減少）を控除した額。ただし、雑損失の繰越控除額は控除しない。なお、所得区分は国保加入者全員の旧ただし書き所得の合計で判定する。

※ 2：世帯主と国保加入者全員が住民税非課税の世帯

〔高額医療・介護合算療養費の自己負担限度額〕

〔70 歳以上 75 歳未満〕

所得区分	現役並み 所得Ⅲ	現役並み 所得Ⅱ	現役並み 所得Ⅰ	一般	住民税 非課税Ⅱ	住民税 非課税Ⅰ
世帯の限度額	212 万円	141 万円	67 万円	56 万円	31 万円	19 万円

〔70 歳未満〕

所得区分	ア	イ	ウ	エ	オ
世帯の限度額	212 万円	141 万円	67 万円	60 万円	34 万円

●医療費

7 年度の区の国民健康保険被保険者 1 人当たりの医療費は、384,286 円であり、前年度に比べ 2.7% の増となっている。

〔保険料調定額および総医療費の状況〕

年 度	保険料（調定額）			総医療費		
	1 人 当たり	1 世帯 当たり	現年度 調定額	1 人 当たり	1 世帯 当たり	総 額
	円	円	百万円	円	円	百万円
5	132,225	180,557	17,047	367,297	501,557	47,354
6	151,707	204,369	19,101	374,070	503,919	47,099
7	147,322	195,870	18,195	384,286	510,923	47,462

注：① 1 人当たりの保険料・総医療費を算出する際の世帯数・被保険者数は、年度の平均を使用している。
② 上記の数値は、厚生労働省提出資料の様式によるため、決算の数値とは異なる場合がある。
③ 7 年度の医療費の各数値は、8 年 6 月末現在のものである。
④ 元年度より総医療費には療養給付費だけでなく療養費等も含めている。

●国民健康保険料

保険料は、つぎの 3 つの保険料の合計である。それぞれ、加入者全員に等しくかかる均等割額と所得に応じてかかる所得割額からなる（保険料上限あり）。

7 年度の保険料の状況はつぎのとおりである。

1 基礎（医療）分保険料

均等割額（被保険者 1 人につき 47,300 円）と所得割額「被保険者全員の旧ただし書き所得（※）× 7.71 / 100」との合算額（賦課限度額：66 万円）

2 後期高齢者支援金分保険料

均等割額（被保険者 1 人につき 16,800 円）と所得割額「被保険者全員の旧ただし書き所得（※）× 2.69 / 100」との合算額（賦課限度額：26 万円）

3 介護分保険料

均等割額（介護保険第 2 号被保険者（40～64 歳）1 人につき 16,600 円）と所得割額「介護保険第 2 号被保険者全員の旧ただし書き所得（※）× 2.25 / 100」との合算額（賦課限度額：17 万円）

※旧ただし書き所得：
左表〔高額療養費の自己負担限度額〕の〔70 歳未満〕※¹

●財政状況

国民健康保険事業は、特別会計（国民健康保険事業会計）を設けている（48 ページと 68 ページの国民健康保険事業会計予算、決算参照）。

7 年度の国民健康保険事業会計は、歳入総額で 653 億円、対前年度比 0.6% の減、歳出総額で 647 億円、対前年度比 0.5% の減であった。

保険料収入は徴収強化に努めているが、高齢化や医療の高度化に伴う医療費の増大等により、実質的には、国保財政は引き続き赤字状況にある。財源不足額（赤字分）は区の一般会計からの繰入れに頼らざるを

得ないため、区財政に対する大きな圧迫要因となっている。

●安定した事業運営のために

1 保険料の収納率

電話・訪問等による納付勧奨に努めるとともに、納付相談にきめ細かく対応している。財産があるにもかかわらず納付がない場合には、差押え等の滞納処分を実施し、未納解消に努めている。口座振替の勧奨やスマートフォンを利用した納付など、複数の納付方法を整備することで、納期内納付を促進している。

〔保険料収納率の推移〕 (単位：%)

年度	現年分	滞納繰越分	合計
5	93.8	43.5	89.2
6	93.2	39.2	89.0
7	93.4	47.1	89.2

2 医療費の適正化

保険医療機関等から提出されたレセプトの点検を行い、記載内容に疑義がある場合は、審査支払機関に再審査請求を行っている。また、支払った医療費をお知らせする医療費通知、後発医薬品の理解を促進するための後発医薬品利用差額通知を送付している。さらに、同じ病気で複数の保険医療機関等にかかる重複受診等について服薬健康相談を行っている。

3 被保険者の資格の適正化

資格取得時において、本来の国民健康保険の適用者であるか（被用者保険加入者やその被扶養者等でないこと）の資格確認に努めている。2年度からは年金情報を活用し、被用者保険と二重加入になっている人に対し脱退の勧奨を行い、なお届出がない場合は職権で喪失処理を行っている。

●保健事業

1 練馬区国民健康保険データヘルス計画

平成27年度から、健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施・評価・改善を行うことを目的に、「練馬区国民健康保険データヘルス計画」を策定し、保健事業の取組を行っている。

5年度には、計画標準化の推進に伴う共通の評価指標の設定等を踏まえ、6年度から11年度を計画期間とする「練馬区国民健康保険データヘルス計画第3期」を策定した。

2 特定健康診査・特定保健指導

40～74歳の被保険者に対して、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した特定健康診査・特定保健指導を実施している。

査・特定保健指導を実施している。

〔実績〕

6年度

	対象者数（人）	受診者数（人） 終了者数（人）	実施率（%）
特定健康診査	75,597	31,478	41.6
特定保健指導	3,515	626	17.8

3 個別勧奨の実施

6年度から、特定健康診査において健診結果の血圧の値が受診勧奨値に該当し、医療機関未受診の人に、正しい健康情報の提供と医療機関への受診を促すため、行動変容を促すデザイン（ナッジ理論）を用いた受診勧奨通知を発送している。

(2) 後期高齢者医療制度

【関連文書：「ねりまの後期高齢者医療」練馬区区民部国保年金課】

高齢者と現役世代の負担、保険制度への責任の明確化・広域化を図ることを目的として、平成20年4月に老人保健制度から移行した。

●制度の運営

都内62区市町村が加入する東京都後期高齢者医療広域連合（広域連合）が運営主体である。

広域連合の事務は資格管理、医療給付、保険料賦課等であり、区の事務は資格確認書等交付、保険料徴収、申請等窓口事務等である。

●被保険者

75歳以上の人である。ただし、65～74歳で一定の障害があり、申請により広域連合から認定を受けた人を含む。なお、生活保護受給者等を除く。

〔被保険者数の推移〕

各年度末現在

年 度	被保険者数（人）	対前年比（%）
5	89,718	102.3
6	91,300	101.8
7	92,140	100.9

●保険給付の概要

1 一部負担金の割合

病院などの窓口の支払は、外来・入院ともかかった費用の1割、2割または3割の定率負担である。

〔後期高齢者医療制度の一部負担金の割合および自己負担限度額〕

負担割合	所得区分		外来	
			（個人ごと）	外来＋入院 （世帯ごと）
3割	現役並み所得Ⅲ 課税所得 690 万円以上		252,600 円＋（10 割分の医療費－842,000 円）× 1 % 〈140,100 円（※ 3）〉	
	現役並み所得Ⅱ 課税所得 380 万円以上		167,400 円＋（10 割分の医療費－558,000 円）× 1 % 〈93,000 円（※ 3）〉	
	現役並み所得Ⅰ 課税所得 145 万円以上		80,100 円＋（10 割分の医療費－267,000 円）× 1 % 〈44,400 円（※ 3）〉	
2割	一般Ⅱ		18,000 円 〈144,000 円（※ 2）〉	57,600 円 〈44,400 円（※ 3）〉
1割	一般Ⅰ		18,000 円 〈144,000 円（※ 2）〉	57,600 円 〈44,400 円（※ 3）〉
	住民税 非課税等 （※ 1）	区分Ⅱ	8,000 円	24,600 円
		区分Ⅰ		15,000 円

- ※1：区分Ⅱ 住民税非課税世帯であり、区分Ⅰに該当しない被保険者
区分Ⅰ ① 住民税非課税世帯であり、世帯全員の所得が0円の被保険者（公的年金収入は806,700円を控除、給与収入は給与所得控除後さらに10万円を控除し計算）
② 住民税非課税世帯であり、老齢福祉年金を受給している被保険者
- ※2：計算期間1年間（毎年8月1日～翌年7月31日）のうち、基準日（計算期間の末日）時点で自己負担割合が1割または2割の方の外来（個人ごと）の自己負担額の合計が144,000円を超えた場合、その超えた額を高額療養費（外来年間合算）として支給する。
- ※3：診療月を含めた直近12か月間に、高額療養費の支給が3回あった場合の4回目以降から適用になる限度額（多数回該当）。ただし、「外来（個人ごと）の限度額」による支給は、多数回該当の回数に含まない。なお、現役並み所得の被保険者は、個人の外来のみで「外来+入院（世帯ごと）」の限度額に該当した場合も、多数回該当の回数に含む。
この多数回該当の回数には、それまで加入していた医療保険（他道府県の後期高齢者医療制度、国保、健康保険、共済）で該当していた回数は含まない。

2 療養費の支給

- (1) 高額療養費の支給
1か月間に支払った後期高齢者医療の一部負担金が自己負担限度額を超えた場合、超えた分について払戻しを行う。
- (2) 療養費の支給
資格確認ができずに診療を受けた場合や医師の指示により作成した補装具の代金などは、一旦本人が全額を支払い、後日、申請に基づき、自己負担分以外の部分について払戻しを行う。
- (3) 高額医療・高額介護合算療養費の支給
1年間に支払った後期高齢者医療の自己負担と介護保険の利用者負担額の合計額が、世帯の自己負担限度額を超えた場合、申請により高額医療・高額介護合算療養費が支給される。

〔高額医療・高額介護合算療養費の自己負担限度額（毎年8月～翌年7月の1年間）〕

負担割合	所得区分	後期高齢者医療制度+介護保険 世帯単位の自己負担限度額（年額）
3割	現役並み所得Ⅲ	212万円
	現役並み所得Ⅱ	141万円
	現役並み所得Ⅰ	67万円
2割	一般Ⅱ	56万円
1割	一般Ⅰ	56万円
	住民税 非課税等	区分Ⅱ 31万円
		区分Ⅰ 19万円

- (4) 入院時食事療養費
入院したときの食事代から自己負担分（定額。低所得者は減額制度あり。）を除いた額を、広域連合が負担する。
- 3 葬祭費
亡くなった被保険者の葬儀を行った人（喪主）からの申請により、7万円を支給する。
区は申請受付・給付事務を実施する。広域連合の支給額が5万円、区の上乗せ支給額が2万円である。
7年度は、支給件数4,774件、支給額3億3,413万円であった。

●保健事業

- 1 後期高齢者健康診査
広域連合からの委託に基づき、後期高齢者医療制度の被保険者に対し健康診査を行う。
- 2 長寿すこやか歯科健診
76歳と80歳（年度末現在）を対象に歯科健診を行う。

〔実績〕	7年度		
	対象者数 (人)	受診者数 (人)	実施率 (%)
後期高齢者健康診査	87,822	44,971	51.2
長寿すこやか歯科健診	12,117	1,262	10.4

●後期高齢者医療保険料

保険料は、被保険者一人ひとりにかかる均等割額と所得に応じてかかる所得割額からなり（保険料上限あり）、所得に応じて保険料の軽減を行っている。なお、保険料は、2年ごとに広域連合が見直しを行う。
7年度の保険料の状況はつぎのとおりである。

- ・均等割額（47,300 円）と所得割額「保険料計算のもととなる所得金額（※）×9.67/100」との合算額（賦課限度額：80 万円）

納付方法は、介護保険料が引かれている年金からの引き落とし（特別徴収）と、納付書または口座振替による納付（普通徴収）がある。

※保険料計算のもととなる所得金額：

前年の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から地方税法に定める基礎控除額を控除した額（ただし、雑損失の繰越控除額は控除しない。）

(3) 国民年金

●国民年金事業の運営

年金制度は、昭和 34 年に「国民年金法」が施行され、36 年 4 月から拠出制の国民年金制度として開始した。

これまでに、人口の高齢化や社会経済状況の変化等に対応するため、基礎年金制度の導入（61 年 4 月）、20 歳以上学生の強制加入（平成 3 年 4 月）、若年者に対する納付猶予制度の創設（17 年 4 月）、産前産後期間の保険料免除制度の創設（31 年 4 月）などの制度改革を行い現在に至っている。

22 年 1 月からは、公的年金に係る一連の運営業務は、主に国から委任・委託を受けた日本年金機構が行い、区では第 1 号被保険者に係る届出事務などを行っている。

●年金加入状況

国民年金は、日本国内に住む 20 歳以上 60 歳未満の外国籍の人を含む全ての人が加入する、国民の基本的な年金制度である。任意加入の仕組みもある。

国民年金の加入は、第 1 号被保険者から第 3 号被保険者までの 3 種類と任意加入被保険者に分かれている。

〔年金に必ず加入する人〕

加入者 種別	年 齢	対象者
第 1 号 被保険者	20 歳以上 60 歳未満	日本国内に住む、第 2 号・第 3 号被保険者以外の人（自営業・学生など）
第 2 号 被保険者	就 職 時 ～ 70 歳未満	会社員や公務員などの厚生年金加入者。ただし、65 歳以降は老齢基礎年金の受給権を有しない人のみ
第 3 号 被保険者	20 歳以上 60 歳未満	厚生年金加入者に扶養されている配偶者

〔希望すれば年金に加入できる人（任意加入被保険者）〕

年 齢	対象者
20 歳以上 65 歳未満	海外に住んでいる日本人
60 歳以上 65 歳未満	・ 60 歳になるまでに年金を受けるために必要な期間を満たせなかった人 ・ 年金を受ける資格はあるが年金額を満額に近づけたい人
65 歳以上 70 歳未満 (特例)	昭和 50 年 4 月 1 日以前に生まれた人で、65 歳になるまでに年金を受けるための必要な期間を満たせなかった人（受給できる資格期間を満たすまで）

7 年度末現在の区の加入者の推移はつぎの表のとおりである。

〔国民年金加入者の推移〕 (単位：人) 各年度末現在

年度	第 1 号 被保険者	第 3 号 被保険者	任意加入 被保険者	計
5	94,792	41,458	2,044	138,294
6	94,371	39,182	2,132	135,685
7	94,489	37,148	2,174	133,811

●国民年金保険料

保険料は、将来の現役世代の過重な負担を回避するため保険料水準固定方式がとられている。8 年度の保険料は月額 17,920 円である。

また、保険料には免除制度がある。7 年度末現在の免除者は表のとおりである。平成 17 年 4 月から 30 歳未満を対象とする若年者納付猶予が、18 年 7 月から申請免除に 4 分の 3 免除と 4 分の 1 免除が加わった。28 年 7 月からは、納付猶予の対象が 50 歳未満に拡大された。さらに、31 年 4 月から産前産後期間の保険料免除が開始された。

〔免除者の推移〕 (単位：人) 各年度末現在

年度	法定 免除	申請免除				学生 納付 特例	納付 猶予	産前 産後
		全額	3/4	半額	1/4			
5	8,628	12,939	900	670	339	10,867	3,188	35
6	8,691	13,440	839	598	420	10,885	3,222	43
7	8,706	14,326	804	651	423	11,014	3,182	55

●年金等の給付

国民年金の給付には、被保険者本人に支給される老齢基礎年金、障害基礎年金と条件により遺族に支給される遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金がある。このほかに、昭和 61 年 4 月の基礎年金制度導入以前の旧「国民年金法」に基づく老齢年金、通算老齢年金、障害年金、母子年金、遺児年金がある。これらの年金の一部には、所得制限や他の年金との併給制限が定め

られているものがある。

なお、平成 29 年 8 月からは老齡基礎年金などを受けるために必要な期間（保険料納付済などの期間）が 25 年から 10 年に短縮された。

1 受給権者

7 年度末現在の受給権者数は、つぎの表のとおりである。今後、第 2 次ベビーブーム世代が老齡年金受給開始年齢に到達するまでの間は増加が見込まれる。

〔老齡年金等受給権者の推移〕（単位：人） 各年度末現在							
年度	老齡基礎	障害基礎	遺族基礎	旧老齡	通算老齡	旧障害	寡婦
5	147,062	10,273	1,002	1,067	740	113	59
6	147,997	10,583	983	958	566	107	56
7	149,300	10,942	965	893	450	104	59

2 年金額

平成 16 年の年金改定によって、年金額の改定方法は保険料水準の範囲内で給付を行うことを基本とし、少子化等の社会経済情勢の変動に応じて給付水準を自動的に調整する仕組みが組み込まれることになった。

〔年金額の推移〕（単位：円）				
年度	老 齡 年 金		障害基礎年金 障 害 年 金	遺族基礎年金 （子一人） 遺 族 年 金
	福 祉	基 礎		
5	406,100	795,000	993,750 795,000	1,023,700
6	416,900	816,000	1,020,000 816,000	1,050,800
7	424,900	831,700	1,039,625 831,700	1,071,000
8	432,900	847,300	1,059,125 847,300	1,091,100

注：①障害基礎年金の上段金額は 1 級障害、下段金額は 2 級障害
②老齡基礎年金の年金額は満額を記載しており、各人の年金額は保険料納付月数等により異なる。
③8 年度の年金額は昭和 31 年 4 月 2 日以降生まれの人の年金額（老齡福祉年金を除く）

●練馬年金事務所

区内に所在する会社、工場、商店などの事業所および国民年金加入者等を管轄し、健康保険、厚生年金保険、国民年金、子ども・子育て拠出金の各制度についての業務を行っている。

なお、全ての法人事業所の従業員は、健康保険と厚生年金保険に加入することが義務付けられている。

1 健康保険

事業所に働いている役員および従業員を被保険者とする、被保険者およびその被扶養者のための医療保険制度であり、資格、徴収の業務を行っている。

なお、保険給付に関する業務については、全国健康保険協会で行っている。

〔健康保険（協会管掌）の状況〕 7 年度末現在	
区 分	状 況
事業所数	14,719 件
被保険者数	57,449 人
平均標準報酬月額	351,722 円

資料：練馬年金事務所

2 厚生年金保険

事業所に働いている役員および従業員を被保険者として、被保険者あるいは被保険者であった人などに、年金や一時金を給付することにより生活の安定を図る制度であり、資格、給付、徴収の業務を行っている。

〔厚生年金保険の状況〕 7 年度末現在	
区 分	状 況
事業所数	15,324 件
被保険者数	82,733 人
平均標準報酬月額	344,204 円

資料：練馬年金事務所

3 国民年金

取扱い業務のうち、区役所においては第 3 号被保険者に係る届出以外の諸届書等の窓口業務を、年金事務所（日本年金機構）では諸届書等について審査・決定等を行っている。（国民年金事業の概要等については 77 ページ（3）国民年金を参照）

4 子ども・子育て拠出金

家庭生活の安定のため、児童を養育している父母等に児童手当を支給している。取扱い業務のうち、区役所においては支給業務を、年金事務所では事業主からの拠出金の徴収業務を行っている。

6 区内の公共機関

(1) 警察

練馬、光が丘、石神井の3警察署が練馬区を管轄している。

令和7年中の認知件数は全体で3,714件で、前年に比べて21件、0.6%増加した。

窃盗は、全体の64.9%を占めている。うち侵入窃盗は前年より18件、20.5%増加した。一方、非侵入窃盗は、窃盗全体の95.6%を占め、前年に比べ130件、5.3%減少した。

中でも、自転車・バイクの盗難被害は1,453件で、1日平均4件認知した。

〔罪種別 認知件数〕 (単位：件) 7年

罪種別	署別	練馬警察署	光が丘警察署	石神井警察署	合 計
凶悪犯	計	11	5	11	27
	殺人	1	2	1	4
	強盗	4	—	—	4
	放火	—	—	1	1
	不同意性交等	6	3	9	18
粗暴犯	計	150	62	93	305
	暴行・傷害	131	54	81	266
	脅迫・恐喝	19	8	12	39
窃盗犯	計	866	673	872	2,411
	侵入窃盗	43	10	53	106
	非侵入窃盗	823	663	819	2,305
	うち)オートバイ盗・自転車盗	510	397	546	1,453
	計	201	146	94	441
知能犯	詐欺	197	139	87	423
	その他	4	7	7	18
風俗犯	計	33	15	29	77
	不同意わいせつ	11	5	13	29
	その他	22	10	16	48
その他の刑法犯		151	120	182	453
合 計		1,412	1,021	1,281	3,714

資料：警視庁

(2) 消防

練馬（平和台・貫井）、光が丘（北町）、石神井（関町・大泉・大泉学園・石神井公園）の3消防署（7出張所）が管轄している。

張所）が管轄している。

7年中の火災件数は、175件で前年に比べ14件増加し、焼損床面積は689㎡で152㎡増加し、焼死者は6人で前年に比べ5人増加した。

火災原因は、電気関係が69件（約39%）で第1位、第2位がガス関係で31件（約18%）となっている。

救急出場件数は37,041件で782件増加した。

〔消防署別の消防力〕 (単位：台) 7年

消防力	消防署	練 馬	光が丘	石神井	計
ポンプ車		7	6	8	21
化学車		1	—	—	1
はしご車		1	1	1	3
救急車		5	4	6	15
特別救助車		1	—	1	2
指揮隊車		1	1	1	3
水槽車		1	—	—	1
その他の車		5	5	8	18
計		22	17	25	64

〔火災出場件数〕 7年（速報値）

区分	消防署	練 馬	光が丘	石神井	計
火災件数(件)		54	52	69	175
り災棟数(棟)		51	56	55	162
り災世帯(世帯)		39	42	47	128
焼損面積(㎡)		382	123	184	689
死 者(人)		2	1	3	6
負 傷 者(人)		13	5	—	18

〔救急出場件数〕 (単位：件) 7年（速報値）

種別	消防署	練 馬	光が丘	石神井	計
急 病		7,826	5,560	12,285	25,671
交通事故		485	372	803	1,660
一般負傷		2,152	1,446	3,252	6,890
転院搬送		454	369	816	1,639
そ の 他		176	358	687	1,221
計		11,093	8,105	17,843	37,041

〔救助出場件数〕 (単位：件) 7年（速報値）

種別	消防署	練 馬	光が丘	石神井	計
救助活動		497	317	581	1,395
緊急確認		170	111	203	484
危険排除		73	51	90	214
計		740	479	874	2,093

資料：練馬消防署、光が丘消防署、石神井消防署

第1章

子どもたちの笑顔輝くまち

- | | | | | | |
|----|--------------------|----|----|--------------------|-----|
| 10 | 教育・子育てに関する施策の方針と計画 | 82 | 14 | 教育の質の向上 | 92 |
| 11 | 子どもの教育・保育の充実 | 83 | 15 | 家庭や地域と連携した教育の推進 | 97 |
| 12 | 子どもと子育て家庭の支援の充実 | 87 | 16 | 支援が必要な子どもたちへの取組の充実 | 101 |
| 13 | 子どもの居場所と成長環境の充実 | 90 | | | |



練馬こどもまつりの様子

10 教育・子育てに関する施策の方針と計画

【関連文書：「練馬区教育要覧」練馬区教育委員会】

(1) 練馬区総合教育会議による教育・子育て行政のさらなる活性化

●練馬区総合教育会議と「練馬区教育・子育て大綱」

1 「練馬区教育・子育て大綱」改定の背景

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、区長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、区の教育の課題やあるべき姿を共有しながら、民意を反映した教育行政を推進していくため、練馬区総合教育会議を設置している。

本会議において、教育および子育て施策の方針となる「練馬区教育・子育て大綱」を平成28年2月に策定した。策定から5年がたち、子どもたちを取り巻く環境の変化に加え、新型コロナウイルス感染症により、新たな課題が生じたため、3年3月に改定を行った。

2 各分野の目標と重点施策

改定した大綱では、子どもの健やかな成長と子育ての総合的な施策を推進するため、各分野における目標と6つの取組の視点に基づき17の重点施策を定めた。

目標と取組の視点はつぎのとおりである。

(1) 教育分野の目標

「夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成」

〔取組の視点〕

- ① 教育の質の向上
- ② 家庭や地域と連携した教育の推進
- ③ 支援が必要な子どもたちへの取組の充実

(2) 子育て分野の目標

「安心して子どもを産み育てられ、子どもたちが健やかに成長できる環境の整備」

〔取組の視点〕

- ① 子どもと子育て家庭の支援の充実
- ② 子どもの教育・保育の充実
- ③ 子どもの居場所と成長環境の充実

(2) 練馬区教育振興基本計画

●教育振興基本計画 中間見直し

教育委員会では、3年3月の大綱の改定を受け、第2次ビジョンと大綱で示されている目標や方向性に基づき、4年3月に「練馬区教育振興基本計画」を策定した。重点施策の主な取組については、改定アクション

プランと整合を図り、8年度までの目標を示した。

その後、6年3月に策定した第3次ビジョンと整合を図るとともに、教育施策をめぐる状況の変化を踏まえて、計画の中間見直しを行い、7年3月に「練馬区教育振興基本計画 中間見直し」を策定した。

(3) 練馬区子ども・子育て支援事業計画

●第3期練馬区子ども・子育て支援事業計画の策定

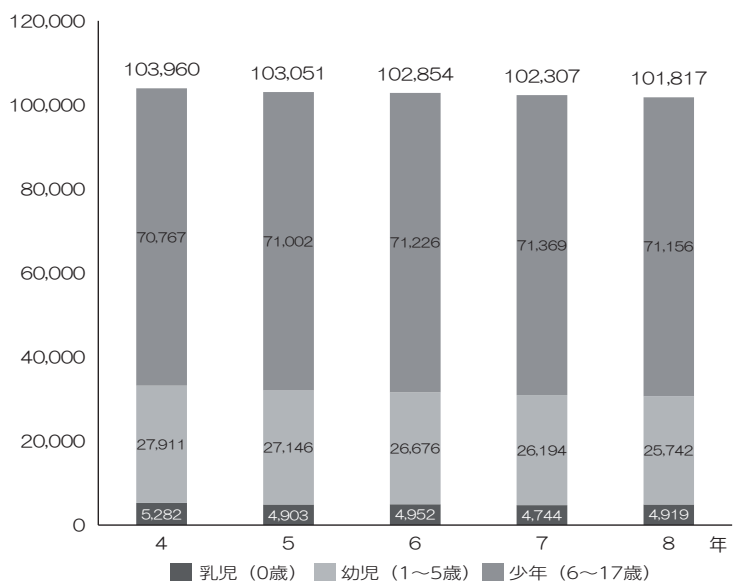
7年3月、「子ども・子育て支援法」に基づく法定計画として、7年度から11年度までを計画期間とする「第3期練馬区子ども・子育て支援事業計画」を策定した。あわせて、こども基本法に基づく「市町村こども計画」など、こども施策に関わる法令に基づく計画と一体のものとして作成している。

計画は、『ビジョン』を上位計画とする子ども・子育て分野の個別計画に位置付けられており、安心して子どもを産み育てられ、子どもたちが健やかに成長できる環境を整えることを基本目標に掲げ、さまざまな子ども・子育て支援施策を推進している。

計画の策定にあたっては、就学前児童の保護者等を対象にニーズ調査を実施したほか、子どもの保護者や学識経験者等で構成する「練馬区子ども・子育て会議」への意見聴取や、子どもへの意見募集を行うなど、子どもや子育て当事者等の意見反映に努めた。

〔区の児童数〕

(単位：人) 各年4月1日現在



11 子どもの教育・保育の充実

【関連文書：「練馬区教育要覧」練馬区教育委員会】

(1) 家庭での子育てを支える

●親子で交流できる場

1 子育てのひろば ぴよぴよ

0～3歳の乳幼児とその保護者が自由に遊び、交流できるひろば事業である。各ひろばでは、子育て支援講座や人形劇などの催しを行っているほか、子育て相談も受け付けている。

練馬・光が丘・貫井・大泉・関ぴよぴよ、西大泉ぴよぴよ、光が丘・北大泉児童館ぴよぴよおよび田柄・春日町南・立野地区区民館ぴよぴよで実施しており、7年度は延べ171,337人の利用があった。

2 民設子育てのひろば

NPO法人などの民間団体が運営する子育てのひろばで、7年度は延べ81,029人の利用があった。

3 学童クラブ室活用型子育て支援事業 にこにこ

学童クラブ在籍児童がいない午前中の時間帯を活用して、学童クラブ室を子育て中の親子や子育てグループの交流の場として週2～4回開放している。

開放の形態には、つぎの2種類がある。

(1) 在宅子育て家庭集いの場（個人利用）

0～3歳の乳幼児とその保護者を対象として、自由に来所し、楽しく遊び、語らう場として学童クラブ室を開放している。7年度は69か所で実施し、延べ24,721人の利用があった。

(2) 子育てグループ活動の場（団体利用）

子育てグループを対象に、館内の学童クラブ室を貸し出す事業で、利用は予約制である。17児童館のうち学童クラブがある13館全てと、厚生文化会館の計14施設で実施している。7年度は延べ29団体への貸出しを行った。

4 外遊び型子育てのひろば おひさまぴよぴよ

公園で自然と触れ合いながら0～3歳の乳幼児親子がのびのびと楽しめる外遊び事業である。育児の孤立化や虐待の防止を目的に元年度から相談員を配置している。7年度は豊玉公園、中村かしわ公園、石神井公園、立野公園、大泉中央公園、井頭の森緑地、光が丘公園、城北中央公園で実施し、延べ19,990人の親子が参加した。

5 発達に不安のある親子を対象にしたひろば事業

発達に不安のある親子を対象にしたひろば事業「のびのびひろば」を地域子ども家庭支援センター（練

馬・光が丘・貫井・大泉・関）で月2回実施している。7年度は延べ1,768人の利用があった。

●多様な子育て支援事業

1 子育てスタート応援券

産後の保護者の不安や負担を軽減し、育児をスムーズに始めてもらえるように、2歳未満の子どもがいる家庭を対象につぎのサービスに利用できる応援券を8枚交付している。

〔利用できるサービス〕

7年度

サービス名	利用実績（1枚分の単位）
育児支援ヘルパー事業	1,697 枚（時間）
助産師ケア事業	1,548 枚（件）
ファミリーサポート事業	1,858 枚（時間）
乳幼児一時預かり事業	6,806 枚（単位（※））
産科医療機関実施事業	1,295 枚（件）
子育て支援講座	1,907 枚（件）
民設子育てのひろば一時預かり事業	823 枚（件）
保育園一時預かり事業	472 枚（件）

※：1単位は3時間

2 育児支援ヘルパー事業

産前産後の体調不良等により、家事支援を必要とする家庭に、日常的な掃除・洗濯・食事の支度等を支援するヘルパーを派遣している。利用期間は妊娠期から2歳になる月の末日までで、原則96時間まで利用できる。7年度は13,928.5時間の利用があった。

3 ファミリーサポート（育児支えあい）事業

区が実施する講習を修了した有償ボランティア（援助会員）が、利用会員に登録した区民の子どもを預かる育児支えあい事業である。7年度末現在の会員数は利用会員11,287人、援助会員265人、両方に登録している両方会員が14人だった。

4 多胎児ファミサポ利用券

多胎児が同時にファミリーサポート事業を利用する場合、1人分の料金で事業を利用することができる券を交付している。7年度は484枚（時間）の利用があった。

5 子どもショートステイ・トワイライトステイ事業

保護者の疾病、出産による入院や就労等により、家庭で養育することが困難な時に一時的に養育する事業である。

(1) 子どもショートステイ（短期入所）事業

月6泊まで利用できる。なお、乳児院では宿泊

を伴わない日帰り利用も実施している。7年度は延べ 2,841 人の宿泊利用と延べ 164 人の日帰り利用があった。

【実施施設等】 8年4月1日現在	
実施施設等	対象年齢
聖オディリアホーム乳児院	生後 2 か月～ 2 歳未満
陽だまり荘	2 歳～小学校 6 年生
東京都石神井学園	2 歳～ 18 歳未満
錦華学院	小学生～ 18 歳未満
登録家庭	2 歳～小学校 6 年生

(2) 子どもトワイライトステイ（夜間一時保育）事業
午後 5 ～ 10 時の夜間一時保育事業である。7年度は延べ 429 人の利用があった。

【実施施設】 8年4月1日現在	
実施施設	対象年齢
練馬びよびよ（ひろば室）	2 歳～小学校 6 年生
光が丘びよびよ（一時預かり室）	2 歳～小学校 6 年生
東京都石神井学園	2 歳～ 18 歳未満

6 乳幼児一時預かり事業

保護者のリフレッシュのためなど、理由を問わず生後 6 か月以上の未就学児を預かる一時預かり事業である。練馬・光が丘・貫井・大泉・関びよびよで実施しており、7年度は延べ 28,836 人の利用があった。

7 ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）

都が認定したベビーシッター事業者を利用した際の利用料の一部を補助している。補助上限時間は、児童 1 人当たり年 144 時間（障害児、ひとり親家庭、多胎児の場合は年 288 時間）であり、7年度は 1,592 人、75,267 時間の利用があった。

8 外遊びの場の提供事業

光が丘公園などを会場に、自然と触れ合いながら自由な発想で遊びができる、外遊び事業を実施する団体の経費の一部を補助している。

7年度は 74 回実施し、9,156 人の参加があった。

9 子育て支援啓発講座

育児の悩みを抱えがちな親を対象に、ファシリテーターと呼ばれる進行役とともに、それぞれの悩みを話しながら子育てのノウハウとともに学ぶ講座（ノーバディーズ・パーフェクト）を実施している。7年度は全 6 回の連続講座を 4 回実施し、38 人が受講した。

10 練馬こどもカフェ

在宅子育て世帯を対象に、民間カフェ等と協働し、保護者が交流したり、子どもと一緒にリラックスできる場を提供するとともに、地域の幼稚園や保育事業者の協力を得て子育て支援講座などを実施している。

7年度は 11 か所で事業を実施した。オンライン版を含め全 106 回開催し、親子延べ 334 組が参加した。

11 ねりま子育て応援アプリ

希望する子育て支援サービスの“知る・探す・申し込む”が、スマートフォン等からいつでも、どこでも、簡単にできる「ねりま子育て応援アプリ」を提供している。8年4月1日現在の累計ダウンロード件数は、8,178 件である。

12 ねりまママパパてらす

7年11月から、子育て中のママやパパが講師となり、子ども・子育て家庭向けに実施する自主講座などを支援する「ねりまママパパてらす講座」を開始し、全 14 回開催した。8年3月には、地域とのつながりを広げ、子育てを支え合えるよう、子育て支援団体や地域で活動する保護者などが集まる「ねりまママパパてらす 子育て応援フェス 2026」を区民・産業プラザで初めて開催し、1,544 人が参加した。

(2) 就学前の子どもの成長を支える

●区立保育所・私立保育所

保育所は、保護者が就労・病気等のため、家庭で十分な保育が受けられない児童を保護者に代わって保育する施設である。8年4月1日現在、区には区立保育所 59 所と私立保育所 148 所（うち分園 6 所）がある。

1 乳児保育

区立保育所では、昭和 62 年 4 月に、生まれた日を含めて 58 日目からの産休明け保育を開始した。8年4月1日現在、13 所で実施している。また、34 所で 101 日目から、46 所で 8 か月以上の乳児を受け入れている。

私立保育所では、131 所（うち分園 2 所）で生まれた日を含めて 58 日目から、1 所で 101 日目から、6 所で 6 か月以上、1 所で 8 か月以上の乳児を受け入れている。

2 障害児保育および医療的ケアの充実

区立保育所では、集団保育が可能と認められる、中・軽度の障害のある児童を全園で受け入れている。また、私立保育所でも園の状況に応じて受入れを行っている。8年4月1日現在、区立保育所 55 所に 167 人、私立保育所 93 所に 210 人が在園している。

医療的ケア児の受入れについては、一般児童より先に選考を行う「優先選考」を実施している（4 月 1 次利用調整のみ対象）。8年4月1日現在、区立保育所 6 所に 6 人、私立保育所 1 所に 1 人が在園している。

3 延長保育

満 1 歳以上の児童については、全保育所で午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分（一部私立保育所では時間帯が異なる。）まで保育する。

さらに、保護者の就労等の事情に対応するため、下表のとおり延長保育を実施している。

〔延長保育実施状況〕 8年4月1日現在

区 分	区 立	私 立
(利用児童数)	(197人)	(230人)
朝 30 分	33 所	42 所
朝 1 時間	—	1 所
夕方 30 分	—	2 所
夕方 1 時間	7 所	28 所
夕方 1 時間 30 分	—	10 所
夕方 2 時間	33 所	102 所
夕方 2 時間 30 分	—	2 所

また、平成 16 年 4 月から、延長保育利用定員の空きを活用した、一日単位の延長保育スポット利用を実施している。7 年度は、区立保育所 38 所で延べ 6,235 人の利用があった。

4 年末保育

保護者の多様な就労形態に対応するため平成 13 年度から開始した。12 月 29・30 日において午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分まで保育する。7 年度は、区立保育所 10 所で延べ 84 人、私立保育所 8 所で延べ 34 人の利用があった。

5 休日保育

認可保育所が休みとなる日曜日と祝休日（12 月 29 日から 1 月 3 日を除く。）に、就労のため保育を必要とする保護者に代わって児童を保育する事業である。対象は、区の認可保育所に在園する満 1 歳以上の児童である。

平成 18 年 4 月から区立保育所 1 所で開始し、7 年度は区立保育所計 7 所で実施した。7 年度は延べ 2,281 人の利用があった。

●地域型保育事業

1 家庭的保育事業（保育ママ）

保育士・教員などの資格を有することを条件に区が認定した家庭的保育者が自宅等で、生まれた日を含めて 58 日目から 2 歳児までの児童 3～5 人を保育する事業である。

子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、平成 26 年度までの家庭福祉員が家庭的保育者に移行した。8 年 4 月 1 日現在、38 人の家庭的保育者が事業を実施している。

2 小規模保育事業

区の定めた設置運営基準を満たし認可された民間の保育施設で、定員 19 人までの児童の保育を行う事業である。職員の配置基準に応じて、A 型、B 型、C 型の 3 類型がある。8 年 4 月 1 日現在、A 型 42 所、B 型 1 所で事業を実施している。

3 事業所内保育事業

事業所の従業員の児童を対象として開設し、区が認可した事業所内保育所に、保育を必要とする地域の児童を一定の割合で受け入れ、保育する事業である。8 年 4 月 1 日現在、2 所で事業を実施している。

4 居宅訪問型保育事業

児童の自宅に保育者を派遣し、1 対 1 の保育を提供する事業である。生まれた日を含めて 58 日目から就学前の児童を対象とした一般児向けと、障害や疾病等により医療的ケアが必要で、集団保育が著しく困難である児童を対象とした障害児向けがある。8 年 4 月 1 日現在、5 事業者で実施している。

●その他の保育制度

1 認証保育所

大都市の多様化する保育ニーズに対応するため、都が独自の基準を満たす施設を認証し、区が運営費を助成している。また、保護者に保育料の一部助成を行っている。8 年 4 月 1 日現在、17 所が開設されている。

2 短期特例保育

保護者の出産、入院、家族の疾病などの理由により、一時的に保育を必要とする場合に、受入れ定員に欠員のある保育施設、または短期特例保育員が児童を保育する制度である。

8 年 4 月 1 日現在、認証保育所、区立保育所、私立保育所、地域型保育事業の受入れ定員に欠員がある施設、または短期特例保育員が実施している。7 年度は 48 人、延べ 751 日の保育を行った。

3 一時預かり

保護者の育児疲れ解消、急病や出産などさまざまな理由で一時的に子どもを預けたいときに、保育所の専用保育室などで預かる制度である。

8 年 4 月 1 日現在、区立保育所 1 所と私立保育所 30 所で実施している。

7 年度は区立保育所 2 所で延べ 1,107 人、私立保育所 18 所で延べ 2,379 人の利用があった。

4 病児・病後児保育

病児・病後児保育は、病気の回復期にある児童や、病気の回復期に至らないが、当面急変の恐れのない児童を一時的に保育する事業である。

8 年 4 月 1 日現在、病児・病後児保育は 8 所で実施している。7 年度は 8 所で延べ 7,178 人の利用があった。

5 こども誰でも通園事業

保護者の就労にかかわらず、未就園児が、定期的に保育所や幼稚園を利用できる事業である。区独自に対象年齢や利用時間の拡大を行い、8 年 4 月から実施している。

●待機児童解消に向けて

計画を上回る定員枠を確保したものの、7年9月から開始された東京都の第1子保育料の無償化等の影響により、8年4月1日現在、6年ぶりに待機児童が21人生じた。待機児童が生じたことを踏まえ、7年3月に策定した「第3期練馬区子ども・子育て支援事業計画」の見直しを8年度に前倒しして実施する。見直しの中で、保育サービス拡充の検討を早急に進め、待機児童解消に取り組む。

〔保育所数・児童定員・待機児童数の推移〕

各年度4月1日現在							
年度	保育所数（所）			児童定員（人）			待機児童（人）
	区立	私立	合計	区立	私立	合計	
4	60	136	196	6,762	10,018	16,780	—
5	60	146	206	6,751	10,696	17,447	—
6	60	147	207	6,711	11,056	17,767	—
7	59	148	207	6,530	11,237	17,767	—
8	59	148	207	6,514	11,230	17,744	21

●保育水準の維持向上

ハローワークと共催で行う就職相談・面接会、保育サービスを担う人材への家賃補助、国制度の対象外となっている職員への処遇改善給付などを行い、保育人材の確保を支援している。

区内全保育施設全職員を対象に、社会情勢や保育現場のニーズを踏まえ研修の内容を充実させている。また、保育士や栄養士などの専門職である区職員が保育施設に巡回する回数を増やし、きめ細かく支援を行うことで保育水準の維持向上を図っている。7年度は50回の研修を開催し、465回の施設巡回を実施した。

●幼稚園の現況

区立幼稚園は、北大泉、光が丘むらさきおよび光が丘さくらの3園があり、4・5歳児を対象とした2年保育を実施している。

私立幼稚園は38園あり、保護者の経済的負担を軽減するため、入園料や保育料等に対する区独自の補助等を行っている。また、園に対する教育環境整備への補助等を行い、幼児教育の一層の充実を図っている。

また、幼稚園ではさまざまなニーズに応えるため、全ての幼稚園で在園児を対象とした預かり保育を実施しているほか、支援の必要な幼児も多く受け入れている。8年5月1日現在、要支援児は区立幼稚園3園に36人、私立幼稚園25園に137人が在籍している。

〔区内の幼稚園・保育所の入園（入所）状況〕

		幼児数・幼稚園児数 保育所入所者数		8年5月1日現在 8年4月1日現在	
区 分		3歳児 人(%)	4歳児 人(%)	5歳児 人(%)	計 人(%)
幼 児		5,111 (100)	5,332 (100)	5,249 (100)	15,692 (100)
幼稚園児数	区立3園	—	27 (0.5)	60 (1.1)	87 (0.6)
	私立38園	1,757 (34.4)	1,944 (36.5)	1,861 (35.5)	5,562 (35.4)
	計	1,757 (34.4)	1,971 (37.0)	1,921 (36.6)	5,649 (36.0)
区立・私立保育所 入所者数 計		3,159	3,198	3,144	9,501
幼稚園・保育所 合 計		4,916	5,169	5,065	15,150

●練馬こども園

区独自の幼保一元化施設として、通年（夏・冬・春休みを含む）で長時間の保育を実施する私立幼稚園（認定こども園を含む）を「練馬こども園」として認定している。

練馬こども園は11時間の預かり保育（標準型）、9時間以上の預かり保育（短時間型）、3歳未満児の預かり保育（低年齢型）を実施している。

認定された私立幼稚園は、保育施設との提携や教育・保育の質の更なる向上（研修や職員交流）に取り組んでいる。

8年4月1日現在、30園で事業を実施し、定員2,663人となっている。

12 子どもと子育て家庭の支援の充実

【関連文書：「練馬区教育要覧」練馬区教育委員会】

(1) 地域で子育てを支える

●相談支援体制

1 すくすくアドバイザー

妊娠期を含めた子育てに関する「なんでも相談」を受け付け、地域の子育て支援サービスを円滑に利用できるように情報提供を行っている。また、必要に応じて関係機関への橋渡しを行っている。

区役所内および地域の子ども家庭支援センター（練馬・光が丘・大泉・関）に配置しており、7年度は7,043件の相談があった。

2 子どもと家庭の総合相談

子ども家庭支援センターおよび地域子ども家庭支援センター（練馬・光が丘・貫井・大泉・関）では、子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じるとともに専門機関やサービスの紹介・調整を行っている。

7年度は虐待に関する相談1,694件、養育に関する相談3,253件、不登校に関する相談58件、育児・しつけ等の相談（児童相談所等の問合せ含む。）3,931件で、計8,936件の相談があった。

●児童虐待防止

1 要保護児童対策地域協議会の設置

「児童福祉法」により、地方公共団体は、要保護児童等（要保護児童もしくは要支援児童およびその保護者または特定妊婦）への適切な保護または支援を図るため、要保護児童対策地域協議会を設置するように努めなければならないとされた。

区では、平成19年3月に、従来の児童虐待防止協議会を練馬区要保護児童対策地域協議会（要対協）に発展的に移行し、児童虐待防止と早期発見のため、関係機関等とネットワークを形成している。

なお、子ども家庭支援センターを要対協の調整機関として指定している。

2 児童相談体制「練馬区モデル」の強化

6年6月、子ども家庭支援センターと同一施設内に東京都練馬児童相談所が設立され、都児童相談所と子ども家庭支援センターの専門職員が、日常的に情報共有・協議などを実施している。都区連携協定を締結し、初期対応機関の振り分け会議や都区合同の検討会議、虐待通告に基づく家庭訪問等を随時実施し、広域的・専門的機能である一時保護や児童養護施設への入所などの法的対応もさらに的確・迅速に行われるように

なった。また、定期的に都区連携会議を開催し、都区が緊密に連携し、迅速かつ一貫した児童相談対応を行うための体制の構築について検討・調整を行うとともに、会議等への相互出席や都区合同研修の実施を通じて、職員の専門性を高め、児童相談体制の強化に取り組んでいる。

7年度の振り分け件数は68件であった。また、都区合同研修を3回、都区連携会議を12回開催した。

3 子供を守る地域ネットワーク巡回支援事業

要保護児童対策地域協議会の調整機関である子ども家庭支援センターや地域子ども家庭支援センターの職員が、区内の子どもが利用する保育所等の関係機関を訪問し、課題や不安を抱える児童家庭の情報を収集するほか、子育て情報の提供等を行い、早期に必要な支援につなげている。

7年度の巡回施設数は641施設であった。

4 養育支援訪問事業

(1) 児童虐待の再発防止等支援事業

子ども家庭支援センターによる定期的な訪問等の支援に加えて、地域子ども家庭支援センターも一時保護解除後の家庭復帰したケース等をきめ細かく訪問し、相談支援と子育て支援サービスを組み合わせた取組を実施している。

7年度は訪問世帯数9世帯、延べ児童数242人の利用があった。

(2) 見守り訪問事業

要保護児童対策地域協議会において、支援が必要と判断された家庭（要支援家庭）に対し、養育状況の改善を図るため、地域子ども家庭支援センターの相談員が訪問し、育児不安の解消や養育技術の提供等のための専門的相談支援を行っている。

7年度は訪問世帯数40世帯、延べ児童数797人の利用があった。

5 子育て世帯訪問支援事業

要保護児童対策地域協議会において、支援が必要と判断された家庭（要支援家庭）に対し、養育状況の改善を図るため、ヘルパーを派遣している。3か月を経過する日までの期間内で、96時間までの派遣を行っている。

7年度は訪問延べ世帯数35世帯、860.5時間の利用があった。

6 要支援家庭ショートステイ事業

要保護児童対策地域協議会において、支援が必要と判断された家庭（要支援家庭）に対し、養育状況の改

善を図るため、児童を最長14日間施設で養育することで児童および保護者への支援を行っている。事業の種類には、児童のみを対象とした「子ども型」と児童とその保護者を対象とした「親子入所型」がある。

7年度は子ども型が延べ263人、親子入所型は2組延べ17日の利用があった。

〔実施施設〕		8年4月1日現在
実施施設	種類	対象年齢
聖オディリアホーム乳児院	子ども型	生後2か月～2歳未満
	子ども型	2歳～小学校6年生
	親子入所型	生後4か月～小学校6年生
陽だまり荘		
錦華学院	子ども型	小学生～18歳未満

●区立保育所子育て支援事業

地域に開かれた保育所としての機能を拡充するために、全区立保育所でつぎの事業を行っている。

1 子育て相談

園長や栄養士、看護師が、専門知識や保育所での経験を基に子育てに関する相談に応じている。

7年度は3,044件（うち電話相談は172件）の相談があった。

2 地域交流事業

季節の行事や園庭開放、園児と一緒に給食を食べる「ふれあい給食」などの事業を各保育所で実施している。

●練馬こどもまつり

子どもたちに楽しい遊びを伝えること、親と子の交流の場を提供すること等を目的として、「児童福祉週間」にちなみ、原則として毎年5月の第2土曜日に開催している。7年度の「第43回練馬こどもまつり」は区立児童館17館、厚生文化会館、地区区民館21館の全39会場で開催し、延べ14,557人が参加した。

(2) 手当・助成

●児童手当等の支給

児童の健全な育成と福祉の向上を目的に、各種手当の支給や、子どもおよびひとり親家庭等への医療費の助成を行っている。

なお、児童手当、第3子誕生祝金および子ども医療費助成を除き、それぞれの手当等には一定の所得制限がある。

1 児童手当

高校生年代まで（18歳に達した年度の末日まで）の児童の保護者に支給している。7年度末現在の支給児童数は97,897人である。支給月額はずぎのとおり

である。

〔児童一人当たり支給月額〕		(単位：円) 7年度末現在
対 象		金 額
3歳未満		15,000
3歳～高校生年代（18歳に達した年度の末日まで）		10,000
第3子以降（一律）		30,000

2 児童育成手当

(1) 育成手当

父または母が死亡・離婚・未婚・行方不明等、あるいは父または母に重度の障害があり、18歳に達した年度の末日までの児童を養育する保護者に支給している。ただし、児童が施設に入所している場合は除く。

支給月額は児童1人につき13,500円、7年度末現在の支給児童数は6,027人である。

(2) 障害手当

心身に一定程度の障害がある20歳未満の者を養育する保護者に支給している。支給月額は対象者1人につき15,500円、7年度末現在の支給対象者数は410人である。

3 第3子誕生祝金

第3子以降の子どもが出生した保護者のうち、つぎの要件を全て満たす父または母を対象に子ども1人につき10万円を支給している。7年度は492人に支給した。

- ・今回出生した子どもを含めて、3人以上の18歳に達した年度の末日までの子どもと同居し養育している
- ・第3子以降の子どもの出生日の1年以上前から区内に居住している
- ・祝金を受給した後引き続き1年以上、第3子等の子どもを含む子どもとともに区内に居住する意思がある

4 児童扶養手当

離婚や死亡、生死不明などで父または母がいない、あるいは父または母に重度の障害があり、18歳に達した年度の末日まで（心身に一定程度の障害がある人は20歳未満）の施設に入所していない児童の保護者に支給している。

支給月額は、受給者本人の所得が一定額以上のとき、所得金額に応じて支給制限を受ける。

児童1人の場合の7年度末現在の支給月額は、全部支給は46,690円（一部支給は46,680円～11,010円）、2人目以降は1人につき11,030円（一部支給は11,020円～5,520円）加算となる。7年度末現在の支給児童数は4,032人である。

5 特別児童扶養手当

重度の障害、または中度の障害がある 20 歳未満の施設に入所していない人の保護者に支給している。

7 年度末現在の支給月額、1 人につき重度障害児は 56,800 円、中度障害児は 37,830 円、7 年度末現在の支給児童数は合わせて 571 人である。

6 子ども医療費助成

小学校就学前までを対象に乳幼児医療証、小・中学生を対象に小・中学生医療証、高校生年代まで（18 歳に達した年度の末日まで）の子どもには高校生等医療証を交付して、健康保険が適用される診療等について自己負担分および入院時食事療養標準負担額を助成している。

7 年度末現在の対象人数は乳幼児医療証が 35,817 人、小・中学生医療証が 52,933 人、高校生等医療証が 17,932 人、合計 106,682 人である。

7 ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭、父母ともにいない家庭、父または母に重度の障害がある家庭を対象に医療証を交付し、健康保険が適用される診療等について、保護者が支払う自己負担分（高額療養費および入院時食事療養標準負担額を除く）の全部または一部を助成している。7 年度末現在の対象人員は 2,667 世帯、2,715 人である。

13 子どもの居場所と成長環境の充実

【関連文書：「練馬区教育要覧」練馬区教育委員会】

(1) 学童期の子どもの成長を支える

●学童クラブ

学童クラブは、保護者の就労等により保育を必要とする小学校に在籍する児童の健全育成を図る施設である。7年度末現在、89の区立学童クラブを開設している。

内訳は、27学童クラブ（児童館・厚生文化会館・地区区民館内20、単独7）と62ねりっこ学童クラブ（ねりっこ学童クラブの詳細は、本ページ「●練馬型放課後児童対策事業「ねりっこクラブ」」を参照）となっている。

また、一定の条件を満たした学童クラブでは、高学年（小学校4～6年生）の受入れや、保育を必要とする日数（入会要件）を4週16日から4週12日に緩和し、受入れを行っている。

1 保育日

月～土曜日（国民の祝日、12月29日～1月3日を除く。）

2 保育時間

(1) 月～金曜日：放課後～午後6時（夏休み等の学校休業日は午前9時～午後6時）

(2) 土曜日：午前9時～午後5時

注：7年度末現在、区立委託学童クラブ（9）およびねりっこ学童クラブ（62）では、朝（午前8時から）と夕方（午後7時まで）の延長保育を実施している。

3 障害児および医療的ケア児の受入れ

心身に軽・中程度障害のある児童は、障害児優先受入枠を設定し、受入れを行っている。7年4月1日現在、84クラブに308人（うち、ねりっこ学童クラブでは58クラブに198人）の障害児が在籍している。

また、医療的ケア（※）が必要な児童は、障害児優先受入枠とは別に医療的ケア児優先受入枠を設定し、受入れを行っている。7年4月1日現在、5クラブに5人（うち、ねりっこ学童クラブでは4クラブに4人）の医療的ケア児が在籍している。

※：医療的ケアとして、たん吸引、経管栄養、導尿、血糖値測定・インシュリン注射に対応している。

4 ICT化

6年6月から、学童クラブへの欠席の連絡、連絡帳のやり取りをスマートフォン等で行える電子連絡帳を導入した。また、7年度の学童クラブ入会申請からオンライン手続を導入し、保護者の利便性の向上を図っている。

●学校応援団

「学校応援団」は、小学校の児童および地域のために学校施設を有効活用し、「ひろば（児童放課後等居場所づくり）事業」や「学校開放事業」等を行うPTAや町会・自治会などの地域住民からなる団体で、地域の特色を活かした企画・運営が行われている。

平成16年度から順次設置を進め、23年3月末までに全小学校65校への設置を完了した。

ひろば事業では、放課後帰宅せずに児童がそのまま、校庭、図書室、体育館、ひろば室などで、自主遊びや宿題、読書などを行うことができる。

●練馬型放課後児童対策事業「ねりっこクラブ」

ねりっこクラブは、小学校の施設を活用して、「学童クラブ」と「ひろば事業」のそれぞれの機能や特色を維持しながら、事業運営を一体的に行うものである。

保育を必要とする児童を対象とした「ねりっこ学童クラブ」と、実施校の児童なら誰でも利用できる「ねりっこひろば」があり、児童の成長などに合わせて選択することができる。

平成28年度から開始した事業で、7年度は新たに3校で実施し、実施校は62校となった。また、8年度は2校で開始する。

〔7年度開始校〕

光和小／大泉桜学園／橋戸小

〔8年度開始校〕

みらい青空学園／豊溪小

●ねりっこプラス

「ねりっこプラス」は、ねりっこ学童クラブを入会待機となった児童を対象に、ひろば事業終了後（午後5時以降）のひろば室を活用して、学童クラブに準ずる安全な居場所を提供する事業である。

3年度から開始した事業で、7年度は41校で実施した。

1 保育日

月～土曜日（国民の祝日、12月29日～1月3日を除く。）

2 保育時間

月～土曜日：午後5時～午後6時（ひろばが無い日は午前9時から）

注：朝（午前8時から）と夕方（午後7時まで）の延長保育を実施している。

●民間学童クラブ事業

保護者の就労等により主に放課後の時間帯に保育を必要とする児童が、年齢が異なっても仲間となって楽しく遊び共に過ごすことで、豊かに育つための事業である。

株式会社、社会福祉法人、特定非営利活動法人その他の団体が実施し、区の基準を満たしている場合に、区が運営費等の一部を助成している。7年度末現在、13施設で実施している。

また、児童のいない午前中などに乳幼児親子の交流の場を提供している施設もある。

●児童館（室）

18歳未満のすべての子どもを対象とし、学校や地域と連携しながら子どもの自主活動や遊びを通じて子どもの心身を育成し、情操豊かに育つよう援助することを目的としている。

7年度末現在、児童館等の施設は児童館 17 館、厚生文化会館児童室 1 室、地区区民館 21 館である。

7 年度は、1日平均で1館（室）当たり77人の児童が利用した。

〔児童館（室）利用状況の推移〕 (単位：人)

館名	年度	5	6	7
(児童館)				
栄 町		29,786	31,048	31,814
中 村		49,660	54,463	52,308
平 和 台		32,073	32,440	31,409
北 町 は る の ひ		55,836	60,669	66,156
北 町		26,710	29,452	25,996
光 が 丘		42,373	47,744	49,911
光が丘なかよし		66,435	68,059	64,698
土 支 田		42,267	41,239	41,471
南 田 中		41,312	38,040	40,288
三 原 台		31,210	33,966	34,731
石 神 井		26,233	27,347	27,055
石 神 井 台		33,893	34,668	30,089
上 石 神 井		25,021	30,815	31,347
関 町		27,587	30,216	31,056
東 大 泉		35,018	37,997	35,012
西 大 泉		30,420	33,430	31,343
北 大 泉		24,881	27,144	29,196
(児童室)				
厚 生 文 化 会 館		24,181	24,618	25,814
地 区 区 民 館		243,032	234,047	214,406
合 計		887,928	917,402	894,100

児童館（室）では、図書室、工作室、音楽室や遊戯室等を利用して、卓球、工作やダンス等の各種クラブ活動や四季折々の行事を行っている。また、つぎのような事業も行っている。

1 乳幼児や保護者対象事業

主に乳幼児とその保護者を対象として、リズム体操、読み聞かせ、育児について語り合う集い等の事業を、週1～3回、午前中に実施している。

7年度は、1館平均148回の事業に延べ2,534人（1館あたり）の乳幼児が参加した。さらに、乳幼児の保護者を対象とした子育てに関する講演会等は1館あたり年間平均7回開催した。

また、子育てに関する相談事業、子育てサークルの支援、子育て情報の提供等、子育て支援の地域の拠点として積極的な事業展開を行っている。

2 親子のふれあう場等提供事業

幼児およびその保護者等のふれあいの場、小学生の遊び場の提供を目的として、日曜・祝日の午前9時から午後5時まで光が丘なかよし児童館の施設開放を実施している。

3 中高生向け事業

栄町・石神井・北大泉・土支田・北町はるのひ・中村・南田中・北町・関町・石神井台・西大泉・三原台の12児童館では週2～3回、光が丘なかよし・光が丘・上石神井・平和台・東大泉の5児童館では月～土曜日に、「中高生の居場所づくり事業」として中高生のための時間を設けている。通常の利用時間が午後6時までのところ、実施日は中高生に限り午後7時（光が丘なかよし児童館は午後8時）まで児童館で過ごすことができる。

中高生の居場所と自己実現の場として交流や音楽活動のほか、飲食をしながら気軽に悩みを話したり相談したりできる「中高生カフェ」を実施している。

14 教育の質の向上

【関連文書：「練馬区教育要覧」練馬区教育委員会】

(1) 小・中学校の教育内容を充実する

● ICT を活用した教育内容の充実

教員全体のICT活用能力を高め、効果的な学習指導を推進し、児童・生徒の情報活用能力の向上を図る教育活動に取り組んでいる。

7年度は、国のGIGAスクール構想第2期に基づき、全小・中学校において児童・生徒用端末の更新を行った。新機種の導入により、端末の処理速度や操作性が向上し、調べ学習や意見交換等の学習活動において、ICT活用の充実が図られた。さらに、授業時のみならず自宅学習においても、端末を活用できるよう校内Wi-FiおよびLTE通信環境を整備した。教職員が使用する校務用パソコンについては、機器更新に合わせて校内の各所において業務を行えるようWi-Fi対応のモバイルパソコンを導入した。また、授業におけるICT活用の更なる充実を図るため、昨年度の小学校での導入に続き、中学校の主要5教科に指導者用デジタル教科書を導入した。

● 人権教育および豊かな心を育成する教育を推進するために

全ての子どもが人権尊重の理念を正しく理解するとともに、人権尊重の精神を行動で示すことができるよう、人権教育を推進している。また、家庭や地域と連携して、社会貢献の精神の育成を図っている。

〔具体的な取組例〕

- ・教員で構成する人権教育推進委員会による研修の充実

7年度 6回

- ・人権尊重教育推進校（7年度 南町小学校、開進第二中学校）からの研究報告の実施

南町小学校：東京都教育委員会人権尊重教育推進校紙上発表の実施

開進第二中学校：東京都教育委員会人権尊重教育推進校紙上発表の実施

● 学校図書館の充実

全区立小・中学校に導入した学校図書館蔵書管理システムにより適切な蔵書管理を行い、学校図書館の利活用を推進している。また、学校図書館においてより統一した対応を図るため、指定管理による学校図書館支援員を順次業務委託による学校図書館管理員に切り替え、4年度から一本化した。7年度からは、学校現場で直接指示できるよう、業務委託から学校司書派遣に契約形態を切り替えた。

● 教育情報の発信

1 教育情報の収集と提供

- (1) トライ用に作成した「3年進路授業資料」を中学校全校に提供した。（トライの詳細は、102ページ「3(1)フリーマインド・トライ（不登校児童・生徒への学習相談等支援事業）」を参照）

- (2) 各種の教育研究資料や教育図書等を収集し、教職員が閲覧できるようにしている。

2 教科書展示会

教職員および区民を対象に、教科書の法定展示会を毎年6月から7月にかけて14日間開催し、さらに採択替えの前年度には、法定展示と連続する前後10日間の特別展示会を開催している。7年度は6月7日から20日までの14日間、学校教育支援センター内の教科書センターにおいて法定展示会を開催し、延べ20人の来場があった。

なお、教科書センターでは、現在使用している教科書に加え、これまで使用した教科書を常設展示している。

3 保護者講演会

7年度は、9講座15回を実施し、延べ657人が参加した。

● 確かな学力の定着・向上と主体的に学ぶことができる子どもを育てる教育を推進するために

社会の変化に主体的に対応し行動できる子どもの育成を目指し、一人ひとりの個性を伸ばして、学ぶことの楽しさや達成感を体得できるよう教育の充実を図っている。

1 一人ひとりの確かな学力の定着・向上を図る

- ・学力向上支援講師を配置

7年度末現在 小学校64校、中学校27校

- ・習熟度別指導や個に応じた指導を充実するために教員の加配を実施

7年度末現在 小学校65校、中学校31校

2 特色ある教育課程を編成し、教育の質を高める

- ・学習指導要領の確実な実施に向けた、趣旨および内容の理解促進

- ・社会に開かれた教育課程の実現に向けて土曜授業を実施

7年度 小・中学校年間4回以上

●小中一貫教育の推進

義務教育9年間を見通した教育を実践するため、すべての区立小・中学校において小中一貫教育を実施している。

施設一体型小中一貫教育校としては、平成23年度に大泉桜学園を設置し、令和8年度にみらい青空学園を設置した。

24年度には中学校1校に対し小学校1～3校の組合せで構成する小中一貫教育グループを設定した。2年度から、各グループにおいて「目指す15歳の姿」を定め、4年度から義務教育9年間を見通した「小中一貫教育の取組プログラム」の作成に取り組み、児童・生徒の発達段階に応じた系統的・連続的な教育活動を行っている。また、26年2月からは、特別支援学級における小中一貫教育の取組を開始し、さらに、30年度からはこれまで作成してきた段階表の名称を「ステップシート」に変更し、より一層の活用と指導の充実を図っている。

●教員研修等の充実

教育委員会は、全ての教職員が意欲的に教育活動に参画し、学校が組織として機能するよう指導・支援を行っている。

また、教育課程の編成および実施については、指導内容や指導方法の工夫・改善および授業の質的向上に努めるよう、各学校に対し指導・助言を行っている。

【具体的な取組例】

- ・教育課程編成に関わる説明会や相談会を実施し、授業内容や実施時間数の管理を行っている。
- ・学校訪問等により、授業の実態や校内研究の取組を把握し、直接指導・助言を行っている。
7年度 1園、32校に訪問
- ・教職員の資質向上等のための各種研修会を実施している。
7年度 42分野の研修会を計画
なお、研修会の一部は教員の働き方改革推進のため、オンライン（Web会議システム）やオンデマンドで実施した。
- ・教育アドバイザーを増員し、若手教員の指導機会を拡充した。

●教員の働き方改革

教員が子どもたちと向き合う時間を確保し、児童生徒一人ひとりに応じた指導を充実するため「練馬区立学校（園）の教員の働き方改革推進プラン」に基づき、教職員出退勤管理システム導入による適切な業務管理、教員の業務改善などを進めるとともに、教員の業務をサポートする会計年度任用職員を配置している。

1 教員サポート人材の配置拡大

〔副校長補佐〕		各年度末現在
年 度	小学校	中学校
6	62校（62人）	32校（32人）
7	65校（65人）	33校（33人）

〔スクール・サポート・スタッフ〕		各年度末現在
年 度	小学校	中学校
6	65校（77人）	33校（43人）
7	65校（75人）	33校（43人）

〔学校生活支援員〕		各年度末現在
年 度	小学校	中学校
6	65校（204.5人）（※）	33校（64人）
7	65校（220人）	33校（68.5人）（※）

※：1日7時間、月17日勤務の学校生活支援員に対し、1日の勤務時間が短く、月の勤務日数も少ない短時間職の配置人数は0.5人として換算

2 部活動指導員の配置拡大

〔部活動指導員〕		各年度末現在
年 度	中学校	
6	18校（23人）	
7	31校（37人）	

●英語教育の充実

グローバル社会でたくましく生き抜く「英語力」と「コミュニケーション能力」の基礎を身に付けた児童・生徒の育成を目標に、小・中学校で連続した英語教育を実施している。

外国語指導助手を活用した指導体制の充実に加え、「聞く」「話す」「読む」「書く」の4技能のバランスのとれた英語力の向上を目指し、小学校6年生で英語4技能検定を実施している。また、中学校1年生を対象としたイングリッシュキャンプを実施している。

1 外国語指導助手の配置

7年度 小学校3～6年生、中学校全学年

2 英語4技能検定の実施

7年度 小学校6年生

3 イングリッシュキャンプの実施

7年度 中学校1年生の希望者

(2) 教育環境を充実する

●施設の整備

1 校舎等の改築・改修

学校施設の5割以上が築50年を経過し、老朽化が進んでいる。そのため、区では「練馬区公共施設等総

合管理計画【実施計画】」「練馬区学校施設管理実施計画」「練馬区立施設建築安全基本方針」に基づき、計画的に校舎等の改築を行っている。

7年度はつぎの改築、長寿命化改修を実施した。

〔学校施設の改築等実施状況〕 7年度	
設 計	工 事
(改築) 立野小学校、上石神井小・中学校、 大泉学園中学校、中村西小学校、 練馬小学校、大泉第二小学校 (長寿命化) 開進第一小学校、開進第二小学校、 大泉第三小学校、豊玉中学校、 石神井西中学校	(改築) 旭丘小・中学校(小中一貫教育校)、 向山小学校、田柄中学校、 練馬東小学校、豊溪小学校 (長寿命化) 石神井南中学校

なお、改築の際には、太陽光発電設備の設置など自然エネルギーの活用や省エネルギーの仕組みを導入している。

2 校舎等の改修工事

小・中学校の施設や設備は、経年による老朽化が進んでおり、長期間施設を使用していくためには、日頃から維持補修を行っていくことが重要である。そのため安全性・利便性・快適性を備えた教育環境の確保と、大切な区民の財産を良好に管理する観点から、定期的・計画的な保守点検や必要に応じた改修工事等を行っている。

7年度は主につぎの改修工事を実施した。

〔学校施設の主な改修工事实施状況〕 (単位：校) 7年度		
改修工事件名	小学校	中学校
校舎屋上防水等工事	4	3
トイレ等改修工事	5	2
給水設備等改修工事	5	—
プール等改修工事	3	1
屋内運動場空調機設置工事	4	2

3 校地の取得

児童・生徒の教育環境を良好にするため、校地の面積や校舎等の配置を勘案し、学校が有効に活用できる用地を取得している。

4 学校の緑化

みどり豊かなうるおいのある学校環境を整備し、子どもたちの緑化意識を育む環境学習の場作りを目指して、校庭の芝生化、屋上緑化、みどりのカーテン（壁面緑化）の整備に取り組んでいる。

7年度までに、小学校 36 校、中学校 4 校の校庭の芝生化および小学校 13 校、中学校 8 校の屋上緑化を実施した。また、小学校 53 校、中学校 6 校にみどりのカーテンを整備した。



〔中村小学校の校庭芝生〕

●小・中学校の現況

8年5月1日現在、小・中学校の現況は、つぎの表のとおりである。

なお、学級編制について、小学校は1学級を35人とし、中学校は第1学年を1学級35人、第2・3学年を1学級40人とする。

〔小・中学校の児童・生徒・教員数〕 8年5月1日現在			
区 分		小学校	中学校
学校数 (校)		65	33
学級数 (学級)		1,195	423
児童・生徒数 (人)	男	16,835	6,907
	女	16,137	6,251
	計	32,972	13,158
教員数 (人)		1,838	852

●学校選択制度

4月に中学校に入学する生徒を対象に、一定の受入れ人数枠の範囲で、希望により中学校を選ぶことのできる「学校選択制度」を実施している。

受入れ人数枠に対して希望者が多く、辞退者等を見込んでも超過する場合には抽選を実施する。8年度入学者の選択希望状況は、7年10月1日現在の学齢者5,932人に対して、通学区域外の学校を選択希望した生徒は1,194人（全体の20.1％）であった。

●教材等の整備

全校が共通して必要とする、机・椅子の購入や黒板の整備などは、教育委員会でまとめて行っている。学校により内容が異なる教材教具の購入や修繕などは、各学校に予算を配当し、直接学校で執行している。

●区立学校の適正配置

今後の児童・生徒数の動向や施設の改築時期、35人学級編制の実施、小中一貫教育の取組等を踏まえ、「第二次区立小・中学校および区立幼稚園の適正配置基本方針」に基づき、教育環境を整備する。

(3) 児童・生徒の健やかな体の成長を促す

●校外学習

実地で見学や体験などを行うことのできる校外学習事業を、積極的に推進している。実施状況は、つぎの表のとおりである。

〔校外学習事業実施状況〕 7年度				
区 分	場 所	日 数	参加人数 (人)	参加校数 (校)
移動教室 (小学校5・6年生)	軽井沢、 武石、岩井	(5年) 2泊3日	5,489	65
		(6年) 2泊3日	5,442	65
イングリッシュ キャンプ(※) (中学校1年生)	軽井沢、 武石、岩井	2泊3日	3,215	33
移動教室 (中学校2年生)	軽井沢(湯の 丸スキー場) 武石(番所ヶ 原スキー場)	2泊3日	3,729	33
修学旅行 (中学校3年生)	関西方面、 北海道	2泊3日	4,336	33

※：イングリッシュキャンプは希望参加

●学校災害

児童・生徒が学校管理下で災害にあったときの災害給付等を目的として制定されている「独立行政法人日本スポーツ振興センター法」に基づき、(独)日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいる。共済掛金は、児童・生徒1人につき年額935円で、区が全額負担している。学校管理下における災害の多くは、すり傷、打撲、ねん挫、骨折等である。

●アレルギー疾患対策

全ての学校教職員がアレルギーに対する共通認識を持ち、アレルギー疾患のある児童・生徒が、安全で安心な学校生活を送れるように努めている。

●学校給食

1 学校給食の充実

区では、食育の「生きた教材」として学校給食を活用している。また、学校ごとにきめ細やかな調理をするため、全小・中学校において、自校調理または親子調理のいずれかの方式を採用した完全給食を実施している。

(1) 献立

文部科学省により示されている学校給食摂取基準を踏まえ、栄養バランスのとれた献立を作成し

ている。

(2) 米飯給食

日本の食生活の根幹である米飯を通じて望ましい食習慣の形成を図るため、昭和55年7月から米飯給食を開始し、現在週3.8回以上実施している。

(3) 衛生管理

各学校に対して、安全衛生巡回指導や調理員・栄養職員等への研修を実施し、学校給食における衛生意識の高揚を図っている。

また、使用する食材料やできあがったおかず、調理器具等について、定期的に専門の検査機関で検査し、衛生管理の徹底に努めている。

〔学校給食実施状況〕 8年5月1日現在			
区 分		小学校	中学校
自校調理 (80校)	給食実施食数 学校数	30,549食 55校	11,863食 25校
親子調理 (18校)	給食実施食数 学校数	5,129食 10校	2,406食 8校
計 (98校)	給食実施食数 学校数	35,678食 65校	14,269食 33校

2 学校給食調理業務民間委託の導入

区が持つ知識や経験を委託先と共有し、サービスの維持・向上と効率化を図るため、順次、学校給食調理業務を民間に委託している。

委託の内容は、調理業務、配缶・運搬、食器洗浄・消毒、その他調理に付随する作業である。献立の作成や食材の購入など、学校給食の運営は、学校と教育委員会が責任を持って行っている。8年4月現在、小・中学校94校に民間委託を導入している。

(4) 小学校就学前からの切れ目のない取組を展開

●幼保小連携の推進

子どもの学びと育ちは連続していることから、遊びや生活を中心とした幼児期の幼児教育と、教科などの学習を中心とした小学校教育との連携を強化して円滑に接続し、子どもの望ましい成長と発達に向けて適切な支援を行うことが求められている。

平成24年度から幼児教育と小学校教育との連携について協議するため、幼稚園・保育所・小学校の関係者を構成員とする「練馬区幼保小連携推進協議会」を設置し、協議を進めている。

幼稚園・保育所・小学校の交流・連携を充実するため、それぞれの管理職等を対象とした研修会や懇談会を実施し、幼児教育と小学校教育について理解を深め、連携して円滑な接続を推進している。

●家庭教育支援事業の実施

家庭教育は、子どもの基本的な生活習慣や、他人に対する思いやり、善悪の判断、自立心や自制心、社会的なマナーなどの「生きる力」の基礎を育む上で重要な役割を果たすことが期待されている。一方、少子化や核家族化の進行等、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、悩みや不安を抱える子育て家庭の増加や、家庭における子育て機能の低下が指摘されている。子どもの健全な育成を進めるために、家庭教育力の向上や保護者の子育ての悩みの軽減につながる取組を実施している。

家庭教育に関する情報を求める保護者等が、区で実施している事業を容易に検索できるよう、事業の「内容・目的」および「対象年齢」の2項目から検索可能なサイト「ネリまなび～親子で見てみよう～」を区公式ホームページ内に公開している。

また、情報リテラシーチェックシートをオンラインで配信し、情報モラルや機器を使用する際の健康面への配慮について、保護者と子どもが共に学ぶ機会を提供している。

15 家庭や地域と連携した教育の推進

【関連文書：「練馬区教育要覧」練馬区教育委員会】

(1) 学校との連携を推進する

●家庭および地域社会に開かれ、信頼される学校づくりを推進するために

区は、各幼稚園、各小・中学校が取り組む教育活動を支援するとともに、家庭・地域との連携を推進している。

1 外部人材等の活用

多様な知識、経験を持つ地域人材や専門家などを、総合的な学習の時間や部活動等で活用している。

- (1) 7年度 総合的な学習の時間等における活用例
 - ・外国の文化への理解を深める学習
 - ・日本の伝統文化・芸能（生け花、和楽器、茶道等）や昔遊び、浴衣の着付けなどの体験学習
 - ・学校農園や地域農家の畑で練馬大根作りなどの農作業体験やたくあん漬体験など
- (2) 7年度 部活動外部指導員活用実績
 - ・運動部 129 部、文化部 81 部
- (3) 地域未来塾（学習支援）
 - 7年度 82 校
- (4) 農業者と連携した体験学習等の実施
 - 農園見学や農産物の栽培など、農業者と連携した教育活動を全ての区立小学校で実施している。

2 地域と協議した学校運営

地域と連携した教育活動を更に充実するため、6年度から区立小・中学校3校（練馬東小、光和小、豊深中）において、学校運営協議会制度を導入した学校運営を開始した。7年度からは、新たに区立小・中学校6校で学校運営協議会制度に関する研究や導入に向けた実証を行った。

8年度は、学校運営協議会制度を導入した学校運営を9校で実施する。また、新たに区立幼稚園、小・中学校15校が学校運営協議会制度の導入に向けた実証を行う。

●学校評議員制度

地域や社会に開かれた学校づくり推進のため、平成12年度に開始し、現在、全幼稚園、全小・中学校で実施している（学校運営協議会制度導入校を除く。）。委員は、教育に関する有識者に教育委員会が委嘱している。

●学校安全安心ボランティア事業

平成16年度から、全小学校で実施している。

児童の安全を高めるため、ボランティア（保護者や地域住民）による来校者への声かけなどを行っている。

また、児童とボランティアと一緒に給食を食べる「ふれあい給食」などにより、交流を進めている。

●学校安全対策事業

警察官OBを学校防犯指導員として配置し、防犯施策等に関する助言、指導および支援を実施している。

また、区立小・中学校の通学区域で391台の防犯カメラによる見守り体制を整備し、学校、地域等が連携して行う児童・生徒の見守り活動を補完している。

●教育委員と児童・生徒との意見交換会

教育委員会の仕組みについて理解を深めるとともに、意見や要望を直接聞き、教育施策に反映させるため、平成13年度から毎年度開催している。7年度は、小学校2校で開催し、通算の開催校は79校となった。

●広報活動

「教育だより」を年4回発行している。また、区公式ホームページでも、教育委員会の議事録、学校・幼稚園の紹介など情報の提供に努めている。

(2) 家庭・学校・地域で連携して青少年の健全育成を推進する

●青少年育成活動方針目標

練馬区青少年問題協議会・練馬区青少年対策連絡会で、区の青少年健全育成のための施策および青少年団体の活動の基本方針を決定している。8年度の方針はつぎのとおりである。

- 1 心のかよう明るい家庭づくりを進めよう
- 2 青少年の社会参加の機会を増やそう
- 3 健全で安全な社会環境づくりを進めよう
- 4 家庭・学校・地域・関係機関の連携を深めよう

●家庭・地域社会の教育力の向上

家庭は、青少年が育つ場であり、身近にいる大人の行動が青少年の人間形成に大きく影響している。家庭教育の重要性を認識するとともに、地域と一緒に支え

ていく必要がある。地域では、家族のつながりを深めるきっかけになるよう、親子等で参加ができる行事を行っている。

●練馬区青少年問題協議会

区長の附属機関として、区の青少年施策の基本的な方針や問題について審議し、その結果を区に具申している。

●練馬区青少年対策連絡会

練馬区青少年問題協議会の下部組織として、諮問を受け、「青少年育成活動方針（案）」等の検討を行っている。

●青少年育成地区委員会

地域住民のボランティア組織で、17 地区に設置し、約 1,800 人の委員が活動している。

主な活動は、ハイキング・キャンプ等の野外活動、スポーツ大会、音楽祭・カルタ大会等の文化活動、ボランティア体験・地域清掃等の地域交流会などを通じた青少年の育成である。

また、青少年が企画から運営までを行う、高齢者との交流会、こどもフェスティバルや、中学生の意見発表会などの事業も行い、青少年が自ら考え、表現する場を提供している。7年度は、296事業に、延べ56,238人が参加した。

さらに、青少年の健全育成にかかる知識の向上と事業の充実を図るため、青少年育成地区委員を対象に研修会を開催している。

●青少年委員会

青少年委員は、各小学校の通学区域から1人ずつ、小・中学校校長会から代表各1人の計67人を定数としている。ジュニアリーダー・青年リーダーの養成（7年度 ジュニアリーダー小学校5・6年生194人、中学生116人、青年リーダー（15～23歳）71人）、小学校ごとの子ども会事業や、学校・保護者・青少年育成地区委員等との地域懇談会を開催するなど、地域・学校・区をはじめ委員相互の連携を図っている。

●健全で安全な社会環境づくりと非行防止の推進

青少年を取り巻く社会環境の変化に対応するため、青少年団体などと協力し取り組んでいる。

1 「子どもたちを健やかに育てる運動（健やか運動）」

青少年の非行防止と健全育成を全ての区民に認識してもらい、区民全体の運動として推進しようというもので、主につぎのような活動を行っている。

(1) 「健やか運動」協力店

コンビニエンスストアや飲食店など、青少年の出入りの多い店に対し、「健やか運動」協力店ステッカーを掲示し、子どもたちへの呼びかけ等の協力を依頼している。8年4月1日現在、1,285店が協力店として活動している。

(2) 健やかカレンダーの作成

毎年、子どもたちから募集した原画を使ったカレンダーを作成し、健全育成推進事業で活用している。

(3) 「夕べの音楽」の放送

子どもたちに帰宅を促すことを目的に、ナレーションに合わせて「夕やけ小やけ」の音楽を毎夕、区の防災無線設備を利用して放送（3～9月は午後5時30分、10～2月は午後4時30分）している。

2 「社会を明るくする運動」の推進

法務省が主唱する運動である。

区では、青少年関係団体・機関による練馬区推進委員会を設置し、毎年7月を強調月間として「フェスティバル」、「つどい」を行っている。

3 地域における子どもたちの安全のために

「子ども防犯ハンドブック」の配布（小学生対象）や、子どもたちの緊急避難所事業を実施している PTA 等地域団体への「ひまわり 110 番」標示板等の提供、緊急避難所見舞金支給制度を実施している。

●学習の機会の充実

さまざまな講座の企画運営を、地域の団体等に委託している。地域の教育力向上を図るとともに、子どもたちの遊びや体験活動・学習の機会を提供している。

1 子育て学習講座

子育てや子どもの教育に関するさまざまな課題等を学習する場として実施している。7年度は18講座を実施し、延べ1,168人が参加した。

2 ねりまイクメン講座

父親が育児や家事について学ぶ機会を提供するとともに、子どもと父親・父親同士の交流を図る場として実施している。7年度は4講座を実施し、延べ77人が参加した。

3 ねりま遊遊スクール

放課後や休日などに、公共施設等を会場に、子どもたちが遊びや体験活動・学習の機会を得るための場として実施している。7年度は209講座を実施し、延べ6,483人が参加した。

4 すまいるねりま遊遊スクール

主に知的障害のある子どもを対象に、居場所づくりおよび精神面での成長・発達を促す場として実施している。7年度は15講座を実施し、延べ183人が参加した。

5 子供安全学習講座

子ども自身が犯罪や災害などの危険から身を守る方法を学び、大人が子どもの安全に関する知識を習得する場として実施している。7年度は3講座を実施し、延べ108人が参加した。

(3) 青少年の自主的な活動を支援する

●社会参加の促進

青少年が、単に行事に参加するだけでなく、その行事の企画段階から積極的に関わりをもち、意見を述べる機会を増やすことで、青少年自身の主体性と社会の一員としての役割意識を育んでいる。

1 ジュニアリーダー・青年リーダーの養成

小学校5・6年生と中学生を対象に、グループ活動の楽しさやルール、レクリエーション活動の技術や知識などを体験しながら学ぶジュニアリーダー養成講習会を行っている。

また、講習会を修了した高校生から大学生年代までの青少年を対象に、青年リーダーを養成している。青年リーダーは、子どもたちの指導・育成にあたっているほか、小学校を中心に行われる子ども会事業など、地域の活動に参加、協力をしている。

2 二十歳のつどい

20歳を迎える区内在住者を対象に、毎年1月の成人の日に「二十歳のつどい」を開催している。7年度は、1月12日に練馬文化センターを会場に3回に分けて行われ、対象者6,845人に対して、3,810人の参加があった。

3 練馬子ども議会

中学生が日頃課題に思っていることへの解決案を区に提案する機会とするとともに、区政や区議会・選挙の仕組みを学習することを通じて、区政への関心を高めることを目的に開催している。7年度は、34人が「子ども議員」として参加し、8月7日に生涯学習センターで、「学校」「産業・文化」「環境」「防災」をテーマに、グループごとに子ども提言発表を行った。

4 情報教育推進事業

情報を正しく判断する能力（情報リテラシー）を育成するため「中学生のための情報番組制作講座」を実施している。

日本大学芸術学部に運営を委託し、地域への取材、

スタジオ収録など、実際に番組を制作している。7年度は18人が参加した。

5 珠算コンクール

珠算の技術向上と発展を図るため、小・中学生を対象に、練馬区珠算教育連盟との共催で開催している。7年度は106人が参加した。

6 若者自立支援事業

平成25年6月に厚生労働省が実施する「地域若者サポートステーション」を春日町青少年館3階に誘致・開設し、若者総合相談窓口の設置や、就労等の自立支援を開始した。

区では、若者自立支援事業として、就労が困難な若者等（15～49歳）に対する相談や就労体験などを実施している。7年度の利用者数は延べ2,616人、進路決定者は延べ62人であった。

また、2年6月にひきこもりや自立に不安を抱える若者を対象に、社会とのつながりを支援するため、同施設に居場所を開設した。7年度の利用者は延べ2,414人であった。

●青少年の活動の場

1 旧秩父青少年キャンプ場

青少年が自然に親しみながら共同生活の体験を積み上げることができるよう、埼玉県秩父市の秩父さくら湖を望む山腹に開設していたが、利用者数が減少しているほか、施設の老朽化が進んでいることから、8年4月1日をもって廃止した。

7年度は延べ1,513人の宿泊があった。

2 民間遊び場

子どもたちが身近なところで気軽に遊べるよう民間の空き地を遊び場としたものである。管理と運営は、地域住民の自主的団体である管理委員会が行っている。8年4月1日現在、15か所で延べ面積10,417.85㎡となっている。

3 公有地一時開放遊び場

公有地が本来の目的（公園・道路等）に使用されるまで、子どもの遊び場として一時的に開放している。運営は、地域住民の自主的団体である運営委員会が行っている。8年4月1日現在、4か所を開放している。

4 民有地一時開放遊び場

民間の空き地を区が直接土地所有者から借りて、子どもの遊び場として一時的に開放している。運営は、地域住民の自主的団体である運営委員会が行っている。8年4月1日現在、3か所を開放している。

●少年自然の家

少年自然の家は、恵まれた自然環境の中での集団宿泊生活を通じ、少年たちの創意と活力あふれる人間形成を図るとともに、区民の健全な余暇活動に役立てるため設置されている。

少年自然の家にはベルデ（スペイン語で「緑」という意味）という呼称が付いており、長野県にはベルデ軽井沢、ベルデ武石、千葉県にはベルデ岩井がある。

小・中学校の移動教室等の校外学習に利用されているほか、夏・冬休みを中心に少年団体や区民にも広く利用されている。

〔少年自然の家の利用状況〕 (単位：人) 7 年度

施設名	利用者数（延べ）（※）
軽井沢少年自然の家	31,033
武石少年自然の家	24,512
岩井少年自然の家	16,514
計	72,059

※：小・中学校の校外学習、少年団体および区民等の総利用者数

●青少年館

青少年館は、青少年の健全育成を目的とした施設で、青少年を対象としたさまざまな講座や催しを実施している。また、青少年団体や生涯学習団体を中心とした地域の団体の学習、趣味、スポーツなどの活動の場としても利用されている。個人でも気軽に利用できるよう学習室、レクリエーションホールなどの開放を行っている。

7 年度は、主催事業と団体利用を合わせて延べ 79,256 人の利用があった。

併せて、知的障害や肢体不自由のある青年たちのさまざまな生活課題や学習要求に応じられるよう、4 つの心身障害者青年学級を運営している。

春日町青少年館と南大泉青少年館（南大泉図書館との併設施設）がある。

〔青少年館の利用状況〕 7 年度

区 分		春日町青少年館		南大泉青少年館	
		件	人	件	人
館主催事業		1,178	18,408	416	9,873
団体等	青少年団体	1,323	13,576	259	2,804
	生涯学習団体	1,384	16,881	426	3,371
	一般団体	709	3,855	990	2,230
官公署		307	4,216	168	2,808
その他		59	551	610	683
合 計		4,960	57,487	2,869	21,769

〔青少年館の事業実施状況〕 7 年度

施設名	事業名	実施状況
春日町 青少年館	文化祭	ダンスフェスティバル 525 人参加 ウインドアンサンブル・ライブ 258 人参加 サークル合同発表会（バレーボール大会） 139 人参加 サークル合同発表会（作品展示、ダンス等） 291 人参加
		青年自主企画等講座 2 講座 延べ 81 人参加
		演劇活動 2 講座・発表会 延べ 2,774 人参加
		野外講座 1 講座 延べ 49 人受講
		スポーツ講座 2 講座 延べ 156 人受講
	心身障害者青年学級	4 学級 学級活動 延べ 1,072 人参加
	学習室開放	常設学習室 延べ 4,278 人利用 臨時学習室 延べ 1,364 人利用
	和室開放	青少年将棋コーナー 延べ 188 人利用
	レクリエーション ホール開放	バレーボール 延べ 223 人利用 バスケットボール 延べ 373 人利用 卓球・バドミントン 延べ 1,151 人利用
	野外講座	1 講座 延べ 20 人受講
南大泉 青少年館	スポーツ講座	4 講座 延べ 485 人受講
	学習室開放	教室の利用がない時に学習室として開放 延べ 9,281 人利用
	音楽練習室	利用講習会 12 回実施 延べ 39 人受講

16 支援が必要な子どもたちへの取組の充実

【関連文書：「練馬区教育要覧」練馬区教育委員会】

(1) 支援が必要な子どもと子育て家庭を 応援する

●相談と指導

総合福祉事務所につぎの相談員を配置している。

1 母子・父子自立支援員兼女性相談支援員

女性やひとり親などが抱えるさまざまな問題について必要な助言と指導を行っている。

2 家庭相談員

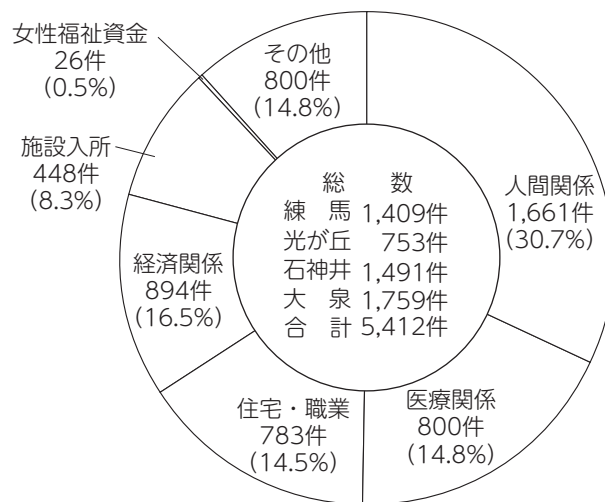
経済的問題など、家庭に関わるさまざまな悩みごとについての助言と指導を行っている。

〔母子・父子自立支援員の相談・指導件数〕 7年度

項目	総合福祉事務所	練馬	光が丘	石神井	大泉	合計
相談実人員（人）		642	1,183	1,642	645	4,112
合計件数（件）		1,039	1,844	2,629	849	6,361
生活 一般	住 宅	33	21	332	29	415
	医 療	38	42	255	57	392
	家庭紛争	75	128	447	100	750
	就 労	33	149	131	120	433
	その他（結婚・内職・家事援助他）	144	222	273	127	766
児 童	養 育	55	174	117	74	420
	教 育	12	16	32	26	86
	非 行	—	—	2	—	2
	就 職	—	1	—	—	1
	その他	24	7	13	8	52
生 活 資 金 等	母子および父子福祉資金	81	343	193	115	732
	公的年金	—	1	14	1	16
	児童扶養手当	9	26	33	15	83
	生活保護	31	32	146	52	261
	その他	461	548	566	86	1,661
その他		43	134	75	39	291

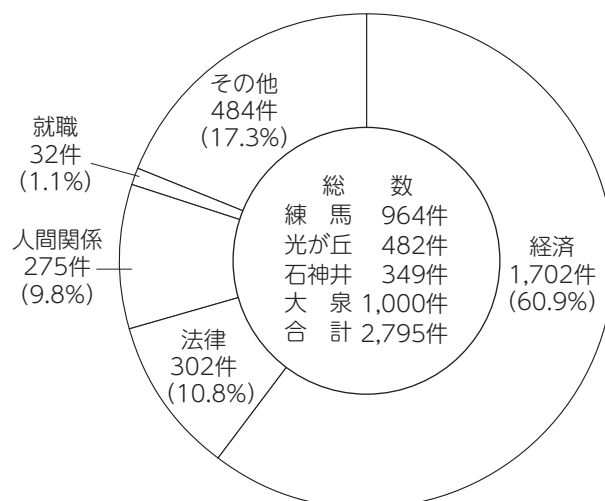
〔女性相談支援員の相談・指導件数〕

7年度



〔家庭相談員の相談・指導件数〕

7年度



●就学援助

「学校教育法」に基づき、経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に学用品費等を援助することによって、教育機会の均等を保障している。

〔就学援助の状況〕

7年度

区 分		人 数 (人)	全児童・生徒数に 対する比率 (%)
小学校 就学予定者	準要保護者 (※ 2)	188	－
小学校	要保護者 (※ 1)	239	0.72
	準要保護者 (※ 2)	2,845	8.51
中学校	要保護者 (※ 1)	164	1.24
	準要保護者 (※ 2)	1,678	12.71

※ 1：要保護者は「生活保護法」による教育扶助を受けている者

※ 2：準要保護者は生活保護受給世帯に準じる程度に生活が困窮していると教育委員会が認める者

●いじめ・不登校などへの対応

学校教育支援センターは、教育相談の拠点の役割を担い、つぎのような事業を行っている。

1 教育相談事業

学校教育支援センター教育相談室（光が丘）、学校教育支援センター練馬、学校教育支援センター関および学校教育支援センター大泉でつぎの支援を行っている。

(1) 来室教育相談

不登校やいじめ等子どもの様々な課題に応じて、カウンセリングおよびプレイセラピー（遊戯療法）、行動療法等の心理支援や助言を行っている。また、必要に応じて、他機関の情報提供等も行っている。

(2) 電話教育相談

電話により、助言や他機関の情報提供等を行っている。

〔教育相談実施状況（4 教育相談室合算）〕 7 年度

〔来室〕 (単位：件)	
相談内容	件数
学校・学習	1,130
対人関係・集団（社会）生活	316
家族関係・家庭生活の問題	503
身体に出てくる問題	237
不安・自信喪失	106
精神疾患	—
発達の問題	361
その他	32
合 計	2,685

〔電話〕 (単位：件)

相談内容	件数
学校・学習	148
対人関係・集団（社会）生活	45
家族関係・家庭生活の問題	43
身体に出てくる問題	17
不安・自信喪失	10
精神疾患	—
発達の問題	31
その他	613
合 計	907

(3) 学校訪問教育相談

保護者や児童・生徒の了承を得て、相談員が学校訪問を行っている。

(4) オンライン教育相談

相談を継続している人を対象に、Zoom を使ってオンラインでも相談できるようにしている。

(5) メール相談

区ホームページにてメール相談を実施し、助言や他機関の情報提供等を行っている。7 年度は79 件の相談があった。

(6) チャット相談

児童生徒用タブレットパソコン等からチャット形式で悩みをカウンセラーに相談できる「ねりまホッとアプリ+（プラス）」を運用し、児童生徒の相談環境を整えている。7 年度は992 件の相談があった。

2 学校支援事業

(1) スクールカウンセラー配置事業

全小・中学校にスクールカウンセラーを配置し、子どものカウンセリング等の支援を行っている。

(2) 心のふれあい相談員配置事業

全小・中学校に心のふれあい相談員を配置し、子どもや保護者の悩み相談等を行っている。

(3) 校内教育相談等支援事業

不登校などの教育相談に関する教員、保護者対象の校内研修会等に、心理学の専門家や学識経験者を講師または助言者として派遣している。7 年度は、26 回派遣し、延べ940 人の参加があった。

(4) ソーシャルスキルトレーニング学校実施事業

主に児童・生徒を対象として、不登校の未然防止や子どものコミュニケーション能力を育成することを目的に、講師を派遣している。7 年度は、小・中学校11 校へ派遣し、延べ2,372 人の参加があった。

3 不登校対策事業

(1) フリーマインド・トライ（不登校児童・生徒への学習相談等支援事業）

小学生対象の「フリーマインド」、中学生対象の「トライ」では、不登校の児童・生徒に対し、学習支援、心の安定を図るための相談支援、集団生活を図るためのグループ活動等を実施している。

3 年3 月から上石神井において、フリーマインド・トライの事業を民間事業者に委託した。また、6 年4 月から支援を充実させるため、施設を上石神井から石神井台へ移転している。

〔実施状況〕 7 年度

教室名	年間登録数（人）	活動日数（日）
フリーマインド光が丘	82	173
フリーマインド石神井台	64	175
トライ光が丘	230	175
トライ石神井台	74	175

学校教育支援センター光が丘第一「つむぎ」では、集団での学習活動が困難な不登校の児童・生徒に対しての個別学習支援、保護者支援、親子宿泊行事を委託実施している。7年度の登録者は22人だった。また、元年度から15～18歳の不登校等の生徒・保護者への支援も委託実施しており、7年度の登録者は19人だった。

(2) 居場所支援事業

フリーマインド・トライへの通室や学校内の別室登校が困難な不登校の児童・生徒が過ごせる場所として民間事業者に委託し、「居場所ぱれっと」を運営している。生活習慣や学習習慣の形成、社会性を育成するための支援を行っている。7年度の登録者は21人だった。

3年3月から上石神井において、居場所支援事業を民間事業者に委託した。また、6年4月から支援を充実させるため、施設を上石神井から石神井台へ移転している。

(3) スクールソーシャルワーク事業

児童・生徒の不登校、問題行動、養育、発達に関することなどに関して、関係機関と連携し支援を行う。

① スクールソーシャルワーカーの派遣

学校からの依頼に基づき、関係機関と連携し支援を行っている。7年度の個別支援の対象人数は小学校210人、中学校251人だった。

② ネリマフレンド派遣事業

不登校等の状況にある児童・生徒に対し、学校復帰に向けての支援を行っている。7年度は31人を対象に延べ480回の支援を行った。

●学習支援事業

生活保護世帯または就学援助を受けている準要保護世帯の中学校3年生を対象に、基礎的な学力を身につけるための勉強会を行っている。学習や進路に関する相談にも対応している。

●区立小・中学校等における医療的ケア児への支援の充実

8年4月1日現在、区立小学校10校に11人、区立中学校1校に1人が在籍している。

6年3月に策定した「練馬区 保育園・小中学校・学童クラブにおける医療的ケア児支援方針」に基づき、宿泊を伴う学校行事への看護師同行や教職員への意識啓発研修等の充実を図っている。

●ヤングケアラーへの支援の充実

スクールソーシャルワーカーや子ども家庭支援センターの専門職員の増員により、ヤングケアラー（※）支援体制の強化を行っている。

6年度から子ども家庭支援センターに、ヤングケアラーコーディネーターを4地域ごとに1名配置し、福祉・教育・子育て等の関係者との調整を行い、個々の状況に応じた支援につなげている。

また、7年度からは、社会福祉協議会に18歳以上のヤングケアラーのサポートを行う「若者ケアラー・コーディネーター」を配置し、若者ケアラーへの支援体制を充実している。

ヤングケアラーチェックシートの活用やスクールソーシャルワーカーの学校訪問をより頻回に行うことで、ヤングケアラーを早期に発見し、関係機関と連携し、切れ目のない支援を行う。併せて、学校や支援者向けの研修や啓発を行っている。

※ヤングケアラー：

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者

●社会的養護経験者の支援の取組

7年度から、社会的養護経験者の不安を解消し、自立を支援するため、都内で初めて、東京都児童相談所連携型の社会的養護自立支援事業「ねりま羽ばたく若者応援プロジェクト」を実施している。

(1) 生活の支援「ささえる」

児童養護施設等を退所した区内の若者に対し、生活支度金（上限200,000円）、退所後5年間にわたり、家賃（上限36,000円）および光熱水費（月額10,000円）を補助し、生活を支援している。7年度は13人に支給した。

社会的養護経験者がやむを得ない事情で困窮した場合等に、一時的に家具付きアパートを提供し、生活の立て直しを支援している。7年度は1人に提供した。

(2) 居場所の支援「つながる」

社会的養護経験者が孤立しないよう、定期的に若者が交流できる場を提供している。7年度は36回開催し、延べ85人の参加があった。住まいや就職に関する相談を受けるとともに、希望する若者には食料を配布している。

LINEによる相談対応、弁護士による法律相談も実施している。

(3) 周知・啓発事業「つたえる」

社会的養護経験者の現状や支援の必要性について理解を広めるため、里親と里子を支援する団体と協働し、区民等を対象とした講演会を7年6月に開催した。今後も社会的養護経験者の現状等を紹介し、支援の必要性について理解を広めていく。

●特別支援教育

障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育や必要な支援を行っていくため、7年3月に「練馬区特別支援教育実施方針」を策定した。学識経験者や保護者の代表、学校関係者等を委員とした練馬区特別支援教育推進委員会で検証を行い、指導方法の充実や支援体制の整備を進めていく。

1 特別支援学級

障害の重複化、多様化の傾向に対応して、知的障害、言語障害、難聴および弱視などの子どもたちのために、それぞれの課題に応じた教育活動を実施している。

これらの学級では、子どもたち自身が自らの課題を克服し、学習や生活をする意欲を高めるための実践を行っている。

2 特別支援教室

発達や情緒的な課題のある児童・生徒が、課題を改善・解決するために、きめ細やかな指導が受けられるよう、全小・中学校に特別支援教室を設置している。小学校は17校、中学校は4校の拠点校から、教員が全校へ巡回指導を行っている。

〔特別支援学級および特別支援教室〕		8年4月1日現在
種 別	小学校数（校）	中学校数（校）
知的障害	16	8
弱 視	1	1
難 聴	2	1
言語障害	5	－
特別支援教室拠点校	17	4
特別支援教室巡回校	48	29

第2章

高齢者が住みなれた地域で暮らせるまち

- 21 高齢者の在宅生活を支える
仕組みづくり 106
- 22 介護施設の整備と介護人材の
確保 113
- 23 元気高齢者の社会参加・
フレイル予防の推進 116



理学療法士による介護予防講座を開催

21 高齢者の在宅生活を支える仕組みづくり

(1)「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定

●高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

「老人福祉法」および「介護保険法」に基づき策定する計画である。5年度に、「第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和6～8年度）」を策定した。

「第9期計画」は、6年4月の介護保険制度の改正を踏まえ、団塊ジュニア世代が高齢者となる22年を見据え、医療・介護・予防・住まい・生活支援が切れ目なく一体的・継続的に提供される地域包括ケアシステムを深化・推進することを目標として、計画の理念や施策の方向性を明示している。

なお、この計画は『ビジョン』に基づく個別計画である。

(2) 地域での生活を支援するサービス等を拡充

<地域で高齢者を支える>

●地域包括支援センターの設置

保健師・看護師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門職が連携をとりながら、介護・福祉・医療などさまざまな分野について総合的に高齢者とその家族の生活を支える地域の窓口として、区内27か所に設置している。

●包括的支援事業

介護予防サービス計画の作成、総合的な相談、虐待防止等の権利擁護、包括的かつ継続的なマネジメント支援などのほか、医療と介護の連携、認知症施策、介護予防・生活支援サービスの体制整備などの事業を行っている。

●高齢者の総合相談・医療と介護の相談窓口

地域包括支援センターでは、保健、医療および福祉のサービスを一体的に受けられるよう、助言や案内を含む総合相談を行っている。また、医療と介護の相談窓口では、一人ひとりに合った医療・介護連携チームの構築を支援するとともに、状況により認知症専門医による相談を行っている。

〔高齢者サービスに関わる相談件数〕（単位：件）7年度

種 別	相談件数
施設入所	4,167
在宅福祉サービス	12,101
経済的事項	4,423
家庭的事項	7,641
医療・保健	22,060
住宅	1,816
介護保険	101,000
権利擁護	5,968
その他	43,987
合 計	203,163

●高齢者支え合いサポーター育成研修の実施

ボランティア活動を希望する元気高齢者等に研修を実施し、修了者を「高齢者支え合いサポーター」として認定している。

サポーターは、高齢者施設における職員の補助、街かどケアカフェ事業の補助やチームオレンジ活動を行う。7年度は研修を1回行い、16人を育成した。（チームオレンジ活動の詳細は、112ページ「●チームオレンジ活動」を参照）

●生活支援コーディネーターの配置

生活支援コーディネーターは、高齢者支えあいサポーターと活動場所である高齢者施設等との橋渡しや、地域団体等への働きかけによる地域におけるネットワークづくり等を行っている。

6年度から、生活支援コーディネーターを各地域包括支援センターに1人ずつ配置し、これまでの2人体制から27人体制へ生活支援体制を大幅に強化した。

支援が必要な高齢者を地域で活動している団体へつなぐ、また、元気高齢者を地域団体の活動の担い手としてつなぎ、活躍の場を広げていく。

●高齢者見守りネットワークの構築

地域団体や民間事業者等と高齢者見守りネットワーク協定を締結するなどの取組を行っている。

地域で事業を行う民間事業者等の協力も得ることで、見守りの層を拡充・強化した。7年度末現在、協定締結団体は60団体であった。

●ひとり暮らし高齢者等訪問支援事業

地域包括支援センターの職員と区民ボランティアが

自宅を訪問し、介護予防など個々の状況に応じた支援につなげる取組を実施している。7年度の訪問人数は15,346人であった。

<高齢者等への支援>

●地域支援事業

「介護保険法」に基づき、高齢者が要介護・要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合でも、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業である。費用は、公費（国、都、区）と介護保険料で賄われている。

7年度は、介護予防・日常生活支援総合事業および包括的支援事業のほか、つぎの任意事業を実施した。

1 介護給付費適正化推進事業

- ・ケアプラン点検

2 家族介護支援事業

- ・介護学べるサロン
- ・認知症高齢者位置情報提供サービス利用料助成事業
- ・認知症介護者支援事業
- ・家族介護慰労金（7年度をもって事業終了）
- ・家族介護者向け三療サービス

3 その他事業

- ・認知症理解普及促進事業

●三療サービス

65歳以上の高齢者を対象に、はり、きゅう、マッサージ、指圧のいずれか1つを1回1,500円、年4回を限度に受けることができる利用券を希望者に交付している。7年度は10,546回利用された。

●三療サービス（施設内サービス）

60歳以上の方を対象に健康づくりやいきがい活動の支援を目的として、区立施設等で、はり・マッサージ・指圧を1回1,500円で利用できるサービスを行っている。7年度は64回開催し、利用者は延べ189人であった。

●ひとり暮らし高齢者等に対する給付

1 入浴証の交付

65歳以上のひとり暮らしの高齢者に、区が契約した公衆浴場を1回200円で利用できるシール方式の入浴証を、1人年間52回分を限度に交付している。7年度の入浴証の交付決定者数は3,260人で、利用は83,460回であった。

2 居宅火災予防設備の給付

65歳以上で要介護3以上（認知症の診断を受けた人は要介護1以上）と認定され、心身機能に低下のあるひとり暮らしの高齢者などを対象に生活環境や健康状態などを考慮して、居宅火災予防設備を給付している。7年度の自動消火器の給付件数は9件であった。

3 高齢者お困りごと支援事業

75歳以上のひとり暮らし高齢者または75歳以上の高齢者のみの世帯を対象に、日常生活上のちょっとした困りごとを、地域の元気高齢者が解決して安心した生活を送ることを支援するとともに、元気高齢者の地域貢献活動の推進を図っている。7年度は延べ827件の利用があった。

●高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業

専門医により補聴器の必要性を認められた65歳以上の人を対象に、住民税非課税者は72,000円、課税者は36,000円を上限として補聴器の購入費用を助成している。7年度の補聴器購入費用助成者数は1,133人であった。

●高齢者自立支援用具給付および住宅改修給付事業

介護保険の要介護認定・要支援認定の非該当者のうち、自立生活への支援が必要な人を対象とするとともに、一部、介護保険の要介護・要支援認定者もサービス対象としている。7年度の給付件数は、自立支援用具1,124件、住宅改修（予防改修）25件、住宅改修（設備改修）107件であった。

●車いす等の貸与事業

年齢に関係なく、一時的なけがや病気などにより居宅で車いすや介護用ベッドの利用を必要とする場合に6か月を限度に用具の貸与を行っている（介護保険で要介護・要支援認定を受けた場合などを除く。）。7年度の延べ利用件数は、介護用ベッド260件、車いす603件であった。

<要介護・要支援高齢者への支援>

●介護保険制度

介護保険は、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、社会全体で高齢者を支える相互扶助の制度である。平成12年4月の創設から26年が経ち、高齢者の生活を支える基幹的な制度として定着している。

「第9期介護保険事業計画」に基づき、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的・継続的に提供される地域包括ケアシステムを深化・推進することを目標とし、介護保険施設の整備や地域密着型サービスの更

なる充実などを進めている。

1 保険者

保険者である区は、制度運営を主体として行い、保険者と国・都・医療保険者・年金保険者が重層的に協力しあう構造となっている。

2 被保険者

被保険者は、区内に住所を有する 40 歳以上の区民である。被保険者は、つぎの 2 つに分かれる。

(1) 第 1 号被保険者（65 歳以上）

介護が必要となった原因は問わず要介護・要支援認定を受けたときに介護サービスを利用できる。

保険料は、3 年を単位とした事業計画期間ごとに、区が決定する。6 年度から 8 年度まで、基準年額を 80,040 円とし、本人の所得や住民税課税状況等に応じた 19 の段階に定めた。

納付方法は、年金からの差し引き（特別徴収）と、納付書または口座振替による直接納付（普通徴収）がある。

(2) 第 2 号被保険者（医療保険に加入している 40 ～ 64 歳）

介護保険の対象となる病気（16 種類の特定疾病）が原因で要介護・要支援認定を受けたときに利用できる。

保険料は、加入している医療保険の保険料と併せて徴収され、算定方法は医療保険ごとに異なる。

〔第 1 号被保険者数の推移〕 (単位：人 (％))

年 次	第 1 号被保険者
4	162,974 (22.1)
5	163,278 (22.1)
6	163,960 (22.1)
7	164,676 (22.0)
8	165,642 (22.0)

注：() は練馬区全人口に対する割合

〔第 1 号被保険者の保険料収納状況〕

年度	現年分		滞納繰越分	
	収納額 (円)	収納率 (%)	収納額 (円)	収納率 (%)
3	12,480,273,600	98.6	71,426,450	19.7
4	12,581,940,785	98.6	67,594,972	20.7
5	12,684,916,980	98.8	70,556,140	22.6
6	13,429,702,060	98.8	59,761,827	21.2
7	13,811,489,610	98.8	62,141,733	23.0

注：収納額は、還付未済額を除く。

3 要介護・要支援認定

介護保険サービスを利用するには、申請をして、要

介護・要支援認定を受ける必要がある。

被保険者への訪問調査と主治医の意見書を基に、介護認定審査会において審査・判定を行う。

介護認定審査会は、学識経験者 4 人（1 合議体）で構成され、7 年度は委員 234 人、50 合議体で運営した。

〔要介護認定申請等の状況〕

年 度	要介護認定申請 (件)	審査会開催数 (回)	審査判定 (件)
5	33,465	775	29,431
6	28,108	756	26,693
7	29,870	761	27,722

〔要介護認定者数の状況〕 (単位：人 (％)) 各年度 9 月末現在

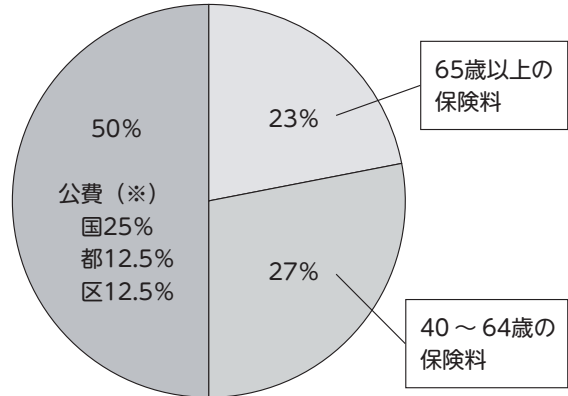
区分 \ 年度	5	6	7
	人数 (割合)	人数 (割合)	人数 (割合)
要支援 1	5,073 (13.8)	5,292 (14.1)	5,544 (14.6)
要支援 2	4,301 (11.7)	4,608 (12.3)	4,682 (12.3)
要介護 1	7,033 (19.1)	7,043 (18.8)	6,967 (18.3)
要介護 2	6,910 (18.8)	7,244 (19.4)	7,487 (19.7)
要介護 3	4,999 (13.6)	5,036 (13.5)	5,050 (13.3)
要介護 4	4,852 (13.2)	4,769 (12.7)	4,926 (13.0)
要介護 5	3,602 (9.8)	3,417 (9.1)	3,326 (8.8)
合 計	36,770 (100.0)	37,409 (100.0)	37,982 (100.0)

4 財源の仕組み

保険財源の収支を明確にするため、一般会計と区別して特別会計（介護保険会計）を設けている（介護保険会計予算は 48 ページ、決算は 68 ページを参照）。

保険給付に要する費用は、公費 50% と保険料 50% で賄われている。その他の内訳は図のとおりである。

〔保険給付の財源割合〕



※：居宅給付費の場合の内訳
国の負担のうち 5% 分は、全国の区市町村格差の調整に使われる。
7 年度、区は 5.19% の交付を受けた。

5 保険者機能の強化

(1) 保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金

区市町村が行う自立支援・重度化防止の取組に対し、年度ごとに定められた評価指標の達成状況（評価指標の総合得点）に応じて、国が交付金を交付する制度である。交付金は、地域支援事業の第1号被保険者の介護保険料分に充て、高齢者の自立支援・重度化防止、介護予防等の取組を進めている。取組の結果、当該年度において第1号被保険者の介護保険料に余剰が生じた場合には、介護保険給付費準備基金に積み立てている。区は、7年度に2つの交付金を合わせて、約 1.43 億円の交付を受けた。

●相談・苦情

利用者からのサービスについての相談・苦情を処理する仕組みが設けられている。サービス事業者、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、介護保険課、国民健康保険団体連合会、都などが窓口となる。区では、地域包括支援センターおよび介護保険課で受けた相談や苦情を取りまとめ、7年度は東京都国民健康保険団体連合会へ 11 件の報告を行った。

また、要介護認定や保険料の賦課徴収などに関する行政処分に対して不服がある場合には、都に設置された介護保険審査会に審査請求を行うことができる。7年度は、3 件の審査請求があった。

●保険給付

介護保険のサービスを利用すると、原則として 1 割から 3 割を利用者が負担し、残りの 9 割から 7 割が介護保険から給付される。対象となるサービスは、つぎの 3 種類である。

1 居宅サービス（介護給付・予防給付）

在宅での介護を中心としたサービスで、「訪問介護」「通所介護」「短期入所生活介護（ショートステイ）」等のサービスの中から、利用者の希望に合うものを組み合わせて利用できる。

2 施設サービス

施設に入所して利用する介護サービスのことで、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護医療院の 3 つの種類がある。利用者が直接、施設に申し込みをして利用する。

3 地域密着型サービス

介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるように、区が指定した事業者が提供するサービスをいう。利用者は原則として区民に限定される。

〔保険給付費の状況〕

〔居宅サービス〕

年 度	給 付 費 (円)	受給者数 (人)	1人当たり (円)
3	31,094,688,108	267,744	116,136
4	31,594,973,105	270,850	116,651
5	32,864,283,730	272,944	120,407
6	33,779,027,560	278,242	121,402
7	34,908,436,324	284,722	122,605

〔施設サービス〕

年 度	給 付 費 (円)	受給者数 (人)	1人当たり (円)
3	15,325,026,054	51,862	295,496
4	15,724,280,898	52,755	298,062
5	16,165,198,565	53,567	301,775
6	16,506,785,065	53,031	311,267
7	16,495,496,515	52,508	314,152

〔地域密着型サービス〕

年 度	給 付 費 (円)	受給者数 (人)	1人当たり (円)
3	5,940,400,862	49,950	118,927
4	6,001,872,094	50,396	119,094
5	6,255,753,024	51,677	121,055
6	6,351,897,966	51,273	123,884
7	6,420,920,981	50,730	126,570

〔介護サービスの種類および利用実績〕 (単位：人)

サービスの種類	年度	5	6	7
居宅サービス				
(介護給付)				
訪問介護		79,538	78,213	79,943
訪問入浴介護		5,804	5,642	5,660
訪問看護		58,300	62,104	65,740
訪問リハビリテーション		7,482	7,146	7,110
居宅療養管理指導		103,594	110,196	117,277
通所介護		63,372	63,965	66,520
通所リハビリテーション		17,596	17,037	16,869
短期入所生活介護・療養介護		14,585	14,783	15,096
特定施設入居者生活介護		35,796	37,823	39,495
福祉用具貸与		132,003	131,933	133,611
居宅介護支援		185,918	183,567	185,418
福祉用具購入費の支給		1,951	2,089	2,048
住宅改修費の支給		1,296	1,261	1,182
(予防給付)				
介護予防訪問介護		—	—	—
介護予防訪問入浴介護		—	3	—
介護予防訪問看護		5,742	7,307	8,126
介護予防訪問リハビリテーション		824	825	902
介護予防居宅療養管理指導		5,919	7,098	7,396
介護予防通所介護		—	—	—
介護予防通所リハビリテーション		4,421	5,136	5,179
介護予防短期入所生活介護・療養介護		167	183	167
介護予防特定施設入居者生活介護		3,112	3,256	3,229
介護予防福祉用具貸与		24,853	27,654	29,177
介護予防支援		31,842	35,700	37,776
介護予防福祉用具購入費の支給		431	537	519
介護予防住宅改修費の支給		708	747	631
施設サービス				
介護老人福祉施設		40,306	39,404	38,856
介護老人保健施設		12,176	12,548	12,513
介護療養型医療施設 (※)		119	3	—
介護医療院		851	959	1,139
地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		1,816	1,784	1,920
夜間対応型訪問介護		3,016	2,926	2,945
地域密着型通所介護		33,285	32,277	31,197
認知症対応型通所介護		2,345	2,389	2,395
小規模多機能型居宅介護		2,719	2,770	2,576
認知症対応型共同生活介護		7,101	7,364	7,647
看護小規模多機能型居宅介護		1,479	1,699	1,995
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		—	—	—
介護予防認知症対応型通所介護		—	28	18
介護予防小規模多機能型居宅介護		159	148	157
介護予防認知症対応型共同生活介護		12	28	18

注：①人数は各月の利用者数の合計
②3月～翌年2月利用分
③宅居サービスおよび地域密着型サービスの一部は各サービスを組み合わせて利用するため、人数は重複している。
(※)：介護療養型医療施設は5年度末で廃止

●市町村特別給付

要介護者や要支援者に対して、介護保険法で定められた保険給付以外に、市区町村の独自の条例などで定めた給付を行うものである。区では、6年4月から紙おむつ等の支給を「市町村特別給付」で実施している。

区の介護保険の被保険者で、常時紙おむつ等を必要とする要介護1～5と認定された人で、介護所得が8段階以下（2号被保険者は前年所得が320万円以下）

の人が対象となる。なお、購入額の1割が利用者負担となる。7年度は延べ63,278人に支給した。

また、支給対象者ではあるが区が支給する紙おむつ等を使用できない（入院先が指定しているおむつを購入する等）場合に、おむつ代（月額5,400円上限）を延べ3,710人に支給した。

●利用者負担の軽減

低所得者等でも介護サービスが利用しやすいように、利用者負担を軽減している。

- 1 高額介護（介護予防）サービス費の支給
介護保険の自己負担額が所得に応じた一定の上限額を超えた場合に、超えた分を払い戻している。7年度は延べ132,789件、1,942,604,508円を支給した。
- 2 高額医療合算介護（介護予防）サービス費
介護保険と医療保険の自己負担額を合算した額が、所得に応じた一定の上限額を超えた場合に、超えた分のうち介護保険の利用割合に応じた額を払い戻している。7年度は延べ8,036件、330,324,580円を支給した。
- 3 居住費および食費の減額（補足給付）
介護保険施設の入所者および短期入所サービスの利用者で、低所得者には居住費（滞在費）および食費を減額している。7年度の減額認定証交付件数は延べ4,447件、973,772,437円を減額した。
- 4 旧措置入所者の負担軽減
「介護保険法」施行日前からの特別養護老人ホーム措置入所者に対して、利用者負担および居住費・食費の減免を行っている。7年度の利用者負担減免の認定証交付件数は0件、居住費・食費の減額認定証交付件数は1件であった。
- 5 生計困難者等に対する利用者負担軽減
軽減制度を実施している事業者で、対象となる16種類のサービスを利用した場合、自己負担額を軽減している。7年度の軽減確認証の交付件数は598件であった。

●要介護高齢者の在宅支援サービス

- 1 出張調髪
65歳以上の外出困難な高齢者で、要介護3～5と認定された人が対象となる。高齢者の住宅および区内入院先で出張調髪を受けられる利用券を、年5枚を限度に交付している。なお、1回当たり500円の利用者負担金がある。7年度の利用は5,032枚であった。
- 2 布団乾燥消毒・丸洗い
65歳以上の在宅の高齢者で要介護1～5と認定された人で、ひとり暮らしの高齢者および高齢者のみの世帯が対象となる。7年度は乾燥消毒が3,459件、薬品消毒が385件、水洗いが372件であった。

3 寝具クリーニング券の支給

65 歳以上の在宅の高齢者で、要介護 3～5 と認定された人が対象となる。区内の対象店で利用できる券を年 24 枚を限度に交付している。7 年度は 2,234 枚の利用券が使用された。

4 リフト付福祉タクシーの運行

65 歳以上で要介護 3～5 と認定され、外出時、車いす等を利用する人を対象に、予約料および迎車料に相当する料金を区が負担している。7 年度の運行回数は 10,333 回であった。

5 認知症高齢者位置情報提供サービス利用料助成事業

認知症により、外出したまま自宅に戻れなくなる症状がある高齢者を介護している家族が、区と協定を結んでいる事業者の位置情報提供サービスを利用する際に、利用料の半額を助成している。7 年度は延べ 394 人の利用があった。

6 家族介護慰労金

要介護 4・5 と認定された家族を在宅で介護しており、過去 1 年間介護保険サービスを利用しなかった住民税非課税世帯を対象に、年額 10 万円の家族介護慰労金を支給している。7 年度は 3 人に支給した。

なお、7 年度をもって事業は終了した。

7 家族介護者向け三療サービス

要介護 3～5 と認定された人と同居し、在宅で介護している満 50～64 歳の親族等の人を対象に、はり・きゅう・マッサージ・指圧のいずれかひとつを 1 回 1,500 円、年 4 回を限度に受けることができる利用券を希望者に交付している。7 年度は 80 回利用された。

●緊急一時宿泊事業

1 緊急一時宿泊（緊急保護利用）

生活上の諸問題を抱え、援助または緊急の保護を必要とするおおむね 65 歳以上の高齢者に対し、区内の福祉施設の居室を緊急保護利用として原則 10 日以内で提供する。利用料は区が負担する（食費は自己負担）。7 年度の被保護者数は 38 人、滞在延べ日数は 332 日であった。

2 緊急一時宿泊（緊急ショートステイ利用）

要介護・要支援の認定を受けた人（第 2 号被保険者を含む）または健康長寿チェックシートで総合事業の対象者とされた人のうち、介護をする家族の急病、けがまたは親族の葬儀への参加などのため介護できず、かつ介護保険による短期入所生活介護の空きがない場合に、区内の福祉施設の居室を緊急ショートステイとして原則 10 日以内で提供する。

利用者は、1 泊 3,000 円および食費を負担する。7 年度の利用者数は 2 人、利用日数は 8 日であった。

●高齢者在宅生活あんしん事業

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、65 歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の高齢者で、慢性疾患等のため日常生活で、常に注意を要する人または要介護・要支援・総合事業対象者の人が、①緊急通報システム、②生活リズムセンサー、③見守り訪問、④見守り電話、⑤見守り配食、⑥見守り ICT のうち、必要なサービスを組み合わせ利用できる。7 年度の利用者数は 2,412 人であった。また、見守り配食のみを利用する人に向け、事業者案内を行っている。

●認知症対策事業

啓発活動や地域活動の育成支援を実施した。また、認知症の理解を広め、認知症の人や家族を支えるための事業も展開している。

【予防事業】

7 年度

区 分		回数・延べ人数など	
啓 発	講演会	1 回	187 人
	パンフレット作成・配布		10,000 部
地域活動 育成支援	認知症予防プログラム	115 回	1,188 人
人材育成	予防推進員連絡会 (フォローアップ研修)	1 回	61 人

【支援事業】

7 年度

区 分		回数・延べ人数など	
啓 発	講演会	1 回	36 人
早期対応	認知症専門相談	36 回	54 件
人材育成	認知症サポーター養成講座	59 回	1,974 人
地域支援	介護相談・交流カフェ	8 回	117 人
	認知症介護家族による 「介護なんでも電話相談」	51 回	111 件
	認知症なんでも相談窓口		37 件

●介護学べるサロン

介護をしている家族等を対象に、気軽に足を運べる地域の介護施設などで介護や健康に役立つ学習（ミニ講座）を実施している。7 年度は 658 人が参加した。

●もの忘れ検診

70 歳以上の人を対象に、認知症に早期に気づき適切な支援を受けられるようにするため「もの忘れ検診」を実施している。7 年度は 138 か所の医療機関で実施し、1,019 人が受診した。

●チームオレンジ活動

認知症の人が地域の中で希望を持って自分らしく暮らし続けることができるよう、本人や家族の声を聞く「本人ミーティング」を開催し、認知症サポーター等とともに地域で活動するチームオレンジ活動を実施している。7年度は460回開催し、認知症である本人が延べ1,353人、家族が延べ297人、認知症サポーターが延べ1,217人参加した。

<在宅療養の推進>

●医療介護従事者への研修機会の提供

区内医療介護従事者のACP（※）の共通認識を図ることや、在宅療養に関係する専門職の連携推進などを目的に、実践的に学べる機会を提供するACP勉強会を6年度から開始した。動画形式の基礎編と対面形式の実践編を実施しており、7年度は実践編を2回実施した。

また、区内の病院スタッフが、在宅スタッフの業務内容に関する理解を深め、入院患者が在宅療養へスムーズに移行できる体制を構築することを目的に、在宅療養の現場における研修を実施している。7年度の実施回数は、43回であった。

※ACP：

Advance Care Planning の略。もしものときのために、医療やケアについて前もって考え、家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合い、共有する取組

●在宅療養に従事する多職種連携の推進

在宅療養を支援する職種は、医療、介護など多職種にわたっており、相互の理解を深める機会を提供することを目的に、多職種連携会議や事例検討会を実施している。7年度は多職種連携会議を50回、事例検討会を2回実施した。

●サービス提供体制の充実

医療と介護の情報を誰もがすぐに入手できる環境を整えることを目的に、医療と介護の情報サイトを区ホームページ内に開設している。また、練馬区医師会の協力を得て、在宅療養者の短期間の入院に対する後方支援病床の確保を支援している。7年度の利用件数は199件であった。

●区民への啓発、家族への支援

在宅療養について、区民の理解を深める機会を提供することを目的に講演会を実施している。7年度は3回開催し、参加者数は延べ618人であった。

22 介護施設の整備と介護人材の確保

(1) 介護施設の整備と介護人材の確保

●老人ホーム

1 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

原則、要介護3以上の認定を受け、常時介護が必要なため家庭での生活が困難な高齢者などを対象とした入所型施設である。入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話を行うことを目的としている。

区では、社会福祉法人が施設を建設する場合、建設費用の一部を助成することにより、設置促進を図っている。8年4月1日現在、37施設（定員2,811人）がある。

[介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）]

8年4月1日現在

名 称	開設年月	定員 (人)	設置・運営
育秀苑	昭和 62年11月	60	(福) 育秀会
田柄	平成 元年4月	100	(福) 練馬区社会福祉事業団
光陽苑	3年4月	60	(福) 泉陽会
関町(※)	5年6月	70	(福) 練馬区社会福祉事業団
富士見台	6年6月	50	(福) 練馬区社会福祉事業団
やすらぎの里大泉	6年11月	50	(福) 章佑会
練馬キングス・ガーデン	8年12月	50	(福) キングス・ガーデン東京
第2 育秀苑	10年4月	50	(福) 育秀会
第二光陽苑	11年4月	100	(福) 泉陽会
大泉	11年4月	170	(福) 練馬区社会福祉事業団
やすらぎミラージュ	11年5月	70	(福) 章佑会
練馬高松園	12年4月	100	(福) 東京福祉会
土支田創生苑	13年4月	86	(福) 創生
moi〜モア〜	15年4月	90	(福) 練馬豊成会
豊玉南しあわせの里	16年4月	63	(福) 安心会
こぐれの里	17年4月	50	(福) 東京雄心会
さくらヶ丘	19年2月	72	(福) 北山会
第2 練馬高松園	19年10月	65	(福) 東京福祉会
こぐれの杜	22年4月	60	(福) 東京雄心会
みさよはうす土支田	22年4月	30	(福) シルヴァーウィング
サンライズ大泉	24年11月	100	(福) サンライズ
石神井台秋月	25年3月	177	(福) さわらび会
南大泉かがやきの里	25年4月	47	(福) 安心会
上石神井	25年5月	30	(福) 練馬区社会福祉事業団
第3 育秀苑	25年6月	60	(福) 育秀会
やすらぎグランド	26年6月	90	(福) 章佑会
やすらぎシティ東大泉	26年12月	101	(福) 章佑会
タムスさくらの杜練馬	29年8月	108	(福) 春和会
練馬の丘キングス・ガーデン	29年8月	96	(福) キングス・ガーデン東京
タムスさくらの杜練馬アネックス	31年4月	83	(福) 春和会
上石神井幸福苑	令和 元年10月	40	(福) こうほうえん
あおぞら緑小竹テラス	2年9月	30	(福) 宝満福祉会
第3 練馬高松園	3年5月	72	(福) 東京福祉会
練馬いやし園	4年2月	55	(福) 気づき福祉会
ケアホーム練馬	4年6月	72	(福) 道心会
おおいずみの里	4年8月	108	(福) 香南会
大泉学園ふれあいの里	4年10月	96	(福) 安心会

※：関町特別養護老人ホームは8年4月から11年3月まで改築工事のため休止予定

2 都市型軽費老人ホーム

60歳以上で、自炊ができない程度の身体機能の低下が認められ、独立して生活するには不安が認められる高齢者を対象とした入所型施設である。自立した生活の維持を支援するため、食事などのサービスが提供されている。

また、居室の床面積・職員配置等の基準を緩和し、利用料の低廉化を図った都市型軽費老人ホームの設置促進のため、区では民間事業者等が施設を整備する場合、建設費用の一部を助成している。8年4月1日現在、17施設（定員330人）がある。

●介護老人保健施設

要介護1～5の認定を受け、病状が安定し、入院治療を要しないものの医療上のケアを必要とする高齢者などを対象とした入所型施設である。医学的な管理の下で介護や機能訓練などを行い、在宅復帰を支援することを目的としている。8年4月1日現在、14施設（定員1,316人）がある。

●地域密着型サービス

平成18年4月に創設され、原則として区民のみが利用できるサービスで、区内にはつぎの7種類がある。

民間事業者等が施設を整備する場合、建設費用の一部を助成することにより、設置促進を図っている。

1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて定期巡回および随時対応の訪問介護や訪問看護を行う。

[対象] 要介護1～5の認定を受けた高齢者など

[サービス] 起床介助、食事介助、入浴介助など

2 夜間対応型訪問介護

夜間、定期的な訪問に加え、緊急時など利用者の求めに応じた随時訪問を行う。

[対象] 要介護1～5の認定を受けた高齢者など

[サービス] 排せつ介助、体位変換、安否確認など

3 地域密着型通所介護

定員18人以下の小規模なデイサービスである。

[対象] 要介護1～5の認定を受けた高齢者など

[サービス] 入浴、食事、機能訓練など

4 認知症対応型通所介護

認知症に対応したデイサービスである。

[対象] 要支援1・2または要介護1～5の認定を受けた認知症の高齢者など

[サービス] 入浴、食事、機能訓練など

5 小規模多機能型居宅介護

事業所への「通い」を中心に、「宿泊」や自宅に来てもらう「訪問」サービスを、利用者の希望などに応じて組み合わせて利用できる。

〔対象〕 要支援 1・2 または要介護 1 ～ 5 の認定を受けた高齢者など

〔サービス〕 入浴、食事、機能訓練など

6 看護小規模多機能型居宅介護

事業所への「通い」を中心に、「宿泊」や自宅に来てもらう「訪問介護」と「訪問看護」サービスを、利用者の状況や希望に応じて組み合わせて利用できる。「通い」や「宿泊」でも看護サービスを受けることができる。

〔対象〕 要介護 1 ～ 5 の認定を受けた高齢者など

〔サービス〕 入浴、食事、機能訓練など

7 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

家庭的な環境のもと、少人数で共同生活をしながら介護を受けられる施設である。

〔対象〕 要支援 2 または要介護 1 ～ 5 の認定を受けた認知症の高齢者など

〔サービス〕 入浴、食事、機能訓練など

●事業者状況

区内の介護サービス事業者には、つぎの種類がある。

1 都指定

- (1) 居宅サービス・介護予防サービス事業者
- (2) 介護保険施設

2 区指定

- (1) 居宅介護支援事業者
- (2) 介護予防支援事業者
- (3) 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス事業者
- (4) 訪問サービスや通所サービスのサービス・活動事業者

〔区内の居宅サービス・介護予防サービス事業者等の状況〕

8 年 4 月 1 日現在

サービスの種類	事業者数	介護予防サービス事業者数
居宅介護支援	174	－
介護予防支援	－	28
訪問介護	201	－
訪問入浴介護	9	9
訪問看護	115	113
訪問リハビリテーション	18	18
通所介護	80	－
通所リハビリテーション	19	19
短期入所生活介護	41	39
短期入所療養介護	14	14
特定施設入居者生活介護	90	63
福祉用具貸与	42	42
特定福祉用具販売	45	45
合 計	848	390

〔区内の介護保険施設の状況〕

8 年 4 月 1 日現在

サービスの種類	施設数
介護老人福祉施設（定員 2,811人）	37
介護老人保健施設（定員 1,316人）	14
合 計	51

〔区内の地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス事業者の状況〕

8 年 4 月 1 日現在

サービスの種類	事業者数	介護予防サービス事業者数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	14	－
夜間対応型訪問介護	2	－
地域密着型通所介護	90	－
認知症対応型通所介護	10	10
小規模多機能型居宅介護	13	13
看護小規模多機能型居宅介護	10	－
認知症対応型共同生活介護	39	39
合 計	178	62

〔区内のサービス・活動事業者の状況〕

8 年 4 月 1 日現在

サービスの種類	事業者数
訪問サービス	152
通所サービス	140
合 計	292

●社会福祉法人練馬区社会福祉事業団

（福）練馬区社会福祉事業団は、区立の特別養護老人ホームなどの社会福祉施設の効率的・効果的運営を図ることを目的に、平成4年10月に区の外郭団体として設立した社会福祉法人である。

令和8年4月1日現在、指定管理者として、デイサービスセンター5施設、はつらつセンター3施設等を運営管理している。区の委託事業として、地域包括支援センター9施設、敬老館等を運営し、介護予防支援事業を実施するほか、練馬福祉人材育成・研修センターにおいて、介護および障害福祉サービス従事者の確保・育成・定着を支援する事業を実施している。

また、平成23年4月に民営化した旧区立特別養護老人ホーム（デイサービスセンター併設）を運営するほか、25年5月に同法人が初めて建設した上石神井特別養護老人ホームを開設し、26年12月には都市型軽費老人ホーム橋戸の丘を開設し運営している。

●福祉人材の確保・育成・定着支援

良質な福祉サービスが安定的に提供されるよう福祉人材の確保、育成、定着を支援している。

〔福祉人材確保・育成・定着支援事業〕（単位：人）7年度

区 分		申請者・ 受講者数など
練馬区福祉人材育成・研修センター事業		4,880
受講料等 助成	介護職員初任者研修受講料助成	53
	介護職員実務者研修受講料助成	134
	介護福祉士資格取得費用助成	81
	介護支援専門員資格取得費用助成	9
	介護支援専門員資格更新研修費助成	43
	主任介護支援専門員資格取得費用助成	10
	主任介護支援専門員資格更新研修費助成	11
介護従事者養成研修事業		152（※）

※：修了者数

23 元気高齢者の社会参加・フレイル予防の推進

(1) 高齢者の多様な社会参加の促進

●老人クラブ・文化祭など

1 老人クラブ等運営助成

地域のおおむね 60 歳以上の高齢者で組織する老人クラブや、老人クラブで組織する老人クラブ連合会の活動を支援するため、助成金を交付している。7 年度のクラブ数は 100 団体（会員数 5,621 人）、助成額は老人クラブが 2,699 万円、老人クラブ連合会が 586 万円であった。

2 老人クラブ農園

農園事業を実施している老人クラブに農園を提供している。7 年度末現在の農園数は 20 か所 14,120.2 m²で、延べ 35 の老人クラブが利用した。

3 老人クラブゲートボール場

老人クラブ会員相互の親睦と健康の増進に寄与するため、民有地を借り上げ、ゲートボール場として提供している。7 年度末現在、1 か所 1 面を提供し、1 つの老人クラブが利用した。

4 寿文化祭

練馬区老人クラブ連合会の主催で、おおむね 60 歳以上の高齢者を対象に、芸能大会を開催している。7 年度は地区ごとに分けて実施した。

●高齢者サークル事業助成

高齢者サークルが行うボランティア活動および会員以外の区民等の参加を中心とする事業に対して、事業費の一部を助成している。7 年度の助成額は 11 サークル計 35 万円であった。

●公益社団法人練馬区シルバー人材センター

働くことを通して健康を保持するとともに、生きがいなどを得ることを目的として、昭和 52 年 7 月に設立され、平成 23 年 4 月に公益社団法人となった。

区に居住する、おおむね 60 歳以上の健康で働く意欲があり、就業および社会奉仕活動等を通じて生きがいの充実や社会参加等を希望する人で構成される会員組織である。7 年度末現在の会員数は 3,742 人で、受注実績は 15 億 4,654 万円であり、延べ 310,598 人が就業した。

●高齢者就業・社会参加支援事業

1 元気高齢者介護施設業務補助事業

介護現場で元気な高齢者が活躍できるよう、（公社）練馬区シルバー人材センターの会員を、介護施設の清掃や洗濯などの軽作業の担い手として活用している。7 年度は、特別養護老人ホーム、認知症対応型グループホーム、介護老人保健施設、通所介護（デイサービス）を対象とした。また、請負・委任による就業のほか、派遣による就業を行った。

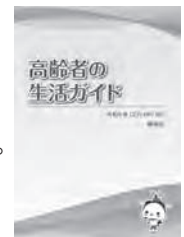
2 シニアセカンドキャリア応援事業

高齢者が長年培ってきた知識や経験を生かして、様々な場面で活躍できるよう、就業や地域活動に関する情報を紹介し、高齢者の希望に沿った社会参加につなげている。

おおむね 60 歳以上を対象に、セミナー、個別相談、企業による説明会を行い、延べ 154 人が参加した。また、希望者には個別就業相談会の実施や、就業前に職場の見学・体験の機会を設け、高齢者と企業の相互理解を促進した。

●高齢者の生活ガイド

区が実施している高齢者向けの保健・福祉サービス等を掲載した冊子を 3 年に 1 回発行し、無料配布している。



〔高齢者の生活ガイド〕

●高齢者いきいき健康事業

75 歳以上の高齢者が、公衆浴場・理美容店・豊島園庭の湯等、7 事業から希望の 1 事業に利用できる「いきいき健康券」を交付している。7 年度は 31,920 人の申込みがあった。

●敬老祝品

最高齢者、百歳以上、白寿（99 歳）、米寿（88 歳）の区民にそれぞれ祝品を贈呈している。7 年度は、祝品を最高齢者（107 歳）1 人、百歳以上 596 人、白寿 389 人、米寿 4,008 人に贈呈した。

●高齢者みんな健康プロジェクト

区が保有する医療・健診・介護等のデータを活用し、管理栄養士・歯科衛生士・保健師の資格を持つ高齢者保健指導専門員が地域包括支援センターや練馬区薬剤師会と連携して、高齢者の健康について総合的な支援を行う。後期高齢者の糖尿病重症化予防や多数の処方薬がある人への支援、フレイル予防の支援、健診未受診者への働きかけを個別訪問により行うほか、地域の理学療法士などと連携して健康教室事業等を行い、高齢者の健康の保持・増進につなげている。

〔支援内容〕		7年度
区 分	延べ件数・回数など	
個別訪問支援	893件	
健康教育・健康相談	234回 2,810人	

●公衆浴場活用事業「フロ・マエ・フィットネス」

55歳以上の人を対象に、公衆浴場の営業時間前に、筋力向上トレーニング等の体操教室を行っている。また、運動の後は、入浴による交流の場を提供している。7年度の参加者は1,843人だった。

●オンラインによる介護予防事業・スマホ事業

1 オンラインツールを活用した介護予防・フレイル予防事業

自宅等で他者と交流しながら心身機能の維持に取り組めるよう、理学療法士による介護予防・フレイル予防講座（講義・運動）を7年度は年10回開催しオンラインツールを活用し、メイン会場のはつらつセンターからリアルタイム配信を行い、敬老館、街かどケアカフェおよび自宅で他者と交流しながら参加することができる。

2 スマートフォン教室・相談会

高齢者のデジタル格差解消を目指し、はつらつセンター、敬老館および街かどケアカフェで、都が実施する「高齢者向けスマートフォン利用普及啓発事業」などを活用し、スマートフォン教室・相談会を実施している。また、はつらつセンターに常設のスマホ相談窓口を開設し、スマートフォンの基本操作の質問に対応している。

3 シニアデジタル活用支援事業

高齢者のデジタル格差を解消し、かつ元気高齢者の活躍の場を拡大するため、（公社）練馬区シルバー人材センターと連携して、シニアのスマホ相談員による相談会を開催した。

4 フレイル予防アプリ「フィット&ゴー」

おおむね55歳以上の人を対象に、フレイル予防のためのアプリを開発し、5年9月から配信している。アプリは、歩数や睡眠時間などによりAIがフレイルリスクを判定し、一人ひとりにあった健康アドバイスを配信する。また、東京都「100年活躍ナビ」やアプリのプッシュ通知を活用し、社会参加等に関する情報を発信する。7年度の登録者数は4,495人だった。

●高齢者施設

1 はつらつセンター

60歳以上の高齢者を対象に、健康の増進、教養および福祉の向上を図ることを目的とした高齢者センターを、平成元年7月に光が丘、7年10月に関、16年10月に豊玉に開設した。29年4月のはつらつセンター大泉開設と同時に、高齢者センターの名称を「はつらつセンター」に変更した。

2 敬老館等

地域の高齢者施設として敬老館、また敬老館事業を行う施設として厚生文化会館、地区区民館が設置されている。

これらの施設には、娯楽室、休養室、集会室等があり、高齢者の憩いと交流の場として利用されている。

〔高齢者施設の個人利用状況〕（単位：延べ人）

施設名	5	6	7
〈はつらつセンター〉			
光が丘	51,054	53,417	58,658
関	17,707	20,780	20,934
豊玉	30,010	36,133	37,053
大泉	36,465	38,944	40,039
〈敬老館〉			
栄町	8,896	8,336	7,454
南田中	8,237	7,919	8,429
高野台	7,591	8,073	－（※）
三原台	10,084	10,081	11,117
石神井	10,358	10,350	10,747
石神井台	5,659	5,357	6,130
上石神井	7,552	7,308	7,367
東大泉	8,325	6,873	－（※）
西大泉	8,503	8,743	8,711
大泉北	8,526	8,847	9,189
〈敬老室〉			
厚生文化会館	2,706	2,515	2,481
地区区民館	54,946	52,168	47,543
合 計	276,619	285,844	275,852

※：高野台敬老館および東大泉敬老館は、地域包括支援センターおよび街かどケアカフェに機能転換し、7年3月31日に閉館した。

(2) 介護予防の推進

●介護予防・日常生活支援総合事業

一般介護予防事業とサービス・活動事業で構成され、介護予防と日常生活の自立を支援することを目的とする。

1 一般介護予防事業（健康長寿はつらつ事業）

- (1) 介護予防普及啓発事業
 - ・ はつらつライフ手帳の発行
 - ・ 介護予防キャンペーン
 - ・ 健康長寿はつらつ教室
 - ・ 認知症予防啓発
 - ・ いきがいデイサービス事業
 - ・ 高齢者のための料理本「練馬発わかわか かむ かむ元気ごはん」の普及
- (2) 地域介護予防活動支援事業
 - ・ 認知症予防プログラム
 - ・ 介護予防推進員活動支援
 - ・ 認知症予防推進員活動支援
 - ・ フレイル予防サポーター育成・支援
- (3) 地域リハビリテーション活動支援事業
 - ・ 自主活動支援・自立生活支援
- (4) 介護予防把握事業
 - ・ はつらつシニアクラブ
- (5) 街かどケアカフェ

高齢者をはじめとする地域の人が気軽に集い、介護予防について学べる、交流・相談・介護予防の拠点として、常設型8所（区立施設内）、地域サロン型41所（地域の集いの場）計49所で運営している。

また、27所の地域包括支援センターが地域に出向いて開催する、出張型街かどケアカフェを実施している。

2 サービス・活動事業

- (1) 訪問型サービス
 - ・ 訪問サービス
 - ・ シルバーサポート事業
- (2) 通所型サービス
 - ・ 通所サービス
 - ・ 食のほっとサロン
 - ・ 高齢者筋力向上トレーニング

第3章

安心を支える福祉と医療のまち

31	障害者の地域生活を 支える	120	33	地域福祉の推進	131
32	生活の安定に向けた 自立の応援	127	34	医療環境の充実	134
			35	健康づくりの推進	137



地域活動マッチングイベントの様子

31 障害者の地域生活を支える

(1) 総合相談体制を構築する

●相談支援の充実

1 総合福祉事務所および保健相談所

総合福祉事務所（身体・知的障害）および保健相談所（精神障害）では、障害者（難病患者等を含む。）やその家族からの相談に応じ、福祉サービスの案内等を行っている。

〔障害者支援系の相談件数〕 (単位：件) 7年度

種別	総合福祉事務所			
	練馬	光が丘	石神井	大泉
身体障害者手帳交付	3,161	3,789	1,928	2,472
自立支援医療（更生医療）	1,715	1,285	1,190	785
補装具交付	900	1,240	1,197	888
職業	—	—	—	—
施設入所および紹介	541	655	540	558
医療保健	1,476	2,579	1,048	1,460
在宅・生活	4,058	9,169	6,202	5,660
無料乗車券	772	695	676	454
その他	145	267	190	123
小計	12,768	19,679	12,971	12,400
合計	57,818			

〔知的障害者担当系の相談件数〕 (単位：件) 7年度

種別	総合福祉事務所			
	練馬	光が丘	石神井	大泉
施設入所	140	848	493	520
職親（しよくおや）委託	—	—	—	—
職業	41	106	30	96
医療保健	12	39	10	50
生活	75	86	83	133
教育	36	68	28	90
その他	10,439	12,272	9,500	6,791
小計	10,743	13,419	10,144	7,680
合計	41,986			

〔保健相談所の保健師等による相談者数〕 (単位：人) 7年度

相談内容	保健相談所					
	豊玉	北	光が丘	石神井	大泉	関
一般精神（心の健康）	3,752	4,345	3,347	6,395	2,380	2,793
社会復帰	1,150	145	455	1,016	319	426
依存（アルコール・薬物等）	164	121	115	195	52	49
児童・思春期	106	104	146	379	142	65
高齢者精神	20	41	45	40	33	7
小計	5,192	4,756	4,108	8,025	2,926	3,340
合計	28,347					

2 障害者地域生活支援センター

障害者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように必要な支援を行う施設で、相談、各種講座の開催、地域との交流を通じた障害への理解の促進などの事業を行っている。

〔障害者地域生活支援センターの相談件数〕 (単位：件) 7年度

施設	きらら	すてっぴ	ういんぐ	さくら
サービス利用	2,169	2,950	3,569	6,235
障害状況の悩み	6,785	4,245	7,224	3,892
就労	132	112	130	57
社会生活	707	918	855	481
その他	653	347	92	65
小計	10,446	8,572	11,870	10,730
合計	41,618			

3 障害者虐待防止センターの設置

「障害者虐待防止法」に基づいて設置され、虐待の通報・届出の受付および虐待の防止のための相談等の対応、実施体制に関する総合調整等を行っている。

●手帳の交付

「身体障害者福祉法」、「東京都愛の手帳交付要綱」および「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づいて、都が身体障害者手帳、愛の手帳および精神障害者保健福祉手帳の発行を行っており、区が受付、交付事務等を行っている。

交付を受けた障害者は、各種福祉制度のほか、交通機関の運賃割引や税の軽減措置などが利用できる。

〔身体障害者手帳所持者数〕 (単位：人) 各年度末現在

区分	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語機能障害	内部障害	肢体不自由	合計
5年度	1,520 (31)	2,183 (112)	265 (—)	7,268 (91)	8,982 (268)	20,218 (502)
6年度	1,534 (30)	2,277 (114)	259 (—)	7,504 (97)	9,022 (262)	20,596 (503)
7年度	1,521 (28)	2,327 (105)	256 (—)	7,544 (95)	8,735 (263)	20,383 (491)

注：①（ ）内の人数は18歳未満を再掲
②7年度は、東京都が未届の死亡者を手帳交付台帳から職権により削除したため、6年度に比べ減少した。

〔知的障害者（児）愛の手帳所持者数〕

(単位：人) 各年度末現在

区分 年度	最重度	重度	中度	軽度	合計
5	188 (22)	1,395 (268)	1,223 (306)	2,786 (662)	5,592 (1,258)
6	187 (20)	1,437 (281)	1,243 (316)	2,914 (722)	5,781 (1,339)
7	185 (16)	1,473 (306)	1,280 (344)	3,033 (743)	5,971 (1,409)

注：() 内の人数は 18 歳未満を再掲

〔精神障害者保健福祉手帳所持者数〕

(単位：人) 各年度末現在

区分 年度	1 級	2 級	3 級	合計
5	491	4,689	4,328	9,508
6	482	4,991	4,788	10,261
7	506	5,347	5,249	11,102

(2) サービス提供体制を拡充する

●障害者総合支援法

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」は、障害者に必要な支援を規定した法律で、平成 25 年 4 月から施行された。

1 対象者

身体障害者手帳所持者、愛の手帳所持者または知的障害があると判定された人、精神障害者保健福祉手帳所持者または精神障害（発達障害を含む。）があると判定された人、難病患者等が対象である。

2 障害支援区分認定

「障害者総合支援法」では、支給決定の仕組みの透明化・明確化のため、障害支援区分認定制度を取り入れている。

障害福祉サービス（介護給付等）を利用するには、障害支援区分認定を受ける必要がある。

一次判定（障害者の心身の状態についての認定調査等による）、二次判定（障害保健福祉の学識経験者で構成される審査会による）を行い、障害支援区分 1 ～ 6 が認定される。その後、サービス利用意向の聴取などを経て、サービス内容等を決定する。

〔障害支援区分の判定状況〕

(単位：件) 7 年度

支援 対象者	判定区分							計
	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	
身体 障害者	—	2	8	59	45	46	134	294
知的 障害者	—	4	63	101	154	142	194	658
精神 障害者	—	—	208	190	62	7	6	473
難病 患者等	—	—	—	—	—	—	1	1
計	—	6	279	350	261	195	335	1,426

●「障害者総合支援法」による障害福祉サービス等

「障害者総合支援法」による給付は、介護給付、訓練等給付、地域相談支援給付、計画相談支援給付、自立支援医療、補装具費支給の自立支援給付と地域生活支援事業で構成されている。

1 自立支援給付

(1) 給付状況

〔給付状況〕

(単位：人) 7 年度

区 分	内 容	延べ人数
介護給付	居宅介護（身体・家事）	13,668
	重度訪問介護	1,611
	同行援護	2,551
	行動援護	121
	療養介護	999
	生活介護	15,908
	短期入所	3,450
	重度障害者等包括支援	—
	施設入所支援	6,045
訓練等給付	自立訓練	1,247
	就労選択支援	6
	就労移行支援	3,698
	就労継続支援	17,429
	就労定着支援	2,137
	自立生活援助	12
	共同生活援助	11,915
地域相談支援給付	地域移行支援	17
	地域定着支援	—
計画相談支援給付	計画相談支援	14,391

(2) 自立支援医療

自立支援医療には、精神通院医療、更生医療、育成医療の 3 種類がある。7 年度の利用者は精神通院医療が 17,954 人、更生医療が 823 人、育成医療が 9 人であった。

(3) 補装具費支給

障害の種別、状態に応じて、車椅子、義足、視覚障害者安全つえ、補聴器などの費用を支給している。7 年度の支給状況は購入 840 件、修理 582 件の計 1,422 件であった。

2 地域生活支援事業

障害者が地域で自立した生活ができるように、障害状況に応じた支援を行う。主な事業はつぎのとおりである。

(1) 意思疎通支援事業

意思疎通に支障のある障害者を支援するため、手話通訳者派遣や要約筆記者派遣を行っている。

7年度の派遣回数は、手話通訳3,000件、要約筆記343件であった。また、本庁舎、総合福祉事務所、障害者地域生活支援センターの窓口到手話通訳者を設置しており、7年度の設置回数は344回であった。

そのほか、タブレット等を通して手話オペレーターが通訳する遠隔手話通訳・電話代理支援サービスを実施している。7年度の利用件数は合計70件であった。

また、失語症者向け意思疎通支援者の団体派遣を行っている。7年度の派遣件数は303件であった。

(2) 日常生活用具および住宅設備改善費の給付

障害者の在宅生活を支援するための制度で、特殊寝台、携帯用会話補助装置などの日常生活用具や浴室、便所等の改善費用を給付している。住宅設備改善費の給付については、65歳以上の人は屋内移動設備・階段昇降機のみが対象になる。40～64歳の「介護保険法」に基づく住宅改修の対象者は、介護保険の住宅改修費の受給後、不足する分が対象となる場合がある。7年度の日常生活用具の給付は13,027件、住宅設備改善費の給付は16件であった。

なお、7年度から障害児（18歳未満）については、保護者の所得にかかわらず支給対象とし、支援の充実を図った。

(3) 移動支援事業

地域での自立生活や社会参加を促すために、屋外での移動が困難な障害者に対し、外出のための支援を行っている。7年度の利用者は延べ12,700人であった。

(4) 地域活動支援センター事業

障害者の創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図っている。区内に6か所ある。

(5) 訪問入浴サービス事業

重度身体障害者で、家族等の介護だけでは入浴困難な人を対象として、巡回入浴車による訪問入浴を行っている（介護保険対象者を除く。）。7年度の利用者は延べ823人であった。

(6) 日中一時支援事業

障害者の日中における活動の場を確保し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練を行うと

ともに、家族等の就労支援、一時的な休息の確保を行っている。7年度の利用者は延べ1,131人であった。

(7) 障害者在宅生活あんしん事業

身体に障害がある人等が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、緊急時に民間の受信センターへ通報する無線発報機を貸与する。7年度末現在の利用者数は17人であった。

(8) 重度障害者大学等修学支援事業

大学等における重度障害者の修学に必要な支援体制の促進を目的として、大学等での修学に必要な介護を行う。7年度の利用者数は2人であった。

(9) 重度障害者等就労支援事業

就労機会の拡大や社会参加の促進を図ることを目的として、重度障害者が通勤や職場等で必要となる支援を行う。7年度の利用者数は2人であった。

3 「児童福祉法」による障害児支援給付

「児童福祉法」による給付は、障害児通所支援および障害児相談支援で構成されており、障害児が地域生活を営めるよう支援を行っている。

〔給付状況〕		(単位：人) 7年度
支援・サービス等	延べ人数	
児童発達支援	14,342	
放課後等デイサービス	17,499	
居宅訪問型児童発達支援	72	
保育所等訪問支援	2,270	
障害児相談支援	5,374	

● 「障害者総合支援法」以外の障害福祉サービス

1 紙おむつの支給

在宅の身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度の人に紙おむつ等を支給している。7年度は延べ5,755人に支給した。年齢、所得による対象制限がある。

なお、7年度から、障害児（20歳未満）については、保護者の所得にかかわらず支給対象とし、支援の充実を図った。

2 出張調髪

東京都重度心身障害者手当の受給者で外出が困難な人、もしくは同等の障害を有する人を対象に、区内理容組合、美容組合の協力を得て、在宅で出張調髪を受けられる利用券を、年6枚まで交付している。1回当たり500円の利用者負担金がある。7年度の利用者は、延べ567人であった。

3 福祉タクシー券の交付

外出困難な心身障害者の社会生活の利便を図るため、1か月につき500円券6枚、100円券5枚を交付している。7年度の交付人数は、4,879人であった。年齢、所得による対象制限がある。

なお、7年度から、障害児（20歳未満）については、

保護者の所得にかかわらず支給対象とし、支援の充実を図った。

4 リフト付福祉タクシーの運行

身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳所持者で外出時に車椅子等を利用する人を対象に、予約料および迎車料を区が負担している。7年度の運行回数は46,359回であった。

5 自動車燃料費助成

外出困難な心身障害者を対象に、1か月2,800円の燃料費を助成している。7年度末現在の受給者は1,457人であった。年齢、所得による対象制限がある。

なお、7年度から、障害児（20歳未満）については、保護者の所得にかかわらず支給対象とし、支援の充実を図った。

6 中等度難聴児発達支援事業

身体障害者手帳の交付対象とならない区内居住の18歳未満の中等度難聴児を対象に、補聴器の購入費用の一部を助成している。7年度は35件の助成を行った。

7 重症心身障害児（者）等在宅レスパイトおよび当該家族の就労等支援事業

医療的ケアを必要とする重症心身障害児（者）等の健康の保持と在宅で介護する家族の介護負担の軽減および当該家族の就労等の支援を図ることを目的として、訪問看護事業所から看護師等を1年度の間に288時間を限度に、1回あたり2～4時間の範囲で派遣し、家族が行っている医療的ケアや食事・排泄の介助等を行っている。7年度は延べ1,386回実施した。

また、7年度より重症心身障害児（者）等の居宅外レスパイト事業を開始した。7年度は延べ40回実施した。

●障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の推進

障害者に関する基本的な計画の「障害者計画」と障害福祉サービス等の提供体制確保のための「障害福祉計画」、障害児に関するサービス等の提供体制確保のための「障害児福祉計画」がある。

6年3月に『ビジョン』を上位計画とする個別計画である「練馬区障害者計画（令和3～8年度）」を一部改定するとともに、「第七期障害福祉計画・第三期障害児福祉計画」を策定し、障害者施策の充実に取り組んでいる。

●障害者が地域で暮らし続けられる基盤の整備

障害者が住み慣れた地域のなかで、自立して暮らし続けることができるよう、障害特性に応じた住まい・日中活動・障害福祉サービス等、障害者のライフステージに応じたサービスの充実に取り組んでいる。

1 地域生活支援拠点の整備

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、

居住支援のための機能（①相談、②緊急時の受入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成等）を備えた地域生活支援拠点の整備を進めている。

(1) 障害者地域生活支援センターを中心とした「面的整備型」

障害者地域生活支援センターと大泉つつじ荘・しらゆり荘を中心とし、民間事業所と連携した面的な体制整備を強化している。

(2) 重度障害者グループホームと一体となった「多機能型」

3年2月に北町地域に開設したゆめの園上宿ホームに続き、区内2か所目の多機能型地域生活支援拠点を8年5月に旧石神井町福祉園用地に開設した。

2 共生型サービスを活用したショートステイの充実

障害者が身近な場所でサービスを受けられるよう、区内特別養護老人ホームの空床を利用し、共生型サービス（※）を活用したショートステイを4年3月から開始している。7年度は光が丘ライフプラザでショートステイを開始した。

※共生型サービス：

介護保険と障害福祉サービスを同一の事業所で一体的に提供するサービス

3 医療的ケアが必要な障害者への支援の充実

(1) 三原台二丁目用地を活用した、医療的ケアにも対応した重度障害者の地域生活支援拠点を整備する。通いの場の提供、医療型ショートステイ、地域の医療的ケアを支える人材の育成等を実施する。さらに、特別区の取組としては初となる、医療的ケアが必要な障害者に対する24時間医療・介護が提供される生活の場を整備する。

(2) 医療的ケアが必要な障害者の通いの場の充実

関町福祉園用地に、民間事業者が整備・運営する生活介護事業所等を誘致する。また、福祉園等の障害福祉サービスを実施する施設で、医療的ケアが必要な障害者の受入れを開始し、重度心身障害者の通所定員を拡大する。7年度は定員を1人拡大した。

(3) 医療的ケアに対応したショートステイの充実

医療的ケアをしている家族の負担を軽減するため、医療的ケアに対応したショートステイを1施設で実施した。今後も実施施設の拡大に向けた検討を進める。

4 ペアレントトレーニング・障害児のきょうだい児支援

(1) ペアレントトレーニング等の実施

発達に課題を抱える児童の保護者や養育者を対象に子育てに関する講座を実施している。また、講座に参加した保護者や養育者を対象にフォローアップ講座を開催し継続的に子育ての支援を実施

する。7年度は、子どもへの肯定的な働きかけや子育てのポイント、環境の調整等を学ぶ講座（全7回）を2クール実施した。

(2) 障害児のきょうだい児支援の実施

障害児が兄弟姉妹にいる児童を対象に、障害理解のための講座や子どもたち同士の交流を目的としたレクリエーション活動を実施し、活動を通して児童の不安解消の促進と支援を行う。7年度は、主に小学生以下のきょうだい児およびその家族を対象としたレクリエーション活動を2回実施した。また、主に中学生以上のきょうだい児を対象とした相談員（ピアサポーター）による相談事業を1回実施した。

●福祉園等

福祉園等では、「障害者総合支援法」に基づく生活介護事業を実施し、日中活動の場として、心身の発達や社会生活能力を維持向上させるための支援を行っている。

谷原フレンドでは、日中一時支援事業として入浴サービスも行っている。

〔福祉園等在籍者数〕 (単位：人) 7年4月1日現在

施設名	在籍者
大泉町福祉園	59
氷川台福祉園(※)	56
関町福祉園	33
光が丘福祉園	38
大泉学園町福祉園(※)	63
貫井福祉園	31
谷原フレンド	22

※：氷川台福祉園および大泉学園町福祉園では、医療的ケアを必要とする重症心身障害者を受け入れている。（1日当たり 氷川台福祉園9人、大泉学園町福祉園7人）

●中村橋福祉ケアセンター（旧心身障害者福祉センター）

中村橋福祉ケアセンターでは、障害者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な支援を行うことで、障害者の福祉の増進を図ることを目的に各種事業を行っている。

8年4月、心身障害者福祉センターを障害者自立支援施設に位置付け、施設の名称を中村橋福祉ケアセンターに変更した。

1 生活介護事業

医療的ケア等が必要で、常時介護を必要とする障害者を対象として、排せつ・食事の介護、創作的活動または生産活動の機会等を提供している。

重症心身障害者を1日当たり9人、重症心身障害に該当しない障害者を1日当たり6人受け入れている。

2 中途障害者支援事業

高次脳機能障害等の中途障害者を対象とした相談等事業、社会復帰や地域生活の充実を図るための自立訓練（機能訓練・生活訓練）および地域活動支援センター事業を行っている。7年度は、延べ68人の相談を受けた。

3 障害者 ICT 相談窓口

障害のある人の意思疎通を助ける ICT（情報支援）機器の相談・体験、操作方法のサポートを行っている。

4 講座・講習会の開催

ボランティア育成を目的とした手話講習会（初級、中級、上級、通訳養成）、中途失聴者・難聴者を対象とした手話講習会、視覚障害者・点訳ボランティア希望者を対象とした点字教室、障害者を対象とした初歩のパソコン講習会、ボランティア希望者を対象とした障害者IT支援者養成講座を実施している。

5 施設等貸出事業

障害者団体等に対して施設の貸出しや機器の利用・貸出しを行っている。7年度は、6,646人に対し施設提供を行った。

〔通所事業在籍者数〕 (単位：人) 7年4月1日現在

事業内容	在籍者
生活介護事業	16
中途障害者通所事業	18

●しらゆり荘

しらゆり荘は、障害者が介護者の事情で介護を受けられない場合等に、日中の預かりや宿泊を伴う支援を行っている。また、就労または就労継続支援事業所等に通所している知的障害者に生活の場を提供し、地域での自立生活へ向けた支援を行っている。

〔施設概要〕

事業内容	定 員
共同生活援助事業（グループホーム）	8人
日中一時事業（日中の預かり） 短期入所事業（宿泊を伴う支援）	6人（短期入所 4人を含む。）

●こども発達支援センター

医師、心理士等の専門職員を配置して18歳までの児童を対象とした相談・通所支援等の事業を実施している。

1 相談

18歳までの児童を対象に、心理士による発達相談、医師による医療相談などを予約制で行い、障害を早期発見し、適切な支援につなげる。

また、医療的ケア児等コーディネーターによる専門相談と医療的ケア児を育てた経験のある家族への相談ができる窓口を設置している。

2 通所支援

発達相談や医療相談の結果、通所支援が必要と判断された児童を対象に、精神や身体の発達に応じ、日常生活の基本動作を習得して集団適応するための専門的な支援を行っている。7年度は3,526人に通所支援を行った。

3 訪問支援

重い障害や医療的ケア等があり外出が困難な児童の居宅や障害児が通園している保育園等を訪問し、早期療育と集団適応のための専門的な支援を行っている。

4 家族支援、地域支援

通所支援児童の家族を対象とした講習会や、区民を対象とした発達の障害等に関する理解を深める取組を行う。また、障害児の家族で構成される団体等に多目的室・運動場の活動の場を提供する。7年度は14,466人に施設提供を行った。

障害児および発達に心配のある児童を一時的に預かる障害児一時預かり事業を実施している。

〔相談・一時預かり人数〕 (単位：人) 7年度

区 分	延べ人数
専門相談	5,437
障害児一時預かり事業	704

〔地域支援事業〕 7年度

内 容	実施回数 (回)	参加延べ人数 (人)
区民向け啓発事業：講演会（※1）	2	145
事業者向け支援事業：研修等（※2）	2	90

※1：対面とオンラインの同時開催

※2：対面とオンデマンドによる開催。オンデマンドには44事業所が参加

(3) 障害者の就労を推進する

●練馬区障害者就労支援センター（レインボーワーク）

就職を希望する障害者、企業等で働く障害者、障害者を雇用する企業等への支援などを行っており、(福)練馬区社会福祉協議会が運営している。

1 就労支援事業

(1) 就労相談

来訪や電話等により、働くこと等に関する相談支援を行っている。7年度は延べ1,655件の相談があった。

(2) 就職支援

アセスメントや模擬面接、履歴書等の作成支援など、延べ1,647件の就職活動支援を行った。7年度は54人が就職した。

2 職場定着支援事業

障害者が働く企業等への支援員の訪問や障害者からの相談等を行い、就労の継続を図った。7年度の対象者は948人、支援件数は延べ8,961件であった。

3 障害者就労ネットワーク推進事業

障害者就労支援ネットワーク会議は、区内の就労支援事業所や企業、特別支援学校等の関係機関で構成し、障害者就労の支援体制の構築を図った。7年度は7回開催した。

4 共同受注窓口事業

区内作業所等が企業や農業者等からの請負作業を共同で受注する体制づくりを行い、作業所利用者の工賃向上に取り組んでいる。7年度の受注件数は207件、受注金額は3,977,118円であった。

5 普及・啓発事業

9月の障害者雇用支援月間において、講演会、パネル展および障害者施設の自主生産品販売会を行った。また、区内企業等の障害者雇用への理解を深めるため、雇用支援セミナーを開催した。

●就労移行支援事業所

区では、一定期間就労に向けた訓練を経て就職を目指す場として、「障害者総合支援法」に基づく就労移行支援事業所を2か所設置している。定員は、貫井福祉工房が20人、かたくり福祉作業所が10人である。7年度の就職の状況は、貫井福祉工房が5人、かたくり福祉作業所が1人であった。

●就労継続支援B型事業所

区では、知的障害のある人のうち、一般企業などでの就労が困難な人や、一定の年齢に達している人に働く場を提供するため、「障害者総合支援法」に基づく就労継続支援B型事業所を設置している。7年4月1日現在、かたくり福祉作業所58人の利用があった。

●就労定着支援事業所

区では、一般就労した人の就労に伴う生活面の課題に対し、就労が継続できるように支援を行うため、「障害者総合支援法」に基づく就労定着支援事業所を2か所設置している。7年度の利用状況は、貫井福祉工房で16人、かたくり福祉作業所で3人であった。

〔就職などの状況〕 (単位：人) 7年度

内 容	人 数
福祉施設等から一般就労	215
就労定着支援事業の利用者	192

注：民間施設等利用者を含む

(4) 障害者の社会生活を支援する

●精神保健福祉

こころの健康を保ち、安定した生活を営むためには、本人が不調を感じた時に早めに対応・治療することや本人の変化を感じた時に周囲にいる家族等が気軽に相談できる窓口が必要である。

各保健相談所では、保健師等が家庭訪問を行い、本人および家族等の相談に応じるとともに、精神科医師による精神保健相談を行っている。7年度は延べ28,347人の相談を受けた。

精神疾患が疑われる人や未治療者等に対して実施しているアウトリーチ（訪問支援）事業では、保健師に加え、平成27年度から地域精神保健相談員（精神保健福祉士）を配置し、支援体制を強化している。このほかにも、こころの病の理解を広めるため、講演会を開催している。

また、自立支援を目的に、精神障害者に対する障害福祉サービスの提供（サービスの内容については、121ページ「●「障害者総合支援法」による障害福祉サービス等」を参照）、通院にかかる医療費（自立支援医療）や小児精神病の入院医療にかかる医療費の助成による支援も行っている。

・障害福祉サービス利用者	2,035人
・自立支援医療利用者	17,954人（再掲）
・入院医療利用者	0人

●心身障害者福祉集会所

障害者とその家族および団体を対象に、自主的活動や交流の場として、光が丘区民センター内に集会所を設置している。7年度の利用状況は、団体利用が延べ2,147団体、16,833人であった。

●福祉手当と年金、医療費助成

障害の種類、程度により、区をはじめ国、都は各種の助成を行っている。

1 練馬区心身障害者福祉手当

身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度、脳性まひ、進行性筋萎縮症および特殊疾病（360疾病）の人に月額15,500円、身体障害者手帳3級、愛の手帳4度の人および精神障害者保健福祉手帳1級の人に月額10,000円をそれぞれ年3回に分けて支給している。なお、年齢、所得等の制限がある。7年度末現在の受給者は12,411人であった。

2 東京都重度心身障害者手当

東京都心身障害者福祉センターの判定で認定された重度の心身障害者に、月額60,000円を毎月支給している。なお、年齢、所得等の制限がある。7年度末現在の受給者は514人であった。

3 特別障害者手当等（国制度）

身体または精神に重度の障害があり、日常生活において常時特別の介護を必要とする人を対象に手当を支給している。なお、年齢、所得等の制限がある。7年度は、特別障害者手当月額29,590円、障害児福祉手当および経過的福祉手当月額16,100円を年4回に分けて支給した。7年度末現在の受給者は、特別障害者手当889人、障害児福祉手当256人、経過的福祉手当3人であった。

4 心身障害者扶養共済

障害者を扶養する保護者が死亡または重度障害者になったとき、残された障害者の生活の安定を図ることを目的に、全国共通の心身障害者扶養共済制度の加入申込手続を行っている。7年度末現在の加入者は63人であった。

5 心身障害者医療費助成

身体障害者手帳1、2級（内部障害は3級まで）、愛の手帳1、2度、精神障害者保健福祉手帳1級の人が各種健康保険で受診した場合、保険診療の自己負担分の一部を助成している。なお、年齢、所得による対象制限がある。また、後期高齢者医療制度適用者については、非課税者のみ一部負担金分の助成を行っている。7年度末現在の対象者は5,562人であった。

●啓発活動等の推進

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、区報による広報、障害者福祉施設の地域交流事業など啓発活動の強化に努めている。

また、障害者の社会活動を促進するために交通手段や公共施設の改善などのほか、ボランティア活動の促進に努めている。

●福祉大会

地域社会で活躍している障害者および障害者福祉の向上に功績のあった人を表彰する大会である。7年度は、地域活躍者4人、援護功労者2人の表彰を行った。

32 生活の安定に向けた自立の応援

(1) 生活の安定に向けた自立支援を行う

●生活保護

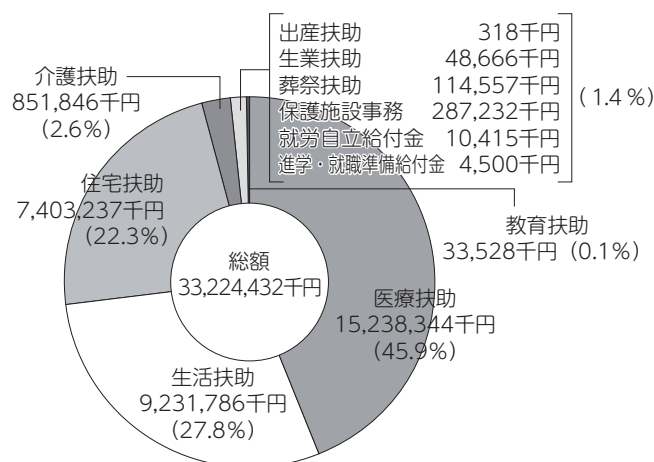
生活保護制度は、憲法第 25 条に基づき、生活に困窮する全ての国民に対し困窮の程度に応じて保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とした「最後のセーフティネット」である。

1 生活保護受給状況

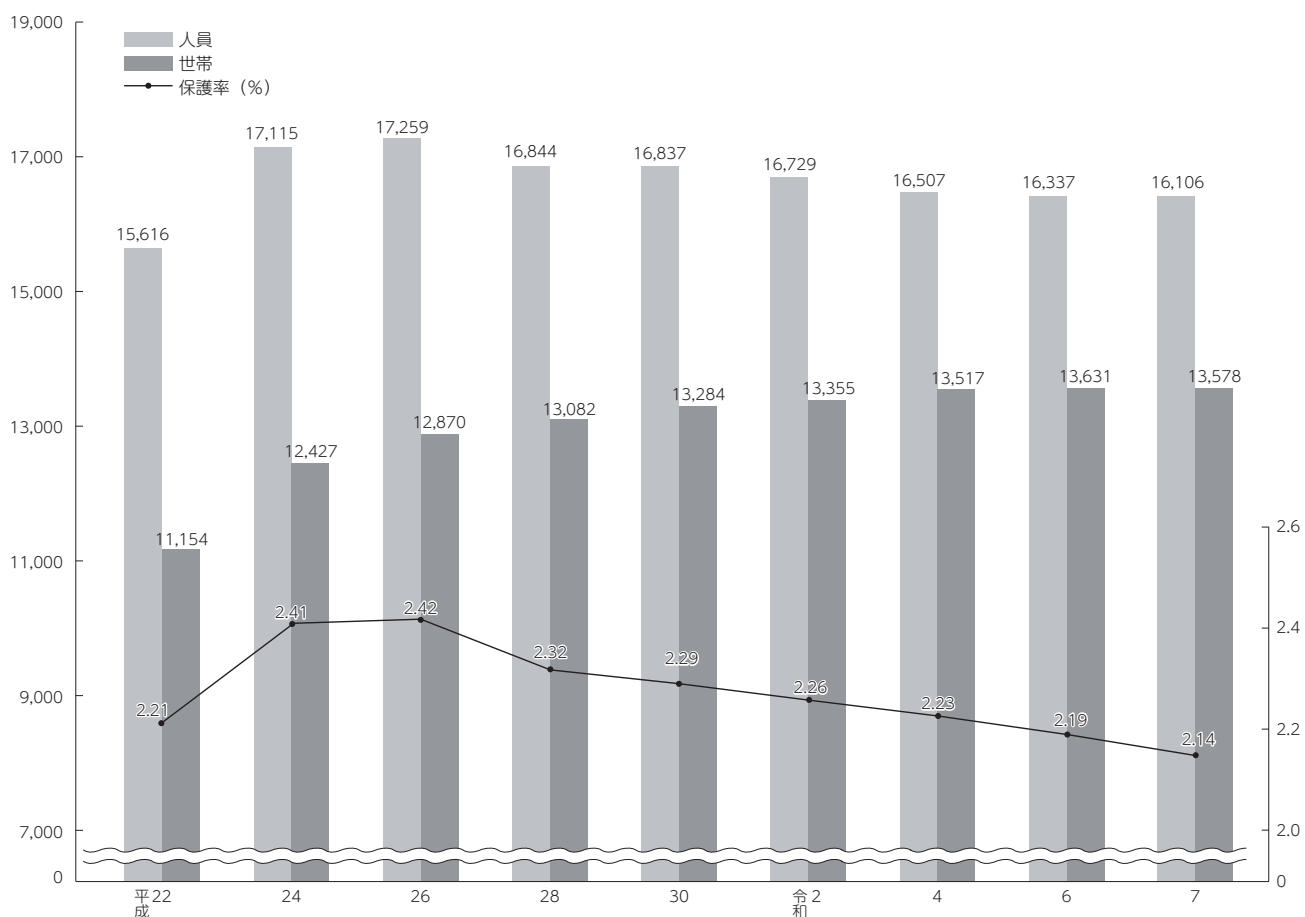
受給者は、平成 4 年度を底に増加し続けており、20 年度以降急増したが、近年は横ばい傾向である。

生活保護費の支出総額は、6 年度と比較して 0.88% 増加している。

〔生活保護費支出状況〕



〔生活保護受給世帯、受給者数および保護率の推移〕



〔生活保護世帯および人員〕

年度	実数		生活扶助		住宅扶助		教育扶助		介護扶助		医療扶助		生業扶助(※)		葬祭扶助(※)		出産扶助(※)	
	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員
3	13,451	16,607	12,015	14,700	12,316	15,022	474	673	3,023	3,151	13,068	15,867	3,745	3,769	468	468	1	1
4	13,517	16,507	12,058	14,589	12,331	14,900	426	601	3,094	3,233	13,117	15,754	3,497	3,664	515	515	4	4
5	13,571	16,411	12,102	14,516	12,414	14,870	396	552	3,129	3,269	13,209	15,721	3,393	3,637	545	545	1	1
6	13,631	16,337	12,051	14,339	12,438	14,743	372	508	3,185	3,319	13,244	15,619	3,210	3,492	532	532	3	3
7	13,578	16,106	11,910	14,011	12,361	14,520	326	453	3,239	3,373	13,220	15,507	2,822	2,895	566	566	1	1

※：生業扶助、葬祭扶助、出産扶助は各年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの年間累計数値

2 自立への取組

就労自立、社会生活自立および日常生活自立を支援するため、自立支援プログラムを策定している。7年度は6,436人を支援した。

〔実施中のプログラム〕

- 1 「生活保護受給者等就労自立促進事業」活用プログラム
- 2 就労サポート事業プログラム
- 3 精神保健福祉支援 退院促進プログラム
- 4 精神保健福祉支援 居宅生活支援プログラム
- 5 高校進学支援プログラム
- 6 学力向上支援プログラム
- 7 子ども支援プログラム
- 8 債務整理支援プログラム
- 9 居宅生活支援プログラム
- 10 金銭管理支援プログラム
- 11 高齢者世帯訪問支援業務および高齢者世帯日常生活支援プログラム

●法外援護

生活保護世帯の自立を支援するため、「生活保護法」では給付の対象とならない各種費用の支給を行っている。7年度の実績は93,797,924円であった。

〔支給内容〕

入浴証、児童・生徒への通学用被服等の購入費および中学校卒業者就職等支度金、家財保管料および処分料、自立促進費5種（就労支援・社会参加活動支援・地域生活移行支援・健康増進支援・次世代育成支援）

●生活困窮者自立支援事業

「生活困窮者自立支援法」に基づき、生活困窮者に対し、自立の促進を図ることを目的とした事業である。生活サポートセンターを相談窓口とし、自立相談支援を中心に家計改善支援、住居確保給付金の支給等を実施している。

〔生活サポートセンターの利用状況〕

（単位：人）

年度	自立相談支援事業 利用者数	家計改善支援事業 利用者数	住居確保給付金 （家賃補助）（※） 受給者数
5	2,652	15	208
6	2,567	21	127
7	2,831	25	104

※：住居確保給付金（家賃補助）については、相談、申請受付、受給期間中の就労支援を生活サポートセンターが実施する。

●戦争犠牲者の援助

1 戦没者等の遺族の援助

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等の請求受付を行っている。7年度の特別弔慰金等の請求受付は1,105件であった。

2 原爆被爆者見舞金

7年8月1日現在、区に住所がある被爆者健康手帳の交付者に、見舞金を支給している。7年度は、1人当たり12,500円を189人に支給した。

●中国残留邦人等への支援

1 支援給付

一定の要件を満たした中国残留邦人等を対象に実施している。7年度末現在、受給世帯数は44世帯、受給人員は62人であった。

2 配偶者支援金

中国残留邦人等の亡き後も配偶者が安定した生活を送るため、支援給付に加えて平成26年10月から支給している。7年度末現在、対象者は6人であった。

3 地域生活支援事業の実施

中国残留邦人等とその同伴帰国した家族に対し、通訳派遣、地域との交流事業などを実施している。

●各種資金貸付制度などの運営

1 応急小口資金の貸付け

災害や疾病等により応急に資金が必要となり、その調達が困難な方に無利子で資金を貸し付けている。

貸付限度額は、一般貸付が20万円まで、特別貸付が60万円までである。

〔応急小口資金貸付け状況〕

年 度	件 数 (件)	金 額 (千円)
5	73	8,910
6	40	4,864
7	31	4,270

2 高等学校進学準備資金の貸付け

高等学校進学者のいる生活保護世帯の自立更生を促すために、進学者1人につき7万円を限度に無利子で資金を貸し付けている。

〔高等学校進学準備資金〕

年 度	件 数 (件)	金 額 (千円)
5	3	182
6	4	192
7	1	64

3 入院資金の貸付け

65 歳以上の高齢者、身体障害者手帳や愛の手帳の所持者が入院し、入院費用（差額ベッド代、医療費等）の支払いが困難な場合に、120 万円を限度に無利子で資金を貸し付けている。7 年度は 6 件、67 万円の貸付けを行った。

●生活の安定と自立のために

1 東京都母子及び父子福祉資金の貸付け

20 歳未満の児童を扶養している母子家庭の母および父子家庭の父を対象に、事業開始、技能習得、修学など 12 種類の福祉資金を貸し付けている。7 年度は 70 件、4,142 万円の貸付けを行った。

2 女性福祉資金の貸付け

配偶者がいない女性等を対象に、11 種類の福祉資金を貸し付けている。7 年度は 2 件、138 万円の貸付けを行った。

3 入院助産

経済的な理由で、入院して出産することが困難な妊産婦が安心して出産できるように、指定病院への入院費用の全部または一部を助成している。7 年度は 21 件の利用があった。

●生活困窮世帯エアコン購入費助成事業

経済的な理由により自宅にエアコンを設置していない、または現に設置しているエアコンが故障等により使用できない生活困窮世帯に対し、エアコンの購入および設置に要する費用を助成する事業を実施することにより、夏季における熱中症による健康被害の予防を図るとともに、必要に応じ生活相談を行い、支援機関へつなぐことを目的としている。7 年度は 206 件、21,462,926 円の助成を行った。

●母子生活支援施設

「児童福祉法」に基づく児童福祉施設で、18 歳未満の子どもを養育している生活上の問題を抱えた母子等が利用できる。

居室の提供のほか、相談対応、子どもの学習指導などを行い、自立促進のために生活を支援する。

●練馬区ひとり親家庭自立応援プロジェクトの実施

ひとり親家庭のさまざまな相談に応じるとともに、「生活」「就労」「子育て」における 3 つの支援を総合的に推進するため、ひとり親家庭自立応援プロジェクトを実施している。

1 ひとり親家庭向け相談窓口

(1) 総合相談

専門相談員がひとり親家庭のさまざまな相談に

応じ、関係機関の適切な支援につないでいる。7 年度は延べ 7,255 件の相談があった。

(2) 出張相談

専門相談員がひとり親家庭の自宅に出張し、支援制度などの案内や相談に応じる。7 年度の相談件数は 0 件であった。

(3) 法律相談

弁護士が離婚前後に関することや養育費、共同親権などについての相談に応じる。7 年度は 132 件の相談があった。

(4) 家計相談

ファイナンシャルプランナーが、ひとり親の長期的なライフプランの設計などの家計相談に応じる。7 年度は 92 件の相談があった。

2 生活を応援

(1) 生活応援セミナー・交流会

生活を応援するためのセミナーや交流会を実施した。7 年度は計 5 回開催し、延べ 80 人の参加があった。

(2) 離婚前後親支援講座

離婚前後の父母等に対して、離婚が子どもに与える影響、養育費や親子交流の取決め方法等、離婚後の生活を考える機会を提供するため、講座およびひとり親家庭支援施策に関する情報提供を実施した。7 年度は 28 人の参加があった。

(3) 養育費に関する公正証書作成等費用助成

養育費の取決めにかかる公正証書の作成等費用に対し、給付金を支給する。7 年度は 55 人に支給した。

(4) 養育費に関する ADR（裁判外紛争解決手続）費用助成

養育費の取決めにかかる ADR 費用に対し、給付金を支給する。7 年度は 2 人に支給した。

(5) 転宅支援給付金

家賃負担を軽減するため、今より安い家賃の住宅への転宅を希望する世帯に対し、敷金・礼金などの契約費用と引越し費用を助成する。7 年度は 18 人に支給した。

3 就労を応援

(1) 自立支援教育訓練給付金事業

ひとり親の主体的な能力開発を支援するため、教育訓練講座の受講経費の一部を支給する。7 年度は 12 人に支給した。

(2) 高等職業訓練促進給付金等事業

就労に結びつきやすい看護師等の資格を取得するために 6 ヶ月以上養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活費として給付金を支給する。7 年度は延べ 41 人に支給した。

(3) 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の親または子が、高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要な場合、試験対策講座開始時、修了時および合格時に対象講座受講経費の一部を支給する。7年度は延べ4人に支給した。

(4) 就労支援セミナー

① パソコン講習会

就労に有利となるパソコンスキルを身につけるための講習会を3日制で実施した。7年度は2回開催し、17人が参加した。

② 在宅就業推進事業

在宅就業に必要とされる知識・スキルを身につけるため、通信環境とパソコンを3か月間貸出し、在宅就業体験を行う。7年度は9人が参加した。

(5) 自立支援プログラムによる支援

各家庭の自立や就業に向けて課題を把握し、個別の支援プログラムを策定して総合的に支援を行う。7年度は延べ45人にプログラムを策定した。

(6) ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業

小学生以下の児童のいるひとり親家庭が、子どもの見守りや保育園の送迎などに支障があるときにホームヘルパーの利用を支援する。7年度は63世帯が利用登録し、延べ3,486回の利用があった。

4 子育てを応援

(1) 家庭訪問型学習支援事業

小学校1年生から中学校2年生までの児童・生徒のいるひとり親家庭に学習支援員を月3回・計24回派遣し、学習の支援と併せ、子どもや保護者の心に寄り添った悩み相談等を行う。7年度は48世帯64人が利用した。

(2) 学習クーポン事業

ひとり親家庭の学習の機会を確保するため、児童扶養手当受給世帯のうち中学校1・2年生および高校1・2年生の生徒を対象に、区に登録された学習塾などで利用できるクーポン方式の助成を行う（中学生10万円上限/高校生15万円上限）。7年度は延べ201人に支給した。

(3) 親子体験応援事業

ひとり親家庭の子どもたちが、多様な体験（文化的・自然・社会）機会を得られるよう、年間を通して体験を企画・実施した。7年度は延べ554世帯1,263人が参加した。

(4) ひとり親家庭等休養ホーム

ひとり親家庭および寡婦のレクリエーションと休養のために、関東近郊の宿泊施設を指定し、宿

泊料の一部を助成する。7年度は延べ95人の利用があった。

●困難な問題を抱える女性への支援の強化

困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら最適な支援を受けられるようにするため、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく「市町村基本計画」を、「第6次練馬区男女共同参画計画（計画期間7～11年度）」の中に位置づけた。

1 居場所事業

生活困窮、性暴力・性犯罪被害、DVや児童虐待により居場所が無いなど、困難な問題を抱える若年女性が気楽に立ち寄れ、相談・支援のきっかけとなるよう、女性自立支援施設や女性支援を行う民間団体と協働し、居場所事業および出張相談会を実施した。7年度は12回開催し、延べ71人の参加があった。

2 LINEでの相談事業

困難な問題を抱える若年女性が夜間や休日でも気軽に相談、つながることができるLINEでの相談を実施した。7年度は50件の相談があった。

3 ミドルステイ（一時的な住まいの提供）

区が指定する施設内の居室（住居）を一時的に提供する。離婚前後等において、離婚後の住まい・就業の支援や親子関係の再構築を含めた家庭・生活環境を整えるための支援を実施する。

33 地域福祉の推進

(1) みんなでつくる 誰もが安心して暮らせるまち

●練馬区地域福祉計画

7年3月に、地域福祉を推進し、誰もが安心して心豊かに暮らせる社会を実現するため、「練馬区地域福祉計画 みんなでつくる誰もが安心して暮らせるまちプラン（令和7年度～令和10年度）」を策定した。

1 計画の位置づけ

本計画の位置づけは以下のとおりである。

- ・社会福祉法第107条に規定する「市町村地域福祉計画」
- ・練馬区福祉のまちづくり推進条例第7条に規定する「福祉のまちづくりの推進に関する計画」
- ・成年後見制度利用促進法第14条に規定する「成年後見制度利用促進基本計画」
- ・社会福祉法第106条の5に規定する「重層的支援体制整備事業実施計画」
- ・再犯防止推進法第8条に規定する「地方再犯防止推進計画」

2 計画の体系（施策の柱と事業）

「誰もが安心して心豊かに暮らせるまち」を基本理念とし、その実現に向けた施策の柱と事業（5つの施策の柱と45の事業）で構成されている。

- (1) 区民との協働と地域の支え合いを推進する
8事業
- (2) 誰もが安心して生活できる環境を整える
17事業
- (3) 再犯を防止し安全・安心な地域社会を実現する（練馬区再犯防止推進計画）
9事業（再掲6事業）
- (4) ハード・ソフト両面からのユニバーサルデザインのまちづくりを進める（練馬区福祉のまちづくり推進計画）
9事業
- (5) 権利擁護が必要な方への支援を充実する（練馬区成年後見制度利用促進基本計画）
8事業

(2) 区民との協働と地域の支え合いを 推進する

●民生・児童委員

民生委員は、「民生委員法」に基づいて厚生労働大臣が委嘱している。生活に困っている人や高齢者などの相談に応じている。

任期は3年で、「児童福祉法」に基づく児童委員を兼ね、児童福祉の向上にも努めている。

●つながるカレッジねりま（福祉分野）

「地域福祉を担う人材の育成」と「育成した人材を活かす仕組みづくり」を目標に「地域福祉パワーアップカレッジねりま」として開設し、2年度から「つながるカレッジねりま」としてリニューアルした。7年度は年間の授業日数が30日で、23人が受講した。

●地域福祉コーディネーターによる地域福祉の基盤づくり

（福）練馬区社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターが、地域福祉協働推進員（ネリーズ）や地域活動団体等と協力しながら、地域のネットワークづくりを進める活動を支援している。

●やさしいまちづくり支援事業

地域福祉や福祉のまちづくり活動を行う区民活動グループの創意工夫あふれる企画提案事業に対して、活動費の一部助成や活動への助言などの支援を実施している。7年度は8団体に対して支援を行った。

●こどもだんらん食堂支援事業

孤食を解消し、子どもを中心とした多世代の居場所を運営する団体に対して補助金を交付している。7年度は33団体に対して交付を行った。

●非営利地域福祉活動団体への補助金交付

非営利で、家事援助・介護サービス、移動サービスおよび食事サービスの活動を3年以上実施している団体を対象に補助金を交付している。7年度は9団体に対して交付を行った。

●福祉有償運送の支援

NPO 法人等が障害者や高齢者などの送迎を有料で行う福祉有償運送は、自治体で設置する運営協議会の協議を経て、運輸支局に登録された法人に限り合法的に実施できる。区では、学識経験者やタクシー関係者、NPO 法人などで構成される福祉有償運送運営協議会を設置し、協議を行っている。

(3) 誰もが安心して生活できる環境を整える

●指導監査（検査）・運営指導および社会福祉法人の設立認可

区に本部があり、区内のみで事業を行う社会福祉法人を対象に、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図るため、指導監査を行っている。7年度は11法人に対する一般監査を実施した。

また、区内の福祉サービス事業者等を対象に、サービスの質の確保および支給等の適正化を図るため、指導検査を行っている。7年度は、障害福祉サービス事業者等で84事業所に対する運営指導、保育施設等で141施設に対する一般指導検査、介護サービス事業者等で167事業所に対する運営指導および1事業所に対する監査を実施した。

説明会および集団指導は、YouTubeの動画配信により実施した。

社会福祉法人の設立認可について、7年度はなかった。

●保健福祉サービス苦情調整委員の設置

保健福祉サービスの利用に関する苦情や相談に適切に対応する第三者機関として、平成15年6月に保健福祉サービス苦情調整委員を設置した。

弁護士等学識経験者からなる委員3人と、専門相談員2人で構成されている。

(4) 再犯を防止し安全・安心な地域社会を実現する

●練馬区保護司会

保護司会は、社会奉仕の精神をもって、主として非行少年や犯罪者の保護観察を担当するとともに、犯罪の予防を図るため、世論の啓発指導に努め地域環境の改善活動等地域社会の浄化を図ることを使命としている。

保護観察所長の推薦した社会的に信望のある篤志家のうちから保護司選考会の意見を聞いて、法務大臣が委嘱するもので、任期は2年である。8年3月31日現在、区には85人(定数146人)の保護司がいる。

区では、保護司会活動に係る事務費・分担金・事業費等の一部を補助している。

●練馬区更生保護女性会

地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした者や非行のある少年の改善更生に協力することを目的としている。

区では、更生保護女性会活動に係る事務費・分担金・事業費等の一部を補助している。

(5) ユニバーサルデザインのまちづくりを進める

●ユニバーサルデザイン体験教室

まちの中にあるバリア（段差など）等への興味関心を高めることにより、多様な人に対する理解の促進に取り組んでいる。7年度は、小・中学校への出張型を22校、区内在住・在学の小学校4～6年生と保護者を対象に学校外編を2回実施し、延べ2,048人が参加した。

●情報通信技術を活用した情報バリアフリーの推進

誰もが気軽に外出できるよう、区立施設や駅などの公共施設のバリアフリー状況が分かる練馬区バリアフリーマップ「あんしんおでかけマップ」を平成29年2月から区公式ホームページで公開している。

(6) 権利擁護が必要な人への支援を充実する

●権利擁護センター「ほっとサポートねりま」

平成17年1月に、高齢者や障害のある人など判断能力が十分でない人が、地域で安心して生活できるように支援することを目的として、(福)練馬区社会福祉協議会に設置した。

福祉サービスの利用手続、金銭管理の支援や成年後見制度の利用支援、周知・啓発などを行っている。

19年1月には、区における成年後見制度活用を推進するための「成年後見制度推進機関」として位置付けた。

2年度から、国が定める中核機関の運営主体としての業務を行っている。区は、設置主体として運営を支援している。

中核機関の運営業務は、つぎのとおりである。

- (1) 相談および利用支援
- (2) 広報および周知・普及啓発
- (3) 地域連携ネットワークの構築
- (4) 市民後見人の養成・活動支援
- (5) 親族後見人の支援
- (6) 利用促進協議会の開催
- (7) 法人後見事業の実施

また、6年度から終活相談窓口を開設している。

●地域福祉権利擁護事業等の実施

成年後見制度の利用に至る前の支援として、福祉サービスの利用援助や支払・手続等、日常の金銭管理をサポートする「地域福祉権利擁護事業」や「財産保全・手続き代行サービス」を実施している。

(7) 練馬区社会福祉協議会との連携

●社会福祉法人練馬区社会福祉協議会（社協）

社協は、地域の社会福祉活動を推進する営利を目的としない民間組織である。全国の自治体に設置されており、「社会福祉法」において、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と定められている。

1 活動

公益性の高い組織としてつぎの活動をしている。

- (1) 練馬ボランティア・地域福祉推進センター、権利擁護センター「ほっとサポートねりま」および障害者就労支援センター「レインボーワーク」等の運営
- (2) 共同募金への協力
- (3) 区の福祉事業の受託
- (4) 区のこどもだんらん食堂支援事業との連携

2 理念

「ひとりの不幸も見逃さない～つながりのある地域をつくる～」を理念に掲げている。

6年度に「第6次地域福祉活動計画」を策定した。この計画は、区の「地域福祉計画」と両輪をなす計画であり、区と社協は協働して地域福祉の向上に取り組んでいる。

34 医療環境の充実

(1) 医療機関の役割分担と連携

●休日・夜間救急医療

入院を必要としない患者に対する初期救急医療を区が担い、一方、入院を必要とする患者に対する二次救急医療、重篤患者に対する三次救急医療を都が担っている。

1 初期救急医療

地域の診療所の多くが休診となる土・日曜日、祝休日や年末年始に、練馬休日急患診療所（区役所東庁舎 2 階）と石神井休日急患診療所（石神井庁舎地下 1 階）を設置し、初期救急医療を提供している。

また、ニーズの高い小児初期医療に対応するため、練馬区夜間救急こどもクリニック事業を練馬休日急患診療所において、毎日（平日午後 8～11 時、土・日・祝休日午後 6～10 時）実施している。

〔初期救急医療施設〕 7 年度

施設名	診療日数（日）	受診者数（人）
練馬休日急患診療所	123	5,221
練馬区夜間救急こどもクリニック	365	1,524（※）
石神井休日急患診療所	123	6,263

※：練馬休日急患診療所の内数

2 歯科（初期）救急医療

地域の歯科診療所の多くが休診となる日曜日、祝休日や年末年始に練馬歯科休日急患診療所（区役所東庁舎 3 階）を設置し、歯科（初期）救急医療を提供している。

また、ゴールデンウィークと年末年始には、休日診療当番制歯科診療所を区内に 2 か所開設している。

〔歯科（初期）救急医療施設〕 7 年度

施設名	診療日数（日）	受診者数（人）
練馬歯科休日急患診療所	72	585
当番制歯科診療所	12	213

3 二次救急医療

都は、区内 6 病院と 1 診療所を二次救急医療機関として指定し、休日・全夜間診療を委託して入院を必要とする救急患者に医療を提供している。

〔二次救急医療機関〕 7 年度

施設名		所在地
病院	順天堂練馬病院	高野台 3-1-10
	練馬光が丘病院	光が丘 2-5-1
	練馬総合病院	旭丘 1-24-1
	大泉生協病院	東大泉 6-3-3
	田中吉祥寺病院	関町南 3-9-23
	浩生会スズキ病院	栄町 7-1
診療所	川満外科	東大泉 6-34-46

4 三次救急医療

都は、5 年 3 月に順天堂練馬病院を三次救急医療機関として指定し、生命の危機が切迫している重症および複数の診療科領域にわたる全ての救急患者に医療を提供している。

〔三次救急医療機関〕 7 年度

施設名		所在地
病院	順天堂練馬病院	高野台 3-1-10

●心身障害者（児）・要介護高齢者歯科診療

練馬つつじ歯科診療所（区役所東庁舎 3 階）では、地域の歯科診療所で治療の困難な心身障害者（児）や要介護高齢者を対象に歯科診療を実施している。

また、摂食・えん下機能が低下している心身障害者（児）や要介護高齢者を対象に、摂食・えん下リハビリテーション診療を行っている。

摂食・えん下機能支援センター（区役所東庁舎 3 階）では、機能の低下が疑われる要介護高齢者を対象に、摂食、えん下機能に関する事前調査を行っている。

〔心身障害者（児）・要介護高齢者歯科診療状況〕

7 年度

区 分	診療日数（日）	治療件数（件）
心身障害者（児）・要介護高齢者歯科診療	101	2,458
摂食・えん下リハビリテーション診療	92	214

区 分	調査件数（件）
摂食・えん下機能支援事業	41

(2) 病床の確保

●順天堂大学医学部附属練馬病院

区が病院を誘致する方式により、平成 17 年 7 月に順天堂練馬病院が開院した。区の中核的な病院として、主につぎの機能を担っている。

- ・救急医療、小児医療、周産期医療、災害時医療、がん医療など
- ・内科、外科、小児科の 24 時間救急医療
- ・区内医療機関との連携

既存病棟の改修により、3 年 4 月から 90 床増床するとともに、手術室、ICU（※ 1）および NICU（※ 2）の増設、GCU（※ 3）の新設等、医療機能を拡充した。

5 年 3 月に、生命の危機が切迫している重症および複数の診療科領域にわたる全ての救急患者に対応する三次救急医療機関に指定された。

※ 1 ICU：

集中治療室。重篤な患者に対し、24 時間体制で高度な医療・看護を行う病床

※ 2 NICU：

新生児集中治療室。保育器や人工呼吸器、こども用点滴器具等を備え、早産児や先天性疾患等を患った重症新生児が集中的な治療・ケアを受ける病床

※ 3 GCU：

新生児治療回復室。NICU で治療を受け、低出生体重から脱した新生児や状態が安定してきた新生児などが、引き続きケアや治療を受ける病床

●公益社団法人地域医療振興協会練馬光が丘病院

区内の病床を維持するため、日本大学医学部付属練馬光が丘病院を引き継ぎ、平成 24 年 4 月に（公社）地域医療振興協会練馬光が丘病院が開院した。

区の中核的な病院として、主につぎの機能を担っている。

- ・救急医療、小児医療、周産期医療、災害時医療など
- ・高度で専門的および総合的な医療
- ・区内医療機関との連携

29 年度に策定した「練馬光が丘病院改築基本構想」に基づき、既存の医療機能の充実に加え、光が丘地域では初となる回復期機能（※）を有する新たな病院として、4 年 10 月に開院した。

※ 回復期機能：

急性期の病院を退院後、すぐに自宅に戻ることが難しい人を受け入れ、在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能。また、容体が悪化した人の緊急時の受入れにも対応

●慈誠会・練馬高野台病院

旧高野台運動場用地の一部を活用し、区が病院の建設および運営を行う事業者を誘致する方式により、4 年 8 月に慈誠会・練馬高野台病院が開院した。

218 床の病院として、回復期・慢性期（※）の機能を有している。

※ 慢性期機能：

比較的長期間にわたり療養が必要な人を入院させる機能

●慈誠会・光が丘病院

練馬光が丘病院跡施設を活用し、区が病院の改修および運営を行う事業者を誘致する方式により、7 年 4 月に慈誠会・光が丘病院が開院した。157 床を有する病院として、区内初の緩和ケア病床や光が丘地域初となる地域包括ケア病床等を設置している。

(3) 在宅療養の推進

●在宅医療提供体制の充実

3 年度に、在宅医療の提供体制の充実を図るため、練馬区医師会医療連携・在宅医療サポートセンターを開設した。病院から在宅医療へ移行する際の訪問診療医のコーディネートや区民からの在宅医療に関する相談等を実施している。

●在宅療養の推進

高齢者地域包括ケアシステムの一翼を担う、在宅療養を支援する在宅療養ネットワークの構築を目指し、在宅療養推進のための取組を行っている。（詳細は、112 ページの＜在宅療養の推進＞を参照）

(4) 災害時医療救護体制の構築

●医療機関の役割分担と連携

災害時に区立小・中学校に設置される避難拠点のうち、10 校に医療救護所を設ける。医療救護所では、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会が派遣した医療スタッフを中心に、来所する傷病者をトリアージ（※）し、軽症者の応急処置を行う。重症者等については、災害拠点病院（2 か所）または災害拠点連携医療機関（5 か所）に搬送する。

※ トリアージ：

災害発生時に多数の傷病者が同時に発生した場合に、傷病者の緊急度や重症度に応じて、適切な処置や搬送を行うための治療優先順位を決定すること

●医療救護所訓練の実施

医療救護所に参集する医療スタッフや近接医療機関等による訓練を実施している。7 年度は大泉西中学校および貫井中学校で実施した。

〔医療救護所設置校〕

医療救護所	所在地
旭丘中学校	旭丘 2-40-1
開進第三中学校	桜台 3-28-1
貫井中学校	貫井 2-14-13
練馬東中学校	春日町 2-14-22
光が丘秋の陽小学校	光が丘 2-1-1
石神井東中学校	高野台 1-8-34
谷原中学校	谷原 4-10-5
大泉南小学校	東大泉 6-28-1
大泉西中学校	西大泉 3-19-27
石神井西中学校	関町南 3-10-3

35 健康づくりの推進

【関連文書：「ねりまの保健衛生」練馬区健康部・保健所・地域医療担当部】

(1) 健康づくりを支援する

●健康都市練馬区宣言

区は、健康づくりに取り組む基本姿勢や決意を述べた「健康都市練馬区宣言」を宣言し、その理念のもと、区民とともに健康づくりを進めている。(宣言文は裏表紙参照)

●健康づくりサポートプラン

「誰もが自ら健康づくりに取り組むまち」の実現を目指して、7年3月に「練馬区健康づくりサポートプラン」を策定した。計画では、10年度までの4年間に取り組む具体的な事業を示している。

●乳幼児と親の健康づくり

1 母子健康手帳の交付・妊婦全局面談・妊婦健康診査

妊娠届出書を提出した妊婦に対し、妊娠・子育て相談員が母子健康手帳、妊婦健康診査受診票等の交付および面談を行い、妊娠中の健康管理を支援している。

2 産後ケア事業

産後1年未満（母子ショートステイはおおむね4か月まで）の母子を対象に、助産師のいる施設での母子ショートステイや母子デイケア、助産師が自宅を訪問する産後ケア訪問により、安心して子育てができる環境の充実に努めている。

3 新生児聴覚検査・乳幼児健康診査

新生児聴覚検査受診票を交付し、聴覚障害の早期発見、早期療育につなげている。また、乳幼児（4か月、6か月、9か月、1歳6か月、3歳）の健康診査を実施し、子どもの健康保持増進、疾病の早期発見だけでなく、保護者の健康面にも対応し、育児不安の軽減に努めている。

4 赤ちゃん準備教室・2か月児相談など

妊娠、出産、育児に関する知識の習得および地域での仲間作りを目的とした集いを開催している。

5 こんにちは赤ちゃん訪問

保健師や助産師が生後4か月までの乳児がいる全家庭を訪問し、乳児の発育・子育て相談、産婦の健康相談、情報提供を行い、育児不安の軽減を図っている。

また、必要に応じ妊産婦や乳幼児の訪問指導も行っている。

6 歯科保健

むし歯予防と健全な口腔育成の支援として、乳幼児を対象とした歯みがき相談や、1歳6か月から3歳までを対象とした半年ごとの歯科健康診査と口腔衛生指導を実施している。

また、歯と口の健康週間行事として、歯の衛生に関する普及啓発事業を実施している。

【むし歯のない子の割合】 (単位：%) 7年度

区 分	むし歯のない子の割合
1歳6か月児健康診査	99.7
3歳児健康診査	96.6

【区民の保健・衛生の主要指標】

指 標		練 馬 区				東京都	全 国
		6年 (人)	6年 (率)	5年 (率)	4年 (率)	6年 (率)	6年 (率)
出 生 ^{※1}		4,726	6.6	6.8	7.1	6.3	5.7
死 亡 ^{※1}		7,425	10.3	10.0	10.3	10.4	13.3
主 要 死 因 ^{※2}	悪性新生物	1,864	258.9	252.0	250.6	257.1	319.3
	心疾患	990	137.5	141.3	149.8	153.3	188.2
	老 衰	1,201	166.8	137.3	128.2	144.0	172.0
	脳血管疾患	435	60.4	64.5	68.2	62.3	85.5
	肺炎	329	45.7	47.9	47.0	47.4	66.6
乳 児 死 亡 ^{※3}		5	1.1	1.4	1.8	1.3	1.8
新 生 児 死 亡 ^{※3}		3	0.6	0.4	0.6	0.6	0.9
周 産 期 死 亡 ^{※4}		13	2.7	2.9	3.7	2.7	3.3
死 産 ^{※5}		104	21.5	18.5	21.3	22.5	21.8
低 体 重 児 出 生 ^{※3}		470	99.4	107.8	94.4	95.5	—

注：※1の率は人口千当たり、※2の率は人口10万当たり、※3の率は出生千当たり、

※4の率は、出生・妊娠満22週以降の死産千対、※5の率は出産千当たりの数値

資料：①「令和6年(2024)人口動態統計(確定数)の概況」厚生労働省

②「人口動態統計 令和6年」東京都保健医療局

7 給付・助成等

未熟児養育医療給付、妊娠高血圧症候群等医療給付、育成医療給付、療育給付などの給付・助成事業を行っている。

また、都が小児慢性特定疾病の医療費助成を行っており、区では申請を受け付けている。

●出産・子育て応援事業

妊娠期から出産・子育てまで切れ目なく身近で相談に応じる「相談支援」と「経済的支援」の事業を一体的に実施している。

5年度から妊娠届出時と出産後に、育児用品や子育て関連サービス等に使用できるギフトカードを経済的支援として支給していた。

7年4月1日からは法制化に伴い、「妊婦のための支援給付」として現金またはギフトカードを支給している。

〔定期健康診断における疾病等の状況〕

(単位：人) 7年度

区 分		小学校			中学校		
		男	女	計	男	女	計
在籍者数 (5月1日現在)		17,081	16,345	33,426	6,963	6,263	13,226
受診者数		16,765	16,079	32,844	6,672	5,976	12,648
栄養状態	栄養不良 ※	10	11	21	—	—	—
	肥満傾向 ※	128	87	215	104	55	159
脊柱側弯症・脊柱異常 ※		35	44	79	23	81	104
胸郭異常 ※		14	12	26	6	2	8
四肢の異常 ※		18	14	32	14	8	22
裸眼視力	1.0 以上	10,135	9,047	19,182	2,354	1,731	4,085
	1.0 未満 0.7 以上	1,868	1,901	3,769	777	614	1,391
	0.7 未満 0.3 以上	1,978	2,111	4,089	1,032	982	2,014
	0.3 未満	1,347	1,337	2,684	955	853	1,808
	上記のうち、眼鏡・コンタクト装用者	902	1,063	1,965	487	611	1,098
矯正視力のみ測定者 (眼鏡・コンタクト装用者)		1,506	1,788	3,294	1,613	1,855	3,468
感染性眼疾患		4	—	4	—	—	—
アレルギー性眼疾患		1,830	1,421	3,251	1,238	1,064	2,302
その他の眼疾患		280	242	522	131	93	224
難聴 (小学校1・2・3・5年および中学校1・3年のみ)		32	65	97	10	9	19
耳疾患		1,135	1,037	2,172	475	270	745
アレルギー性鼻疾患		4,812	3,535	8,347	2,112	1,559	3,671
その他の鼻・副鼻腔疾患		280	187	467	54	53	107
口腔咽喉頭疾患		24	16	40	6	7	13
感染性皮膚疾患 ※		5	5	10	—	—	—
アレルギー性皮膚疾患 ※		1,408	1,279	2,687	505	415	920
その他皮膚疾患 ※		94	84	178	3	3	6
結核	結核患者	—	—	—	—	—	—
	精密検査対象者	40	33	73	16	7	23
心臓	心臓疾患	101	83	184	55	31	86
	心電図異常 (小・中学校ともに1学年のみ)	51	43	94	60	51	111
尿蛋白検出		80	160	240	207	154	361
尿糖検出		6	12	18	10	4	14
その他	気管支喘息 ※	934	703	1,637	285	205	490
	腎臓疾患 ※	51	86	137	61	85	146
	言語障害 ※	65	35	100	9	5	14
	その他の疾病・異常 ※	157	128	285	24	36	60
歯および 口腔の検査	歯科受診者数	16,708	16,067	32,775	6,587	5,902	12,489
	う歯：処置完了者	1,878	1,588	3,466	876	972	1,848
	う歯：未処置歯のある者	1,336	1,111	2,447	444	398	842
	歯周疾患	112	93	205	131	67	198
	歯列・咬合の異常	332	278	610	294	238	532
	顎関節の異常	—	1	1	10	9	19
	歯垢の状態	434	295	729	222	124	346
	その他の歯・口腔の疾病および異常	85	65	150	7	7	14
	永久歯のう歯の内容：未処置歯数	87	133	220	246	190	436
	う歯による喪失歯数 (小学校6年生および 処置歯数 (中学校1年生のみ))	—	—	—	4	7	11
		158	205	363	470	528	998

注：①受診者数は※印の検査を全て受診した人 (内科検診を受診した人) ②集計期間は4月から6月まで (定期健康診断実施期間)

●バースデーサポート事業

子育てに関する相談支援体制の強化を目的に、1歳の誕生日を迎える子どもを育てる家庭を対象に、バースデーサポート事業を行っている。子育てに関するアンケートを実施するとともに、保健相談所で開催する1歳児子育て相談等の情報提供を行い、アンケート回答者にはギフトを贈呈する。アンケートの回答は保健相談所と共有し、必要に応じて相談支援につなげている。

●学校保健の充実

成長期にある児童・生徒の身体測定や体力調査、定期健康診断等を行い、健康の保持増進や疾病の早期発見に努めている。

1 定期健康診断

診断結果によると、アレルギー性の疾患が多くみられる。

また、むし歯の未処置率は、小学生が7.5%、中学生が6.7%である。むし歯は偏食などの原因にもなるため、歯垢染色テストやよい歯のバッジの配付等を通じて、予防と治療の啓発に努めている。

2 脊柱側弯症の精密検査

定期健康診断で異常が認められた小学校5・6年生、中学校1・3年生および学校医が必要と認めた児童・生徒を対象に実施している。

3 生活習慣病対策

肥満度の高い児童・生徒に対して精密検査を実施し、個別指導や集団指導を行っている。

4 貧血検査

中学校1年生の希望者を対象に実施している。

〔身体発育状況〕

7年度

学年	男 子		女 子	
	身長 (cm)	体重 (kg)	身長 (cm)	体重 (kg)
小学校1年生	116.8	21.3	115.7	20.8
小学校2年生	122.8	24.0	121.6	23.4
小学校3年生	128.7	27.3	127.8	26.6
小学校4年生	134.4	31.1	133.8	30.0
小学校5年生	139.6	34.8	140.9	34.5
小学校6年生	146.0	39.1	147.8	39.7
中学校1年生	154.4	45.1	152.9	44.2
中学校2年生	161.2	49.7	155.5	47.7
中学校3年生	166.5	54.6	156.9	49.8

〔区内小・中学校の体力・運動能力調査の結果〕

7年度

男子		小学校						中学校		
項目	単位	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	1年生	2年生	3年生
握力	kg	8.5	10.1	12	13.9	15.6	18.7	23.3	28.3	33.9
上体起こし	回	11	13.7	16.1	18.2	19.6	21.4	23.8	26.5	28.7
長座体前屈	cm	25.6	27	29.5	31.4	32.9	35.6	40	43.7	47.1
反復横とび	点	25.5	29.2	32.6	36.3	39.8	43.2	48.6	52	53.3
20 mシャトルラン	回	15	25.2	33.3	39.4	45.2	52.6	65	78	84.7
50 m走	秒	11.8	10.9	10.2	9.8	9.5	9	8.7	8.1	7.6
立ち幅とび	cm	110.2	120.3	131.9	139.9	148.1	160.4	180.1	197.3	210.6
ボール投げ	m	7.1	10.4	13.8	16.8	19.7	23.3	17.8	20.3	23
体力合計点 (※)	点	27.8	35.2	41.6	47.1	51.6	58	33.6	41.8	47.9

女子		小学校						中学校		
項目	単位	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	1年生	2年生	3年生
握力	kg	8	9.6	11.3	13.1	15.3	18.5	21.3	23.1	24.3
上体起こし	回	10.7	13.1	15.2	17.4	18.6	19.6	21.2	22.5	23.1
長座体前屈	cm	27.6	30.1	32.8	35.1	37.9	40.3	44.1	47	47.5
反復横とび	点	24.5	27.7	30.1	34.2	37.7	40.4	45	45.8	44.8
20 mシャトルラン	回	12.9	18.7	22.7	28.3	33.5	38	45.4	51.1	49.3
50 m走	秒	12.1	11.2	10.7	10.2	9.8	9.4	9.3	9	8.9
立ち幅とび	cm	102.6	111.8	121.2	132.2	140.5	149.3	164.3	167.6	166
ボール投げ	m	5	6.5	8.4	10.4	12	13.7	10.9	12.1	12.8
体力合計点 (※)	点	27.7	34.9	40.8	47.3	52.7	57.8	42.8	47.9	48.7

※：調査項目の記録を得点換算し、全ての得点を合計したもの

●成人の健康推進

1 健康診査・がん検診等

生活習慣病などを予防し健康を維持するための健康診査、およびがんを早期発見し適切な治療を行うことで、がんによる死亡を減少させるための各種がん検診

を実施している。

また、肝炎ウイルス検診、骨粗しょう症検診、眼科（緑内障等）健康診査、成人歯科健康診査および長寿すこやか歯科健診を実施している。

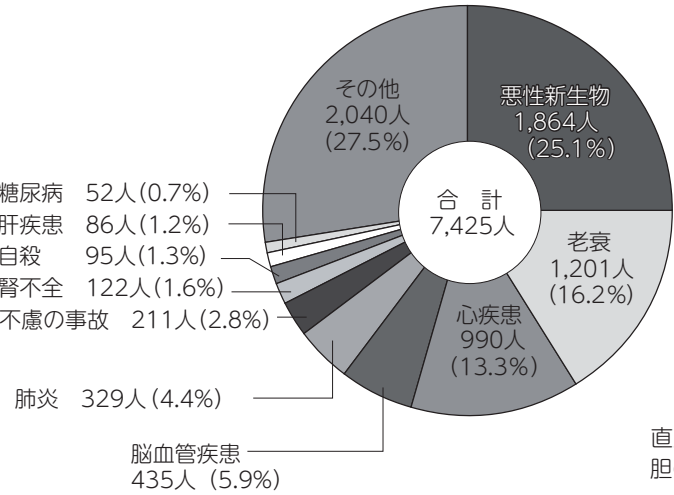
〔健康診査・がん検診等〕

（単位：人） 7年度

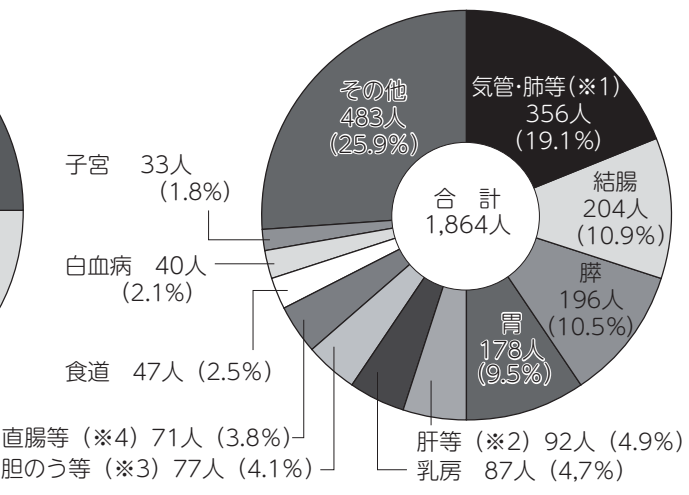
健診（検診）名	受診者	有所見者	対象者	実施場所
健康診査				
30歳代健診	5,515	5,180	30～39歳の人	健康診査室・医療健診センター
国保特定健診	30,238	－	練馬区国保の被保険者で40～74歳の人	協力医療機関・健康診査室・医療健診センター
75歳健診	2,913	2,838	75歳の人	協力医療機関
後期高齢者健診	43,911	43,236	後期高齢者医療制度の被保険者の人	協力医療機関
医療保険未加入者健診	3,735	3,660	生活保護受給者等で40歳以上の人	協力医療機関
一般胸部エックス線検査	56,950	19,662	40歳以上で区が実施する健康診査を受診する人	協力医療機関・健康診査室・医療健診センター
がん検診				
胃がん検診（エックス線検査）	5,316	336	40歳以上で、前年度に区の胃内視鏡検査を未受診の人	健康診査室・医療健診センター
胃がん検診（内視鏡検査）	11,093	141	50歳以上で、前年度に区の胃内視鏡検査を未受診の人	区内協力医療機関・医療健診センター
子宮がん検診	20,256	360	20歳以上の女性（前年度未受診の人）	協力医療機関
乳がん検診	16,926	1,007	40歳以上の女性（前年度未受診の人）	区内協力医療機関・医療健診センター
肺がん検診	28,008	730	40歳以上の人	区内協力医療機関・健康診査室・医療健診センター
大腸がん検診	53,053	4,126	40歳以上の人	協力医療機関・健康診査室・医療健診センター
前立腺がん検診	950	63	60・65歳の男性	協力医療機関・健康診査室・医療健診センター
成人歯科健診	4,408	4,020	20・25・30・35・40・45・50・55・60・65・70歳の人	協力歯科医療機関
長寿すこやか歯科健診	1,262	1,161	76・80歳の人	区内協力歯科医療機関
眼科（緑内障等）健診	3,994	743	40・45・50・55・60・65歳の人	区内協力眼科専門医療機関
肝炎ウイルス検診	7,172	C型 14 B型 34	30歳以上で、区が実施する肝炎ウイルス検診を受診したことのない人	協力医療機関・健康診査室・医療健診センター
骨粗しょう症検診	4,632	2,948	40・45・50・55・60・65・70歳の女性	区内協力医療機関
低線量胸部CT検査	101	96	肺がん検診で要精検除く喫煙指数600以上で50～74歳の人	医療健診センター

注：①がん検診の場合の有所見者は、精密検査が必要な人の数（精密検査の結果、大半の人はがんではない）
②国保特定健診および後期高齢者健診の受診者は、8年5月31日現在において確認している人の数

〔区民の主要死因別割合〕 6年



〔悪性新生物（がん）の部位別死亡割合〕 6年



※1：気管・肺等：気管・気管支および肺
※2：肝等：肝および肝内胆管
※3：胆のう等：胆のうおよびその他の胆道
※4：直腸等：直腸S状結腸移行部および直腸

2 成人の健康づくり事業

区民の健康づくりを支援するため、生活習慣病予防を中心にさまざまな健康づくり事業を実施している。

〔主な健康づくり事業〕

7年度

事業	実績（参加数等）
練馬区健康いきいき体操普及啓発	327人/19回
健康づくりボランティア養成講座	230人/6回
健康管理アプリ「ねりまちてくてくサブリ」	32,064件
乳がん出張講座（患者会と協働）	6人/1回
生活習慣病予防教室	660人/43回
歯周病予防講演会	70人/1回
睡眠・休養講演会	297人/1回
出張健康づくりセミナー	35人/1回

3 難病患者支援

難病とは、発病の機構が明らかでなく、かつ治療方法が確立していない希少な疾病であって、その疾病にかかることにより、長期にわたり療養を必要とする疾病をいう。このうち、国の指定難病、都単独の対象疾病、人工透析が必要な腎不全および血友病については、都が医療費助成を実施しており、区で申請を受け付けている。

保健相談所では、公費負担医療申請者を対象とする所内面接相談・訪問指導や講演会を実施している。

このほか、難病患者については、都が都医師会に委託して実施している在宅難病患者訪問診療事業や、都が実施している在宅難病患者医療機器貸与事業（吸入・吸引器）の対象となっている。

4 骨髄等提供者支援事業

骨髄・末梢血幹細胞提供者（ドナー）の負担を軽減し、骨髄移植やドナー登録を推進するため、平成29年8月1日から、ドナーやドナーが勤務する事業所に助成金を交付している。

交付額は、骨髄等の提供に要した通院（検査）および入院した日数に応じて、通算7日を上限とし、1日につきドナーは2万円、ドナーが勤務する事業所は1万円である。7年度の交付状況はドナー4件、事業所0件の計4件であった。

●こころの健康問題を抱える人等への支援

1 NPO 法人と連携した相談支援の実施

SNSや電話による相談に通年で対応しているNPO法人と連携し、相談者を支援している。7年度の支援件数は4件であった。

2 メンタルヘルスケア講座の実施

区内の経営者等向けのメンタルヘルスケア講座を実施している。7年度は1回実施し、53人が受講した。

3 ゲートキーパー養成講座の実施

自殺防止対策の要となる人材であるゲートキーパーを養成する講座を実施している。7年度は7回実施し、532人が受講した。

4 自殺未遂者支援事業の実施

区内の三次救急医療機関である順天堂練馬病院と連携し、保健師・地域精神保健相談員が自殺未遂者やその家族の相談に応じ、支援している。7年度の支援件数は53件であった。

(2) 食育を推進する環境づくり

●練馬区食育推進ネットワーク会議

区民、関係団体と連携し「農地が身近にある練馬ならではの食育」の推進に取り組んでいる。7年度は4回開催し、若い世代、特に20～30歳代に対する食育推進の普及啓発について検討した。

●生涯を通じた食育の推進

1 地域での食育事業

保健相談所では乳幼児から大人までを対象として、家族そろって健康的な食生活を実践するための支援を行っている。乳幼児健診や相談の機会に実施する食育講習会等のほか、地域の施設と連携して実施する地域食育講座を実施した。

〔保健相談所が実施している食育講習会〕

7年度

講習会	回数（回）	参加延べ人数（人）
赤ちゃんからの飲む食べる相談	96	2,404
すこやか親子の食事講習会	72	1,671
地域食育講座	116	2,454

2 食育推進講演会

広く食育を普及・啓発するために、年1回開催している。7年度は、「食べることは生きること」をテーマに講演会を実施し、参加者数は129人であった。

3 食育実践ハンドブックの作成・活用

食生活の課題や「ねりまならではの食育」をテーマに食育実践ハンドブックを作成し、冊子を活用した食育事業を展開している。

4 インスタグラムの活用

野菜摂取量の向上と健康的な食事の普及啓発を目的に、3年度から野菜レシピ等を投稿している。7年度は50品目投稿した。

5 ねりまの食育応援店

平成 29 年度から、練馬ならではの食材を使っているお店や健康的な食生活を応援するお店で、かつ食育に取り組むお店を登録している。7年度末現在、100 店舗が登録している。

●食育推進ボランティア

1 食育推進ボランティア講座

地域で食育活動を行う人材を育成するために、原則、2年に1回4日制の講座を実施している。7年度は実施しなかった。

2 活動支援

講座修了生を対象に知識の習得のための講座や情報交換会を実施している。7年度は5回、延べ 99 人に継続支援を行った。

3 協働事業

世代に合わせ、健康的な食事を作って食べる体験事業「ちゃんとごはん」を実施している。7年度は、乳幼児親子、年長児、小・中高生、高齢者等を対象とした「ちゃんとごはん」を地域の施設で 25 回実施し、「高松みらいのはたけ」で収穫した野菜を使用した「ちゃんとごはん」を2回実施した。参加者数は延べ 369人であった。また、高齢者のフレイル予防としてデモンストレーションを実施する「簡単！おいしい！シニアごはん」を街かどケアカフェ（常設型）、敬老館等で21回実施し、延べ210 人が参加した。

(3) 健康に関する危機管理を行う

●予防接種

感染症の予防に関して予防接種の果たしてきた役割は極めて大きい。

特に乳幼児の時期に予防接種を受けることにより、個々人のり患を防ぐ（個人予防）だけでなく、感染症の流行も抑えている（社会予防）。

定期予防接種および任意予防接種は、区が委託する予防接種協力医療機関で通年（小児・高齢者インフルエンザおよび新型コロナは秋冬期）個別接種により実施している。

1 定期予防接種

「予防接種法」に基づく定期予防接種は、BCG（結核）、B 型肝炎、ロタウイルス、Hib（ヒブ）、小児用肺炎球菌、DPT-IPV-Hib（5 種混合）、DPT-IPV（4 種混合）、

DPT（3 種混合）、不活化ポリオ、MR（麻しん風しん混合）、水痘（みずぼうそう）、日本脳炎、DT（2 種混合）、子宮頸がん（HPV感染症）、RSウイルス、高齢者用肺炎球菌、带状疱疹、高齢者インフルエンザおよび新型コロナである。

2 任意予防接種

「予防接種法」に定めのない予防接種について、つぎの表のとおり接種費用を助成している。

〔任意予防接種の接種費用助成〕

	助成開始 時期	対象者	助成 費用
おたふくかぜ	平成 25年4月	1 歳以上 3 歳未満の人	3,000 円 (※ 1)
小児インフル エンザ	令和 6年10月	生後6か月から小学校6年 生までの人	注射用HAワクチン ：2,000円／回 経鼻生ワクチン ：4,000円 (※ 1)(※ 2)
MR（麻しん 風しん混合） 未接種者対策	平成 24年4月	2歳以上19歳未満で、接種 が完了していない人	全額
HPV 男性	令和 6年4月	小学校6年生～高校1年生 相当の男性	全額
風しん 抗体検査	平成 26年4月	19歳以上で、つぎのいず れかに該当する人 ①妊娠を希望している女性 ②①の同居者 ③妊娠中の女性の同居者	全額
風しん 予防接種	平成 25年4月		
带状疱疹	令和 8年4月	8年の1月1日から同年の 3月31日までの間に新た に50歳に到達した人 (※ 5)	つぎの自己負担 額を超える額 生ワクチン ：4,000円 不活化ワクチン ：11,000円／回 (※ 3)(※ 4)
新型コロナ	令和 7年4月	つぎのいずれかに該当する 人(※ 6) ①前年度の3月1日から同 月31日までの間に新たに 65歳に到達した人 ②前年度の3月1日から同 月31日までの間に新たに 60歳に到達し、心臓・腎 臓・呼吸器の機能または ヒト免疫不全ウイルスに よる免疫機能に身体障害 者手帳1級程度の障害の ある人	自己負担額 2,500円を 超える額 (※ 3)

※ 1：生活保護受給者は全額
※ 2：毎年10月～1月に実施し、注射用HAワクチンは同年度に2回
まで助成
※ 3：生活保護受給者および中国残留邦人等支援給付受給者は全額
※ 4：不活化ワクチンは2回接種で完了
※ 5：前年度中に未接種で、4～7月中に接種した人
※ 6：前年度中に未接種で、4月中に接種した人

3 ねりますくすくアプリ（ねりすく）

4年3月から、乳幼児健診の記録や妊娠・子育て情
報の入手、予防接種のスケジュール管理などの機能を
搭載した電子母子手帳アプリ「ねりますくすくアプ
リ」のサービスを開始した。

●感染症対策

平成 10 年に施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」に基づき、対応している。各感染症は、感染症法により一類から五類等に分類され感染症の日常的な発生状況を把握するとともに、感染症発生時には適切な医療の確保、防疫対応、疫学調査等を行っている。

1 新型インフルエンザ等新興感染症

2 年 1 月、国内で初の新型コロナウイルス感染者が発生して以来、感染者の積極的疫学調査やクラスター対応、患者の入院調整、医療費の公費負担等を実施した。5 年 5 月 8 日、感染症法上の位置付けが五類感染症へ変更（※）され、それに伴い医療提供体制は、6 年 3 月 31 日にかけて段階的に通常の体制へ移行した。

5 年 3 月に「新型インフルエンザ等医療対策連絡会」から改組し、医療機関や高齢者施設等で構成する「練馬区新型インフルエンザ等感染症対策ネットワーク会議」を設置した。同会議においては、平時から関係機関との連携強化や情報共有を図っている。

また、6 年 3 月、新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえてつぎの感染症危機に備えるため、感染症法に基づく「練馬区感染症予防計画」を策定した。

8 年 3 月には、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき、「新たな感染症の危機に備える練馬区行動計画（練馬区新型インフルエンザ等対策行動計画）【令和 7 年度改定】」を策定した。

※：2 年 2 月 1 日に指定感染症、3 年 2 月 13 日に新型インフルエンザ等感染症に変更された。

2 結核

結核のり患率は低まん延の水準にあるが、耐性菌に感染した患者が確実に治療できるよう支援するなど、医療機関と連携した支援がより重要となっている。

7 年の新登録患者数は 62 人であった。半数が高齢者であり、高齢者の結核対策は重要な課題である。

結核の正しい知識の普及、結核患者への服薬支援や、家族や接触者に対する健康診断等の対策を実施している。

〔保健所への届出患者数〕

（単位：人） 7 年

分類	疾患名	届出患者数
一類	1 エボラ出血熱	—
	2 クリミア・コンゴ出血熱	—
	3 痘そう	—
	4 南米出血熱	—
	5 ペスト	—
	6 マールブルグ病	—
	7 ラッサ熱	—
二類	8 急性灰白髄炎（ポリオ）	—
	9 結核（※）	91
	10 ジフテリア	—
	11 SARS（重症急性呼吸器症候群）	—
	12 MERS（中東呼吸器症候群）	—
	13 鳥インフルエンザ（H5N1）	—
	14 鳥インフルエンザ（H7N9）	—
三類	15 コレラ	—
	16 細菌性赤痢	—
	17 腸管出血性大腸菌感染症	17
	18 腸チフス	—
四類	19 パラチフス	—
	20 E 型肝炎	4
五類（全数届出）	61 レジオネラ症	4
	64 アメーバ赤痢	2
	65 ウイルス性肝炎	1
	66 カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	2
	68 急性脳炎	2
	71 劇症型溶血性レンサ球菌感染症	5
	72 後天性免疫不全症候群	3
	74 侵襲性インフルエンザ菌感染症	3
	76 侵襲性肺炎球菌感染症	19
	77 水痘（患者が入院を要すると認められるものに限る。）	2
	79 梅毒	27
	81 播種性クリプトコックス症	3
	84 百日咳	207

注：四・五類感染症は対象疾患が多いため、届出のあった疾患のみ掲載している。

※：結核の届出患者数には、潜在性結核感染症患者（感染はしているが、発病していない状態の者）が含まれる。

3 エイズ・性感染症

国内の HIV（ヒト免疫不全ウイルス）感染者、エイズ患者の報告数は、ここ数年、横ばい状態で推移している。都内における HIV 感染者、エイズ患者の報告数は、全国の報告数の約 3 割を占めている。また、梅毒の患者数は前年よりは減少したものの、依然として高水準で推移しており、男性は 20～50 歳代に多く、女性は 20 歳代が多くを占めている。

HIV や梅毒は症状がない間に感染が広がっている可能性があり、正しい知識の普及や感染予防、早期発見の取組が重要となっている。

このような状況を踏まえ、区内の中学校や高校、大学で、エイズや性感染症の正しい知識の普及啓発を行っている。

また、豊玉保健相談所では、HIV 検査と同時に、性感染症（梅毒・クラミジア・淋菌）検査を無料・匿名で実施している。

〔エイズ相談・HIV・性感染症検査実施数〕

(単位：件) 7年度

区 分	件 数
エイズ相談	198
HIV 検査	170
梅毒検査	158
クラミジア検査	32
淋菌検査	32

(4) 安全な衛生環境を確保する

●食品衛生

食中毒防止、食品の安全性確保のため、7年度は営業者の監視指導を3,686件、食品等の検査を1,258検体行った。また、営業者向けの食品衛生講習会を実施した。

こうした監視指導を行うに当たり、区では毎年度「食品衛生監視指導計画」を策定している。計画策定に当たっては、区民から意見を求めるとともに、練馬区食品衛生推進員会議での意見を参考にしている。

7年度の区内での食中毒の発生は1件であった。

●食品衛生普及啓発活動

7年度は消費者向けの食中毒予防講習会を14回実施し、延べ386人が参加した。中でも、食育の一環として、区内の保育園などを対象とした、紙芝居や手洗い練習を通して食中毒予防について学ぶ「食の安全教室」には、180人が参加した。

なお、「食の安全・安心講演会」を10月にオンラインで開催した。テーマは「自然のワナにご用心！身近に潜む自然毒の話」で、83人が参加した。

そのほか、「ねりま食品衛生だより」(年3回発行)、区公式ホームページ、区公式X(旧 Twitter)等を活用して普及啓発活動を行った。

●環境衛生

多数の人が利用するプール、公衆浴場、理・美容所、クリーニング所、旅館等では一定の衛生水準が確保されることが必要である。

そのため、これらの施設に対する監視指導を行うとともに、施設の空気環境や細菌、水質等の検査を実施している。7年度は684件の監視指導を行った。このほかにも飲料水についての相談受付・指導を行っている。

●ペット動物の飼養

犬については、「狂犬病予防法」および「東京都動物の愛護及び管理に関する条例」により、畜犬登録、狂犬病予防注射、正しい飼い方の啓発などの事業を行っている。7年度末現在、区内の犬の登録件数は26,472頭であった。

猫については、飼い猫の去勢・不妊手術費の一部を助成する事業を行っている。また、飼い主のいない猫をめぐる問題に取り組む団体を登録し、団体に対して去勢・不妊手術費用の助成や猫保護ケージ等の貸出しなどを行っている。7年度末現在、54団体の登録があった。

なお、災害時に、適切に飼育動物の保護を行い区民の安全・安心を確保するため、災害時のペット対策事業を行っている。7年度は、10月にペットの飼い主を対象にした講演会「災害時のペット防災対策～あなたとペットを守るために～」を開催した。そのほか、災害時ペット管理ボランティアを募り、7年度末現在、121人が登録している。

また、飼い主の健康上の理由や施設入所など、やむを得ない事情で犬や猫を飼い続けることができなくなった場合に、ボランティアと連携し保護・譲渡する事業を行っている。7年度末現在、8団体の登録があった。

●ねずみ・害虫対策

衛生的で快適な生活環境を確保するため、ねずみ・害虫等の相談を受けている。7年度はねずみに関して718件、害虫等に関して1,386件の苦情・相談を受けた。また、ボウフラ、ユスリカの駆除およびスズメバチの巣の除去を行った。

なお、「害虫相談ダイヤル」を5月から11月まで開設した。

●医療監視・指導

診療所、助産所、施術所、歯科技工所の施設・設備の管理状況について、監視・指導を行っている。7年度は134か所の監視指導を行った。

●薬事衛生

1 薬事監視

医薬品等の品質と、その有効性および安全性を確保するため、薬局・医薬品販売業(卸売販売業、配置販売業を除く。)・麻薬小売業・医療機器販売業等の監視指導、医薬品等の検査を行っている。7年度は1,139件の監視指導、6品目の医薬品等の検査を行った。

また、薬事関連法令の趣旨の徹底を図るため、営業者および薬剤師等を対象に啓発活動を行った。

2 毒物劇物監視

毒物劇物による保健衛生上の危害防止を目的として、毒物劇物販売業および業務上取扱者の監視指導を行っている。

また、盗難や事故等が発生した場合に社会的影響の大きい農薬、トルエン、シアン等を取り扱う販売業および業務上取扱者の一斉監視を行っている。7年度は50件の監視指導を行った。

3 有害物質を含有する家庭用品の検査

「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、日常使用する家庭用品に含まれる有害物質によって健康被害が発生することを防ぐため、規制対象となっている家庭用品の試買検査を行っている。7年度は34品目、延べ60検査数の試買検査を行った。

●免許申請などの取扱い

医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の免許の交付、書換え、再交付等の申請を取り扱っている。7年度の取扱い数は1,343件であった。

第4章

安全・快適、みどりあふれるまち

40-1 良好な地域環境を作る …	148	45 地域生活を支える 駅周辺のまちづくり ……	176
40-2 地域特性を活かした まちづくりの推進 ……	152	46 みどりの保全と創出 ……	178
41 災害に強い安全な まちづくり ……	156	47 脱炭素社会の実現 ……	182
42 地域防災力の向上 ……	161	48 ごみの発生抑制と リサイクルの推進 ……	184
43 安全・安心な地域づくり …	166	49 住まい確保のサポート ……	189
44 鉄道・道路など 交通インフラの整備 ……	168		



「きみの推しをみつけよう！練馬のとり展」の様子

40-1 良好な地域環境を作る

【関連文書：「練馬区の環境」練馬区環境部環境課】

(1) まちづくりで環境に配慮する

環境影響評価（環境アセスメント）制度は、大規模なまちづくりを進める際に、その計画の実施が環境に与える影響を予測・評価して結果を公表し、住民や自治体の意見を事業計画に反映させ、環境に対する著しい影響の発生を未然に防止するための一連の手続である。

これまで区が関係地域になった事業は、7年度末現在 22 件である。7年度は、「都営南田中団地建替事業」に係る手続が行われた。

(2) 公害問題の解決を図り、地球環境の保全・改善を推進する

●大気汚染

大気汚染は、自動車や工場等から排出される二酸化窒素（NO₂）、光化学オキシダント（Ox）および浮遊粒子状物質（SPM）等によって引き起こされる。大気汚染物質に関する環境基準（※）は、つぎの表のとおりである。

特に、廃棄物焼却炉を主な発生源とするダイオキシン類汚染と、建築物の耐火材等に使用されていたアスベストの飛散が問題となっている。このため、環境調査および発生源対策を実施している。

※環境基準：
「環境基本法」に基づき定められた、人の健康を保護し生活環境を良好に保つため維持することが望ましい基準

【大気汚染物質に関する環境基準】

物 質	環境基準	長期的評価の方法
二酸化窒素（※）	1 時間値の 1 日平均値が、0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下	年間の 1 日平均値のうち、低い方から 98% に相当する日の値（98% 値）が 0.06ppm 以下であれば「達成」とする。
浮遊粒子状物質（※）	1 時間値の 1 日平均値が、0.10mg/㎡以下であり、かつ 1 時間値 が 0.20mg/㎡ 以下	年間の 1 日平均値のうち、高い方から 2% の範囲内にあたるものを除外した日の値（2% 除外値）が環境基準以下であれば「達成」とする。 （ただし、1 日平均値が 2 日以上連続して環境基準を超えていた場合は「非達成」）
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下	

※：1 年間に 6,000 時間以上測定した測定局が評価の対象

1 大気汚染の状況

区内における大気汚染の実態を把握するため、区は 7 か所の測定室を設置している。7 年度の各大気汚染物質の状況は、つぎのとおりである。

なお、大気汚染は改善傾向にあるため、長光寺橋公園、小竹、高松一丁目での測定を4年度末で終了した。

【大気汚染測定結果（区測定）】 7 年度

測定室	二酸化窒素（NO ₂ ） （単位：ppm）			浮遊粒子状物質（SPM） （単位：mg/㎡）			光化学オキシダント（Ox） （単位：ppm）	
	適否	1 日平均値	1 時間値の 98% 日平均値	適否	1 日平均値	1 時間値の 2% 除外平均値	適否	1 時間値
豊玉北	○	0.010	0.028	○	0.014	0.034	×	0.156
石神井南中学校	○	0.011	0.029	—	—	—	×	0.181
大泉中学校	○	0.012	0.034	—	—	—	×	0.136
くすのき緑地	○	0.016	0.036	—	—	—	—	—
石神井西小学校	○	0.014	0.030	—	—	—	—	—
谷原交差点	○	0.016	0.033	○	0.015	0.034	—	—
大泉町四丁目	○	0.012	0.030	○	0.012	0.030	—	—

- (1) 二酸化窒素 1 時間値の 1 日平均値（一般環境・沿道環境）
- 1 時間値の 1 日平均値は、つぎのとおりである。
- 全か所とも環境基準を下回っていた。

【一般環境】（単位：ppm）

測定室	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
豊玉北	0.012	0.012	0.011	0.011	0.010
石神井南中学校	0.012	0.012	0.011	0.011	0.011
大泉中学校	0.015	0.013	0.013	0.013	0.012

【沿道環境】（単位：ppm）

測定室	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
くすのき緑地	0.020	0.019	0.018	0.017	0.016
石神井西小学校	0.016	0.016	0.015	0.014	0.014
長光寺橋公園	0.017	0.016	---	---	---
谷原交差点	0.018	0.017	0.016	0.016	0.016
小竹	0.014	0.014	---	---	---
高松一丁目	0.014	0.013	---	---	---
大泉町四丁目	0.014	0.013	0.013	0.012	0.012



- (2) 浮遊粒子状物質 1 時間値の 1 日平均値
1 時間値の 1 日平均値については、つぎのとおりである。全か所とも環境基準を下回っていた。

〔浮遊粒子状物質〕 (単位：mg/m³)

測定室	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
豊玉北	0.012	0.014	0.014	0.014	0.014
長光寺橋公園	0.012	0.014	---	---	---
谷原交差点	0.013	0.015	0.014	0.014	0.015
小竹	0.011	0.012	---	---	---
高松一丁目	0.011	0.013	---	---	---
大泉町四丁目	---	---	---	---	0.012

- (3) 光化学オキシダント 1 時間値の最高値
1 時間値の最高値については、つぎのとおりである。全か所とも環境基準を達成していない。

〔光化学オキシダント〕 (単位：ppm)

測定室	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
豊玉北	0.149	0.160	0.129	0.151	0.156
石神井南中学校	0.156	0.149	0.123	0.148	0.181
大泉中学校	0.106	0.123	0.107	0.137	0.136

2 光化学スモッグ

7年度の注意報の発令日数は3日で、光化学スモッグによると思われる被害の届出はなかった。

3 ダイオキシン類環境調査

7年度も区内3か所で年4回(5・8・11・1月)、大気環境中のダイオキシン類について調査を行った。

結果は、各項目とも、全ての地点で環境基準を下回っていた。

4 アスベスト環境調査

7年度も区内4か所で年4回(5・8・11・1月)、大気環境中のアスベストについて調査を行った。

結果は0.24～0.31本/L(総繊維数濃度)であった。

なお、アスベストの環境基準は設定されていない。

●練馬区アスベスト飛散防止条例

平成18年1月に「練馬区アスベスト飛散防止条例」を施行し、「大気汚染防止法」の対象外であったアスベスト含有成形板等の除去等工事についても規制の対象とした。

また、露出したアスベスト含有吹付け材が存在する一定規模以上の集客施設等に対し、除去・囲い込み等の措置を義務付けている。

「改正大気汚染防止法」が3年4月に一部施行され、アスベスト含有成形板等の除去等工事も法の規制対象に加えられたことから、法との整合を図るため条例を改正した。4年4月から改正法による事前調査結果報告制度が開始されたことに合わせて、アスベスト含有建材の除去等工事に関する標識の設置に係る報告を条例で義務付けている。

●事業所の有害化学物質適正管理に関する規制指導

「東京都環境確保条例」により、59種類の化学物質について年間各100kg以上使用した場合に、使用量等を区に報告することが義務付けられている。7年度は、ガソリンスタンド等45事業所から使用量等の報告があった。

●事業所の土壌汚染対策に関する規制指導

「東京都環境確保条例」により、有害物質による土壌汚染が人の健康に支障を及ぼすことを防止するため、指定された26物質(揮発性有機化合物、重金属、農薬等)の取扱い履歴のある事業所が、事業場の廃止または主要な施設等を除却する場合、あるいは3,000㎡以上の土地等を改変する場合(都所管)は土壌調査

が義務付けられている。

なお、調査の結果、汚染が判明した場合には、基準を超過した物質の種類や汚染の状態に応じた措置を講じなければならない。7年度は、土壌汚染状況調査報告書等の届出が17件あった。

●放射線量の測定

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故を受けて、平成23年6月から区内の区立施設12か所の定点で空間放射線量の測定を行っている。7年度の測定結果は0.025～0.081マイクロシーベルト/時であり、区の対応基準である0.24マイクロシーベルト/時以下であった。

●水質汚濁

7年度の水質検査の結果、生活環境項目について、白子川の新東埼橋付近でpH（水素イオン濃度）、石神井川の南田中橋付近でBOD（生物化学的酸素要求量）・SS（浮遊物質質量）・大腸菌数、栗原橋付近でBOD・大腸菌数がそれぞれ基準を満たさなかった。

●公害に関する苦情および相談の処理事務

騒音、振動および悪臭等の公害問題に関する対応として、騒音計および振動計の貸出し、啓発パンフレットの配布、相談等を受け付けている。

相談等への対応として、現地調査、対象となる原因者への指導等を行っている。夜間に発生している相談への対応として、夜間騒音等実態調査も実施しており、7年度は延べ23件実施した。

〔現象・業種別苦情受付件数〕 (単位：件) 7年度

	工場	指定作業場	建設作業	一般	不明	合計(件)	構成比(%)
ばい煙	—	1	—	2	—	3	0.9
粉じん(※)	—	1	62	—	—	63	18.4
有毒ガス	—	—	—	—	—	—	—
悪臭	1	—	5	11	—	17	5.0
汚水	—	—	—	—	—	—	—
騒音	—	1	110	50	3	164	47.8
振動	—	—	79	3	2	84	24.5
地盤沈下	—	—	—	—	—	—	—
土壌汚染	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	7	5	—	12	3.5
合計	1	3	263	71	5	343	100.0

注：2項目以上の公害現象がある場合、各現象ごとに1件としてカウント
※：石綿に関するものを含む

(3) まちの美化を進める

●「ポイ捨て・落書防止条例」および「歩行喫煙等の防止条例」の施行

「練馬区ポイ捨ておよび落書行為の防止に関する条例」（平成9年3月制定）、「練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例」（21年10月制定）に基づき、まちの美化や安全で快適な歩行空間を確保するため、区・区民・事業者が協力してつぎの取組を行っている。

1 まち美化意識の啓発

5月と11月を美化活動月間と位置づけ、町会・自治会を中心に清掃活動を実施している。また、環境問題に関連する研修会を実施している。

2 美化活動の推進

(1) 環境美化推進地区

区民が積極的にまちの環境美化に取り組む地域や、駅前など人通りが多い地域を「環境美化推進地区」として指定し、地域内の町会・自治会等に清掃用具を提供している。（7年度37地区32,953世帯）

(2) 環境美化活動団体

区民による自主的な清掃活動を支援するため、一定の要件を満たす団体を「環境美化活動団体」として登録し、清掃用具を提供している。（7年度町会・自治会77団体65,967世帯、ボランティア団体36団体2,637人）

3 条例の周知および歩行喫煙等の防止の推進

(1) マナーアップ指導業務

平成21年12月から、マナーアップ指導員が区内の駅周辺を中心に巡回し、歩行喫煙者等に対する注意指導を行っている。

(2) 電柱巻看板による周知

歩行喫煙等禁止の看板を区内299本の電柱に掲出している。

(3) 喫煙所の設置

歩行喫煙やたばこのポイ捨てを防止するため、練馬駅2か所、大泉学園駅、中村橋駅、光が丘駅に喫煙所を設置している。



〔電柱巻看板〕

4 歩行喫煙率調査

歩行喫煙の現況を把握するため、平成14年度から、練馬・大泉学園・石神井公園・光が丘の4駅で歩行者に占める歩行喫煙者の割合を調査している。

歩行喫煙率は、調査開始当初は2.6%であったが、7年度は0.1%にまで減少した。（数値は4駅全20調査地点の集計値）

5 ポイ捨て実態調査

区内の駅周辺におけるポイ捨ての現況を把握するため、平成 19 年度から、練馬・大泉学園・石神井公園・光が丘の 4 駅で、ポイ捨てされたたばこの吸い殻の本数を調査している。

調査開始当初は、4 駅合計で 1 日あたり 500 本前後であった。7 年度は 133 本となっている。

6 落書き対策

民家の塀や壁に落書きされた場合、被害者からの申請に応じて、消去している。7 年度は 10 件、12 か所、35㎡を消去した。

●カラス対策

民有地の樹木などにカラスが営巣し、親カラスが人を威嚇、攻撃する場合、その原因となる巣の撤去などを行っている。7 年度は 12 巣を撤去した。

●アライグマ・ハクビシン対策

平成 30 年度から、アライグマやハクビシンが天井裏へ侵入するなどの生活被害を受けている場合、わなを設置し、捕獲する事業を行っている。7 年度はハクビシンを 13 頭、アライグマを 5 頭捕獲した。

●空き家およびいわゆる「ごみ屋敷」対策の推進

適正に管理されていない空き家やごみ屋敷が地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている。

区は「練馬区空家等および不良居住建築物等の適正管理に関する条例」（平成 29 年 7 月制定）に基づき、空き家等の発生予防、有効活用および管理不全な空き家への必要な措置を進めている。また、「空家地域貢献事業」の条件を満たす空き家については、所有者等と活用希望団体等のマッチングに取り組み、有効活用を促進している。7 年度は 1 件成立した。

〔空き家相談対応件数〕 (単位：件)

年度	5	6	7
相談対応件数	466	412	415

●あき地管理

「あき地の管理の適正化に関する条例」（昭和 45 年 10 月制定）に基づき、所有者等に対し、あき地の適正な管理を依頼している。

〔あき地相談対応件数〕 (単位：件)

年度	5	6	7
相談対応件数	106	97	101

40-2 地域特性を活かしたまちづくりの推進

(1) 計画的な土地利用を誘導し、 良好な市街地を形成する

「練馬区都市計画マスタープラン」は、今後の区政運営の方向性を明らかにした『ビジョン』を踏まえ、都市計画法第18条の2に基づいて定めたまちづくり分野の基本計画であり、つぎの2つの役割を持つ。

- ① 区などの行政の果たす役割が大きい都市計画についての基本方針
- ② 区民等（区民、民間事業者、NPO、各種の団体など）が主体となって行うまちづくりの指針

現行の「練馬区都市計画マスタープラン」は、平成13年3月に策定したのち、27年12月に改定（中間見直し）したもので、目標年次を迎えている。

区は、「練馬区都市計画マスタープラン」に基づき、まちづくりに取り組んできたが、改定から約10年が経過し、社会情勢や都市環境は大きく変化している。こうした状況を踏まえ、各施策・取組の成果や進捗等を実施状況報告書として取りまとめ、8年3月に公表した。

●地域地区制度

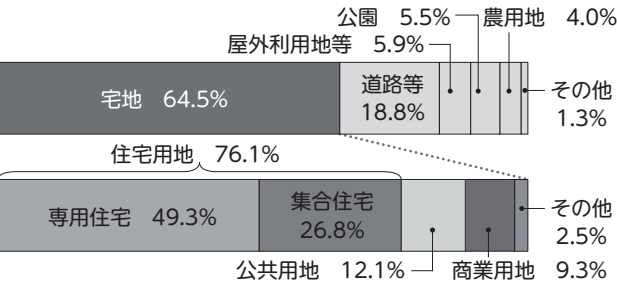
土地の自然的条件や利用動向をもとに、都市計画により土地利用を規制誘導する制度である。

区で指定されている地域地区には、用途地域、特別工業地区、防火地域および準防火地域、高度地区、生産緑地地区、風致地区等がある。

区では、敷地の細分化や、周辺の街並みとかけ離れた高層建築物の建設などによる市街地環境の悪化が進行していることから、平成20年3月に、建築物の敷地面積の最低限度と高さの最高限度の都市計画決定を行った。

生産緑地地区は、7年9月現在581地区、155.79haである。

〔用途別土地利用面積率〕（練馬区の全面積）



注：屋外利用地等とは駐車場・材料置場等を表す。
資料：「令和3年度土地利用現況調査」

〔練馬区用途地域等の面積〕 7年度末現在

地域地区	面積 (ha)	比率 (%)
用途地域		
第1種低層住居専用地域	2,753.8	57.1
第1種中高層住居専用地域	836.3	17.4
第1種住居地域	552.3	11.5
第2種住居地域	55.3	1.1
準住居地域	83.4	1.7
近隣商業地域	301.7	6.3
商業地域	93.5	1.9
準工業地域	139.0	2.9
工業地域	3.4	0.1
計	4,818.7	100.0
高度地区		
第1種	2,548.8	52.9
17 m第1種	22.2	0.5
第2種	204.9	4.3
17 m第2種	404.1	8.4
20 m第2種	949.5	19.7
25 m第2種	50.0	1.0
30 m第2種	90.2	1.9
17 m第3種	38.6	0.8
20 m第3種	16.6	0.3
① 25 m第3種	151.2	3.1
② 30 m第3種	210.2	4.4
③ 35 m第3種	31.4	0.7
20 m	2.9	0.1
30 m	0.5	0.0
④ 指定なし	97.6	2.0
(①～④のうち最低限高度地区)	(58.9)	(1.2)
計	4,818.7	100.0
防火地域および準防火地域		
防火地域	649.2	13.5
準防火地域	4,101.0	85.1
指定なし	68.5	1.4
計	4,818.7	100.0
特別用途地区		
特別工業地区	132.4	2.7
指定なし	4,686.3	97.3
計	4,818.7	100.0

●地区計画制度によるまちづくり

地区計画は、「都市計画法」に基づき、生活に密着した身近な地域について、その特性にふさわしい良好な住環境の街区を整備・保全するため、住民と区が協働してまちづくりのルールを定めた都市計画である。

まちづくりの目標や方針、公共施設の配置、建築物等の制限内容（建築物の用途や高さ、敷地面積の最低限度等の建築物等に関する事項）などを定めることにより、個々の建築や開発に対して規制・誘導を行い、目標とするまちづくりを進めていく。

現在 47 の地区において地区計画を定めている。

●「練馬区風致地区条例」に基づく事務

風致地区内での建築物等工作物の建築、樹木の伐採、切土・盛土などの行為を行う場合には許可が必要である。7年度は 1,298 件の問合せがあり、156 件の事前相談を受け、228 件の許可書を交付した。

●優良宅地の認定審査

優良な土地の供給を目的として、土地を造成した場合などに、土地を譲渡して得た譲渡益の税率の低減等優遇措置が適用される。

(2) 区民・事業者とともにまちづくりを進める

●練馬区まちづくり条例

区民、事業者および区の協働によるまちづくりの公共性の実現を図り、豊かで魅力的な都市環境の形成を目指して、「練馬区まちづくり条例」を定め、平成 18 年 4 月に施行した。

この条例では、まちづくりにおける区民、事業者および区の責務を明らかにするとともに、都市計画やまちづくりにおける住民参加の仕組み、開発事業における調整の仕組み等を定めている。

●区民・事業者・区の協働によるまちづくり

「練馬区都市計画マスタープラン」では、まちづくりの基本的な進め方として、区民・事業者・区がそれぞれの役割を担いながら、共に連携・協力して地域の課題解決に取り組む協働のまちづくりを推進することとしている。

また、「練馬区まちづくり条例」では、まちづくりへの住民参加の充実・促進を図るために、独自の提案制度や住民によるまちづくりへの支援について定めている。この支援の仕組みのひとつとして、(公財)練馬区環境まちづくり公社内にみどりのまちづくりセン

ターを開設している。(詳細は、154 ページ「●公益財団法人練馬区環境まちづくり公社」を参照)

●「練馬区まちづくり条例」に基づく開発調整

開発事業を行う場合は、区が定めるまちづくりに関する計画や開発基準などを遵守するとともに、良好な自然環境の保全・育成と、周辺の居住環境への配慮や良好な街並み・居住環境の保全形成に努めるように、調整の手続を定めている。

【開発調整に関する届出件数】 (単位：件) 7年度

区 分	対 象	件数
大規模建築物	①延べ面積 3,000㎡以上かつ高さ 15 m以上の建築物	3
	②床面積 1,000㎡以上の集客施設	3
	③床面積 500㎡以上の深夜営業集客施設	—
	④床面積 1,000㎡以上の葬祭場等	—
特定用途建築物	①床面積 500㎡以上 1,000㎡未満の集客施設	1
	②床面積 1,000㎡未満の葬祭場等	1
	③専用床面積 40㎡未満のワンルーム住戸が 15 戸以上	8
	④寄宿舍	1
	⑤大規模長屋等	13
宅地開発事業	①開発区域面積 3,000㎡以上の宅地開発事業	15
	②開発区域面積 500㎡以上 3,000㎡未満の宅地開発事業	156
墓地等	①墓地	—
	②納骨堂	1
	③火葬場	—
自動車駐車場等	①床面積 300㎡以上の自動車駐車場	13
	②開発区域面積 300㎡以上の自動車駐車場	5
	③開発区域面積 300㎡以上の材料置場	—
	④開発区域面積 300㎡以上のウエスト・スクラップ処理場	—
	⑤ペット火葬施設等	—
計		220

上記宅地開発事業のうち、「都市計画法」に基づく開発許可 (500 ㎡以上) の件数は 69 件、「練馬区まちづくり条例」に基づく協定締結 (500 ㎡以上) の件数は 30 件であった。

また、6 年 7 月 31 日より宅地造成及び特定盛土等規制法 (通称：盛土規制法) の運用が始まり、宅地造成等に関する工事のうち、一定の規模以上のものは事前の許可が必要となった。7 年度は、開発許可におけるみなし許可の件数が 21 件、それ以外の許可の件数が 4 件であった。

●建築紛争の予防・調整

区では、中高層建築物および特定用途建築物等の建築に伴う紛争を未然に防止するために、「練馬区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例（建築紛争予防条例）」を平成 17 年 12 月に改正し、18 年 4 月から施行している。

この条例では、良好な近隣関係の形成・保全のため、日照、プライバシー等の近隣への影響や工事中の騒音・振動等の不安から起こる建築紛争を「予防するための手続」と、紛争が発生した場合の「調整を図るための手続」について定めている。

〔「建築紛争予防条例」の取扱い状況〕			7 年度
項 目		件 数	
中高層建築物対象件数		633 件	
あっせん	取扱い件数		－
	結果	解決	－
		打ち切り	－
		計画取止め	－
		次年度へ繰越	－
	あっせん回数		－
調 停	取扱い件数		－
	結果	解決	－
		打ち切り	－
		次年度へ繰越	－
	委員会開催回数		3 回

●建築協定

建築協定は、一定区域の住民が、建築物の敷地・構造・用途などに関する基準について協定を締結し、住民相互の協力によって生活環境の維持向上を図り、住み良いまちづくりを進める制度である。

区内には、現在 2 か所の建築協定を定めた地区がある。

〔建築協定の状況〕		8 年 4 月 1 日現在	
協定名称	認可日	期間	協定者数
武蔵関建築協定	昭和 47 年 2 月 (4 年 2 月更新)	10 年	100 人
コスモアベニュー 練馬春日町建築協定	平成 16 年 1 月 (6 年 1 月更新)	10 年	26 人

●「練馬区福祉のまちづくり推進条例」等による
バリアフリー整備

全ての人が等しく社会参加する機会を確保し、安心・快適に暮らし続けられる地域社会実現のため「練馬区福祉のまちづくり推進条例」を制定し、安全かつ円滑に利用できる公共的建築物および公共施設の整備等を

進めている。

この条例では、区民に身近な店舗や診療所、共同住宅等（以下「店舗等」という。）で着実なバリアフリー整備を促進するため、「バリアフリー法」で定められている対象建築物の拡大と整備基準の追加等を行った。さらに、新築・改築等において建築確認申請手続き前の事前協議と完了検査の義務付けや、区立施設等では区民の意見聴取を定め、区民、事業者および区の協力でより水準の高い整備を推進している。

また、既存建築物のバリアフリーを促進するため、店舗等のバリアフリー改修等費用の一部を助成している。

〔公共的建築物の手続件数〕		(単位：件)		
年 度	5	6	7	
事前協議受付	121	134	117	
公表	48	33	22	

●土地区画整理事業の推進

一定の広がりをもった不整形で利用しにくい土地の区画を整え、宅地の利用増進を図るとともに、道路や公園などの公共施設を整備して、良好な市街地の形成を実現することを目的としている。区は、事業実施の円滑な活動を支援するため、「練馬区土地区画整理事業助成要綱」を昭和 61 年 4 月に施行し、公園築造費用などを助成している。

また、都は土地区画整理事業の機会を捉えた無電柱化を推進するため、令和 3 年 3 月に「東京都土地区画整理事業助成規程」を一部改正した。

7 年度末までに、土地区画整理事業が終了しているのは 24 地区（約 65.1ha）である。

●公益財団法人練馬区環境まちづくり公社

（公財）練馬区環境まちづくり公社は、平成 24 年 4 月に、前身である（財）練馬区都市整備公社から移行・名称変更し発足した。

公社では、「練馬区まちづくり条例」の公布に伴い、18 年 4 月に練馬まちづくりセンター（現みどりのまちづくりセンター）を設置し、区民主体のまちづくり活動等を支援している。

平成元年度から委託しているタウンサイクルおよび 4 年度から委託している有料自転車駐車場の管理については、18 年度から指定管理者として管理運営業務を行っている。17 年度から委託している放置自転車等の自転車対策事業とともに、区の自転車行政の一翼を担っている。

22 年度から、粗大ごみの収集業務、練馬区資源循環センターの管理運営、27 年度から、可燃ごみの収集業務、4 年度から、不燃ごみの資源化に向けた金属

類の選別作業を行っている。

また、22 年度から、練馬区地球温暖化対策地域協議会の事務局運営を担っており、脱炭素社会の実現に向けた啓発事業を行っている。

1 みどりのまちづくりセンターの運営

- (1) みどり・景観事業に関する取組
 - ① 憩いの森等の区民管理活動の支援
 - ② 地域ぐるみのみどり保全活動の普及
 - ③ つながるカレッジねりま「みどり分野」の運営
 - ④ みどりを守り育てる人材の登録・紹介
 - ⑤ 景観形成支援
- (2) まちづくり事業に関する取組
 - ① まちづくり啓発・相談・活動助成
 - ② まちづくり条例に基づく専門家派遣等の支援
 - ③ 地区まちづくりの活動支援
 - ④ 空家等地域貢献活用
 - ⑤ 建築物等のバリアフリー化協働推進
 - ⑥ みどり・まちづくりに関する調査・研究

2 放置自転車対策事業

- (1) 放置自転車の撤去・移送
- (2) 撤去した自転車の保管・返還
- (3) 自転車駐車場への誘導・案内
- (4) 自転車問い合わせセンターの運営
- (5) 自転車対策地域協議会の設立・活動支援

3 自転車駐車場・タウンサイクルの管理運営

7 年度末の管理施設数はつぎのとおりである。

- (1) 有料自転車駐車場 72 か所
- (2) ねりまタウンサイクル 7 か所
- (3) 公社立自転車駐車場 10 か所
- (4) 無料自転車駐車場 5 か所

4 資源循環推進事業

- (1) 粗大ごみの収集・再使用、金属類の回収
- (2) 可燃ごみの収集
- (3) 集団回収支援事業
- (4) 練馬区資源循環センターの管理運営
- (5) 資源循環推進事業の普及啓発
- (6) 不燃ごみの資源化に向けた金属類の選別作業

5 地球温暖化対策事業

- (1) 練馬区地球温暖化対策地域協議会事務局の運営
- (2) 地球温暖化対策に関するイベント等の企画・運営
- (3) ホームページやSNSを活用した情報発信

(3) 調和のとれた都市景観を形成する

●景観形成のルールづくり

区では、地域特性に応じた景観施策を展開するため、平成 23 年 3 月に「練馬区景観条例」を制定し、同年 5 月には「景観法」に基づく景観行政団体となった。

また、景観行政の基本的な考え方である「練馬区景観計画」を 23 年 8 月に策定し、良好な景観の形成に向け実行性のある景観まちづくりに取り組んでいる。

●景観まちづくり

区は、(公財)練馬区環境まちづくり公社を、良好な景観を形成するための専門的情報の提供や相談業務を担う「景観整備機構」に指定し、協力体制のもと「景観まちなみ協定制」等を設け、区独自の景観まちづくりを進めている。

●景観に関する届出

一定規模以上の建築行為等を行う場合は、「景観法」に基づく届出が必要となる。区では、区全域を 7 つの区域に区分し、区域ごとに方針を定めて良好な景観形成を誘導している。

7 年度の届出・通知件数はつぎのとおりである。

・建築物の建築等	212 件
・工作物の建設等	1 件
・開発行為	18 件

41 災害に強い安全なまちづくり

(1) まちの防災性を向上する

●防災まちづくりの推進

区内には、高度経済成長期を経て急激に市街化が進んだため、老朽木造住宅が密集した災害に弱い地域がある。

また、狭い道路が多いため、大地震等の災害時に、家屋・ビルの倒壊および二次災害として発生する火災などによる大きな被害が心配される。

1 老朽木造住宅が密集する地域の改善

区では、密集住宅市街地整備促進事業等により、道路の拡幅や公園整備によるオープンスペースの確保、建物の更新による不燃化、危険なブロック塀等の撤去や狭あい道路拡幅の促進など、地区の防災性向上に取り組んでいる。

2 住宅・建築物の耐震化促進

区は、区内の建築物の耐震化を促進することにより、災害に強い安全なまちづくりを推進し、震災から区民の生命および財産を守ることを目的とする「練馬区耐震改修促進計画」を7年度末に策定した。

この計画に基づき、一般緊急輸送道路沿道建築物や住宅等の耐震改修等に対する費用助成や、耐震化に係る啓発、所有者への個別訪問、指導および助言等に重点的に取り組んでいる。

●都市計画道路事業に合わせた延焼遮断帯の形成

都市計画道路は、災害時においても地域の骨格となる道路である。さらに、沿道建築物の不燃化を行うことにより不燃空間を作り、火災の延焼を防ぐ機能を有している。

区は、区民が安全に避難できる道路を確保するため、都市計画道路、幹線道路および避難道路に準ずる道路に面する地域にも、積極的に防火地域の指定を行ってきた。

放射7号線や補助230号線等の都市計画道路の整備に合わせた沿道まちづくりにおいても、防火地域等の都市計画決定を行い、沿道建築物の不燃化を誘導し、災害に強いまちづくりを進めている。

●建築物の規制と誘導

農地の宅地化が進む一方、既成市街地では宅地の細分化による過密狭小な住宅が増えている。また、都市化に伴い、中高層建築物の増加と相まって、市街地環境が変化している。

こうした状況に対応し、良好な環境を維持するため、建築物の敷地面積の最低限度と高さの最高限度を定めている。

これらを含み、「建築基準法」および関係法令に基づいて建築物を交通、安全、防災、衛生などの観点から規制・指導をしている。

1 建築確認

建物を建築するときは、あらかじめ建築計画を示した申請書を提出し、建築法規に基づく確認を受ける必要がある。

〔建築確認の受付件数（構造別）〕

（単位：件）7年度

区分	一 般	計画通知	計
木造	4	—	4
鉄骨鉄筋	1	—	1
鉄骨	1	9	10
鉄筋	—	5	5
ブロック	—	—	—
その他	2	—	2
計	8	14	22

2 道路の位置の指定など

建物を建築しようとする敷地が、「建築基準法」（以下「同法」という。）上の道路に接していない場合、新たに同法上の道路を築造するか、同法第43条第2項第2号の許可を受ける必要がある。

7年度は、指定道路等の申請（指定件数）が27件、許可を受けるための空地（協定通路認定等）の申請が17件であった。

3 違反建築物の取締り

違反建築物の発生を未然に防止するとともに早期かつ効果的に是正させるため、現場調査等に基づき取締りを行っている。7年度の違反建築物の取扱件数は109件であった。主な違反の内訳は、申請手続63件、接道義務5件、用途地域19件、表示義務28件であった（重複を含む。）。

(2) 災害に強いまちをつくる

●密集住宅市街地整備促進事業

老朽木造住宅が密集し、防災上の課題を抱えている地域において、防災性の向上と住環境の改善を図るため、道路・公園などの公共施設の整備や老朽建築物の建替え費用に対して助成を行う等、災害に強い総合的

なまちづくりを行っている。

現在は貫井・富士見台地区および桜台東部地区で事業に取り組んでいる。

〔取組状況〕		7年度末現在	
地区名	対象	面積	取組状況
練馬	練馬一～四丁目の各一部	約 20.0ha	平成 17 年度完了
江古田北部	小竹町一・二丁目の各一部、羽沢一丁目、栄町の一部、旭丘一・二丁目の各一部	約 46.4ha	平成 30 年度完了
北町	北町一・二丁目の各一部	約 31.1ha	元年度完了
貫井・富士見台	貫井一～四丁目の各一部、富士見台三・四丁目の各一部	約 92.3ha	実施中
桜台東部	桜台一・二丁目、三・四丁目の各一部	約 50.6ha	実施中

●防災まちづくり事業

この事業は、防災上の危険性が懸念される地区を指定した上で、地域住民と区が防災上の課題を共有し、地区の防災性向上に資する整備の促進、不燃性向上のための規制、住民への周知啓発に集中的に取り組むものである。

元年度に、防災まちづくり推進地区として、田柄地区、富士見台駅南側地区、下石神井地区の3地区を指定し、防災性の向上に取り組んでいる。4年度には、建替え時における不燃化を促進するため、都条例に基づく新たな防火規制の区域を指定した。

〔取組状況〕		7年度末現在	
地区名	対象	面積	取組状況
田柄	田柄一～四丁目の各一部、光が丘二丁目の一部	約 87.2ha	実施中
富士見台駅南側	富士見台一・二丁目、南田中三丁目の一部	約 44.2ha	実施中
下石神井	下石神井二・五・六丁目	約 60.2ha	実施中

●感震ブレーカーの無償貸与

出火防止対策の強化を図るため、6年度から防災まちづくり事業実施地区の木造住宅世帯を対象に感震ブレーカーの無償貸与および取付支援を行っている。7年度の貸与件数は570件であった。

●消火用スタンドパイプの設置

地域の初期消火力の向上を図るため、防災まちづくり事業実施地区内の区立施設やコンビニなどの街頭に消火用スタンドパイプを設置し、訓練を行っている。7年度末現在、17か所に設置している。

●無電柱化の推進

区では、平成12年度から、都市防災機能の強化、安全な歩行空間の確保等のため、都市計画道路や生活幹線道路の整備、駅周辺のまちづくりに併せて、無電柱化を積極的に推進している。

平成30年3月に「練馬区無電柱化推進計画」を策定し、7年度までに新たに約9.7kmの区道の無電柱化に着手することとしている。

7年度末現在、電線共同溝による無電柱化は、区道全路線中の約3.2kmで完了、約7.4kmで事業中である。



〔補助 132 号線 (石神井町二丁目)〕

●河川の改修

かつて区内には3河川が流れていた。しかし、都市化の進展に伴い田柄川は下水道幹線として地下化され緑道となり、現在では石神井川、白子川の2河川となっている。このような都市化の進展と下水道の普及に伴い、河川は都市排水の基幹としての能力増強を求められている。

区内の河川について、都は1時間あたり50ミリの降雨に対応した護岸改修を進めている。白子川では、運用が開始されている比丘尼橋上流調節池(34,400m³)、白子川地下調節池(212,000m³)、比丘尼橋下流調節池(212,000m³)に加え、75ミリ対応に向けて新たに3か所の調節池が計画されている。

また、石神井川では、運用が開始されている富士見池調節池(33,800m³)に加え、75ミリ対応に向けて、新たに環状七号線地下広域調節池、城北中央公園調節池の2か所の整備が進められている。

なお、区では、河川防災のため、降雨量および河川水位の観測、河川内の障害物撤去等の維持管理を行っている。

〔河川の現況〕 7年度末現在

河川名	東京都整備計画 延長 (km)	本改修済延長 (km) (改修率)
石神井川	24.5	18.7 (76%)
白子川	8.6	4.5 (52%)

●雨水貯留浸透施設の設置

1 時間に50ミリを超える集中豪雨が近年頻発し、浸水被害が発生している。浸水被害軽減や内水氾濫等に対応するため、都の河川改修や下水道整備に加えて、雨水浸透施設を設置した。

●雨水流出抑制施設の整備

急速な都市化の進展に伴い、多くの雨水が下水道や河川に一気に流下して起こる「都市型水害」を防ぐ必要がある。区では、河川改修や下水道の整備、流域対策を推進するため、平成2年6月に「練馬区総合治水計画」を策定した。

令和3年3月に改定を行い、雨水流出抑制施設の整備による流域対策を推進し、7年度末現在、道路、公園、学校などの公共の施設で 255,053 m³、大規模民間施設などで 387,623 m³、合計 642,676 m³の雨水流出抑制施設を整備した。

●地下室等設置に係る浸水対策の届出

近年の浸水被害は、台風を原因とするものだけでなく、短期間集中豪雨を原因とする地下構造の住宅への雨水流入などが増加している。

地下室への浸水が起これば人命を脅かす事態に結びつくため、建物を建築する際に区では浸水対策の啓発や指導を行い、あらかじめ届け出ることを義務付けている。

〔地下室等設置に係る浸水対策の届出件数〕 (単位：件)

年度	届出件数
5	9
6	12
7	9

●ねりま情報メール・練馬区公式X（旧Twitter）・LINE【防災気象情報】

気象情報や避難情報など災害に関する情報を、あらかじめ登録された区民のパソコンやスマートフォンなどに、電子メールや区公式SNSで配信している。

●橋りょう

区内の橋は、7 年度末現在、185 橋であり、このうち区の管理する橋は 130 橋である。

今ある橋を有効に活用し、道路ネットワークの更なる安全性の確保を目的とした「練馬区橋梁長寿命化修繕計画」を平成 25 年度に策定（7 年度更新）し、事後保全的な修繕から予防保全的な修繕へ方針を転換した。

都は、河川の改修事業に併せて、橋の架け替え工事を実施しており、石神井川の豊城橋で6 年度から架け替え工事に着手している。

なお、区は道路管理者として、橋の拡幅に係る費用の負担をしている。

●街路灯等の省エネルギー化促進

3 年度までに水銀ランプ型街路灯の省エネルギー化が完了し、引き続き蛍光灯等を使用した街路灯の LED 化を進めていく。7 年度は、3,998 基の街路灯の改修を実施し、街路灯の LED 化率は 80.7%となっている。

また、公園灯については、4 年度から計画的に LED 化を進めている。

(3) 災害に強いまちの実現に向けた取組を支援する

●旧耐震建築物等の耐震化に係る助成および支援事業
一般緊急輸送道路沿道建築物や住宅、災害時医療機関等の耐震化に重点的に取り組み、耐震改修等に要する費用を助成している。また、老朽木造住宅が密集する地域内の旧耐震建築物を対象に建替え費用や除却費用を助成している。

さらに、8年度から木造住宅の耐震診断を無料で実施する制度の創設、住宅や分譲マンションなどへの耐震化助成の拡充、アドバイザー派遣助成の対象拡大など、耐震化に向けた支援や助成を充実させる。

このほか、区民が安心して耐震化を進められるよう、区民向けの無料の耐震相談会やマンション向け耐震セミナーを実施する。

8年度

〔耐震診断・実施設計・改修工事助成額〕（ ）内は限度額（単位：円）

区分		耐震診断	実施設計	改修工事
住宅（※1）	木造	区が無料で実施	費用の4分の3（22万）	費用の4分の3（130万）（※2）（※3）（※4）
	非木造	費用の4分の3（100万）		
分譲マンション		費用の6分の5（800万）（※5）	費用の6分の5（200万）	費用の3分の2（3,000万）
特定建築物	主に3階以上で延べ面積1,000㎡以上	費用の3分の2（150万）	費用の3分の2（200万）	費用の6分の1（1,000万）
	主に2階以下で延べ面積1,000㎡未満	費用の3分の2（100万）	—	
その他建築物				
災害時医療機関等		費用の10分の9（限度額なし）	費用の6分の5（1,000万）	費用の3分の2（6,000万）
一般緊急輸送道路沿道の建築物		費用の10分の9（限度額なし）	費用の6分の5（1,000万）	費用の6分の5（6,000万）
特定緊急輸送道路沿道の建築物		—	10分の10（1,000万）	10分の9（限度額なし）

注：延べ面積や事業費等によっては助成率および助成額が異なる。（住宅を除く）

- ※1：昭和56年6月から平成12年5月末までに建築された木造住宅を含む
- ※2：総合支援（耐震改修工事と実施設計や工事監理費を助成対象とする制度）を利用する場合は限度額170万円
- ※3：所有者が居住し、所有者含む世帯全員が非課税世帯である場合などは、費用の4分の3で限度額150万円（総合支援：限度額190万円）
- ※4：障害者手帳をお持ちの方、または要介護、要支援認定を受けている方が居住する住宅の場合は費用の4分の3で限度額200万円（総合支援：限度額240万円）
- ※5：診断等費用180万円を超える場合は費用の4分の3+15万円

8年度

〔建替え工事・除却工事助成額〕（ ）内は限度額（単位：円）

区分	建替え工事	除却工事
住宅（※1）	費用の4分の3（225万）（※2）（※3）	費用の4分の3（150万）（※4）
一般緊急輸送道路沿道の建築物	費用の6分の5（6,000万）	
特定緊急輸送道路沿道の建築物	費用の10分の9（限度額なし）	

注：延べ面積や事業費等によっては助成率および助成額が異なる。（住宅を除く）

- ※1：密集事業実施地区および防災まちづくり推進地区内の住宅に限る。
- ※2：空家等活用促進地区内に存する住宅の場合は限度額275万円
- ※3：障害者手帳をお持ちの方、または要介護、要支援認定を受けている方が居住する住宅の場合は限度額290万円
- ※4：空家等活用促進地区内に存する住宅の場合は限度額200万円

●ブロック塀等撤去費用助成について

事故を未然に防止するため、倒壊の恐れがあるブロック塀などの撤去費用の助成をしている。7年度の助成件数は64件であった。

●マンホールトイレ等整備費用助成

在宅避難を促進するため、中高層マンションの管理組合等を対象に、非常用給水栓やマンホールトイレを整備するための工事費の助成・資器材貸与を行っている。7年度は、マンホールトイレの便座・テント等の資器材貸与を行った。

●感震ブレーカー購入費補助

大規模地震時の出火防止対策を強化していくため、区内全域の木造住宅世帯を対象に、感震ブレーカー購入費用の一部を補助する事業を行っている。7年度の補助件数は164件であった。

●狭あい道路の拡幅などに係る費用の助成等

1 狭あい道路の拡幅をするための費用の助成

幅員4m未満の狭あいな道路は、災害時における延焼の拡大や緊急車両の通行を妨げるなどの恐れがある。そのため、狭あい道路の拡幅に必要な費用の助成や、区による私道の拡幅整備を行っている。なお、7年度の助成件数は14件、拡幅整備は17件であった。

2 「建築基準法」の道路にするための費用の助成

「建築基準法」の道路に接していない土地では、適法な建替えができず、違反建築物や空き家化するなどの問題を抱えている。そのため、既に家が建ち並んでいる道を「建築基準法」の道路とするために必要な申請費用を助成している。7年度の助成件数は0件であった。

3 すみ切りの公道化の奨励

すみ切りは、交差点において見通しを確保し、歩行者や車両通行の円滑化、災害時の緊急車両の容易な進入を可能にする。そのため、すみ切り用地を区に寄付などする人に対して奨励金を交付している。7年度の交付件数は7件であった。

(4) 上・下水道の整備

●上水道

水道は、最も重要な都市基盤の施設の一つとして人々の生活と都市活動を支えており、区内の給水普及率は100%である。

都の水道は、より安全でおいしい水を供給するため、通常の浄水処理に加えて高度浄水処理の導入や国が定めた水質基準より高い目標を定めるなどの取組を進めている。

災害発生時でも水道施設の被害を最小限にとどめ、可能な限りの給水を確保するため、地震に強い施設の整備や応急給水体制の整備の対策を推進している。

さらに、災害により一時的に断水した場合にも、飲料水を確保できるよう災害時給水ステーション（給水拠点）を設けている。

〔災害時給水ステーション（給水拠点）〕

施設名	所在地
練馬給水所	光が丘 2-4-1
区立大泉公園	大泉学園町 6-25
区立学田公園	豊玉南 3-32
区立はやいち公園	早宮 1-47-11
区立みんなの広場公園	石神井町 8-41

●下水道

1 普及率はおおむね 100%に

下水道は、日常生活や都市活動で発生する汚れた水をきれいにして川や海に戻すほか、道路や宅地に降った雨水を速やかに排除するなど、安全で快適な生活環境の確保や良好な水循環の形成に必要な不可欠な役割を担っている。

昭和 42 年度から始まった区の下水道整備は、平成 7 年度末に普及率がおおむね 100%に達した。

なお、石神井・大泉地区では、雨水流出抑制型下水道（透水性舗装や浸透雨水ます等により雨水を地下に浸透させ、急激な河川への流れ込み等を抑制する方式）を採用している。

また、下水道管の総延長は、7 年度末現在約 1,300 km となっている。

〔下水道管延長〕 7 年度

総延長	管きょ内訳	
	幹線	枝線
1,298,217m	68,362m	1,229,855m

資料：都下水道局

2 道路陥没の抑制

道路陥没の主な原因は、下水道本管へ接続する、ます（汚水・雨水）の取付管（陶製管）の破損である。そこで、道路工事に合わせて陶製管から衝撃等に強い硬質塩化ビニル管へ取り替え、道路陥没の抑制を図っている。

42 地域防災力の向上

(1) 自然災害に対する体制を強化する

●練馬区災害対策条例

災害対策の理念や施策の基本を定め、災害対策を総合的・計画的に進め、区民の生命・身体および財産を災害から守ることを目的として、平成16年3月に制定した。

●災害対応力の向上

地震等による被害を最小限に抑えるためには、区民・行政・防災関係機関などが連携し、災害対応力を高めることが必要である。

1 自助（自分の命は自分で守る）

「防災の手引」など各種冊子の配布、防災講演会や出前防災講座の実施、起震車体験などを通じて啓発を行っている。

2 共助（自分たちのまちは自分たちで守る）

区民防災組織などの育成を進めるとともに、組織数の増大を図り、区および防災関係機関等と連携した効果的な活動をするように働きかけを行っている。

3 公助（行政や防災関係機関の防災活動）

区は、消防署、警察署、自衛隊などの防災関係機関と連携して災害対策に取り組んでいる。

防災関係機関や学識経験者等で構成する練馬区防災会議で「練馬区地域防災計画」を作成し、その実施を推進している。

4 地震災害以外の課題

都市化の進展により、雨水の不浸透区域が拡大し、「都市型水害」といわれる局地的な浸水被害がたびたび発生しており、水災害対策が喫緊の課題となっている。

都による河川改修のほか、区では、雨水浸透区域の拡大・貯留施設の普及など雨水流出抑制の事業を推進し、総合的な治水対策に取り組んでいる。

また、水災害時の避難について注意喚起のチラシを作成し、浸水被害が予想される地域に毎年配布している。

〔過去の集中豪雨による大規模被害（50件以上）〕

（床上・床下浸水、道路冠水）

（単位：件）

発生年月日	件数
平成17年9月4日	738（※）
22年7月5日	163
23年8月26日	61
30年8月27日	122

※：石神井川氾濫

5 避難行動要支援者支援の充実

「災害対策基本法」に基づき、大地震などの災害が起こったときに、自力で避難することが難しく、支援を必要とする人（避難行動要支援者）をあらかじめ登録する避難行動要支援者名簿を作成している。また、避難行動要支援者名簿登録者の中で作成に同意した人を対象に、「どこへ」「だれと」避難するかをあらかじめ定める個別避難計画も作成している。

名簿は、一定の要件に該当する人を自動で登録しているほか、要件に準ずる人も希望により登録しており、計画作成者は計画内容も記載し98か所の避難拠点に配備している。また、そのうち個人情報の外部提供に同意した人の情報を、平常時から関係機関（民生・児童委員、区民防災組織等、地域包括支援センター、消防機関、警察機関）と共有するなど、災害時に地域全体で安否確認・避難支援を行う体制を構築している。

平成28年度には、介護・障害福祉サービス事業者と災害時におけるサービス利用者の支援に関する協定を締結し、要支援者に対する災害時の生活支援体制を強化した。また、協定に基づき、区と介護・障害福祉サービス事業者の選定委員による「練馬区介護・障害福祉サービス事業者災害時連携検討会」を設置している。7年度は9月に132事業者と安否確認訓練を行ったほか、8年1月に128事業者でサービス提供訓練を実施した。

5年度には、東京都理学療法士協会と災害時における避難行動要支援者等の支援協力に関する協定を締結し、要支援者に対する生活支援体制を更に強化した。また、7年度には、協定に基づき、災害時フレイル・血栓による災害関連死を予防する知識を得てもらうため、講義と簡単な体操を織り交ぜた講習会を実施した。

また、災害時に一般の避難拠点での避難生活が困難な要配慮者を受け入れる福祉避難所の拡充および整備を図っており、高齢者施設や障害者施設などの計60か所を福祉避難所として指定している。災害時に福祉避難所を円滑に運営できるよう、無線機および備蓄物資を配備するとともに、震災および台風接近時を想定した災害時対応訓練を実施している。

さらに、出火防止対策と室内の安全対策を図るため、6年度から避難行動要支援者のみ世帯を対象に家具転倒防止器具等の設置支援や感震ブレーカーの無償貸与事業および取付支援を行っている。家具転倒防止器具等設置支援事業の実施件数は637件、感震ブレーカーの貸与件数は444件であった。

6 地域別防災マップの作成・訓練の実施

水害リスクの高い地区で、地域住民と協働して、地域の防災情報をまとめたマップを作成している。7年度末までに、14地区中14地区で作成した。マップを活用した訓練を通じて、地域住民の適切な避難行動につなげていく。

●災害対策関連計画

1 練馬区地域防災計画

災害の予防から応急、更に復旧・復興に至る対策を定めた、区の防災対策の基本である。直近では、首都直下地震等による東京の被害想定で示された防災・減災対策上の課題、法改正、「東京都地域防災計画 震災編」の修正、令和6年能登半島地震の被害から見える状況を踏まえ、6年3月に修正した。

2 練馬区業務継続計画（地震編）

震災時のさまざまな制約が発生する状況下においても、適切な業務執行を継続できる体制を確立するための計画である。直近では、7年3月に修正した。

〔「首都直下地震等による東京の被害想定」
（令和4年5月 東京都防災会議公表）における練馬区の被害〕

主な被害		多摩東部直下地震 (M7.3)
建物全壊棟数		2,493棟
出火件数		28件
焼失棟数		11,004棟
死者数		314人
負傷者数		3,564人
避難者数		129,837人
帰宅困難者数		43,191人
閉じ込めにつながり得る エレベーター停止台数		586台
ラ イ フ ラ イ ン	電力（停電率）	10.9%
	通信（不通率）	7.4%
	上水道（断水率）	14.4%
	下水道（管さよ被害率）	3.9%
	ガス（供給停止率）	32.7%

注：①区の想定震度 震度6強～6弱
②冬・夕方 風速8m/sの場合

●防災センター

1 情報連絡体制の整備

災害時の情報連絡手段として、つぎの無線通信システムを整備している。

(1) ハイブリッド型防災無線システム

I P 通信および、簡易無線通信の両機能を搭載した無線を7年度に配備した。

防災センターを基地局として、避難拠点、防災関係機関との間で、情報の収集および伝達を行う。

また、帰宅困難者対策および支援物資等の物流対策用として、各拠点等と災害対策本部との間で情報の収集および伝達を行う。7年度末現在、213台を配備している。

(2) 同報系防災行政無線

災害に関する情報を区民へ一斉放送するシステムである。7年度末現在、子局（無線放送塔）207局と区立施設等に戸別受信機（防災ラジオ）1,065台を配備している。

2 臨時災害放送局（FM 放送）

大規模災害発生時に、臨時に開局することができるFM 放送（77.1MHz）である。被災者支援情報など必要な情報を発信する。区では、平成27年度に放送機材を導入し、定期的に放送訓練を実施している。

日本大学芸術学部をはじめ区内関係団体と臨時災害放送局の開設および運営に関する協定を締結している。

●備蓄対策

水や食料等は、家庭内で最低3日分、可能な限り1週間分程度を備蓄することが望ましい。

区は、被害想定に応じて、避難拠点1か所あたり700人の1日分に相当する食料やペットボトル飲料水を備蓄している。2日目以降は、都等から輸送された食料を避難拠点で提供する。

また、避難拠点には、毛布・寝袋などの生活必需品や、停電に備えた発電機などの資器材も備蓄している。

●飲料水の確保

区内には、給水所が光が丘公園内（66,600㎡）に、応急給水槽が大泉公園・学田公園内（各1,500㎡）・はいち公園・みんなの広場公園内（各100㎡）にあり、断水時には都と連携して応急給水を実施する。

また、避難拠点では、応急給水栓や消火栓から給水できるスタンドパイプセットを使用して、応急給水を行う。

そのほか、更に不足する場合にも給水が受けられるよう、主に区と民間の協定により、7年度末現在、区内23か所の深井戸を「防災井戸」として指定している。

●帰宅困難者対策

1 練馬区帰宅支援ステーション

徒歩帰宅者の安全な帰宅を支援するための施設で、一時休憩場所や飲料水、情報などを提供する。

〔練馬区帰宅支援ステーション〕

名称	住 所
区民産業プラザ (Coconeri 3階)	練馬一丁目17番1号
練馬文化センター	練馬一丁目17番37号
光が丘区民ホール	光が丘二丁目9番6号
生涯学習センター分館	高野台二丁目25番1号
石神井公園区民交流センター	石神井町二丁目14番1号
関区民ホール	関町北一丁目7番2号
勤労福祉会館	東大泉五丁目40番36号

2 一時滞在施設

帰宅困難者の一斉帰宅を抑制するため、帰宅が可能となるまで職場などで待機することができない帰宅困難者を受け入れる施設である。おおむね3日間程度の受入れができ、飲料水や情報などの提供を行っている。

なお、民間一時滞在施設へは、都や区が備蓄品等の購入費用の助成を行っている。

〔民間一時滞在施設〕

指定施設	住 所
ホテルカデンツァ東京	高松五丁目8番20号
トヨタモビリティ 東京株式会社 (区内6か所の支店との協定)	高野台四丁目22番20号 他
西武バス株式会社 練馬営業所	南田中一丁目13番5号
英明フロンティア中学校・高等学校	関町北四丁目16番11号
富士見中学校・高等学校	中村北四丁目8番26号
ワーナーブラザーズ スタジオツアー東京	春日町一丁目1番7号
桜台自治会館	桜台四丁目39番12号

〔一時滞在施設〕

都立練馬高等学校	春日町四丁目28番25号
都立第四商業高等学校	貫井三丁目45番19号
都立練馬工科高等学校	早宮二丁目9番18号
都立光丘高等学校	旭町二丁目1番35号
都立井草高等学校	上石神井二丁目2番43号
都立石神井高等学校	関町北四丁目32番48号
都立大泉高等学校	東大泉五丁目3番1号
練馬都税事務所	豊玉北六丁目13番10号
東京法務局練馬出張所	春日町五丁目35番33号

●区民防災組織

災害時に地域住民が自主的な防災活動を展開できるよう、区民防災組織の育成を図っている。区民防災組織には、各種資器材を貸与するとともに、訓練等助成金を支給し活動を支援している。

1 市民消火隊

災害時に地域で発生した火災について、消火や延焼防止活動を行う目的で編成されている。軽可搬消火ポンプ(C級)などの資器材を配備している。

2 防災会

大地震や水害に際して、初期消火や救出救護、安否確認、避難誘導などにより、地域の被害を軽減し、災害後の復興を行うために結成されている。防災資器材格納庫を設置し、軽可搬消火ポンプ(D級)、組立式リヤカー、担架、スコップ、ヘルメットなどの資器材を貸与している。

3 避難拠点運営連絡会

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災の教訓と経験を踏まえ、全ての区立小・中学校を避難拠点として位置付け、区職員および学校教職員を拠点要員として配置している。

避難拠点には、地域住民による避難拠点運営連絡会が結成されており、平常時から、訓練・講習会・会議等さまざまな活動を通して「いざ!」というときに備えている。

〔区民防災組織の数〕

7年度末現在

組織の種類	組織数
市民消火隊	12 隊
防災会	310 組織
避難拠点運営連絡会	98 組織
その他	2 組織

●防災訓練

区は、区民の災害対応力を高めるために、消防署・警察署・自衛隊などの防災関係機関や、市民消火隊・防災会・避難拠点運営連絡会などの区民防災組織と連携し、各種の防災訓練を行っている。

1 震災総合訓練

〔開催日〕 7年9月13日

〔場 所〕 全避難拠点 98 か所、防災センター

〔参加者〕 1,423 人

〔概 要〕・避難拠点開設訓練

・資器材操作訓練

・通信訓練

・安否確認とりまとめ訓練

2 防災フェスタ

〔開催日〕 7年8月31日

〔場 所〕 光が丘第一中学校

〔参加者〕 1,600 人

〔概 要〕・各種体験コーナー（はしご車、起震車、初期消火等）

・防災関係機関によるブース展

3 水防訓練

〔開催日〕 7年5月17日

〔場 所〕 都立城北中央公園

〔参加者〕 1,085 人

〔概 要〕・土のう積みなどの浸水防止工法

・現地指揮本部運営訓練

・避難指示地域住民の避難誘導訓練

・救出救護訓練

- ・各種体験コーナー（土のう作り、VR防災体験車、起震車、防災訓練車）
- ・防災関係機関による広報

4 区民防災組織における訓練

地域の災害対応力を一層向上させるため、市民消防隊・防災会・避難拠点運営連絡会等による自主的な訓練等が、年間を通して実施されている。

- (1) 訓練・講習会等
7年度は訓練等を549回実施し、延べ56,723人が参加した。
- (2) 軽可搬ポンプ操法大会
ポンプ操作の習熟と組織間の交流を目的として、区内を2地域（①練馬②光が丘・石神井）に分けて、ポンプ操法大会（発表会）を開催している。7年度は、29団体85人が参加した。

●防災企画展

大地震に備えて、区民の防災意識を向上させることを目的として開催した。7年度は322人が来場した。

- 〔開催日〕 8年1月23日
- 〔場 所〕 区役所アトリウム
- 〔概 要〕 ・「ねりま防災カレッジ」取組紹介
 - ・パネル展示
 - ・防災備品展示・周知啓発
 - ・防災情報セミナー
 - ・初期消火・心肺蘇生（AED）体験
 - ・防災用調理器具展示

●防災功労者・功労団体表彰

昭和62年度から、地域防災力の向上に貢献した個人および団体を表彰している。7年度は功労者36人、功労団体15団体を表彰した。

●普及啓発活動

1 防災講演会

「大災害その時 どうする、どうなる」をテーマに、講演会を開催した。

- 〔開催日〕 7年9月20日
- 〔会 場〕 区民・産業プラザ ココネリ研修室
- 〔講 師〕 危機管理アドバイザー 野村 功次郎氏

2 防災用品のあっせん

家具転倒防止器具、感震ブレーカー、非常持ち出し品セット、保存飲料水・食料などをあっせんしている。7年度は57件の申込みがあり、260品をあっせんした。

3 「防災の手引」などの発行

発行している刊行物は、つぎのとおりである。

〔刊行物一覧〕

名称	内容	配布場所
防災の手引	地震や水害時取るべき行動や日頃の備えについて	7階危機管理室、防災学習センター、各区分事務所（転入者へ配布）など
マンション防災ガイドブック	中高層住宅特有の被害や災害時の行動、防災のための組織づくりについて	7階危機管理室、防災学習センター
防犯・防火ハンドブック	特殊詐欺や住居侵入などの犯罪の手口と対策、火災を防ぐための対策	7階危機管理室、防災学習センター、各区分事務所（転入者へ配布）など
水害ハザードマップ	大雨の時に浸水が予想される区域や避難所に関する情報	7階危機管理室、防災学習センター、各区分事務所（転入者へ配布）など
土砂災害ハザードマップ	土砂災害警戒区域および特別警戒区域や避難所に関する情報	7階危機管理室、防災学習センターなど
防災地図	避難拠点・各種施設など防災に関する情報	7階危機管理室、防災学習センター、「わたしの便利帳」に挟み込み
食と防災	災害時の食事に関する情報	7階危機管理室、防災学習センター

4 起震車による地震体験訓練

震災時の身の守り方や震災による火災防止の普及を図ることを目的としている。7年度は310回実施し、延べ21,577人が参加した。（うち、VR体験は1回実施、延べ12人が参加）

5 防災訓練車による初期消火訓練

実際の火事の時に区民が使用する消火資器材を気軽に体験してもらうことを目的に訓練を実施している。7年度は154回実施し、延べ17,610人が参加した。

●ねりま防災カレッジ事業

地震防災をはじめとする防災に対する意識の向上を図り、地域において活動する人材を育成するため、防災学習センターを中心拠点として、ねりま防災カレッジ事業を実施している。



〔7年度ねりま防災カレッジ自助講座の案内〕

1 人材育成カリキュラム

(1) 自助講座

「自助に関わる基礎的な知識・技術について」をテーマに開催した。7年度は117人が受講した。

(2) つながるカレッジねりま防災分野共助コース

「区民防災組織の活動などを学び、発災時に共助活動ができるようになること」をテーマに開催した。7年度は24人が受講した。

(3) 区民防災組織向け講座

「運営にかかる手法等を習得し、日頃の防災活動のレベルアップをはかること」をテーマに開催した。7年度は43人が受講した。

(4) 女性防災リーダー育成講座

「日頃の備えと助け合い」をテーマに開催した。7年度は38人が受講した。

(5) 小学生（4～6年生）向け講座

防災に関する基礎的な知識を習得し、自分の身は自分で守ることの大切さについて学ぶ講座を実施した。7年度は185人が受講した。

(6) 共助講座

「区の防災資源を活用して助け合いを行い、多様な人々の災害時の課題を理解する」をテーマに開催した。7年度は66人が受講した。

2 防災普及啓発カリキュラム

さまざまな視点から知識や技術を学ぶ講習会を実施した。7年度は269人が受講した。

〔開催した講座〕

- ・中高層住宅向け防災講座
- ・事業所向け防災講座
- ・食と防災
- ・乳幼児の保護者向け防災講座
- ・風水害講座

3 出前防災講座・授業

区内の事業所や町会・自治会・学校などの団体を対象に、防災に関する講座・授業を実施した。7年度は4,910人が参加した。

4 防災体験講座

防災学習センターの来所者を対象に、起震車による地震体験や消火器操作・応急手当など、防災に関する体験講座を実施した。7年度は199人が参加した。

5 防災学習コースメニュー

防災学習センターの来所者を対象に、防災に関する講話や体験などを組み合わせて実施した。7年度は4,557人が参加した。

●各種団体との協定

災害時における応急・復旧活動を迅速に実施するため、他の地方自治体、民間事業者や各種団体等と協定を締結し、応急対策活動が円滑に行えるよう体制を整えている。

7年度末現在、災害時協定を締結している自治体は、つぎのとおりである。

〔災害時総合応援協定〕

- ・長野県上田市
- ・群馬県前橋市
- ・埼玉県上尾市

〔災害時物資等支援協定〕

- ・福島県塙町
- ・群馬県下仁田町
- ・群馬県館林市

〔災害時隣接自治体応援協定〕

- ・東京都および都内区市町村
- ・特別区
- ・東京都西東京市
- ・埼玉県和光市
- ・埼玉県新座市
- ・東京都武蔵野市

43 安全・安心な地域づくり

(1) 犯罪等に対する体制を強化する

●練馬区民の安全と安心を推進する条例

区内で生活する全ての人々による、安全で安心なまちづくりの礎とするため、「練馬区民の安全と安心を推進する条例」を制定し、平成 16 年 12 月に施行した。

●「街かど安全 72 万区民の目」警戒運動

区内の 3 警察署および 3 防犯協会と覚書を締結し、区民向け防犯意識啓発のイベントを共同で実施している。

●地域防犯防火連携組織

「地域のことは地域で協力して守る」という考えに基づき、小学校区域を単位として、学校、町会、自治会および PTA などの各地域団体が連携して、自主的活動を展開できる体制を構築している。

連携組織に対し、その運営費用の一部を助成し、必要な支援を行っている。7 年度末現在、42 学区域で設立されている。

●パトロール団体

区内で自主的にパトロール活動を実施している団体のうち、一定の要件を満たす団体について、申請に基づき「パトロール団体」として登録し、各種支援を行っている。7 年度末現在で 255 団体が登録している。

〔支援の内容〕

- ・夜光ジャンパーや誘導灯など、パトロールに必要な用品の支給
- ・パトロール中のけがなどに備えて、区の費用負担で保険に加入
- ・パトロールを行う際の委託警備員が運転する安全・安心パトロールカーの貸出し

〔登録の要件〕

- ・パトロール活動に従事する人員が 5 人以上で、かつ、その過半数が区内に在住、在勤、在学していること
- ・月 1 回以上または年 12 回以上の頻度で、将来にわたって継続的にパトロール活動を行うこと
- ・営利を目的としないこと

●消防団

消防団は、地域住民が生業を持ちながら、火災や震

災が発生した時に消防署と連携し、消火・人命救助・応急救護活動を行う組織である。

区内の消防団は 3 消防署管轄ごとに組織されており、各団は更に地域ごとに分かれた分団により構成されている。

平常時は、区民に対して、火災予防や応急救護の指導を行うなど、地域における防火防災のリーダーとして幅広い活動を行っている。区は消防団の行う各種活動にかかる経費の一部について、助成等を行っている。

●防犯設備整備費および防犯カメラ維持管理費の補助制度

一定の要件を満たす地域の団体が、街頭に防犯カメラなどの防犯設備を設置した場合、その設置費用の一部について補助を行っている。また、地域団体が設置したカメラで、一定の要件を満たすものについて、その維持管理費用の一部について補助を行っている。

●ねりま情報メール・練馬区公式 X (旧 Twitter) ・LINE【安全・安心情報】

区内で発生した犯罪に関する情報や、防犯・防火に役立つ情報などを、あらかじめ登録された区民のパソコンやスマートフォンなどに、電子メールや区公式 SNS で配信している。

●安全・安心パトロールカー

区内のパトロール体制を強化するため、青色回転灯を装備した「練馬区安全・安心パトロールカー」を 6 台導入している。

区が委託した警備員が毎日 24 時間、公園や通学路などの巡回パトロールを行うとともに、パトロール団体などが自主的にパトロールを実施する際に、委託警備員が運転するパトロールカーを貸し出している。7 年度は延べ 287 件の貸出しを行った。

●街頭消火器の設置

区民が火災を発見した際の初期消火活動用および災害対策用として、おおむね 100m 四方に 1 本の割合で、街頭消火器を設置している。7 年度末現在で 5,273 本を設置している。

(2) 安全な道路環境の整備

●交通安全啓発

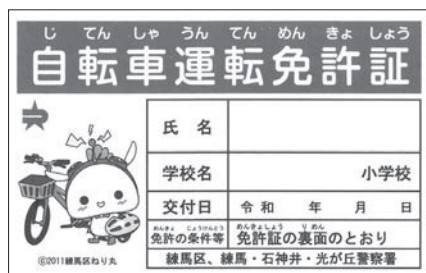
交通ルールとマナーを身につけることは、交通事故の防止に有効である。

平成10年12月15日に「交通安全都市練馬区宣言」を行い、生命尊重、人間優先の理念に基づき、交通事故のない安全で安心して暮らせるまちの実現に向けて努力することを表明した。(宣言文は裏表紙参照)

7年度には、春・秋の全国交通安全運動等で、高齢者の事故防止、歩行者・自転車の交通ルール・マナーの向上などについてのPRを行った。

1 区立小学校での啓発

新入生を対象に、蛍光反射ランドセルカバーを配布した。また、「自転車の乗り方教室」を実施し、受講した児童に「自転車運転免許証」を発行している。7年度は小学校60校で実施し、5,157人の児童に免許証を発行した。



〔自転車運転免許証〕

2 自転車安全教室

平成21年度から、スタントマンが自転車による事故の瞬間を再現し、その衝撃や恐怖を体験してもらう自転車安全教室を実施している。7年度は中学校で11回、高等学校で3回およびイベントで1回実施した。

3 自転車シミュレータの活用

平成26年度から、自転車シミュレータを区立施設に配置し、自転車のルール・マナーの向上に向けた取組を進めている。7年度の自転車シミュレータ利用者は1,675人であった。

●交通安全計画

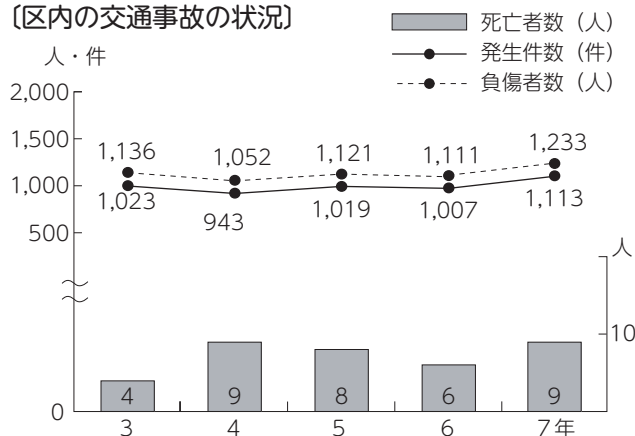
「交通安全対策基本法」に基づき、4年3月に「第11次練馬区交通安全計画」を策定した。この計画の目標である「交通事故件数および死傷者数を前年以下に減少させること」を踏まえ、交通安全施設の整備、交通安全啓発活動を進めている。7年の区内における交通事故(人身事故)の発生状況は発生件数1,113件、死傷者数1,242人であり、いずれも前年を上回る結果となった。一方で発生件数はピーク時の平成13年の4,038件と比べ、約4分の1となり、大きく減少している。

〔交通安全施設〕

8年4月1日現在

種 別	総 数	対前年度増減
歩 道	130,142 m	10 m
道路標識	2,711 本	1 本
街路灯	45,936 基	64 基
道路反射鏡	6,317 本	11 本
歩行者用防護柵	88,706 m	12 m
点字ブロック	2,509 か所	2 か所

〔区内の交通事故の状況〕



●区民交通傷害保険

交通事故等の被害者を救済することを目的としている保険事業で、少額の保険料で加入でき、入院や通院治療日数に応じて保険金が支払われる。

また、自転車の運転者が歩行者等と衝突し、加害者となる事故が増加している。中には高額な賠償責任を負担するケースも出ていることから、平成21年度分から「自転車賠償責任プラン」を付加した。

なお、申込みおよび保険料の支払いについては、従来、毎年2月上旬から3月下旬までの期間に限り金融機関窓口で対応していたが、7年10月から24時間対応のWEB申込みを開始し、4月以降の途中加入も可能とした。

44 鉄道・道路など交通インフラの整備

(1) 公共交通を充実する

●区内交通の現状と「練馬区地域公共交通計画」

区内の交通インフラは、整備が進められてきているものの、慢性的な交通渋滞や脆弱な南北方向の交通などさまざまな課題がある。

また、道路網の整備が未完了であることから、公共交通の不便な地域が依然として存在している。道路の整備率は、都市計画道路が約5割、生活幹線道路が約3割であるなど、交通の円滑化が図られておらず、解決すべき課題は多い。

昨今のバス運転手不足による減便・廃止の進行など、社会変化に対応した地域公共交通へ再構築するため、区は、2040年代を見据えた交通体系の在り方や具体的な取組方針等を定めた「練馬区地域公共交通計画」の作成を進めている。

●都営大江戸線

都営大江戸線は、光が丘地区の開発に伴う大量輸送機関として、また、西武池袋線と東武東上線との間に残る交通不便地域の解消などに寄与するものとして計画された鉄道路線であり、放射部と環状部からなっている。

平成12年12月には、現行の営業区間が全線（汐留駅は14年11月開業）開通した。これにより、区内から六本木、大門方面へは乗換えがなくなるとともに、都心・副都心へのアクセス利便性が向上した。

光が丘駅～大泉学園町までの延伸は、区北西部の鉄道空白地帯を改善し、多くの事業効果をもたらすものであり、区がさらに発展するために欠かせない事業である。

本路線は、27年7月に都の計画に、28年4月には国の答申において、整備に向けた明確な位置付けを得ている。加えて、7年3月に都が公表した、「2050東京戦略～東京もっとよくなる～」では、延伸について「関係者と事業化について協議・調整を進める」、「検討を深度化」と位置付けている。

また、5年3月に都が設置した、「大江戸線延伸にかかる庁内検討プロジェクトチーム」で検討が進められ、7年10月に都が事業化に向けた検討結果を公表した。2040年頃の開業を想定し、区が財政負担と鉄道施設整備への協力を行うことで、課題であった事業性が改善すると見込んでおり、実現に向けて大きく前進した。

区は、延伸の早期実現を目指し財政負担のあり方や協力する鉄道施設整備の具体的な内容について、精力的に都と協議を進めるとともに、都が進める事業計画案の作成、国との協議に全面的に協力していく。併せて、延伸地域のまちづくりをさらに進め、大江戸線延伸推進基金を、8年度はさらに30億円積み増し155億円とし、その後も計画的に積み増ししていくなど、地元自治体としての責任を果たしていく。

また、区議会、地域住民とともに大江戸線延伸促進期成同盟を設立し、促進大会の開催や都に対し、早期着工に向けた働きかけを行ってきた。29年8月、期成同盟は、区内経済・産業団体、町会等と大江戸線延伸推進会議を設立し、延伸実現に向けてともに活動している。

大泉学園町から先のJR武蔵野線東所沢駅までの延伸については、新座市等で構成する都市高速鉄道12号線延伸促進協議会に加盟し、要請活動等を行っている。

●西武池袋線

西武池袋線は、区内を東西方向に走る鉄道路線である。区内には、江古田駅から大泉学園駅までの8駅があり、また保谷駅が区に近接していることから、多くの区民の日常生活を支えている。

この路線は、踏切による慢性的な交通渋滞や踏切事故の抜本的な対策として、都により高架化が行われてきた。併せて、複々線化事業も、西武鉄道（株）により進められてきた。

昭和46年1月に桜台駅～石神井公園駅付近間の都市計画が決定されて以降、順次事業に着手した。平成6年12月には練馬高野台駅が開業し、利便性が高まった。また、15年3月までに桜台駅～練馬高野台駅付近間の高架複々線化が完了し、19か所の踏切が無くなった。

練馬高野台駅～大泉学園駅付近間については、17年6月に都市計画が決定（変更）され、19年5月に事業着手し、27年1月には高架化が完了した。その結果、9か所の踏切が無くなり、鉄道により隔てられていた地域が一体化するなど、安全で快適なまちづくりに大いに寄与した。また、この事業に併せて練馬高野台駅～石神井公園駅間が複々線化され、25年3月に西武池袋線・有楽町線と東急東横線・横浜高速鉄道みなとみらい線との相互直通運転が開始された。

●西武新宿線

西武新宿線は、区南西部を東西方向に走る鉄道路線である。区内には、上石神井駅と武蔵関駅の2駅があり、また上井草駅と東伏見駅が区に近接していることから、多くの区民が西武新宿線を利用している。

この路線は、南北方向の道路と交差する箇所が全て踏切による平面交差となっているため、特に朝夕のラッシュ時には踏切付近などで慢性的な交通渋滞が発生している。

都は、平成16年6月に策定した踏切対策基本方針において、井荻～東伏見駅付近を鉄道立体化の検討対象区間（全20区間）のひとつとして位置付けている。区では、各駅周辺のまちづくりに取り組むとともに、27年1月には、区民、区議会、区が一体となって西武新宿線立体化促進協議会を設立し、鉄道立体化の早期実現の要請活動を都へ行ってきた。31年2月に都、関係区市および西武鉄道（株）が、西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）の連続立体交差化計画等について、都市計画素案等の説明会を行い、2年10月には、都市計画案および環境影響評価書案の説明会を行った。3年11月に連続立体交差化計画等が都市計画決定し、6年3月に、都市計画事業の認可を取得した。12月には用地補償説明会を開催し、現在は用地取得に取り組んでいる。

●東武東上線

東武東上線は、川越街道と平行して、練馬区と板橋区との区境を走る鉄道路線である。区内に駅はないものの、東武練馬駅、下赤塚駅および成増駅の3駅は、区と近接していることから区民の利用が多く、重要な交通手段の一つとなっている。

●東京メトロ有楽町線・副都心線

東京メトロ有楽町線は、区内で最初の地下鉄として昭和58年6月に池袋駅～営団成増駅（現地下鉄成増駅）間が開業した。池袋駅から先の都心部とつながることで、区北東部地域から都心方面への交通利便性が飛躍的に向上した。

平成6年12月には、西武有楽町線が練馬駅まで開通し、10年3月に西武池袋線との相互直通運転が実現するなど、利便性の向上とともに西武池袋線の混雑緩和に大きく寄与している。20年6月には、小竹向原駅から池袋駅を経由して渋谷駅に至る東京メトロ副都心線が開業し、25年3月に、東急東横線・横浜高速鉄道みなとみらい線との相互直通運転が実現するなど、都心部へのアクセスなどの利便性が更に向上している。

●鉄道駅のバリアフリー化

公共交通機関を利用する際の移動の利便性や安全性の向上を図ることを目的に、平成12年5月、行政、公共交通事業者および国民の役割を明確にする「交通バリアフリー法」（18年12月に「バリアフリー法」に統合）が施行された。区内鉄道駅のバリアフリー化を促進するため、区では、補助要綱を策定し、大泉学園駅など区内5駅のエレベーター等の整備費用の一部を補助してきた。23年8月には、区内全21駅において、駅出入口からホームまでのバリアフリー化された経路が1ルート確保された。1ルートでは利便性を欠く駅について、更なるバリアフリー化が必要であり、2ルート目の整備に取り組んでいる。現在、光が丘駅において、都が8年度内の供用開始を目指しエレベーターの整備を進めている。

駅ホームの安全性向上のためには、ホームドア整備が必要である。西武鉄道（株）は、元年度に練馬駅、6年度に練馬高野台駅と石神井公園駅で供用開始した。8年度に中村橋駅、富士見台駅、新桜台駅、9年度に大泉学園駅の供用開始を目指し、ホームドアの整備を進めている。区は、平成30年3月に「練馬区鉄道駅ホームドア整備事業補助金交付要綱」を策定し、練馬駅の整備費用の一部を補助した。6年4月には、同要綱の一部改正により補助金を増額し、練馬高野台駅、石神井公園駅の整備費用の一部を補助した。

区は、更なるバリアフリー化およびホームドア整備の促進のため、引き続き、鉄道事業者に整備を働きかけていく。

[各駅の 1 日平均乗降客数] (単位：人) 7 年度

駅名	乗車	降車	総数
西武池袋線 (※ 1)			
江古田	---	---	32,759
桜台	---	---	15,298
練馬	---	---	125,647
中村橋	---	---	39,106
富士見台	---	---	28,404
練馬高野台	---	---	27,091
石神井公園	---	---	78,417
大泉学園	---	---	81,649
保谷	---	---	57,972
西武豊島線 (※ 1)			
豊島園	---	---	14,618
西武新宿線 (※ 1)			
上井草	---	---	19,474
上石神井	---	---	42,584
武蔵関	---	---	30,234
東伏見	---	---	22,663
東武東上線			
東武練馬	29,035	29,117	58,152
下赤塚	7,369	7,559	14,928
成増	26,991	27,294	54,285
東京メトロ有楽町線			
小竹向原 (※ 2)	49,422	47,158	96,580
氷川台	19,437	19,288	38,725
平和台	21,701	21,781	43,482
地下鉄赤塚	20,650	20,388	41,038
地下鉄成増	26,227	26,434	52,661
東京メトロ副都心線			
小竹向原 (※ 2)	45,972	42,292	88,264
西武有楽町線 (※ 1)			
小竹向原 (※ 2)	---	---	141,086
新桜台	---	---	10,150
都営大江戸線			
新江古田	15,118	14,858	29,976
練馬	40,719	40,444	81,163
豊島園	7,127	7,034	14,161
練馬春日町	11,670	11,570	23,240
光が丘	29,429	29,305	58,734

※ 1：西武鉄道は総数のみ公表
※ 2：小竹向原駅
①西武鉄道：直通連絡客を含む。
②東京メトロ：直通連絡客を含み、有楽町線・副都心線間の乗換旅客を除く。
資料：西武鉄道（株）、東武鉄道（株）、東京地下鉄（株）、東京都交通局

●エイトライナー

東京近郊の環状鉄道は、JR 山手線、都営大江戸線、その外側に JR 武蔵野線、JR 南武線があるが、これら の中間部にあたる環状 8 号線の沿線区には環状鉄道が 無く、南北方向の移動に多くの時間を要している。

区では、環状 8 号線を基本ルートとする新しい交通 システムについて、関係区との研究を始め、平成 5 年 10 月に「エイトライナー構想」を取りまとめた。この 構想を実現することにより、①環状方向の移動時間が 短縮する、②沿線の拠点整備に大きく寄与する、③羽 田空港へのアクセスが向上する、などの効果が期待さ れている。

6 年 5 月には、大田区、世田谷区、杉並区、板橋区、 北区とともにエイトライナー促進協議会を設置し、環 状 7 号線を基本ルートとするメトロセブン促進協議会 とも連携して、メトロセブンとエイトライナーをつな ぐ環状線「区部周辺部環状公共交通」の実現に向けた 調査・研究を行っている。

28 年 4 月に交通政策審議会が国土交通大臣に答申 した「東京圏における今後の都市鉄道のあり方につい て」において、「区部周辺部環状公共交通」は、「地域の 成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェ クト」として位置付けられた。

●バス交通

区内を東西方向に走る西武池袋線や西武新宿線、板 橋区との区境を走る東武東上線の各鉄道路線は、南北 の間隔が広い。これら路線の各駅をつなぐ路線バスが、 区民の日常生活の「足」となっており、区内では、西 武バス（株）、国際興業（株）、関東バス（株）、京王バ ス（株）、都交通局の 5 つの事業者により、約 160 系統 が運行されている。

しかし、区内は狭い道路が多いことなどから、路線 バスの運行がない地域や 1 日の運行回数が少ない地 域がある。そのため、区は、「公共交通空白地域（※） 改善計画」を策定し、計画に基づく既存路線バスの再 編などにより公共交通空白地域の改善に取り組んでい る。

また、路線バスを補完するものとして、区運営のコ ミュニティバス「みどりバス」を区内 5 ルートで運行 している。

※公共交通空白地域：
鉄道駅から 800m 以上、かつ、30 分に 1 便以上運行して いるバス停から 300m 以上離れた地域

了は 33.9km（31.3％）である。

都と特別区および 26 市 2 町は、8 ～ 22 年度の15 年間で優先的に整備すべき路線を示した「東京における都市計画道路の整備方針」（第五次事業化計画）を 7 年度末に公表した。区内では、9 路線（12 区間）、延長 13.6km が指定されており、引き続き都と連携して整備を着実に進めていく。

〔事業中の主な都市計画道路〕 8 年 3 月 31 日現在

路線名	事業状況
放射 7 号線	大泉学園町二丁目～西大泉五丁目 2,000 m 工事中、一部用地取得中
放射 35 号線	早宮二丁目～北町五丁目 1,330 m 工事中、一部用地取得中
放射 35・36 号線	板橋区小茂根四丁目～練馬区早宮二丁目 1,970 m 工事中、一部用地取得中
補助 133 号線	向山四丁目～春日町三丁目 1,240 m 用地取得中
補助 133 号線	中野区上鷲宮一丁目～練馬区中村北三丁目 1,105m 用地取得中
補助 156 号線	東大泉四丁目～西大泉一丁目 1,400m 用地取得中
補助 172 号線	早宮三丁目 390 m 用地取得中
補助 229 号線	下石神井四丁目～上石神井南町 290 m 用地取得中
補助 230 号線（Ⅰ期）	大泉町三丁目～大泉町二丁目 850 m 工事中、一部用地取得中
補助 230 号線（Ⅱ期）	大泉学園町七丁目～大泉町三丁目 1,250 m 用地取得中
補助 233 号線	大泉学園町四丁目～大泉学園町八丁目 500 m 用地取得中
補助 230 号線	関町北二丁目～関町北四丁目 914 m 用地取得中
外郭環状線の 2（大泉 JCT 地域）	石神井町八丁目～東大泉二丁目 1,000 m 用地取得中
外郭環状線の 2	石神井台三丁目～石神井町八丁目 950 m 用地取得中
外郭環状線の 2（上石神井駅周辺）	上石神井一丁目～上石神井四丁目 790 m 用地取得中
外郭環状線の 2（交通広場）	上石神井一丁目、二丁目および四丁目 各地内 5,164.41㎡用地取得中
補助 135 号線（補助 156 号線交差部）	東大泉一丁目、三丁目および四丁目 各地内 142 m 用地取得中
補助 135 号線（補助 230 号線交差部）	大泉学園町四丁目～大泉学園町七丁目 461 m 用地取得中
補助 232 号線	石神井町三丁目 220 m 用地取得中
区画街路 1 号線	早宮三丁目～練馬二丁目 230 m 工事中
区画街路 8 号線（交通広場）	関町北二丁目および四丁目各地内 5,113 ㎡用地取得中
補助 135 号線	関町東一丁目～石神井台七丁目 920 m 用地取得中

〔自動車保有台数の推移〕（単位：台） 各年 3 月 31 日現在

年 次	登録自動車	届出自動車等	
		軽自動車等	原 付
6	153,683	50,401	24,135
7	153,883	51,445	23,845
8	153,713	52,080	23,648

資料：登録自動車は、練馬自動車検査登録事務所

●東京外かく環状道路

東京外かく環状道路は、都心から約 15km 圏域を環状に連絡する延長約 85km の道路であり、首都圏の渋滞緩和、環境改善や円滑な交通ネットワークを実現する上で重要な道路である。現在、区内においては、埼玉県境から関越自動車道までが供用中である。関越自動車道から東名高速道路の区間については、平成 19 年 4 月に高架方式から地下方式に都市計画が変更され、21 年 5 月に事業化した。交通渋滞など、区内における交通問題の抜本的改善のため、事業者である国や高速道路会社に対し、工事の安全・安心に万全を期すとともに、早期完成を求めている。

●都市計画道路沿道地域のまちづくり

都市計画道路の整備に併せ、沿道の土地利用や周辺環境の変化に対応したまちづくりを進めている。

1 大江戸線延伸地域

大江戸線延伸の導入空間となる補助 230 号線は、土地区画整理事業をはじめとした区の精力的な取組により、笹目通りから別荘橋通りの区間が交通開放されている。

現在は都が別荘橋通りから大泉学園通りの区間および大泉学園町四丁目付近において接続する補助 233 号線（大泉学園町四～八丁目）の事業を進めている。

区は、大江戸線延伸を見据えたまちづくりを進めており、これまでに補助 230 号線および補助 233 号線沿道の全ての地区で地区計画の都市計画決定を行った。

引き続き、新駅予定地周辺で、道路や広場の整備による交通利便性の向上や商業施設等の立地を促し、まちの中心となる新たな拠点づくりを進めていくとともに、大江戸線延伸後のまちの将来像やまちづくりの進め方を示す「大江戸線延伸－沿線まちづくりデザイン－」について、8 年秋の策定に向けて検討を進めている。

2 外かく環状道路沿道地区

国等が、地下の高速道路である東京外かく環状道路の事業を、都が、地上部の一般道路である外郭環状線の 2 の事業を進めている。区は、区西部地域の南北を繋ぐこの重要な都市計画道路の整備が良質な都市空間を創出する絶好の機会と捉え、道路整備に併せたまちづくりを進めている。

大泉 JCT 周辺地区では、平成 27 年 7 月に重点地区まちづくり計画を策定し、現在、地域住民とその実現に向けた検討を進めている。

外環の 2 沿道富士街道北部地区では、地域住民とともに重点地区まちづくり計画の策定に向けて、検討を進めている。

3 その他の都市計画道路沿道周辺地区

放射 35 号線沿道周辺地区では、歩行者の利便性と安全性の向上を図るため、環状 8 号線を横断し、平和台駅に連絡する地下通路の完成に向け、工事を進めている。

放射 36 号線等沿道周辺地区では、氷川台駅周辺地区において、地区計画検討会案を作成し、オープンハウスを開催した。現在、地区計画の策定に向け、駅前の賑わい創出を目指した検討を進めている。

補助 156 号線沿道周辺（東大泉・西大泉・南大泉）地区では、まちづくり協議会から提出された提言書の内容等を踏まえた重点地区まちづくり計画を策定した。

地区計画の策定に向け地域住民の意見を聞きながら検討を進めている。

●沿道地区計画制度によるまちづくり

沿道地区計画は、「幹線道路の沿道の整備に関する法律」に基づき、道路交通騒音に強い建築物等を沿道に誘導することで住環境の向上を図り、沿道地区にふさわしい土地利用を促進するためにまちづくりのルールを定めた都市計画である。

防災性や遮音性の向上を図るために、まちづくりの方針や建築物等の制限内容（間口率の最低限度、高さの最低限度等）を定めることにより、個々の建築や開発に対して規制・誘導を行い、適切な土地利用を促進していく。なお、一定の防音改良工事や建替え工事に対しては、都の補助を受けることができる。

現在、区内の環状 8 号線の一部、環状 7 号線および笹目通りで沿道地区計画を定めている。

●生活幹線道路の整備

都市計画道路を補完し、地区の交通の主要な動線となる道路を生活幹線道路として位置付け、昭和 63 年 5 月に整備計画を策定した。これは均衡のとれた道路網を形成し、区民生活の安全性・利便性の向上と良好な市街地の形成に寄与することを目的としたものであり、延長約 110km を計画した。このうち、7 年度末現在、区道延長は約 93km であり、約 26km の整備が完了している。

区では、計画した路線のうち延長約 4km で事業を実施するとともに、延長約 4km を早期に整備を行う必要性が特に高い路線として、整備促進路線に指定している。

〔主要道路の自動車交通量（12 時間値）〕（単位：台）

路線名 (観測地点)	観測年度		
	平成22	27	令和3
環状 7 号線 (羽沢 2 丁目)	35,225	34,165	29,202
目白通り (豊玉北 4 丁目)	30,908	27,379	27,636
川越街道 (旭町 3 丁目)	21,803	29,545	---
笹目通り (谷原 3 丁目)	31,312	29,828	30,429
新青梅街道 (関町北 4 丁目)	10,971	9,452	9,906
青梅街道 (東伏見 4 丁目)	27,641	25,248	25,494

注：台数は、午前 7 時から午後 7 時までの秋の 1 日（平日）の測定値

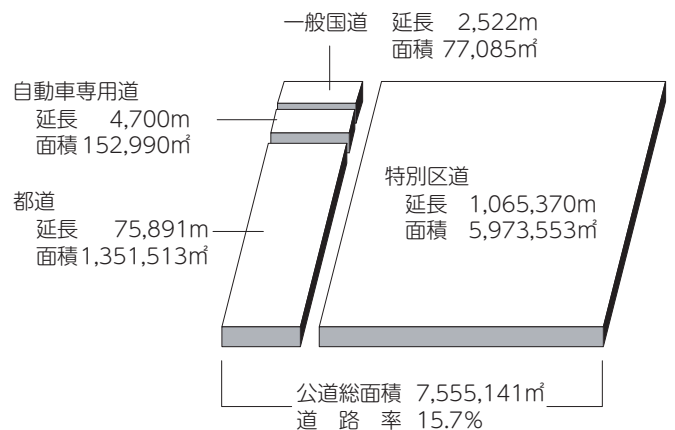
資料：「交通量調査報告書」（都建設局）

●生活道路

区では、一定の条件に合った私道などを区道として認定する公道化を進めている。7 年度に認定した路線は 23 件、延長 1,558m、面積 8,604㎡であった。

〔練馬区の道路の現状〕

8 年 4 月 1 日現在



資料：一般国道、自動車専用道、都道は「東京都道路現況調査令和 7 年版」（都建設局）

●私道整備助成制度

生活環境向上のため、私道を舗装または再舗装する場合や、私道に排水施設（下水）を設置する場合の工事費用の一部を助成している。7 年度は舗装 10 件、舗装面積 1,120㎡を助成した。

(3) 快適な道路環境を整備する

●練馬区自転車利用総合計画

区の自転車に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、「自転車利用総合計画」を策定している。

4年3月には、「第3次練馬区自転車利用総合計画（令和4～13年度）」を策定した。

本計画では、「第2次練馬区自転車利用総合計画（平成23～3年度）」での実績を踏まえ、継続して取り組むべき施策と、平成29年に施行された「自転車活用推進法」に基づく新たな施策に取り組むこととしている。

●駅周辺の放置自転車等の状況

道路上の自転車の放置については、歩行者の安全な通行を妨げるほか、災害時などの救助活動にも支障となる。このため、区は、駅周辺などへの自転車駐車場の設置や、自転車等の放置禁止区域を指定し撤去を行っている。

8年5月の調査では、駅周辺の午前中の放置自転車は207台で、過去最大だった平成7年（13,142台）の約1.6%までに減少した。

一方、午後も減少はしているが、午前の約2.2倍（459台）の自転車等が放置されていた。

●自転車駐車場の整備

区では平成4年7月から、利用者が使用料として費用の一部を負担する有料化を進めた。

通勤、通学による午前中の放置自転車は大幅に減少した一方で、買物客などによる午後の放置自転車の問題が顕在化している。買物客等を対象にした自転車駐車場の整備を店舗や商店会等に要請するとともに、短時間無料の区立自転車駐車場の整備を進めている。

現在、公営自転車駐車場は区内に88か所あり、8年3月31日現在の収容台数は42,691台である（（公財）自転車駐車場整備センター等の運営を含む。）。このうち21駅56か所は、短時間無料の公営自転車駐車場である。

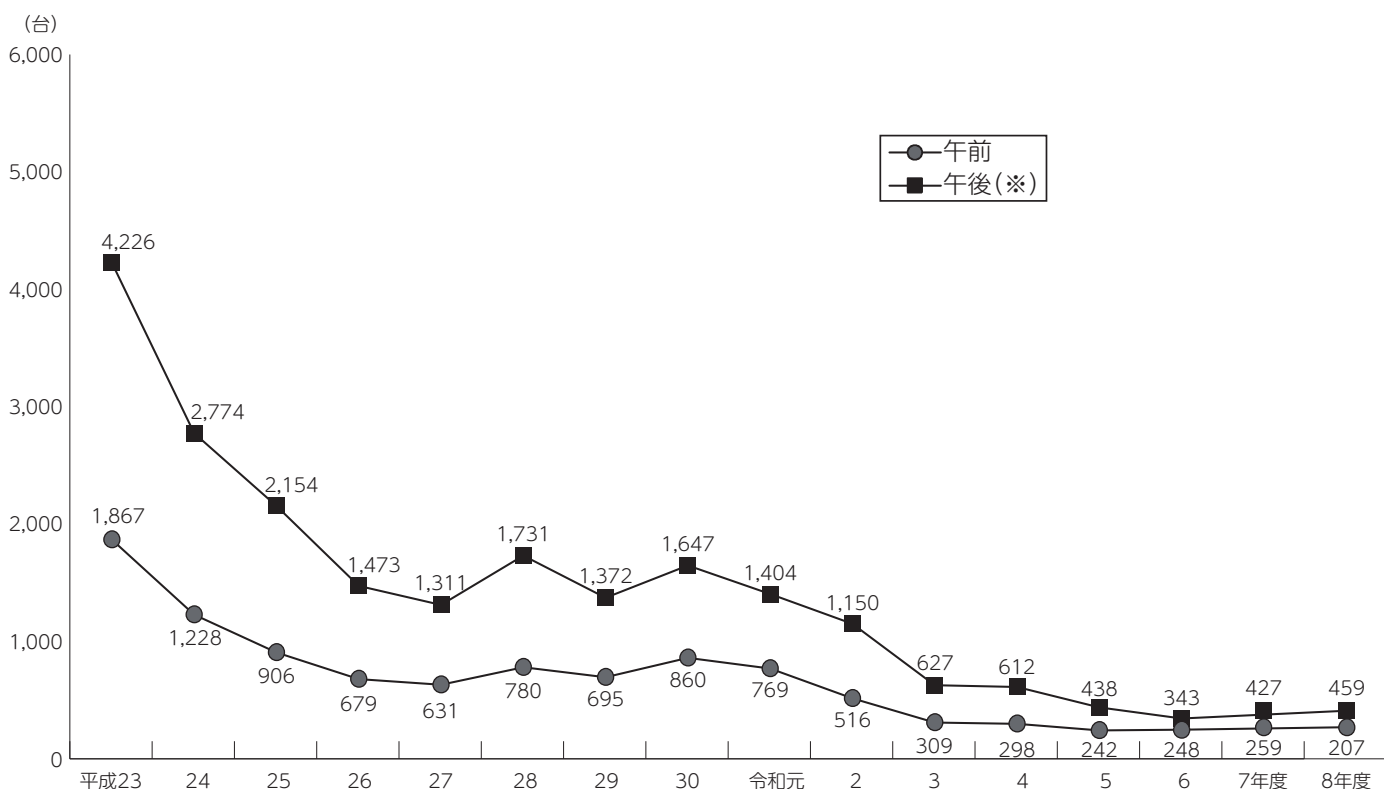
●自転車通行空間の整備

7年度末現在、区道での自転車専用通行帯の総延長は約3.2kmである。

4年3月には、「第3次練馬区自転車利用総合計画（令和4～13年度）」を策定し、自転車ネットワークの整備を位置付けた。

今後、国、都などと連携し、都市計画道路の整備にあわせて、自転車専用通行帯等の自転車通行空間の整備を進めていく。

【駅周辺の放置自転車等の状況】 各年5月調査



※：午後調査については、平成27年度以前は午後2時前後、28年度以降は午後4時前後に実施

●レンタサイクルシステム

区では、1台の自転車を複数の人が使うことにより、自転車の有効利用が図れるとともに、駅周辺における放置自転車の抑制、地域振興、環境改善などを主な目的とし、シェアサイクルの社会実験とねりまタウンサイクルの運営を行っている。

シェアサイクルは、同じ事業者のサイクルポートであれば、いつでもどここのポートでも自転車の貸出・返却ができるシステムで、平成29年10月から光が丘地区、大泉・石神井・上石神井地区においてシェアサイクルの社会実験を実施してきた。

この社会実験では、会員登録数が増加し続けていること、未実施区域や他自治体との相互乗入れの需要が高いことなどがわかった。

そこで、4年4月からは、「区内全域への拡大」と「他自治体との相互乗入れ」を行う新たな社会実験を実施している。

一方、ねりまタウンサイクルは平成4年6月から運営しており、区内6駅7か所に設置し2,700台の自転車が利用可能である。なお、当日利用についてはシェアサイクル社会実験の効果検証のため休止している。

また、駅周辺の自転車駐車場や、シェアサイクル社会実験の利用状況によるねりまタウンサイクル各施設の利用の変化を踏まえ、ねりまタウンサイクル事業の見直しについて検討していく。

●自動車駐車場の運営

区内には練馬駅北口地下駐車場、石神井公園駅北口駐車場、大泉学園駅北口駐車場、大泉学園駅南口駐車場と4か所の区立自動車駐車場があり、収容台数は合計1,057台である。

また、平成19年3月、練馬駅北口地下および石神井公園駅北口に、自動二輪車用駐車スペースを整備した。

全ての施設で指定管理者制度を導入し、運営している。

〔各駅における放置自転車等の状況〕

(単位：台) 8年5月調査

駅名	放置台数	
	午 前	午 後
江古田	23	43
桜台	9	21
練馬	42	95
豊島園	6	4
中村橋	22	39
富士見台	8	17
石神井公園	13	66
大泉学園	21	38
大泉バス停(※)	4	6
保谷	—	—
上井草	—	—
上石神井	7	14
武蔵関	14	5
東武練馬	2	5
小竹向原	1	6
氷川台	1	1
平和台	5	8
地下鉄赤塚	6	8
新桜台	—	4
光が丘	7	25
練馬春日町	3	2
練馬高野台	11	51
新江古田	2	1
計	207	459

※：大泉バス停とは、西武バスの都民農園・大泉風致地区・大泉郵便局バス停を指す。

45 地域生活を支える駅周辺のまちづくり

(1) まちの拠点機能を向上させる

●駅周辺地区の整備

区内の駅周辺では、交通広場やアクセス道路などの整備が必ずしも十分ではない状況がある。また、利便性や安全性を高め、商業活動の活性化を図る必要がある。

このため、区内の各駅周辺を中心核、地域拠点、生活拠点と位置付け、交通広場や道路の整備を進めている。さらに、便利でにぎわいのある商業環境等の生活利便性を向上させるなど、まちの拠点としての整備を進めている。

●練馬駅周辺整備

練馬駅周辺は、「練馬区都市計画マスタープラン」で『練馬の中心核』と位置づけられている。これまで、道路や駅前広場をはじめとした都市基盤の整備など、まちづくりを推進してきた。

駅南口の豊玉北五丁目地区においては、区内で初めて「街並み誘導型地区計画」を活用した「練馬駅南口地区地区計画」を平成 16 年 12 月に都市計画決定した。また、道路の無電柱化が 23 年 3 月に完成した。

練馬駅南地区の商店会、町会、自治会有志が中心となり、まちづくり活動の理念と目標像、方針について定めた「練馬駅南地区まちづくり憲章」を 25 年 3 月に策定し、自主的なまちづくり活動に取り組んでいる。

駅北口の練馬一丁目地区では、道路の拡幅整備に併せたまちづくりの実現を図るため、「練馬駅北口地区地区計画」を 21 年 6 月に都市計画決定した。

●石神井公園駅周辺整備

石神井公園駅周辺は、公共機関や商業施設が多く、周辺住宅地域を含めた地域の中心的役割を果たしている。また、都立石神井公園の玄関口でもあり、地区外からの来訪者も少なくない。

このような状況にもかかわらず、駅に通じる道路は狭く、駅前広場や道路、踏切など駅周辺の交通環境の整備が十分とはいえない状況であったため、鉄道の高架化や駅前広場の整備を行い、現在、都市計画道路の整備を進めている。

1 整備の方針

区では、石神井公園駅周辺地区を区西部における地域拠点の一つと位置付け、平成 15 年 6 月に「石神井公園駅周辺地区まちづくり全体構想」を策定し、つぎ

のような整備方針に基づいて総合的なまちづくりを推進している。

- (1) 鉄道の連続立体交差事業の計画にあわせて、補助 132 号線、補助 232 号線、南口駅前広場、富士街道の整備について、地域住民と検討・協議しながら進めていく。
- (2) 基盤整備と連携して、駅周辺の土地利用の転換を適切に誘導し、災害に強く、石神井公園と一体となったみどりを大切にしたいまちづくりを進めていく。

2 駅周辺まちづくり事業の推進

区では、これまで「石神井公園駅周辺地区まちづくり全体構想」に基づき、南口駅前広場の整備や周辺の都市計画道路の整備などを行い、駅周辺のまちづくりを段階的に進めてきた。

平成 29・30 年には、駅南口西地区市街地再開発事業について検討状況報告会を開催し、30・31 年には、補助 132 号線周辺地区における地区計画によるまちづくりのルールを検討する意見交換会を開催した。2 年 7 月には補助 132 号線周辺地区等に関連する地区計画変更、南口西地区の市街地再開発事業およびこれらに関連する都市計画の原案説明会等を開催し、12 月に都市計画決定した。4 年には、都知事から認可を受けて再開発組合が設立され、再開発事業に着手した。

現在は、10 年の再開発ビルの竣工に向けた再開発組合の取組を支援している。

●上石神井駅周辺整備

上石神井駅は急行停車駅であり、駅周辺には多くの商業施設が立ち並ぶなど、まちの発展の可能性を多く秘めた地域である。しかし、交通広場がなく、歩行者や自転車、自動車などが駅に通じる狭い道路に集中するうえ、踏切遮断の影響もあり、交通渋滞などが課題となっている。そのため、交通広場を含む外郭環状線の 2（千川通り～新青梅街道間）の整備と西武新宿線の立体化に取り組んでいる。

外郭環状線の 2 は、平成 27 年 12 月から測量を行い、30 年 12 月に事業認可を取得し、事業に着手した。また、西武新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）の連続立体交差事業は、3 年 11 月に都市計画決定され、6 年 3 月に事業認可を取得し、事業に着手した。現在はこれらの整備に向けて取り組んでいる。

1 整備の方針

平成 20 年 3 月に重点地区まちづくり計画を策定し、

3年6月には外郭環状線の2の事業化や鉄道の連続立体交差化計画の具体化に併せて、その一部を改定した。改定後の整備方針に基づき、まちづくりを推進している。

2 まちづくり事業の推進

区では、重点地区まちづくり計画に基づき、外郭環状線の2と交通広場の整備に加え、6年3月に「上石神井駅周辺地区地区計画」を都市計画決定し、活気ある商店街と良好な住宅地が調和した災害に強い市街地の形成を目標に取組を進めている。また、駅北西地区では再開発準備組合が設立され、建物の共同化に向けた検討が進められており、現在は、再開発準備組合の活動を支援している。

●生活拠点の整備

練馬駅・石神井公園駅・大泉学園駅・光が丘駅・上石神井駅を除く各駅周辺地区を生活拠点として位置付け、地域の状況に合わせて道路整備などと連動しながらまちづくりを進めている。

1 江古田駅周辺地区

平成30年度まで江古田北部地区密集住宅市街地整備促進事業によるまちづくりに取り組んできた。災害に強く、安全で快適なまちの形成を誘導していくため、18年6月に「江古田駅北口地区地区計画」、30年3月に「江古田北部地区地区計画」、元年11月に「江古田南部地区地区計画」を都市計画決定している。

2 中村橋駅周辺地区

平成17年1月に「中村橋駅南口地区地区計画」を、25年3月に「中村橋駅北口地区地区計画」を都市計画決定し、住環境の保全と活力ある市街地の形成を目指している。

また、美術館のリニューアルに併せて、中村橋駅周辺を「だれもがアートを感じられるまち」とするため、7年3月に「美術のまち構想」を策定した。構想に基づき、7年度は、美術館と一体となったまちづくりの具体的な検討を進めた。また、アートマルシェや中村橋駅構内における横断幕等の掲出などに取り組んだ。

3 富士見台駅周辺地区

平成23年2月に重点地区まちづくり計画を策定し、貫井・富士見台地区密集住宅市街地整備促進事業によるまちづくりを行っている。

平成30年12月に「富士見台駅北部地区」、5年6月に「富士見台三・四丁目環八南地区」の地区計画を都市計画決定した。併せて、同地区において新たな防火規制区域の指定を行うなど、災害に強く、安全・快適なまちを目標に取組を進めている。

4 保谷駅周辺地区

保谷駅周辺地区まちづくり協議会の提言を踏まえ、地域住民が協議を重ね、元年12月、建替え時の自主ルールである「保谷駅南口駅前通りまちづくり宣言」を策定した。安全で快適な環境を目指し、区も連携してまちづくりに取り組んでいる。

5 東武練馬駅周辺地区

元年度まで北町地区密集住宅市街地整備促進事業によるまちづくりに取り組んできた。災害に強く、安全で快適なまちの形成を誘導していくため、平成22年11月に「東武練馬駅南口周辺地区地区計画」、27年1月に「北町二丁目西部地区地区計画」、元年8月に「北町一丁目地区地区計画」を都市計画決定している。

6 武蔵関駅周辺地区

平成26年5月に重点地区まちづくり計画を策定し、西武新宿線の立体化に併せた交通広場や補助230号線などの整備に向けて取り組むとともに、まちづくりを進めている。西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差事業や武蔵関駅交通広場等は、3年11月に都市計画決定、6年3月に事業認可を取得し、事業に着手した。現在はこれらの整備に向けて取り組んでいる。

7 上井草駅周辺地区（下石神井四丁目）

平成26年11月に重点地区まちづくり計画を策定し、西武新宿線の立体化に併せ、計画の実現に向けた取組を進めている。

8 桜台駅周辺地区

4年9月に重点地区まちづくり計画を策定し、駅周辺では、周辺の環境と調和した街並みを誘導するとともに、地域住民が買物や交流を楽しむ日常的なにぎわいを創出する駅前空間の整備を検討している。

また、5年度から桜台東部地区密集住宅市街地整備促進事業に着手し、災害に強く、安全・快適なまちづくりを進めている。

46 みどりの保全と創出

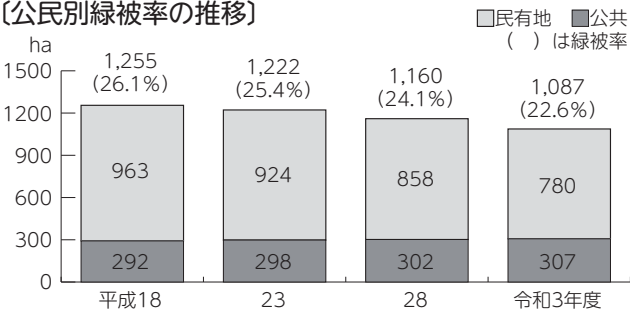
(1) みどりのネットワークの形成

●みどりのネットワーク形成の推進

区の緑被率（草地、樹林地や農地などのみどりに覆われた面積の割合）は、22.6%である。公共のみどりは増えているが、民有地のみどりは一貫して減少している。

区は、「練馬区みどりの総合計画（令和5年度改定）」を策定し、みどりの拠点としての公園の整備や樹林地の保全、それらをつなぐみどりの軸となる道路や河川沿いの緑化により、みどりあふれるまちづくりを進めている。

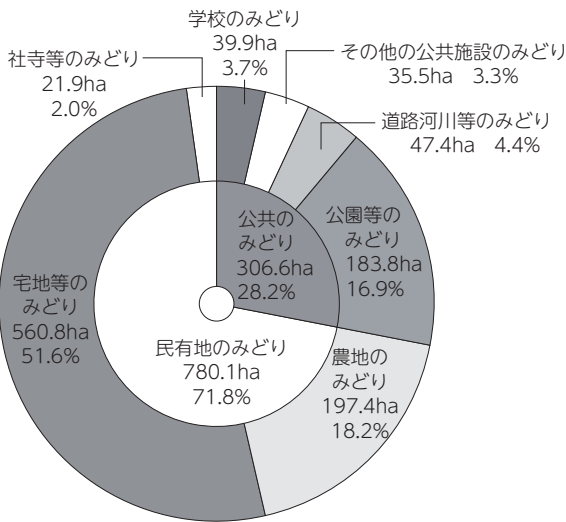
〔公民別緑被率の推移〕



注：緑被率＝樹木緑被率＋草本被覆率

〔公民別緑被状況の内訳〕

3年度



●みどりの拠点づくりを進める長期プロジェクト

白子川の源流部に位置する約 5ha の大泉井頭公園は「水辺空間の創出」を、そこから約 4 km下流に位置する約 10ha の稲荷山公園は「武蔵野の面影」をテーマに、みどりの拠点づくりを進める長期プロジェクトとして検討を進めている。

稲荷山公園は、7年度末現在、「稲荷山公園の整備に関する専門家委員会」を9回開催し、専門家からの知見をもとにゾーニング等の検討を進めた。

●特色ある公園の整備

誰もが利用できる身近なみどりの空間が公園である。

7年度は「松山の森緑地」の整備および「中ノ宮竹林公園」の拡張整備を行った。

松山の森緑地は、屋敷林である既存の樹林を活かした整備を行った。木陰の下で落ち着いて休憩できるベンチのある広場や、バリアフリー対応の園路などを設けた。

中ノ宮竹林公園は、既存の竹林や原っぱを活かした整備を行った。竹林の中には散策できる園路を設けた。原っぱは遊具で遊べる広場とするとともに、日陰たなやベンチで休憩できるスペースを設けた。

今後も地域の特性等を活かし、スポーツや花の名所など、区内外から多くの人を訪れる魅力的で特色ある公園の整備を進めていく。

●既存公園の改修・公園トイレのリニューアル

1 既存公園の改修

区内には大小様々な公園や緑地、児童遊園が約 700か所あり、そのうち半数以上が開園から 30 年以上が経過し、施設の老朽化や今の時代に合ったニーズへの対応などが課題となっている。

各公園の持つ機能や特徴等を踏まえて「(仮称)公園等改修計画」を策定し、計画的な改修を進めるため、6年度実施した各公園の実態調査や区内全域を対象としたアンケート調査に加え、7年度は区民の意見を直接聞く場として、区内12か所でオープンハウスを開催した。

2 公園トイレのリニューアル

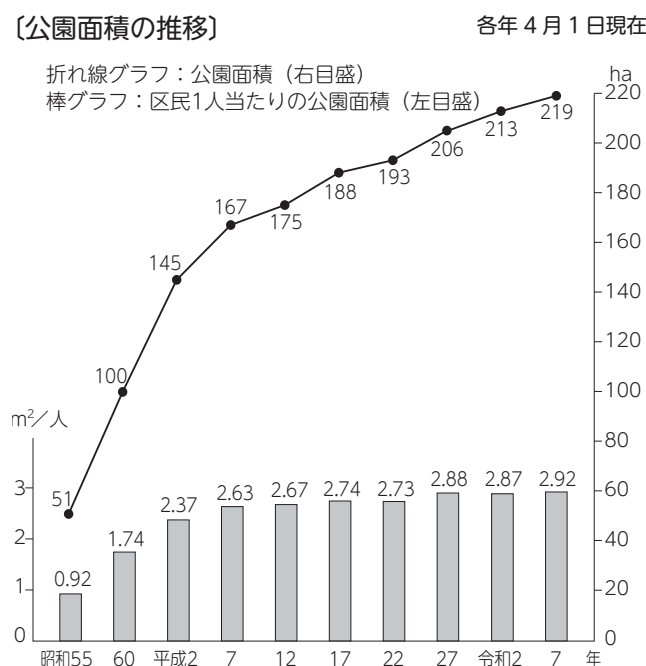
「公園トイレリニューアル方針（6年7月策定）」に基づき、高野台ひがし公園トイレの修繕や豊玉さくら公園トイレの洋式化などを実施した。引き続き、清潔・快適で、みんなが使いたくなる公園トイレの創出を進め、公園やまちのイメージアップを図るため、トイレのリニューアルを進めていく。

〔公園の現況〕

8年4月1日現在

種 類	数 (か所)	面 積 (㎡)
都立公園	5	1,091,817.07
区立公園	210	845,304.76
区立児童遊園	218	90,492.44
区立緑地緑道	277	163,143.89
計	710	2,190,758.16
区民 1 人当たり		2.92

〔公園面積の推移〕



●区立公園等の維持管理

区民が快適に公園等を利用できるよう遊具等の補修、清掃および樹木せん定などの維持管理を行っている。維持管理の際には、事前周知を行い、区民、利用者の意見要望を取り入れることとしている。

1 樹木の管理

街路樹や公園等の樹木については、日常的な点検などにより樹木の状況を把握するとともに、樹種特性や樹木の立地状況などを踏まえてせん定等を行っている。

大泉学園通りのサクラ並木は、平成26年度から計画的に樹木更新を進めている。

2 遊具の管理

遊具については、長期的な公園機能の安全性の確保や、補修および更新費用の平準化等を目的とした「練馬区公園施設長寿命化計画(令和4年8月)」に基づき、予防保全型管理を実施している。

●みどりの普及啓発施設

1 四季の香ローズガーデン

平成28年5月に花とみどりの相談所温室植物園跡を整備して開園した。香りの異なる6種類のバラを分けて配置した「香りのローズガーデン」の他、「色彩のローズガーデン」、「香りのハーブガーデン」など四季折々に五感で楽しめる庭園である。管理運営は指定管理者が行い、7年度の来園者数は約183,000人であった。

2 牧野記念庭園

昭和33年12月に日本の植物分類学の父とされる牧野富太郎博士の偉業を後世に伝えるため、邸宅跡を整備し開園した庭園である。令和2年3月に都指定文

化財(名勝及び史跡)に指定された。5年度に放送された牧野博士をモデルとした連続テレビ小説「らんまん」の放送をきっかけに、区内外から多くの来園者を迎えている。7年度の来園者数は約55,000人であった。

3 土支田農業公園

平成5年5月に、野菜づくりを通して自然と触れ合い、農文化に親しめる公園として開園した。令和7年度以降は、管理棟の解体に伴い、暫定的な取組として農園区画の貸し出しを行っている。利用者それぞれが栽培を楽しむ形で運営している。

4 こどもの森緑地

平成27年4月に子どもたちがみどりを活用した、木登りや泥遊びなどの自然体験ができる施設として開園した緑地である。プレーリーダーが常駐し、子どもたちが自由な発想で遊べるようサポートしている。7年度の来園者数は約32,000人であった。

5 中里郷土の森緑地

平成29年3月にみどりや生き物と触れ合う体験ができる施設として開園した緑地である。周辺の町会や商店会の協力を得て毎年、ホタルの観察会を開催している。7年度の来園者数は約16,000人であった。

●公共施設の樹木管理

「練馬区公共施設樹木管理要綱」に基づき、区内の小中学校や地区区民館、保育園などの公共施設の樹木管理を行っている。

●民有樹林地の保全

区内のみどりの約4分の3は民有地のみどりであり、区は、民有地のみどりを保全する事業を実施している。

1 都市計画緑地の拡大

屋敷林などの樹林のうち特に重要なものは、「緑確保の総合的な方針(2年7月改定)」に基づき、公有地化による保全に向けて地権者と交渉を進めている。

2 市民緑地

区は、300㎡以上の樹林について、都市計画税・固定資産税が非課税となる市民緑地制度を活用して保全に努めている。区と所有者は土地の貸借契約(無償)を結び、園路整備や清掃・せん定などの日常管理を区が行うことで、樹林を広く区民に開放している。敷地面積が1,000㎡以上を「憩いの森」、その他を「街かどの森」と呼称している。

〔市民緑地の推移〕 各年度末現在

	5 年度	6 年度	7 年度
憩いの森 1,000㎡以上	40 か所 100,359㎡	39 か所 97,398㎡	37 か所 94,662㎡
街かどの森 300㎡以上	6 か所 2,325㎡	6 か所 2,982㎡	5 か所 2,489㎡

3 保護樹木・保護樹林

区は、一定の条件を満たす樹木・樹林の所有者からの申請に基づき、保護樹木・保護樹林を指定している。指定された樹木・樹林の所有者に対して、せん定費の助成や賠償責任保険の加入などの支援を行っている。

〔保護樹木・保護樹林の推移〕

	5 年度	6 年度	7 年度
保護樹木	1,153 本	1,198 本	1,214 本
保護樹林	78 か所 21.7ha	78 か所 21.7ha	78 か所 21.7ha

●地域ぐるみでの沿道緑化の推進

個人や団体が行う、まとまりや連続性のあるみどりの街並みづくりを支援する取組を進めている。

1 緑化助成制度

住宅等の道路沿いや建物を新たに緑化する場合に、費用の一部を助成している。7年度から、中高木緑化・プランター緑化の助成を開始した。7年度の助成実績は、生垣緑化1件(6.8m)、低木等緑化6件(31.4㎡)、フェンス緑化3件(23.3m)、中高木緑化4件(6本)、プランター緑化8件(18個)、壁面緑化1件(108.2㎡)であった。

みどり豊かな街並み形成に向け、さらに多くの区民に緑化に取り組んでもらえるよう、8年度から制度を見直す。

2 みどりの協定

区は、地域の緑化に取り組む町会や自治会などと協定を結び、苗木を提供するなど、協定地区の緑化活動を支援している。7年度は、協定地区が16地区、苗木の提供は計1,423本であった。

●緑化計画の事前協議

区内で開発行為や建築行為を行うときは、その規模に応じて緑化に関する事前協議をしなければならない。7年度は、問合せが1,473件、事前協議申請が881件あった。

●樹木等伐採の届出

基準以上の樹木・樹林を伐採しようとするときは区長に届け出なければならない。また、伐採したときは

代替の植栽に努めるものとしている。7年度は29件の届出があった。

●緑化委員会

「練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例」に基づき、みどりの保全と創出に関する重要事項を調査、審議する区長の附属機関として設置している。第23期は学識経験者や公募区民等を含む19人で構成されている。7年度は2回開催した。

(2) みどりを育むムーブメントの輪を広げる

●みどりの活動を支える人材の育成

1 落ち葉清掃活動

民有地のみどりを地域で守る取組として、区民ボランティアによる落ち葉清掃を実施している。7年度の活動は6か所の保護樹木・保護樹林地周りで19回行い、参加者数は延べ217人であった。また、事業の企画や当日の運営などの活動を支えるサポーターの育成を3か所で実施した。

2 つながるカレッジねりま(みどり分野)

みどりを守り育てる人材や団体の育成を推進するため、「つながるカレッジねりま」で草花の基礎知識・植栽デザイン・グループ活動のコツなどが学べる「コミュニティ・ガーデナーコース」を実施している。7年度は12回開催した。また、卒業生等を対象にしたフォローアップ講座を初めて実施し、2回開催した。

このほか、憩いの森等の管理活動に必要な知識と技術を学べる「ねりまの森維持管理コース」を実施している。7年度は9回開催した。

●地域に根差した活動の拡充・支援

1 公園や憩いの森の区民管理の拡充・支援

区は、町会や自治会などの地域団体による公園の自主管理活動(清掃・除草等)や、区民団体による憩いの森等の自主管理活動を支援している。

7年度は、公園で27か所18団体、憩いの森等で13か所13団体(区立緑地3か所3団体含む)が活動した。

2 区民協働花壇事業

区は、区民団体による公園や区立施設などの花壇管理活動を支援している。7年度は、84か所70団体が活動を行った。

●みどりの魅力を伝える情報発信の強化

1 ねりまみどりフェスタ

憩いの森等の区民管理団体や練馬環境造園協会など18団体の協力のもと、子どもも大人も一緒に楽しみながら、みどりや生きものと直接ふれあい、さまざまな遊びや体験などを通じて練馬の魅力を感じられるイベント「ねりまみどりフェスタ」を8年3月22日に初めて開催した。参加者数は約8,000人であった。

2 ねりまの森こどもフェスタ

憩いの森等の区民管理団体が行う子ども向けイベントを集約した「ねりまの森こどもフェスタ」を開催した。7年度は7か所で計9回実施し、参加者数は延べ約500人であった。

●練馬みどりの葉っぱい基金

区は、平成16年10月に「練馬みどりを育む基金（練馬みどりの葉っぱい基金）」を設置した。さらに、元年12月には、練馬のみどりを守り育てる活動の中から使いみちを選んで寄付ができる仕組みを構築した。

7年度は牧野記念庭園プロジェクト、ねりまの森サポーターズ応援プロジェクト等の寄付募集を実施した。7年度末の現在高は23億8,517万6千円である。

47 脱炭素社会の実現

(1) ゼロカーボンシティの表明

区は、4年2月の区議会定例会において、2050年の二酸化炭素排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を表明した。

(2) 「練馬区環境基本条例」と「環境都市練馬区宣言」

区の環境の保全にかかわる基本理念、区・事業者・区民の責務、環境の保全にかかわる基本的事項を定め、地球環境や広域的な環境の保全に貢献することを目的として、平成18年6月に条例を制定した。

条例施行を機に、地域環境・地球環境の保全に取り組む決意と基本方針を内外に明らかにし、より良い環境を次の世代に引き継ぐことを宣言した。(宣言文は裏表紙参照)

●練馬区環境審議会

「練馬区環境基本条例」に基づき、区の環境保全に関する基本的事項を調査審議するための組織である。委員の任期は2年で、区民・事業者、学識経験者などで構成されている。7年度は3回開催した。

(3) 練馬区環境基本計画

脱炭素社会の実現に向け、区民・事業者と協働して環境施策を展開するため、「練馬区環境基本計画2020」、「練馬区エネルギービジョン」および「練馬区環境管理実行計画」を統合し、5年9月に「練馬区環境基本計画2023」を策定した。

本計画は、「2030年度までに、区内CO₂排出量を2013年度比46%削減」を目標としている。また、地球温暖化対策推進法の「地方公共団体実行計画（区域施策編・事務事業編）」および気候変動適応法の「地域気候変動適応計画」として位置付けている。

(4) 住宅等の消費エネルギー削減

●既存住宅の省エネ化・再エネ導入支援

平成18年度から、省エネ効果の高い設備や再エネ設備を導入する費用の一部を補助している。7年度の実績はつぎのとおりである。

〔実績〕		7年度
設備	件数(件)	金額(千円)
太陽光発電設備	447	32,353
蓄電システム	353	17,210
エネファーム	11	550
エコキュート	66	1,636
V2H	5	351
高断熱窓・ドア	303	28,125
LED照明	18	5,470
合計	1,203	85,695

(5) 環境に配慮したライフスタイルの推進

●エコライフチェック事業

エコライフチェックとは、環境に配慮した行動（エコライフ）を学び、エコライフによるCO₂排出量削減効果を確認（チェック）することで、日常生活での実践につなげる取組である。7年度は、16,852人が参加し、年間516tのCO₂排出量を削減した。

●練馬区地球温暖化対策地域協議会（ねり☆エコ）の活動

区民・事業者・区等が連携・協力して、日常生活で排出する温室効果ガスを削減するため、平成22年5月に発足した。協議会は26会員で構成されており、7年度は、つぎの取組を実施した。

1 ねりま環境まなびフェスタ

主に小・中学生とその保護者を対象に、夏休みの宿題や自由研究のヒントとなる参加・体験型イベントを開催した。(来場者 約1,700人)

2 スタート!エコライフ

区民団体・事業者等が、省エネ・省資源・節電等、環境に役立つくらしのヒントをねり☆エコホームページで紹介した。

3 こどもエコ・コンクール

小学校3年生から中学校2年生までを対象に、環境に関する絵のコンクールを実施している。7年度は、2,041点の応募があり、入賞作品は区役所や図書館等で展示した。

4 ホームページでの普及啓発

地球温暖化や省エネの解説記事をはじめ、家庭での省エネのコツを紹介する「ねりまのエコ暮らし帳」、動画で学べる「たのしく学ぼう！地球温暖化」、クイズ形式で学べる「ねり☆エコ地球温暖化クイズ」等のコンテンツを充実した。

5 事業者向け支援

国・都・区などが実施する事業者支援策の周知を行った。

(6) 区の率先行動

●事業執行における環境配慮の徹底

省エネの推進、環境に配慮した電力調達、省資源・廃棄物削減の取組は、「練馬区環境基本計画 2023」に基づき推進している。取組の実効性は、環境配慮手順書を定めて確保している。

●区立施設の省エネ対策等

全施設で節電を励行するとともに、施設の改修にあたっては、省エネに配慮した空調、照明設備等を導入している。

6年度から区役所練馬庁舎の電力を、7年度からは小・中学校全校（改修・改築校の5校を除く）と区立施設を合わせて165施設の電力を実質再エネ100%電力に切り替えた。

●区立施設への再エネ設備の導入

区立施設等の新築・改築に合わせ、太陽光発電設備などの再エネ設備の導入を進めている。避難拠点となる区立小・中学校には、太陽光発電設備と蓄電池を組み合わせた設置を進めている。

●低公害車の導入と電動化の拡大

区が導入する車両については、「低燃費・低公害車の導入に関する手順書」に基づき、九都県市指定低公害車（※）を選定条件にしている。

2年度に手順書を改定し、小型乗用車および普通乗用車の調達はハイブリッド自動車を原則とした基準としている。

※九都県市指定低公害車：

九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）が指定した窒素酸化物等の排出量が少ない低公害な自動車や燃費性能の優れた自動車のこと

●プラスチック削減の取組

マイボトルの利用を促進し、プラスチックごみを削減するため、マイボトル用給水スポットを区役所や区民事務所など10施設29か所に設置している。

(7) 災害時のエネルギーセキュリティの確保

●家庭等におけるエネルギーセキュリティ確保

災害時に非常用電源となる太陽光発電設備や蓄電池、エネファームなどの設置を促進している。

●地域コジェネレーションシステムの運用

3年3月に順天堂練馬病院と石神井東中学校、4年10月に練馬光が丘病院と光が丘秋の陽小学校との間で地域コジェネレーションシステム（※）の運用を開始した。

※地域コジェネレーションシステム：

災害拠点病院が天然ガス等を燃料として発電した電力を災害時に近隣の医療救護所に供給すること

●電動車を活用した非常用電源の確保

災害による大規模な停電発生時には、電気自動車等の「動く蓄電池」としての特性を活かし、区、事業者、区民が協働して、医療救護所等で給電活動を行う。

公用車の電気自動車11台、燃料電池自動車1台を活用するほか、自動車販売店およびメーカー3社と「災害時における電気自動車等からの電力供給の協力に関する協定」を締結し、災害時に電気自動車等および充電スタンドの貸与を受ける体制を整備している。

また、区民が保有する電気自動車等を災害時に避難拠点（区立小・中学校）の電源として活用する「災害時協力登録車制度」を運用している。

災害時の円滑な給電に備え、事業者と訓練を実施している。また、医療救護所10か所に外部給電器を配備している。

48 ごみの発生抑制とリサイクルの推進

(1) 23区における清掃リサイクル事業の仕組み

清掃事業は、ごみの収集・運搬、中間処理（焼却や破碎等）および最終処分（埋立）の過程から成り、区市町村の事務とされている。

23区では、収集・運搬は各区で行い、中間処理は23区が東京二十三区清掃一部事務組合を設置し共同で処理し、最終処分は区と東京二十三区清掃一部事務組合が処分場を設置・管理・運営する東京都に委託している。

また、ごみの発生抑制や資源のリサイクルに係る事業については、地域の実情に応じて各区で取り組んでいる。

(2) ごみの発生を抑制する

●ごみの発生抑制の計画的推進

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく「練馬区第4次一般廃棄物処理基本計画（平成29年度～8年度）」を平成29年3月に策定した。

計画では、「みどりあふれる循環型都市をめざして」を基本理念とし、ものを大事にする、資源を循環させるという習慣が根付き、区民・事業者・区の取組が生活の快適さやうまい環境づくりにつながっていく、住んでよかったと思える循環型のまちづくりを目指している。

また、「練馬区リサイクル推進条例」第19条に定める「練馬区リサイクル推進計画」は、「練馬区第4次一般廃棄物処理基本計画（平成29年度～8年度）」の施策と不可分であることから、これに含まれるものとしている。

●普及啓発の推進

1 情報の発信

区で行っている取組は、普及啓発用パンフレット「練馬区資源・ごみの分け方と出し方」や「練馬区資源・ごみ分別アプリ」、ごみ分別チャットボット、区公式YouTubeチャンネルで情報を発信している。



〔「練馬区資源・ごみの分け方と出し方」〕

2 清掃事務所における啓発活動・指導

清掃事務所は、ごみの収集・運搬を行うだけでなく、区民・事業者に向けて、ごみの減量や正しい排出方法、リサイクルへの一層の理解と協力を得るための様々な啓発活動・指導を行っている。

(1) ふれあい指導

区民・事業者に対して、集積所への適正排出や不法投棄の防止などについて、直接、個別に相談に応じ、指導・改善をしている。

(2) ふれあい環境学習

主に小学校4年生を対象に、模擬ごみの分別体験を通じ、ごみの分別等への関心を持ってもらうほか、環境学習車を使ってごみ収集の仕組みや機能を説明している。7年度は区立小学校



55校で実施し、冊子「できることから始めよう!」を配布した。また、保育園および幼稚園等でも実施している。

(3) 青空集会

集積所単位から町会・自治会を対象として、資源・ごみの分け方・出し方を、模擬ごみの分別体験により再確認してもらう。また、ごみの減量とリサイクルについて理解を深めてもらうための説明を行っている。

(4) 大規模建築物排出指導

1,000㎡以上の事業用建築物の所有者に対して、廃棄物の減量と再利用の推進に関する指導・助言を行っている。また、廃棄物管理責任者の選任を義務付け、講習会を実施している。

●生ごみの発生抑制

生ごみの資源化を進め、ごみの減量を図るために、生ごみコンポスト化容器のあっせんを行っている。

また、家庭用生ごみ処理機の貸出し・あっせんも行っており、7年度は貸出し53件、あっせん75件の利用があった。

●食品ロス削減の取組

家庭で食べきれずに廃棄されてしまう未利用食品を有効利用につなげ、食品ロスを削減するため、平成29年度からフードドライブ事業を開始した。5年7月からリサイクルセンターにフードドライブ受付窓口

を常設し、集まった食品を区内のこども食堂等に提供している。7年度は1,820.7 kgの食品が集まった。

また、6年度から「ねりま食べきりキャンペーン」を実施し、食品ロス削減に取り組む区内飲食店である「おいしく完食協力店」を広く周知し、意識啓発を行っている。

●リサイクルセンター

1 整備・運営

リサイクルおよび環境学習活動の拠点として、平成9年3月に関町リサイクルセンター、14年10月に春日町リサイクルセンター、21年4月に豊玉リサイクルセンター、29年4月に大泉リサイクルセンターが開館した。

施設には、展示室、リサイクル工房、情報資料コーナー、実習室、多目的室、会議室、コミュニティコーナーなどがある。いずれも指定管理者が運営している。

2 事業

多くの区民ボランティアとともに、リサイクルや環境に関する事業を行っている。

(1) 環境・リサイクル講座の開催

不用品を使った衣類のリメイクやおもちゃ作り、環境を扱った講座などを行った。7年度は571回開催した。

(2) 再使用家具等の展示・販売

粗大ごみとして出された家具類のうち、再使用可能なものは簡易な修理・清掃を行い、低廉な価格で販売した。7年度は、区民提供の小物と合わせて149,036点を販売した。

(3) 環境リサイクル情報の収集・提供

環境およびリサイクルに関する情報・資料（書籍・ビデオなど）を収集し、区民に提供している。7年度は情報誌「ゆずりは」を6回発行した。

●再使用の促進

1 リサイクル・マーケット支援

家庭で不用となった衣類、生活雑貨などを、地域で再使用してもらうことを目的にリサイクル・マーケットを開催する団体に対して、区報への掲載、区立公園使用の許可申請などの支援を行っている。7年度は公園や区立施設など10会場で、44回のリサイクル・マーケットが開催された。

2 粗大ごみ再使用の促進

家庭で使用しなくなった大型の生活用品を区民相互で有効に活用してもらうため、「譲ります」「譲ってください」カードを掲示できる大型生活用品リサイクル情報掲示板を運用している。7年度末現在、区立施設17か所に設置している。

また、粗大ごみの更なる減量を図るため、6年7月からリユース促進事業者と協定を締結し、区公式ホームページなどでリユース促進について周知している。

(3) リサイクルを進める

●庁舎等区立施設でのリサイクルの推進

1 再生資源の分別回収

区では事業者責任として、事業活動に伴う廃棄物のリサイクルを図るため、平成9年度から、これまでの古紙回収に加え、びん・缶・ペットボトル・トレイの回収を全施設で開始した。さらに、13年度から乾電池、20年度から廃食用油、22年度から蛍光管を回収品目に加えた。

また、練馬庁舎では、14年度からマテリアル資源を回収している。

〔庁舎等区立施設回収〕

(単位：t)

年 度	5	6	7
古紙等	904.5	891.4	869.7
びん	6.5	6.2	5.3
缶	15.7	15.3	13.0
ペットボトル	13.4	11.8	11.3
トレイ	0.0	0.0	0.0
乾電池	3.6	2.8	2.8
マテリアル資源	31.2	30.0	28.8
廃食用油	7.9	8.0	7.7
蛍光管	2.6	2.3	1.9
計	985.4	967.6	940.5

2 学校等生ごみの資源化

平成14年2月から、小・中学校92校および学校給食総合調理場2か所で、区の委託事業による生ごみの一括回収および肥料化を開始した。

これに加え15年度から保育園、16年度から福祉施設での回収も開始した。

7年度末現在、小・中学校97校、保育園59園、福祉施設5か所および庁舎1か所の計162か所で回収を行っている。

肥料は一般公募により「練馬の大地」と名づけられ、平成15年6月20日に区で商標登録した。7年度は996.7tの生ごみが回収され、255.4tの「練馬の大地」が出荷された。

●効率的な資源回収システムの構築

1 集団回収団体支援

各区の事業として、平成4年7月に都から移管された。資源回収業者と協力してリサイクルに取り組む区

民の自主的な団体は、登録団体になることができる。

区は、登録団体から資源回収の実績報告を受け、年2回、回収量1kg当たり6円の報奨金を支給するのに加え、29年7月から、区内登録業者と契約して資源回収を行った団体に対し、報奨金を一割加算して支給している。また、7年7月回収分から雑誌・雑がみ回収にかかる報奨金を増額した。このほか、集荷場所案内板などの支給や資源回収業者の紹介も行っている。

〔集団回収〕

年 度	5	6	7
回収量	8,013.9 t	7,435.1 t	7,134.1 t
団体数	659団体	657団体	653団体

2 集積所資源回収（古紙）

平成9年6月から都清掃局のモデル事業として、光が丘地区で古紙・びん・缶の回収を開始し、12年2月から区内全域で週1回集積所での古紙の回収を開始した。

資源の種別ごとに定められた方法で出すことになっている。23年4月からは、集積所での紙パックの回収を開始した。

なお、古紙など資源持ち去りに対する防止策として、21年7月に「練馬区廃棄物の処理および清掃に関する条例」を改正し、持ち去り行為を行った者に対する罰則規定を設けた。

また、禁止命令の行政処分を受けた者の氏名などを区ホームページなどで公表する制度を25年4月から開始し、古紙持ち去り対策の強化を図っている。

26年12月には、古紙問屋、製紙メーカー、資源回収事業者と覚書を締結し、広域的な取締り体制を構築した。

〔古紙回収〕 (単位：t)

年 度	5	6	7
回収量	14,030.9	13,722.5	13,532.1

3 集積所資源回収（容器包装プラスチック）

平成20年10月の資源・ごみの分別変更から、プラマーク表示のある容器包装プラスチックの資源回収を開始した。

容器包装プラスチックは、法により製造・販売事業者がリサイクルの義務を負い、その費用を負担している。

区の役割は分別回収し、容器包装プラスチックの中間処理（選別、圧縮、梱包）を行い、指定されたりサイクル事業者に引き渡すことである。

リサイクルされた容器包装プラスチックは、プラスチック製品（パレット、擬木など）や化学原料として再利用されている。

〔容器包装プラスチック回収〕 (単位：t)

年 度	5	6	7
回収量	5,380.2	5,387.3	5,302.6

4 街区路線回収（びん・缶・ペットボトル）

平成8年12月から区内の一部地域で、約30世帯に1か所の割合で回収用コンテナを設置し、毎週交互に飲食用びんと飲食用缶を回収する街区路線回収を開始した。

その後、15年度までに、区内全域で毎週同時に回収する方式に変更した。18年度からは、ペットボトルの回収も区内全域で展開している。19年度からは、排出量の少ない小規模事業者についても有料で回収する事業を開始した。

〔街区路線回収量〕 (単位：t)

年 度	5	6	7
アルミ缶	937.1	978.0	1,025.1
スチール缶	889.5	805.7	683.1
リターナブルびん	365.1	355.6	335.1
ワンウェイびん	4,414.7	4,238.9	4,043.6
ペットボトル	2,706.8	2,730.7	2,714.6
計	9,313.2	9,108.9	8,801.5

5 拠点回収（乾電池）

7年度末現在、区内87か所の販売店および区立施設等に回収ボックスを設置し、使用済み乾電池の回収を行っている。また、小学校2校では、児童を対象として使用済み乾電池の回収を行っている。

6 拠点回収（古着・古布）

集団回収に参加することが困難な区民に対して、リサイクルへの参加の機会を確保するため、平成13年度まで行っていたエリア古布回収支援事業を本事業に移行し、14年度から、区立施設を利用した古着・古布の回収を行っている。7年度は34か所を拠点として回収を行った。なお、平成17年度以降は春と秋の衣替えの時期に臨時回収を行っている。

7 拠点回収（廃食用油）

平成20年6月から家庭で不用になった天ぷら油・サラダ油などの植物油回収を開始した。7年度は46か所の区立施設等で回収を行った。

また、7年5月から区内2か所に回収ボックスを常設し、持続可能な航空燃料（SAF）に資源化する取組を行っている。

8 拠点回収（小型家電）

レアメタル等の有用金属資源のリサイクルを進めるため、平成23年9月から区立施設5か所に専用ボックスを設置し、他区に先駆けて小型家電9品目の回収を開始した。7年度末現在、16か所に設置し13品目の回収を行っている。

〔拠点回収量〕		(単位：t)	
年 度	5	6	7
乾電池	84.1	85.6	81.7
古着・古布	515.8	498.8	483.3
廃食用油	15.2	15.3	16.0
小型家電	6.3	7.1	8.7
計	621.4	606.8	589.7

9 事業系の資源回収支援

「商店街・オフィスリサイクル・ねりま」という名称で回収業者が主体となり、商店街等の事業者から出るダンボール・板紙・OA紙等の古紙類を中心に回収を行っている。7年度は13事業所が参加し、34.7tを回収した。

●事業者との連携

民間事業者と協定を締結し、6年4月から使用済みペットボトルを新たなペットボトルにリサイクルする「ボトル to ボトル」の取組を開始した。7年度は2,556.9tの実績があった。

●練馬区資源循環センター

循環型社会づくりの中心的施設として、平成22年11月に開館した。環境に配慮し、雨水利用、屋上緑化や太陽光発電設備等を設置している。

資源回収事業の充実・発展を担う事業拠点として、粗大ごみの収集・再使用や金属類の回収、不燃ごみの資源化に向けた金属類の選別作業などを行っている。

また、施設見学の実施や、展示スペースを設けるなど、資源循環推進に関する普及・啓発に取り組んでいる。

(4) ごみの適正処理を進める

●ごみ排出ルールの確立

1 ごみの排出方法

ごみの収集は、可燃・不燃・粗大の3区分により行っている。可燃ごみは週2回、不燃ごみは月に2回収集している。

おおむね30cm角を超える家具などの粗大ごみは、粗大ごみ受付センターに申し込み、有料粗大ごみ処理券を貼って、指定された日に自宅前などに出すか、練馬区資源循環センターに持ち込む。

エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機については、平成13年4月に施行された「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」により、リサイクル料金等を支払って販売店などに引き

取ってもらうこととなった。また、家庭用パソコンは、「資源有効利用促進法」に基づき、15年10月からメーカーが自主的に回収、リサイクルを行っている。

なお、事業所や商店などが排出する事業系ごみは、許可業者に処理を依頼するか、有料ごみ処理券を貼って出す。

2 ごみ量

7年度のごみの種類・量は、つぎの表のとおりである。前年度と比較して、可燃ごみは1,127tの減、不燃ごみは167tの減、粗大ごみは175tの減となった。

平成23年度から粗大ごみの資源化事業を開始し、7年度は再使用家具6,020点29.5t、家電分解品40.3t、粗大鉄499.9t、布団45.9t、衣装ケース82.1t、充電式電池2.7tを資源として回収した。

2年度から不燃ごみの資源化事業を開始し、7年度は蛍光灯28.2t、小型家電383.3t、金属類668.8t、充電式電池16.5tを資源として回収し、ごみ量の抑制を図った。

〔ごみ量〕 (単位：t)

年 度	5	6	7
可燃ごみ	110,621	108,785	107,658
不燃ごみ	2,380	2,244	2,077
粗大ごみ	5,220	5,076	4,901
計	118,221	116,106	114,637

3 ごみの処理

区内の可燃ごみは、主に練馬清掃工場と光が丘清掃工場で焼却処理している。

不燃ごみは金属類、小型家電、蛍光灯等を選別したのち、中央防波堤内の不燃ごみ処理センターに搬入して、破碎・減容化している。さらに、鉄・アルミを資源物として回収後、不燃物は埋立処理している。

粗大ごみは再使用家具、金属、布団等を選別したのち、中央防波堤内の粗大ごみ破碎処理施設に搬入して破碎・減容化している。さらに、鉄を資源物として回収後、可燃系粗大ごみは清掃工場で焼却し、不燃系粗大ごみは埋立処理している。

焼却灰・飛灰の一部はセメント原料等に資源化しており、建設資材等として有効利用を図っている。

なお、清掃工場・不燃ごみ処理センター等の中間処理施設は東京二十三区清掃一部事務組合が、最終処分場（埋立処理場）は都が設置・管理・運営している。

4 し尿と浄化槽の処理

現在、区内においては下水道の普及率はおおむね100%に達しているが、49戸程度でくみ取り式の便所

が残っている。

また、区に届け出されている浄化槽は、7年度末現在、2基である。

5 犬猫等の死体処理および防鳥用ネットの貸出し

飼い主または土地・建物の占有者から、犬猫等の死体処理の依頼があった場合、および都・区道上の動物の死体処理については、清掃事務所で対応している。7年度の処理件数は585件であった。

また、カラス等による集積所のごみの散乱を防ぐために、責任ある管理を条件に防鳥用ネットを貸し出している。平成14年2月から宅配サービスを開始した。7年度の貸出枚数は3,506枚であった。

6 戸別訪問収集

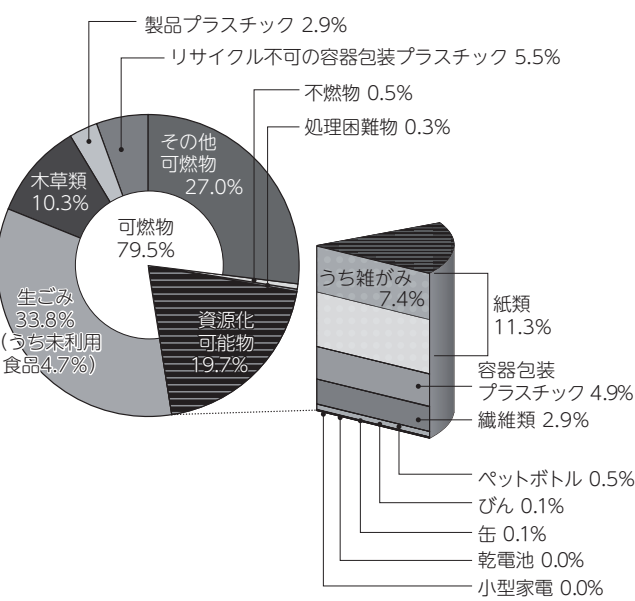
清掃事務所では、65歳以上の高齢者または障害者のみで構成されている世帯のうち、ごみを集積所まで持ち出すことが困難で、身近な人の協力も得られない世帯について、戸別に訪問収集を行い、日常生活の負担を軽減するとともに区民生活の向上を図っている。7年度末現在1,911世帯で収集を行っている。

●資源・ごみの排出実態調査

家庭から排出されるごみの種別ごとの割合を明らかにし、資源化可能物の混入割合や正しく分別しているごみの割合を把握することを目的に、資源・ごみの排出実態調査を行っている。

7年9月に実施した調査のうち、可燃ごみの調査結果は、正しく分別されている割合が79.5%となっている。一方で、正しく分別されていない割合は20.5%で、そのうち、19.7%は紙類や容器包装プラスチックといった資源化可能物である。

[可燃ごみの調査結果] 7年度



●一般廃棄物処理業の許可

一般廃棄物の収集運搬または処分を業として行おうとする者は、当該区域を管轄する区市町村長の許可を受けなければならない。

区が許可している業者数は、7年度末現在、241である。

●災害時に発生する廃棄物処理

災害時には、被災家屋の片付けにより生じる廃棄物や損壊家屋等の解体・撤去により発生する廃棄物に加え、避難所や家庭から排出される生活ごみ等を同時に処理する必要がある。これらの災害時に発生する廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するため、7年3月に「練馬区災害廃棄物処理計画」を策定した。

49 住まい確保のサポート

(1) 良質な住まいづくりを支援する

●分譲マンションに関する支援事業

マンション管理組合や区分所有者を対象に、必要な情報提供と相談体制の充実を図るため、下記の3つの事業を行っている。

1 ねりまマンションセミナー“未来塾”

分譲マンションの管理運営について、理解を深めることを目的としたセミナーを開催した。

〔実施状況〕

7年度

時期	参加者	参加 マンション数	主なテーマ
7年 7月	27	22	マンション管理の基礎知識
11月	16	14	区分所有法改正のポイント
8年 3月	20	16	管理組合における自然災害に対する備え

2 分譲マンション管理・運営相談事業

毎月第一・第三木曜日の午後に23回開催し、60件の相談を受けた。

3 分譲マンションアドバイザー制度利用助成

7年度は、(公財)東京都防災・建築まちづくりセンターが実施する「マンション管理アドバイザー制度」を利用する5管理組合に対して、派遣料を助成した。

●住宅修築資金の融資あっせん

一般住宅に対しては、住宅修築資金融資あっせんを行っており、7年度の利子補給件数は5件、金額は69,895円であった。

●マンション管理計画認定制度

適切に管理している民間の分譲マンションの管理計画を公的に認定する制度である。認定を受けると、住宅金融支援機構の金利の優遇等を受けることができる。7年度の認定は18件であった。

●長期優良住宅の認定

長期優良住宅とは、住宅の構造および設備について長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた住宅をいう。長期優良住宅の認定を受けた住宅は、所得税等の税制上の優遇を受けることができる。7年度の申請は1,133件であった。

(2) 公共賃貸住宅を管理・運営する

●区が管理する住宅

区営住宅は、都営住宅として建設されたもののうち一定年数が経過した小規模の団地（おおむね100戸程度まで）の中で、都との協議の結果、区に移管されたものであり、毎年5月に入居者の募集を行っている。

現在、区が管理する区営住宅は、20団地804戸である。このほかに、区立高齢者集合住宅4団地140戸がある。

〔区営住宅の状況〕

(単位：戸) 7年度

住宅名	戸数
平和台三丁目アパート	21
平和台三丁目第二アパート	27
東大泉一丁目アパート	34
桜台六丁目アパート	36
高野台四丁目アパート	56
豊玉南三丁目アパート	30
上石神井一丁目第二アパート	60
早宮三丁目第三アパート	39
高野台三丁目アパート	57
豊玉北一丁目アパート	33
北町五丁目アパート	15
北町五丁目第二アパート	52
関町北二丁目アパート	24
下石神井二丁目アパート	21
小竹町二丁目アパート	36
東大泉二丁目アパート	66
東大泉二丁目第二アパート	60
下石神井四丁目アパート	48
石神井台三丁目アパート	68
豊玉北六丁目アパート	21

〔区営住宅応募状況〕〔募集月：5月〕

7年度

区分	募集戸数 (戸)	応募数 (人)	倍率 (倍)
一般世帯向	17	95	(※) 7.2
ひとり親 (母子・父子) 世帯向	5	18	3.6
若年ファミリー向	2	3	(※) 2.0
単身者向	2	163	81.5

※：要件を満たす応募者に優遇抽せんを適用しているため、応募数 / 募集戸数と一致しない。

●他の公共住宅

都や事業者等が管理する区内公共賃貸住宅の7年度末管理戸数は、都営住宅11,795戸、(独)都市再生機構住宅5,992戸、東京都住宅供給公社住宅1,474戸、都民住宅88戸の計19,349戸(ただし、都営住宅は6年度末管理戸数)である。

このうち、都営住宅については、都公募分とは別に、区民を対象とした地元割当分があり、区が入居者の募集を行っている。

〔都営住宅地元割当応募状況〕 7年度

募集月	区分	募集戸数 (戸)	応募数 (人)	倍率 (倍)
5月	単身者または 2人世帯向	2	381	190.5
11月	世帯向	2	69	34.5

(3) だれもが安心して暮らせる
住まいづくりを促進する

●区立高齢者集合住宅

区立高齢者集合住宅は、都営住宅シルバーピアに準じた設備を備えている民間住宅を区が一定期間借り上げ、管理・運営している住宅である。毎年11月に入居者の募集を行っている。

7年度末現在、4団地140戸を管理している。

〔区立高齢者集合住宅の状況〕 (単位:戸) 7年度

住宅名	戸数
羽沢高齢者集合住宅	50
土支田高齢者集合住宅	47
豊玉高齢者集合住宅	19
高松高齢者集合住宅	24

〔区立高齢者集合住宅応募状況〕 7年度

募集月	区分	募集戸数 (戸)	応募数 (人)	倍率 (倍)
11月	羽沢(単身用)	2	21	10.5
	羽沢(二人世帯用)	1	8	8.0
	土支田(単身用)	4	55	13.8
	土支田(二人世帯用)	1	6	6.0
	豊玉(単身用)	2	75	37.5
	高松(単身用)	1	36	36.0

●他の高齢者向け公共住宅

1 都営住宅シルバーピア

通常の都営住宅と同様に、都が入居者の募集を行っている。

〔都営住宅シルバーピア応募状況〕 7年度

募集月	区分	募集戸数 (戸)	応募数 (人)	倍率 (倍)
8月	単身者向	2	246	123.0
2月	単身者向	4	351	87.8

2 UR(独立行政法人都市再生機構)シルバー住宅

(独)都市再生機構が、独自に募集を行っている。

(4) 住まい探しを支援する

●住まい確保支援事業

高齢者や障害者、ひとり親家庭が、民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう、不動産団体と連携して物件情報提供を行う事業を元年6月から開始した。7年度は延べ238件の申込みがあり、98戸の物件情報を提供した。

また、高齢者や障害者、ひとり親家庭で、自分だけでは契約や転居等の手続きができない人等を対象に、物件の紹介や見学・契約への同行などを行う伴走型支援を居住支援法人に委託して実施する事業を、3年度から開始した。7年度の支援数は63件であった。

●住宅確保要配慮者専用賃貸住宅への補助制度

「住宅セーフティネット法」に基づき高齢者や障害者、ひとり親家庭を対象に賃貸を行う住宅に対して、改修費補助および家賃補助を元年6月に開始した。

●練馬区居住支援協議会

不動産団体や福祉団体等から委員を構成する練馬区居住支援協議会を平成31年4月に設置した。高齢者や障害者、ひとり親家庭など、住宅の確保に特に配慮を要する人の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関して協議を行っている。

第5章

いきいきと心豊かに暮らせるまち

- | | | | | | |
|----|-----------------------------|-----|----|-----------------------------|-----|
| 51 | 企業活動の活性化に
向けた支援の充実 …………… | 192 | 54 | 文化・生涯学習・
スポーツの振興 …………… | 205 |
| 52 | 魅力ある商店街づくり …… | 199 | 55 | 練馬の魅力づくりと
練馬ならではの観光の推進 … | 216 |
| 53 | 都市農業の振興と
都市農地の保全 …………… | 200 | 56 | 平和と人権の尊重、
男女共同参画の推進 ……… | 219 |



第13回「まちゼミねりま」を開催

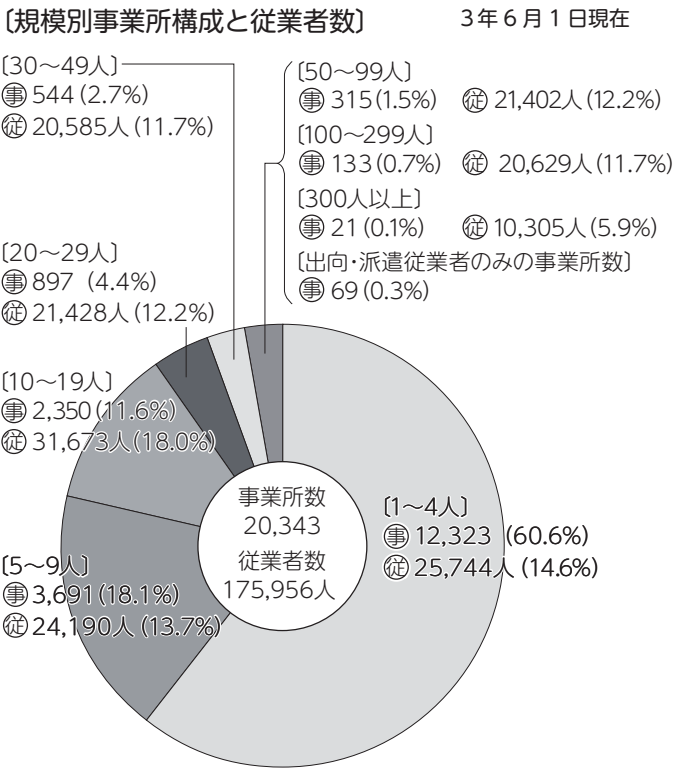
51 企業活動の活性化に向けた支援の充実

(1) 練馬区の産業振興施策

●区の産業構造と特性

区の産業別構成では、卸売業・小売業（19.8%）、医療・福祉業（12.7%）、建設業（11.9%）、不動産業・物品賃貸業（11.5%）、宿泊業・飲食サービス業（10.0%）、生活関連サービス業・娯楽業（8.5%）を合わせると全体の 74.4%となり、区民の日常生活に密着・関連した産業が4分の3を占めている。

また、事業規模では、従業者数 20 人未満の事業所が全体の 90.3%を占め、区内産業活動の中心となっている。



注：① [] 内の記述は事業所の規模を示す。
② ●は事業所数、◎は従業者数の略である。
資料：「令和3年経済センサス活動調査報告」都総務局統計部

【産業大分類別・事業所数及び従業者数】 3年6月1日現在

産業大分類	事業所数	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)
農業、林業	28	0.1	155	0.1
漁業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建設業	2,412	11.9	15,948	9.1
製造業	776	3.8	5,863	3.3
電気・ガス・熱供給・水道業	12	0.1	348	0.2
情報通信業	547	2.7	3,891	2.2
運輸業、郵便業	499	2.5	10,469	5.9
卸売業、小売業	4,037	19.8	39,417	22.4
金融業、保険業	201	1.0	2,829	1.6
不動産業、物品賃貸業	2,331	11.5	7,508	4.3
学術研究、専門・技術サービス業	1,195	5.9	4,664	2.7
宿泊業、飲食サービス業	2,031	10.0	17,376	9.9
生活関連サービス業、娯楽業	1,727	8.5	7,709	4.4
教育、学習支援業	885	4.4	9,224	5.2
医療、福祉	2,576	12.7	37,435	21.3
複合サービス事業	78	0.4	1,260	0.7
サービス業（他に分類されないもの）	1,008	5.0	11,860	6.7
総 計	20,343	100.0	175,956	100.0

資料：「令和3年経済センサス活動調査報告」都総務局統計部

●一般社団法人練馬区産業振興公社との連携

（一社）練馬区産業振興公社は、平成25年4月1日に、区内の産業振興と地域経済の活性化を目指す団体として発足した。（前身である（一社）ねりまファミリーパックを改組、名称変更した。）

26年度には、区民・産業プラザの指定管理者となり、施設の維持運営のほか、中小企業の経営相談から支援までを一体的に行う「練馬ビジネスサポートセンター」の業務を開始した。また、29年度からは、解散した練馬区観光協会の事業を引き継ぎ、観光事業を展開する「ねりま観光センター」を設置した。

区と公社は、産業・観光振興に関する協定を締結し、必要な事業を公社に移管した。互いに連携・補完しながら、区内の産業振興施策を展開している。

7年度の公社の事業内容は、つぎのとおりである。

1 練馬ビジネスサポートセンターの運営

(1) 起業・創業や経営に係る各種相談事業
(2) 起業・創業および経営者セミナーの開催
(3) 経営支援に係る各種補助金の交付
(4) 販売促進・集客の支援
(5) 産業情報の収集および提供

2 区民・産業プラザの維持運営

(1) 貸出し業務（研修室、ホール等）
(2) 維持管理

3 勤労者福祉共済事業

中小企業で働く従業員と事業主のために、会員制の福祉共済事業「ねりまファミリーパック事業」を展開している。（詳細は、196 ページ「(3) 1 ねりまファミリーパック」を参照）

4 ねりま観光センターの運営

(1) 観光振興事業

(2) 観光案内所運営事業

（詳細は、216 ページ「(2) 3 ねりま観光センターの運営」を参照）

(2) 中小企業の経営を支援する

●中小企業サポートガイドブックの発行

区内の中小企業者、創業者、勤労者および就職希望者を対象にした、区および区内産業団体等の主な産業振興施策をまとめた「中小企業サポートガイドブック」を毎年発行している。

●産業融資による支援

1 産業融資あっせん事業

区内の中小企業が区内金融機関から低利で融資を受けられるよう、あっせんを行っている。7年度は景気対策特別貸付528件、47億2,049万円のほか、デジタル化・イノベーション等支援特別貸付、地球温暖化等環境対策特別貸付、アニメ産業特別貸付、創業支援特別貸付など14種類の融資あっせんを行い、利子の一部と信用保証料を補助した。

〔産業融資状況（業種別）〕 7年度

業種別内訳		貸 付	
		件数（件）	金額（万円）
建設業		589	580,814
製造業		82	70,337
運輸・通信業		51	51,145
卸・小売・飲食業		369	284,672
内 訳	卸売業	130	128,703
	小売業	133	97,157
	飲食業	106	58,812
サービス業		367	268,511
その他（不動産業含）		222	185,889
合 計		1,680	1,441,368

2 小規模事業者経営改善資金融資（マル経融資）支援事業

日本政策金融公庫のマル経融資利用者に対し、支払った利子の一部を補助している。7年度は283件の補助を行った。

●練馬ビジネスサポートセンターによる支援

中小企業の経営支援と起業・創業の支援として、つぎの事業を行っている。

1 各種相談

中小企業診断士等による総合相談、起業・創業相談のほか、法律、デジタルサポート、労務、販売促進・集客、経営および税務について各分野の専門家による相談ならびにワンストップ相談による特定創業支援等事業を実施した。また、オンライン相談を引き続き実施し、7年4月からブログアドバイザーによる専門相談の枠を新設した。

〔相談実績〕		（単位：件）7年度
内 容		件 数
総合相談		990
起業・創業相談		457
専門相談	法 律	113
	デジタルサポート	40
	労 務	78
	販売促進・集客	207
	経 営	45
税 務		285
ワンストップ相談		470
出張相談		39
計		2,724

2 経営指導（企業診断）

中小企業診断士が経営改善等のために指導するもので、7年度は33件の指導を行った。

3 合同経営相談会

社会保険労務士、中小企業診断士、税理士および日本政策金融公庫の相談員を一堂に集めた事業者向けの相談会を開催している。7年度は5月と10月に2回開催し、計51件の相談に対応した。

4 経営者セミナー

経営力を高めるためのセミナーを、年間を通じて定期的に開催している。7年度は会場のほか、オンラインライブ方式により開催し、計304人が受講した。

5 起業・創業セミナー

創業するための基礎的知識やノウハウを学ぶセミナー「創業！ねりま塾」を開催している。7年度は会場のほか、オンラインライブ方式および動画配信により開催した。

〔起業・創業セミナー〕 7年度

内容	会場開催 (人)	オンライン ライブ開催 (人)	動画配信 (回)
入門編	90	－	97
一般編	82	16	278
女性編	42	16	－
若者編	12	－	－
応用編	24	－	－
実践編	58	－	－
計	308	32	375

6 見本市等出展に対する支援

区内の中小企業およびその団体に、見本市等に出展する経費の一部を補助している。7年度は20件の補助を行った。

7 ホームページ作成に対する支援

ホームページ未開設の区内の中小企業者に対し、作成費の一部を補助している。7年度は24件の補助を行った。

8 各種認証取得に対する支援

国内外の公共機関等が定めた規格の認証取得を予定している区内の中小企業者に対し、経費の一部を補助している。7年度は4件の補助を行った。

9 商店街空き店舗入居者に対する支援

区内の商店街にある空き店舗に入居し、新たに開店する区内の中小企業者に対し、店舗の内外装改修工事費および賃借料の一部を補助するとともに、経営面のサポートを行っている。7年度は10件の改修工事費補助、34件の賃借料補助を行った。

10 産業財産権取得に対する支援

新たに産業財産権を取得する区内の中小企業者に対し、経費の一部を補助している。7年度は8件の補助を行った。

11 新規ビジネスチャレンジに対する支援

新市場への参入や新商品・新サービスの開発等に取り組む事業者に対して、経費の一部を補助するとともに、事業計画の策定・実行を伴走支援している。7年度は30件の補助を行った。

12 ねりま産業情報紙

「neri・made (ネリマデ)」の発行

中小企業の経営者や商店会への産業振興に関する情報提供のため、「neri・made (ネリマデ)」を発行している。7年度は4回発行した。



(neri・made 8年3月号)

13 事業者支援サイトの運営

新規オープン情報、イベント開催など区内事業者が

自主的に自社のPR活動ができる場を提供するとともに、経営に役立つ知識や情報を「いつでも・どこでも・何度でも」学ぶことが出来るオンラインセミナーなどを配信している。

7年度は、日本大学芸術学部とコラボレーションした4本を含む計6本の区内事業者PR動画を配信し、計593回の視聴があった。情報発信を行うコンテンツでは、19件の投稿があった。また、オンラインセミナーを配信するコンテンツでは12本の動画を公開し、計1,825回の視聴があった。

14 景況調査の実施

区内中小企業の景況などを四半期ごとに調査し、その結果を中小企業や関係機関に提供している。

●商工業団体との連携強化、各種団体への支援

1 商工業団体への支援

区内の商工業団体が行う事業に対して、補助金を交付するなどの支援を行っている。

2 生鮮食料品共同販売事業への支援

魚介類など各小売業組合に対し、自主的な共同購入・共通価格の販売を通して、各組合の協業化を促進している。また、健全な経営基盤の強化を図るため、補助金を交付するなどの支援を行っている。7年度は生鮮食料品全体で1小売業組合が、12月12日に魚介類(7品目)の販売を実施し、7店舗が参加した。

3 家屋修繕等小規模工事あっせん事業の実施

区民の小規模な家屋修繕工事に対する需要に応えるとともに、区内中小建設業者等の振興を図るため、区内事業者団体へ小規模工事のあっせんを行っている。7年度は361件のあっせんを行った。

4 公衆浴場への支援

公衆浴場の利用喚起および経営の安定を図るため、季節事業、施設設備改善および燃料費に対して補助金を交付するなどの支援を行っている。7年度は、季節事業は17浴場、施設設備改善は14浴場、燃料費は17浴場に補助を行った。

5 練馬区伝統工芸展

練馬に生き続ける伝統工芸を地域に広く紹介し、伝統産業の普及と振興を図り、併せて区の文化発展に寄与することを目的として、練馬区伝統工芸会が開催している。

〔期 間〕 7年10月24日～26日

〔場 所〕 区民・産業プラザ

〔来場者〕 2,043人

〔概 要〕 東京手描友禅、江戸刺繍、江戸筆等12業種の展示・実演・販売・体験

〔主 催〕 練馬区伝統工芸会

〔後 援〕 練馬区、練馬区教育委員会、(一社)練馬区産業振興公社

6 ねりま漬物産展

練馬の伝統的産物である漬物の展示・販売を通じて、広く消費者の理解を得るとともに、漬物産業の振興を図ることを目的として、練馬漬物事業組合が開催している。

〔期 間〕①オンライン開催 8年1月16日～31日

②会場開催 8年2月6日～7日

〔購入者〕1,796人（オンライン開催等207人、会場開催1,589人）

〔参加業者〕10者

〔概 要〕①専用ホームページ「ねり漬.com」によるオンライン販売

②区民・産業プラザで会場販売

〔主 催〕練馬漬物事業組合

〔後 援〕練馬区、（一社）練馬産業連合会、（一社）練馬区産業振興公社

●中小企業等地域貢献事業補助

区内中小企業等が地域団体等との連携・協働により行う、経済や文化の振興に関する活動や環境を保全する活動など、地域の活性化や地域課題解決に資する活動に必要な経費の一部を補助している。

●練馬産業見本市

優れた技術や特徴ある商品など、区内産業の魅力を多くの区民に伝えることを目的として開催している。

〔開催日〕7年10月19日

〔場 所〕区民・産業プラザ

〔来場者〕5,100人

〔出展者〕49者

〔概 要〕商品やサービスの展示・販売・体験のほか、こども向けおしごと体験イベントを実施

〔主 催〕練馬区

〔後 援〕（一社）練馬産業連合会、東京商工会議所練馬支部、（一社）練馬区産業振興公社

〔協 賛〕経済産業省関東経済産業局、（公財）東京都中小企業振興公社、（地独）東京都立産業技術研究センター、練馬区商店街連合会、（公社）練馬東法人会、（公社）練馬西法人会、東京あおば農業協同組合、練馬漬物事業組合、練馬区伝統工芸会

●練馬ビジネスチャンス交流会

事業者同士の交流によるビジネスチャンス拡大の場を提供し、区内産業の活性化を図ることを目的として開催している。

	開催日	テーマ	場 所	参加者
第1回	令和7年7月22日	オンライン交流	オンライン	14者
第2回	令和7年11月13日	創業者交流	区民・産業プラザ	33者
第3回	令和8年2月24日	事業者交流	区民・産業プラザ	26者

〔概 要〕グループ交流会・フリー交流会・個別商談会

〔主 催〕練馬区

〔後 援〕（一社）練馬産業連合会、東京商工会議所練馬支部、（一社）練馬区産業振興公社、練馬区商店街連合会、練馬区しんきん協議会、東京あおば農業協同組合、（福）練馬区社会福祉協議会

●人材確保に対する支援

人材確保に課題を抱える区内事業者を支援するため、区内事業者と求職者とのマッチングの場として、気軽に参加できる交流会や合同企業説明会を実施している。7年度は、「合同企業説明会」に21事業者が参加した。

●デジタル化体験事業

区内事業者のデジタル化の促進を目的に、会計・受発注管理・顧客管理・勤怠労務管理のうち、希望するソフトを設定したパソコンまたはタブレットを3か月間無料で体験できる事業を実施している。7年度は15者が体験した。

●練馬区情報発信支援事業

区内企業の商品やサービス等の情報発信を支援するため、日本大学芸術学部と連携し、学生の視点や柔軟な発想を取り入れたPR動画の制作プロジェクトを実施している。7年度は4事業者のPR動画が制作された。

●区民・産業プラザの運営

区内産業の振興、区民の文化活動と相互交流の促進ならびに地域における公益的な活動の支援および協働の推進を図ることを目的として設置した施設である。

区民・産業プラザには、中小企業の経営支援と起業・創業の支援に取り組む「練馬ビジネスサポートセンター」が設置されている。

〔区民・産業プラザ利用状況〕

7年度

施設名	利用状況	
	利用数（件）	利用者数（人）
ココネリ Coconeri ホール	730	81,264
産業イベントコーナー	255	—
研修室 1	779	39,078
研修室 2	969	25,060
研修室 3	826	13,037
研修室 4	683	10,788
研修室 5	729	11,746
多目的室1・2	1,323	15,551
計	6,294	196,524

●キャッシュレス決済ポイント還元事業

物価上昇の影響を受けている区民および事業者を支援するため、区内の対象店舗で対象のキャッシュレス決済サービスを利用して支払いをした人に、支払額の最大10%分(上限あり)のポイントを還元する「キャッシュレス決済ポイント還元事業」を3～6年度に引き続き7年度も実施した。7年度は7・8月と12月の2回実施した。

(3) 中小企業の勤労者と就労を支援する

●福利厚生事業への支援

区は、(一社)練馬区産業振興公社への運営補助を通して、区内中小企業等の従業員に対する福利厚生の充実に努めている。

1 ねりまファミリーパック

(一社)練馬区産業振興公社が実施する会員制の福祉共済事業で、中小企業等に勤務する勤労者と事業主を対象として、給付金の支給、遊園地等のチケットあっせん、人間ドック利用補助などを行っている。なお、7年度末の会員数は8,538人である。

2 各種共済制度の周知

国の退職金共済制度などを、会報への掲載やパンフレットの配布などで周知している。

●勤労者への支援

勤労者の労働意欲を高め区内中小企業への定着化を図るため、従業員表彰や労働相談により勤労者を支援している。

また、就労支援については、池袋公共職業安定所(ハローワーク池袋)と連携して、積極的に取り組んでいる。

なお、区内事業所の労働組合は、8年6月末現在で91組合、組合員数18,682人となっている。

1 中小企業等従業員表彰

区内の中小企業における従業員の定着と労働意欲の向上を図るため、永年勤続者を表彰している。7年度は120人を表彰した。

2 労働相談

勤労福祉会館とサンライフ練馬において、社会保険労務士が、労働問題に関する相談を受け付けている。

3 労働者向けの講座

社会的に高い関心もたれている労働問題を取り上げ、勤労福祉会館で労働者向けの講座を開催している。7年度は「春闘情勢講座」「知って役立つ労働法」の2講座を開催し、延べ122人の参加があった。また、「働き方改革講座」を開催し、延べ29人の参加があった。

4 職業相談・紹介

石神井公園区民交流センター2階にハローワーク池袋との連携により設置している「ワークサポートねりま」では、求職者を対象に職業相談・紹介に応じるとともに、求人情報自己検索機により職業情報を提供している。7年度は12,658件の相談があった。

5 就労支援

「ハローワーク池袋就職面接会 in 練馬」を7年9月5日および8年2月20日に開催した。12人の参加があり、5人の採用が決定した。

勤労福祉会館では「就労支援講座」を開催し、7年度は延べ21人の参加があった。

6 内職事業所の情報提供

家庭外において就業することが困難な内職希望者に対し、内職求人事業所に関する情報提供を実施している。

●勤労福祉会館およびサンライフ練馬の運営

1 勤労福祉会館

中小企業に働く勤労者の文化・教養と福祉の向上を図ることを主な目的として設置した施設である。7年度は簿記教室、ライフプラン講座などの事業を実施し、延べ4,779人の参加があった。

〔勤労福祉会館利用状況〕 7年度

施設名	利用状況	
	利用数(件)	利用者数(人)
集会室	927	67,401
会議室(大)	815	17,634
会議室(中)	795	10,922
会議室(小)	782	5,738
和室(大)	642	7,500
和室(小)	810	3,734
職業講習室兼会議室	809	7,065
音楽室	1,059	8,995
料理室	282	3,055
トレーニング室	35,246	35,246
展示コーナー	156	—
囲碁・将棋コーナー	—	5,406
計	42,323	172,696

2 東京中高年齢労働者福祉センター
(サンライフ練馬)

中高年齢労働者の雇用の促進と福祉の向上を図ることを目的として設置した施設である。7年度は、ボディーコントロール体操、絵手紙教室などの事業を実施し、延べ796人の参加があった。

〔東京中高年齢労働者福祉センター（サンライフ練馬）
利用状況〕 7年度

施設名	利用状況	
	利用数（件）	利用者数（人）
体育室	1,822	17,474
トレーニング室(※)	29,173	29,173
和室 第一	643	7,860
和室 第二	558	3,956
会議室	86	1,010
研修室 第一	749	10,493
研修室 第二	734	8,997
クラブ室	577	5,531
職業講習室	87	776
職業相談室	822	4,702
計	35,251	89,972

※：トレーニング室は7年11月15日で閉館

(4) 消費者の自立を支援する

●消費者意識の啓発

1 消費者講座

日々の暮らしの中で、消費者が直面している問題を取り上げ、消費者意識を高めるための学習の機会を提供している。

〔消費者講座〕 7年度

講座名	概要	開催回数(回)	参加者数(人)
消費者講座	身近な消費生活に関する問題を講師の講演や実習により学習する。食品添加物などに関する講座を実施した。	2	67
消費者教室	消費生活センター運営連絡会の自主企画による講座。講演会のほかに料理や実験を交えて学習する。環境問題などに関する講座を実施した。	5	117

2 消費生活展

〔開催日〕8年2月7日

〔場 所〕石神井公園区民交流センター

〔来場者〕689人

〔主 催〕練馬区消費生活展実行委員会、練馬区

〔概要〕パネル展示、共同事業（1日図書館、盲導犬体験）、バザー、講習会、寄席

3 消費者だより

消費生活相談を通じて収集した情報の提供と、消費生活に関する知識の普及による区民の消費生活の安定と向上を図るため、消費者だより「ぶりずむ」を年6回発行している。7年度は「事故を防ぐ！洗剤・洗

浄剤の使い方」「米粉のミリョク！」「『〇〇ペイで返金します』に注意」などを主な内容とした。

●消費者の安全の確保

1 消費生活相談

消費者が安全で安心な生活を送るために、専門相談員による消費生活相談窓口を開設し、各種相談に応じている。7年度の相談件数は6,507件であった。

総件数の4割弱（契約・購入金額別件数においては300万円以上の相談の約4割）が60歳以上の相談となっており、高齢者の消費者被害が依然として多い。

消費生活相談ではさまざまな相談に対応しているが、国民生活センターや消費者庁、都、警察、福祉関係部署などとも連携を図り、相談の解決と情報提供に努めている。

〔相談が多かった商品・サービスの種類（上位5位）〕

（単位：件） 7年度

順位	区 分	相談数
1	役務その他	571
2	レンタル・リース・貸借	568
3	商品一般	448
4	化粧品	269
5	健康食品	209

2 販売事業者等立入検査

「家庭用品品質表示法」および製品安全4法（※）に基づき、販売事業者等に対する立入検査を実施し、適正な表示がされた商品を販売しているか確認を行っている。7年度は3事業者、27品目について検査を行い、適正に表示されていた。

※製品安全4法：

「電気用品安全法」、「ガス事業法」、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」、「消費生活用製品安全法」をいう。

●石神井公園区民交流センターの運営

1 石神井公園区民交流センター

区民の文化活動と交流の場の提供、区内産業振興に関する情報発信、職業・就職相談のための場の提供などを目的として設置した施設である。

消費者施策・活動の拠点となる消費生活センターの機能を担うほか、就労支援を行う「ワークサポートねりま」が設置されている。

[石神井公園区民交流センター利用状況] 7年度

施設名	利用状況	
	利用数（件）	利用者数（人）
展示室兼集会室	276	15,343
うち展示利用	54	6,307
うち集会利用	222	9,036
大会議室（1）	496	7,759
大会議室（2）	497	7,577
会議室（1）	262	1,916
会議室（2）	213	1,513
会議室（3）	224	2,331
和室（1）	231	1,227
和室（2）	194	985
研修室	417	3,194
テスト室	339	2,183
料理実習室	144	1,452
保育室	24	65
合 計	3,317	45,545

2 消費生活センター

消費生活センターは、区の消費者行政の拠点として、消費生活に関する各種啓発事業を実施している。施設には、消費者の自主的な活動を支援するため、研修室、テスト室、料理実習室、消費者団体活動室を設置している。消費生活相談では、消費者と事業者との契約に関するトラブルなどの相談を専門相談員が受けている。

さらに、消費者の参加を積極的に推進するため、区民の自主的参加により組織される運営連絡会と連携して、消費者教室の企画・運営、情報誌の編集などを行っている。

52 魅力ある商店街づくり

(1) 魅力的な商店街づくりを進める

商店街は、買い物場であると同時に、地域コミュニティの場としても重要な役割を担っている。区では商店会が行う取組に対し、さまざまな支援を行っている。7年度の区内商店会数は、88商店会、会員数3,347人となっている。

●魅力ある個店づくり

商店会を構成する個店の意欲的な取組を支援し、商店会の核となる個店・人材を育成することで、魅力ある個店づくりを進めている。7年度は、練馬区商店街連合会が実施している「まちゼミねりま」（商店主等が講師となり、プロならではの知識や情報を伝える講座を開催する事業）に対して、補助金を交付するなどの支援を行った。

●商店街の賑わい創出・活性化

個性あふれる意欲的な個店同士が連携して取り組むイベントや個々の商店会活動の枠を超え、商店会同士や民間企業など多様な主体が連携する取組を支援し、賑わいのある商店街づくりを進めている。

●商店街振興への取組

1 商店会のイベントや環境整備等への支援

商店会が、商業活動の活性化や近隣住民との交流を目的に実施する各種イベント事業や、快適な商環境づくりを目的に実施する環境整備事業に対し、補助金を交付するなどの支援を行った。

また、商店街通行者や地域の安全・安心な環境整備に寄与している商店会の街路灯等について、維持管理に係る経費の一部を助成している。7年度は、維持費（電気代）に対し、補助を行った。

2 商店街空き店舗活用の促進

商店会への加入促進および商店会活動の活性化を目的として、商店街にある複数の空き店舗に事業者を積極的に誘致する取組を支援している。7年度は、商店会に対する専門家支援や出店事業者に対する賃借料などへの補助による支援を行った。

〔商店街振興事業実績〕

7年度

支援（助成）内容	商店会数	事業数
イベント事業	50	112
環境整備等事業	15	17
街路灯等維持費	60	60
空き店舗活用事業	5	10

●商店街連合会等との連携

区内商店会の連合組織である練馬区商店街連合会や練馬区商店街振興組合連合会と連携し、商店会活動の充実や区内商業の振興発展を進めている。7年度は、商店街連合会が開催する「商業まつり」（年2回）や団体ニュース発行事業に対し、補助金を交付するなどの支援を行った。

●スマート商店街プロジェクトの更なる展開

デジタル技術を活用した商店街の魅力を高める取組や利用促進につながる取組を支援している。7年度は、SNSを活用した情報発信などのデジタル技術活用ならびに商店会が主体となって実施するキャッシュレス決済ポイント還元キャンペーンおよびデジタルクーポンキャンペーン等のイベント事業に補助金を交付するなどの支援を行った。

また、商店街のデジタル化に向け、取組事例の紹介、商店会同士の情報共有・課題解決を図るワークショップを内容とするセミナーを開催した。

53 都市農業の振興と都市農地の保全

(1) 農の活きるまち練馬

●意欲的な都市型農業経営の支援

1 経営改善に取り組む農業者の支援

平成23年度から、経営改善に計画的かつ意欲的に取り組む農業者を、「農業経営基盤強化促進法」の規定に基づく認定農業者および認定新規就農者または区独自の制度による都市型認定農業者として認定し、その取組を支援している。

7年度末現在の認定農業者数は76経営体、認定新規就農者数は1経営体、都市型認定農業者数は10経営体である。

2 農の学校

区民の中から農業者の支え手を育成し、支え手を必要とする農業者とのマッチング等を行うため、平成27年3月に開講した。5年3月から一部を除く敷地を一般開放しており、年末年始を除く毎日午前9時から午後5時まで開園している。

農の学校では、区内農業者を実技講師とした複数のコースを設置している。なお、初級コース以上を修了した者を「ねりま農サポーター」に認定しており、7年度末までに172人を認定した。農業者とのマッチングは7年度末までに延べ230件成立した。

●練馬の都市農業の特色を活かした魅力の発信

1 練馬果樹あるファーム事業

新鮮な果実の摘み取り・もぎ取りおよび直売を行う農園を「練馬果樹あるファーム」と位置付け、消費者が季節を通じて手軽に果樹と触れ合える機会の充実を図る。7年度は区内果樹の包括的なPR支援を行った。また、新たに果樹栽培に取り組む農園や栽培規模の拡大を図る農園への整備支援や広報事業に対する支援事業等、計3件を実施した。

2 ねりまベジかるファーム事業

野菜の収穫体験を実施する農園について統一したネーミングによるブランド化を行い、一体的にPRすることで、農業経営の安定化を図るとともに区民に対し身近な農体験を提供することで区民が農とふれあう機会の充実を図る。7年度はベジかるファーム事業に関心のある区内農業者を対象とした説明会を行い、新たに3農園が開始した。

3 ねりマルシェの開催・支援

「ねりマルシェ」とは、新鮮で美味しい練馬産農産物やその加工品などの魅力を区内外に発信することを

目的に、区内農業者、商業者等が連携し開催する即売会である。

農業者により組織された「ねりマルシェ実行委員会」と区の共催（後援：東京あおば農業協同組合）で、7年度は11月9日に石神井公園駅前で開催した。また、区民が農業者と触れ合う機会を更に増やすため、区役所アトリウムでもマルシェを行っており、7年度は延べ11回開催した。

また、自らマルシェを開催する農業者等の団体に対して、当該マルシェのPRおよび運営経費に係る補助等の支援を行っている。7年度は9団体を支援した。

4 高松みらいのはたけ

高松みらいのはたけは、「高松一・二・三丁目農の風景育成地区」の区域内に位置し、5年3月に開設した区立の畑である。「農の景観を区民とともに育て・守る畑」をコンセプトとし、「見る」「触れる」「楽しむ」体験を通じ、誰もが気軽に農とふれあい、農の風景を楽しむことができる。

年末年始を除く毎日午前9時から午後5時まで開園しており、とうもろこしや枝豆といった人気の夏野菜や、練馬の伝統野菜である練馬大根を栽培する。種まきや間引きといった農作業のポイントとなる作業を手軽に体験でき、収穫を楽しむことができる。農業振興の発信拠点として、地域を中心とした人と人のつながりを広げる交流を図る。

5 練馬大根育成事業

ほとんど生産されなくなっていた練馬大根の栽培を促進するとともに、地場農産物のブランド品としての販路開拓を図るため、平成元年から練馬大根育成事業を実施している。7年度は、24軒の農家への栽培委託等により約13,000本を生産した。生大根・たくあん漬けの販売のほか、第19回「練馬大根引っこ抜き競技大会」を東京あおば農業協同組合と開催し、収穫した大根を学校給食に提供した。また、農の学校において区内農業者の協力のもと、練馬大根の昔ながらの伝来種（代々受け継いできた種）を守り、未来へ継承していく取組を行っている。そのほか区民、学校、保育園等による栽培を推進するため、種の無料配布を行っている。

6 ふれあい農業推進事業

区民が新鮮な農産物を自ら収穫し、農業者と触れ合うことを通して、都市農業についての理解を深めてもらうため、つぎの事業を実施している。

(1) ふれあい農園

区内農業者の^{ほじょう}圃場で、保育園等の団体ががジャガイモやサツマイモの収穫を体験する。区は、参加申込みの受付等を行っている。

(2) 大泉橋戸公園水田事業

地域住民の都市農業への理解を深めることを目的として、平成23年度に整備した大泉橋戸公園内の水田(230㎡)で、24年度から地域団体や小学校と共同で稲作を実施している。

(3) 果樹を活用した体験学習事業

カキを収穫するまでの年間の作業を、家族や友人と一緒に体験し学習する。枝の剪定や摘果等の果樹の手入れ方法を学び、農との触れ合いや収穫の喜びを味わうことを目的に、平成24年度から実施している。

7 農の魅力を発見できる情報の発信

(1) 練馬の農業紹介冊子

練馬大根、キャベツなどの練馬の農産物や、農業体験農園をはじめ、身近に農と触れ合うことのできる場やイベントなど、練馬の農業の魅力を紹介する冊子「ねりまの農業」を配布している。



〔冊子「ねりまの農業」〕

(2) 直売所の紹介ガイド

区民等に練馬産農産物をより身近に感じてもらう地産地消を推進するため、区内の直売所情報などを掲載した「練馬区農産物ふれあいガイド」を配布している。



〔練馬区農産物ふれあいガイド〕

(3) 練馬果樹あるファーム紹介冊子

区内で生産されるブルーベリー、ブドウ、ミカン、カキ、キウイ、イチゴ、クリ等の果実を紹介する冊子「練馬果樹あるファーム」を配布している。



〔冊子「練馬果樹あるファーム」〕

(4) ねりまベジかるファーム紹介冊子

野菜の収穫体験ができる農園を紹介する冊子「ねりまベジかるファーム」を配布している。



〔冊子「ねりまベジかるファーム」〕

(5) とれたてねりまアプリ

練馬産農産物を販売する直売所や練馬産農産物を使用している飲食店等の情報、農に関するイベント情報を発信するアプリ「とれたてねりま」を開発し、3年11月から配信を開始した。

練馬産農産物に関する情報を区内の農業者や飲食店等が自ら発信している。



〔アプリ「とれたてねりま」〕

8 区役所アトリウムに練馬産農産物自動販売機の設置

区民が来庁をきっかけとして、練馬産農産物の魅力や区内農業者を知る機会を創出するため、区役所アトリウムにコインロッカー式の農産物自動販売機『ねり丸直売所』を設置している。

区内全域から区内農業者が生産した新鮮な野菜、果物、加工品を販売している。

9 食農教育推進教材の作成

区立小学校3年生の社会科の地域学習や総合学習の授業において、練馬の伝統野菜である「練馬大根」について学習する機会を創出するため、平成27年度から補助教材を作成し、配布している。補助教材の提供により、都市農業や練馬大根への関心、地域への愛着を深め、食農教育の推進を図っている。



〔冊子「まると練馬大根」〕

10 農業体験農園

農業体験農園は、区が管理する区民農園とは異なり、農業者が自ら開設し、経営・管理する農園である。区は園主に対し助言等を行うほか、施設整備および管理運営に要する費用の一部を助成している。

利用者は、年間利用料を支払い、園主の指導のもと、種まきから収穫まで、年間20種類以上の野菜づくりを体験することができる。

平成8年4月に全国初の農業体験農園「緑と農の体験塾」が区内に開園し、7年度末現在は17園、1,863区画が利用されている。

11 区民農園

区民農園は、練馬区が所有者から借り受けた農地（一部区有地あり）を整備して区画割りし、区民が耕作を楽しめるようにした農園である。区民農園には休憩施設（クラブハウス）がない農園（22園）と休憩施設がある農園（5園）があり、7年度末現在は合計27園、1,961区画が利用に供されている。

〔農業体験農園一覧〕（17 園） 7年度末現在

名 称	区画数
緑と農の体験塾	143
大泉風のがっこう	125
田柄すずしろ農園	118
イガさんの畑	105
学田体験農園	98
農学校「石泉愛らんど」	160
農業体験農園「緑の散歩道」	135
農業体験農園「どろんこ・わあるど」	125
農業体験農園「栄農くらぶ」	82
農業体験農園「南大泉やさい村」	100
農業体験農園「農の詩」	89
農業体験農園「旬感倶楽部」	109
あーばんあぐりーぱーく石神井台	77
関町グリーンガーデン	109
農業体験農園「百刃の里」	75
農業体験農園「井頭体験農園」	113
農業体験農園「春日の森ファーム」	100
合 計	1,863

注：1 区画の面積はおおむね 30㎡

〔区民農園一覧〕（27 園） 7年度末現在

休憩施設なし	
名 称	区画数
田柄一丁目	235
西大泉二丁目	169
関町南三丁目	95
大泉学園町四丁目	146
南大泉やまぶし	50
関町南三丁目第二	82
中村南一丁目	90
春日町二丁目	38
高松三丁目	38
高松一丁目	30
高野台三丁目	59
羽沢三丁目	48
上石神井三丁目	50
向山二丁目	34
南田中四丁目	119
南大泉三丁目	42
高松一丁目第二	39
東大泉一丁目	54
向山四丁目	76
石神井台二丁目	28
土支田二丁目	112
上石神井二丁目	80
合 計	1,714

注：1 区画の面積はおおむね 15㎡

休憩施設あり

名 称	区画数
西大泉	49
旭町	44
南大泉	48
谷原東	56
谷原西	50
合 計	247

注：1区画の面積はおおむね 30㎡

12 地域住民と農のつながりを深める取組の推進

子どもたちの都市農業への理解を深めるため、全区立小学校において農業者と連携した体験学習の実施を支援している。

●都市農地の保全に向けた取組の推進

1 「農の風景育成地区制度」の活用

都市の貴重な農地を保全し、農のある風景を将来に引き継ぐため、都の独自制度として平成23年8月に創設された。区内では27年6月に「高松一・二・三丁目農の風景育成地区」、元年12月に「南大泉三・四丁目農の風景育成地区」が指定された。

地区指定により、農業者との協力・連携を図ることで、農地の活用を通じた農業者と地域住民との交流が促進され、また都市農地の重要性などについて住民の理解が進み、農のある風景が育まれることが期待される。

区は、2年度から、地区内農業者等による農地保全活動を支援している。7年度は高松地区で、「たかまつ農の風景まつり」を開催し、餅つきや収穫体験、雑煮の配布を行った。南大泉地区では「南大泉with農フェスタ」を開催し、クイズラリーや収穫体験、マルシェ等を実施した。

2 都市農地の保全

都市農地は、安全で新鮮な農産物の生産に加え、防災、食育など多様な機能を有している。しかしながら、都内の市街化区域内農地は、年々減少しており、適切な保全を図っていくことが求められている。

都市農地の減少という共通の課題を抱えた基礎自治体が連携して活動することにより、都市農地の保全に取り組むため、平成20年10月に都内38の区市町からなる都市農地保全推進自治体協議会が設立された。区は、協議会の会長区として他自治体とともに、農地制度や税制度の早期見直しを国に働きかけてきた。27年に「都市農業振興基本法」の制定、29年に「生産緑地法」の一部改正、30年には「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」が施行されるなど、要望事項が着実に実現されてきている。

3 防災機能の周知

区内には、23区で最も多くの農地がある。都市農地には、住宅などが密集している地域で火災時の延焼を防止したり、一時避難スペースを提供したりするなどの機能が期待されている。7年度は、農地の防災機能をより発揮させるため、東京あおば農業協同組合と締結している災害時の協定について、内容の見直しを検討した。

4 生産緑地制度

(1) 生産緑地地区の指定

平成3年4月に「生産緑地法」が一部改正され、区内（市街化区域内）の農地は、保全するものと宅地化するものとに都市計画上明確に区分された。保全する農地は生産緑地地区として指定することになった。

指定された農地は30年間の営農義務と建築制限が課される一方、固定資産税等の減額や相続税の納税猶予など税制特例が設けられている。

29年5月の「生産緑地法」一部改正により、区市町村が条例で定めた場合、生産緑地の指定下限面積を500㎡から300㎡まで引き下げることが可能となった。区は、29年10月に「練馬区生産緑地地区の区域の規模に関する条例」を制定し、下限面積を300㎡とした。

7年9月の生産緑地地区面積は、約156haとなっている。

(2) 特定生産緑地制度の周知・指定

生産緑地は指定から30年経過すると区へ買取申出ができるようになり、区が買い取らない場合に宅地等への転用が可能となる。平成29年5月の「生産緑地法」一部改正により、特定生産緑地制度が創設された。特定生産緑地に指定されると、買取申出が可能となる時期が10年間延長され、以後も10年毎に指定を繰り返す限り税制特例が適用される。同制度は30年4月に施行された。

区は、元年度から、30年を経過する日を近く迎える生産緑地を対象に特定生産緑地への指定手続を進め、7年9月までに特定生産緑地を約135ha指定した。区内の生産緑地を保全するため、特定生産緑地制度について引き続き農業者に周知していく。

(3) 生産緑地の貸借制度の創設

平成30年6月に「都市農地の貸借の円滑化に関する法律（以下「貸借法」という。）」が成立し、それまで実質的に不可能だった生産緑地の貸借について、農業者が経営規模拡大のために生産緑地を借りること等が可能となった。また、農地を所有しない民間事業者が、所有者から直接生産緑地を借りて貸農園を開設することが可能となった。

7年度末現在「貸借法」に基づく貸借は、農業者によるものが24件、民間事業者による貸農園が6件である。

〔農家戸数・農業従事者数および農地面積〕

年次	農家戸数 (戸)	農業従事者数 (人)	農地面積	
			(ha)	生産緑地面積 (ha)
3	415	927	188.6	172.5
4	398	886	182.3	169.7
5	385	859	177.7	162.8
6	368	806	171.3	159.7
7	364	792	166.3	155.7

資料：農家戸数と農業従事者数は「農業経営実態調査」（各年8月1日現在）、農地面積は都税事務所固定資産税課税（各年1月1日現在）、生産緑地面積は各年の告示面積による。

〔地区別農産物生産面積〕 (単位：アール)

品 目		合 計	練 馬	石神井	大 泉
野 菜 類	キャベツ	1,735	289	595	851
	枝 豆	851	335	198	318
	大 根	774	328	181	265
	ブロッコリー	733	324	136	273
	ジャガイモ	573	208	144	221
	トウモロコシ	549	234	90	225
	ネギ	439	165	101	173
	ほうれん草	406	151	127	128
	こまつな	346	106	141	99
	にんじん	313	171	59	83
野 菜 類	トマト	303	94	52	157
	サトイモ	299	119	76	104
	サツマイモ	263	111	36	116
	白 菜	207	74	50	83
	ナ ス	177	63	43	71
	キュウリ	170	79	34	57
	カリフラワー	148	60	33	55
	レタス	97	17	33	47
	いちご	37	16	2	19
	その他野菜類(※1)	1,340	442	289	609
野菜類計		9,760	3,386	2,420	3,954
野 菜 類 以 外	柿	703	139	127	437
	ブルーベリー	654	173	129	352
	みかん	337	99	81	157
	ブドウ	283	116	73	94
	栗	192	20	33	139
	梅	188	16	76	96
	キウイ	79	49	2	28
	その他果樹類(※2)	343	218	25	100
	花 類	810	205	20	585
	植 木	763	178	467	118
野 菜 類 以 外	芝	721	3	53	665
	さつき	27	18	4	5
	その他(※3)	418	125	175	118
	野菜類以外計	5,518	1,359	1,265	2,894
延べ生産面積計		15,278	4,745	3,685	6,848

※1：その他野菜類…南瓜、水菜、玉ねぎ、生姜、たら芽、おくら、竹の子、いんげん、かぶ、絹さや、ふき、ピーマン、うど、しそ、アスパラ、サニーレタス、ハツ頭、なばな（のらぼう） 等

※2：その他果樹類……ゆず、かりん、すもも、レモン 等

※3：その他……………麦、緑肥、茶、牧草 等

資料：農業経営実態調査による調査報告（7年8月1日）

●全国都市農業フェスティバルの開催

元年度に開催した「世界都市農業サミット」の成功をもとに、都市農業に積極的に取り組む自治体や農業者とともに、都市農業の魅力を広く発信し、更なる都市農業振興を図るため、5年度から「全国都市農業フェスティバル」を開催している。

7年度は「全国都市農業フェスティバル2025」を開催し、「買う」「食べる」「体験する」「話す・学ぶ」をテーマとしたプログラムを行った。

- 〔イベント名〕 全国都市農業フェスティバル2025
- 〔開催日〕 7年11月15日（土）、16日（日）
- 〔会場〕 都立光が丘公園、区立光が丘体育館ほか
- 〔参加自治体〕 32自治体
- 〔来場者〕 75,000人



〔全国都市農業フェスティバル2025ポスター〕

54 文化・生涯学習・スポーツの振興

(1) 区民の文化芸術・生涯学習活動を支援する

●文化芸術・生涯学習施策の推進

『ビジョン』に基づき、区の魅力的な文化の掘り起こしや一流の音楽家・芸術家などによる本格イベントの開催など、文化芸術および生涯学習施策のさまざまな取組を進めている。

●文化芸術の振興に関する事業

身近に文化芸術に触れる機会を提供するため、「絵画展示」と「野外彫刻設置」の2つの事業を行っている。

また、地域の魅力を高めるため、区ならではの文化芸術事業を実施している。7年度は、つぎの事業を実施した。

- ・真夏の音楽会
- ・こどもアートアドベンチャー
- ・みどりの風 練馬薪能
- ・ねりまの森の音楽祭

●映像∞文化施策の推進

区では昭和初期から現在に至るまで実写・アニメを問わず映像を作る環境が整っている。こうした状況を背景に、3年11月に「映像∞文化のまち構想」を策定し、区と映像のつながりや映画の魅力を伝える様々な事業を実施した。

1 映画上映会

ねりまの森の音楽祭と同日に映画上映会「ねりぶんシネマ day」を開催し、音楽映画「四月は君の嘘」を上映した。

2 映像文化と教育の連携事業の実施

区内の小・中学校において、映像制作等の体験授業を実施している。7年度は15校で延べ17授業を実施した。

3 映像文化情報の発信

- (1) ねりま映画サロンの配信
日本を代表する俳優による対談動画（第1～6弾）をオンライン配信した。
- (2) ウェブサイト「映像∞文化のまちねりま」
上記対談動画やインタビュー、年表、コラムなど、練馬と映像文化の理解が深まる様々なコンテンツを公開した。

4 ねりま漫画サロンの実施



〔サイトメインビジュアル〕

多くの漫画家が在住している区の特徴を活かし、トークショーやワークショップ、複製原画の展示など、区ゆかりの漫画家と連携したイベントを実施した。

●公益財団法人練馬区文化振興協会

豊かな区民文化の創造と多様な文化の発展に寄与することを目的に、昭和57年9月に財団法人として設立し、その後平成24年4月に公益財団法人に移行した。

地域における自主的な文化芸術活動を促進し、また文化芸術の裾野を広げるため、区内文化団体への活動支援を行うとともに、区民に向けて情報を広く発信している。

練馬文化センター、大泉学園ホール、美術館および石神井公園ふるさと文化館の指定管理者として、魅力ある文化芸術事業の充実に取り組んでいる。

●練馬文化センター

区の文化芸術拠点として区民文化の創造と発展に寄与するため、昭和58年4月に開館した。

7年度は、音楽・伝統芸能などの公演事業、区民の文化芸術活動・団体の支援などを引き続き実施した。（11事業）

1 公演事業

(1) 音楽事業

- ①クラシックコンサート
- ②アトリウムミニステージ
- ③拠点コンサート

(2) 伝統文化事業

- ①能楽公演
- ②能楽講座
- ③小学校狂言師・能楽師派遣事業

2 区民の文化芸術活動・団体の支援に係る事業

- (1) 演奏家等派遣事業
- (2) 舞台芸術支援事業 など

〔練馬文化センターの利用状況〕 7年度

	利用件数（件）（※）	入場者数（人）
大ホール	324	254,107
小ホール	318	87,648
ギャラリー	81	4,534
リハーサル室	1,310	34,318
集会室	607	9,935
計	2,640	390,542

※：延べ利用団体件数

●大泉学園ホール（大泉学園ゆめりあホール）

区民文化の創造と発展に寄与するため、大泉学園駅北口再開発ビル「ゆめりあ1」内に、平成14年2月に開館した。

〔大泉学園ホールの利用状況〕 7年度

	利用件数（件）（※）	入場者数（人）
ホール	510	45,769
ギャラリー	135	10,383
計	645	56,152

※：延べ利用団体件数

●練馬区立美術館

区民の美術に関する知識および教養の向上を図り、区民文化の発展に寄与することを目的に、昭和60年10月に開館した。

美術に関する学識経験者等により構成する美術館運営協議会を設置し、幅広い意見を反映した活動を行っている。

美術館の再整備については、基本構想策定検討委員会の提言をもとに、区民意見反映制度に寄せられた意見等を踏まえ、4年3月に基本構想を策定し、8年1月に実施設計が終了した。

あわせて、7年4月から12月まで、概算工事費や仕様等の妥当性を検証するとともに、工事工程・工法等の検討により事業費の適正化と円滑な事業の実施を図るため、コンストラクション・マネジメントを実施した。その一環として行った建設業界へのヒアリング調査等で、予定の工期では事業者確保の見通しが立たず、本体工事契約の不調リスクが極めて高いとされたことから、7年9月に着工見送りを判断した。

1 展示事業

日本近現代美術を中心に、斬新な視点・切り口で開館以来様々な展覧会を開催している。また、地域に根差した美術館として、区内在住の美術家協会会員の作品を紹介する「練馬区美術家協会展」や、区民の公募作品による「練馬区民美術展」を開催している。

〔企画展〕 7年度

展覧会名	会 期	観覧者数（人）
アートマルシェ2025 「身体で感じる緑とアート」展	9月10日（水） ～9月28日（日） （17日間）	3,710
「ねり美・ふる文コラボ企画 もっと浮世絵で行こ！ 幕末明治の暮らし、娯楽、 事件…」展	1月25日（日） ～3月8日（日） （37日間）	10,124

2 教育普及事業

展覧会関連の企画を中心に各種講座やワークショップを実施している。また、「スクールプログラム」による団体鑑賞等の受入れ、小・中学校の教員を対象に学芸員が作品解説を行う「ティーチャーズデイ」の実施、鑑賞学習教材の貸出しなど、学校との連携を深めている。

3 美術作品の収集

区にゆかりのある優れた作品の収集を行うとともに、幅広い視野から近現代の優れた美術作品を収集している。7年度末の全所蔵数（寄託含む）は8,178点である。

4 美術の森緑地

平成27年3月に美術館の前庭にあたる緑地をリニューアルし、動物彫刻等32体を野外展示している。

●石神井公園ふるさと文化館

区の伝統文化を生かし、新たな地域文化を創造するため、観光振興にも寄与する博物館機能を有する施設として、平成22年3月に開館した。

また、隣接公園内に「旧内田家住宅」（区指定文化財）を移築復元し、建物内部も公開している。

26年4月1日に石神井松の風文化公園管理棟内に分室を設置した。

館の事業には区民サポーター80人が携わり、区民と館を結ぶ役割を担う存在として活動している。7年度は分室を含め延べ202,927人が来館した。

1 展示事業

(1) 常設展

「江戸・東京近郊の暮らし」をテーマに、練馬区の歴史・民俗・伝統文化の特色を伝える展示を行っている。分室では、練馬区ゆかりの文化人に関する展示事業と作家・五味康祐氏が愛用したオーディオの展示などを行っている。

(2) 特別展

区の歴史などのほか、幅広い視野からテーマを設定した特別展を7年度は2回開催した。

〔特別展〕		7年度
展覧会名	会 期	観覧者数 (人)
練馬とアニメーション アニメ製作のいまむかし	6月21日 ～8月11日 (45日間)	5,263
昭和100年 日常の風景 ー太田隆司ペーパーアートの世界ー	9月13日 ～11月3日 (45日間)	6,432

(3) 企画展

収蔵資料などからテーマを決めた企画展を7年度は2回開催した。

〔企画展〕		7年度
展覧会名	会 期	観覧者数 (人)
武蔵野鉄道開通110周年 ー西武池袋線と沿線のあゆみー	4月12日 ～6月8日 (50日間)	9,468
「ねり美・ふる文コラボ企画 もっと浮世絵で行こ！ 幕末明治の暮らし、娯楽、 事件…」展	1月25日 ～3月8日 (37日間)	10,124

(4) わがまち練馬情報コーナー 1・2

区内の自然・名所や、伝統工芸、ねりコレなどの産業情報、区民の創作作品を展示、紹介している。

2 教育普及事業

区の歴史・民俗・伝統文化等に関する講座、季節体験事業などを実施している。分室では、貴重なオーディオを用いて、さまざまなイベントを開催している。

3 資料収集事業

区の伝統文化にかかわる資料を幅広く系統的に収集している。

4 施設貸出し

区民の文化活動の練習・発表の場として、多目的会議室、企画展示室、ギャラリー、展示用ボックス等の貸出しを行っている。

●生涯学習センター

昭和28年に練馬公民館として開館し、平成24年4月に名称を生涯学習センターと変更した。29年度には、生涯学習施設を生涯学習センター分館と向山庭園を合わせた3館体制とし、生涯学習センターを区の生涯学習の中核を担う施設とした。

地域活動を行う人材の基盤づくり、生涯学習を行う団体への支援、生涯学習に関する情報提供を中心とした事業を行っており、施設は区民の自主的な活動場所として利用されている。

1 地域活動を行う人材の基盤づくり

(1) 武蔵大学特別履修生制度

4月から翌年3月までの1年間、武蔵大学で大学生と一緒に授業を履修する制度である。ボランティア活動の経験者、「つながるカレッジねりま」または「練馬Enカレッジ」の受講生もしくは修了生を対象としている。履修料の一部を区と武蔵大学で負担する。7年度の履修生は21人だった。

2 生涯学習団体等の支援

(1) 生涯学習団体届出制度

芸術・文化、市民生活、社会教育、子育て、健康、福祉、レクリエーション、スポーツ等さまざまな分野で活動し、一定の要件を満たす団体を生涯学習団体として登録している。

団体の名簿を公開しており、新たな会員獲得による団体の活性化を支援している。7年度末現在、1,225団体が登録されている。

(2) 団体活動支援

区民文化祭、サークル文化祭、文化団体舞台発表促進事業等の文化活動団体の発表を支援するほか、趣味と仲間づくり講座「縁ジョイ倶楽部」を実施し、新たな会員募集の支援を行っている。

3 生涯学習情報の提供

(1) 区民発出前講座

さまざまな趣味や特技を持つ区民・団体に、講座の企画内容を登録してもらい、地域の団体・サークルに講師として紹介している。7年度末現在で、37講座が登録されている。

(2) 学びと文化の情報サイト（あ・そ・ぶサイト）

学びに関する団体情報や区内で開催されるさまざまな催し等の最新情報を、区民が活動したいときや学びたいときに、いつでも得られるよう情報提供している。

〔各種事業実施状況〕 7年度

事業名	実施状況	
縁ジョイ倶楽部	15講座 延べ556人受講 講演会 1回 126人受講	
盆踊り講習会	2回 延べ123人受講	
練馬児童合唱団	在団生 56人 定期演奏会 1回 761人入場	
サークル文化祭	舞台発表会	2日 延べ583人受講
	作品展	3日 延べ829人受講
区民文化祭	参加団体 18団体 8,391人参加	
寿大学通信講座	書道・俳句 2科目 延べ4,434人受講	
	スクーリング 5回 延べ142人受講	
	書初め展 1回 書道108点 俳句180句 出品	
公開講座	4大学 延べ420人受講	

〔生涯学習センターの利用状況〕 7年度

	利用件数（件）	利用者数（人）
ホール	471	47,443
第一会議室	497	3,664
第二会議室	430	2,897
第一教室	719	10,917
第二教室	509	4,939
第三教室	575	5,719
和室（大）	612	4,788
和室（中）	496	3,777
和室（小）	544	2,747
美術工芸室	424	3,499
視聴覚室	651	9,070
調理実習室	109	1,057
陶芸室	133	364
保育室	278	1,318
合 計	6,448	102,199

〔生涯学習センター分館の利用状況〕 7年度

	利用件数（件）	利用者数（人）
講座室 1	321	3,020
講座室 2	290	1,766
講座室 3	416	2,461
講座室 4	420	3,115
講座室 5	409	4,988
講座室 6	425	2,379
講座室 7	246	1,799
講座室 8（※）	－	－
講座室 9（※）	－	－
和 室	85	447
料理室	12	79
工作室	326	2,651
美術室	375	3,010
音楽室 1	770	8,564
音楽室 2	628	3,981
陶芸室	642	2,232
保育室	9	87
合 計	5,374	40,579

注：学習室利用人数…6,464人
※：講座室 8・9は区事業で利用のため、6年4月1日から貸出を
休止している

●向山庭園

庭園を有する和風の施設である。文芸・茶道・華道・囲碁などの活動場所としてだけでなく、会議や学習の会場としても、広く区民に親しまれている。

平成30年度からは、春に観桜会、秋に観楓会として、コンサート・茶会・いけ花の展示などのイベントを行っている。

管理運営は指定管理者が行い、年末年始を除く通年開園している。

〔向山庭園の利用状況〕 7年度

	利用件数（件）	利用者数（人）
茶 室	621	2,589
和室（第1）	660	2,611
和室（第2）	729	2,960
和室（第3）	534	3,439
多目的室	617	3,025
日本庭園	12	12
庭園見学者	－	55,482
計	3,173	70,118

●学校施設の地域開放推進

学校が地域の核として健全で豊かなコミュニティづくりの場となることを目指して、学校施設を開放している。

- ・校庭開放
- ・学校図書館開放
- ・教室開放
- ・学校体育館開放

●学校施設の一般利用

学校応援団や学校開放運営委員会による施設開放のほかに、学校への事前申請に基づき、区民が一般利用できる。

利用できる施設は、校庭、屋内運動場、教室などのほか、開進第二中学校と大泉中学校に設置しているセミナーハウスがある。

(2) 読書活動を支援する

【関連資料：「練馬区教育要覧」練馬区教育委員会】

●図書館

地域の情報拠点として、図書館資料の収集・貸出しをはじめ、行政情報や地域情報を発信するとともに、区民の読書活動の普及・啓発のため、さまざまな事業を実施している。

また、利用者が求めている資料を的確に探し出し、調査や学習を手助けするためのレファレンスサービスの充実を図っている。

さらに、4年11月に策定した「これからの図書館構想」により、図書館運営の基本理念を「世界につながる 彩り豊かな 知の情報拠点」とし、サービスの充実を図っている。

なお、貫井図書館の再整備については、7年9月に着工見送りを判断した。

1 施設の概要

(1) 図書館（12館）

光が丘、練馬、石神井、平和台、大泉、関町、貫井、稲荷山、小竹、南大泉、春日町、南田中

(2) 分室（1分室）

南大泉図書館分室（こどもと本のひろば）
乳幼児から小学校低学年までの子どもたちと、その保護者を対象としている。

(3) 図書館資料受取窓口（6所）

高野台（生涯学習センター分館内）、豊玉（豊

玉リサイクルセンター内）、石神井公園駅（西武池袋線高架下）、大泉学園駅（リズモ大泉学園4階）、北町（北町地区区民館内）、上石神井（上石神井南地域集会所内）に設置している。

予約した資料の受取と返却および利用登録ができる。また、資料の検索・予約ができる（高野台を除く。）。

2 利用の促進

「東京都公立図書館調査（7年度）」によると、図書館資料の個人貸出点数および、個人予約点数は23区中第1位となっている。

資料の閲覧や貸出しのほか、季節や社会情勢に沿ったテーマの資料を展示するなど、利用者の読書の幅が広がるよう工夫している。加えて、普段馴染みのない本にも興味を持ってもらうため、内容が分からないように本を包装した「本の福袋」の貸出しも行っている。

また、読んだ日、タイトルや感想などを自分で記入することにより、読書記録をつけることができる読書ノートを配布している。

このほか、図書館をより身近に感じてもらうため、生活や趣味に関連した講座や講演会、参加型イベント、バリアフリー映画会や音楽会なども開催し、一部をYouTube練馬区立図書館公式チャンネルで公開している。

3 子どもの読書活動の推進

子どもたちが本に親しみ、生涯にわたり読書習慣を身につけることができるよう「練馬区子ども読書活動推進計画（第五次）」を7年3月に策定した。これにより、発達段階に応じた読書環境を整えるため、さまざまな取組を進めている。

(1) 事業

- ・よみきかせ・おはなし会やおたのしみ会
- ・ブックスタート事業
赤ちゃんと保護者が絵本を介して触れ合えるよう、絵本を手渡す事業
7年度 3,380セット配付
- ・本の探検ラリー
クイズを解きながらさまざまな本と出会い、親しむことができる参加型イベント

(2) ボランティアとの連携

読書活動の担い手の育成に努め、関係団体との連携を図っている。

- ・ボランティアへの講習会の実施
- ・ボランティア団体との協働
- ・地域文庫の活動への助成
7年度 15団体 688冊

〔子どもの読書活動推進に関する催し実施状況〕 7年度

催し名	実施数	参加者数（人）
よみきかせ・おはなし会	1,087回	14,661
乳幼児・児童向け事業	204回	5,747
青少年向け事業	58回	1,086
保護者向け事業	43回	427
子ども読書の日・こどもの読書週間記念行事	24回	875
本の探検ラリー（小・中学校開催）	延べ42校	4,712

4 学校支援

小・中学校への団体貸出し、「ブックトーク」（テーマに沿ってさまざまなジャンルから本を紹介する事業）や「本の探検ラリー」、図書館見学・職場体験の受入れなどを実施し、子どもたちの読書活動を支援している。

- ・各校の学校図書館運営計画に基づく、学校図書館の図書選定の支援や蔵書管理
- ・調べ学習のための資料の提供

5 障害のある人へのサービス

全国の図書館などと連携して点字資料・録音資料の郵送貸出しを行うほか、ボランティアの協力を得て、本や雑誌の録音資料製作や対面朗読サービスを行っている。

また、外出が困難な区内在住の障害者等には、郵送で図書館資料を貸出すサービスを行っている。

そのほか、乳幼児や障害児向けの布の絵本の制作や、聴覚障害児も楽しめる手話つきおはなし会を行っている。

〔サービスの状況〕 7年度

項 目	点数等	
製作録音資料数	138点	
対面朗読実施時間	延べ 1,364時間	
外出困難障害者等資料郵送サービス貸出数	6,275点	
布の絵本制作数	39点	
講習会名	実施数（回）	参加者数（人）
音訳者養成等講習会	13	延べ 135
布の絵本制作講習会	4	延べ 39

6 図書館情報システム

図書館資料の貸出し・返却・予約などの基本的な業務を管理するシステムで、年間約620万点の資料貸出しに対応している。

また、利用者の利便性を高めるため資料検索機や家庭用パソコン・携帯電話等からの資料検索・予約サービス、Eメールによる予約資料の取置き通知サービス等を実施している。

〔予約状況〕 7年度

項 目	点数等
予約点数（個人）	2,155,207点
うちインターネットからの予約	1,915,183点
予約点数に占めるインターネット予約割合	88.9%

7 電子図書館

7年1月からオンラインで電子書籍の貸出や閲覧ができる「ねりま電子図書館」を開始した。電子図書館では、時間や場所の制限がないだけでなく、文字の拡大や、一部には文書読み上げ、色反転が可能な電子書籍があり、高齢者や障害がある人への読書機会の拡大が期待できる。

〔電子書籍導入状況〕 7年度

項 目	点数等
電子書籍コンテンツ数	5,272点
貸出回数	55,262回

〔図書館の利用状況等〕

7年度

館名	種別	個人利用 登録者数 (人)	団体利用 登録数 (団体)	来館者数 (人)	貸出数			貸出予約数		
					個人貸出 (点)	団体貸出 (点)	協力貸出 (点)	個人貸出 (点)	団体貸出 (点)	協力貸出 (点)
光が丘		38,067	187	609,894	977,037	12,518	3,193	277,439	99	1,787
練馬		24,599	158	411,821	547,129	11,168	406	195,875	2,451	442
石神井		21,677	100	302,418	566,157	16,964	1,001	124,916	2,130	1,050
平和台		13,904	151	226,442	440,712	13,824	526	132,067	2,030	557
大泉		13,959	144	259,189	412,610	15,664	628	108,691	7,304	643
関町		14,742	151	266,026	446,625	10,696	297	160,155	1,362	338
貫井		19,082	72	612,634	533,408	6,461	344	187,484	2,481	348
稲荷山		5,327	111	99,574	174,838	14,902	168	45,828	1,275	173
小竹		10,320	81	188,333	329,859	10,562	148	130,359	6,098	181
南大泉		7,886	83	175,891	321,786	3,988	108	93,662	1,905	112
南大泉分室		3,367	18	49,887	109,931	937	14	25,109	8	13
春日町		11,547	143	331,709	425,257	8,884	228	136,953	774	241
南田中		6,950	111	175,180	286,574	7,304	188	82,939	52	194
全館合計		191,427	1,510	3,708,998	5,571,923	133,872	7,249	1,701,477	27,969	6,079
高野台受取窓口		654	—	14,541	40,518	—	—	33,673	—	—
豊玉受取窓口		857	—	23,866	64,122	—	—	53,161	—	—
石神井公園駅受取窓口		3,461	—	76,201	182,722	—	—	152,881	—	—
大泉学園駅受取窓口		4,877	—	63,251	161,694	—	—	132,501	—	—
北町受取窓口		975	—	15,781	36,206	—	—	31,507	—	—
上石神井受取窓口		1,287	—	22,088	58,717	—	—	50,007	—	—
合 計		203,538	1,510	3,924,726	6,115,902	133,872	7,249	2,155,207	27,969	6,079

〔図書館の所蔵資料〕

7年度末現在

館名	種別	図書資料 (冊)	雑誌 (冊)	視聴覚資料 (組)	視覚障害 者用資料 (点)
光が丘		332,458	12,720	21,843	6,449
練馬		147,506	3,009	11,643	1,159
石神井		231,928	2,785	7,982	—
平和台		170,018	3,561	8,353	—
大泉		221,705	3,341	8,258	—
関町		158,239	6,356	7,179	—
貫井		133,045	4,169	6,212	—
稲荷山		91,975	3,265	4,470	—
小竹		85,779	2,272	7,835	—
南大泉		71,002	1,896	4,758	—
南大泉分室		27,036	234	—	—
春日町		115,829	2,638	9,099	—
南田中		104,720	2,260	6,105	—
合 計		1,891,240	48,506	103,737	7,608

(3) 文化財を保存・活用・継承する

●文化財保護の推進

区には、郷土の歴史や自然を伝える有形、無形の文化財が多数ある。

文化財を守るためには、区民一人ひとりの理解と認識を高めることが必要である。区は、かけがえのない文化財を保護・保存するとともに区民に紹介し、文化財に対する理解と認識の向上に努めている。

●文化財の指定・登録

昭和61年3月に制定された「練馬区文化財保護条例」に基づき、同年12月に学識経験者で構成された練馬区文化財保護審議会を設置している。

区指定・登録文化財は、区が事前調査を行い、文化財保護審議会の答申に基づき、所有者の同意を得て指定・登録される。(区内の指定・登録文化財については、巻末資料の240～241ページを参照)

●文化財保護のための主な事業

1 埋蔵文化財の調査・保存・活用

開発行為により、埋蔵文化財（遺跡）の破壊の危険があることから、区では、遺跡等の範囲の確認を行うとともに、その保護・保存に努めている。遺跡消滅の恐れがある場合は、事前に発掘調査等を実施し、記録保存の措置をとっている。

7年度は遺跡地で工事を行う届出が143件、通知が12件あり、遺跡の有無を確認するための試掘・立会調査が98件、発掘調査が4件あった。

出土品の一部は、生涯学習センター分館などに展示している。

2 東京文化財ウィーク参加事業

都の呼びかけによる「東京文化財ウィーク」は、国・都指定文化財の公開を促進する期間である。7年度は10月25日から11月3日までの10日間を中心に、つぎの企画事業を行った。

- ・尾崎遺跡の展示説明会（11月1日 14人参加）

また、石神井公園ふるさと文化館で、つぎの企画事業を行った。

- ・石神井城跡発掘パネル展（11月1日～11月3日）
- ・特別公開「小野蘭山墓誌」（10月25日～11月3日）

3 刊行物の発行

7年度はつぎの刊行物を発行した。

- ・ねりまの文化財（年3回）
- ・埋蔵文化財調査報告40 令和6年度（2024年度）

4 文化財説明板、道標の設置

身近な文化財に対する区民の理解を深めるため、説明板などの設置を行っている。総数は179件で、7年度は既に設置された説明板の修繕2件を実施した。また、道標は29か所に設置している。

5 文化財防火デー

昭和24年1月26日、法隆寺金堂壁画が焼損したことをきっかけとして、毎年この日を中心に全国的に文化財防火運動が行われている。

区では、各消防署と連携しながら、文化財愛護のPRに努めている。7年度は道場寺で一斉放水等の訓練を行った。

6 郷土芸能ねりま座公演

区内で継承されている民俗芸能の普及・発展のために公演を開催している。7年度は8年3月8日に開催し、祭囃子連が4団体出演した。

●文化財保護推進員

文化財の現況を把握し、区民に文化財保護思想の普及・啓発を図るため、昭和63年2月に文化財保護推進員制度を設けた。

文化財の所有者をはじめ多くの区民の協力のもとに、文化財の保護・保存を行っている。

●^{おさき}尾崎遺跡資料展示室

春日小学校建設の際に調査した「尾崎遺跡」の資料展示室を、昭和58年、同小学校内に開設し、出土品約200点を展示している。

(4) 区民のスポーツ活動を支援する

●スポーツ施設の整備

区民のスポーツ活動参加を促進するため、区ではスポーツ施設の整備を進めている。

7年度は、夏の雲公園庭球場照明LED化工事、北大泉野球場場外球防止ネット設置工事等を行った。

7年度末現在、区のスポーツ施設は、体育館7館、プール7か所、成人野球場5面、少年野球場5面、庭球場29面、多目的運動場6面（※）、競技場1面、多目的広場4か所である。

※：石神井松の風文化公園多目的広場を含む。

●スポーツの機会の充実

区のスポーツ施設では、地域のスポーツ団体をはじめ、区民の活発なスポーツ活動が行われている。こうしたスポーツ団体等との協働により、区民スポーツ大会、練馬こぼしハーフマラソンといったイベントや初心者スポーツ教室などを実施している。

〔屋外施設の利用状況〕

7年度

区 分	施設名（面）	利用数（人）
庭球場	豊玉中公園庭球場	23,941
	びくに公園庭球場	5,019
	土支田庭球場	37,269
	夏の雲公園庭球場（※1）	40,784
	大泉さくら運動公園庭球場	20,652
	大泉学園町希望が丘公園庭球場	24,578
	石神井松の風文化公園庭球場	58,580
成人 野球場	学田公園野球場	11,628
	北大泉野球場（※2）	9,305
	東台野球場	19,136
少年 野球場	練馬総合運動場少年野球場	23,530
	荒川河川敷野球場（硬式少年野球）	36,178
運動場等	練馬総合運動場公園（陸上競技場・多目的広場）	76,282
	大泉運動場	43,654
	夏の雲公園多目的広場	—
	大泉さくら運動公園多目的運動場	96,156
	大泉学園町希望が丘公園多目的運動場	55,462
	石神井松の風文化公園多目的広場	38,774
	びくに公園多目的広場	—
	総合体育館東側多目的広場	—

※1：夏の雲公園庭球場は、工事のため8年1月13日から26日まで休場

※2：北大泉野球場は、工事のため7年12月1日から8年3月19日まで休場

〔体育館の利用状況〕

(単位：人) 7年度

施設名 区分	総合体育館	桜台体育館	上石神井体育館	平和台体育館	大泉学園町 体育館	光が丘体育館	中村南スポーツ 交流センター
個人利用	38,155	9,277	47,203	51,653	42,571	(※2)31,273	31,224
登録団体利用	38,336	22,455	26,258	21,366	15,977	18,658	15,289
連盟・SSC	26,654	2,901	9,501	25,079	14,314	23,988	21,439
大会・事業等	18,564	6,695	6,512	9,351	3,077	18,722	912
自主事業	—	—	6,887	3,531	9,092	11,760	32,175
健康体力相談等	—	—	—	—	—	223	—
トレーニング室(※1)	33,312	—	40,877	26,736	45,078	62,657	51,923
合 計	155,021	41,328	137,238	137,716	130,109	167,281	152,962

※1：トレーニング室には説明会参加者を含む。

※2：光が丘体育館の個人利用には屋内ランニングコース利用者を含む。

〔プールの利用状況〕

(単位：人) 7年度

施設名 区分	上石神井体育館 温水プール	平和台体育館 温水プール (※)	大泉学園町 体育館温水 プール	光が丘体育館 温水プール	中村南スポーツ 交流センター 温水プール	三原台 温水プール	石神井プール
個人利用	68,713	55,700	54,701	122,108	121,694	69,985	46,377
登録団体利用	6,235	2,002	4,598	5,926	2,909	13,135	—
連盟・SSC	2,328	4,297	9,855	1,313	16,272	4,432	—
大会・事業等	1,725	72	651	3,605	559	742	—
自主事業	3,750	3,504	—	1,275	6,454	4,385	—
障害者専用コース	883	369	1,523	1,117	723	797	—
合 計	83,634	65,944	71,328	135,344	148,611	93,476	46,377

※：平和台体育館温水プールは、工事のため7年7月15日から10月3日まで休場

〔スポーツ事業〕 7年度

区 分		内容および参加人数 (人)	
各種大会	区民スポーツ大会	35種目	17,963
		総合開会式	490
	東京都スポーツ大会	29種目	450
	スポーツフェスティバル 東京	13種目	177
	城北地区競技会	5 種目	202
	都民スポレクふれあい大会	3 種目	36
	城西ブロックスポーツ交流大会	5 種目	226
	練馬区ポッチャ交流大会 2025	リーグ戦 9月24日 トーナメント戦 10月22日 光が丘体育館	147 80
	ポッチャねりまカップ 2025	リーグ戦 12月14日 トーナメント戦 1月25日 光が丘体育館	48 40
	区民歩行会	1月31日 大磯町	27
野外活動	親子アウトドア体験	9月28日 光が丘公園	31
	初心者スポーツ教室	31種目72教室	4,524
	夏休み水泳教室	3 館	124
	スポーツ・レクリエーション教室	6月22日、7月13日 大泉特別支援学校、 大泉学園町体育館	58
	ねりっこダンス教室	谷原	83
		平和台	28
	少年少女スポーツふれあいひろば	2月14日実施	52
スポーツの日記念行事		10月13日実施 光が丘体育館ほか6会場	10,744

●地域スポーツ指導者等の育成

スポーツ実施率を更に高めるため、多様なスポーツへの要望に応じられるよう、質の高い指導者等の育成に努めている。

1 スポーツ推進委員

区内でのスポーツ推進のため、スポーツ事業の実施に係る連絡調整やスポーツに関する指導と助言等を行っている。7年度末現在、17人のスポーツ推進委員が活動している。

区民歩行会や小学生を対象としたアウトドア事業など、さまざまなイベントの実施を通して、区民にスポーツをする楽しさを伝え、参加へつなげている。また、区内スポーツ関係団体が連携して実施するスポーツイベントの連絡調整および運営や、パラスポーツに係る取組も行っている。

2 スポーツリーダー養成講習会

スポーツリーダー養成講習会を開き、修了者に対して認定を行っている。7年度末現在、454人が認定を受けている。

●総合型地域スポーツクラブ

総合型地域スポーツクラブ（SSC）は、地域の人々が中心となって運営し、子どもから高齢者まで幅広い年齢層が交流できる点に特色がある。

7年度末現在、7つのクラブが区立体育館に活動拠点を設け、会員制による運営を行っている。

〔総合型地域スポーツクラブ（SSC）〕 7年度

クラブ名 (通称名)	設立年月日	主催・共催 事業参加者数 (人)
NPO法人SSC谷原アルファ (SSC谷原)	平成14年8月24日	20,186
NPO法人スポーツコミュニティー桜 (SSC桜台)	平成14年9月5日	5,081
NPO法人スポーツクラブホワイエ 上石神井 (SSC上石神井)	平成14年12月17日	11,232
NPO法人総合型地域スポーツ クラブ平和台 (SSC平和台)	平成14年10月4日	23,285
NPO法人光が丘総合型地域 スポーツ・レクリエーションクラブ (SSC光が丘)	平成14年9月10日	12,118
NPO法人コミュニティネットSSC 大泉 (SSC大泉)	平成14年8月13日	42,580
NPO法人豊玉・中村地域スポーツクラブ クラブブラッツ (SSC豊玉・中村)	平成21年2月21日	20,688

●練馬こぶしハーフマラソン

区民の健康・体力の更なる増進と地域スポーツの振興、練馬の魅力の発信を目的として、平成26年度から30年度まで毎年開催していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、元年度から3年度まで開催を中止した。4年度から再開し、7年度は第9回大会として、「練馬こぶしハーフマラソン2026」を8年3月22日に開催した。

満開のこぶしや桜を楽しみながら幹線道路を走行できるコースや、沿道からの途切れない応援が大会の特色であり、参加者から高い評価を得ている。

〔練馬こぶしハーフマラソン ロゴ〕
区の木である「こぶし」の花がデザインされている。



〔開催状況〕

ハーフマラソン種目

	開催日	開催時 天気	エントリー 数	当日 出走者数	完走者数 (完走率)
第5回	31.3.24	晴	5,433人	4,764人	4,512人 (94.7%)
第6回	5.3.26	雨	5,442人	4,361人	4,182人 (95.9%)
第7回	6.3.24	曇り	5,317人	4,672人	4,554人 (97.5%)
第8回	7.3.23	晴	5,337人	4,734人	4,507人 (95.2%)
第9回	8.3.22	晴	5,412人	4,812人	4,632人 (96.3%)

マイルラン種目

	エントリー数		当日出走者数	
	中学生 の部(※)	小学生と ペアの部	中学生 の部(※)	小学生と ペアの部
第5回	58人	342組 684人	53人	303組 606人
第6回	—	445組 890人	—	328組 656人
第7回	—	379組 758人	—	349組 698人
第8回	—	447組 894人	—	408組 816人
第9回	—	437組 874人	—	403組 806人

※：第6回から中学生の部は廃止

京2025デフリンピックパネル展」では、デフリンピックやデフ日本代表選手の紹介、デフリンピック缶バッジの配布を行った。

●デフリンピック開催に合わせた機運醸成の取組

7年11月に「第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025」が開催されたため、7年度は大会への興味・関心を深めてもらえるような取組を行った。

4月の「照姫まつり」や10月の「練馬まつり」では、区ゆかりのデフ日本代表選手が出演している「練馬区障害者の意思疎通の促進と手話言語の普及に関する条例」の動画を放映し、条例の普及啓発やデフリンピックの紹介を行った。

10月の「ねりまスポーツひろば」（練馬まつり同時開催事業）および同日夜に開催した「ねりまランタンナイト」では、区内在住のデフ卓球女子日本代表選手を招き、トークショー、デモンストレーションの実施および区長とともにセレモニーに登壇し、デフリンピック開催のPRを行った。

スポーツ情報誌「ねりすば」第29号（10月発行）では、デフリンピックに関する記事を掲載し、区ゆかりのデフアスリートを紹介した。

11月の「ねりすばフェスティバル」では、区ゆかりのデフサッカー男子日本代表選手を招き、トークショーやデフサッカー体験教室を行った。また、「東

55 練馬の魅力づくりと練馬ならではの観光の推進

(1) 練馬の魅力の発信

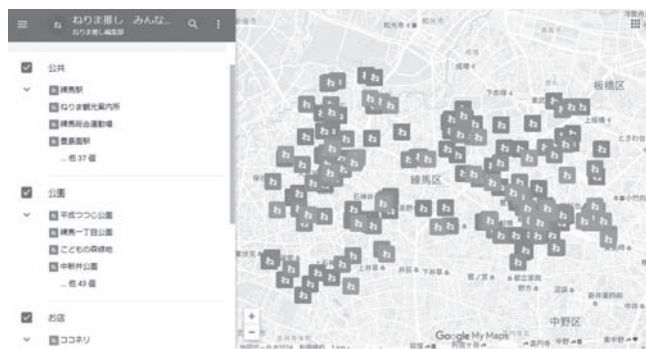
●広報キャンペーンの実施

Instagram「ねり丸の#ねりま推し」を活用した区の魅力の発信

5年4月に、区民とともに練馬の魅力を発掘・発信するためInstagram「ねり丸の#ねりま推し」を開設した。7年度はInstagramを通じて区の魅力発信を行うほか、新たに創設したクラウドファンディング型の寄付メニューを周知するため、区ゆかりの著名人を起用したショート動画3本を、区公式SNS等で配信した。



〔Instagram「ねり丸の#ねりま推し」〕



〔ねりま推し MAP〕

●スタジオツアー東京の開設に合わせた練馬の魅力発信

区外からの来訪者の区内周遊を促進するため、野菜・果実の収穫体験や牧野記念庭園、美術館等を巡る「区内周遊ツアー（ようこそ練馬ぶらり旅）」を実施し、延べ2,249人の参加があった。

(2) 「練馬ならではの観光」の推進

●練馬の魅力を体感できる仕組みづくり

1 観光案内板の設置

区内にある西武池袋線、西武新宿線、西武有楽町線、都営大江戸線、東京メトロ有楽町線・副都心線、東武東上線の各駅（20駅）に1基ずつ観光案内板を設置している。区内観光スポット、名所、区立施設などを紹介することで、区民や来訪者に練馬区の魅力を発信している。観光案内板には、地図情報のほか、練馬区ゆかりのアニメを活用し、区の魅力を発信している。

2 練馬の魅力の発信

区公式アニメキャラクター「ねり丸」や練馬区ゆかりのアニメを活用し、区の魅力に関する情報を区内外に発信している。

7年度は区内4か所に設置している東映、東映アニメーションの人気キャラクターをデザインしたマンホールのマンホールカードを観光案内所等で配布し、区内周遊を促進している。

3 ねりま観光センターの運営

区は、（一社）練馬区産業振興公社ねりま観光センターに、事業費等の補助を行うとともに、連携して観光振興事業を展開している。ねりま観光センターが7年度に実施した主な事業は、「ねりコレ2026」の募集および認定、体験型観光ツアーの実施、「練馬カプセル」等の観光ガイドの作成・配布およびねり丸グッズの制作・販売などである。また、区が区内2か所に設置した観光案内所の運営を行っており、観光スポットやイベントなどの情報発信のほか、「ねりコレ」等区内名産品の販売を行っている。

〔観光案内所利用状況〕

7年度

名 称	利用者数（人）
ねりま観光案内所	75,319
石神井観光案内所	55,383

(3) 練馬の魅力を感じるイベントづくり

区民や区外からの来場者が参加・交流し、練馬の魅力を実感できる機会を創るため、区の2大まつりである練馬まつり・照姫まつりを開催している。

また、ジャパンアニメーション発祥の地である大泉地域において、アニメをはじめとした映像文化資源を活用したイベントを開催している。

●第48回練馬まつり

練馬駅北口およびマロニエ通り周辺を会場に、出展やステージイベントのほか、区民・産業プラザで「練馬産業見本市」や練馬総合運動場公園で「ねりまスポーツひろば」を同時開催した。

〔開催日〕 7年10月19日（日）

〔場 所〕 練馬駅北口およびマロニエ通り周辺

〔来場者〕 約50,000人

- 〔概 要〕 ・ステージ
・各種出展
・車両展示
・ヘブンアーティストによるパフォーマンス
・ヒーローショー
・映画「あしたのジョー劇場版」上映
・トークショー
・サイエンスショー

〔主 催〕 練馬まつり推進協議会



〔第48回練馬まつりポスター〕

●第38回照姫まつり

華やかな時代衣装を身にまとった照姫を中心に、勇ましい鎧姿の武者などで構成された約100人が照姫行列を行った。

〔開催日〕 7年4月20日（日）

〔場 所〕 都立石神井公園および西武池袋線石神井公園駅前とその周辺

〔来場者〕 約54,000人

- 〔概 要〕 ・照姫行列・出陣式・帰還式
・ステージ
・各種出展
・チャンバラ合戦・戦国ワークショップ

〔主 催〕 照姫まつり推進協議会



〔第38回照姫まつりポスター〕

●アニメプロジェクトin大泉2025

大泉学園駅北口周辺の各会場で、アニメをはじめとした映像文化資源を活用したイベントを開催した。

〔開催日〕 7年5月18日（日）

- 〔場 所〕 ・大泉小学校・大泉図書館・妙延寺
・大泉風致地区公園
・東映アニメーションミュージアム

〔来場者〕 約16,800人

- 〔概 要〕 ・キャラクターショー
・アニメーション上映会
・トークショー

〔主 催〕 アニメプロジェクトin大泉推進連絡会



〔アニメプロジェクトin大泉2025キービジュアル〕

(4) 風を感じるまちづくり

●散策しやすいまちづくり

区では、都市計画道路や生活幹線道路などの新設に当たり、バリアフリー化を図っている。併せて、地域の景観に配慮した緑化、無電柱化、街路灯などの施設整備による道路の質の向上を図り、安全・安心で散策しやすいまちづくりを進めている。

56 平和と人権の尊重、男女共同参画の推進

(1) 平和を尊ぶ心を育む

●平和推進事業

平和を尊ぶ心を育み、人々へ伝えていくため、昭和58年に「非核都市練馬区宣言」を行い、区立施設に「非核都市練馬区宣言パネル」を設置している（宣言文は裏表紙参照）。また、平成7年に光が丘公園内に「平和祈念碑」を建立し、平和への願いを発信している。

1 平和祈念コンサート

音楽や戦時体験の講演等を通して世界の恒久平和を祈念しようという趣旨で、平成4年度から実施している。

7年度は、8月1日に練馬文化センターで開催した。出演者は、田中拓也（サクソフォン）、中野翔太（ピアノ）。音楽演奏のほか、戦時中、現在の練馬区小竹町に居住していた西村昭彦氏が、食べ物に苦労した当時の生活や空襲の体験、疎開先での暮らしについて語った。また、友好都市である中国北京市海淀区、オーストラリア・イプスウィッチ市から送られた平和への思いを込めたメッセージを披露した。

2 平和祈念パネル展

7年8月1日から19日まで、石神井公園ふるさと文化館および区役所アトリウムで、東京大空襲、原爆、戦時下の練馬等を写したパネルやポスターを展示した。

(2) 人権の尊重と男女共同参画を進める

●人権尊重の理解を深めるための啓発

平成28年に「障害者差別解消法」、「部落差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が、30年には都が「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」を施行し、多様な個性を持った人々が、違いを認め合い、自由に参画し、支え合う社会を作るための法令整備が行われている。

しかし、いじめや虐待、配偶者による暴力など、相手の人権を考えない行為が後を絶たず、また、公共施設への差別的な落書き、街頭宣伝でのヘイトスピーチなど外国人や同和問題に対する差別行為が発生している。

5年に区が実施した「人権・男女共同参画に関する意識と労働実態調査」では「人権侵害や差別を受け

た経験がある」と答えた区民の割合は、34.1%であった。区はそれらを踏まえ、差別を許さないという認識のもと、周知・理解促進に取り組んでいる。

1 人権啓発事業

(1) 人権週間行事

毎年12月の人権週間に合わせて、講演や映画の上映、中学生による人権作文の朗読等を行っている。7年度は、戦場カメラマンの渡部陽一氏による講演「戦場の現場から祈りを捧ぐ ～命の大切さ お互いを愛し、敬いあうこと～」と、映画「チョコレートな人々」の上映、人権作文の朗読を練馬文化センターで行い、参加者数は408人であった。

また、区役所アトリウム、男女共同参画センターえーる、春日町図書館で女性や子ども、犯罪被害者やその家族等、さまざまな人権問題についてパネルやポスターを展示した。

(2) 人権セミナー

さまざまな人権問題に関して正しい知識を持ち、人権を意識して行動できるようにするため、人権セミナーを開催している。7年度は、講演2回、フィールドワーク1回、映画上映1回を行い、参加者数は延べ157人であった

(3) 啓発DVDの貸出し

団体の研修会や個人等に対し、同和問題等の啓発DVDを貸し出している。

(4) 区報による啓発

毎年、5月3日の憲法記念日と12月の人権週間にあわせ、人権についての啓発記事を掲載している。

(5) 啓発用小冊子の配布

20歳を迎える区内在住者に向けた人権啓発として、小冊子「自分らしくGO!!!」を作成し、「二十歳のつどい」で配布した。

(6) L G B T等の理解啓発

性の多様性の理解促進のため、L G B Tパネル展を実施した。

2 犯罪被害者等支援施策の総合的推進

平成21年3月に「練馬区犯罪被害者等支援基本方針」を策定し、犯罪被害者等支援施策の総合的推進を図っている。

区の窓口での二次的被害を防止する取組として、22年2月に「犯罪被害者等支援の手引」を作成した。

さらに、3年度には「窓口対応力向上の手引」への掲載により、犯罪被害者等の立場を理解し適切な対応を行うことを職員へ周知した。

7年度の人権パネル展は、区内三警察署および（公社）被害者支援都民センター協力のもと、犯罪被害者等支援に関する展示を拡大し、区内3か所で行った。

3 職員研修の充実

職員がさまざまな人権問題を正しく認識し、職務を行ううえで適切な対応が行えるよう、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」および「練馬区職員研修実施計画」に基づき、職員研修を実施している。

4 厚生文化会館の人権尊重に関する事業

住民相互の交流や高齢者・児童の福祉を増進するとともに、人権尊重活動を推進するため、昭和48年4月に厚生文化会館を開設した。地域住民の身近な施設として親しまれ、相互交流を深めるために、「けやきまつり」等の事業を行っている。

施設には、集会室、敬老室、児童室および学童クラブのほか、人権図書コーナーがあり、人権に関する資料・図書の収集、貸出しを行っている。

区および地域住民等で構成する、厚生文化会館運営協議会を設けている。

●第6次練馬区男女共同参画計画

性別、人種、年齢、職業や働き方、価値観など、人と人との違いを認め合い、自らの希望に沿った生き方を選択できる社会を目指し、「第6次練馬区男女共同参画計画～一人ひとりが自由に輝くまちプラン～（計画期間7～11年度）」を7年3月に策定した。

計画は、「男女共同参画社会基本法」の定める「市町村男女共同参画計画」であるとともに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に定める「市町村基本計画」、「女性活躍推進法」に定める「市町村推進計画」に該当するものである。

公募区民、団体代表や学識経験者などで構成する男女共同参画推進懇談会が、区内における女性活躍推進等に関して検討を行っている。7年度は、「第5次練馬区男女共同参画計画」の実施結果について審議した。

●男女平等意識を高める啓発事業

1 男女共同参画の集い・ねりまフォーラム

男女共同参画を広く区民に理解してもらい、自分自身の問題として考えてもらうために開催している。平成10年度から、公募区民による実行委員会の企画・運営により実施している。7年度は、日本大学芸術学部で映画「ずっと独身でいるつもり？」の上映と映画監督のふくだもこ氏の講演会を開催し、参加者数は84人であった。

2 女性の日・男女共同参画週間・国際男性デー

4月10日の「女性の日」、6月23日から29日までの「男女共同参画週間」、11月19日の「国際男性デー」にあわせ、女性の活躍やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）など、男女共同参画に関する理解を深めてもらうためのパネル展示を行っている。

3 啓発冊子の発行

男女共同参画情報紙「MOVE」（年2回発行）において、テーマ「第6次練馬区男女共同参画計画」（Vol.57）、「DV」（Vol.58）を特集し、また「女性手帳」等の冊子を発行した。



〔男女共同参画情報紙「MOVE」〕
Vol.57
特集「第6次練馬区男女共同参画計画」

●配偶者等暴力被害者への支援と性暴力等の防止

1 練馬区配偶者暴力相談支援センターの運営

平成26年5月から練馬区配偶者暴力相談支援センターを運営している。

配偶者暴力相談支援センターが持つ各機能（相談、一時保護、DV証明書の発行、生活支援等）を総務部人権・男女共同参画課と福祉部の各総合福祉事務所が担いつつ、関係各課と連携して被害者支援に取り組んでいる。

2 女性や若年層への暴力等の防止に関する啓発

(1) 女性に対する暴力をなくす運動

11月12日から25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの女性に対する暴力をなくす運動実施期間に、女性の人権尊重のための意識啓発や教育の充実を図る啓発事業を実施している。

7年度は区役所本庁舎および男女共同参画センターで、配偶者からの暴力や性犯罪・性暴力被害防止の啓発パネルを展示し、合わせて相談窓口を記載したリーフレットの配布を行った。

男女共同参画センターでは、女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンにちなみ、パープルライトアップも実施した。

(2) 啓発用小冊子の発行

20歳を迎える区内在住者向けに、ハラスメントやデートDV等の啓発小冊子の配布や、小学校1

年生の保護者向けに、子どもの性暴力被害についてのリーフレットをsigfyで配信した。

(3) 出前講座

中学生を対象とした「デートDV防止講座」を区立中学校2校で実施した。

●男女共同参画センターの運営

男女共同参画センターは、昭和62年4月、女性が学び、活動し、交流することにより、女性問題の解決に寄与することを目的に、婦人会館として開館し、平成3年には練馬女性センターに改称した。

22年4月からは、男女共同参画社会の実現を目指す拠点施設として男女共同参画センターに名称を変更した。

なお、20年4月に、区民公募により施設の愛称を「えーる」と定めた。

施設には、会議室、視聴覚室、和室、研修室、録音室、相談室、図書・資料室、団体等の交流コーナー、授乳コーナーなどがあり、施設の貸出しも行っている。また、センターで実施する講座に子どもを持つ区民が参加しやすいよう、保育室を設置している。

30年4月には女性のための就活応援コーナーを開設し、就職活動に役立つ資料を揃えている。

3年1月には視聴覚室および会議室、4年4月には図書・資料室、5年9月には全部屋に無料Wi-Fiを整備した。

また、広報紙「えーるだより」を年4回発行している。

〔事業実施状況〕

7年度

事業名	講座数	回数 (延べ)	参加者 (延べ)	保育人数 (延べ)
男女共同参画講座	18	37	458	51
区民企画講座	8	12	176	5
出前講座	5	6	500	—
映画上映会	2	3	78	2
デジタルスキル習得講座(※)	—	—	500	—

※：就労等を目指し、オンラインでデジタルスキルを半年間程度学ぶ(3コース)。

〔施設利用状況〕

(単位：人) 7年度

施設	利用者
会議室	7,838
視聴覚室	14,521
和室(大)	5,369
和室(小)	3,677
第1研修室	8,783
第2研修室	6,051
第3研修室	6,620
録音室	4,220
保育室	7,850
合 計	64,929

1 えーるフェスティバル

男女共同参画について知識を深める機会にするとともに、日頃、センターで活動するサークルの成果の発表と、区民が自由に参加・交流できる場の提供を目的として、毎年6月に実施している。

7年度は、「みんなで！ふれてみよう！」をテーマに、6月7日から8日まで開催し、延べ1,334人が参加した。

〔特別講演会〕

- ・挑戦する勇気 ～背中を押してくれた大切な人の言葉～(落語家 林家つる子)

〔ワークショップ〕

- ・わたしにもあるかも？ アンコンシャスバイアス(無意識の思い込み)
- ・在宅避難のススメ ～よいドン！備えと心構え～
- ・ありのままのあなたに
～絵本の読み聞かせ&工作ワークショップ～

2 図書・資料室

男女共同参画の推進に係る図書の貸出しや、行政資料の閲覧ができ、学習に関する読書相談にも応じている。また、子育て中の保護者を対象とした保育付きブックタイム事業を実施している。7年度は毎月1回実施したほか、区立図書館12館で実施し、参加者は保護者延べ123人、子ども延べ140人であった。

また、情報ライブラリーニュース「すてっぷ」を隔月に発行している。平成18年4月に創刊し、6年4月に内容を見直し、「すてっぷ+」としてリニューアルした。

〔所蔵資料〕

7年度末現在

種 別	数 量
図 書	13,694 冊
行政資料	1,669 冊
各種団体資料	490 種
雑 誌	14 誌
新 聞	7 紙

〔図書・資料室の利用状況〕

7年度

開館時間	利用登録者	貸出図書	読書相談
午前9時から午後9時30分まで (読書相談は午後5時まで)	940人	7,180冊	52件

3 相談室

専門の相談員が、さまざまな相談に応じている。

〔相談室開設状況〕

7年度

相 談	相談日 (※2)	件数 (件)
総合相談	毎 日	5,278
性的マイノリティに関する相談	第3土	13
男性のための相談	第2火	13
心の相談 (※1)	月～土	343
配偶者等の暴力 (DV) に対する 専門相談 (※1)	月・水・金	223

※1：予約制
※2：年末年始および施設点検日を除く。

第6章

区民とともに区政を進める

- 61 地域コミュニティの活性化と協働の推進 224
- 62 多文化共生、国際・都市交流の推進 229
- 63 区政改革の推進 231



ねりま協働ラボ事業実施の様子

61 地域コミュニティの活性化と協働の推進

(1) 区民の自主的な活動を尊重した支援と連携

●町会・自治会の活動支援

区内には245の町会・自治会があり、区政の最大のパートナーとして、行政情報の周知や公設掲示板等の管理など幅広く区の事業に協力している。防犯・防災対策、環境保全対策、住民同士の交流など、さまざまな活動を通じて、まちの安全・安心に貢献している。

また、区全体の町会・自治会の連絡調整を図るため、町会連合会がある。町会連合会では、区内の17地域に支部組織を設置し、区との意見交換や町会・自治会同士の情報交換を行っている。

区は、町会・自治会の活動の支援として、加入促進のためのリーフレット、取組事例を紹介した「これからの町会・自治会運営のヒント集」、担い手の負担軽減を目的とした「町会・自治会運営ハンドブック」および集合住宅入居者に対して加入促進を行う際の事例等をまとめた「集合住宅における加入促進ハンドブック」の作成・配布をしている。そのほか、ホームページの開設・運用、活動費の補助、活動保険への加入、町会掲示板や会館の建替えおよび修繕等に対する補助を行っている。

また、加入率の低下や担い手不足など、町会・自治会が抱える運営上の課題に対応するため、7年度から「町会・自治会コンサルタント派遣事業」を開始した。専門的な知識を有するコンサルタントが、団体ごとの状況に応じて課題整理や具体的な改善策の提案などを行い、町会・自治会の持続可能な運営体制づくりを伴走支援している。

●町会・自治会のデジタル活用支援

町会・自治会における情報発信や加入案内へのデジタル活用を進めるため、それぞれの団体が抱える課題やニーズを個別に聴き取り、その団体にあったSNSツールの使い方を提案するなどの支援を行っている。

7年度は、町会・自治会のデジタル担当者を対象としたホームページやLINEの利用、キャッシュレス決済に関する講習会および意見交換会を実施した。併せて、先進的な取組を行う町会・自治会のデジタル担当者を他町会に派遣するなど、デジタル活用の運用支援を行った。

また、新たにデジタル活用に取り組む団体への支援を行うため、練馬区町会・自治会デジタル活用促進補

助金を新設した。さらに、デジタル活用に取り組んでいる団体の事例をまとめた「町会・自治会デジタル活用事例集」を作成・配布し、デジタル活用の導入を促進している。

●地域活動団体の支援

区内には、自分たちの暮らす地域を良くしようと、NPOやボランティアグループ等の地域活動団体が数多く活動している。こうした地域活動がより活発に行われるよう支援するため、情報紙「ねりま地域活動ニュース」の発行（毎月1回）、ホームページの運用、団体活動に関する講座等を行っている。

また、地域活動の魅力の紹介や参加のきっかけを提供するとともに、団体同士の協働を促進するため、「練馬つながるフェスタ」を開催している。7年度は、5か所の地域会場とメイン会場の区民・産業プラザで、ワークショップ、団体の自主生産品の販売等を行った。82団体が参加し、延べ約2,600人の来場があった。併せて、図書館など8か所の区立施設で団体の活動を紹介するパネル展を行った。

●区民協働交流センター

区民の自主的な地域活動の支援と協働を推進するため、地域活動に関する相談に応じるとともに、活動の場、情報発信・収集の場を提供している。

〔利用状況〕

・相談数	324件
・情報コーナー利用数	1,361件
・作業コーナー利用数	2,623件
・交流コーナー利用者数	20,012人

●相談情報ひろば

身近な地域の日常生活上の相談窓口、地域情報などの提供、住民同士の交流の場として、10か所で開設している。町会・自治会やNPO等の地域活動団体が、それぞれ特性を活かして運営しており、区は、運営費および会場費に対する補助を行っている。

●地域情報コーナー

町会・自治会や地域活動団体の情報発信の場として、地区区民館、地域集会所等17か所に設置している。7年度は47件の利用があった。

●ねりま協働ラボ

区民の自由な発想から生まれたアイデアを区と協働して具体化する「地域おこしプロジェクト」を「ねりま協働ラボ」として新たに展開している。

区内で活動する地域活動団体等による協働の力で、地域課題の解決に取り組むアイデアを募集し、7年度から2つのコースで事業を開始した。未来創造チャレンジは、地域活動団体等が主体となり、区と協働して地域課題の解決に取り組む事業で、3年間で最大300万円の補助金を交付するほか、区職員との協働、専門家による伴走支援等を行う。コラボチャレンジは、複数の地域活動団体等が協働して地域課題の解決に取り組む事業で、1年間で最大30万円の補助金の交付等を行う。7年度は未来創造チャレンジ1事業、コラボチャレンジ5事業を支援した。また、8年度に向け事業の募集を行い、未来創造チャレンジ1事業、コラボチャレンジ5事業を採択した。

●つながるカレッジねりま

地域のために活動したい区民を後押しするため、「パワーアップカレッジねりま」や「練馬E nカレッジ」など既存の事業を再編し、新たに「つながるカレッジねりま」を2年度から開講している。

福祉・防災・農・みどりの4つの学習分野のほか、地域を知るための共通講座を実施している。共通講座をはじめ、一部のコースの講義では、オンライン配信を行った。また、「つながる窓口（区民協働交流センター内）」やポータルサイトを設け、受講者・修了者の学びや地域での活動をサポートしている。

●地区祭補助事業

青少年育成地区委員会、町会・自治会等地域のさまざまな団体を母体として組織された17地区の地区祭実行委員会に対して補助金を交付している。

7年度に行われた地区祭は12地区23会場で、52,734人が参加した。

〔実施状況〕

7年度

分野	コース		実施 (回)	参加 (延べ人)
福祉	福祉コース		30	533
防災	防災コース		8	149
農	農の学校初級コース		24	337
みどり	コミュニティ・ガーデナーコース		12	259
	ねりまの森 維持管理コース	樹木管理専攻	6	72
		草地管理専攻	6	79
		共通講座		4

(2) 地域活動を支える機会・場の充実を行う

●活動と交流の場の提供

1 地区区民館

地域住民の相互交流や自主活動を促進し、子どもから高齢者までが利用できる施設である。7年11月に貫井地区区民館を廃止し、現在21館を開設している。

運営は、区民参加と協働の観点から、地域住民で構成する運営委員会に順次委託を進め、平成24年度までに全ての館で委託を完了した。

今後は、「練馬区公共施設等総合管理計画」に基づき、これまで以上に世代にとらわれず広く地域の区民が交流できるよう機能の転換を図るとともに、エレベーターの設置などバリアフリー化を進めていく。

地区区民館の各種事業については、館だよりやホームページ等で情報発信している。

2 地域集会所

地域住民の相互交流および自主的活動の場を提供する身近な集会施設である。平成21年度からは出張所併設の区民館を地域集会所に移行し、29年8月までに29か所を開設した。7年11月に貫井地域集会所を開設し、30か所となった。

運営は、地域住民で構成する管理運営委員会に委託しているところと、練馬区シルバー人材センターに委託しているところがある。

〔地区区民館利用状況〕 (単位：延べ人) 7年度

施設名	個人利用						団体利用	計
	児童利用	高齢者利用	一般利用	学童クラブ	ぴよぴよ	個人利用計		
豊玉北	8,349	5,815	139	－	－	14,303	30,449	44,752
高松	9,755	580	336	7,098	－	17,769	14,158	31,927
桜台	21,082	962	669	7,154	－	29,867	29,671	59,538
北町	12,057	505	1,131	－	－	13,693	75,499	89,192
早宮	11,926	1,932	277	－	－	14,135	32,703	46,838
下石神井	6,599	929	812	2,543	－	10,883	30,991	41,874
富士見台	8,437	3,349	818	－	－	12,604	45,797	58,401
北町第二	8,930	1,202	413	－	－	10,545	37,768	48,313
氷川台	20,951	1,119	711	11,084	－	33,865	43,182	77,047
大泉学園	6,171	546	465	－	－	7,182	25,640	32,822
北大泉	7,766	4,956	240	－	－	12,962	36,820	49,782
旭町南（※1）	15,511	9,506	29,451	－	－	54,468	120,399	174,867
東大泉	6,737	2,387	819	－	－	9,943	62,957	72,900
田柄	11,915	3,387	524	－	8,625	24,451	45,789	70,240
西大泉（※2）	1,100	328	7	－	－	1,435	7,431	8,866
関町北	10,442	1,391	2,208	－	－	14,041	51,241	65,282
春日町南	11,397	1,824	430	－	10,386	24,037	29,603	53,640
立野	7,746	947	440	－	8,103	17,236	50,341	67,577
南大泉	11,800	2,696	287	－	－	14,783	51,705	66,488
旭町北	6,441	747	111	－	－	7,299	34,396	41,695
光が丘（※1）	9,294	2,435	1,109	－	－	12,838	64,957	77,795
計	214,406	47,543	41,397	27,879	27,114	358,339	921,497	1,279,836

※1：旭町南地区区民館の一般利用・団体利用と光が丘地区区民館の団体利用は、特別施設利用者数を含む。

※2：西大泉地区区民館は、7年6月から8年9月30日（予定）まで大規模改修工事のため休館。

〔地域集会所利用状況〕

7年度

施設名	利用件数 (件)	利用者数 (延べ人)
石神井台	2,586	19,476
上石神井北	3,018	15,127
南田中	1,771	14,193
谷原	1,191	9,662
旭丘	2,383	18,438
中村	2,549	16,290
向山	2,967	11,490
土支田	3,117	14,727
大泉町	1,785	8,715
高野台	3,784	18,454
大泉学園町	2,129	11,241
三原台	2,557	12,784
北町	2,289	9,593
東大泉	3,002	16,943
小竹	2,117	14,386
石神井台みどり	3,756	16,830
関町	2,862	15,700
大泉北	1,615	10,321
旭町	825	4,305
田柄	2,202	17,898
南大泉	2,214	15,526
上石神井南	4,170	26,232
土支田中央	2,295	35,646
東大泉中央	4,555	23,028
早宮	2,871	16,652
桜台	7,299	42,641
春日町	2,353	17,729
練馬高野台駅前	1,346	18,498
豊玉	1,935	15,483
貫井	2,287	16,281
計	79,830	504,289

3 区民ホール（光が丘、関）

区民文化の向上および区民相互の交流を図り、地域社会の健全な発展と福祉の増進に寄与することを目的とした施設である。管理運営は指定管理者に委託している。

なお、光が丘区民センター内の心身障害者福祉集会所は、心身障害者団体優先の施設であるが、空きがある場合は一般区民も利用できる。はつらつセンター光が丘、光が丘なかよし児童館および関区民センター内のはつらつセンター関についても、本来利用のない夜間・日曜・祝休日に一般区民が利用できる。

〔光が丘区民ホール等の利用状況〕

7年度

施設名	利用状況	
	利用件数(件)	利用者数(人)
光が丘区民ホール 多目的ホール	905	39,726
保育室	114	877
集会室 (1)	573	4,876
集会室 (2)	520	4,841
集会室 (1・2) (※1)	294	10,194
音楽室	818	14,480
美術工芸室	505	4,135
和室	297	2,523
会議室 (1) (※2)	—	—
会議室 (2)	780	8,958
小計	4,806	90,610
心身障害者福祉集会所 (※3)	2,493	129,200
はつらつセンター光が丘 (※4)	225	2,763
光が丘なかよし児童館 (※5)	12	432
合計	7,536	223,005

※1：集会室 (1) (2) を合わせて使用

※2：会議室 (1) は光が丘区民事務所でやっているマイナナンバーカード交付窓口を設置しているため8年7月31日まで利用を停止

※3：心身障害者団体以外の利用件数

※4：平日午後5時30分以降と日曜・祝休日（敬老の日を除く。）の利用件数

※5：日曜・祝休日午後5時30分以降の利用件数

〔関区民ホール等の利用状況〕

7年度

施設名	利用状況	
	利用件数(件)	利用者数(人)
関区民ホール 多目的ホール	738	70,581
リハーサル室	736	7,152
小計	1,474	77,733
はつらつセンター関 (※)	394	3,452
合計	1,868	81,185

※：平日午後5時30分以降と日曜・祝休日（敬老の日を除く。）の利用件数

4 地域活動倉庫

良好な地域社会の維持および形成に資する地域活動を支援するため、町会・自治会、商店会等が利用できる地域活動倉庫37区画（大1区画、中26区画、小10区画）を関越自動車道高架下に設置している。

5 地域交流ひろば

地域住民および地域団体の交流の推進を図るため、イベントなど多目的に利用できるひろば（400㎡×2面）を関越自動車道高架下に設置している。個人利用、団体利用（要予約）をすることができる。

〔地域交流ひろば利用状況〕

年度	個人利用（人）	団体利用	
		件数（件）	人数（人）
7	13,224	20	840

●区役所会議室の活用

区役所の会議室を区民相互交流の場として提供している。区内在住・在勤・在学者の団体が行う会議・研修会・講演会等に利用され、7年度は延べ943件の利用があった。

●指定葬儀場使用料助成事業

区が指定した葬儀場で区民が通夜または葬儀を行った場合に、会場使用料の一部（上限あり）を助成している。

〔指定葬儀場使用料助成金の推移〕

年度	助成件数（件）	助成金額（円）
5	1,327	19,905,000
6	1,312	19,680,000
7	1,108	16,620,000

62 多文化共生、国際・都市交流の推進

(1) 各国文化の相互理解

●相互理解の促進と生活支援

外国人区民と日本人区民が互いの文化・習慣の違いを認め合い継続的な関係を築いていけるよう、さまざまな交流事業や講座を実施している。

また、外国人区民の日常生活上の不安を解消し地域の構成員として生活ができるよう、きめ細やかな生活支援を行っている。

1 相互理解促進事業

(1) 外国人と日本人の交流

各国の文化紹介等を行うことにより、外国人区民と日本人区民とが気軽に交流する場として、文化交流カフェを全7回（5・7・9・11・1・3月、3月は同日に2回）開催した。

(2) やさしい日本語研修

分かりやすい日本語によるスムーズな意思疎通を目指した研修を、区民と区職員を対象として実施した。

(3) 日本語ボランティア実践研修

外国人区民へ日本語を教えるボランティアのスキルアップ研修を実施した。

2 外国人区民への生活支援

(1) 外国語による相談窓口

毎週月～金曜日の午後、区役所本庁舎に外国語による相談窓口を設け、区の事業・文化・学習情報の提供や日常生活上の相談を受けている。（英語・中国語・韓国語・タガログ語）

注：韓国語は金曜日、タガログ語は月曜日のみ

(2) 文化交流ひろば 情報コーナー

平日午前10時～午後1時、土・日・祝休日午後1～4時に、文化交流ひろば（光が丘）に情報コーナーを設け、各種の生活情報を多言語により提供している。（英語：火・木・土、中国語：水・金・日、韓国語：月）

(3) 日本語講座

「にほんごのきょうしつ」（文化交流ひろばにおいて、原則、4・8・12月を除く毎週火・金曜日）、「こども日本語教室」（区役所本庁舎において、原則、学校休業期間および第二土曜日を除く毎週土曜日）を開催した。

3 ボランティアとの協働

区の窓口で日本語を母語としない外国人への通訳を行う通訳・翻訳ボランティアや、日本語講師のボランティアの登録を随時受け付けている。7年度末現在の登録者数は通訳・翻訳ボランティアが352人、日本語講師ボランティアが145人である。

●友好都市等との交流

1 北京市^{かいでん}海淀区

年	動 ぎ
昭和 63 年	「東京都区市町村友好代表团（団長・練馬区長）」が北京市を訪問（交流開始）
平成 4 年	海淀区長を招き「友好・協力交流に関する合意書」に調印
5 年	区民親善訪問団を海淀区へ派遣
14 年	・海淀区に桜を寄贈 ・「友好交流 10 周年記念写真展」開催 ・海淀区少年少女合唱団と練馬児童合唱団による合同演奏会を開催（友好交流 10 周年記念） ・区長が海淀区を訪問し「友好・協力交流に関する合意書」に調印
19 年	・「練馬区・北京市海淀区友好文化交流展」開催 ・「友好交流 15 周年記念写真展」開催 ・区議会代表团が海淀区を訪問
20 年	海淀区から贈られた記念碑（友好交流 15 周年・練馬区独立 60 周年記念）を区役所本庁舎正面玄関に設置
24 年	・海淀区少年少女合唱団と練馬児童合唱団による合同演奏会を開催（友好交流 20 周年記念） ・練馬区スポーツ交流団（14 人）を海淀区へ派遣
28 年	北京市青少年キャラバン訪日団が練馬区を訪問、中学生と交流
29 年	練馬区独立 70 周年記念式典参列のため、北京市海淀区代表团が練馬区を訪問
30 年	・練馬区長・区議会代表团が北京市海淀区を訪問 ・北京市海淀区代表团が練馬区を訪問
令和元年	北京市海淀区区民訪問団が練馬区を訪問
4 年	友好提携30周年記念事業を実施
7 年	北京市海淀区副区長訪問団が区内事業者を視察

〔北京市海淀区 ^{いっへん}頤和園〕



ユネスコの世界遺産に登録されている庭園公園

2 イプスウィッチ市

年	動 ぎ
昭和 63 年	練馬区国際交流友好都市提携調査団がオーストラリアを訪問（交流開始）
平成 5 年	区立中学校生徒のイプスウィッチ市への派遣を開始
6 年	イプスウィッチ市長を招き「友好都市提携に関する合意書」に調印
13 年	イプスウィッチ市に友好のシンボル「ネリマガーデン」が開園し、区長、区議会議員が開園式に出席
16 年	区長、区議会議員団がイプスウィッチ市を訪問、「友好都市提携 10周年に関する合意書」に調印
21 年	区長、区議会議員団が「ネリマガーデン」茶室の完成式典に出席（友好都市提携 15 周年）
22 年	練馬区手工芸作家連盟がイプスウィッチ市自治体 150 周年に参加し、展覧会とワークショップ実施
23 年	・洪水により甚大な被害を受けたイプスウィッチ市に対し、区・区議会から義援金送付 ・イプスウィッチ市の小学生から東日本大震災のお見舞いメッセージ付きのぬり絵が届く
24 年	イプスウィッチ市長と友好訪問団が練馬区を訪問、第 35 回練馬まつりに参加
26 年	・イプスウィッチ市長と友好訪問団が練馬区を訪問 ・「友好都市提携 20 周年に関する合意書」に調印、石神井松の風文化公園での記念植樹を実施
令和元年	イプスウィッチ市訪問団が練馬区を訪問、世界都市農業サミットおよび関連イベントに参加
5 年	区立中学校生徒派遣事業の再開に伴い、区長がイプスウィッチ市を訪問
6 年	友好都市提携30周年を記念し、イプスウィッチ市長が練馬区を訪問

〔イプスウィッチ市 セントメアリーズカトリック教会〕



市の中心部にある歴史的建造物

3 諸外国との交流

平成 9 年 11 月に練馬区独立 50 周年、フランスにおける日本年などを記念し、フランス・ストラスブール市に桜を寄贈した。10 年 5 月には同市からマロニエの苗木 100 本が寄贈され、区画街路 3 号線と中村小学校に植樹するなどの交流歴がある。

21 年 4 月にはフランス・アヌシー市とアニメ産業交流協定を締結した。

また、4 年 8 月および 6 年 4 月に駐日エクアドル大使が練馬区を訪問した。

4 海外友好都市等の周知

(1) 海外友好都市パネル展

① 海淀区およびイプスウィッチ市

7 年 8 月および 11 月、区役所アトリウムで

海淀区およびイプスウィッチ市について、パネル等による紹介展示を行った。

② イプスウィッチ市

7 年 10 月、区役所 2 階東西通路でパネル・写真展を実施した。

(2) 友好都市紹介マルシェ

7 年 11 月、区役所アトリウム等で友好都市に関連する物産販売およびパネル展を実施した。

(3) 海外友好都市紹介ケース常設展示

海外友好都市紹介の展示ケースを区役所アトリウムに常設している。

5 国内都市（長野県上田市）との交流

昭和 55 年に長野県武石村（現上田市）に武石少年自然の家を開設したことから交流が始まり、平成 6 年に「友好提携に関する合意書」の調印を行った。その後、18 年の市町村合併により上田市となったことから、同年 8 月に改めて「友好提携に関する合意書」の調印を行った。

令和 4 年 10 月に上田市がアンテナショップ「信州上田物産館（UEDA Nerima BASE）」を石神井町 7 丁目に開設し、6 年 10 月に江古田駅南口に移転した。

7 年度の交流実績は、つぎのとおりである。

- (1) 上田市物産販売会を開催（7 年 5 月～8 年 3 月）
- (2) 上田市写真展を開催（7 年 4 月）
- (3) 上田市が照姫まつりに出店（7 年 4 月）
- (4) 上田市を紹介するパネル展を開催（7 年 8 月）
- (5) 信州上田物産館紹介イベント「エコダdeウエダタ涼み市」を開催（7 年 9 月）
- (6) 信州上田物産館リニューアル 1 周年記念イベント「エコダdeウエダ 1 周年感謝祭」を開催（7 年 10 月）
- (7) 上田市が練馬まつりに出店（7 年 10 月）
- (8) 上田市が全国都市農業フェスティバルに出店（7 年 11 月）
- (9) 友好都市紹介マルシェで、上田市物産販売およびパネル展を開催（7 年 11 月）
- (10) 副市長が練馬区を訪問（7 年 12 月）
- (11) 上田市の「稲倉の棚田」米作り体験カカワリ隊募集記事を区報に掲載（8 年 1 月）
- (12) 上田市がこぼしハーフマラソンに出店（8 年 3 月）

63 区政改革の推進

(1) 区政の改革に向けて

区政改革は、『ビジョン』に掲げた政策を実現するための具体的な仕組みや態勢を、区民の視点から改めて見直すものである。

区政改革の目的は、区民サービスを充実し、向上することにある。基礎的自治体としての役割を果たすためには、公共サービスのあり方を根本から見直し、時代の状況と地域の実態に即した、質の高いものにしなければならない。同時に、厳しい財政状況にあっても、これを継続していく持続可能な仕組みをつくる必要がある。

そのため、将来を見通した観点から施策の質や方向性を検証し、これまでの発想を転換して見直すこと、さらに区政全般において、情報化の推進や区民との協働を進めることが不可欠である。

●区政改革推進会議

区政改革の内容等を継続的に検討し、区長に提言するため、平成27年6月に公募区民や学識経験者などで構成する区政改革推進会議を設置した。7年度は、「これからの練馬区に望むこと～大江戸線延伸を見据えて～」等を議題とし、1回開催した。

●取組体制強化プラン

～区民協働 DX 人事・人材育成～

「グランドデザイン構想」で示した将来像の実現に向け政策を進めるため、「区民協働」、「DX(※)」、「人事・人材育成」を3つの柱とする「取組体制強化プラン」を5年3月に策定した。7年度は同プランに基づき、政策を実現する具体的な取組を行うとともに体制を強化した。

※DX（デジタル・トランスフォーメーション）：

デジタル技術やデータを活用して、制度やサービス、業務を抜本的に「変革」し、これまで実現できなかった新たな価値を創造すること

(2) DXで区民と区政を直につなぐ

●“行かない・書かない” デジタル区役所の実現

区のDXを推進するとともに、区民の更なる利便性向上と業務の効率化に職員が一丸となって取り組むため、5年3月に「DX推進方針」を策定した。

方針に基づき、「第3次みどりの風吹くまちビジョ

ン」に戦略計画23「DXで区民と区政を直につなぐ」を掲げ、“行かない・書かない”デジタル区役所の実現とアナログからデジタルへの業務改革に取り組んでいる。

1 手続・相談のオンライン化の推進

(1) 手続・相談のオンライン化の推進

窓口に行くことが難しい子育てや介護に携わる人たち、働く世代などが、場所や時間を選ばず、パソコンやスマホから手続・相談ができるよう、民間の電子申請サービスを活用し、累計1,409件の手続をオンライン化した。

また、5年8月からAIチャットボットを導入し、引っ越しやおくやみの手続、妊娠・出産、予防接種など、7年度末現在、12の分野の問合せに対応している。

AIチャットボットは、区公式ホームページおよび区公式LINEから24時間利用することができる。

(2) 生活困窮者への支援体制の強化

「生活困窮者自立支援法」に基づく自立相談支援機関である「生活サポートセンター」では、オンライン相談(予約制)を6年4月から開始した。

また、6年10月から、区公式ホームページおよび区公式LINEにおけるAIチャットボットのサービスに生活保護や障害福祉の制度およびサービスに関する機能を新たに追加し、円滑な支援につながるよう情報提供している。

2 施設利用の利便性の向上

窓口や券売機等での施設使用料の支払いにキャッシュレス決済を導入し、利便性を高める。

7年度は、地域集会施設やスポーツ施設など121施設の窓口や券売機、駐車場精算機にキャッシュレス決済を導入した。

3 電子図書館の実現に向けた取組の推進

7年1月に図書館情報システムを更新し、図書館の利用登録や変更・更新などの手続、講演会などの申込み、未所蔵資料の予約申請などのオンラインサービスを開始した。また、利用カードのデジタル化、電子書籍の貸出サービスを導入した。

4 情報発信手段の充実

(1) 学童クラブのICT化

6年6月から、学童クラブへの欠席の連絡、連絡帳のやり取りをスマートフォン等で行える電子連絡帳を導入した。また、7年度の学童クラブ入

会申請からオンライン手続を導入し、保護者の利便性の向上を図っている。

(2) 区の特徴を生かした健康づくり

健康管理アプリ「ねりまちてくてくサブリ」のコンテンツにより区民の健康づくりを支援している。7年度は継続して体を動かすきっかけづくりとしてアプリの歩数計測機能と連動させたインセンティブ事業を実施した。また、健康づくりに役立つ情報をコラム形式で掲載した。アプリは8年3月をもって運用を終了したが、今後は特定のアプリに依拠しないイベントを実施することで区民の健康づくり支援を継続するとともに、7年3月から開設したインスタグラム「ねりま健すたぐらむ」により健康情報の発信・充実を図る。

(3) こころの健康問題を抱える人等への支援

区公式LINE等を活用して相談窓口やこころの健康づくりに関する情報を発信している。また、専門家による「こころの健康コラム」を区公式ホームページに掲載している。

(4) ねりま防災カレッジ事業の充実

区民の防災意識の向上を図る「ねりま防災カレッジ事業」において、時間や場所にとらわれず防災を学ぶことができるよう、区公式YouTubeチャンネル等を活用した防災学習コンテンツを作成、配信している。7年度は、マンション防災対策について配信した。

(5) ごみの減量・資源化の推進

2年3月から、ごみ分別辞典や出し忘れ防止アラート等の機能を搭載した「練馬区資源・ごみ分別アプリ」を配信している。6年4月からは、区公式ホームページおよび区公式LINEにおけるAIチャットボットのサービスに、資源・ごみの分別検索機能を追加した。また、資源とごみの分別について動画を作成し、区公式YouTubeチャンネルなどで情報を発信している。

5 高齢者・障害者等のデジタル利活用支援

(1) 元気高齢者の活躍の場を拡大

高齢者のデジタル格差を解消し、かつ元気高齢者の活躍の場を拡大するため、(公社)練馬区シルバー人材センターと連携して、シニアのスマホ相談員による相談会を開催した。

(2) デジタル格差解消を目指した取組の推進

高齢者のデジタル格差解消を目指し、はつらつセンター、敬老館および街かどケアカフェで、都が実施する「高齢者向けスマートフォン利用普及啓発事業」などを活用し、スマートフォン教室・相談会を実施している。また、はつらつセンターに常設のスマホ相談窓口を開設し、スマートフォ

ンの基本操作の質問に対応している。

(3) 障害者の就労支援の充実

4年度に障害者施設の自主生産品等を紹介するポータルサイト「ねりいちポータル」を開設した。5年度、6年度に障害者施設向けにキャッシュレス決済導入の説明会を実施し、7年度にSNSの運用に関する研修を実施することで、ICTを活用した障害者の工賃向上支援に取り組んでいる。

(4) 障害者の意思疎通支援事業の充実

4年6月に「練馬区障害者の意思疎通の促進と手話言語の普及に関する条例」を施行した。これまで、タブレット等を通して手話オペレーターが通訳する遠隔手話通訳・電話代理支援サービスを利用できる環境の整備・拡大や、障害のある人の意思疎通を助けるICT（情報支援）機器の相談・体験、操作方法のサポートを行う相談窓口の設置など、障害者の多様な特性に応じた支援を充実させてきた。

また、手話言語の普及を図るための動画を作成し、区公式ホームページや障害者週間、障害者フェスティバルなどで活用し、条例を区内外に広く発信している。

6 マイナンバー制度の活用

マイナンバー制度の施行に伴い、申請に基づくマイナンバーカードの交付を平成28年2月から開始した。7年度末現在で、累計764,968枚交付した。

また、マイナンバーカードを利用して全国のコンビニエンスストアのマルチコピー機で各種証明書を取得できるサービス（コンビニ交付）を平成28年4月から開始した。

なお、区民事務所に同様の機器（証明書発行機）を29年8月1日から設置している。

〔コンビニ交付で交付する証明書〕		7年度末現在
交付する証明書		交付手数料
住民票の写し	印鑑登録証明書	1通 200円
住民税の証明書	戸籍全部（個人）事項証明書	1通 200円
		1通 350円

〔コンビニ交付による証明書の交付状況〕					(単位：枚)
年度	住民票の写し	印鑑登録証明書	住民税の証明書	戸籍全部(個人)事項証明書	
5	146,625	81,153	30,351	36,164	
6	154,025	88,998	37,422	33,369	
7	169,687	96,866	45,131	29,422	

〔証明書発行機による証明書の交付状況〕 (単位：枚)

年度	住民票の 写し	印鑑登録 証明書	住民税の 証明書	戸籍全部(個人) 事項証明書
5	22,339	20,451	5,943	5,294
6	22,923	21,660	6,910	5,131
7	22,056	21,722	7,062	4,397

7 データ利活用によるプッシュ型サービスの提供

(1) フレイル予防の充実

おおむね55歳以上の人を対象に、フレイル予防のためのアプリを開発し、5年9月から配信している。アプリは、歩数や睡眠時間などによりAIがフレイルリスクを判定し、一人ひとりにあった健康アドバイスを配信する。また、東京都「100年活躍ナビ」やアプリのプッシュ通知を活用し、社会参加等に関する情報を発信する。7年度の登録者数は4,495人だった。

(2) 「高齢者みんな健康プロジェクト」の拡充

区が保有する医療、健診、介護等のデータを活用し、管理栄養士、歯科衛生士、保健師の資格を持つ高齢者保健指導専門員が地域包括支援センターや練馬区薬剤師会と連携して、高齢者の健康について総合的な支援を行う。後期高齢者の糖尿病重症化予防や多数の処方薬がある人への支援、フレイル予防の支援、健診未受診者への働きかけを個別訪問により行うほか、地域の理学療法士などと連携して健康教室事業等を行い、高齢者の健康の保持・増進につなげている。

8 オープンデータの充実

区の「オープンデータ(※1)推進指針」に基づき、オープンデータを公開している。公開件数は、7年度末現在で63件である。また、データを視覚的に分かりやすい形で表示する「データダッシュボード(※2)」を7年度末現在で6件公開している。

※1 オープンデータ：

区の保有する公共データを、区民等が活用しやすいように、機械判読性が高いデータ形式により公開されたデータ

※2 ダッシュボード：

オープンデータを活用し、グラフなど直感的に分かりやすい形で可視化した資料

9 地域社会のデジタル化支援

(1) 企業活動の活性化に向けた支援の充実

デジタルを活用した経営の効率化等に取り組む事業者に対して、専門相談や融資、セミナーの実施による総合的な支援を行っている。

また、区内事業者のデジタル化の促進を目的に、会計・受発注管理・顧客管理・勤怠労務管理のうち、希望するソフトを設定したパソコンまたはタブレットを3か月間無料で体験できるデジタル化体験事業を実施し、7年度は15者が体験した。

(2) スマート商店街プロジェクトの更なる展開

デジタル技術を活用した商店街の魅力を高める取組や利用促進につながる取組を支援している。7年度は、SNSを活用した情報発信などのデジタル技術活用ならびに商店会が主体となって実施するキャッシュレス決済ポイント還元キャンペーンおよびデジタルクーポンキャンペーン等のイベント事業に補助金を交付するなどの支援を行った。

また、商店街のデジタル化に向け、取組事例の紹介、商店会同士の情報共有・課題解決を図るワークショップを内容とするセミナーを開催した。

(3) 町会・自治会活動の支援

町会・自治会が日々の活動にデジタルを活用できるよう、7年度は、デジタル活用に関する講習会および意見交換会の実施やデジタル担当者の派遣などの支援を行った。

●アナログからデジタルへの業務改革

1 デジタルツールの活用による業務DX

区では、アナログな業務から脱却するため、AIやRPA、ノーコードツールなどの活用を全庁に広げ、業務DXを加速している。

6年度から生成AIを全庁に本格導入し、職員が行う文章の作成や要約、アイデアの創出などに活用し、業務改善と効率化を図っている。7年度は区の保有する情報(計画・方針、条例・規則、事務の手引きなど)を活用できるRAG(※1)活用型生成AIを導入し、一部の部署で試行した。

RPA(※2)については、職員が業務に継続して活用できる体制を整備し、7年10月時点で、19課97業務で利用されている。

また、6年度にノーコードツール(※3)を導入し、7年度から全庁での本格運用を開始した。

※1 RAG：

Retrieval-Augmented Generation(検索拡張生成)の略で、生成AI技術の一つ。大規模言語モデル(LLM)にあらかじめ読み込ませた情報や外部の信頼できる直近の情報を検索させ、その情報を基に回答を生成する仕組み。

※2 RPA：

Robotic Process Automationの略。人間が手作業で行っているパソコン操作を自動化することができる仕組み

※3 ノーコードツール：

プログラミングの知識やスキルがなくても、アプリやWeb サービスが開発できるツール

2 標準システムによる利便性向上と業務効率化

標準システムの稼働に向け、ガバメントクラウド上でのシステム構築を進めた。

3 多様な働き方の実現に向けたデジタル基盤の整備

ペーパーレス会議やモバイルワークといった多様な働き方ができるICT環境を整備した。

4 DXを進める職員の確保・育成

「練馬区デジタル人材育成プログラム」に基づき、

DXを推進する中心的な役割を担う「DX推進リーダー」等に、必要な知識やスキルを習得するための研修を実施した。

(3) 開かれた区政に向けた情報発信の充実と区民要望への迅速な対応

●主な広報出版物

1 ねりま区報

毎月3回（1・11・21日）、各回約19万部を発行している。日刊6紙の新聞に折り込むほか、区立施設、区内および隣接の駅、区内の金融機関などで配布している。新聞未購読で、配布場所での入手が困難な希望者には個別配布も行っている。電子ブック版では、11か国語（英語・中国語・韓国語・タイ語・ポルトガル語・スペイン語・インドネシア語・ベトナム語・フィリピン語・ネパール語・ビルマ語（ミャンマー語））のほか、やさしい日本語に自動翻訳した情報を配信している。

また、「点字広報」とデージー版CDによる「声の広報」を区報とほぼ同じ内容で発行し、希望する視覚障害者に郵送している。

2 ねりま区議会だより

区議会定例会の内容を中心に、年4回、各回16万6千部を発行している。日刊6紙の新聞に折り込むほか、区立施設、区内および隣接の駅、区内の金融機関などで配布している。希望者には郵送している。

また、「点字版区議会だより」とデージー版CDによる「声の区議会だより」を発行し、希望する視覚障害者に郵送している。声の区議会だよりの音声データは、ホームページでも提供している。

3 練馬区勢概要

区政のあらましをまとめ、年1回発行している。7年度は6年度の区政の動きを中心に編集し、9月に発行した。

4 わたしの便利帳

区のさまざまなサービスや施設の案内、区に関する情報を掲載した冊子を年1回発行している。

また、希望する視覚障害者に音声版（デージー版CD）および点字版を配布している。

5 練馬区くらしのガイド

外国人住民に区のサービスや手続、相談窓口などの情報を提供するため、4か国語（日本語・英語・中国語・韓国語）を1冊に集約し、年1回発行している。

●その他の広報活動

1 報道機関への情報提供（プレスリリース）

区の施策や催しなど各種情報を、報道機関（新聞、テレビなど）に提供している。7年度は主要日刊紙と

地元報道機関へ136件の情報を提供した。

2 練馬区公式ホームページ

区政の最新情報や区の手続に関する情報、区の事務事業、イベント・観光情報、区の自然や歴史などの情報を紹介している。

また、英語・中国語・韓国語を含む131言語の自動翻訳にも対応している。

7年度のアクセス件数は約2,931万件であった。

3 ねりま情報メール

防災、防犯に関する情報を、登録したメールアドレスに配信している。登録者数は、7年度末現在で36,554人である。

4 ソーシャルメディアの活用

- ・練馬区公式X（旧Twitter）
- ・練馬区公式Facebook
- ・練馬区公式YouTube
- ・練馬区公式LINE

5 練馬区情報番組「ねりまほっとライン」

平成19年5月からケーブルテレビジェイコムで、区の事業やできごとなどを毎日2回放送している。

また、区公式ホームページおよび区公式YouTubeチャンネルでも配信している。

●区民情報ひろばの運営

区民情報ひろばは、情報公開制度に基づく情報公開の総合的な推進を担っている。区政資料等の閲覧・貸出し・配布、有償刊行物の販売、公文書公開請求および保有個人情報の開示請求等の受付を行っている。

【利用状況】 7年度	
項 目	件数等
区民情報ひろば利用者数	7,318人
インターネット利用者数	394人
区政資料等開架点数（貸出数）	1,724点（12冊）
有償刊行物取扱点数（販売数）	111点（133冊）

【販売している主な刊行物】 (単位：円) 8年3月現在	
刊行物の名称	価 格
ねりま区報縮刷版（令和6年版）	1,500
平和への架け橋 上巻	1,000
平和への架け橋 下巻	1,000
練馬区統計書（令和6年版）	1,000
練馬区勢概要（令和7年版）	2,100
練馬区独立70周年記念誌 くるりとねりま	1,700
ねりま60	2,500
練馬区小史	1,100
練馬区史 歴史編	8,300
練馬区史 現勢編	9,800
練馬区史 現勢資料編	6,400

●区政資料管理体制の整備

刊行物、写真資料等を含む公文書のうち、歴史的資料として重要なものを体系的に収集・管理し、利活用を図るため、平成21年11月に「練馬区区政資料管理整備計画」を策定した。

現在は、歴史的資料の管理および利活用の充実を図るため、特に重要な資料のデジタル化に着手している。併せて、2年9月に区政資料公開用ウェブサイト「練馬わがまち資料館」を開設した。所蔵写真やデジタル化した資料の閲覧・検索、利用申込等を時間や場所に捉われず行える環境を整備した。

●情報公開と個人情報保護

区民参加を促進し、公正で開かれた区政を実現するため、情報公開制度を設けている。「知る権利」の具体化の一つとして区民等に公文書公開請求権を保障するとともに、情報の公表や提供を積極的に行っている。

個人情報の保護については、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、「個人情報の保護に関する法律」に則り適正な執行に努めている。また、法の施行に関し、開示請求の手数料（無料）および開示請求等の決定期限等を定めた「練馬区個人情報の保護に関する法律施行条例」を整備している。

1 公文書の公開請求と処理状況

7年度における公文書の公開請求と処理状況は、つぎの表のとおりである。

〔公文書の公開請求件数と処理状況【全4,881件】〕

(単位：件) 7年度

区分	全部公開	部分公開	非公開	不存在	存否応答拒否	取下げ
件数	1,815	1,681	2	386	7	990

請求件数（「不存在」、「存否応答拒否」および「取下げ」を除く）に占める「全部公開」と「部分公開」の割合は、99.9%であった。また、7年度は審査請求はなかった。

〔公開請求に対する非公開の理由別件数〕

(単位：件) 7年度

非公開とした理由（部分公開を含む）	件数
個人に関する情報で、特定の個人が識別され得るもの	1,307
法人等に関する情報で、法人等の正当な利益を害するもの	432
公共の安全と秩序の維持に支障が生じる恐れがあるもの	10
審議・検討・協議に関する情報で、意思決定の中立性が不当に損なわれるなどの恐れがあるもの	3
事務事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるもの	212
法令等の規定によって公開できないもの	—
他の制度との調整が必要なもの	4

注：同一公文書に複数の理由が含まれている場合がある。

2 開示請求等の処理状況

7年度における開示請求等の処理状況はつぎの表のとおりである。

〔開示請求等の処理状況【全148件】〕 (単位：件) 7年度

区分	全部開示	部分開示	不開示	不存在	存否応答拒否	取下げ
開示請求	74	55	—	11	1	6

区 分	応じる		応じられない	取下げ
	全部	一部		
訂正請求	—	—	1	—
利用停止請求	—	—	—	—

なお、開示請求にかかる部分開示決定および訂正請求にかかる訂正をしない旨の決定に対する審査請求が各1件、計2件あった。

3 練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会

情報公開制度および個人情報保護制度の適正な運用を図るため、区長の附属機関として練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会を設置している。審議会は、区長等の諮問に応じて審議を行い、答申を出している。また、制度運営の重要な事項について区長等に意見を述べている。

審議会は、区民および学識経験者から区長が委嘱した委員13人で組織されている（任期2年）。7年度は1回開催した。

4 練馬区情報公開および個人情報保護審査会

区長等が行った公文書の非公開決定や保有個人情報の不開示決定等の処分に対する請求者からの審査請求を審査するため、区長の附属機関として練馬区情報公開および個人情報保護審査会を設置している。

審査会は、優れた識見を有する者のうちから区長が委嘱した委員5人で組織されている（任期2年）。7年度は7回開催した。

●主な広聴活動

1 意見要望等の受付

文書等で寄せられた意見・要望等を区長室広聴広報課で一括して受け付け、各担当主管部との連携により速やかな解決に努めている。7年度の受付件数はつぎのとおりであった。

〔受付件数〕 (単位：件) 7年度

区 分		件 数
個別広聴（※1）	区長への手紙	217
	一般郵便	1
	電話・来訪等	75
	電子メール	499
合 計		792
団体陳情（※2）		6

※1：個人が行う要望・苦情等
※2：団体等が文書で行う陳情・要望等

2 ねりまちレポーター

区民が、スマートフォンの専用アプリを使って道路や公園遊具の破損、粗大ごみの不法投棄等を区に投稿し、区が修復・撤去をして、その対応結果をレポーターにメールで報告する仕組みである。投稿内容や区の対応は、専用ホームページで公開している。

7年度末現在のレポーター数は3,836人で、投稿数は3,103件であった。

3 区長とともに練馬の未来を語る会

区民と区長が区政の課題を直接話し合い、今後の区政運営に活かしていくため、平成26年度から開催している。7年度は意見交換を5回、計19人が参加した。

4 区民意識意向調査

区民の意識や意向を統計的に把握し、区政運営の基礎資料としている。対象者数は3,000人である。

7年度の調査テーマは、「区の施策および評価」、「外国人施策」および「空き家対策」であった。

●区民相談

練馬区区民相談所および石神井庁舎区民相談室では各種の区民相談を行っている。

〔区民相談件数〕 (単位：件) 7年度

相談名	件 数
一般区民相談	19,760
法律相談（※）	3,106
交通事故相談	73
身の上相談	359
税務相談	583
不動産取引事前相談	188
人権擁護相談	7
行政相談	173
表示登記（調査・測量）相談	78
暮らしと事業の手続相談	42
権利登記・供託相談	192
心の相談	466

※：法律相談の件数は、男女共同参画センターえーるでの実施分を含む。

(4) 行政需要に柔軟に対応するための
人材育成・体制整備

●職員の人材育成

1 人事・人材育成改革プランに基づく人材育成の推進

「練馬区人事・人材育成改革プラン」に基づき、改革を進める人材を育成するため、職員自らが描く「職業人生」実現のサポートや、全ての職員の学びの支援等を実施している。

2 職員の能力開発

区の研修に加え、23区が共同で設置した特別区職員研修所での多種多様な研修を活用し、職員の能力開発を進めている。また、専門分野については、国・都・民間研修機関等の研修に職員が参加している。

区で実施する研修はつぎの4つに大別できる。

(1) 職層研修

新規採用者から管理職まで一定の職務段階に応じて、必要な知識やスキルを習得するための研修を実施している。

- ① 新任研修
- ② 現任研修
- ③ 係長研修
- ④ 管理職研修

上記のほかに、全職員を対象にコンプライアンスeラーニング研修を実施している。

(2) 能力開発型研修

日常業務の処理に要する知識や技能の修得等の実務能力向上を目的とした研修や、職務のみでは習得できない知識等を修得し、個別の課題に対応した能力の向上を目的とした研修を、主に集合形式で実施している。

また、サブスク型オンライン研修を実施し、いつでも・どこでも・何度でも研修を受講できる環境を整えている。

(3) 能力開発支援

各職場や職員の能力開発意欲を促し、自発的な取組を支援するため「派遣研修」、「職場研修」および「担当課企画研修」を実施している。

(4) その他

インターンシップ生を各大学から受け入れて就業体験を実施している。学生への教育等を通じ、職員の能力開発および職場の活性化につなげている。

〔研修受講者数〕

(単位：人) 7年度

研修機関	受講者
練馬区職員研修所	
職層研修	1,862
能力開発型研修	938
能力開発支援	4,852
特別区職員研修所	591
計	8,243

3 職員の意識改革

問題意識を持って仕事に取り組み、突破力で現状を変えていける地域行政のプロを育成するため、さまざまな学ぶ機会の充実に取り組んでいる。

また、区職員を対象に、モチベーションの向上や健康の保持・増進などを目的に、意識啓発のツールとして、「やる気応援スイッチ」を隔月発行している。

4 職場環境の向上

健康診断やメンタルヘルス対策などの健康管理、過重労働対策および安全衛生委員会の活動等を行い、職場環境の向上を推進している。

また、「次世代育成支援対策推進法」および「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「練馬区職員ワーク・ライフ・バランス推進計画(第三期)」を策定し、職員の仕事と子育て・介護等の両立支援や、女性職員の活躍の推進に努めている。

●施設の適切な管理・活用

1 区立施設等の総合的な維持管理・更新

これまで、人口の増加や区民ニーズに対応して施設建設に取り組んできたが、これらの施設の老朽化が進み、大規模改修や改築が集中する時期を迎えている。施設の建設当時とは、人口構成や社会状況が大きく変わり、区民の意識や利用の仕方も変化している。

施設の維持・更新、管理には多額の財政支出が伴うため、限られた財源の中、必要に応じて施設のあり方を見直し、区民ニーズに応えるサービスの提供と持続可能性の確保の両立が求められている。

これらの課題に対応するため、区立施設等の総合的

マネジメント方針を示した「練馬区公共施設等総合管理計画」を平成29年3月に策定した。計画に基づく具体的な取組を進めるため「実施計画」を策定し、施設配置の最適化、改修・改築、長寿命化に取り組んでいる。6年3月に、改めて安全性の向上や財政負担の平準化などを基本に優先順位を精査し、6年度から10年度までの取組内容について「実施計画」を策定した。

また、区立施設の床面積の約半分を占める学校施設は、個別計画として「練馬区学校施設管理基本計画」を平成29年3月に策定し、学校施設の管理に関する方針を定めた。基本計画に基づく年度別計画等を明らかにするため、「実施計画」を31年3月に策定した。その後、小学校における35人学級編制の拡大、築50年を経過した学校に実施した長寿命化の適否の調査や、避難拠点の運営上課題がある2階以上に設置した体育館を1階に配置した場合のシミュレーションの結果等を踏まえ、実施計画の中間見直しを6年3月に行い、改修・改築、長寿命化等に取り組んでいる。

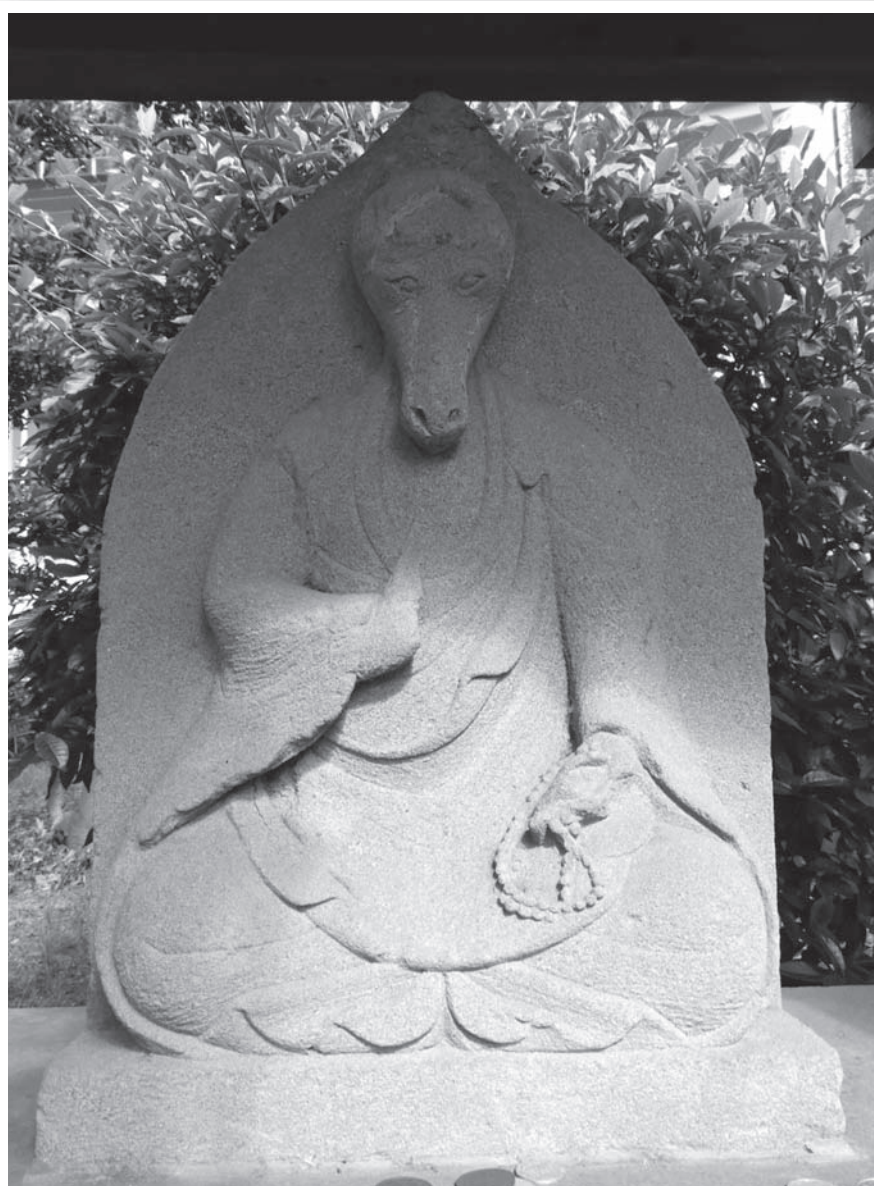
2 指定管理者制度

指定管理者制度は、地方公共団体の出資法人や公共団体等に限らず民間事業者も、地方自治体の指定を受けて「公の施設」の管理を行うことができる制度である。平成15年6月の「地方自治法」の一部改正によって導入された。

29年3月に策定した「練馬区公共施設等総合管理計画」において、区立施設の運営は、施設の特性に応じて、「業務委託」、「指定管理者制度」、「民営化」および「直営」から最適な手法を選択することとしている。8年4月1日現在、186施設で指定管理者制度を適用している。

資料編

区内の指定・登録文化財	240
練馬区の年表	242
関連文書一覧	260



区登録文化財より
僧形馬頭観音(本寿院)
(平成5年度有形民俗文化財)

区内の指定・登録文化財

注：練馬区指定文化財は、練馬区登録文化財の中から特に重要なものとして指定されたもの。
文化財の所在地のうち「練馬区」は、石神井公園ふるさと文化館（石神井町5-12）所在を示す。

8年4月1日現在

国指定文化財

- 天然記念物
 - 練馬白山神社の大ケヤキ 白山神社
 - 三宝寺池沼沢植物群落 石神井公園
- 重要有形民俗文化財
 - 江古田の富士塚 浅間神社(小竹町)
- 歴史資料
 - 銀板写真（黒川嘉兵衛像）
日本大学芸術学部

国登録文化財

- 登録有形文化財
 - 青柳家住宅主屋 羽沢1丁目
 - 佐々木家住宅主屋 小竹町1丁目

都指定文化財

- 史跡
 - 東高野山奥之院 長命寺
 - 尾崎遺跡 春日小学校
 - 石神井城跡 石神井公園
- 旧跡
 - 池永道雲墓 受用院墓地
 - 練馬城跡 向山3-25
- 名勝および史跡
 - 牧野記念庭園（牧野富太郎宅跡）
東大泉6-34
- 有形文化財
 - 板絵着色役者絵（「双蝶々曲輪日記図絵馬」と同一物）
長命寺
 - 小野蘭山墓及び墓誌 迎接院墓地
（墓誌は練馬区）
 - 丸山東遺跡方形周溝墓出土品 練馬区

区指定文化財

- 有形文化財
 - 小島家文書 練馬区
 - 南蔵院鐘楼門 南蔵院
 - 北条氏康印判状 道場寺
 - 町田家文書 個人蔵
 - 服部半蔵奉納の仁王像 御嶽神社(高松)
 - 長命寺仁王門 長命寺
 - 春日町出土の壺形土器 練馬区

- ・妙福寺文書 妙福寺
- ・尾崎遺跡出土品 春日小学校尾崎遺跡資料展示室
- ・下練馬の大山道道標 北町1-25地先
- ・豊島氏奉納の石燈籠
氷川神社(石神井台)
- ・御内井村方旧記 個人蔵
- ・井口家文書 個人蔵
- ・井口家文書 個人蔵
- ・井口家文書 個人蔵
- ・石幢七面六観音勢至道しるべ
良弁塚

- ・長命寺の梵鐘 長命寺
- ・三宝寺の梵鐘 三宝寺
- ・妙福寺の梵鐘 妙福寺
- ・千川家文書 練馬区
- ・丸山東遺跡出土の木製品 練馬区
- ・閻魔・十王像と檀拏幢 教学院
- ・小美濃英男家文書 個人蔵
- ・相原家薬医門 田柄5丁目
- ・金乗院御朱印状 金乗院
- ・伊賀衆奉納の水盤・鳥居
氷川神社(大泉町)

- ・旧内田家住宅 池淵史跡公園
- ・中宮遺跡5号住居址の盛土状遺構出土品 練馬区
- ・愛染院文書 愛染院
- ・丸山東遺跡出土の石棒 練馬区
- ・小竹遺跡出土の大珠 練馬区
- ・金銅製飾具 練馬区
- ・田中家資料 個人蔵
- ・旧見留家納屋 土支田農業公園
- ・丸山東遺跡出土の片口土器 練馬区
- ・三宝寺山門 三宝寺

- 有形民俗文化財
 - 中里の富士塚 富士浅間神社
 - 大八車 練馬区
 - 下練馬の富士塚 浅間神社(北町)
 - 氷川神社富士塚 氷川神社(北町)
 - 北町聖観音座像 北町観音堂
 - 長享二年の申待板碑 練馬区
 - 本寿院のみくじ道具 本寿院
 - 関のかんかん地蔵 関町東1-18
 - 神輿渡御行列図絵馬 氷川神社(氷川台)

- ・永享八年の夜念仏板碑 三宝寺
- 無形民俗文化財
 - 鶴の舞 氷川神社(氷川台)
- 天然記念物
 - 練馬東小学校のフジ 練馬東小学校
 - 井頭のヤナギ 大泉井頭公園
 - 内田家の屋敷林 早宮3丁目

区登録文化財

- 有形文化財
 - 双蝶々曲輪日記図絵馬 長命寺
 - 牛若丸・弁慶図絵馬 長命寺
 - 氷川神社の水盤 氷川神社(石神井台)
 - 角柱型水盤 氷川神社(氷川台)
 - 氷川神社の旧拝殿 氷川神社(豊玉南)
 - 榎本家長屋門 南田中4丁目
 - 氷川神社の狛犬 氷川神社(氷川台)
 - 加藤家文書 個人蔵
 - 尾張殿鷹場碑 大泉第一小学校
 - 横山家文書 個人蔵
 - 新井家文書 個人蔵
 - 縄文時代の竹カゴ 練馬区
 - 尾張殿鷹場碑 練馬区
 - 宮田橋敷石供養塔 高松2-3
 - 紙本着色以天宗清像 廣徳寺
 - 絹本着色明叟宗普像 廣徳寺
 - 紙本墨画淡彩希叟宗罕像 廣徳寺
 - 土支田八幡宮の半鐘 土支田八幡宮
 - 阿弥陀寺の半鐘 阿弥陀寺
 - 莊家文書 練馬区
 - 増島家薬医門 谷原3丁目
 - 比丘尼橋遺跡出土の旧石器 練馬区
 - 相原正太郎家住宅 春日町5丁目
 - 石製絵馬 稲荷神社(南田中)
 - 武蔵関遺跡出土の大型槍先形石器
練馬区
 - 高稲荷遺跡出土の旧石器 練馬区
 - 西大泉の稲荷神社本殿
稲荷神社(西大泉)
 - 阿弥陀寺の伏せ鉦 阿弥陀寺
 - 氷川神社の神輿 氷川神社(豊玉南)
 - 本寿院の賽銭箱 本寿院
 - 明叟宗普の墨跡 廣徳寺

- ・八幡神社の本殿 八幡神社(中村南)
- ・北町の仁王像 北町観音堂
- ・長谷川家文書 個人蔵
- ・絹本着色釈迦十六善神像 廣徳寺
- ・橘紋椿几帳柄鏡 禅定院
- ・八ヶ谷戸遺跡出土の大形把手付縄文土器 練馬区
- ・中野屋商店文書 練馬区
- ・石神井城跡出土小刀 練馬区
- ・子ノ聖観世音碑 円光院門前
- ・広川松五郎関係資料 個人蔵
- ・相原好吉家文書 個人蔵
- ・小林家住宅 個人蔵
- ・石神井西尋常小学校のリードオルガン 練馬区
- ・木下家文書 練馬区
- ・栗原家文書 練馬区
- ・丸山東遺跡方形周溝墓出土品 練馬区
- ・千川上水の記録フィルム 練馬区
- ・織部燈籠 練馬区
- ・愛染院の梵鐘 愛染院
- ・関口家文書 個人蔵
- ・内国勲業博覧会褒状 練馬区
- ・東早淵遺跡出土の局部磨製石斧 練馬区
- ・千川上水調査アルバム 武蔵学園記念室
- ・中村南遺跡第2地点5号住居址出土土器 中村南スポーツ交流センター
- ・関東大震災犠牲者慰霊碑 円明院
- ・八幡神社の水盤 八幡神社(中村南)
- ・十一面観音懸仏 光傳寺
- ・光伝寺の地蔵菩薩立像および閻魔十王像 光傳寺
- ・下練馬の三十三所観音菩薩像 光傳寺
- ・大泉井頭遺跡出土の有孔鍔付土器 練馬区
- ・篠家文書 個人蔵
- ・小野蘭山墓および墓誌 迎接院墓地 (墓誌は練馬区)
- ・武内家資料 練馬区
- ・天祖神社東遺跡出土の石核 練馬区
- ・貫井の東高野山道道標 貫井5-17
- ・北新井遺跡出土の土偶 練馬区
- ・正親町天皇綸旨 廣徳寺
- ・明叟宗普道号頌 廣徳寺
- ・明叟宗普書状 廣徳寺
- ・妙福寺の駕籠 妙福寺
- ・石神井火車站之碑 石神井町3-23
- ・草摺引図絵馬 氷川神社(氷川台)
- ・森田家資料 練馬区
- ・アニメーション撮影台 練馬区
- ・加藤家文書 個人蔵
- ・武蔵学園大講堂 武蔵大学内
- ・武蔵大学3号館 武蔵大学内

- ・阿弥陀堂の半鐘 阿弥陀堂
- ・五十嵐家文書 練馬区
- ・千川堤植櫻楓碑 浅間神社(小竹町)
- ・山口家資料 練馬区
- ・鴨下家文書 練馬区
- ・光傳寺の半鐘 光傳寺
- ・妙福寺の半鐘 妙福寺
- ・妙福寺の半鐘 妙福寺
- ・豊島家文書 練馬区
- ・北新井遺跡出土の縄文土器 武蔵高等学校中学校
- 無形文化財
- ・絵馬制作 平田郡司氏
- 有形民俗文化財
- ・江古田の富士塚 浅間神社(小竹町)
- ・弥陀三尊来迎画像板碑 三宝寺
- ・狐の大根取り入れ図絵馬 浅間神社(小竹町)
- ・沢庵漬製造用具 練馬区
- ・文応元年の弥陀板碑 道場寺
- ・氷川神社の力石 諏訪神社(西大泉)
- ・高松の庚申塔 高松2-3
- ・僧形馬頭観音 本寿院
- ・金乗院の一石六地藏 金乗院
- ・丸彫青面金剛庚申塔 下石神井5-7地先
- ・力持ち惣兵衛の馬頭観音 大泉学園町7-2
- ・石幢六面六地藏 禅定院
- ・織部燈籠 禅定院
- ・富士講巡拝装束 練馬区
- ・棒屋資料 練馬区
- ・井戸替え用具 練馬区
- ・醤油醸造業用具 練馬区
- ・斎藤水車用具 練馬区
- ・丸彫聖観音立像廻国供養塔 上練馬公園
- ・江古田の富士講関係資料 浅間神社(小竹町)
- ・谷原延命地藏 谷原1-17
- ・二十一夜待供養塔 天祖神社(下石神井)
- ・大氷川の力石 氷川神社(氷川台)
- ・林稲荷神社の庚申塔 林稲荷神社
- ・高松の板碑型庚申塔 高松1-22
- ・八幡神社の石造大山不動明王像 八幡神社(高松)
- ・御獄講奉納の水盤 稲荷神社(富士見台)
- ・福德元年の月待板碑 妙福寺
- ・谷原の庚申塔 富士見台4-36
- ・三原台の馬頭観音 練馬区
- ・上石神井立野の庚申塔 上石神井1-11
- ・出羽三山・百八十八ヶ所観音供養塔 上石神井1-11
- ・本覚寺の版木 本覚寺
- ・文明十七年の月待板碑 円明院
- ・文亀元年の月待板碑 円明院

- ・高松の御獄講関係資料 御獄神社(高松)
- ・東本村の庚申塔 平和台1-4
- 無形民俗文化財
- ・探湯の儀 御獄神社(中村)
- ・関のぼろ市 本立寺門前
- ・八丁堀三吉囃子 北野神社(旭町)ほか
- ・石神井囃子 和田稲荷神社ほか
- ・中村囃子 八幡神社(中村南)ほか
- ・ちがや馬飾り 丹羽幸男氏
- ・ちがや馬飾り 伊藤弥五郎氏
- ・関町囃子 天祖若宮八幡宮ほか
- ・神輿渡御の御供道中歌 氷川神社(氷川台)
- ・中里囃子 八坂神社ほか
- ・田柄囃子 天祖神社(田柄)ほか
- ・石神井台囃子 石神井台地域ほか
- ・南田中囃子 南田中地域ほか
- ・大山講灯籠立て行事 下石神井地域
- ・貫井囃子 貫井地域ほか
- ・春日町囃子 春日町地域ほか
- ・富士見台囃子 富士見台地域ほか
- ・谷原囃子 谷原地域ほか
- ・白山神社囃子 白山神社ほか
- ・北町囃子 氷川神社(北町)ほか
- ・上石神井囃子 上石神井地域ほか
- 史 跡
- ・東高野山奥之院 長命寺
- ・池永道雲墓 受用院墓地
- ・尾崎遺跡 春日小学校
- ・池淵遺跡 池淵史跡公園
- ・栗原遺跡の竪穴住居跡 都立城北中央公園
- ・千川上水跡 関町南2~4丁目ほか
- ・旧大泉村役場跡 大泉中島公園
- ・田柄用水記念碑 天祖神社(田柄)
- ・千川家の墓 阿弥陀堂墓地
- ・河野鎮平筆子碑 寿福寺墓地
- ・田柄用水跡 けやき憩いの森
- ・圓淨法師塚 春日町5-35
- ・観蔵院の筆子碑 観蔵院
- 名 勝
- ・牧野記念庭園 東大泉6-34
- 天然記念物
- ・練馬白山神社の大ケヤキ 白山神社
- ・カタクリ群落 清水山の森
- ・八の釜の湧き水 東大泉2-27
- ・光伝寺のコウヤマキ 光傳寺
- ・開進第一小学校のクスノキ 開進第一小学校
- ・土支田八幡宮の社叢 土支田八幡宮
- ・井口家の屋敷林 立野町
- ・金乗院の大イチョウ 金乗院

注：公開していないものもあり。
詳細は文化・生涯学習課伝統文化係まで

練馬区の年表

注：①本文中、敬称略
②区議会議員の定数は変更時のみ
③区の独立から令和6年度まで

【昭和22年】(1947年)	1日 練馬診療所開設	土地改良事業が実施される。
8月1日 板橋区から分離独立し練馬区誕生、区役所を開進第三小学校講堂に仮開設	【昭和27年】(1952年)	【昭和30年】(1955年)
1日 練馬税務署(国)開設	3月26日 千川上水暗渠(あんきょ)化工事、区内着手	3月1日 学田公園(野球場)開園
8月 衛生局清掃課練馬出張所(現練馬清掃事務所)(都)開設	4月1日 石神井公益質屋開業	4月1日 開進第四・光和小学校開校
9月20日 第1回区議会議員選挙(定数36人)、区長選挙	7月1日 区立児童遊園として初の氷川児童遊園開園	27日 都立豊玉中公園(庭球場併設)開園(10月1日に区に移管)
20日 初代区長に白井五十三就任	8日 (福)練馬区社会福祉協議会設立	9月16日 第3回区議会議員選挙(定数36人)
【昭和23年】(1948年)	8月30日 千川上水暗渠化工事(第1期)終了	10月 第8回国勢調査実施練馬区の人口185,814人
6月 成増飛行場跡地に米軍家族宿舎グラントハイツ完成	9月1日 南町・北町小学校開校	11月9日 3代区長に須田操就任(選任)
10月1日 練馬保健所(都)開設	1日 区長公選制廃止(地方自治法改正)	◎ (栗原遺跡)昭和30～32年にかけて、立教大学グラウンド(氷川台一丁目)建設中に、石器・土器や縄文・弥生時代の住居跡が発掘される。
12月31日 第六出張所開設	10月5日 第1回教育委員選挙	【昭和31年】(1956年)
【昭和24年】(1949年)	11月1日 練馬区教育委員会設置	3月3日 長命寺「東高野山奥之院」が都指定史跡に指定
1月15日 区役所庁舎が現在地(豊玉北6-12-1)に完成	3日 長命寺所蔵「板絵着色役者絵(鳥居清長筆)」が都指定有形文化財に指定	4月1日 関町・大泉東小学校開校
8月1日 練馬授産場開設	◎ 練馬大根は病害虫などのため、この年を境に栽培されなくなっていく。	6月30日 教育委員の公選制廃止(議会の同意を得て区長が任命する任命制に移行)
1日 南町出張所開設	【昭和28年】(1953年)	7月1日 練馬区印鑑条例施行
11月1日 練馬税務署(国)移転(現栄町23)	5月11日 「練馬区広報」創刊	10月1日 練馬区議会定例会の回数に関する条例施行
【昭和25年】(1950年)	8月15日 練馬母子寮開設	【昭和32年】(1957年)
4月1日 独立後、初の都立公園として、豊中公園・上練馬公園開園(27年4月1日に区に移管)	9月 都内で初の区営分譲住宅を春日町に10棟建設	4月1日 田柄・旭町・谷原小学校、大泉第二中学校開校
8月1日 練馬都税事務所開設	10月1日 牧野富太郎が第1回名誉都民となる	1日 上板橋緑地(現都立城北中央公園)開園
10月1日 独立後初の国勢調査(第7回)練馬区の人口125,197人	1日 練馬公民館開館	10月1日 区独立10周年記念「練馬区史」発行
1日 都から移管の区立公園として、中新井・北新井・徳殿公園が開園	12月3日 区の紋章制定	【昭和33年】(1958年)
11月10日 第1回区議会議員補欠選挙	【昭和29年】(1954年)	4月1日 北町西・仲町小学校、北町中学校開校
【昭和26年】(1951年)	6月10日 石神井保健所(都)開設	8月1日 東京都第五清掃工場(石神井清掃工場・現練馬清掃工
7月20日 第1回練馬区農業委員選挙	11月1日 豊玉東・上石神井小学校開校	
9月18日 第2回区議会議員選挙(定数38人)、区長選挙	◎ 石神井川改修工事完了。蛇行していた旧石神井川を幅8m、高さ1.2mの長線に直し、コンクリート板棚工が施される。また、500,826㎡に及ぶ両岸は、耕地整理・土地整理を行う	
20日 2代区長に須田操就任		
10月1日 練馬福祉事務所(都)開設		

場)竣工
9月26～27日 台風22号(狩野川台風)で31,000世帯の被害発生(仲町、北町、田柄町、貫井町、向山町等)

12月 1日 牧野記念庭園開園
25日 練馬区立都市公園条例施行

【昭和34年】(1959年)

3月11日 都立石神井公園開園
4月 1日 中村西・関町北・大泉南小学校、上石神井中学校開校
9月16日 第4回区議会議員選挙(定数40人)
12月 3日 4代区長に須田操就任(選任)

◎ 谷原町に球形ガスタンクが建設される。

【昭和35年】(1960年)

4月 1日 小竹・向山小学校、田柄中学校開校

【昭和36年】(1961年)

4月 1日 石神井警察署開設
1日 上石神井北・豊玉南・練馬東小学校、石神井南・開進第四中学校開校
1日 練馬区立保育所設置条例施行
1日 豊玉保育園開園
1日 豊玉第二保育園開園
11月 1日 北町保育園開園

【昭和37年】(1962年)

4月 1日 立野小学校、大泉学園・豊玉第二中学校開校
8月 1日 練馬図書館が一部開館

【昭和38年】(1963年)

1月 1日 第七出張所、上石神井出張所開設
2月 1日 第1回住居表示開始(南町三丁目は桜台四～六丁目、南町四・五丁目は練馬一～四丁目に変更)
4月 1日 貫井中学校開校
5月 1日 下石神井保育園(現石神井町さくら保育園)開園
7月 1日 住民登録実態調査実施
8月31日 集中豪雨で、北町、春日町、向山町などに被害(床上浸水155戸、床下浸水2,137戸)
9月17日 第5回区議会議員選挙(定数48人)

10月 1日 東大泉保育園開園
12月26日 5代区長に須田操就任(選任)

【昭和39年】(1964年)

5月 1日 関町保育園開園
6月22日 都水道局北部第二支所開設
8月 1日 区役所庁舎完成(5階建旧庁舎)
1日 練馬青年館(現南大泉青少年館)開館
9月 7日 学校給食第一総合調理場完成(センター方式による区立小・中学校の給食開始)
10月10日 第18回オリンピック東京大会開催

【昭和40年】(1965年)

4月 1日 区の組織を5部制の新組織機構に改正(地方自治法改正により社会福祉等事務が都から大幅に移管されたため)
1日 石神井支所を石神井庁舎に名称変更
1日 石神井福祉事務所開設(石神井庁舎内)
1日 区政モニター制度を開始(25人に委嘱)
5月 1日 春日町・平和台保育園開園
10日 軽井沢高原寮(小・中学校の校外授業施設)を長野県浅間山麓に開設
7月 2日 区内初の学童クラブとして、北町西・練馬第二・石神井東小学童クラブ開設
8月 1日 区立小学校15校で校庭開放を開始

◎ アメリカシロヒトリが異常発生し、区内の街路樹のブラタナス、サクラや一般の家庭の庭木に被害を与える。
10月 第10回国勢調査実施練馬区の人口434,721人

【昭和41年】(1966年)

5月 1日 区民相談室開設
1日 上石神井保育園開園
6月 1日 下田学園を静岡県下田市に開園
1日 桜台・谷原保育園開園
6日 第1回特別区自治権拡充大会開催(千代田区公会堂)
29日 台風4号で区内各地に浸水

被害発生(5,000余世帯)
9月30日 新選挙人名簿制度実施(公職選挙法の一部改正)

12月16日 区議会「区政刷新に関する決議」全会一致で可決

【昭和42年】(1967年)

1月16日 学校給食第二総合調理場完成(区立中学校の完全給食実施)
4月 1日 大泉第四小学校開校
5月 1日 田柄・上石神井第二保育園開園
2日 臨時区議会で区長の不信任案可決。区議会解散
30日 第6回区議会議員選挙(定数52人)
5月 練馬図書館で移動図書館開始
6月21日 須田操区長退任
8月 1日 練馬福祉会館開館
9月 2日 区長公選条例直接請求の区民運動起こる
10月 7日 区は区長公選条例請求のための代表者証明書の交付を拒否
19日 区議会が公募公聴方式による区長候補者の公募を開始
25日 民有地を区が借り上げた区内初の民間遊び場「もちの木こども遊園地」「きりの木遊園地」開設
11月10日 住民基本台帳法施行
12月11日 区長公選を求める住民団体(区長を選ぶ区民の会)が区の処分を不服として東京地裁に提訴
26日 区内初の下水道使用開始

【昭和43年】(1968年)

2月 6日 区長選任のため臨時区議会開催
4月 1日 南田中・高松・大泉学園小学校開校
1日 南田中保育園開園
22日 区長選任のため臨時区議会を再度開催
5月 1日 春日町第二・貫井保育園開園
22日 区議会に区長候補者選出特別委員会を設置
6月 1日 南田中第二保育園開園
6日 東京地裁緒方判決で区が敗訴(区の代表者証明書交付

拒否処分は違法)

敬老館併設)開設

報用霧笛設置

7 日 区は即時控訴
 7 月 29 日 6 代区長に片健治就任(選
 任)。区長の空席期間は
 403 日間
 10 月 1 日 23 区共同の交通災害共済
 制度開始
 11 月 28 日 東京高裁、6 月 6 日東京地
 裁 緒方判決に対する区の
 控訴を棄却
 12 月 1 日 練馬診療所廃止
 12 月 「わたしの便利帳」を初めて
 全世帯に配布

【昭和 44 年】(1969 年)

2 月 1 日 区独立 20 周年記念「練馬
 区二十年の歩み」発行
 3 月 28 日 区議会にグラントハイツ対
 策特別委員会を設置
 4 月 1 日 泉新小学校開校
 7 月 20 日 練馬・石神井・大泉の三地
 区農業委員会を廃止、新た
 に練馬区農業委員会を設置
 9 月 16 日 旧練馬診療所跡に区民相談
 所、石神井庁舎に区民相談
 室開設
 10 月 1 日 氷川台保育園開園
 1 日 白百合福祉作業所開設
 11 月 1 日 区の組織にグラントハイツ
 対策室を設置
 12 月 1 日 老人医療費助成と児童手当
 制度実施

1 日 上石神井第三保育園開園

【昭和 45 年】(1970 年)

1 月 28 日 春日町青少年館一部開館
 (4 月 1 日全面開館)
 3 月 1 日 関町第二保育園開園
 4 月 1 日 大泉第六・田柄第二小学校
 開校
 1 日 東京都公害防止条例施行
 6 月 1 日 平和台児童館開館
 7 月 1 日 下田臨海寮(現下田少年自
 然の家)を小・中学校の校
 外授業の施設として静岡県
 下田市に開設
 8 月 1 日 下石神井第二保育園(現高
 野台保育園)開園
 9 月 1 日 豊玉第三保育園開園
 24 日 石神井庁舎改築完成
 10 月 1 日 石神井区民館(石神井庁舎
 内併設)開館
 12 月 1 日 石神井図書館開館
 1 日 大泉北出張所移転(区民館・

【昭和 46 年】(1971 年)

3 月 1 日 第六出張所移転(旭町区民
 館・旭町保育園併設)開設
 1 日 大泉保健相談所開設
 4 月 1 日 八坂・下石神井小学校開校
 1 日 北保健相談所開設
 11 日 第 7 回区議会議員選挙
 27 日 区の花にツツジ、区の木に
 コブシを選定
 10 月 9 日 グラントハイツ跡地利用区
 民総決起集会開催
 11 月 13 日 第 1 回 消費生活展 開催
 12 月 1 日 関出張所移転(区民館・敬
 老館併設)開設

【昭和 47 年】(1972 年)

1 月 1 日 栄町児童館(保育園・敬老
 館併設)開館
 2 月 5 日 武蔵関建築協定(関町五丁
 目)締結
 4 月 1 日 八坂中学校開校
 1 日 中小企業へ公害防止資金の
 融資制度発足
 5 月 12 日 石神井南中学校で光化学ス
 モッグによる被害発生
 6 月 1 日 総合体育館開館
 17 日 魚の産地直送事業開始
 7 月 28 日 片健治区長退任
 8 月 1 日 石神井プール予定地から縄
 文土器片や住居跡などが発
 掘される(現池淵史跡公園)
 1 日 石神井児童館(敬老館併設)
 開館
 11 月 6 日 区長準公選条例公布
 12 月 1 日 第七出張所移転(田柄区民
 館併設)開設
 1 日 大泉西出張所移転(南大泉
 区民館・南大泉保育園併設)
 開設

【昭和 48 年】(1973 年)

1 月 1 日 田柄第二・南大泉・北大泉
 保育園(児童館併設)開園
 23 日 日米安全保障協議委員会に
 おいて、キャンプ朝霞の一
 部(練馬地域の全て)が 3 年
 以内の返還決定
 4 月 1 日 初めての老人クラブ農園開
 園
 1 日 富士見台小学校、練馬東・
 大泉西中学校開校
 1 日 練馬保育園開園
 5 月 1 日 光化学スモッグ発生時の警

1 日 厚生文化会館開館
 1 日 光が丘保育園開園、光が丘
 児童館開館
 20 日 練馬休日・夜間診療所、石
 神井休日急患診療所開設
 7 月 21 日 石神井公園ボート池に「ち
 びっ子つり場」を開設
 8 月 1 日 静岡県熱海市に区民保養施
 設として「網代荘」開設
 1 日 上石神井出張所移転(区民
 館・児童館併設)開設
 9 月 30 日 グラントハイツが全面返還
 10 月 1 日 老人三事業(友愛訪問、老
 人ヘルパー派遣、老人福祉
 電話設置(6 月から))開始
 16 日 7 代区長に準公選で田畑健
 介就任。区長の空席期間は
 444 日間
 11 月 1 日 第五出張所移転(土支田
 区民館・児童館・保育園併設)
 開設
 12 月 1 日 春日町児童館(敬老館併設)
 開館

1 日 区の組織を 8 部制に改正

【昭和 49 年】(1974 年)

1 月 26 日 日常生活用品交換市開催
 29 日 第 1 次オイルショックに伴
 う区民の生活防衛のための
 臨時区議会開催
 2 月 23 日 生活防衛区民集会開催
 3 月 1 日 練馬区中高層建築物に関す
 る指導要綱施行
 11 日 都がグラントハイツ跡地に
 大公園設置のための都市計
 画決定
 4 月 1 日 大泉西・大泉北小学校開校
 1 日 練馬区愛育手当条例施行
 6 日 富士見台駅北口に初の区営
 自転車駐車場開設
 5 月 2 日 第 1 回 憲法記念の集い開
 催
 6 月 1 日 区長公選制復活(地方自治
 法改正公布)
 7 月 1 日 中村児童館(敬老館併設)開
 館
 20 日 石神井プール開設
 20 日 集中豪雨で区内各地に床上
 浸水 5 戸・床下浸水 383 戸・
 道路冠水 53 か所の被害発
 生
 8 月 1 日 練馬区独立を記念して「一

	日区長]行事開始(一日区長に区在住の女優檀ふみ氏)	7月1日	平和台図書館開館	1日	大泉学園緑小学校、三原台・大泉北中学校開校	
1日	寝たきりの高齢者に巡回入浴車運行開始	20日	高野台運動場(野球場・庭球場)開設	17日	武蔵関公園が都から区へ移管	
10月20日	区民祭「54万・人間ひろば」・「くらしを守る練馬区民青空市」開催	9月9日	台風17号で関町四・五丁目、大泉学園町などに床上浸水344戸、床下浸水491戸の被害発生	6月1日	中大グラウンド跡地(現練馬総合運動場)を区民に暫定開放	
11月1日	南田中児童館(敬老館併設)開館	12月1日	戸籍の閲覧が禁止	21日	暗渠化に伴い、田柄川緑道工事完成	
15日	練馬区行財政調査会が特別区行財政の強化を区長に提言	【昭和52年】(1977年)			8月2日	カネボウ跡地を区民に暫定開放
【昭和50年】(1975年)		1月1日	大泉交通公園開園	9月1日	高松地区区民館(高松保育園併設)開館	
1月25日	財政格差の解消を求める練馬区民大会を練馬公民館で開催	2月24日	第1回練馬区保育問題懇談会開催	22日	グラントハイツ跡地開発計画原案、都から提示	
2月1日	北町児童館(北町第二保育園併設)開館	2月	グラントハイツ跡地の都立公園建設工事開始	10月1日	石神井休日急患診療所で歯科休日急患診療開始	
2月	区の事務の効率化を図るため、電子計算機導入	3月29日	みどりを保護し回復する条例制定	1日	北町・桜台地区区民館(桜台第二保育園併設)開館	
4月1日	改正地方自治法施行(都から保健所の事務が移管、24年ぶり区長公選制復活)	4月1日	練馬区緑化委員会設立	11日	練馬区宅地等開発指導要綱施行	
1日	区の組織を9部制に改正	1日	石神井台児童館(保育園・敬老館併設)開館	12日	建築物の日影規制の都条例施行	
1日	関中学校開校	1日	早宮・田柄第三・橋戸・石神井台小学校、谷原中学校開校	【昭和54年】(1979年)		
27日	第8回区議会議員選挙(定数56人)	5月1日	埼玉県秩父市に秩父青少年キャンプ場開設	1月4日	石神井保健所移転開設	
27日	区長選挙、8代区長に田畑健介就任	1日	豊玉北地区区民館開館	24日	グラントハイツ跡地開発の東京都案を都市計画決定	
5月1日	大泉東出張所移転(東大泉区民館併設)開設	1日	西大泉児童館(保育園・敬老館併設)開館	2月24日	練馬区勤労者福祉共済会(ファミリーパック)発足	
1日	初の区立北大泉幼稚園開園	5月11日	グラントハイツ跡地開発計画会議で1万2千戸の住宅建設決定	3月23日	みどりの推進協定第1号として、向山三丁目の城南住宅組合と協定締結	
1日	向山保育園開園	20日	福祉タクシー券制度開始	4月1日	北原小学校、南が丘中学校開校	
6月1日	第二出張所移転(早宮区民館併設)開設	7月1日	緊急一時保育制度開始	22日	第9回区議会議員選挙、区長選挙	
1日	関町児童館開館	18日	第四出張所移転(都営住宅内に併設)開設	27日	9代区長に田畑健介就任	
10月	第12回国勢調査実施練馬区の人口559,665人	21日	練馬区高齢者事業団(現(公社)練馬区シルバー人材センター)設立	5月1日	早宮・下石神井地区区民館開館	
11月1日	初の憩いの森として、清水山憩いの森(カタクリ自生地)開園	8月1日	区独立30周年記念碑を開進第三小学校校庭に建立	1日	下石神井第三・春日町第三保育園開園	
12月15日	桜台出張所移転開設(南町から名称を変更)	1日	春日町区民館(第四出張所併設)開館	8月1日	中村橋区民センター(心身障害者センター、消費生活センター、貫井地区区民館、第三出張所併設)開館	
【昭和51年】(1976年)		21日	北大泉野球場開設	1日	軽費老人ホーム「すずしろ園」が都から区に移管	
1月1日	桜台区民館(桜台出張所に併設)開館	10月1日	区独立30周年記念「11万から55万区民へ」発刊	20日	心身障害者(児)のための病院委託による緊急一時保護開始	
2月1日	東大泉児童館(敬老館・東大泉第二保育園併設)開館	7日	練馬区基本構想策定	9月1日	都と合同で大規模総合防災訓練実施(光が丘運動場)	
4月1日	練馬第三・南が丘小学校開校	23日	休日歯科応急診療開始			
6月1日	区営ボート場を武蔵関公園に開設	【昭和53年】(1978年)				
		3月	練馬駅北口カネボウ跡地の区と都による先行取得決定			
		4月1日	三原台温水プール(児童館・敬老館併設)開設			

10月19日	台風20号で区内各地に被害発生		会に「特例市」構想の最終答申提出	27日	10代区長に田畑健介就任
12月	ひとり暮らしの高齢者にアパートのあっせん開始	10月1日	東京都環境影響評価(アセスメント)条例施行	5月5日	第1回 少年少女スポーツフェスティバル開催
【昭和55年】(1980年)		20日	区独立30周年記念「練馬区史 現勢編」発行	22日	第1回 練馬こどもまつり開催
2月1日	大泉図書館開館	12月26日	都立光が丘公園が一部開園	6月4日	尾崎遺跡資料展示室(春日小学校内)開設
3月1日	生活実習所(現氷川台福祉園)、大泉福祉作業所、平和台授産場が都から区に移管	【昭和57年】(1982年)		24日	区内に初めて地下鉄(営団有楽町線の池袋～営団成増駅間で小竹向原・氷川台・平和台の3駅)開通
4月1日	総合教育センター開設	3月24日	練馬区長期総合計画(昭和56～65年度)策定	30日	地下鉄12号線計画路線(案)を都が提案
1日	大泉学園桜小学校開校	4月1日	関町第三保育園開園、関保健相談所開設、春日小学校開校	7月1日	旭町南地区区民館開館
10日	長野県武石村(現上田市)に武石少年自然の家開設	1日	桜台体育館開館(開進第三中屋内運動場に併設)	9月1日	区営の公益質屋廃止
5月1日	向山庭園開園	1日	白百合福祉作業所、しらゆり荘開設	10月	練馬清掃工場光が丘分工場(現光が丘清掃工場)竣工
15日	区役所庁舎東館(現東庁舎)完成	5月1日	北大泉地区区民館開館	1日	北町福祉作業所・北保健相談所(改築)開設
21日	谷原出張所移転(総合教育センター内に併設)開設	6月1日	光が丘地区開発推進本部設置	1日	ひとり暮らし等の高齢者に給食サービス開始
6月2日	中野区と共同で、富士見台ケアセンター開設	9月1日	関町図書館開館	1日	地下鉄西武有楽町線の小竹向原～新桜台駅間開通
8月10日	区独立30周年記念「練馬区史 現勢資料編」発行	1日	(財)練馬区文化振興協会(現(公財)練馬区文化振興協会)設立	3日	「非核都市練馬区宣言」を行う
9月1日	富士見台地区区民館開館(富士見台こぶし保育園併設)、豊玉第四保育園開園	12日	台風18号で区内各地に床上浸水484件、床下浸水720件の被害発生	17日	「ビデオねりま」放映開始
10月1日	氷川台(氷川台第二保育園併設)・北町第二地区区民館開館	10月1日	父子・母子家庭への家事援助者派遣事業開始	【昭和59年】(1984年)	
12月1日	第八出張所開設	11月5日	地下鉄12号線建設促進大会開催	1月1日	区旗制定
【昭和56年】(1981年)		12日	練馬地区(練馬駅北西側約13ha)環境改善計画策定	2月2日	二十三特別区議会が主催し、特別区を「市」にするための促進大会開催
1月23日	国土庁主催の「農住タウン・ミーティング」を練馬区で開催	30日	区独立30周年記念「練馬区史 歴史編」発行(3部作完成)	3月23日	光が丘出張所開設
2月17日	練馬区など関係11区が都営地下鉄12号線促進連絡協議会を結成	12月7日	光が丘地区医療施設誘致構想まとめる	4月1日	光が丘第三保育園開園
3月1日	大泉学園地区区民館(大泉学園保育園併設)開館	20日	障害者福祉施策推進を図るための練馬区行動計画策定	1日	光が丘第四小学校、光が丘第一・光が丘第四中学校開校
4月1日	防災行政用無線局開局	【昭和58年】(1983年)		1日	区役所庁舎西館(現西庁舎)完成
1日	大泉学園桜中学校開校	1月17日	災害時の生活用水を確保するため「ミニ防災井戸」の指定開始	1日	東大泉地区区民館開館
1日	東京中高年齢労働者職業福祉センター(サンライフ練馬)開設	4月1日	収入役室の業務を電算化	16日	田柄・西大泉地区区民館開館
5月1日	放射36号線の建設に建設大臣の事業認可	1日	光が丘第一小学校開校、石神井台第二・旭町第二・光が丘第二保育園開園	16日	婦人関係施策推進会議設置
6月18日	光が丘地区医療施設構想試案が、光が丘地区医療施設構想協議会から区長に答申	3日	練馬区建築審査会設置	6月11日	区議会が「都営地下鉄12号線を光が丘から大泉以西へ延伸するための意見書」を運輸大臣に提出
7月1日	防災無線を利用し「タベの鐘(現タベの音楽)」放送開始	24日	第10回区議会議員選挙、区長選挙	19日	大泉公園内に災害時の応急給水施設完成
8月28日	特別区政調査会が特別区長			9月1日	光が丘第四保育園開園
				5日	独立後初の大泉町二丁目土地区画整理組合を設立認可
				10月4日	光が丘地区に練馬区医師会立病院の誘致を決定

【昭和 60 年】(1985 年)

2 月 1 日 練馬区電子計算組織に係る個人情報保護に関する条例施行
1 日 住民記録の電算化開始
3 月 22 日 練馬区婦人行動計画策定
31 日 区職員の定年制実施
4 月 1 日 関町北・春日町南地区区民館開館
1 日 光が丘第五・光が丘第六保育園開園、光が丘あかね幼稚園開園
1 日 光が丘第三・光が丘第七小学校開校
1 日 練馬区ワンルーム形式集合建築物の建築に関する指導要綱施行
5 月 1 日 千葉県富山町(現南房総市)に岩井少年自然の家開設
7 日 練馬公民館(改築)開館
25 日 外郭環状線の建設に伴う公聴会開催
6 月 1 日 練馬図書館(改築)開館
7 月 1 日 貫井図書館開館
1 日 貫井第二保育園開園
11 日 運輸政策審議会が都営地下鉄 12 号線の光が丘から大泉学園町までの延伸を運輸大臣に答申
8 月 1 日 勤労福祉会館開館
10 月 第 14 回国勢調査実施練馬区の人口 587,887 人
10 月 1 日 区立美術館開館
1 日 石神井台・上石神井地域集会所開設
2 日 関越自動車道全線開通

【昭和 61 年】(1986 年)

2 月 1 日 戸籍謄本・抄本を出張所でも交付開始
19 日 特別区制度改革について都区間で最終合意
3 月 1 日 区立保養所「網代荘」閉鎖
4 月 1 日 立野・南大泉地区区民館開館、関町生活実習所(現関町福祉園)開設
1 日 早宮・光が丘第七保育園開園、光が丘むらさき幼稚園開園
1 日 光が丘第五小学校開校、開進第二中学校セミナーハウス開設
1 日 練馬区特別区制度改革推進

会議設置

12 日 平和祈念碑を区役所庁舎前に設置
7 月 1 日 練馬区自転車の適正利用に関する条例施行
8 月 12 日 春日町一・二丁目地区の地区計画、春日町二丁目地区の沿道整備計画が都市計画決定
9 月 1 日 練馬区公文書公開条例施行
25 日 東台野球場開設
10 月 1 日 練馬区文化財保護条例施行
11 月 1 日 練馬区医師会立光が丘総合病院開院
12 月 2 日 早宮二丁目地区・大泉町二丁目地区の地区計画が都市計画決定
10 日 練馬区文化財保護審議会設置

【昭和 62 年】(1987 年)

1 月 8 日 環状 7 号線(羽沢・小竹町地区)沿道整備計画が都市計画決定
2 月 2 日 エイズ相談窓口開設
4 月 1 日 婦人会館(現男女共同参画センターえーる)開館
1 日 花とみどりの相談所開設
1 日 光が丘第八・石神井町つづじ保育園開園
1 日 光が丘第二小学校、光が丘第二中学校開校
1 日 びくに公園庭球場、南田中・谷原地域集会所開設
12 日 都道放射 36 号線一部開通
26 日 第 11 回区議会議員選挙、区長選挙
27 日 11 代区長に岩波三郎就任
6 月 15 日 大泉郵便局 開局
7 月 21 日 アスベスト撤去作業を小・中学校合わせて 4 校で開始
8 月 1 日 区独立 40 周年記念「練馬区小史」発行
9 月 1 日 ひとり暮らしの高齢者に学校給食提供開始
11 月 10 日 (財)練馬区都市整備公社(現(公財)練馬区環境まちづくり公社)設立
16 日 区内初の特別養護老人ホーム「育秀苑」開設
12 月 1 日 練馬区医師会立光が丘総合病院で夜間の急病・安心コール開設

3 日 区独立 40 周年を記念して、区民の応募による「ねりま百景」決定
10 日 西武池袋線 富士見台－石神井公園駅間の高架化完成

【昭和 63 年】(1988 年)

1 月 14 日 環状七号線沿道整備計画が都市計画決定
18 日 初の育秀苑デイサービスセンター開設
2 月 1 日 旭丘地域集会所開設
3 月 1 日 第 1 回 練馬区少女ネットボール大会開催
4 月 1 日 光が丘わかば幼稚園開園
1 日 光が丘第三中学校開校
1 日 光が丘生活実習所(現光が丘福祉園)開設
1 日 光が丘第九保育園開設
5 月 6 日 区役所西館(現西庁舎)1 階に区民課総合窓口開設
27 日 稲荷山図書館開館
6 月 16 日 石神井公園駅北口地区第一種市街地再開発事業が都市計画決定
7 月 19 日 地下鉄 12 号線延伸促進期成同盟発足
8 月 1 日 練馬区福祉公社設立
17 日 第 1 回中学生海外派遣(区立中学校各 1 人、34 人を米国へ 10 日間派遣)を実施
9 月 11 日 第 1 回照姫まつり 開催
10 月 1 日 初の地下鉄 12 号線延伸促進大会開催

【昭和 64 年】(1989 年)

1 月 7 日 昭和天皇崩御

【平成元年】(1989 年)

1 月 8 日 「平成」に改元
13 日 池袋のデパートで第 1 回ねりま漬物物産展 開催
2 月 1 日 中村地域集会所開設
3 月 26 日 第 1 回 ねりまボランティアまつり 開催
29 日 千川上水の一部に清流が復活(関町南の一部)
4 月 1 日 光が丘さくら幼稚園開園
1 日 光が丘第十・十一保育園開園
1 日 光が丘第八小学校開校
1 日 区立として初の田柄特別養護老人ホーム開設
3 日 住民票などを区内の郵便局

	から郵送請求できる行政サービス開始	(都)設置	行
8 日	区役所が第二・第四土曜日閉庁開始	25日 英語版・中国語版広報紙発刊	21日 北京市海淀区に練馬区日中友好訪中団を派遣
15日	夏の雲公園庭球場開設	31日 練馬区長期総合計画(平成2～12年度)策定	9月21日 初の高齢者集合住宅「鶴の里」を羽沢に開設
5月1日	土支田庭球場開設、向山地域集会所開設	9月1日 出張所で住民税証明書発行開始	10月15日 生産緑地法一部改を受け、区に生産緑地対策本部設置
25日	心身障害者中村訓練作業室開設	10月1日 練馬区の面積が48.17㎢から48.16㎢に変更(建設省国土地理院調べ)	11月5日 光が丘郵便局開局
7月1日	光が丘福祉事務所開設	10日 第1回練馬区健康フェスティバル開催	12月10日 都営地下鉄12号線(現都営大江戸線)が光が丘駅～練馬駅まで部分開通
3 日	光が丘区民センター(光が丘区民ホール、高齢者福祉センター、心身障害者福祉集会所、光が丘出張所、光が丘福祉事務所、光が丘保健相談所、光が丘なかよし児童館、光が丘デイサービスセンター、健康増進センター、衛生試験所併設)開設	18日 花とみどりの相談所温室植物園開園	【平成4年】(1992年)
9月1日	初のねりまタウンサイクルを大泉学園駅北口に開設	11月1日 練馬区障害者就労促進協会(レインボーワーク)設立	2月2日 練馬歯科休日急患診療所開設
30日	練馬区国際交流協会設立	3 日 空き缶・空きびんの分別回収開始	4 日 練馬区の緑化計画が「緑の都市賞」受賞
10月8日	「練馬区の歌ーわが街・練馬ー」発表	6 日 大泉学園駅前地区第一種市街地再開発事業が都市計画決定	13日 全国自転車問題自治体連絡協議会発足、岩波区長が初代会長に選任される
11月10日	国土地理院の測量方法変更に伴い練馬区の面積が47㎢から48.17㎢に変更	11日 電話申込した住民票の写しなどを夜間・休日に交付する「閉庁時窓口サービスコーナー」開設	3月1日 大泉町地域集会所開設
12月1日	光が丘消防署開設	【平成3年】(1991年)	3 日 全国自転車問題自治体連絡協議会が国に自転車法等の改正を求めて要望書を提出
【平成2年】(1990年)		1月20日 上石神井体育館開館	4月1日 区の組織を13部制に改正
1月1日	昭和38年2月から始まった練馬区内の「住居表示」事業が第28回の豊玉上・豊玉北地区実施で全て完了	2月9日 大泉中学校セミナーハウス開設	7月1日 区役所が毎週土曜日を完全閉庁日とする週休2日制導入
4 日	電算業務専用棟の中村北分館開館	28日 練馬春日町駅西地区第一種市街地再開発事業が都市計画決定	15日 区立図書館全館を結ぶオンラインネットワーク完成
3月31日	軽井沢高原寮閉所	3月1日 戦争体験記「平和への架け橋」(上巻)発刊	16日 練馬区自転車駐車場条例施行
4月1日	光が丘第六小学校開校	30日 練馬区街づくり基本計画策定	10月1日 (福)練馬区社会福祉事業団設立
1 日	看護学生に看護婦への修学資金・就業支度資金貸付制度開始	4月1日 土支田地域集会所開設	13日 北京市海淀区と友好・協力交流に関する合意書に調印
1 日	光が丘警察署開設	1 日 光が丘病院が「日本大学医学部付属練馬光が丘病院」として再出発	11月1日 初の区立西大泉市民農園開設
8 日	障害者が再生した放置自転車(ネリマレインボーサイクル)を区内で販売開始	21日 第12回区議会議員選挙(定数52人)、区長選挙	12日 区内の農地を計画的に保全する生産緑地地区の都市計画決定(区の農地の約半分の242.39haが生産緑地となる)
5月8日	長野県軽井沢町に軽井沢少年自然の家開設	27日 12代区長に岩波三郎就任	12月13日 びん・缶の分別回収の「サンデー・モーニングリサイクル」を区内8路線で試験的に開始
10日	旭町北地区区民館開館	6月1日 区独立40周年記念「練馬区議会史」発行	23日 社会教育施設・区民施設の祝日開館開始
6月1日	区民相談所で外国語による専門的相談開始	1 日 都立大泉中央公園全面開園	【平成5年】(1993年)
7月10日	練馬西税務署(国)開設	8月1日 外国都市との連絡・交流などに携わる初の国際交流員として、オーストラリア人を採用	1月12日 練馬春日町駅西地区市街地再開発組合が設立され、区で初めて市街地再開発事業
18日	小竹図書館開館	15日 戦争体験記「平和への架け橋」(下巻)発刊	
24日	学田公園地下に応急給水槽	20日 練馬区シャトルバス試行運	

	開始	北の6区で構成するエイトライナー促進協議会発足	共地下駐車場開設
21日	北京市海淀区、オーストラリアのイプスウィッチ市の児童・生徒の書や絵画作品の展示を美術館で開催	8月1日 三原台・北町地域集会所開設	8月15日 平和祈念碑を光が丘公園内に建立
2月2日	長尾幸作氏からの寄付を受け、練馬区芸術作品設置基金を創設(条例施行は3月18日)	10月8日 西武池袋線 桜台駅付近ー練馬駅付近までの下り線の高架化完成	9月1日 ペットボトルの回収開始
3月	練馬区障害者福祉行動計画策定	15日 オーストラリアのイプスウィッチ市と友好都市提携の合意書に調印	10月 第16回国勢調査実施練馬区の人口635,746人
23日	土支田高齢者集合住宅が開設(初のデイサービスセンターを併設)	11月10日 長野県武石村(現上田市)と友好提携の合意書に調印	1日 関区民センター(関区民ホール、関出張所、関高齢者センター併設)開設
4月1日	大泉学園・高野台地域集会所開設	12月1日 武石少年自然の家に新館開館	23日 憩いの森制度が「緑の都市賞」を受賞
1日	練馬区で初めて都市型CATV事業を行う「ケーブルテレビネリマ」(現J:COM 東京)開局	7日 西武池袋線の新駅、練馬高野台駅開業	12月13日 大泉学園駅前地区第一種市街地再開発事業の事業計画が認可される
10日	フランスのストラスブルフィルハーモニー管弦楽団が、練馬文化センターで公演、同市長が練馬区を表敬訪問	7日 西武有楽町線が練馬駅から小竹向原駅まで開通し、営団有楽町線への乗り入れ開始	【平成8年】(1996年)
5月9日	体験農場を備えた土支田農業公園開園	21日 都と23区が、都区制度改革に必要な法令改正について自治大臣に正式に要請し、受理される	3月30日 区役所本庁舎アトリウム棟竣工、落成記念区民コンサート開催
6月6日	石神井川に平成みあい橋と緩傾斜護岸完成	【平成7年】(1995年)	4月1日 東大泉地域集会所開設
29日	南大泉図書館開館、南大泉青少年館(改築)開館	1月17日 阪神・淡路大震災(マグニチュード7.3)発生	30日 子育ての広場「光が丘びよびよ」、「大泉びよびよ」を試行的に設置
7月1日	厚生文化会館(改築)開館	2月1日 初の在宅介護支援センター(光陽苑・安らぎ舎)開設	4月 初の農業体験農園「緑と農の体験塾」開設
9月1日	中国から招へいた中医が、日大光が丘病院で漢方医としての指導助言を開始	13日 練馬区生涯学習推進計画策定	6月4日 三宝寺池が環境庁の日本の音風景100選に認定される
11月13日	平和台体育館開館	22日 光が丘図書館開館	7日 練馬春日町駅西地区再開発ビル「エリム春日町」完成
17日	練馬区環境基本計画策定	4月1日 練馬・光が丘・石神井総合福祉事務所開設	7月10日 健康センター内に練馬区医師会訪問看護ステーション開設
12月27日	練馬区住宅マスタープラン策定	1日 石神井町福祉園開設、知的障害者生活寮大泉つつじ荘開設	28日 立野公園開園
【平成6年】(1994年)		1日 区内共通商品券発行開始	8月1日 O157 等対策本部設置
2月1日	区役所新庁舎(本庁舎20階建)竣工	15日 区役所内に健康センター開設	28日 春日町図書館開館
3月17日	練馬区福祉基本計画策定	23日 第13回区議会議員選挙、区長選挙	9月 初の避難拠点訓練実施
30日	東京外環自動車道の大泉ICと和光ICの区間約2.9km開通	27日 13代区長に岩波三郎就任	12月18日 第1回 アトリウムミニコンサート開催
4月1日	地域別街づくり計画策定	5月21日 ねりま区報1000号を発行	24日 練馬区行政改革実施計画(平成9～11年度)決定
15日	平成つつじ公園開園	6月21日 「防災の手引」を全戸配布	【平成9年】(1997年)
20日	光が丘地区区民館開館	21日 健康づくり推進会議が「練馬区における健康づくり施策の基本的な考え方とその進め方について」を答申	1月1日 基礎年金番号制度開始
4月	ねりまの名木百選 決定	7月1日 狭あい道路拡幅整備事業開始	3月15日 初のリサイクルセンター(現関町リサイクルセンター)開設
5月14日	光が丘体育館開館	1日 練馬区行政手続条例施行	4月1日 名誉区民顕彰制度創設
26日	練馬・大田・世田谷・杉並・板橋・	18日 西武池袋線練馬駅北口に公	1日 大泉学園町福祉園開園
			30日 環状八号線 井荻トンネル開通
			5月1日 リサイクルセンターで大型家具の展示・販売開始
			6月1日 24時間巡回型ホームヘル

プサービス事業開始
 11日 立体区道「やすらぎ歩道橋」利用開始
 7月1日 練馬区ポイ捨ておよび落書行為の防止に関する条例施行
 20日 区独立50周年を記念してNHK ラジオ体操の全国公開放送を光が丘体育館前ひろばで実施
 8月1日 区独立50周年記念「ねりま50年の移り変わり」発行
 9日 大泉学園町体育館開館
 10月6日 初の介護老人保健施設「練馬ゆめの木」開設
 15日 区民親善訪問団が北京市海淀区訪問
 16日 大泉井頭公園が親水公園として利用再開
 11月1日 小竹地域集会所開設
 2～3日 区独立50周年記念区民オペラ「アイダ」上演
 19日 フランスのストラスブール市で、桜の植樹記念式典開催
 12月13日 西武池袋線 中村橋駅付近一富士見台駅付近の下り線の高架化完成
 19日 都営地下鉄12号線の練馬駅～新宿駅間開業

【平成10年】(1998年)

3月26日 西武池袋線と地下鉄有楽町線が相互直通運転開始
 4月1日 石神井台みどり地域集会所開設
 5月27日 フランスのストラスブール市から寄贈されたマロニエの植樹式開催
 7月1日 大泉総合福祉事務所開設
 6日 練馬区産業振興計画策定
 9日 練馬区リサイクル推進協議会設置
 31日 都が練馬区全域を緑化地区に指定
 8月3日 練馬区みどりの基本計画策定
 9月16日 学校給食を活用した高齢者食事サービス開始
 10月1日 児童手当支給事業開始
 12月1日 ねりま区テレホン・ファックスサービス開始

12日 初の区内共通商品券の特別販売を実施
 15日 交通安全区民大会で「交通安全都市練馬区宣言」を行う

【平成11年】(1999年)

1月5日 子どもショートステイ事業開始
 20日 ねりま区報が東京都広報コンクールで最優秀賞を初めて受賞
 3月1日 練馬駅周辺道路を環境美化推進地区に指定
 27日 江古田駅地下横断歩道開通
 4月25日 第14回区議会議員選挙、区長選挙
 27日 14代区長に岩波三郎就任
 6月1日 練馬区保健所を設置し、桜台・石神井保健相談所を開設
 1日 東大泉グループ保育室を開設し、駅型グループ保育開始
 7月21日 集中豪雨による水害発生
 11月1日 練馬中学校内にデイサービスセンター開設

【平成12年】(2000年)

1月4日 育児支援あい事業開始
 4月1日 特別区制度改革実施
 1日 都から区に清掃事業移管、谷原清掃事業所開設
 1日 練馬区介護保険条例施行
 1日 練馬区個人情報保護条例施行
 1日 練馬区リサイクル推進条例施行
 1日 区ホームページ開設
 5月25日 練馬区自転車利用総合計画策定
 7月1日 ストーカー被害防止のため、住民票の写しの交付請求や閲覧の制限実施
 1日 練馬区介護保険運営協議会発足
 9月21日 練馬区リサイクル推進計画策定
 11月7日 大泉学園再開発地区の名称が、一般公募により「大泉学園ゆめりあ」に決定
 12月1日 びん・缶街区路線回収を拡大し、区内全域で実施
 12日 都営地下鉄大江戸線全線開業

【平成13年】(2001年)

1月1日 戸籍事務の電算化開始
 3月3～4日 中村陸橋と西武池袋線の逆立体切替工事実施
 16日 練馬区長期総合計画(平成13～22年度)策定
 4月1日 練馬区区民・勤労者福祉サービスセンター発足
 5月17日 オーストラリアのイプスウィッチ市に日本庭園「ネリマガーデン」開園
 6月1日 練馬区夜間救急こどもクリニック事業開始
 8月8日 特別区制度改革に伴い、区として初めて区立小・中学校使用教科書を採択
 9月7日 「ねりまの名品21」決定
 10日 平日夜間特別窓口開設
 23日 大泉学園駅西側に補助135号線(アンダーパス)開通
 10月8日 「健康都市練馬区宣言」を行う
 11月22日 大泉学園駅北口再開発ビル「ゆめりあ1」完成
 12月20日 新病院の運営主体が、学校法人順天堂に決定

【平成14年】(2002年)

2月1日 大泉学園ゆめりあホール開館
 3月12日 石神井公園駅北口再開発ビル「石神井公園ピアレス」完成
 19日 練馬福祉会館閉館
 4月1日 練馬区情報公開条例施行
 22日 石神井公園ピアレス内に、石神井公園区民交流センター開設
 5月20日 谷原出張所が西武池袋線練馬高野台駅高架下に移転
 7月 ねりま遊遊スクール開始
 2日 学校給食リサイクル肥料「練馬の大地」を製品化
 8月5日 住民基本台帳ネットワークシステムの第1次稼動開始(国)
 10月1日 石神井公園駅北口駅前広場完成
 1日 夜間休日の住民票などの即時発行窓口開設
 1日 春日町リサイクルセンター

開設	7月30日	ペットボトル街区路線回収 モデル事業開始	スストアでの納付開始
11月15日 大泉学園駅南口再開発ビル 「ゆめりあ2」完成	9月11日	初の財政白書を公表	28日 環状八号線全面開通
【平成15年】(2003年)	10月16日	豊玉高齢者センター開設	6月2日 練馬区観光協会設立
1月1日 総合教育センター(現学校 教育支援センター)が旧練 馬福祉会館に移転	18日	練馬区みどりを育む基金 (愛称:練馬区みどりの葉 っぱい基金)創設	8月1日 練馬区環境基本条例施行
2月1日 関町地域集会所開設	23日	新潟県中越地震(マグニチ ュード6.8)発生	1日 「環境都市練馬区宣言」を行 う
3月3日 北町・田柄地区と光が丘を 結ぶシャトルバスの運行開 始	12月13日	練馬区区民の安全と安心を 推進する条例施行	8月 都市計画道路補助230号 線(笹目通り～土支田通り 区間)が事業認可
16日 環状八号線練馬春日町トン ネル開通	【平成17年】(2005年)		10月2日 自動交付機を導入し、住民 票の写し、印鑑登録証明書 の交付開始
4月1日 練馬駅北口・大泉学園駅南 口に駅前広場完成	1月25日	各種届出の電子申請サービ ス開始	11月1日 練馬区環境審議会設置
1日 図書館資料のインターネッ ト予約サービス開始	3月14日	練馬区産業振興基本条例施 行	12月7日 区独立60周年を記念して 「練馬区健康いきいき体操」 発表
27日 第15回区議会議員選挙、 区長選挙	31日	下田学園閉園	11日 わがまち練馬みらい債(住 民参加型市場公募地方債) 発行
27日 15代区長に志村豊志郎就任	3月末	区立小中学校のアスベスト 除去工事完了	26日 みどり30推進計画策定
5月23日 練馬区観光協議会発足	4月1日	区の組織に3事業本部制を 導入	【平成19年】(2007年)
7月15日 区立小中学校で初めて春日 小学校校庭の芝生化完成	1日	屋上緑化助成事業開始	1月11日 区独立60周年を記念して 「練馬区の素敵な風景100 選」発表
9月3日 「練馬区にちなんだ商品(愛 称:ねりコレ)」を決定	1日	中学校学校選択制実施	27日 都市農地保全推進自治体フ ォーラム開催
5日 第1回 とともに地域を築く 区民と区長のつどい開催	1日	障害者地域活動支援センタ ー谷原フレンド開設	3月23日 地図情報ねりまっぷ運用開 始
10月31日 学校・区民施設のアスベス ト除去方針・計画策定	7月1日	順天堂大学医学部附属練馬 病院開院	25日 区独立60周年を記念して、 NHKのど自慢公開生放送 を練馬文化センターで実施
12月1日 豊玉障害者地域生活支援セ ンターきらら開設	8月1日	練馬子ども家庭支援センタ ー開設	4月1日 関子ども家庭支援センター 開設
25日 新行政改革プラン(平成16 ～18年度)策定	10月	第18回国勢調査実施練馬 区の人口692,339人	1日 中学生までの医療費無料化 実施
【平成16年】(2004年)	10月3日	社会福祉協議会内に権利擁 護センターほっとサポート ねりま開設	1日 いきいき健康券事業開始
1月27日 学校給食調理業務の民間委 託を4校で開始	12月28日	練馬区新長期計画(平成18 ～22年度)策定	1日 全中学校で二学期制を導入
2月17日 貫井福祉園(福祉工房、活 動交流室併設)開設	【平成18年】(2006年)		22日 第16回区議会議員選挙、 区長選挙
4月1日 区立大泉さくら運動公園開 園	1月1日	練馬区アスベスト飛散防止 条例施行	27日 16代区長に志村豊志郎就 任
6日 安全・安心パトロールカー 運行開始	4日	全国で初めて印鑑登録証明 書にホログラムを導入	5月6日 練馬区情報番組「ねりまほ っとライン」放送開始
5月9日 区役所に屋上庭園・屋上緑 化見本園開設	19日	区が環境省の平成17年度 「循環・共生・参加まちづく り表彰」受賞	7月11日 ブルーベリー摘み取り観光 農園開園
5月 練馬区アスベスト対策大綱 を策定	3月末	区立施設のアスベスト除去 工事完了	8月1日 初の名誉区民として6名 (上野徳次郎、梅内正雄、 小口政雄、加藤隆太郎、栗 原佐吉、林信助)を顕彰
6月1日 国民健康保険料のコンビニ エンスストアでの納付開始	4月1日	練馬区まちづくり条例施行	1日 区独立60周年記念「ねり ま60」発行
21日 練馬区洪水ハザードマップ 発行	1日	区立施設の指定管理者制度 開始	
6月1日 学校安全安心ボランティア 事業開始	1日	東大泉第三保育園開園	
	13日	みどり30基本方針策定	
	5月11日	軽自動車税のコンビニエン	

31日	練馬駅地下1階に練馬区観光案内所開設	8月3日	23区初のアニメキャラクター(銀河鉄道999)入り証明書(住民票の写しなど)発行開始	3月7日	区の公式アニメキャラクター「ねり丸」発表
10月31日	行政改革推進プラン(平成19～22年度)策定			11日	東日本大震災(マグニチュード9.0)発生
11月1日	光が丘障害者地域生活支援センターすてっぷ開設	16日	3つのコミュニティバスを統一し、みどりバス運行開始	24日	区公式ツイッターアカウントを作成、区政情報の発信を開始
12月2日	第1回 練馬大根引っこ抜き競技大会開催	12月11日	練馬区基本構想策定	4月1日	初の小中一貫教育校「大泉桜学園」が開校
【平成20年】(2008年)		【平成22年】(2010年)			
1月4日	出張所を区民事務所(4か所)と出張所(13か所)に再編	1月15日	貫井子ども家庭支援センター開設	4日	大泉学園町希望が丘公園運動場開設
29日	北京市海淀区との友好交流15周年記念碑除幕式開催	3月12日	練馬区長期計画(平成22～26年度)策定	12日	区職員の第一次支援隊が宮城県亘理町へ向けて出発
2月8日	区立学校適正配置第一次実施計画策定	19日	練馬区区民との協働指針策定	24日	第17回区議会議員選挙、区長選挙
3月16日	第1回 ねりたんアニメプロジェクト in 大泉開催	28日	石神井公園ふるさと文化館開館	27日	17代区長に志村豊志郎就任
4月1日	全小学校で二学期制を導入	4月1日	練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例施行	5月1日	区が景観法による景観行政団体となる
9日	光が丘子ども家庭支援センター開設	1日	光が丘地区で統合新校4校(光が丘四季の香・光が丘春の風・光が丘夏の雲・光が丘秋の陽小学校)が開校	1日	練馬区景観条例施行
14日	区の人口が70万人を超える	5月1日	大泉子ども家庭支援センター開設	6月13日	区立施設等で、東日本大震災による放射線等の測定を開始
6月1日	練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例施行	1日	大泉障害者地域生活支援センターさくら開設	9月1日	粗大ごみや小型家電から金属の資源化事業を開始
10月29日	都市農地保全推進自治体協議会設立、初代会長に志村区長が選出される	25日	練馬区地球温暖化対策地域協議会設立	2日	新座市と災害時相互応援協定を締結
11月5日	名誉区民として5名(牧野富太郎、田畑健介、岩波三郎、野村万作、松本零二)を顕彰	8月10日	都市計画道路補助230号線(外環道～大泉学園通り区間)が事業認可	10月1日	自治体として初めて使用済み食用油のバイオ燃料精製事業を開始
22～24日	第1回 ねりたんアニメカーニバル開催	20日	西東京市と災害時相互応援協定を締結	【平成24年】(2012年)	
【平成21年】(2009年)		27日	和光市と災害時相互応援協定を締結	1月30日	武蔵野市と災害時相互応援協定を締結
1月22日	中村南スポーツ交流センター開館	10月	第19回国勢調査実施練馬区の人口716,124人	3月27日	館林市と災害時相互応援協定を締結
30日	練馬区地域共存型アニメ産業集積活性化計画策定	1日	練馬区福祉のまちづくり推進条例施行	4月1日	(公社)地域医療振興協会練馬光が丘病院が開院(3月31日に日本大学医学部付属練馬光が丘病院が運営終了)
2月12日	牧野記念庭園が国の登録文化財に指定	11月1日	練馬区資源循環センター開設	5月10日	練馬区施設建築安全審査会設置
4月1日	練馬みどりの機構設置	24日	下仁田町と災害時物資等支援協定を締結	28日	練馬区教育振興基本計画策定
2日	豊玉リサイクルセンター開設	【平成23年】(2011年)		6月1日	しらゆり荘を(移転)開設
22日	フランスのアヌシー市とアニメ産業交流協定締結	1月1日	練馬区政推進基本条例施行	8月1日	原付自転車オリジナルナンバープレート(「ねり丸」「銀河鉄道999」)交付開始
5月1日	南田中図書館開館	6日	前橋市と災害時相互応援協定を締結	11月1日	大泉学園駅北口地区再開発事業が開始
1日	石神井障害者地域生活支援センターういんぐ開設	24日	野村万作氏が練馬文化センター名誉館長に就任	1日	初の都市型軽費老人ホーム2施設が開設
7月21日	都市計画道路補助230号線(土支田通り～外環道区間)が事業認可	2月14日	日本銀行石神井運動場を公園用地として取得		

【平成 25 年】(2013 年)

- 1 月 15 日 前橋市と災害時の行政情報の発信に関する覚書を締結
21 日 旧光が丘第五小学校跡地にこども発達支援センター開設
1 月 中村地区浸水対策施設が竣工
4 月 1 日 練馬区暴力団排除条例施行
1 日 (一社)練馬区産業振興公社設立
3 日 上尾市・上田市と災害時相互援助協定締結(3 自治体間での災害時応援体制を構築)
7 月 1 日 練馬区子ども・子育て会議設置
9 月 1 日 災害時・緊急時の連絡網として、「緊急一斉メール」連絡網システム導入
10 月 1 日 区公式フェイスブック開設
15 日 自動交付機での住民税の証明書交付開始
11 月 15 日 補助 230 号線が笹目通りから土支田通りまで開通
12 月 2 日 ハローワークと連携した、就労応援ねりま開設

【平成 26 年】(2014 年)

- 2 月 23 日 志村豊志郎練馬区長が逝去
3 月 18 日 区内警察署、防犯協会と区の三者で、「練馬区街かど安全 71 万人区民の目」警戒運動に関する覚書を締結
31 日 光が丘あかね幼稚園・光が丘わかば幼稚園閉園
4 月 1 日 石神井松の風文化公園開園、同公園内に石神井公園ふるさと文化館分館開館
1 日 旧光が丘第二小学校に学校教育支援センター、防災学習センター開設
14 日 区施設と民間施設からなる複合施設 Coconeri(ココネリ)が練馬駅北口に開設
20 日 第 18 回区長選挙、区議会議員補欠選挙(3 人)
20 日 18 代区長に前川耀男就任
5 月 1 日 Coconeri(ココネリ)に初の回復期リハビリテーション病院開設
6 月 1 日 初の民設民営福祉園として田柄福祉園開設

- 20 日 区の執行体制を強化するため、副区長 2 名制を採用
7 月 1 日 区内 11 か所の郵便局で住民票の写し等の証明書発行開始
22 日 区長とともに練馬の未来を語る会初開催
22 日 早宮・関区民事務所開設
8 月 1 日 区役所西庁舎 10 階にハーブテラス開園
10 月 1 日 上石神井敬老館開設
1 日 計測方法の変更に伴い区の面積が 48.16km²から 48.08 km²に変更
20 日 オーストラリアのイプスウィッチ市友好都市提携 20 周年記念調印式開催
11 月 20 日 大江戸線延伸の実現をめざし、都へ要望書を提出

【平成 27 年】(2015 年)

- 1 月 25 日 西武新宿線立体化促進協議会(会長前川区長)発足
3 月 14 日 練馬区農の学校開校
19 日 みどりの風吹くまちビジョン策定
19 日 区の魅力を発信する「Yori Dori Midori(よりどりみどり)練馬」プロジェクト開始
29 日 第 1 回 練馬こぼしハーフマラソン開催
4 月 1 日 大泉学園駅北口直結のペDESTリアンデッキに大泉アニメゲート開設
1 日 美術の森緑地リニューアルオープン
1 日 こどもの森開園
1 日 練馬区区政改革推進会議設置
10 日 練馬区総合教育会議設置
26 日 第 18 回区議会議員選挙
9 月 6 日 練馬区農の学校初の「ねりま農サポーター」誕生
17 日 全国初、地方自治体独自の幼保一元化施設「練馬こども園」13 園を認定
10 月 第 20 回国勢調査実施練馬区の人口 721,722 人
10 月 24 日 第 1 回 ねりまビッグバンを光が丘地域で開催
11 月 7 日 練馬産野菜や農産物等を使用した加工品などの即売会「ねりマルシェ」初開催

- 12 月 21 日 練馬区の「これから」を考える～区政の改革に向けた資料～公表

【平成 28 年】(2016 年)

- 2 月 練馬区教育・子育て大綱策定
1 日 大泉さくら運動公園多目的運動場を人工芝化
3 月 4 日 ねりま区報が東京都広報コンクールで最優秀賞を受賞
4 月 1 日 練馬区文化振興協会の新理事長に大谷康子氏が就任
1 日 学童クラブ事業とひろば事業を一体的に運営する「ねりっこクラブ」を一部の小学校で開始
1 日 ねりま子育てサポートナビ運用開始
1 日 全小・中学校で新たな三学期制を導入
4 日 マイナンバーカードを利用して住民票などの証明書が取れるコンビニ交付サービス開始
15 日 街かどケアカフェこぼし開設
20 日 国の交通政策審議会が進めるべき 6 つのプロジェクトの一つに大江戸線延伸を選定
5 月 3 日 四季の香ローズガーデン開園
9 月 12 日 世界都市農業サミット推進委員会設置
10 月 1 日 スマートフォンなどを活用し、区民の気づきを区政に活かす「ねりまちレポーター」創設
5 日 介護人材の確保・育成を支援する「アドバイザー派遣事業」開始
10 日 区独立 70 周年プレイベント「みどりの風 練馬薪能」開催
14 日 練馬区みどりの区民会議設立
19 日 ユニバーサルスポーツフェスティバル初開催
21 日 区政改革計画一みどりの風吹くまちを実現するために一策定

【平成 29 年】(2017 年)

- 2 月 19 日 練馬つながるフェスタを初開催
- 3 月 1 日 石神井観光案内所開設
- 23 日 清水山の森(旧清水山憩いの森)開園
- 25 日 中里郷土の森開園
- 26 日 区独立 70 周年記念 練馬こぶしハーフマラソン 開催
- 4 月 1 日 空き家地域貢献事業開始
- 1 日 関越自動車道高架下を活用した、はつらつセンター大泉、大泉リサイクルセンター、大泉運動場、地域交流ひろば、地域活動倉庫を開設
- 5 月 23 日 広報キャンペーン「よりどりみどり練馬」が日本広報協会会長賞(入選)受賞
- 6 月 1 日 ひとり親家庭総合相談窓口開設
- 1 日 臨時災害放送局の取組が総務省関東総合通信局長表彰を受賞
- 5 日 地域団体と「街かどケアカフェ連携協定」を締結
- 9 日 練馬区独立 70 周年を記念して名誉区民として 2 名(野見山暁二、ちばてつや)を選定
- 7 月 3 日 窓口で聴覚障害者とのコミュニケーションを円滑に行うためのアプリ「UD トーク」を導入
- 5 日 九州北部豪雨発生
- 26 日 都内で初めてアイメイト(盲導犬)の訓練を区役所庁舎内で実施
- 28 日 「I♥(ラブ)練馬あるある」絵本・ムービーが完成
- 7 月 ねりまユニバーサルフェスとして、みんなの UD パーク、ユニバーサルスポーツフェスティバル、Nerima ユニバーサルオーケストラコンサート等を開催(開催期間 7 月～12 月)
- 8 月 1 日 練馬区 70 周年記念「くるとねりま」発行
- 1 日 練馬区独立 70 周年記念「花火フェスタ」開催
- 1 日 全国で初めて、区内在住者に加え、在勤・在学者も対

象に含めた骨髄提供者支援事業を開始

5 日 練馬区独立 70 周年記念「真夏の第九」開催

10 月 1 日 電動アシスト付自転車を使用したシェアサイクル事業の社会実験を開始

14 日 練馬区独立 70 周年記念「みどりの風 練馬薪能」開催

12 月 1 日 区役所アトリウム等区内 4 か所で無料公衆無線 LAN「Nerima Free Wi-Fi」の運用開始

【平成 30 年】(2018 年)

1 月 21 日 西武新宿線立体化促進大会を開催

2 月 13 日 区内 3 消防署と震災時における、り災証明書発行に関する協定を締結

3 月 練馬区無電柱化計画策定

4 月 1 日 心身障害者福祉手当の対象を拡大し、精神障害者を追加

1 日 ひとり暮らし高齢者等への訪問支援を区内全域で開始

1 日 高齢者在宅生活あんしん事業を開始

1 日 区内在住外国人向けフェイスブックページ「多文化ねりま～文化交流ひろばから」開設

15 日 第 19 回区長選挙、区議会議員補欠選挙(5 人)

20 日 19 代区長に前川耀男就任

6 月 1 日 地震等の災害時における電源確保の取組として「災害協力登録車制度」を創設

1 日 禁煙医療費補助事業を開始

1 日 寄付金のインターネットによる申込み、クレジットカード決済を開始

6 月 おおむね 10 年後から 30 年後の将来像を示した「グランドデザイン構想」を策定

7 月 10 日 区内警察署と「要保護児童の早期発見と児童虐待の未然防止に向けた情報共有等に関する協定」を締結

11 日 マイナンバーを活用した、保育の現況届のオンライン受付を開始

9 月 1 日 区公式ホームページを 8 年ぶりに全面リニューアル

10 月 6 日 小学生の放課後居場所説明会を初開催

16 日 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を応援する「ハンドスタンプアートプロジェクト」に、全国の自治体に先駆けて支援を開始

29 日 「訪れてみたい日本のアニメの聖地 88(2019 年版)」に練馬区が選出

11 月 1 日 区初の障害児保育園「ヘレン中村橋」が、中村橋区民センターで開園

19 日 「農の活きるまちねりま」が第 38 回緑の都市賞の国土交通大臣賞を受賞

23～25 日 世界都市農業サミット・プレイベントを開催

12 月 25 日 上石神井駅の交通広場整備事業に着手

【平成 31 年】(2019 年)

1 月 18 日 東京の民生委員制度創設 100 周年記念式典・イベントを開催

26 日 東京外かく環状道路(関越～東名)シールドマシン発進式が開催

31 日 練馬区町会・自治会の在り方検討会が、冊子「練馬区のこれからの町会・自治会運営のヒント集」を発行

2 月 2 日 区と東京あおば農業協同組合とが共同で実施した農地所有者に対する意向調査で、約 8 割の農業者が、農地面積の維持を希望

3 月 7 日 「練馬ビジネスチャンス交流会」を初開催

15 日 「第 2 次みどりの風吹くまちビジョン」を策定

21 日 ねりコレ初の PR イベント「ねりコレぐるぐるクーポン」を開催(4 月 20 日まで)

21 日 都市農業の魅力を伝える WEB サイト「TOKYO とれたて♡キッチン」を公開

26日	順天堂練馬病院と災害時に避難拠点への電力を供給する協定を締結	12日	みどりの葉っぱい基金が、「ローズガーデン」、「中里郷土の森」、「区民の森」の3つの具体的なプロジェクトから寄付先を選択できるようになった		馬区社会福祉協議会による法人後見を開始
4月 1日	ひとり親のための弁護士による法律相談・専門相談員による出張相談を開始	27日	都の『『未来の東京戦略』ビジョン』の中で、大江戸線の延伸が位置付けられた	1日	障害児への発達支援を拡充し、居宅訪問児童発達支援事業と保育所等訪問支援事業を開始
1日	練馬総合運動場が「練馬総合運動場公園」としてリニューアルオープン			3日	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、区立小・中学校を5月6日まで臨時休業
21日	第19回区議会議員選挙(定数50人)	【令和2年】(2020年)		8日	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、区立施設を5月6日まで休館
4月	練馬区みどりの総合計画策定	1月 4日	順天堂練馬病院の外來棟が完成、診療を開始	16日	国は全都道府県に対し、緊急事態宣言を発令(東京都は5月25日に解除)
【令和元年】(2019年)		4日	窓口の混雑状況等をリアルタイムで確認できる窓口情報提供システムを導入	17日	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、区職員の5割を出勤抑制
6月 3日	年齢や身体状況などを理由に住まいの確保が難しい高齢者等を対象にした住まい確保支援事業を開始	30日	新型コロナウイルス感染症拡大防止と区民の不安解消のため、健康危機管理対策本部を設置	5月 6日	区立小・中学校の休業および区立施設の休館を5月31日まで延長
3日	都児童相談センターと子ども家庭支援センター間でテレビ会議システムを導入	2月26日	新型コロナウイルス感染症対策として、区長を本部長とする危機管理対策本部会議を設置し、3月末までの区主催するイベント等に関する対応方針を決定	6日	区議会臨時会を開催し、新型コロナウイルス対策として総額777億円の補正予算を可決
18日	練馬こどもカフェをタリーズコーヒー大泉店で初開催	28日	区立小・中学校で、3月2日から春季休業まで臨時休業の実施を決定	8日	練馬区新型コロナウイルスPCR検査検体採取センターを旧光が丘第七小学校跡地に開設
7月 4日	コンビニエンスストアや薬局で、街かどケアカフェを開始	28日	東京2020オリンピック・パラリンピック大会に向けて、区がデンマークとエクアドルのホストタウンとなる	9日	6か所の区民事務所で、マイナンバーカード電子証明書関係の手続きを行う臨時窓口を開設
9月11日	日本大学芸術学部、武蔵大学および武蔵野音楽大学と世代や地域を超えた取組を進めていく包括的な連携・協力に関する協定を締結	3月 1日	「防災の手引き」「水害ハザードマップ」を区内全世帯に配布開始	15日	新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、国から給付される特別定額給付金の申請書を発送し、19日から給付開始
27日	世界都市農業サミットPRアニメを公開	11日	新型コロナウイルス感染症対策により、事業活動に影響を受けた中小事業者支援として、特別貸付を実施	5月	台風接近時に区が取り組むべき行動を時系列で示した行政タイムラインを策定
10月 1日	練馬区プレミアム付商品券「ねり丸お買物券」を都内最多となる102か所で販売開始	24日	地域医療振興協会と災害時に避難拠点への電力を供給する「地域医療コジェネレーションシステム整備に関する協定」を締結	6月 1日	新型コロナウイルス感染拡大防止を徹底しながら、区立小・中学校を再開。また、各区立施設を順次再開。
1日	幼児教育・保育の無償化開始	27日	新型コロナウイルス感染症に対する新たな練馬区方針を決定	12日	練馬城址公園の整備に向け、区、都、西武鉄道(株)、ワーナーブラザースジャパン(同)、伊藤忠商事(株)で覚書を締結
11日	ねりコレ2020を選ぶ、初の区民による投票を実施	4月 1日	区の人口が74万人を突破		
23日	「練馬区はつらつシニア活躍応援塾」事業を開始	1日	成年後見人制度を更に充実させるため、専門職が参加する検討支援会議、(福)練		
11月29日	世界都市農業サミット開催(~12月1日)				
12月 1日	世界都市農業サミット宣言を行う				
4日	民間データセンターの機器故障により、区の20のシステムに障害が発生(復旧は令和2年1月17日)				

7月 3日	区内診療所で唾液を用いたPCR 検査を開始	200 日前を記念して、洋画家で練馬区名誉区民の野見山暁治氏が制作した大会応援アート『こんな風の話』の展示を、区役所アトリウムで開始	する区民への新型コロナウィルスワクチン接種を優先的に実施するため、対象となる区民 7,800 人に接種券を発送
8日	東京あおば農業協同組合と「練馬区内の都市農業の振興と都市農地の保全に関する基本協定書」と「練馬区内の都市農地の保全に関する連携協定書」を締結	29日	22日
13日	都区共同で、「練馬区虐待対応拠点」を練馬子ども家庭支援センター内に設置	新型コロナウイルスワクチンの接種体制について、かかりつけ医による個別接種と集団接種のベストミックスにより短期間で接種完了を目指す「練馬区モデル」を策定。厚生労働省はこれを先行事例として、30 日に全国自治体に提示。	大泉学園駅北口周辺に、アニメキャラクターのデザインマンホール蓋を設置
23日	全国で初めて起震車を活用した VR 防災体験システムの運用を開始	3月 15日	26日
8月 31日	遊園地のとしまえんがこの日の 21 時に閉園し、94 年の歴史に幕を下ろす	平成 28 年から建て替え工事を行っていた光が丘清掃工場が完成	期日前投票所の混雑状況を、東京 23 区で初めてリアルタイムで配信(～ 7 月 3 日)
9月 10日	区が所蔵する区政資料を公開するウェブサイト「練馬わがまち資料館」を開設	19日	7月 1日
23日	区役所本庁舎 1 階の練馬区民事務所で、受付カウンター増設、案内ブース新設などを行い、リニューアルオープン	「映像∞文化のまち構想」に先立ち、特設ホームページを開設し、練馬区ゆかりの俳優による対談動画を配信	高齢者の補聴器購入費用助成事業の開始
26日	練馬区新型コロナウイルス PCR 検査検体採取センターを石神井公園駅西側高架下に開設	4月 1日	17日
27日	旭町二丁目、三丁目の土砂災害警戒区域で、区内初の土砂災害訓練を実施	1日	30日
10月 13日	全国初、LINE で保活支援(子どもが保育園に入園できるための保護者の活動支援)サービスを提供開始	ひとり親家庭の養育費取決めに係る公正証書作成費用等の助成を開始	東京海上日動火災保険(株)と連携し、同社保有の石神井スポーツセンターに、1 日最大 1,200 人が接種できる大規模接種会場を区独自に開設
11月 26日	区内の農業者が「ソウル都市農業国際会議」に参加	1日	8月 18日
12月 25日	都市農業や映像文化、遊園地などの練馬の魅力を映像で体験する「バーチャルねり丸ランド」を公開	田柄特別養護老人ホームで超高効率燃料電池システムの実証試験を自治体で初めて開始	区内小学校の児童が、まいごり式など昔ながらの方式で火をおこし、東京 2020 パラリンピックの聖火の種火とする
【令和 3 年】(2021 年)		練馬区医師会館内に、医療連携・在宅医療サポートセンターを開設	9月 1日
1月 4日	転入転出時等の手続きを軽減する申請書一括作成システムを導入	1日	小中学校および小中一貫教育校において、新学期を短縮授業で始業
7日	国は東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県に対し、2 度目の緊急事態宣言を発令(3 月 21 日に解除)	保育所等利用待機児童数「ゼロ」を実現	1日
19日	東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の	5月 1日	妊婦等へ新型コロナウィルスワクチンの優先接種を実施
		四季の香ローズガーデンがリニューアルオープン	4日
		6日	平成 2 年度に行われた「ねりまを聴く、し・ず・け・さ 10 選」が評価され、第 1 回日本サウンドスケープ協会賞を受賞
		5月	6日
		中小企業の資金繰りを支援するための「新型コロナウイルス感染症対応借換特別貸付」の受付開始	西武鉄道(株)から遊園地としまえんで使用していた備品の寄付を受領
		介護・障害福祉サービス事業所の利用者、従事者全員を対象に、週 1 回の PCR 検査を区独自に実施(5 月上旬～ 4 年 3 月)	17日
		6月 1日	新型コロナウイルス感染症に感染した自宅療養者への医療提供体制をさらに強化するため、総合的な「三つの柱」の取組を実施
		新型コロナウイルスワクチン接種体制「練馬区モデル」本格稼働。345 か所の診療所で個別接種を開始、週あたり約 4 万 6 千回の接種体制を確保	25日
		22日	大泉学園町希望が丘公園が全面開園
		小中学校や保育所等に勤務	10月 4日
			全国初、入園選考の基準となる保育指数を保活支援サービスでシュミレーション

	できるようにした		ン3回目接種の前倒しを発表		に、保健相談およびお薬相談を開始
18日	新型コロナウイルス感染症の軽症・中等症患者の重症化を防ぐため、練馬区酸素・医療提供ステーションで、「中和抗体療法」を開始	2月 1日	18～64歳の新型コロナウイルスワクチン3回目接種を6か月に前倒しして、区内集団接種会場で接種を開始	7月30日	小・中学生とその保護者を対象に、「夏休み！ねりま環境まなびフェスタ」を初開催
22日	中学3年生への新型コロナウイルスワクチン優先接種を開始	11日	子ども関連施設の保育士・教員等への新型コロナウイルスワクチン3回目接種をさらに促進するため、区内集団接種会場で接種を開始	8月 1日	慈誠会・練馬高野台病院が開院
11月 1日	練馬区の都市農業を知ってもらうため、区役所アトリウムに農産物自動販売機を設置するほか、アプリ「とれたてねりま」の運用、マルシェ開催など様々な取組を開始	3月 3日	区長と区議会がロシアのウクライナ侵略に抗議	21日	障害者施設の手作り品を販売するウェブサイト「ねりいちポータル」を開設
11日	新型コロナウイルスワクチン3回目接種に対応した「練馬区モデル【3回目接種】」を公表	19日	区立施設等の新型コロナウイルスワクチン集団接種会場で「予約なし」でも接種を可能とした	9月 5日	住民票の写しや戸籍証明書などの発行手数料の支払いに、キャッシュレス決済を導入
12日	区民ボランティアと協働し、保護樹林に指定している民有樹林地周辺の落ち葉清掃を開始	28日	電子母子手帳アプリ「ねりますくすくアプリ(ねりすく)」配信開始	10月 1日	障害者の意思疎通支援の取組の一つで、タブレット等を利用した、「遠隔手話通訳」を開始
13日	移動が困難な人を対象に、新型コロナウイルスワクチン訪問接種を開始	4月 1日	区が送付する封筒に音声コードの印字を開始	11日	光が丘第四中学校跡地に、新しい練馬光が丘病院が開院
12月 1～31日	区内のお店を支援するため、キャッシュレス決済サービス「PayPay」を利用したキャンペーンを開始	1日	練馬ビジネスサポートセンターで「デジタルサポート相談」および「デジタル化・イノベーション等支援特別貸付」を開始	17日	住居確保給付金等の受給者の一部に区独自の生活支援臨時給付金の給付を開始
7日	第四回練馬区議会定例会で、新型コロナウイルスワクチン3回目接種や子育て世帯への臨時特別給付等に要する約98億円の補正予算案を可決	7日	国による保育士等の処遇改善をさらに充実し、区独自に対象者を拡大して支援を実施	17日	区内の中小企業等を対象に、緊急経営支援特別貸付の申込受付を開始
27日	第二回練馬区議会臨時会を開催し、臨時特別給付金などに要する約153億円の補正予算案を可決	17日	第20回区長選挙、区議会議員補欠選挙(2人)	30日	長野県上田市のアンテナショップ「信州上田物産館 UEDA Nerima BASE」がオープン
【令和4年】(2022年)		20日	20代区長に前川耀男就任	11月 1日	こども発達支援センターで障害児一時預かり事業を開始
1月 6日	一般高齢者への新型コロナウイルスワクチン3回目集団接種を開始	5月14日	牧野富太郎博士生誕160年記念事業として、博士命名のヒメアジサイの記念植樹式を開催	1日	練馬光が丘病院で、医療的ケア児のショートステイを開始
14日	専門医のコラム「みんなが知りたいコロナのこと」を区ホームページで初公開	6月 1日	防災・減災の取組が評価され、総務省関東総合通信局長表彰を受賞	11月	「これからの図書館構想」を策定
21日	子どもたちを感染から守るため、保育士・教員等への新型コロナウイルスワクチン3回目接種の前倒しを発表	22日	練馬区障害者の意思疎通の促進と手話言語の普及に関する条例施行	12月下旬	低所得の子育て家庭に区独自の給付金を支給開始
		27日	戸籍住民課に、おくやみの手続きを一括して受け付け・案内を行う専用窓口「おくやみコーナー」を開設	【令和5年】(2023年)	
		30日	練馬区薬剤師会と連携し、国保加入者で「重複受診」「頻回受診」等の人を対象	1月11日	中村橋福祉ケアセンターに「障害者ICT相談窓口」を開設
				3月20日	高松一、二、三丁目の農の風景育成地区に「高松みらいのはたけ」がオープン
				3月	「取組体制強化プラン～区民協働 DX 人事・人材育成」を策定

4月1日	第二子以降の学校給食費無償化を開始	21日	A Iチャットボットのサービスを引越しやおくやみ手続、予防接種などの質問にも拡充	11日	子どもの相談窓口を紹介するデジタルリーフレットを区ホームページで公開
3日	牧野富太郎博士生誕160年記念事業として1年をかけて進めてきた「牧野博士の書斎再現展示」の一般公開を開始	21日	住民票の写しや戸籍証明などの請求手続のオンライン申請を開始	19日	ねりま子育て応援アプリの運用を開始
23日	第20回区議会議員選挙(定数50人)	9月21日	フレイル予防アプリ「フィット&ゴー」の配信開始	5月1日	練馬文化センターがリニューアルオープン
5月1日	としまえん跡地に都立練馬城址公園がオープン	10月1日	保育園の入園申請をオンラインで受付開始	1日	がん患者向けウィッグ等購入費用助成事業を開始
8日	新型コロナウイルス感染症の五類移行に伴い、練馬区新型コロナウイルス感染症対策本部を廃止	2日	こども発達支援センターに医療的ケア児相談窓口を開設	6月1日	区立施設88か所、区内薬局66か所をクーリングスポット(涼みどころ)として開放(順次コンビニエンスストア等にも拡充)
16日	リニューアルした豊島園駅で「スタジオツアー東京 エクスプレス」の出発式を開催	11月3日	「ねりまの森の音楽祭」を練馬総合運動場公園で開催	1日	都が子ども家庭支援センター同一施設内に練馬児童相談所を開設
6月1日	区立の直営保育園全園で紙おむつの定額利用サービス「おむつのサブスク」を開始	6日	練馬駅周辺で弾道ミサイルを想定した住民避難訓練を実施	7月1日	「ねりま協働ラボ」始動に向け、練馬を良くするアイデアを募集(～8月30日)
12日	熱中症対策として、区立施設85か所を休憩所として開放(9月5日から区内39か所の薬局へも拡大)	19日	都立光が丘公園等で全国都市農業フェスティバルを開催	1日	区内2施設で認知症なんでも相談窓口を開設
16日	としまえん跡地に「ワーナー ブラザース スタジオツアー東京－メイキング・オブ・ハリー・ポッター」が開業	【令和6年】(2024年)		1日	高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業を開始
21日	生活困窮世帯を対象に、エアコン購入費助成事業を開始	2月27日	ボランティアに関心のある人と仲間を探す団体をつなぐことを目的に、「地域活動マッチングイベント」を開催	21日	平成つつじ公園リニューアルに向けたイベント「つつじパークカフェ」を開催
21日	失語症の当事者団体の活動に意思疎通支援者を派遣する取組を開始	3月22日	「第3次みどりの風吹くまちビジョン」を策定	9月5日	パリ2024オリンピックメダリスト3選手に練馬区民栄誉賞を顕彰
7月3日	公衆浴場で高齢者のフレイル予防事業を開始	27日	順天堂練馬病院と「認知症施策の連携および自殺未遂者等支援事業に関する協定」を締結	10月1日	生活保護・障害福祉制度のA Iチャットボットを開始
11日	乳幼児一時預かり事業等の利用料を対象に、キャッシュレス決済を導入	28日	東京都理学療法士協会と「災害時における避難行動要支援者等の支援協力に関する協定」を締結	15日	オーストラリアのイプスウィッチ市友好都市提携30周年を迎える
24日	区役所業務の効率化を目的とし、生成A I(Chat GPT)の試行を開始(6年3月末まで)	4月1日	富士通Japan(株)と共同開発した住民税と国民健康保険料の未納対策を支援するA Iの運用を、全国で初めて開始	28日	パリ2024パラリンピックメダリスト2選手に練馬区民栄誉賞を顕彰
7月	練馬区薬剤師会による訪問健康相談と服薬指導の一体的相談を開始	1日	二酸化炭素排出量の削減に率先して取り組むため、区役所練馬庁舎に実質再エネ100%の電力を導入	28日	粗大ごみとして排出されていた、プラスチック製衣装ケースのリサイクルを開始
8月4日	単身の高齢者を対象に、電話や訪問で熱中症予防を緊急に呼びかける取組を開始	1日	区立の直営保育園30園で食事用エプロンの定額利用サービス「エプロンのサブスク」を開始	11月10日	長野県上田市との友好都市提携30周年を迎える
				16～17日	「全国都市農業フェスティバル2025」プレイベントを都立光が丘公園で開催

【令和7年】（2025年）

- 1月6日 南大泉・東大泉地域でデマ
ンドタクシーの実証運行開
始（～3月31日）
- 14日 ねりま電子図書館がオー
プ
ン
- 21日 福祉・保育等分野の人材育
成・確保に向け、十文字学
園女子大学と包括的な連携
・協力に関する協定を締結
- 2月6日 区内事業者と求職者のマッ
チングの場として合同企業
説明会を開催
- 3月27日 「美術のまち構想」を策定

※令和7年4月～令和8年3月につい
ては「練馬区この1年」（2～6ペー
ジ）をお読みください。

関連文書一覧

各所管課が発行する、練馬区勢概要に掲載の項目や関連する事業等をまとめた冊子等を一覧としている。

- ・「税務概要 令和7年度版（2025年度版）」
練馬区区民部税務課・収納課（令和7年9月発行）
- ・「練馬区教育要覧 令和7年版（2025年版）」
練馬区教育委員会（令和7年9月発行）
- ・「ねりまの福祉 令和7年版（2025年版）」
練馬区福祉部管理課（令和7年9月発行）
- ・「ねりまの保健衛生 令和7年版（2025年版）」
練馬区健康部・保健所・地域医療担当部（令和7年9月発行）
- ・「練馬区の環境 令和6年度（2024年度）報告」
練馬区環境部環境課（令和7年9月発行）
- ・「ねりまの国保 令和7年度（2025年度）令和6年度実績」
練馬区区民部国保年金課・収納課（令和7年9月発行）
- ・「ねりまの後期高齢者医療 令和7年度（2025年度）令和6年度実績」
練馬区区民部国保年金課（令和7年12月発行）

【表紙】

右上：きょうだい児支援事業

中央左：全国都市農業フェスティバル2025のにぎわい

右下：四季の香ローズガーデン

【裏表紙】

上：都営大江戸線の延伸実現に向けて

下：伝統の練馬大根と一緒に



練馬区勢概要

令和8年版（2026年版）

令和8年（2026年）9月発行

編集 練馬区総務部情報公開課
発行

住所 東京都練馬区豊玉北6丁目12番1号

電話 03-3993-1111（代表）

練馬区公式ホームページアドレス

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/>

非核都市練馬区宣言

世界の恒久平和は、人類共通の願いである。しかし、近年、核軍拡競争は、激化し、世界平和に深刻な脅威をもたらしている。

われわれは、世界最初の被爆国民として、平和憲法の精神に沿って、核兵器の全面禁止と軍縮の推進について積極的な役割を果たすべきである。

わが練馬区および練馬区民は、日本国憲法に掲げられた恒久平和の理念を生かし、また、日本の国是である非核三原則（造らず、持たず、持ち込ませず）が完全に実施されることを願い、わが練馬区の区域内に、いかなる国のいかなる核兵器も、製造、配備、貯蔵することはもとより、飛来、通過することをも拒否する。

練馬区および練馬区民は、さらに他の自治体とも協力し、核兵器の廃絶と軍縮にむけて努力することを宣言する。

昭和五十八年十月三日

練馬区

交通安全都市練馬区宣言

交通安全の確保は区民共通の願いである。しかし区内では尊い人命を奪うような事故を始め多くの交通事故が発生し、区民生活においても危機感をつのらせている。

練馬区および練馬区民は、持てる力を結集し、交通事故防止のために欠くことができない道路環境を整備するとともに、一人ひとりが交通マナーを高め、交通ルールを守ることを決意した。練馬区および練馬区民は、生命尊重、人間優先の理念に基づき、交通事故のない安全で安心して暮らせるまちの実現に向けて努力することをここに宣言する。

平成十年十二月十五日

練馬区

健康都市練馬区宣言

私たちは、家族や地域の人々とのふれあいのなかで、生きがいに満ちた自分らしい生涯を望み、健康であることを願っています。

健康づくりは、私たち自身が日々の生活のなかで、「自分の健康は自分で守り、つくる」ことを自覚し、実践することから始まります。

健康は、私たち一人ひとりの主体的な取組と地域社会の積極的な支援とが一体となって確かなものとなります。練馬区および練馬区民は、だれもが、自分の生き方に自信と誇りを持ち、生きる喜びとともに分かちあえる、健康と活力あふれるまち、ふるさとねりまの実現をめざします。

練馬区および練馬区民は、健康こそ生活の基盤であり、福祉の原点との認識のもと、みどり豊かな環境のなか、健康づくりのさらなる発展を決意し、ここに健康都市練馬区を宣言します。

平成十三年十月八日

練馬区

環境都市練馬区宣言

私たちは、武蔵野の台地に広がった雑木林や農地と調和したみどりと水の豊かなまち練馬を誇りにしてきました。しかし、そうしたまちの風景は、次第に失われつつあります。

また、資源とエネルギーを大量に消費する暮らしや事業活動のあり方は、地球温暖化の原因となる温室効果ガスなどの環境負荷を発生させ、地域のみならず地球環境に対して大きな影響を与えるようになっていきます。

多くの人々の努力により守られてきた環境資産を大切にしながら、快適で安心して暮らすことのできる環境をつくり、つぎの世代に引き継いでいくことは、今を生きる私たちの責務です。

練馬区に住み、働き、学び、集う私たちは、協力して、「みどりや水と共生する美しいまち」「安全で健康に暮らせる生活環境のまち」「資源やエネルギーを大切に循環のまち」「環境にやさしいところを育み行動の環が広がるまち」を築くことを誓い、ここに環境都市練馬区を宣言します。

平成十八年八月一日

練馬区

